Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE
since 2004

令和３年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和４年３月16日

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設され、平成 24(2012)年 4 月には公益法人制度改革により「公益財団法人」に移行しました。

評価機構が行う評価の目的は、大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することであります。また、これまで、評価機構と各大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学の特性に配慮するとともに、個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取組んで来ました。

令和 2(2020)年度までの 16 年間において、延べ 692 の大学、19 の短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 3 度実施し、特色ある取組みや他校等の参考となる優れた取組み等を公表して来ました。

平成 30(2018)年度から始まった認証評価制度の第 3 期においては、内部質保証を重視した認証評価を実施しています。また、学校教育法等の改正が令和 2(2020)年 4 月 1 日から施行され、各評価機関に対し、評価基準に適合しているか否かの認定が義務付けられることになり、従来からの「保留」の判定ができなくなりました。このため、令和 2(2020)年度以降の当機構の認証評価では、「不適合」と内示された大学については、大学評価判定委員会における評価結果が確定するまでに指摘事項の改善などが確認できた場合は、「適合」の判定への変更を可能とするなど、評価制度の見直しを行いました。

令和 3(2021)年度の評価では、56 大学の認証評価の申請を受理しました。年度当初から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、再び「緊急事態宣言」下での評価の実施を余儀なくされたため、令和 2(2020)年度と同様、オンラインでの書面調査及び実地調査を行いました。その後、評価結果案について大学からの意見申立てを受付け、大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」を取りまとめ、令和 4(2022)年 3 月 16 日の理事会で承認を得て、公表することとなりました。

今後、大学機関別及び短期大学機関別認証評価に加え、専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んで行く所存ですので、ご支援とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、各大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、コロナ禍での諸対応にご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 4(2022)年 3 月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　石井　正彦

目　　次

Ⅰ　令和 3 年度　大学機関別認証評価等について
1　評価機構の概要 7
2　目的 7
3　評価実施大学 7
4　評価体制 8
5　経過 8
6　評価結果の概要 10
資料 12
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則 12
組織図 14
大学評価判定委員会委員名簿 14
評価員名簿 15

Ⅱ　令和 3 年度　大学機関別認証評価　評価結果
1 愛知文教大学 27
2 愛知みずほ大学 44
3 SBI 大学院大学 60
4 江戸川大学 79
5 大阪音楽大学 99
6 大妻女子大学 118
7 岡山商科大学 137
8 嘉悦大学 155
9 金沢学院大学 171
10 鎌倉女子大学 187
11 岐阜女子大学 206
12 九州看護福祉大学 224
13 九州国際大学 244
14 京都先端科学大学 262
15 桐生大学 281
16 神戸芸術工科大学 297
17 神戸国際大学 315
18 神戸常盤大学 333
19 国際医療福祉大学 351
20 三育学院大学 369
21 志學館大学 387
22 静岡理工科大学 404

23 修文大学 423
24 十文字学園女子大学 440
25 湘南医療大学 457
26 昭和大学 474
27 昭和音楽大学 493
28 仁愛大学 511
29 成安造形大学 529
30 帝京大学 545
31 東京工科大学 563
32 東京女子体育大学 582
33 同朋大学 599
34 長崎外国語大学 617
35 名古屋文理大学 635
36 奈良大学 652
37 新潟経営大学 670
38 新潟国際情報大学 689
39 西日本工業大学 706
40 日本歯科大学 723
41 梅光学院大学 743
42 函館大学 761
43 ハリウッド大学院大学 776
44 比治山大学 793
45 広島文化学園大学 811
46 びわこ学院大学 830
47 福山平成大学 849
48 富士大学 866
49 北陸大学 882
50 北陸学院大学 902
51 北海学園大学 919
52 北海道科学大学 939
53 南九州大学 957
54 武蔵野音楽大学 974
55 ヤマザキ動物看護大学 991
56 麗澤大学 1007

Ⅰ　令和３年度　大学機関別認証評価等について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。加えて、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和 4(2022)年 3 月 1 日現在、全国 346 大学と 25 短期大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が大学からの要請に基づいて行う認証評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的とします。

○ 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
○ 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
○ 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

3　評価実施大学

令和 3(2021)年度は、56 大学の認証評価を実施しました。大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（56 大学）（五十音順）

1. 愛知文教大学	2. 愛知みずほ大学	3. SBI 大学院大学
4. 江戸川大学	5. 大阪音楽大学	6. 大妻女子大学
7. 岡山商科大学	8. 嘉悦大学	9. 金沢学院大学
10. 鎌倉女子大学	11. 岐阜女子大学	12. 九州看護福祉大学
13. 九州国際大学	14. 京都先端科学大学	15. 桐生大学

16. 神戸芸術工科大学　17. 神戸国際大学　18. 神戸常盤大学
19. 国際医療福祉大学　20. 三育学院大学　21. 志學館大学
22. 静岡理工科大学　23. 修文大学　24. 十文字学園女子大学
25. 湘南医療大学　26. 昭和大学　27. 昭和音楽大学
28. 仁愛大学　29. 成安造形大学　30. 帝京大学
31. 東京工科大学　32. 東京女子体育大学　33. 同朋大学
34. 長崎外国語大学　35. 名古屋文理大学　36. 奈良大学
37. 新潟経営大学　38. 新潟国際情報大学　39. 西日本工業大学
40. 日本歯科大学　41. 梅光学院大学　42. 函館大学
43. ハリウッド大学院大学　44. 比治山大学　45. 広島文化学園大学
46. びわこ学院大学　47. 福山平成大学　48. 富士大学
49. 北陸大学　50. 北陸学院大学　51. 北海学園大学
52. 北海道科学大学　53. 南九州大学　54. 武蔵野音楽大学
55. ヤマザキ動物看護大学　56. 麗澤大学

4　評価体制

認証評価を実施するに当たって、国公私立大学の関係者、高等学校関係者、学協会及び経済団体の関係者等で構成する「大学評価判定委員会」（以下、「判定委員会」という。）の下に、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、会員大学等から推薦された 500 余人の評価員候補者の中から、申請大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選出しました。令和 3(2021)年度認証評価は、18 人の判定委員会委員と 274 人の評価員の体制で実施しました（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 12 ページ以降を参照）。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

また、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う認証評価の運用について」の通知を踏まえて、以下の会議及び実地調査等は全てオンラインで実施しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として大学関係者と面談を行いました。施設設備については、大学が作成した動画で確認し、評価員会議室に備え置く資料については書面調査時に請求するなど、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、56 大学中 32 大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、56 大学中 9 大学から意見申立てがありました。

(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

(9) 判定委員会における評価結果の確定

大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

(10) 理事会における承認

令和 4(2022)年 3 月 16 日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認されました。

(11) 通知・公表

評価結果を大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
令和 2(2020)年 7 月末	令和 3 年度 大学機関別認証評価　申請書を受理
10 月 27 日	令和 3 年度大学機関別認証評価　責任者及び自己評価担当者説明会を開催（動画配信）
11 月上旬～12 月上旬	個別相談会の実施
令和 3(2021)年 1 月 19 日	大学へ実地調査日程の通知
5 月 27 日	第 1 回大学評価判定委員会開催（認証評価・再評価を担当する評価員の承認等）
5 月 28 日	大学へ評価員の通知
6 月 28 日～	令和 3 年度 機関別認証評価　評価員セミナーの開催（動画配信）
～6 月末	自己点検評価書を受理
	即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月 5 日～7 日	実地調査のオンライン実施に関する説明会
8 月下旬～10 月上旬	第 1 回評価員会議開催※
9 月上旬～10 月下旬	「書面質問と依頼事項」を大学へ送付※
9 月下旬～11 月上旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
10 月上旬～11 月下旬	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月下旬～12 月中旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 18 日	第 2 回大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12 月 20 日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12 月 21 日	大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～令和 4(2022)年 1 月 13 日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
1 月 31 日	第 3 回大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
2 月 3 日	大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 14 日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 21 日	意見申立て審査会開催
3 月 3 日	第 4 回大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 16 日	理事会で評価結果承認
3 月 16 日	大学へ評価結果などを送付
3 月 17 日	文部科学大臣へ報告
3 月 25 日	社会へ公表

※の月日は大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 56 大学のうち、55 大学は、評価機構が定める大学評価基準を満た

しており、「適合」と判定しました。この 55 大学のうち、31 大学に対しては令和 4(2022)年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、評価機構への提出を求めました。

また、大学評価基準を満たしていないとした 1 大学については、「不適合」と判定しました。

「適合」とした大学　（☆は「改善報告書」の提出を求めた大学）

愛知文教大学／☆愛知みずほ大学／☆SBI 大学院大学／☆江戸川大学／☆大阪音楽大学／大妻女子大学／☆岡山商科大学／嘉悦大学／☆金沢学院大学／鎌倉女子大学／☆岐阜女子大学／☆九州看護福祉大学／九州国際大学／京都先端科学大学／☆桐生大学／神戸芸術工科大学／☆神戸国際大学／☆神戸常盤大学／国際医療福祉大学／志學館大学／☆静岡理工科大学／☆修文大学／十文字学園女子大学／☆湘南医療大学／☆昭和大学／昭和音楽大学／仁愛大学／成安造形大学／☆帝京大学／☆東京工科大学／☆東京女子体育大学／☆同朋大学／長崎外国語大学／名古屋文理大学／☆奈良大学／☆新潟経営大学／新潟国際情報大学／西日本工業大学／☆日本歯科大学／☆梅光学院大学／函館大学／☆ハリウッド大学院大学／比治山大学／☆広島文化学園大学／びわこ学院大学／☆福山平成大学／富士大学／☆北陸大学／北陸学院大学／☆北海学園大学／☆北海道科学大学／南九州大学／武蔵野音楽大学／☆ヤマザキ動物看護大学／☆麗澤大学／

「不適合」とした大学

三育学院大学

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第１０条第４項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

（適合）

第２条　本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、「適合」と判定する。

（不適合）

第３条　本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定する。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定することができる。

（基準ごとの評価）

第４条　判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

２　全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

４　基準１から基準５までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

５　基準６において、満たしていない基準項目がある場合は「基準６を満たしていない。」と評価する。

（独自基準の評価）

第５条　独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

（基準項目ごとの評価）

第６条　判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

２　大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

４　「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。

５　「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

６　「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

（評価報告書案の構成）

第７条　評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

２　前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

（改廃）

第８条　この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附　則

１　この細則は、平成３０年５月２３日から施行する。

２　公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、なお従前の例による。

組織図

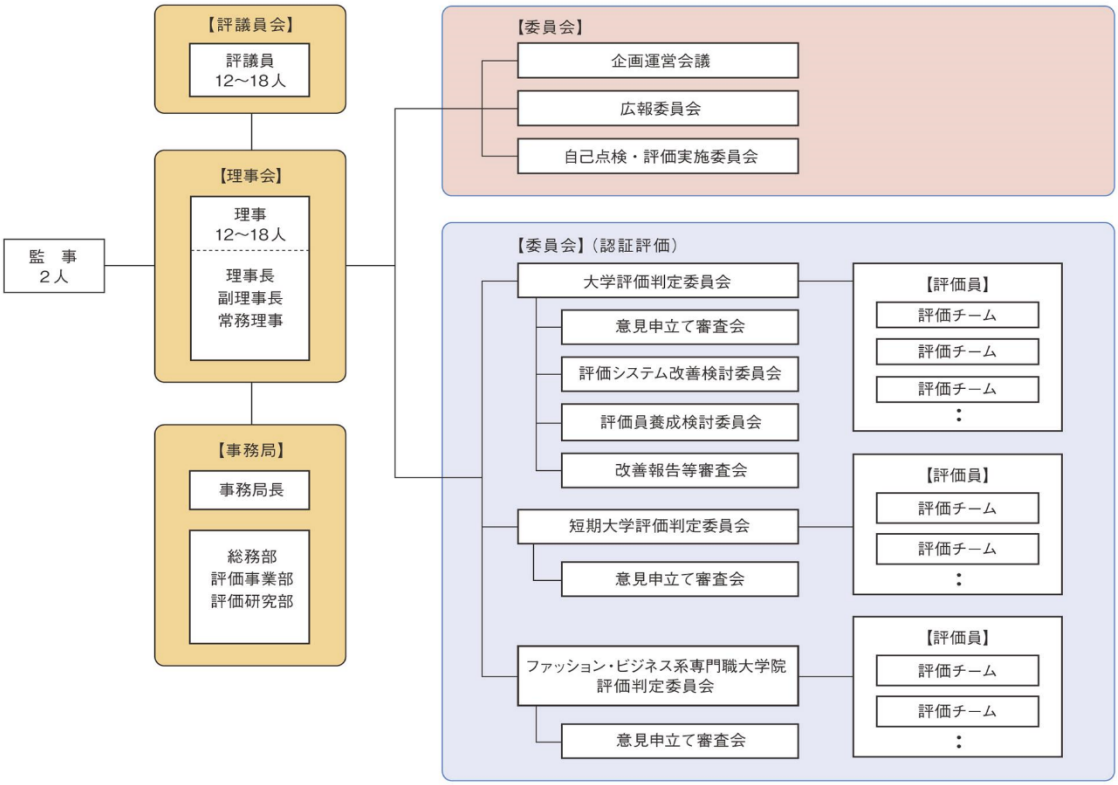

大学評価判定委員会委員名簿

（令和 4(2022)年 1 月現在　委員長・副委員長以外は五十音順）

役　名	名　前	所属機関・役職
委員長	安井　利一	学校法人明海大学理事
		明海大学学長
副委員長	冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長
		帝京大学学長
委員	浅田　尚紀	公立大学法人奈良県立大学副理事長
		奈良県立大学学長
〃	内田　伸子	環太平洋大学教授
		お茶の水女子大学名誉教授
〃	大森　昭生	共愛学園前橋国際大学学長
〃	久保　公人	学校法人尚美学園理事長
		尚美学園大学学長
〃	小林　浩	リクルート進学総研所長
		リクルート「カレッジマネジメント」編集長
〃	後藤　泰之	学校法人名古屋電気学園理事長
		愛知工業大学学長

役　名	名　前	所属機関・役職
〃	清水　一彦	国立大学法人山梨大学理事 山梨大学副学長
〃	高橋　あゆち	学校法人井之頭学園理事長
〃	畑山　浩昭	桜美林大学学長
〃	濱田　勝宏	学校法人文化学園理事長、文化学園大学学長 文化ファッション大学院大学学長
〃	福井　直敬	学校法人武蔵野音楽学園理事長
〃	藤井　耐	学校法人高千穂学園理事長
〃	丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長 埼玉医科大学短期大学学長
〃	三田村　典昭	三田村会計事務所代表
〃	両角　亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
〃	山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事、北翔大学学長

評価員名簿

（令和 4(2022)年 1 月現在　五十音順）

名　前	所属機関・役職
青柳　卓弥	平成国際大学法学部教授
浅田　哲巳	学校法人香川学園（宇部フロンティア大学）理事、事務局長
浅野　和生	平成国際大学法学部教授、大学院法学研究科長、キャリアセンター長
足立　匡行	桜美林大学副学長、教授
足達　義則	中部大学附属三浦記念図書館長、経営情報学部経営総合学科教授
阿部　温子	桜美林大学リベラルアーツ学群長、教授
安部　陽子	日本赤十字看護大学看護管理学教授
安部　孝	名古屋芸術大学人間発達学部子ども発達学科長、教授
荒川　志津代	名古屋女子大学文学部長、教授
安藤　明美	学校法人安城学園（愛知学泉大学）理事、家政学部長、教授
安倍　武司	別府大学大学事務局次長、教務事務部長、地域連携推進センター事務長
五百竹　宏明	北陸大学経済経営学部教授
五十嵐　勝	学校法人西南女学院法人本部事務局長、西南女学院大学事務部長
井沢　清人	愛知工業大学研究支援本部事務長
石上　智規	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人本部業務担当部長
石倉　隆	大阪保健医療大学副学長、保健医療学部教授
石田　愛子	芦屋大学臨床教育学部児童教育学科主任、教授
石田　直城	学校法人名古屋石田学園理事（法人本部長）、星城大学学監
石塚　一彌	東京富士大学教授
和泉　勝三	徳島文理大学経理部副部長

名　前	所属機関・役職
泉　洋成	学校法人北陸大学理事
磯　雄二	日本工業大学財務部長
磯貝　明	人間環境大学副学長
磯田　厚子	学校法人香川栄養学園理事、女子栄養大学副学長、教授
伊藤　勝彦	摂南大学事務局長
伊藤　栄晃	埼玉学園大学人間学部人間文化学科教授
稲垣　正義	愛知文教大学 IR 推進室長
稲ヶ部　正幸	中部大学学事部担当部長
稲木　光晴	西南女学院大学保健福祉学部福祉学科教授
井上　久敬	学校法人二階堂学園（日本女子体育大学）法人本部長兼総務部長
井上　雅之	学校法人早稲田医療学園理事、人間総合科学大学事務長代行
岩田　治泰	朝日大学財務部長
岩浪　始由	学校法人光星学院（八戸学院大学）事務局長
鵜池　幸雄	学校法人沖縄国際大学常務理事、沖縄国際大学産業情報学部教授
植田　福裕	羽衣国際大学副学長
上野　隆幸	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科教授
上野　剛	学校法人三幸学園執行役員、総務部統括部門長
宇田　淳	滋慶医療科学大学大学院教授
梅田　勝利	九州共立大学経済学部経済・経営学科教授、地域連携推進センター副所長
梅宮　れいか	福島学院大学副学長、保育学科教授
漆原　光徳	四国学院大学学生支援・総務担当副学長、教授
江口　幹也	埼玉医科大学大学事務部医学部事務室次長
江端　源治	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）理事長、学園長
大石　美佳	鎌倉女子大学家政学部家政保健学科教授、学生センター長
大江　重治	大阪樟蔭女子大学大学事務局長兼法人事務部長（総務、財務担当）
大久保　秀子	浦和大学副学長、こども学部教授、こどもコミュニティセンター長、地域連携センター長
大友　克之	朝日大学学長
岡島　礼	東京音楽大学准教授
岡戸　巧	学校法人拓殖大学常勤理事
岡本　和彦	東京成徳大学国際学部国際学科長、教授
冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
小田　久洋	四日市大学事務局長
小田桐　忍	聖徳大学児童学部児童学科教授
小田切　夕子	麻布大学総務部長
小野　英生	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）副理事長

名　前	所属機関・役職
小野寺　利幸	淑徳大学埼玉事務局長
小原　欣士	学校法人宝塚大学常務理事、宝塚大学大学事務局長
甲斐　良隆	京都情報大学院大学教授
角野　由香	麻布大学研究推進課長兼産学連携室長
笠井　真一郎	学校法人女子美術大学財務部長
梶田　美香	名古屋芸術大学地域交流センター長、芸術学部舞台芸術領域主任、教授
片山　学	美作大学事務局長
勝田　真也	日本体育大学事務局次長、秘書室長
加藤　伸吾	広島工業大学事務局次長
蒲　和重	岡山商科大学経営学部教授、教務部長
神谷　眞弓子	東海学院大学学長
唐川　千秋	倉敷芸術科学大学教授
河瀬　晴夫	熊本保健科学大学事務局長
河田　正樹	徳山大学経済学部教授
川手　雅人	多摩大学多摩キャンパス事務長
川並　孝純	学校法人東京聖徳学園（聖徳大学）学園事務局長
川野　常夫	摂南大学副学長
川野　祐二	学校法人エリザベト音楽大学理事長、エリザベト音楽大学学長
川辺　英明	学校法人桑沢学園評議員、法人事務部長補佐、東京造形大学教務課長
川村　大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）学院長、理事長
河盛　昭彦	大阪国際大学財務会計課長
木内　祐二	昭和大学副学長、薬理科学研究センター長、医学部教授
北折　貴子	杉野服飾大学服飾学部長、教授
木藤　新吾	学校法人愛知産業大学理事、法人事務局長
木村　勝彦	長崎国際大学副学長、IR センター長、産学連携・研究支援センター長、学校法人九州文化学園評議員
久木野　憲司	西九州大学長
久保　光輝	神田外語大学学生支援部ゼネラルマネージャー
久保田　健夫	前　聖徳大学大学院教職研究科教授
粂　幹夫	大阪樟蔭女子大学大学事務部長
倉島　清隆	学校法人日本工業大学理事、日本工業大学財務部参与
倉田　節子	鈴鹿医療科学大学看護学部看護学科教授
蔵野　雅行	学校法人北海道科学大学財務部長
栗田　康文	学校法人平安女学院事務局長
黒須　利夫	聖徳大学文学部文学科教授、言語文化研究科長
黒瀬　英夫	学校法人尚絅学園常務理事、学園事務局長

名　前	所属機関・役職
桑田　知明	学校法人江戸川学園（江戸川大学）法人事務局総務部長
越立　政彦	名城大学事務局長補佐、ナゴヤドーム前キャンパス事務部長、情報センター事務部長
小出　龍郎	愛知学院大学前高等教育研究所長、教授、愛知学院大学短期大学部教授
河野　美紀子	梅光学院大学学長補佐
小島　基永	東京医療学院大学 IR・企画室長、教授
後藤　彰寛	学校法人桜美林学園法人本部長
小室　晴陽	北翔大学教育文化学部教授、北方圏学術情報センター長、大学院生涯学習学研究科長
小山　亜紀	倉敷芸術科学大学事務局長
古山　武幸	学校法人常葉大学法人本部財務部長
今野　裕之	目白大学副学長
在川　洋平	森ノ宮医療大学健康管理部長、附属図書館副館長
齋藤　真左樹	日本福祉大学副学長
斎藤　正寿	兵庫大学生涯福祉学部こども福祉学科准教授
坂根　一生	九州国際大学大学事務局長
佐々木　健郎	東北医科薬科大学教授
佐々木　弘子	聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科教授
佐藤　栄作	奥羽大学薬学部教授
佐藤　吉朗	十文字学園女子大学総務部人事課長、学校法人十文字学園法人本部兼務
澤口　敏明	日本医療大学事務局参事
澤本　武博	ものつくり大学学長補佐（将来計画担当・認証評価担当）、技能工芸学部建設学科教授
志賀　政明	北海道千歳リハビリテーション大学事務局長
重盛　次正	学校法人国立音楽大学理事
篠崎　惠美子	人間環境大学看護学部長、看護学研究科長、教授
柴田　雅祥	人間総合科学大学教授
嶋住　英夫	日本女子体育大学法人本部経理課長
清水　明男	学校法人羽衣学園常務理事、羽衣国際大学大学事務局長、総合企画室長、共通教育開発センター長
清水　道明	横浜創英大学企画部長
下山　貴宏	大阪樟蔭女子大学事務部長代理
下山　直人	千葉工業大学大学改革推進室長
神　雅彦	日本工業大学教育研究推進室長、基幹工学部機械工学科教授
鈴木　一夫	桜花学園大学事務局長
鈴木　和彦	北海道科学大学副学長、工学部電気電子工学科教授

名　前	所属機関・役職
鈴木　勉	学校法人大妻学院（大妻女子大学）常任理事、事務局長
鈴木　俊明	関西医療大学大学院保健医療学研究科長、教務部長、教授
鈴木　寿	学校法人尚絅学院（尚絅学院大学）経営戦略室長兼経営管理部長兼人事課長
鈴木　寛	八戸工業大学工学部機械工学科教授
住　智明	学校法人神戸学院理事、神戸学院大学大学事務局長
関矢　貴秋	仙台大学入試創職部長、教授
染谷　聡子	筑波学院大学事務局次長、監査室長
高崎　義輝	仙台大学体育学部健康福祉学科長、教授
髙瀬　泰利	玉川大学教育情報・企画部長
髙田　恵美	玉川大学キャリアセンター次長
髙田　隆	徳山大学学長
高藤　清美	筑波学院大学教授、経営情報学部長
髙橋　一公	東京未来大学モチベーション行動科学部長、教授
髙橋　正行	東北工業大学大学事務局次長、技術支援センター事務長
高橋　偉茂	学校法人朝日大学常務理事
高原　幸治	桜美林大学入学部長、学長補佐（入学・高大連携担当）
髙久　正史	学校法人瓜生山学園（京都芸術大学）財務担当理事、法人事務局長補佐
田口　敏行	静岡産業大学教授
竹内　治彦	学校法人大垣総合学園理事、岐阜協立大学学長、教授
竹下　典行	学校法人ものつくり大学専務理事
武田　信三	鎌倉女子大学経理部長
竹野　純一郎	中国学園大学国際教養学部国際教養学科長、教授
竹部　正樹	明海大学総務部長
竹村　一夫	大阪樟蔭女子大学副学長、学芸学部ライフプランニング学科教授
竹屋　元裕	熊本保健科学大学学長
田中　聡	朝日大学事務局長
田中　孝征	学校法人札幌大谷学園理事、法人本部次長兼総務課長、札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部事務局長
田中　直喜	山陽学園大学事務部次長（総務課長事務取扱）
田中　秀和	麻布大学教務部教務課主監
田中　義郎	学校法人桜美林学園理事、桜美林大学副学長、大学院教授
谷川　宮次	比治山大学副学長、比治山大学短期大学部副学長
種市　康太郎	桜美林大学リベラルアーツ学群領域長（人文）、教授
田野　宏	千葉商科大学商経学部教授
太原　孝英	目白大学副学長、学校法人目白学園理事

名　前	所属機関・役職
辻　幸代	関西医療大学保健看護学部長、教授
辻井　康孝	羽衣国際大学事務局次長
土澤　健一	学校法人弘前城東学園理事、弘前医療福祉大学副学長
恒川　孝司	学校法人中西学園常務理事、法人事務局長、名古屋外国語大学副学長、名古屋学芸大学副学長
坪井　始	福山平成大学学長
寺西　正光	大阪電気通信大学大学事務局長
徳田　守	学校法人金沢工業大学理事、法人本部財務部長
徳永　千尋	日本医療科学大学 IR 推進室長、教授
戸松　玲子	大阪青山大学健康科学部子ども教育学科長、教授
豊田　久美子	京都看護大学学長
中　徹	群馬パース大学リハビリテーション学部理学療法学科長、教授
中川　仁	明海大学外国語学部教授
中川　ひろみ	宝塚大学看護学部長、教授
長坂　祐二	学校法人香川学園理事長、宇部フロンティア大学学長
長澤　正志	淑徳大学千葉事務局長
永田　一郎	国際医療福祉大学経理部長
中田　周作	中国学園大学子ども学部子ども学科准教授
長田　真一	学校法人文理学園法人本部経理部長
中野　尚美	大阪保健医療大学事務局事務部長兼学校法人福田学園本部企画室長
長野　義明	学校法人獨協学園理事、姫路獨協大学事務局長
中村　忠司	学校法人玉田学園（神戸常盤大学）常務理事・法人本部長
中村　哲也	共栄大学教授
中村　礼二	松本大学キャリアセンター課長
中山　明彦	学校法人文化学園学園本部経理部財務課兼ビル管理課長
中山　孝男	学校法人東邦学園理事、愛知東邦大学経営学部教授
中山　浩之	明海大学事務局長
西川　出	大阪工業大学教授
西川　直亮	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）法人本部次長
西川　光俊	学校法人大阪産業大学理事、法人本部事務局総務部長
西嶋　淳	大阪商業大学経済学部経済学科教授、副学長、経済学部長
西田　徹	学校法人稲置学園（金沢星稜大学）財務部長
西野　耕太郎	金城大学経理部長
西畑　一哉	学校法人二松学舎常任理事（企画・財務部長）
野原　真理	聖徳大学看護学部看護学科教授
計屋　昭生	愛知産業大学事務局長兼教務学生部長
畑山　浩昭	桜美林大学学長

名　前	所属機関・役職
花村　哲	筑紫女学園大学改革推進室参事
塙　和明	東京成徳大学子ども学部子ども学科長、教授
馬場　有里子	エリザベト音楽大学教授
早坂　三郎	学校法人甲子園学院理事、甲子園大学客員教授
林　啓子	学校法人常葉大学常務理事、法人本部事務局長、人事部長
林　隆嗣	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科、教授
林　英雄	名古屋文理大学法人事務局 IR 企画課長
原島　正衛	北星学園大学教授
原田　明人	椙山女学園大学企画広報部長
原田　奈々子	杏林大学総合政策学部教授
春田　佳代	修文大学看護学部看護学科長、教授
久野　恭義	学校法人尚絅学園学園事務局総務部長
日野　隆生	東京富士大学教授
姫野　雅子	桐朋学園大学音楽学部教授
福井　直昭	学校法人武蔵野音楽学園理事、武蔵野音楽大学学長、教授
福田　真一	東北文教大学准教授
福永　清貴	国士舘大学法学部現代ビジネス法学科教授、比較法制研究所長
藤田　武夫	大手前学園常務理事、法人本部財務部長
藤田　幸敏	愛知学泉大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科教授
藤原　眞一	大阪歯科大学歯学部化学教室主任教授
藤原　芳朗	鈴鹿医療科学大学附属図書館長、保健衛生学部医療福祉学科長、教授
堀田　一	東海学園大学事務局課長（財務課設置準備担当）
本多　正樹	東京国際大学経済学部長、教授
本田　康裕	国士舘大学理工学部理工学科教授、理工学部長
前田　克彦	帝京科学大学事務局長、学長補佐（総括）
牧角　悦子	二松学舎大学教授、東アジア学術総合研究所長、学校法人二松学舎理事
町田　明広	神田外語大学准教授
松崎　元	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授
松﨑　健	高千穂大学総務部長
松嶋　達彦	大阪樟蔭女子大学法人事務部長（経営戦略担当）
松田　晃	畿央大学入学部部長
松田　洋和	純真学園大学教務部長、保健医療学部教授
松田　藤夫	学校法人作陽学園（くらしき作陽大学）副理事長
松田　光恵	くらしき作陽大学学長補佐、子ども教育学部子ども教育学科准教授
松永　浩徳	日本工業大学教務部事務部長
松永　雅弘	長崎国際大学大学評価・IR 室長

名　前	所属機関・役職
松本　幸広	星槎大学大学院横浜キャンパス長
丸木　清之	学校法人埼玉医科大学理事長
宮川　博光	千葉工業大学審議役
宮川　祐志	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）常勤監事
三宅　英文	安田女子大学文学部教授
宮地　啓介	美作大学生活科学部児童学科教授
三輪　直之	宇部フロンティア大学副学長、教授
美和　佳紀	学校法人名古屋自由学院理事、名古屋芸術大学副学長
向　雅彦	学校法人西南女学院理事長
武藤　正美	学校法人名城大学理事、事務局長
村田　尚久	鈴鹿医療科学大学大学事務局長
村田　直哉	名古屋造形大学准教授
森　光次郎	学校法人明星学苑（明星大学）学苑・大学事務局長
森田　康晴	学校法人甲子園学院（甲子園大学）法人事務局会計課長
森本　芳弘	摂南大学枚方事務室長
焼廣　益秀	広島国際大学学長
八代　克彦	ものつくり大学技能工芸学部建設学科教授、学長補佐
安井　利一	学校法人明海大学理事、明海大学学長
安田　英土	江戸川大学教授
安田　実	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学特任教授
谷次　照雄	帝京平成大学池袋キャンパス総務課長補佐
柳川　周郎	学校法人鶴学園法人局長、広島工業大学事務局長
柳田　佳子	文化学園大学服装学部ファッションクリエイション学科教授
藪田　早苗	学校法人鎌倉女子大学理事、総務部長
山内　京子	広島文化学園大学学部長、教授
山崎　千鶴	玉川大学教学部事務次長
山﨑　真克	比治山大学現代文化学部長、比治山大学大学院現代文化研究科長、教授
山路　道彦	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人財務担当部長
山田　ゆかり	名古屋文理大学副学長、健康生活学部長、教授
山田　芳樹	名古屋芸術大学経営本部副本部長兼学務部長
山本　一世	大阪歯科大学歯学部歯科保存学講座主任教授
山本　覚	福山大学学長補佐、生命工学部長、生命工学部教授
山本　智也	大阪成蹊大学教育学部長、教授
山本　昌直	学校法人大阪成蹊学園常務理事、法人事務本部長兼リスク管理統括本部長
山本　正人	弘前医療福祉大学事務部長

名　前	所属機関・役職
山谷　敬三郎	学校法人北翔大学理事、北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長
吉岡　眞知子	学校法人村上学園理事、東大阪大学学長、東大阪大学短期大学部学長
吉田　修	愛知産業大学経営学部総合経営学科、教授
吉永　早苗	東京家政学院大学副学長、教授
吉野　知義	神田外語大学学術・研究支援部ゼネラルマネージャー
吉野　正美	学校法人常翔学園常務理事
吉村　宗隆	羽衣国際大学学長、教授
吉村　弥須子	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科長、教授
與那原　馨	沖縄キリスト教学院大学事務局長
渡辺　浩一	学校法人比治山学園法人事務局次長、比治山大学学長室長
渡辺　俊太郎	大阪総合保育大学准教授

Ⅱ　令和 3 年度　大学機関別認証評価　評価結果

1 愛知文教大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的が学則等に具体的に明文化され、簡潔に文章化されている。大学の個性と特色を打出すべく、「逆転力教育」という表現で学内外に発信している。また、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しが行われている。

使命・目的及び教育目的を達成するためにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し､入学時に教務オリエンテーションや学生便覧において周知している｡また、教育目的を達成する能力・資質を備えた望ましい学生像としてアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内及び入試ガイドに掲載して理解を促している。学長、学長室会議、「将来構想委員会」が中心となり、中長期的な計画が検討され、使命・目的及び教育目的を達成するために学部・学科や各種の委員会等が構成されている。

「基準２．学生」について

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努め、安定した入学定員・収容定員充足率を維持するよう不断の努力を行っている。キャリア科目担当教員、キャリアセンター、キャリア委員会、ゼミ担当教員、大学院教員、「教職課程研究センター」が連携し情報の共有化を図り、インターンシップを含めキャリア教育のための支援体制を構築している。医務室、学生相談室、学生委員会、衛生委員会を設置し、健康・生活相談、心的支援を行い、学生生活サポート体制を整備している。

設置基準に基づいた校地・校舎が整備されており、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。学修支援、学生生活及び学修環境に対する学生の意見等をくみ上げるシステムとして「授業調査アンケート」「在学生学修成果・学生生活満足度調査アンケート」「卒業時アンケート」「学長昼食会」等が実施され、課題等を学長に報告した後、学長室会議等で協議され、改善策の実行を図っている。

〈優れた点〉

○「E ラウンジ(English Lounge)」は英語が堪能な外国人留学生が、「CC ラウンジ(Chinese Communication Lounge)」は中国語が母語である留学生がそれぞれ SA としてレッスンを担当し、日本人学生と交流する仕組みを築いている点は評価できる。

○新入生全員に対する「学長昼食会」の開催や、学長出勤時に学長室のドアを開放し、学生が自由に学長を訪ねることができるなど、学生から生の声を聴取し、教育研究活動改善に生かしている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生便覧等に掲載することで学内外に周知している。授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに掲げられた到達目標が明記され、それに基づいた成績評価が行われている。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。教養教育に関しては、責任体制が確立され、適切に実施されている。「授業調査アンケート」の結果は、各教員にフィードバックされている。科目担当教員はそれを受けて、反省点や改善点等を記した授業改善レポートを FD(Faculty Development)委員会に提出し、シラバスの「教育成果の検証」と「今後の展望」において各自の授業改善の一助にしている。

〈優れた点〉

○1 年次秋期に国際日本コース以外の学生全員が参加する国外での語学研修を実施し、その渡航費等の全費用を大学が奨学費として負担している点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを適切に発揮するため、運営委員会や学長室会議等の会議体制の整備に加え、副学長を配置し、その組織上の位置付け及び役割は明確になっており、学長補佐体制として適切に機能している。各種委員会等には事務局長をはじめ必要な職員を配置し、教職協働体制で教学運営を適切に実施している。大学及び大学院は、設置基準に規定される必要専任教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。

FD 研修会や公開授業を組織的に実施している。SD(Staff Development)研修会、新任教職員研修会及び外部研修会への参加等により、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取組んでいる。研究倫理に関しては、諸規則を整備し、厳正に運用している。研究活動への資源配分は、諸規則に従い、個人研究費を予算計上し、適切に分配している。

〈優れた点〉

○学長のリーダーシップのもと、教員と職員が協働して学生と向き合う学修支援及び学生生活支援の体制が整備されており､職員は学生や教員からだけでなく職員同士も｢先生｣と呼ぶ習慣が根付いていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、法令を遵守し、法人及び大学の規則は実態に応じて適宜改正がなされ、質保証を担保するために適切に対応している。理事会は法人の最高意思決定機関として、評議員会はその諮問機関として、寄附行為に基づいた体制が整備されている。理事長は、理事会及び常任理事会の議長となり、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。監事・評議員は、寄附行為に従って適切に選任されている。

法人全体としては、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の事業活動収支差額比率、経常収支差額比率及び教育活動収支差額比率はいずれもマイナスであるが、一過性の経費を除

けば、収支のバランスは保たれている。大学部門においては、同比率はいずれもプラスとなっており、中長期計画に基づく財務運営のもと安定した収支バランスが保たれている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証・質向上について、「内部質保証・質向上に関する方針」を定め、学長室会議が主体となって実施し、自己点検・評価委員会と協力・協働して日本高等教育評価機構の大学機関別評価基準に準拠した自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価活動の実施結果は、運営委員会、教授会、大学院研究科会議、理事会及び関係部署に報告し、自己点検評価書にまとめられ、ホームページ等で学内外に公表している。監事からの教学に関する監査を行うとともに、大学独自の外部評価として外部評価委員会も設置するなど、内部質保証の向上に努めている。また、事業計画書は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との整合性を留意し、自己点検・評価等の結果を踏まえて策定されている。

総じて、大学は、学則によりその使命・目的を明確にしており、それに伴い、三つのポリシーも策定され、教育課程なども適切に整備している。教員・職員に関しては、各種規則により円滑な活動を実践している。経営・管理と財務についても、質保証を担保するため、適切に対応している。内部質保証に関しては、PDCA サイクルが各部署で確立しており、十分な機能を果たしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 積極的な国際交流
2. 積極的な社会貢献活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「質実有為で宗教的情操を身につけた真人の育成」という建学の精神を踏まえた使命・目的及び教育目的を学則等で定め、具体的に明文化し、簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的は学生便覧及びホームページに掲載されるとともに、学長の入学式式辞においても示されている。「社会的弱者とならず一生を生き抜く強い心と社会力の獲得を、比較的小規模な少人数クラスで行われる密度の濃い授業を通して達成する」という大学の個性・特色を使命・目的及び教育目的に反映している。また、それを打出すべく、「逆転力教育」という表現で学内外に発信している。社会情勢などに対応して、使命・目的及び教育目的の見直しが行われている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、学長室会議で協議され、運営委員会で審議された後、常任理事会、理事会で審議・決定されている。また、全教職員が一堂に会する「木曜ミーティング」にて周知され、理解と支持が得られている。ホームページや学生便覧への掲載及び入学式の学長式辞で表明するなど、学内外への周知を図っている。現在、「中長期計画(2018～2022)」を遂行中であるが、学長、学長室会議、「将来構想委員会」が中心となり、使命・目的及び教育目的を踏まえた令和 5(2023)年度中長期的な計画が検討されている。使命・目的及び教育目的を達成するためにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、入学時の教務オリエンテーションや学生便覧において周知している。また、教育目的を達成する能力・資質を備えた望ましい学生像としてアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内及び入試ガイドに掲載して理解を促している。使命・目的及び教育目的を達成するために 1 学部 1 学科と 1 研究科 1 専攻を設置し各種の委員会等が構成されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され、大学、大学院ともに入学者の受入れに対する方針を明文化し周知を図っている。入学者選抜に関しては、アドミッション・ポリシーに従って調査書、適性検査、学力試験、面接等を総合的に判定し、公正かつ厳正に行っている。また、社会情勢や志願者・入学者の動向などを踏まえて随時検証している。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努め、安定した入学定員・収容定員充足率を維持するよう不断の努力を行っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援は、学長室会議、運営委員会や教授会で協議した方針・計画に基づき、授業担当教員、教務委員会に属する教員、教学部の職員が協力・協働して行っている。オフィスアワー制度は専任教員を中心に整備され、教員による相談支援体制が機能している。また、英語学修支援や中国語学修支援などは外国人留学生が SA(Student Assistant)を担当し、教職員と協働している。欠席の多い学生を教学部の職員が指導することにより、学生の退学等を未然に防止する方策をとっている。休学から復学した学生や留年者に対しても円滑に学修に取組めるように、教学部の職員が相談等を行って適切に支援している。

〈優れた点〉

○「E ラウンジ(English Lounge)」は英語が堪能な外国人留学生が、「CC ラウンジ(Chinese Communication Lounge)」は中国語が母語である留学生がそれぞれ SA としてレッスンを担当し、日本人学生と交流する仕組みを築いている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア科目担当教員、キャリアセンター、キャリア委員会、ゼミ担当教員、大学院教員、「教職課程研究センター」と連携し情報の共有化を図り、インターンシップを含めキャリア教育のための支援体制が構築されている。キャリアセンターとキャリア委員会は、ガイダンス、セミナーの開催や外部講師による就職講座等を実施し、教職員が有機的な連携を図り就職・進学に対する相談・助言体制を適切に整備・運営している。就職先が未決定のまま卒業した学生への支援体制も整備されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

医務室、学生相談室、学生委員会、衛生委員会を設置し、健康・生活相談、心的支援を行い、学生生活サポート体制を整備している。また、多様な奨学金制度を設け、学生に対し経済的な支援を適切に行っている。学生委員会において認定されたクラブ・サークルには部費の支給をはじめ、安全な活動が可能となるよう活動報告書を提出させるなど、適切な支援が行われている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づいた校地・校舎を整備し、適切な運営と管理が行われている。運動場、図書館、体育館、情報サービス施設、付属施設等を適切に設置し、有効に活用している。ICT（情報通信技術）施設は、情報処理用教室と図書館に適切に整備されている。また、全ての校舎は耐震基準を満たし、エレベータ、自動ドア、スロープ等のバリアフリー化を施しており、施設利用の安全性を確保している。授業を行う学生数は教育効果を十分に上げられる人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援､学生生活及び学修環境に対する学生の意見等をくみ上げるシステムとして｢授業調査アンケート」｢在学生学修成果・学生生活満足度調査アンケート」｢卒業時アンケート」｢学長昼食会」等を実施している。IR 推進室で各種アンケート結果の分析を行い、課題等を学長に報告した後、学長室会議等で協議され、改善策の実行を図っている。

寮生・住宅助成費支給者の面談等も行っており、面談時の学生からの要望を踏まえ、男子寮の在寮年限を延長するなどの改善を行った。

〈優れた点〉

○新入生全員に対する「学長昼食会」の開催や、学長出勤時に学長室のドアを開放し、学生が自由に学長を訪ねることができるなど、学生から生の声を聴取し、教育研究活動改善に生かしている点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧等で学内外に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を適切に定めて周知し、厳正に適用している。授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポ

リシーに掲げられた到達目標が明記され、それに基づいた成績評価が行われている。加えて、他大学で修得した単位や入学前既修得単位に対して単位を認定する制度があり、厳格に運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧等で周知している。また、ディプロマ・ポリシーは「学習プログラム」ごとに卒業認定に必要とされる知識・能力を掲げており、カリキュラム・ポリシーではそれらの知識・能力ごとに方針を示すことで、それぞれのポリシーの一貫性を確保している。教育課程においてはカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成をし、国際日本コース以外の１年次が全員参加する語学研修等が実施されている。教養教育に関しては、責任体制を確立し、適切に運用している。また、教授方法の改善を進めるための組織体制が整備され、学生による「授業調査アンケート」「全授業担当教員対象のアンケート調査」によって適切に運用されている。

〈優れた点〉

○1 年次秋期に国際日本コース以外の学生全員が参加する国外での語学研修を実施し、その渡航費等の全費用を大学が奨学費として負担している点は高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は大学、大学院ともにディプロマ・ポリシーに明示され、この点検・評価のため、新入生に対する調査、「授業調査アンケート」「検定試験結果調査」等を実施している。また、「授業調査アンケート」の結果は、各教員にフィードバックされている。科目担当教

員はそれを受けて、反省点や改善点等を記した授業改善レポートを FD 委員会に提出し、シラバスの「教育成果の検証」と「今後の展望」において各自の授業改善の一助にするなど、大学、大学院ともに教育内容・方法、学修指導の改善に向けての学修成果の点検・評価のフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び「管理運営組織及び事務分掌規程」により、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを規定し、教授会、大学院研究科会議は教育研究上の諸課題を審議し学長に意見を述べる機関となっており、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮し、大学の意思決定と責任体制が明確になっている。

学長のリーダーシップを適切に発揮するため、運営委員会、学長室会議等の会議体制に加え、副学長を配置し、その組織上の位置付け及び役割は明確になっており、補佐体制として適切に機能している。

各種委員会等には事務局長をはじめ必要な職員を配置し、教職協働体制で教学運営を適切に実施している。また、職員が学生、教員及び職員からも「先生」と呼ばれる習慣が根付いている。

〈優れた点〉

○学長のリーダーシップのもと、教員と職員が協働して学生と向き合う学修支援及び学生生活支援の体制が整備されており、職員は学生や教員からだけでなく職員同士も「先生」と呼ぶ習慣が根付いていることは評価できる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準に規定される必要専任教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。

教員の採用・昇任は、「教員選考規程」「教員資格審査委員会規程」に従って適切に審議され、学長が任用候補者を上申し理事長が最終的に任命を決定している。

FD 活動については、FD 委員会が前年度の活動総括を踏まえて活動計画を教授会に示し、FD 研修会、公開授業を組織的に実施している。大学教員は六つのカリキュラムグループに配置され、「学習プログラム」の検討・更新が行われている。大学院教員は三つの研究領域に対応した形で指導が行えるよう配置されている。また、新任教職員に対しては新任教職員研修会を行い、資質向上に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会、新任教職員研修会及び外部研修会への参加等により、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取組んでいる。また、各種委員会には職員も配置されており、意見が意思決定に反映される体制を構築している。

学長及び事務局長は、毎年度全教職員からヒアリングを行い、大学運営の見直しを図っている。理事会での決定事項は、学長から「木曜ミーティング」等を通じて全教職員に周知されている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に個人研究室を設け、いつでも研究に取組めるよう研究環境が整備されている。また、研究活動における不正行為を未然に防止するために、研究倫理に関しては「研

究活動における不正行為防止に関する規程」「研究活動及び公的研究費の管理・監査に関する規程」等を整備し、厳正に運用している。

研究活動への資源配分は、当該年度の事業活動収支予測を勘案の上で「教育職員の研究費規程」「研究費交付規程」等に従い、個人研究費を予算計上し、適切に分配している。また、外部資金獲得に向け、教授会や「木曜ミーティング」等において積極的な働きかけを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、学校教育法、私立学校法、設置基準等の法令を遵守し、法人及び大学の規則は実態に応じて適宜改正され、質保証を担保するために適切に対応している。

使命・目的の達成のため、中長期計画や年度事業計画を策定し、経営管理体制を整え継続的な努力を行っている。

環境に対する基本方針として独自に「三つの方針」と「五つのアクションプラン」を掲げ、実行に努めている。人権に関してはハラスメント関係の規則を整備するとともに、安全への配慮は大学施設・設備全般の防火・防災・衛生等の諸規則を定め適切に対応している。

教育情報及び財務情報は、ホームページ上で適切に公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は法人の最高意思決定機関として、評議員会はその諮問機関として、寄附行為に

基づき管理・運営され、実施する体制が整備されている。常任理事会では、理事長及び理事である設置学校長、法人本部長兼事務局長が出席し、日常業務運営における連絡協議が行われ、理事会との調整が図られている。

役員の選任は、寄附行為に従って適切に行っている。

令和 2(2020)年度の理事会は、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて」を踏まえた理事の出席措置を講じ、欠席理事には事前に議案を示し、意思表示書の提出をもって出席とみなすことで定足数を満たし適切に運用している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会及び常任理事会の議長として、リーダーシップを発揮できる内部統制環境のもと、円滑な意思決定を行っている。学長は、毎年専任教職員と面談を行い、大学の教職員からの提案をくみ上げる仕組みを整備している。

理事会及び評議員会に学長､法人本部長兼事務局長が理事･評議員として出席しており、理事会と教学組織との意思疎通及び法人、大学の円滑な管理運営の相互チェック体制が適切に機能している。監事・評議員は、寄附行為に従って適切に選任されており、理事会や評議員会への出席状況も適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体としては、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の事業活動収支差額比率、経常収支差額比率及び教育活動収支差額比率はいずれもマイナスであるが、これは併設する愛知文教女子短期大学における外壁等改修工事が影響しており、これらの一過性の経費を除けば、収支のバランスは保たれている。

大学部門は、同比率はいずれもプラスとなっており、中長期計画に基づく財務運営のもと安定した収支バランスが保たれている。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業や私立大学等改革総合支援事業等の補

助金獲得に向け積極的に取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人足立学園経理規程」及び「学校法人足立学園経理規程細則」に基づき適正に処理しており、毎月の会計データは税理士によるチェックを受け、適切性が担保されている。

予算に対して重要な変更を加える必要がある場合、評議員会に諮問した後、理事会の審議を経て補正予算を編成している。

会計監査については、公認会計士、監事、財務担当理事による意見交換が行われ、監査機能の充実と強化を図り、厳正な体制が構築されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うことを学則第 2 条、大学院学則第 2 条に定め、自己点検・評価委員会を設置している。また、内部質保証・質向上については、学長室会議が主体となって実施すると「内部質保証・質向上に関する方針」に定め、自己点検・評価委員会と協力・協働して自己点検・評価活動を行っている。加えて、学長は、自己点検・評価活動の実施結果を運営委員会、教授会、大学院研究科会議、理事会及び関係部署に報告し、全学的な共有化が担保されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価基準に準拠した自己点検・評価が行われており、自己点検・評価活動の実施結果は、運営委員会、教授会、大学院研究科会議、理事会及び関係部署に報告し、自己点検評価書にまとめられホームページ等で学外に公表している。また、IR 活動を担う組織として IR 推進室を設置し、「在学生学修成果・学生生活満足度調査アンケート」を分析し、その結果を学長に報告の上、学内に共有を図っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

監事からの教学に関する監査を行うとともに、大学独自の外部評価として外部評価委員会も開催するなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性の向上に努めている。また、事業計画書は、三つのポリシーとの整合性を留意し、自己点検・評価及び文部科学省の設置計画履行状況等調査等の結果を踏まえて策定されている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果を担当委員会及び担当部署にフィードバックし、教育研究活動の改善・向上につなげている。また、ホームページでも公表し、学内外に周知している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携

A－1. 地域連携の指針と地域振興活動への参画及び大学施設等の開放

A-1-① 地域連携に関する指針の明確性と組織

A-1-② 地域振興活動等への参画

A-1-③ 大学施設等の地域への開放

【概評】

「地域社会と共に歩み、地域社会の発展に寄与できる、地域社会に根ざした開かれた大学」を目指し、平成 10(1998)年の開学当初から小牧市と密接な関係を築いている。また、

「国際交流センター」が中心となり小牧市国際交流協会と協力・協働体制を構築し、諸行事の企画運営に関わるだけでなく、学生がボランティアとして「国際こども教室」「国際交流ふれあいフェスタ」などのイベントに参加している。

「教職課程研究センター」では、小牧市立小学校・中学校へ学習チューター（授業支援・日本語支援）を派遣し学習支援を行っている。また、「小牧市文化財啓発事業調査研究受託委員会」の有識者を講師として招き、地域の歴史や文化への理解を深めるための科目「地域の歴史と文化遺産 A（小牧学）」を開講している。また、近隣にある犬山市についても「地域の歴史と文化遺産 B（犬山学）」を開講している。

図書館は、地域のための図書館という役割を果たすため、小牧市民を主たる対象として一般開放を行い、自由に閲覧できるとともに図書利用カードを発行し、書籍などの貸出しも実施している。また、平成 27(2015)年度からは小牧市立図書館との相互利用も開始し、その利便性がより高まっている。

広く学びの場を提供する学外行事としてのサテライト講座開催を行っており、コロナ禍においても、受講生から強い要望があった音楽をテーマとした講座や古代エジプト歴史講座を開講するなど、地域への貢献は顕著なものである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 積極的な国際交流

本学は、「自他の文化に関する幅広くかつ深い理解にもとづく人文知の総合的な育成、および実践英語、実践中国語の修得と母語の運用能力向上による真のコミュニケーション力の養成」を教育目的として掲げている。そして、その教育目的を「逆転力教育」というキャッチフレーズを用いて言い換え、「実践英語・実践中国語を身につけることにより、『やりたいこと』を見つけ、今は不可能だと思えることを可能にする『逆転力教育』」というように表現している。また、この「逆転力」を「社会から求められる力」と位置付け、「逆転力教育」を「成長を叶えるキーワード」としている。これを実践すべく、国際交流を積極的に行い小規模大学ゆえの特色を出している。

具体的には、「語学研修」(費用は、全額本学が負担)として、1 年次生の一般学生全員を英語研修としてフィリピン・セブ島の IDEA CEBU、中国語研修として台湾師範大学に派遣している。

海外の大学との交換留学生の受け入れ及び派遣にも積極的に取り組んでいる。このように本学は、学生が現地で実践英語、実践中国語を身につけることにより不可能を可能にする「逆転力」、すなわち「社会から求められる力」を獲得できるように「逆転力教育」を展開し、積極的に学生の海外留学・国際交流の一助となる取り組みをしている。

なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大や感染防止等を踏まえ、語学研修や海外の大学との交換留学生の受け入れ及び派遣を中止した。しかし、令和 3(2021)年度から、オンラインを活用した海外の大学の学生との互恵学修をカリキュラムに配置して、実践的な語学教育と国際交流を行っている。

2. 積極的な社会貢献活動

1. 小牧市からの受託事業

平成 19(2007)年度から、小牧市教育委員会の委託(外部資金)を受けて文化財啓発事業に協力し、小牧市内所在古文書調査、各種講座の企画・開催等を行っている。

2. 近隣自治体等との関係

本学は、地域の自治体等とも良好な関係を保ち、行政における政策の策定や教育・文化事業の企画・立案、講演、各種審議会、委員会などの委嘱を担い、教職員を派遣している。

【Ⅴ．特記事項のエビデンス集】

特記事項

1. 積極的な国際交流

【資料 特-1-1】英語研修及び中国語研修(資料)

【資料 特-1-2】海外の大学との交換留学生の受け入れ及び派遣(資料)

【資料 特-1-3】選抜クラス＜e-Tandem Learning 中国語 A/B 履修要綱＞及びシラバス

2. 積極的な社会貢献活動

【資料 特-2-1】各種講座の企画・開催(資料)

【資料 特-2-2】各種審議会、委員会などの委嘱(資料)

Ⅳ 大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度

所在地　　愛知県小牧市大草 5969-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文学部	人文学科
国際文化研究科	国際文化専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催

令和 4(2022)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

2 愛知みずほ大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「科学的思考に基づき健を探究できる人材の育成」という建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を学則に具体的に明文化している。この建学の精神を端的に文章化したカレッジモットー「健への探究―豊かで活力ある健康社会に貢献する人をめざして―」は、個性・特色の明示となっている。

教育目的は社会情勢等の変化に対応し、理事会、教授会を経て随時見直しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神及び使命・目的を反映し、その達成に必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて定めており、入試ガイド・募集要項・ホームページ等で周知している。また、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生数を確保している。

学生への支援体制は、教務委員会及び学生委員会が学修支援、キャリアセンターがキャリア支援、学生委員会が学生生活全般の支援を担当する組織として、整備している。また、委員会、センター、チューター、事務局等が全学的に連携する教職協働体制を構築している。

交通の利便性が高い場所に校地を確保し、情報通信環境を整備するなど教育環境の向上に努めている。学生の意見や要望は、各種アンケート等を通じてくみ上げ、改善に反映している。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。単位認定、成績評価、進級、卒業及び修了それぞれの基準は、「HAND BOOK」「SYLLABUS」等で周知して運用している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施している。「FSD 推進委員会」は、教授方法の工夫・開発を推進している。

アセスメント・ポリシーは、三つのポリシーに基づく学修成果の評価指標を定めている。

新システムの導入により学修成果の点検・評価の充実を図り、そのフィードバックがより一層の教育の質向上に資するよう期待したい。

「基準４．教員・職員」について

大学及び大学院における教学マネジメントには一部課題はあるが、学長は学長補佐、学部長、研究科長を置き、権限の分散とリーダーシップが発揮できる体制を確立している。

専任教員は設置基準に従い、適切に配置している。専任教員の採用・昇任は、教員選考規程に基づき適切に行っている。

職員は学外・学内の研修に参加し、全学的な視点から教育改革・改善を目指す取組みを支援する「学長裁量経費」にも申請・採択され、資質・能力の向上に努めている。

研究倫理規程は、研究者の遵守すべき倫理基準を定めている。研究費、研究出張旅費を支給するとともに、「健康」に関する研究を公募して研究活動の推進を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は「学校法人瀬木学園寄附行為」に基づき、教育基本法等の関係法規を遵守し運営している。使命・目的を実現するために、第3次中期計画に取組んでいる。

理事会は、寄附行為に法人の意思決定機関として定め、理事長を補佐する体制として「学園運営会議」を設置している。理事長は学長を兼務し、大学の意見をくみ上げ、法人及び大学の意思疎通と相互チェックの仕組みを整えている。

各年度の事業計画及び収支予算は、中期計画に沿う形で策定している。入学者確保により事業活動収支の均衡が保たれ、安定した財務運営の基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準、経理規程等に基づき適正に実施している。会計監査は、監査法人により厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証に関する全学的な方針」を制定し、明示している。内部質保証の責任を負う組織として、運営委員会を明確に位置付けている。

自己点検評価書は、ホームページに公開している。「インスティテューショナル・リサーチセンター」を設置して、各種アンケートや学内のデータを収集・分析する体制を整えている。

大学全体の質保証においては、第２次中期計画に基づくアクションプランの執行により、収容定員の確保、財務状況の改善など、内部質保証の仕組みが機能している。三つのポリシーに基づく教育の質保証については、アンケート結果に基づいて教育方法の見直しに反映するなど、教育の改善・向上に取組んでいる。

総じて、大学は学生支援体制、学修環境、教育課程、教育研究組織等を整備し、教職協働体制のもと、法人と一体となった運営を行っている。

内部質保証の方針や体制を整備しており、大学運営においては、中期計画におけるPDCAサイクルが機能して改善し、教育の質保証においては、更なる向上を目指して取組みを進めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ブランド強化に向けた取り組み
2. 学生広報スタッフ制度による学生リーダー育成
3. 学生応援オリジナルソング

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院の使命・目的及び教育目的は、「科学的思考に基づき健を探究できる人材の育成」という建学の精神に基づき、「愛知みずほ大学学則」「愛知みずほ大学大学院学則」に具体性をもって簡潔に明文化している。

建学の精神は、カレッジモットー「健への探究―豊かで活力ある健康社会に貢献する人をめざして―」として端的に表現し、学生の修学上の目的・指針として活用している。このカレッジモットーは、大学の基本理念を分かりやすく簡潔に文章化したものであり、大学案内、入試ガイド、「HAND BOOK」に掲載して、個性・特色の明示ともなっている。

教育目的は、社会情勢等の変化に対応して、随時見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は、理事長・学長が研修会等の場で説明し、全教職員の理解を深めている。教育目的を改正する際は、教授会、理事会の審議を経て、教職員及び役員が関与・参画している。大学の使命・目的はホームページ、大学案内等に掲載し、学生には「HAND BOOK」「SYLLABUS」、オリエンテーション、自校教育科目「みずほ学」等で周知している。

建学の精神と教育理念を守り、維持するために策定された「学校法人瀬木学園第 1 次中期計画（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）」以降、現行の第 3 次中期計画に至るまで、中期計画は使命・目的、教育目的を反映している。

三つのポリシーは、建学の精神及び使命・目的を踏まえて策定している。使命・目的及び教育目的を達成するため、人間科学部心身健康科学科及び大学院人間科学研究科心身健康科学専攻（修士課程）を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び大学院学則に明示した教育目的を踏まえ、学長の指示に基づき幹部教員による作業部会でアドミッション・ポリシーを策定し、入試ガイド・募集要項・ホームページ等で周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施するため、学長を責任者とする「高大接続改革等検討委員会」で選抜のあり方を検討し、全ての入試方式とアドミッション・ポリシーの対応関係を検証している。一般選抜入試においても面接試験を実施し、多様な視点から選抜を実施している。入試問題は、学長が作成を指示・統括し、入学試験委員会の管理のもと適正に問題を作成している。

入学定員及び収容定員に沿った在籍学生数の確保について、大学院においては入学定員充足率が漸減傾向を示しているものの、学部においては適切な入学者数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員及び職員によって組織された教務委員会及び学生委員会によって、年度ごとに学修支援に関する事業計画を策定し、学修支援事業を運営している。

障がいのある学生に対しては、「愛知みずほ大学及び愛知みずほ短期大学　障がい学生支援に関する基本指針」を策定し、学生からの合理的配慮申請に対しては、共学共生委員会で審議の上、対応している。また、オフィスアワー制度を全学的に実施しており、学生向けポータルサイトで学生に周知している。また、ティーチング・アシスタント制度を適切に整備している。

中途退学及び除籍については、学生委員会で理由の分析などを始めており、その対策の更なる充実を期待したい。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部教育課程において、「インターンシップⅠ（事前・事後指導を含む。）」等のキャリア教育を必修科目として実施しており、キャリアセンターがそのサポートを実施している。教育課程外では、進路ガイダンスや公務員・就職試験対策講座を定期的に実施している。また、「みずほドリル」「発想力養成プログラム」等の自習用教材や、ジェネリックスキルについての外部試験を活用している。キャリアセンターには専任職員及び業務委託によるキャリアカウンセラーを配置しており、教育課程内外の支援業務を担っている。

就職・進学に対する相談及び助言体制については、チューター教員による進路相談、オフィスアワーの活用等により対応している。障がいのある学生に対しては、就労支援を専門とする企業と連携して毎月開催している個別相談会で対応している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会が中心となって、教職協働体制で学生生活全般、経済的支援、課外活動への支援、心身の健康相談等の事業を実施しており、学生サービス及び厚生補導のための組織として適切に機能している。

経済的支援については、成績優秀者や家計急変者に対する大学独自の奨学金、また学内の業務補助者として学生を雇用する「学内ワークスタディ」制度を設けるなどして適切に行っている。

課外活動については、学生委員会及び事務局の教務・学生室が指導・支援を適切に行っている。保健室と学生相談室を設け、それぞれ専任の保健師・公認心理師を配置することによって、学生の心身に関する健康相談、生活相談などを適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎面積ともに設置基準を満たしている。校地、運動場、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設を適切に整備し、快適で安全な教育環境を実現している。

適切な規模の図書館を設置しており、司書資格を持つ職員を専任で配置し、学生の修学時間に配慮した適切な開館時間で運営している。情報通信環境については、情報処理室の設置、教室棟における無線 LAN 整備、貸出しパソコンの確保等、適切な整備を行っている。

耐震診断等、施設・設備の安全性を確保するための点検・整備を適切に行っている。施設・設備の利便性を高めるような整備について、研究室棟や一部の教室棟ではバリアフリーが未整備となっているが、障がいのある学生等に対しては、教室変更や教職員による介助により学生に不利益が生じないよう対応している。

授業実施の際のクラスサイズについては、適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学生生活・施設設備について学生の意見をくみ上げるため、「入学生アンケート」「卒業生アンケート」「学生満足度調査」「学生生活及び学修環境向上のためのアンケート」等のアンケート調査や、「学長と学生代表との懇談会」、学内に設置された「何でも相談箱」を活用している。「学長と学生代表との懇談会」で出された要望に対しては、対応部署を明確にした上で対応策を策定し学生に回答しており、適切な体制を整備している。「何でも相談箱」に寄せられた要望についても、必要に応じて検討し対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを、学部・学科及び大学院ごとに策定し、「HAND BOOK」やホームページ等を通して学内外に周知している。

単位認定基準として、ディプロマ・ポリシーと紐付けられた授業科目、それぞれの到達目標と評価方法、成績への算入割合をシラバスに示すとともに、履修規程に成績評価基準を明記している。進級、卒業及び修了、それぞれの認定基準については、大学学則及び大学院学則に明記している。

単位の認定においては、「時不」制度により出席回数による受験資格を厳正に適用している。また、卒業、修了認定においては、所定の授業科目を履修し単位を修得した者を対象に判定を行い、大学学則及び大学院学則に基づき、教授会及び大学院研究科委員会において意見を聴取し、学長が卒業及び修了を認定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、「HAND BOOK」やホームページを通して学内外に周知している。授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性や授業科目間の順次性・系統性を明示することによって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保しつつ、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し実施している。シラバスについては、「シラバス検討ワーキンググループ」が記載内容をチェックし、適切に整備している。単位制度の実質を保つために、1 年間の履修登録単位数の上限を履修規程に定めている。教養教育の教育課程は教学マネジメント推進委員会によって検討しており、新たな科目を設置するなど社会情勢の変化に対応している。
アクティブ・ラーニング方式の授業形態を積極的に取入れている。また、教授方法の改善を進めるために、「FSD 推進委員会」が中心となり、その役割を果たしている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を「AMC 学修成果ルーブリック」に明示している。また、学修成果を多面的に評価するため、アセスメント・ポリシーを策定し、「全学」「教育課程」「科目」の各レベルで、学修成果の達成状況の検証に取組み始めたところであり、学修成果の可視化システムの導入によって、今後、更に効果的な学修成果の点検・評価方法の確立と運用が期待される。
学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、授業評価アンケート調査結果に基づく「科目レベル」での教育内容・方法及び学修指導の改善が図られている。

〈参考意見〉
○アセスメント・ポリシーにのっとり、「全学レベル」「教育課程レベル」での学修成果の点検・評価、教育内容・方法及び学修指導のフィードバックにより一層取組むことが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における意思決定や教学マネジメントについては、学長が最高責任者としてリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

また、学長を補佐する体制として、学長補佐、学部長、研究科長を置き、意思決定や業務執行の一部を補佐することで権限を分散し、バランスのとれた教学マネジメントを行っている。

大学及び大学院における教学マネジメントには一部課題はあるが、その遂行に当たっては、職員が各委員会、各センターの構成員として参画するなど、適切な職員配置と役割分担のもと、教職協働による連携体制を構築している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条に則して、学長が決定を行うに当たり、教授会又は研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項について、あらかじめ学長自身が定め、周知していないため改善が必要である。

○学生の入学の決定を行うに当たり、教授会又は研究科委員会が学長に意見を述べていないため改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院においては、必要な専任教員を配置し、教員の採用や昇任手続きについては、「愛知みずほ大学教員選考規程」に基づき適切に行っている。

FD 活動については、「FSD 推進委員会」を設置し、さまざまなテーマの研修会を企画、開催することで教員の資質の維持向上や授業改善に努めている。加えて、「学生による授業評価アンケート」の実施や、本アンケート調査の結果及び教育方法の工夫・改善に取組んだ教員を表彰するなど、積極的に FD 活動を推進している。

また、教職員に対して、「瀬木学園専任教職員行動規範」や「瀬木学園専任教職員育成方針」を示すことにより、教育研究への意欲向上を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修の一環として、文部科学省や日本私立大学協会等の外部研修会に積極的に参加している。また、学内研修としては、大学運営に密接に関係する法令改正についての解説や、大学が抱えている問題などを中心に SD 研修を実施し、職員の資質・能力向上のために組織的な研修に取組んでいる。

また、全学的な視点から教育改革・改善を目指す取組みを支援する「学長裁量経費」に職員が申請・採択され、資質・能力の向上だけではなく、教職協働の取組みも行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境としては、教員研究室は共同研究室となっており、教員同士が話合う機会を作り、互いの研究の啓発活動につながることを期待する取組みを行っている。また、研究活動のための研究費や研究出張旅費も一定額保証しており、令和 3(2021)年度からは、新たに「『健康』に関する研究」について公募し、研究活動の推進を図っている。また、科学研究費助成事業の申請業務を職員が補助するなど、人的支援も行っている。

研究倫理においては、「愛知みずほ大学・愛知みずほ短期大学　研究倫理規程」を制定し、研究に従事する全ての研究者の遵守すべき倫理基準を定めている。また、教育研究活動に

関わる教職員から不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求めるとともに、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースの視聴を義務付け、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実践している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人瀬木学園寄附行為」等に基づき、教育基本法等の関係法規を遵守し、運営している。

その上で、ガバナンス・コードを定めるとともに、大学の使命・目的の実現に向けて「第 3 次中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度」を策定するなど、継続的な取組みを進めている。

また、環境問題をはじめ、ハラスメント防止・公益通報・新型コロナウイルス感染症への対応や、定期的な避難訓練、「事例別危機管理マニュアル」の策定など、環境保全、人権、安全確保への配慮にも努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「学校法人瀬木学園寄附行為」において、法人の意思決定機関として規定し、その任務や運営等については、「瀬木学園業務処理規則」「理事会会議規則」にて定めている。

理事会への理事の出席状況は良好で、理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会の運営は大学の使命・目的の達成に向けて意思決定を行い、適切に機能している。

また、理事長を補佐する体制として「学園運営会議」をほぼ毎月開催し、理事会で決定

した業務を執行するための運営や管理を行うなど､理事会機能の補佐体制を構築している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学における教学の最高責任者である学長が、法人の理事長でもあることから、法人と大学との円滑な情報共有や意思決定を図っている。

法人及び大学の各管理運営機関においては、相互チェックが機能している。加えて、教育や事務の現場から、ボトムアップにより意見をくみ上げる仕組みも構築している。

監事の選任や職務については､「監事の選任基準等に関する規程」や「瀬木学園監事監査規程」等に基づき行い、監事の理事会及び評議員会への出席状況も良好である。また、評議員会においても、評議員の選任、出席状況、諮問状況など、運営を適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画策定の義務化以前より中期計画を策定し、現在、第 3 次の中期計画が進行している。各年度の事業計画及び収支予算は、中期計画に沿う形で策定している。また、18 歳人口が減少する状況下でも安定した入学者を確保することで、事業活動収支の均衡を保っており、借入金はなく安定した財務運営の基盤を確立し、教育環境の更なる充実に向けての投資負担に耐え得る相応の資金力を確保している。また、学生生徒等納付金以外の収入を増やすための取組みとして、ホームページで寄付金募集や研究費の外部資金獲得に向け努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人瀬木学園経理規程」「学校法人瀬木学園経理規程附属経理決裁事項に関する規程」「瀬木学園固定資産及び物品管理規程」にのっとり、実施している。

会計監査については、監査法人による期中監査及び決算監査を受けており、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価については、学則及び大学院学則に教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すると定めている。また、「内部質保証に関する全学的な方針」を制定し、内部質保証のための基本方針と組織体制を明示している。この方針において、学長を委員長とする常設の組織である運営委員会を、学内運営の重要事項を所掌し内部質保証の責任を負う組織として、明確に位置付けている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証については、毎年アクションプランを自己点検・評価の項目として検証し、運営委員会の審議後、教授会で意見を聴き、理事会を経てホームページで公表している。三つのポリシーに基づく教育の質保証については、新システムを導入することにより、点検・評価の充実を図っている。平成 26(2014)年度大学機関別認証評価、自己点検評価書及び評価報告書は、ホームページに公開している。

「インスティテューショナル・リサーチセンター」は、教育、研究、経営の諸領域にお

ける情報を収集・分析し、情報の提供を行うとともに各部門が行う計画策定等に当たり必要な支援を行うことを目的に設置し、学生満足度調査等をはじめとする各種アンケートや学内のデータを集計・分析する体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の質保証においては、第 2 次中期計画に基づくアクションプランを策定し、毎年度進捗管理することにより、入学定員や収容定員が確保され、財務状況の改善につなげるなど、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

教学マネジメントの機能性においては改善が必要であるが、三つのポリシーを起点とした内部質保証については、「愛知みずほ大学アセスメント・ポリシー」を整備し、授業評価アンケート結果に基づいて教育方法の見直しに反映するなど、教育の改善・向上に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○教学マネジメントにおいて改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

A－1. 大学の資源を活用した地域連携・社会貢献活動

A-1-① 名古屋市との連携事業「なごや健康カレッジ」

A-1-② 名古屋市教育委員会との連携事業

A-1-③ 瑞穂区との連携事業

【概評】

名古屋市、名古屋市教育委員会及び瑞穂区との連携事業、その他「出張講座」など数多くの地域連携・社会貢献活動を実施している。特に、名古屋市との連携事業である「なごや健康カレッジ」や瑞穂区との連携事業である「スポーティブ・ライフ in 瑞穂」は、大学の強みを生かした、健康・スポーツをテーマにした活動内容となっている。「なごや健康カレッジ」については、参加者へのアンケート調査の結果、過去 3 年間において高い満足度が得られており、参加者にとって有意義なものとなっている。また、これらの活動には学

生も参加しており、大学のディプロマ・ポリシーを具現化するための実践の場となっている。今後、学生たちが主体的、自律的に参加できるようサポートをすることによって、学生の成長につながる更なる地域連携・社会貢献活動の充実をさせるとともに、学内外に周知することでより多くの学生が参加し、活動自体が活性化することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ブランド強化に向けた取り組み

本学園は、高校、短期大学、大学が同一敷地内にあり、学園全体で様々な活動に取り組んできた。令和元（2019）年度にブランド強化追求委員会を設置し、学園のブランド強化に取り組む体制を整えた。広報担当理事を長として、各設置校の教職員により構成している。令和 2（2020）年 12 月 25 日に、安藤竜二氏（株式会社 DDR　代表取締役社長）により「ブランディングの方策」をテーマに、高校・短大・大学合同研修会を行い、ブランディングとは何かについて学び、学園ブランディングについての認識を一致させた。

本学園第 3 代理事長であり、第 2 代短期大学長及び第 2 代高等学校長を兼務した瀬木三雄医学博士が、母子手帳制度の生みの親であることから、「母子健康手帳」についての調査研究を本委員会中心に活動する予定である。

今後も学園の目指す方向性を一致させ、中期計画に反映することによりブランド強化を図っていく。

2. 学生広報スタッフ制度による学生リーダー育成

学園ブランド強化の一環として、学生の視点と発想、企画力を活かすとともに、将来、社会で活躍できるリーダー育成の場として、学生広報スタッフ制度を令和 3（2021）年度より実施した。この活動は入試広報室の職員と協働で行うボランティア活動であり、広報活動に関心､やる気のある学生を募集し､必要なスキルを身につけさせることとしている。各業界で働く実務家を講師とした 1 年間の研修プログラムを受講し、学んだことを都度実践活動に繋げている。また、活動の場を学生と共に考え、将来的には、地域活動ボランティア活動等の地域貢献、社会貢献活動へと広げていく予定である。

「学生広報スタッフ」を誰もが呼びやすい名前にすることで、学内で認知されることにつながると考え、愛称をつけることになった。愛称は、学生広報スタッフのミーティングにおいて議論し、決定した。愛称「M!P」の由来は「MIZUHO PR STAFF」の頭文字を取って「MiP」。さらに、新しい経験を通して「発見」「気づき」を表すために「i」を「!」にという学生からの意見を反映させ、「M!P」となった。

スタッフとしての自覚を促すため、活動時の名刺を作成し、表面に自己目標と名前、裏面に学生広報スタッフの行動指針を記載し、常に意識させている。当初に掲げた個人目標を振り返る機会を繰り返しながら、正課外におけるジェネリックスキルの向上を目指す。

3. 学生応援オリジナルソング

入学当初に描いた夢を途中で断念し、教職免許取得を諦める学生や中途退学を考える学生たちへの本学からの応援メッセージをオリジナルソングにした。歌詞は、作詞・作曲者

と学生たちとの話し合いで出てきた言葉を繋いでいる。

学生たちの心に届くよう、各行事やオープンキャンパスなどのイベント BGM や学内で制作する動画などの BGM にも使用している。ホームページから無料ダウンロードができることを、全学生に周知し、在学生だけでなく、卒業生がいつでも口ずさめるような親しみやすい曲として、広まっていくことを願っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 5(1993)年度
所在地　　愛知県名古屋市瑞穂区春敲町 2-13

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間科学部	心身健康科学科
人間科学研究科	心身健康科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 1 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施　　11 月 11 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 12 日	11 月 12 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

3SBI 大学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、オンラインを活用した通信制の専門職大学院である。建学の精神を受継ぎ発展させた教育理念に基づいて、目的、教育研究上の目的を定め、それらを具体的に実践するための五つの学修目標を定めている。

個性・特徴として、「経営に求められる人間学の探求」「テクノロジートレンドの研究と活用」「学びの集大成としての事業計画策定」を明示し、とりわけ「人間学の探求」は他の専門職大学院にはない、大学の大きな特色である。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の実現に向けて、8 項目の重点課題項目を定めた経営改善計画を策定し、その計画は教育理念や教育研究上の目的を的確に反映している。

教育研究上の組織として、学則上には研究科等の名称が定められていないが、経営管理研究科アントレプレナー専攻を設置している。

〈優れた点〉

○「経営に求められる人間学の探求」を大学の個性・特徴の一つとして掲げ、実務的な能力だけではなく、ぶれない判断力を形作る「人間学」を持った次世代リーダーの育成を目指しており、多くの学生が受講していることは高く評価できる。

「基準２．学生」について

教育研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、適切に周知している。

オンライン学修に加えて、長期履修制度など大学の特徴が社会人に受入れられており、また、修了生増加による波及効果もあって、この数年で入学者が増加している。しかしながら、志願者数の増加を受けて、秋学期の出願受付を期間途中で打切っていることは改善を要する。

教務・学修全般を担当するラーニングスタッフを設け、教員と協働して、LMS(Learning Management System)の維持管理を含め、適切かつきめ細かい学修支援体制を構築している。学生からの意見や要望に関しては、LMS 上に意見交換掲示板を設けるほか、定期的な意見交換会を実施し、必要に応じて研究科委員会での審議を経て対策や制度の見直しを行っている。最終年度の「事業計画演習」では、実務や起業経験が豊富な教員がキャリア形成に関する指導を行い、修了後も聴講生として学修を継続できる仕組みを設けている。「学生会」、修了生の「修己会」が組織され、大学との連携が図られている。

〈優れた点〉

〇社会人が仕事との両立を図ることができるよう 5 年間の長期履修制度を設けており、実際に利用者が多いことから、制度が有効に機能している点は評価できる。

〇ラーニングスタッフを適正に配置し、学生からの質問・相談を円滑に受付ける体制を整備するなど、学生と教員との密な連携が行われている点は評価できる。

〇修了生の希望者が会員になる「修己会」があり、学生団体との連携をはじめ、学生との人的交流の活発化を図っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは教育研究上の目的を踏まえて策定している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準等を学則及び「履修規程」に定めている。

カリキュラム・ポリシーに沿って行われた授業に対して単位認定、修了認定を行うことで、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、各シラバス上で学修目標と成績評価基準を明示し、成績評価を公正に実施することで、ディプロマ・ポリシー達成の一つの判断としている。

e ラーニングによる授業では、授業動画の制作が不可欠であるため、教員の負担軽減と品質の維持を図るために操作手順説明書を整備している。

大学の個性・特徴の一つである「事業計画演習」では、実務家担当教員の指導に加えて、最終報告会において外部の評価員の参加を得て、より実践的な学修を可能としている。

〈優れた点〉

〇演習科目の「事業計画演習」では、実務家担当教員の指導に加えて最終報告会において投資会社の役員など外部の評価員の参加も得るなどして、その成果がエンジェル投資先の候補になっていくなど、より実践的な学修を行っている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は校務に関する最終的な決定権を持ち、大学を運営している。大学には、教育研究に関する重要事項を審議する組織として研究科委員会を設けているが、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要なものを定めておらず、周知されていない。

教員の採用・昇任は「教員選考規程」に基づき適切に行われ、各法令に定められた基準数を満たす専任教員が配置されている。

全職員を対象として資質・能力向上のための研修を実施している。人事評価は年 2 回の目標設定に対する自己評価と上司による評価、360 度評価などにより適切に行われている。

研究倫理に関しては「SBI 大学院大学研究公正規則」などを定め、各規則に基づき厳正に運用している。個人研究費は、研究助成費制度規則及び個人研究費支給基準に基づき、研究実績に応じて配分されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営理念に基づき、「SBI 大学院大学行動規範」を遵守すべき規則の上位概念に位置付け

遵守させている。寄附行為に基づき理事会を設置し、適切に理事を選任し、理事会を定期開催している。役員会、定例会議を置き、十分な議論ができるよう努めている。

一方、理事会や評議員会等の運営面においては、法令遵守などの観点から改善を要する点が散見するため、早急な対応が必要である。

平成 30(2018)年度以降の入学定員充足率と収容定員充足率の向上により学生生徒等納付金収入は増加傾向にあり、令和 2(2020)年度には基本金組入前当年度収支差額が黒字に転じている。

会計処理は、学校法人会計基準及び「会計規程」等に準拠し、概ね適切に処理している。

「基準６．内部質保証」について

自主的・自律的な自己点検・評価を主導するため自己点検委員会を設け、六つの専門委員会と連携して自己点検・評価と改善計画が行われている。

事務局が授業評価アンケートや「学生会との意見交換会」「修了生アンケート」などの調査資料を経年的に収集・管理するとともに、自己点検委員会及び各委員会によって調査・分析が行われ、改善活動に活用している。

一部、管理運営面においては、法令に基づく適正な執行が行われていない状況があることから、内部統制機能の整備・充実に向けての対策が必要である。

三つのポリシーの検証については、各委員会での自己点検・評価の中でポリシーの実行を検証し、必要に応じて自己点検委員会での検討を経て研究科委員会での見直し、検討を行っている。

総じて、建学の精神のもと、経営学などの実務的能力に加えて、ぶれない判断力を形作る「人間学」を身に付けた「有意な人材」の育成に努めている。課題であった収支についても、入学者数の順調な増加に伴い改善が見られている。専門職大学院として、分野別認証評価と機関別認証評価の双方の評価を通じた自己点検・評価がなされている。個性・特色ある専門職大学院として更なる発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会の変化に対応した教育及び研究による社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 人間学教育
2. 社会人学生の様々なニーズに対応する演習科目の設置

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を受継ぎ発展させた教育理念に基づいて、学則第 1 条の中で目的、教育研究上の目的を定め、それらを具体的に実践するための五つの学修目標を定めている。教育理念、目的、教育研究上の目的は簡単に文章化されている。

大学の個性・特徴として、「経営に求められる人間学の探求」「テクノロジートレンドの研究と活用」「学びの集大成としての事業計画策定」を掲げ、ウェブサイトに明示している。特に、「人間学の探求」は大学の大きな特色であり、入学を希望する動機の一因につながっている。

オンライン教育の柱ともなるテクノロジーの変化に対応すべく、定期的かつ継続的な見直しを行っており、自己点検委員会での検討の結果を踏まえて、教育研究上の目的を変更している。

〈優れた点〉

○「経営に求められる人間学の探求」を大学の個性・特徴の一つとして掲げ、実務的な能力だけではなく、ぶれない判断力を形作る「人間学」を持った次世代リーダーの育成を目指しており、多くの学生が受講していることは高く評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検委員会、研究科委員会において、教育研究上の目的の定期的な見直しを行い、理事会での審議・決定を通じて、役員、教職員の理解と支持を得ている。

教育研究上の目的は学則、大学案内、ウェブサイトに明示するとともに、オリエンテー

ションの資料にも掲載している。

教育理念、目的、教育研究上の目的を受けて、8 項目の重点課題項目を定め、5 か年の経営改善計画を策定している。三つのポリシーには、教育理念や教育研究上の目的を的確に反映している。

教育理念や教育研究上の目的、学修目標を達成するための教育研究上の組織として、学則上には研究科等の名称が定められていないが、経営管理研究科アントレプレナー専攻を設置している。

〈改善を要する点〉

○学則第 2 条に研究科名・専攻名が定められていない点については改善を要する。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、適切に開示している。

アドミッション・ポリシーに適合する形で入学者の要件を決定し、入学試験を実施しているが、入学者選抜方法に関して一部問題がある。合否判定に関し、審査員による評価の偏りの防止、課題点や面接における採点ポイントの周知を目的に、研修勉強会を開催するなど、受験生の総合的な能力を適切に評価できる体制を整備している。

オンラインの授業スタイルが特色であり、大学の所在地である東京都内にとどまらず、全国各地や海外からも多くの学生が入学している。入学定員充足率及び収容定員充足率は概ね適正であり、現在は入学定員の増加を計画している。

〈優れた点〉

○社会人が仕事との両立を図ることができるよう 5 年間の長期履修制度を設けており、実際に利用者が多いことから、制度が有効に機能している点は評価できる。

〈改善を要する点〉

○学生募集について、志願者数の増加を理由に令和 3(2021)年度秋学期の出願受付を期間

途中に打切っているが、入学希望者に進路変更などの影響を与えかねないことから、本来の出願期間のとおりに出願を受付け、選考を行うよう改善を要する。

〈参考意見〉

○入学資格について、募集要項では社会人経験が 3 年以上必要と定めている一方で、社会活動の経験がボランティアやアルバイトのみの受験者を受付けし選考していることから、志願者の誤解を招かないよう、入学資格の表現を精緻化することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生からの相談窓口機能及び LMS の維持管理に関し、教員・職員・ラーニングスタッフが協働し学修支援を行う体制を構築している。学生に対して、非同期・同期のオンライン、対面等の多様なルートを提供している。オフィスアワー制度による教員への個別相談も可能である。障がいのある学生への履修支援、休学・中途退学に関する相談等についても、関係者が連携し適切に実施している。なお、TA の設置は科目ごとの必要性に応じて実施される。

授業は主に e ラーニング形式であり、動画視聴スタイルは、リアルタイムの質疑応答が難しいものの、社会人にとって時間的制約が小さく有効性が高い。また、動画の制作過程をシステム化し、学生の視聴時の利便性向上に対しても継続的な工夫を行っている。

〈優れた点〉

○ラーニングスタッフを適正に配置し、学生からの質問・相談を円滑に受付ける体制を整備するなど、学生と教員との密な連携が行われている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「事業計画演習」等のゼミが修学の最終ステージに配置されており、これまでの学修内容をまとめつつビジネスとの接点を持てるように工夫している。また、ゼミ仲間での交流が見られるなど、効果が生まれている。

学生への個別対応については、広報・リレーションズ委員会と事務職員が連携、助言、解決策を提供する体制を構築している。

教育的サポート及び事業支援を行うことを目的とした「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」は、建学の精神に合致した独創的な制度であり、少数ながら利用実績が出ている。修了生だけでなく、学生にとっても起業家精神の育成面に役立っている。

修了後も聴講生として科目履修を可能としており、簡単な受講手続き、安価な受講料で学び続けられる制度を整備している。

〈優れた点〉

○修了生の希望者が会員になる「修己会」があり、学生団体との連携をはじめ、学生との人的交流の活発化を図っていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活に関する支援は、授業料減免制度、厚生労働省による専門実践教育訓練給付金、学修支援体制、学生生活全般に対する支援体制の四つから構成されており、いずれも適切に運営されている。

学生の心身の健康を保つために学生相談の窓口を設けており、医務室を設けている。学生が会員となる「学生会」と事務局との定期的な意見交換会を行っており、「学生会」や修了生の希望者が会員となる「修己会」が主催するイベントに対し、大学が運営面で支援している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の基本部分は動画配信システム、LMS により構築されており、ラーニングスタッフがシステム開発ベンダーと連携し、機能追加や効率性向上等のメンテナンスをタイムリーに行っている。

キャンパス内に教室、教員・学生研究室、図書室、医務室を配置し、また、SBI ホールディングス株式会社所有のセミナールーム、会議室も利用可能にしている。図書館の利用者数が少ない状況ではあるものの、蔵書数は年々増加している。

校舎が所在する複合ビルの共有部分及び大学のスペースはバリアフリー対応を行っており、最寄り駅から直結していることから、車椅子での移動面においても利便性が高くなっている。

1 科目当たりの受講者数が多くなる場合、講義の分割等を実施し、適正人数を維持している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、学生窓口や LMS の問合わせ機能を通して広報・リレーション委員会に伝えられ、対応策がとられている。また、恒久的措置が必要な場合には研究科委員会でも対応している。学生にとって、相談時間帯や場所の制約の面から、LMS の利用は有効性が高くなっている。

学生生活及び学修環境全般については、「学生会」との定期的な意見交換会があり、学生の要望を把握し、改善を図っている。

「修了生アンケート」を開始したことから、実務上の諸課題を今後のカリキュラム設計等に生かすことが期待できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育研究上の目的を踏まえて策定され、大学案内、ウェブサイト等で周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準等を学則及び「履修規程」に定めて、周知を図っている。

成績評価が成績評価基準にのっとっているか否かについては、ラーニングスタッフが確認した上で、研究科委員会に提出するなど、その基準に基づき適切に運用されている。学生からの授業や教員に対する質問や評価が多く出されており、コミュニケーションが図られている。

〈参考意見〉

○学位に付記する専攻分野名について、ウェブサイトにおいて公表はしているものの規則上に定められていないため、既存の学位規則を見直すなど、規則上に記載することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成を目的に策定され、大学案内、ウェブサイト等で周知されている。

カリキュラム・ポリシーに沿って行われた授業に対しての単位認定、修了認定を行うことで、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図っている。

人間学教育を重視して、経営人間学系科目を 12 科目配置し、最低 4 単位の取得を修了の要件としている。シラバスは適切に整備されており、履修登録単位数の上限は「履修規程」により適切に定められている。

アクティブ・ラーニングを取入れた授業を行っており、授業評価アンケートの結果等を通じて、教授方法の開発・工夫と効果的な実施を図っている。また、授業動画の制作方法が標準化されており、高い効率性が生まれている。

〈優れた点〉

○演習科目の「事業計画演習」では、実務家担当教員の指導に加えて最終報告会において投資会社の役員など外部の評価員の参加も得るなどして、その成果がエンジェル投資先の候補になっていくなど、より実践的な学修を行っている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、各シラバス上で学修目標と成績評価基準を明示している。各科目の成績評価を公正に実施することで、ディプロマ・ポリシーが達成されているかの一つの判断としている。

学生のコンピテンシーの獲得・強化を重視し、授業の課題・成果物や作成するプロセスで発揮されたコンピテンシーについて、点数とコメントを付けて学生にフィードバックしている。全教員がアンケート結果から「授業評価アンケート・フィードバックシート」を提出し、具体的な授業改善策を回答するなど、学修成果の点検・評価を組織的に図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は校務に関する最終的な決定権を有し、学長を補佐する研究科長のもとにある研究科委員会が審議した結果について意見を聴き、大学を運営しているが、学長が研究科委員会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項については、具体的には定め

られておらず周知もされていない。研究科委員会の審議に先立ち、そのもとにある七つの委員会で各事案の検討を必要に応じて行っている。また、事務局長のもとに事務局を置き、課室の配置がなされている。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づき、学則第 13 条の 3 にある「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性を高めるためには、大学の人員配置等を含む事務局体制の充実が望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任は「教員選考規程」に基づき適切に行われ、各法令に定められた基準数を満たす教員が配置されている。設置基準を満たす専任教員数を確保しており、実務家教員数については基準数を大きく上回っている。毎月定例で「事業計画演習勉強会」を開催し、優れた教育指導法の共有を図っている。また、毎月開催するオンラインで公開の体験授業には教員も見学参加ができ、自身の授業改善にも生かすことができる環境が整っている。授業評価アンケートによる授業改善への要望と担当教員からの回答は LMS 上で公開し、共有されている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全職員を対象として資質・能力向上のための研修を企画・実施している。併せて、職員の担当分野に沿った外部の研修も活用し、参加を促進している。研修内容も毎年最新の内

容に更新しており、職員の出席状況は良好である。SBI グループ職員を対象とする「企業派遣制度」による大学での学修も可能にしている。人事評価は年 2 回の目標設定に対する自己評価と上司による評価や 360 度評価などにより、適切に行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

e ラーニングを主とした大学であり、研究室をはじめとした大学の研究環境について、一定の環境が整備されている。一方、RA(Research Assistant)や TA などの人的支援ニーズはなく、研究助成費制度規則及び個人研究費支給基準により各教員の研究実績に基づいて個人研究費を配分し教員の研究活動を支援している。研究倫理に関しては「SBI 大学院大学研究公正規則」「SBI 大学院大学研究倫理ガイドライン」「SBI 大学院大学人を対象とする研究倫理ガイドライン」を定め、各規則に基づき厳正に運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営理念に基づき、「SBI 大学院大学行動規範」を遵守すべき規則の上位概念に位置付けている。「研究公正規則」「情報公開に関する規程」「危機管理規程」「ハラスメント防止に関する細則」「公益通報者保護規程」を定め、規律と誠実性の維持に努めている。寄附行為に基づき理事会・評議員会を置き、また役員会を設置するなど十分な議論ができる体制を整えている。学則に基づき研究科委員会を置き、そのもとに七つの委員会を設置し、それぞれの所掌事項を審議・推進している。学則に基づき教育課程連携会議を設置し、外部有

識者を加えて審議する場を年に 2 回設けている。環境保全については、SBI グループの指針に従い大学の指針として配慮している。また、「教職員等就業規則」「ハラスメント防止に関する細則」「公益通報者保護規程」などを定め、人権配慮にも努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を設置し、適切に理事を選任し理事会を定期開催している。役員会、定例会議を置き機動的な意思決定に努めている。「事業活動収支計算書」をもって会計年度ごとの事業計画とするなど、私立学校法第 45 条の 2 で求められている「事業計画」については策定されていない。副理事長の位置付けについては今後、より明確化されることを期待する。

理事会で審議・決定された重要事項は、法人事務局を通じて学内で共有されており、使命・目的の達成に向けた意思決定体制の整備に努めている。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 45 条の 2 で求められている会計年度ごとの事業計画を策定せず、「事業活動収支計算書」をもって事業計画として理事会、評議員会において、次年度の予算の中で審議・決定していることは改善を要する。

〈参考意見〉

○名誉職として副理事長を選任しているが、その位置付けと役割を明確にするよう規則化することが望まれる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が令和 2(2020)年度まで学長を兼務していたことや、1 研究科の組織体であることから、教学の状況を十分に理解した上で、理事長は経営としての意思決定にリーダーシップを発揮している。また、理事会、役員会、研究科委員会を通じて、経営・教学の意思決定を行っている。理事長に指名された理事と事務局長、事務局次長による月次の定例会

議により教職員の提案をくみ上げる体制が整備されている。監事は適切に選任されているが、理事会や評議員会での発言の機会が無いため、今後は理事会や評議員会において理事、評議員、監事による十分な議論がなされるような会議運営を期待したい。

〈改善を要する点〉

○理事会で議決していない決算について、先に評議員会で議論・決定しているが、私立学校法第 46 条及び寄附行為第 35 条に基づき、理事会での承認後、評議員会に報告し、意見を求めるよう改善を要する。

〈参考意見〉

○学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、監事が理事会で積極的に意見を述べられるよう、事務局のサポート体制を強化することが望まれる。

○私立学校法第 37 条に基づき、監事による理事の業務執行の状況の監査についても、監査報告書に明示することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度以降の入学定員充足率と収容定員充足率の向上により学生生徒等納付金は増加傾向にあり、令和 2(2020)年度には基本金組入前当年度収支差額が黒字に転じている。

財務の特徴としては、寄付金や企業研修生受入れによる学生生徒等納付金など、SBI グループからの収入の比率が高く、経営に大きく寄与していることが挙げられる。ここ数年は安定的に学生の確保ができており、SBI グループからの寄付金や企業研修生による学生生徒等納付金等の収入も減少傾向にあるなど、経営改善計画に基づき SBI グループへの依存度を低下させる取組みがなされている。

競争的資金の獲得については、現在の実績はないが、収益構造健全化のために外部資金獲得を目標とした企業との共同プロジェクトである「DX 共同研究プロジェクト」が提案されており、今後の発展を期待したい。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「会計規程」「寄付金取扱規程」「固定資産管理規程」等に準拠し、概ね適切に処理しているが、活動区分資金収支計算書が数年にわたって作成されておらず、公開もされていない。

予算は「予算規程」に基づき、各部署からの予算要求を体系的に編成し、評議員会の意見を聴いた上で理事会の承認を得て、各部署に配分している。

監事による監査と監査法人による監査がなされている。監事は監査計画説明会、監査結果報告にも出席するほか、理事会及び評議員会に監査報告を行っている。

〈改善を要する点〉

○活動区分資金収支計算書が数年にわたって作成されず、また公開されていないため、改善を要する。

〈参考意見〉

○役員に対して役員報酬の支払がされていないため、「役員報酬規程」との整合性を図ることが望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な自己点検・評価を主導するため自己点検委員会を設け、六つの専門委員会と連携して自己点検・評価と改善計画を行っているが、自己点検委員会をはじめ専門委員会の規則やそれらの役割と関係等を示す委員会規則が整備されていない。

原則として全ての教職員がいずれかの委員会に所属し、各委員会の委員長が自己点検委員会のメンバーになることを定めるなど、全学的な自己点検・評価活動が行われている。

自己点検委員会での審議検討案件は研究科委員会の審議を経て学長が決定している。

〈改善を要する点〉

○自己点検委員会をはじめ七つの専門委員会の役割などを「2021 年度 SBI 大学院大学委

員会体制」に示しているが、各委員会のより詳細な役割、関係性及び位置付けを明確にすべく、規則を整備するよう改善を要する。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年、各委員会が中心になって自己点検・評価と改善活動を経営分野である専門職大学院の分野別認証評価機関の定める評価項目を起点とした評価基準に基づいて行っている。

これまで上述の分野別認証評価機関での分野別認証評価を平成 25(2013)年度と平成 29(2017)年度に、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を平成 26(2014)年度に評価を受け、いずれも適合判定を受けている。

事務局が授業評価アンケートや「学生会との意見交換会」「修了生アンケート」などの調査資料を経年的に収集・管理するとともに、自己点検・評価及び各委員会によって調査・分析が行われ、改善活動に活用している。

〈参考意見〉

○内部質保証の体制を強化するために、分野別認証評価における評価項目に管理運営面の観点を充実した上で、認証評価以外の年度においても自己点検・評価を行うことが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーの検証については、各委員会での自己点検・評価の中でポリシーの実行を検証し、必要に応じて自己点検委員会での検討を経て研究科委員会での見直し、検討を行っているが、入試方法、理事会・評議員会の管理運営、規則の未整備など改善を要する事項があるため、管理運営面での内部質保証の機能性は不十分である。

一方で、アドミッション・ポリシーに関連する入試選考方法の改善について、担当委員会での検証を受けて、研究科委員会で見直しがなされるなど、小規模な大学ならではの特徴を生かして、機動的かつ柔軟に対応している。

〈改善を要する点〉

○学生募集における出願受付期間途中での打切り、理事会・評議員会の運営などのガバナンス面での不備、学則など規則に不備が散見することから、主に管理運営面で内部質保証上の機能性が十分とは言えないため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会の変化に対応した教育及び研究による社会貢献

Ａ－1．社会と連携した教育及び研究

A-1-①　教育活動成果の社会への還元

A-1-②　研究活動成果の社会への還元

Ａ－2．社会の変化や多様性に応じた社会人教育

A-2-①　オンラインの強みを活かした教育の実施

A-2-②　学びやすさを追求したプログラムの提供

【概評】

学びの集大成である「事業計画演習」での教育成果を生かし、修了生を対象とした「SBI-U ベンチャーチャレンジ制度」を平成 27(2015)年度から開始している。教員をメンターとして、事業計画の精度を高め、学内審査を受け、審査を通過した計画は、SBI インベストメント株式会社に投資案件として推薦されている。修了生への支援、継続学修の機会になっており、制度開始以来エントリー9 件のうち、3 件が推薦されている。推薦された案件は、同社によって厳格に審査され、直ちに起業につながるものではないため、本格的に起業を目指す修了生にとっては修練の機会ともなっており、その相談やアドバイスを指導教授が継続的に行っていることは特筆すべき点である。SBI 大学院大学金融研究所が、大学の付属機関から SBI ホールディングス株式会社が新設する法人へ移管された後は産学連携事例がないため、新たな取組みである「企業向けデジタル・トランスフォーメーション（DX）共同研究プロジェクト」の進展に期待したい。

リカレント教育を含めた社会人の教育として、平成 20(2008)年度の開学当初からオンラインを活用した e ラーニングを提供して、多様なプログラムを開講している。オンライン教育のノウハウに強みがあり、COVID-19 の影響で急速に普及したウェブ会議システム等をそれ以前の平成 29(2017)年度から授業や業務で活用してきた。リカレント教育を含めた社会人の学びの重要性の高まりと COVID-19 による対面での学びの物理的な制約の強まりといった社会的な背景の中で限られた時間の中で必要な学びを得たいという個別ニーズに対応して、4 単位セットの「Pre-MBA コース」、1 科目から学べる「MBA 単科コース」、単位認定外になっている「MBA 独習ゼミ」を開設している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 人間学教育

本学の大きな特長として、開学の精神やその理念にも挙げているように、理論に裏打ちされた実践的な学問である実学だけでなく、実務家としての資質に欠くことのできない倫理的価値観や人間力を涵養するための徳育、つまり『人間学』の重視が挙げられる。そこでは実践的な経営学と共に、企業経営や事業構築において組織のメンバーの共感とその力を合わせるために必要となる経営者としての徳性、人間性を学ぶこととしている。そして、人間学を学ぶに当たって中国古典に着目し、経営者の視点で学ぶことができる点も本学のユニークな特長である。

全 60 科目中、12 科目（12 単位）の「人間学科目」を設置し、理事長である北尾 吉孝自ら「中国古典から学ぶ経営理論」科目を担当し、中国古典を読み解き、物事の本質を見抜く力､時代を予見する先見性､大局的な思考を身に付けるよう指導している｡「人間学科目」は選択必修科目として 4 単位の取得が修了要件とされており、学生への積極的な学びを促している。そして、令和元(2019)年の紀要第 6 号では「リーダーシップと人間学」とのテーマを設けて、起業家や組織のリーダーに求められる人間力やそのための徳育について積極的に社会に向けて発信している。なお､令和 2(2020)年入学対象者アンケートによると、本学を選択した理由のうち「授業を通しての優れたリーダーとしての人間形成」を挙げた割合が全体の約 7 割と 2 番目に多く（複数回答可)、本学の特長として広く認知されると共に、入学後の受講でも高い満足度が示されている。このように､『人間学』教育は本学の大きな特色ある教育活動であると言える。

2. 社会人学生の様々なニーズに対応する演習科目の設置

本学は研究指導、修士論文審査を必須としない専門職大学院の特徴を活かして、社会人学生の幅広いニーズに対応し得る必修の「演習科目」として､「事業計画演習」､「組織変革演習」､「修論ゼミ」という 3 種の科目を設定している。いずれも講義動画の視聴を中心とする一方向的な受講ではなく、少人数でのゼミ形式で、現地参加と Web 参加を自由に選択できる対面授業によって、指導教員とゼミの学生、また学生同士の討議、意見交換を通じ学修が行われる（現状では、COVID-19 の対策として全て同期型の Web 形式での実施)。

「事業計画演習」では、各ゼミ 1 人若しくは 2 人の指導教員の下で、学生が自分で考えるテーマによる実現可能性の高い事業計画を作り上げる。｢組織変革演習」では、所属する会社、組織の変革プラン・改革プランを作成し、立案したプランを実践してその結果の確認までを行う。｢修論ゼミ」でも多くの学生は現在の仕事に関連するテーマを設定するように、自分自身の希望に合った実践的な取組みを可能としている。また、いずれの演習でも中間報告と最終報告の 2 回のプレゼンテーションを行い、学内外の講評者から様々な視点でのフィードバックを受けることができる。

このように、本学は、社会人が実践的な経営学を学ぶ大学院として、様々な居住地、属性、目的を持つ学生がそれぞれのニーズに合ったテーマで取り組むことができる「演習科目」を設置している。この密度の濃い「演習科目」も本学の特色ある教育活動として挙げることができる。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　東京都港区六本木 1-6-1　泉ガーデンタワー21 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営管理研究科	アントレプレナー専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 20 日	実地調査の実施　　10 月 21 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 22 日	10 月 22 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

4 江戸川大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的については、学則第１条に明記しており、教員や職員の関与・参画で理解と支持を得ている。また、建学の精神を継承する教育理念「人間陶冶（にんげんとうや)」に基づいた学部・学科の教育目的を策定し、学則別表第１に明記している。教育理念については、学内には学生便覧等で周知し、学外にはホームページや大学案内等の配付物で周知するとともに、それに基づく人材育成を目指して中長期計画を策定している。

大学の個性・特色は「国際化と情報化」であり、それぞれ、数多くの施策を行い、実績を挙げている。また、社会の変化・要請等に応じて三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行っている。加えて、新学科の増設や基礎教養教育の抜本的見直し等を進めている。

「基準２．学生」について

入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに沿うとともに学力の３要素の測定を重視しており、入試ガイド等でも周知している。そして、大学全体としては入学定員に沿って入学生を概ね適切に受入れているが、学科ごとについては一層の定員管理が必要である。

入学前教育や在学中の学修に対する支援については、各実施部署と教員との協働による体制を整備し、実施している。また、全学生へのノートパソコン貸与やICT（情報通信技術）環境の整備とともに、学生支援組織「学生リーダー」による履修相談や学生スタッフによる「ヘルプデスク」など、学生による教育活動の支援体制を整え、大学全体でバックアップしている。なお、医務室については人員配置や体制づくりに改善の余地がある。

「学生による授業評価アンケート」等によって学生の意見などをくみ上げる体制を有し、回答内容を具体的な学修支援及び環境改善に反映している。

〈優れた点〉

○多様な人材を受入れる入試のあり方について検討した上で、調査書の活用による主体性評価、英語４技能の評価等、各選抜での学力の３要素の測定を重視した選抜方法を行っており、これらを「入試ガイド2020」のチャートに載せ評価方法を分かりやすくしていることは評価できる。

○「基礎・教養教育センター」と学務部教務課の協働で管理・運営している「アクティブ・ラーニング・スタジオ」では、補習担当教員やSAを配置することによって学生が自律的

に学修する習慣を育む環境として十分に機能している点は評価できる。

○「エドリル」などの e ラーニングシステムを学生の学び直しの機会や入学前教育にも取入れており、それらのデータを適切に教職員間で共有し日常的な学修支援体制が構築されている点は評価できる。

○学長が直接学生と会話しながら、学修環境やキャンパス整備状況について意見を交わす昼食会などの機会を設け、キャンパス整備計画や事業計画の立案に反映させる体制が整えられている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーについては、各授業科目のシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を記述するとともに、「卒業研究」の評価によって、その達成状況を確認している。また、厳格な成績評価を行いつつ、GPA(Grade Point Average)値の低い学生を早期に発見、対応する努力も行っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定している。教育課程については、基本的な構成を三つの履修区分とし、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。

アセスメント・ポリシーを策定し、機関レベル（大学全体）と教育課程レベル（学部・学科別）で、学修成果の総合的な点検・評価を組織的に行っている。そして、点検・評価結果を教職員にフィードバックし改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する組織として「大学経営会議」「学長室会議」の設置等、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。教学マネジメントの構築においては、「大学経営会議」「大学運営委員会」、教授会、各種委員会等の会議体を設置し、それぞれ組織上の位置付け及び役割を明確にしている。

資格課程設置要件も含め、大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置しており、教員の採用・昇任の方針については、「江戸川大学教員選考規程」及び内規、手続要項を定め、適切に運用している。

FD 委員会が企画する教員研修会へも事務職員が適宜参加し、教職協働による SD(Staff Development)環境の向上にも努めている。

研究倫理に係る規則等を整備し、それらを厳正に適用し運用を行っている。

〈優れた点〉

○科学研究費助成事業における評価、採択の状況により支給する独自のインセンティブ経費を学内規則により定め、かつ、学内において開催する「科研費検討会」などにより、教職協働で獲得に向けた意識や意欲を高めている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は「学校法人江戸川学園寄附行為」に基づき適切な運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。大学の使命・目的の実現のために、大学の中期計画を策定し、

教育・研究、施設・整備や財務の質の向上に向けた施策を実施している。そして、環境保全への配慮、各種ハラスメント防止に努め、特に、防災対策については、「特記事項」で紹介されているとおり重要な施策として実施している。

理事会を補佐する「経営会議」を設置し、その体制で法人の運営を機能的に行っている。法人全体の中長期計画に基づく適切な財務運営を行い、学生募集体制の再構築等の施策を具体的な成果に結びつけて、近年の収支改善に寄与している。

また、学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理を行うと同時に、監事や監査法人の第三者による客観的な視点に基づく内部統制を行っている。

〈優れた点〉

○法人の中長期計画と連動した学生募集体制の再構築による効果を、志願者急増、定員未充足状態の解消という具体的な結果で示し、短期間のうちに飛躍的な収支構造の改善へつなげたことは、高く評価できる。

「基準６．内部質保証」について

全学的視点で自己点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」が大学経営会議に改善を依頼するという基本プロセスで、PDCA サイクルをベースとした恒常的な内部質保証体制を確立している。その中で、「自己点検・評価委員会」が全学的な視点で、定期的に「自己点検評価報告書」を作成し、「自己評価シート」を使って、改善状況を点検している。

このような体制によって、三つのポリシーを起点とした教育活動と「中期計画（第三次）」の実施についても、それぞれの PDCA サイクルのもとで、大学運営上の課題に向き合いながら内部質保証の維持に努めている。

総じて、建学の精神を継承する教育理念「人間陶冶」を掲げ、「国際化と情報化」を特色として、社会情勢及び社会からの要請に積極的に応えようとしている。

アセスメント・ポリシーを策定し、機関レベル（大学全体）と教育課程レベル（学部・学科別）で、多様な指標による学修成果の総合的な点検・評価を組織的に行っている。

志願者急増、定員未充足状態の解消という具体的な結果を示し、短期間のうちに飛躍的な収支構造の改善へつなげている。

三つのポリシーを起点とした教育活動と「中期計画（第三次）」の実施についても、それぞれの PDCA サイクルのもとで、大学運営上の課題に向き合いながら内部質保証の維持に努めており、今後の発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際化への対応」「基準 B. 情報化対応のための教育活動とそのための環境整備」「基準 C. 江戸川大学睡眠研究所における研究活動及び啓発活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 防災・防火・緊急救命体制の充実

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的については学則第 1 条に明記している。建学の精神は法人全体として「社会に貢献できる人材の育成」としている。建学の精神を継承する教育理念は集約的な言葉として「人間陶冶」を掲げており、それに基づいて学部・学科の教育目的を定め、学則別表第 1 に明記するとともに、育成すべき人間像として学生便覧等にその意味も含めて明文化している。

個性・特色は「国際化と情報化」であり、それぞれ数多くの施策を行い、実績を挙げている。

また、社会の変化・要請等に応じた施策として、新学科の増設や基礎教養教育の抜本的見直し等を進めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、教員や職員の理解と支持を得ている。また、教育理念である「人間陶冶」については、学内には学生便覧等で周知し、学外には広報室によるホームページや大学案内等の配付物で周知している。

平成 20(2008)年度以降、教育理念に基づく人材育成を目指して中長期計画を策定し、現

在の「中期計画（第三次)」では、アクションプランを加えて進捗状況を確認できるようにしている。加えて、三つのポリシーについては、社会の変化・要請等に応じて見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的を反映した学部・学科及び教育目的を補完するセンター施設等を設置しており、今後は、数理・データサイエンス系の科目の導入など、社会情勢及び社会からの要請に応えようとしている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科のアドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、入試ガイドや入試要項、ホームページや学生便覧での周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーの改定については、「入学センター運営委員会」での議を経て教授会で審議しており、全学的に取組んでいる。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについては、複数の選抜区分を設けており、各選抜区分において求められる入学者選抜のための基本方針については、学生募集要項において明示している。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、収容定員を大幅に超過している学科があるものの、大学全体としての受入れ数を概ね適切に管理している。

〈優れた点〉

○多様な人材を受入れる入試のあり方について検討した上で、調査書の活用による主体性評価、英語 4 技能の評価等、各選抜での学力の 3 要素の測定を重視した選抜方法を行っており、これらを「入試ガイド 2020」のチャートに載せ評価方法を分かりやすくしていることは評価できる。

〈改善を要する点〉

○社会学部経営社会学科について、令和 3(2021)年度の収容定員充足率が 1.3 倍を上回っていることから、入学定員に対する適切な入学者数の管理について改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、入学前教育から在学中の支援に至るまで各実施部署と教員との協働により計画・実施している。また、「退学者対策検討会」では、教員と教務課や学生課職員を交え教職協働によって予防的対応への具体的なアクションプランを検討しており、全学的に教職協働による学修支援体制を整備している。

卒業生を活用した独自の TA 制度及び SA(Student Assistant)等については、教室外の学修支援を行う体制を整備している。また、学生支援組織「学生リーダー」による履修相談や、学生スタッフによる「ヘルプデスク」でのパソコン対応の場を設けており、教育活動の支援体制を整え、大学全体で支援している。

〈優れた点〉

○「基礎・教養教育センター」と学務部教務課の協働で管理・運営している「アクティブ・ラーニング・スタジオ」では、補習担当教員や SA を配置することによって学生が自律的に学修する習慣を育む環境として十分に機能している点は評価できる。

○「エドリル」などの e ラーニングシステムを学生の学び直しの機会や入学前教育にも取入れており、それらのデータを適切に教職員間で共有し日常的な学修支援体制が構築されている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1 年次から 3 年次までキャリアデザイン系の科目が配当され、3 年次後期からは、就職課職員により個別面談やカウンセリングを丁寧に行っており、教育課程内外を通じて継続的な社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。また、「キャリアセンター」「教職課程センター」「こどもコミュニケーション実習センター」を設置していることに加え、留学生の就職支援への取組みを促進させ、多様なキャリア形成支援への体制を整えている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている

〈理由〉

教員組織では学生部を設置し、事務局では学務部学生課に職員を配しているほか、「なんでも相談窓口」を活用したワンストップ対応、「あんしん生活サポート窓口」で学生の個別相談に応じており、教職協働により学生サービスと厚生補導のための組織が適切に機能している。

学生への経済的支援については、大学独自の奨学金制度をはじめとした多様な経済的支援制度を設けている。令和 2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染拡大に伴う学費減免制度や緊急奨学金貸与制度を新設しており、社会状況に応じた適切な経済的支援を行っている。

クラブ幹事会を通したクラブ活動費への支援や活動時に使用する施設を適宜整備し、学生の課外活動への支援を適切に行っている。

医務室については、受付担当の職員が対応し、必要に応じて救急車の手配や保護者への連絡等を行っている。また、学生相談室では、心理的に不安を抱えた学生のケアを行うための取組みを行っている。加えて、教員や職員との連携が必要なケースについては、「学生相談室連絡会議」で情報共有を行うなど多様化する学生相談に対応している。

〈参考意見〉

○学校医を配置し、必要に応じた医師への相談が可能な体制を構築しているが、日常的な健康相談や保健指導、救急処置等への対応には医療行為を伴うこともあるため、医務室には常時有資格者を配置することが望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている

〈理由〉

校地・校舎等については、キャンパス内の動線を考慮しており、教育目的の達成のための快適な学修環境を整備している。学内各所にスロープや多目的トイレを設け、学生食堂入り口を自動ドアに改修する等、バリアフリーにも配慮している。

図書館については、学問分野に必要な図書を所蔵している。また、図書館内にマルチファンクションルームやラーニングコモンズエリアを設置しており、学生の学びに必要な図書館機能を備えている。

授業を行う学生数については、講義、演習・実技の科目別に履修者数の基準を設けており、担当教員の判断によるクラス分割や履修抽選を行うなど概ね適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている

〈理由〉

学修支援及び学修環境については、「学生による授業評価アンケート」を実施し、集計結果を FD 委員会において分析・検討し、この結果を題材にインタビュー形式の「学生への意見聴取会」を年に 1 回実施し、学生の意見・要望をくみ上げている。これらをもとに、オンライン授業の実施形態の改善や全学的な無線 LAN の速度向上、教室の視聴覚設備の充実など具体的な学修支援及び環境改善を行っている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、学科や課外活動団体ごとに数人の学生が学長と普段の学生生活について懇談する「辛口（意見）甘口（意見）どんとこい」の実施により、直接的に把握している。また、学生相談室において、睡眠カウンセラーや心理カウンセラーによって学生の抱える悩みの早期発見に努めている。

〈優れた点〉

○学長が直接学生と会話しながら、学修環境やキャンパス整備状況について意見を交わす昼食会などの機会を設け、キャンパス整備計画や事業計画の立案に反映させる体制が整えられている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、建学の精神や教育理念のもとに学部・学科ごとに定められた教育目的を実現するよう定めている。全学共通として「(1) 批判的かつ洞察的に思考する力 (2) 専攻学問分野における基礎的・専門的知識の獲得 (3) 自己表現と他者に配慮したコミュニケーション能力 (4) 情報環境への汎用性」を定めた上で学部・学科別に個別なものを加える様式とし、その達成については全学科にて必修科目としている「卒業研究」によって確認することとしている。

各科目のシラバスに、ディプロマ・ポリシーとの関連性及び「成績評価方法・基準」を記述するようになっており、両者を関連付け周知している。成績評価基準及び「標準的成績評価付与基準」は一部、相対的な基準も示しつつ、「教員全体会」「客員教授・非常勤講師打合会」において説明し、客観的かつ厳正な成績評価を行うよう依頼している。進級基準と卒業認定基準を明確に定め、科目履修マニュアルで周知している。厳格な成績評価の一方で、GPA 値の低い学生を早期に発見し対応する努力も行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、大学全体・学部・学科ごとの教育目的に基づいて、ディプロマ・ポリシーを踏まえ策定しており、学生便覧及びホームページで公開・周知している。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って、学部ごとに共通の 1 群科目、学科ごとに専門性を育成する 2 群科目及び学科固有の内容を扱う 3 群科目という履修区分に分類して体系的に編成している。キャップ制を導入し、半期及び年度内に履修登録できる単位数の上限を定めている。シラバスは共通の様式で整理し、各回の授業内容、到達目標、予習・復習時間、ディプロマ・ポリシーとの関連性などを記述しており、単位制度の実質を確保している。教養教育については、基礎・教養教育センターを中心に学士力・社会人基礎力の育成を目指した教育を行っている。入学時に学生の基礎学力・学修意欲を調査し、学生指導やカリキュラム改定の参考にしている。「アクティブ・ラーニング・スタジオ」を設置しているほか、講義科目においても双方向性の要素を取入れるよう工夫している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーを策定し、機関レベル（大学全体）と教育課程レベル（学部・学科別）で、多様な指標による学修成果の総合的な点検・評価を組織的に行っている。「学修成果＝ディプロマ・ポリシーに規定する『力』の獲得」と定義し、体系的履修によりディプロマ・ポリシーで求める学修成果が得られるという流れを形成している。

新入生アンケートを実施し、それに各種情報を加味した評価結果を「入試・学力・意識調査等の資料」としてまとめるなど、入学時から卒業時までさまざまなアンケートや調査を実施し学修成果の点検・評価方法を確立し、教職員へのフィードバックを行っている。学生による授業評価アンケートは、毎年度 5 月から 6 月頃に教員研修会にて報告している。これに対して、教職員はコメントを提出し、自身の授業について考察している。令和 2(2020)年度前期については、「オンライン授業について」の項目を加えている。卒業時にもアンケートを実施し、結果を教授会に報告している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐する組織として「大学経営会議」「学長室会議」を設置するなど、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。

教学マネジメントの構築においては、「大学経営会議」「大学運営委員会」、教授会、各種委員会等の会議体を設置し、それぞれ組織上の位置付け及び役割を明確にしている。また、

副学長を置き、組織上の位置付け及び役割を明確に示し機能させている。

職員は、学長の意思決定に関わる組織や各種委員会等に適切に配置され、教学マネジメントの遂行に役割を果たしている。

〈参考意見〉

○職員の昇任については、「江戸川大学職員俸給決定基準」において勤務成績の評価によることと規定しているにもかかわらず、昇格・昇任の基準、手続きが定められていないなど規則の不備が認められるので、「事務職員評価実施要領」の運用の実質化も併せ、規則の整備と適切な運用が望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

資格課程設置要件も含め、大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任の方針については「江戸川大学教員選考規程」及び内規、手続要項を定め、適切に運用している。

FD については、FD 委員会が中心となり、全教員を対象とした教員研修会の計画・運営・調整等を組織的に行っており、教育環境の変化に合わせた内容の見直しを行っている。また、「授業評価アンケート」の集計結果を全教員にフィードバックして授業の改善を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 担当部署である企画総務課においてテーマを決定し、管理職者を含む専任事務職員等対象の研修に加え、新任教職員研修会の実施や外部研修等への参加奨励などを通して、職員の資質・能力向上へ組織的に取組んでいる。

また、FD 委員会が企画する教員研修会への事務職員の参加を促し、教職協働による SD 環境の向上にも努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

個人研究室及び研究所に、それぞれの環境に応じて必要な設備・備品を整備し、それらを有効に活用している。また、研究倫理に係る規則等も整備し、それらを厳正に適用し運用している。

また、「江戸川大学個人研究費規程」「江戸川大学研究助成金規程」などの各種規則を整備し必要な経費を助成しているほか、公的研究費の管理・監査、研究に関する倫理審査体制も的確に整備し、厳正な運用を行っている。

〈優れた点〉

○科学研究費助成事業における評価、採択の状況により支給する独自のインセンティブ経費を学内規則により定め、かつ、学内において開催する「科研費検討会」などにより、教職協働で獲得に向けた意識や意欲を高めている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は「学校法人江戸川学園寄附行為」に基づき適切な運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。

大学の使命・目的の実現のため、中期計画を策定し、教育・研究、施設整備や財務の質の向上に向けた施策を実施している。

環境保全への配慮としては、太陽光発電設備の設置やエネルギー消費効率の高い空調設

備、高効率型変圧器、LED 照明器具への更新・導入を実施している。

人権への配慮としては、各種ハラスメント発生防止のための規則・ガイドラインを定め、「ハラスメント防止委員会」を設置してハラスメントの発生防止に努めている。

火災、地震その他の災害等の危機管理に関しては、「防災等危機管理委員会」のもと各種規則・マニュアルを整備し対応方法を定めているほか、人員の養成のため、外部研修の受講や防火・防災訓練への積極的な参加を促している。また、災害時の水の供給の確保、災害時の組織活動維持に必要な物資の備蓄に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会については、寄附行為にその役割や運営等を規定し、法人の業務を決することや、理事の職務執行を監督する法人の唯一の機関として明確に位置付けている。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行い、理事会への出席状況は概ね良好であり、欠席の場合の意思表示も寄附行為に基づき適切に行っている。

また、法人の経営、運営及びその改善に関し理事会を補佐する目的や機動的、弾力的な法人の経営、運営を目指し「経営会議」を設置し、機能的に運営している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「経営会議」「大学経営会議」「大学運営会議」「駒木事務連絡会」や「事務長会議」を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を行っている。また、理事長は、経営会議における委員との協議や、「内部監査室」の監査報告をもとにした改善等意見交換ができる環境を整え、自らのリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

理事長の直轄部門として「内部監査室」を設置し、原則毎年 1 回、各学校に対し内部監査を実施しており、相互チェックの機能性を有している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産、理事の業務執行の状況について意見を述べている。

評議員について、寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会で寄附行為に基づく諮問事項について審議している。評議員の出席状況も概ね良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の中長期計画に基づく適切な財務運営を行っている。特に「収支改善計画」を踏まえた学生募集体制の再構築、新学科の開設、各種経費圧縮などの施策は具体的な成果に結びついており、近年の全体収支改善に大きく寄与している。

また、改革総合支援事業への申請及び採択、自治体や企業との連携による業務受託等、外部資金獲得に向けた継続的な活動に努めている。

教育活動収支以外の財務活動については、借入金や負債率を抑えた上での資産形成を積極的に行っている。

〈優れた点〉

○法人の中長期計画と連動した学生募集体制の再構築による効果を、志願者急増、定員未充足状態の解消という具体的な結果で示し、短期間のうちに飛躍的な収支構造の改善へつなげたことは、高く評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人江戸川学園経理規程」「学校法人江戸川学園経理規程施行細則」等の学内規則に基づき、適正な会計処理を行っている。

また、監事及び監査人による会計監査体制を的確に整備し、特に監査人からは無限適正意見が例年付されるなど、適切に会計監査を実施している。

加えて、適正な手続きを経て選出された監事や監査法人、第三者による客観的な視点に基づく内部統制も行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 2 及び「江戸川大学自己点検・評価委員会規程」第 1 条を根拠に、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

全学的視点で自己点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」が「大学経営会議」に改善を依頼するというプロセスで、PDCA サイクルをベースとした恒常的な内部質保証体制を確立している。内部質保証に関する責任は、「大学経営会議」の長である学長が最終的に負うこととしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会」が、全学的な視点で定期的に「自己点検評価報告書」を作成し、「自己評価シート」を使用して、学科も含めて各部署が回答する形で改革改善状況を全学的に可視化・チェックし、改善を行っている。また、毎年度、活動記録として、「自己点検・評価委員会活動報告」「自己点検評価報告書（データ編)」を作成し、ホームページで公開している。

また、質保証体制の一環として「IR 推進室」を設置し、教学 IR を中心にアンケート等のデータ収集・分析等を行い、教授会や「大学経営会議」に報告している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした計画の策定、学部学科組織・各部門による施策の実行、自己点検・評価委員会、IR 推進室による点検・評価、大学経営会議を中心とした改善プラン

の立案というPDCAサイクルを構築している。

また、「中期計画（第三次）」についても、計画実施状況を検証するために、KPI(Key Performance Indicator)を導入し、教授会で年度ごとの進捗状況を確認し、必要なプランの策定を行うことで、大学全体のPDCAサイクルを構築している。

これらのサイクルのもとで、大学運営上の課題に向き合いながら教育活動と大学全体の内部質保証の維持に努めており、今後より一層の充実が期待できる。

なお、平成26(2014)年度に受けた大学機関別認証評価で指摘された「参考意見」については、既に改善している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際化への対応

Ａ－1．国際化への対応の行動指針と遂行体制の整備

A-1-①　国際化への対応の行動指針と遂行体制の整備

【概評】

平成 30(2018)年度に、国際化推進の視点で関連していた「海外研修委員会」「留学生委員会」を統合し、「国際交流センター」を設置し、その事務を所掌する組織として事務局に「国際室」を設置した。同年9月には、「江戸川大学国際化推進ビジョン2018」を策定した。また、「英語力強化プロジェクト」といった取組みも行っている。

異文化体験研修や語学研修によって、累計で6,000人以上の学生をニュージーランド等の海外に派遣してきた。令和元(2019)年度に構想を固めたグローバル・スタディ・プログラムは学部学科での学びと並行しながら、英語運用能力を鍛え、また、海外提携大学に約8か月間の留学をする中で、自身の専門や興味に関わる分野を英語で学ぶことを目指すものである。令和2(2020)年4月より10人の学生が参加してスタートしている。

留学希望学生の英語力を強化するために、英語力強化プログラムを編成し、プログラム参加学生専用の科目を各学年次に配置している。これによりTOEIC(R)学内テストの受験者数、高得点者数を増やすことができた。また、TOFFL iBT(R)スコア派遣基準点を達成する学生も出てきたので、海外留学にかかる経費負担を支援する海外留学特別奨学制度といった支援策も整え、「英語力強化プロジェクト」に参加していた3年次生を令和2(2020)年9月から長期派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なくなってしまった。また、開学以来継続してきた短期海外派遣もコロナ禍で中止することとなった。しかしながら、「中期計画（第三次）」にある「多様な価値観と異なる文化に育った若者を集め、相互に刺激を与えつつ切磋琢磨するキャンパス」を実現すべく、国際的な交流事業に力を入れようとしている点については、コロナ禍後の充実を期待するところである。

基準Ｂ．情報化対応のための教育活動とそのための環境整備

B－1. 情報化に対応した学生を育成するための教育制度

B-1-① 学士力としての情報活用力を育成する科目設定

B-1-② キャリア形成にむけた情報力向上のための科目設定

B-1-③ 資格取得支援

B－2. 情報化対応のための環境整備

B-2-① 全学生へのノートパソコン貸与

B-2-② 学内ネットワーク環境の整備

B-2-③ サポート体制の整備

B-2-④ ネットワーク環境の新型コロナウイルス感染症下での活用

【概評】

学生が身に付けるべき情報活用力として、単純な機器操作だけではなく、大学や社会で何らかの問題解決に向けた取組みを行うための、学士力としての情報活用能力向上を推進している。1・2 年次生が履修する必修科目である「アカデミック・スキル演習Ⅰ／Ⅱ」では、全学生に貸与されるノートパソコンを用い、アプリケーションの基本的操作方法に加え、正しいメールの書き方、オンラインツールを用いたグループワークの手法など情報スキルの基礎を学ぶとともに、問いを立て、根拠を示して論証を行い、論理的に結論を導くというプロセスにおいて、適切に情報を活用するための力を演習形式で学ぶこととしている。これらの取組みにより問題解決に向けた情報活用力の基礎を全学生が身に付けることを企図している。

全学生へのノートパソコン貸与、学内ネットワーク環境の整備、サポート体制の整備を行っている。学内ネットワークは平成 8(1996)年度に開設され、当時から学内約 1,500 か所に情報コンセントを設置した。平成 15(2003)年度からは無線 LAN 環境の整備にも力を入れ、令和 3(2021)年 4 月には、Wi-Fi6 規格のアクセスポイントが屋外含めキャンパス内全域をカバーするようになっている。

開学以来新入生に一人 1 台のノートパソコン無償貸与を続けていて、入学時に貸与し、卒業まで同機種を用いることを前提としている。学生に貸与した機器のサポートについても業者と契約をしてサポート体制を維持している。日々のパソコン操作に関する疑問や不具合への対応窓口として、学生アルバイトによる「ヘルプデスク」が設置され、疑問を持つ学生が気軽に相談できるようにしている。このように、学生も役割をもって、大学の情報化の推進に参画できるようにしている。

基準Ｃ. 江戸川大学睡眠研究所における研究活動及び啓発活動

C－1. 睡眠研究所の研究活動

C-1-① 睡眠研究所所属教員の研究活動

C-1-② 睡眠研究所による研究セミナー（学術フォーラム）の開催

C－2. 産学連携による研究活動

C-2-① 住環境研究所による受託研究
C-2-② パラマウントベッド株式会社との共同研究

C－3. 睡眠研究所による啓発活動
C-3-① 主に児童・生徒・学生を対象とした睡眠研究所による講座・講演
C-3-② 主に成人・高齢者を対象とした睡眠研究所による講座・講演
C-3-③ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う「外出自粛中によい睡眠を確保するための５つのヒント」の作成と公開
C-3-④ 睡眠研究所所属教員各自の啓発活動

C－4. 睡眠研究所の研究施設・研究設備
C-4-① 睡眠実験室
C-4-② 生体信号計測用機器
C-4-③ コロナ禍における安全な睡眠実験手順書の作成

C－5. 大学の教育・学生指導等との連携
C-5-① 学科教育への研究成果の活用
C-5-② 学生の退学対策及び健康管理への貢献

【概評】

「眠りの不思議を解き明かし､眠りをとおして社会に貢献する」という基本方針のもと、所属研究員による活発な研究活動を行っている。その学術的な業績は質・量ともに充実しており､特に「住環境研究所による受託研究」「パラマウントベッド株式会社との共同研究」をはじめとした産学連携による研究活動は、学会発表や学術論文といった具体的な成果へつながっている。これらの活動は自己資金に依存しない、外部資金獲得による研究活動の一例として、学内においても象徴的な存在となっている。

また、日本学術振興会や基礎自治体と連携した講座、講演等のほか、各種研究セミナーなどの幅広い活動の場を通して、睡眠の重要性に関する啓発活動へ積極的に取組むことで社会貢献を果たしている。

加えて、教育や学生指導等の面においても同研究所の研究成果は､「睡眠改善指導者」資格への受験機会促進や学生の退学対策、日常的な健康管理の充実などに寄与している。

今後はこれまでの成果を踏まえ、所属教員のエフォート管理を引続き行いつつ、人的・物的資源環境の更なる充実を図るなど、睡眠研究が大学の特徴的な研究活動として持続可能となる、より一層の体制整備が求められるが、その必要性についても十分に認識されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 防災・防火・緊急救命体制の充実

本学では、学生・教職員の生命・身体・財産を守るために徹底した防災・防火・緊急救命体制を整えている。法令どおりに整備するだけでなく、実効性を重視し、日々の訓練を

怠らず、練度を高め、マニュアル等の更新も欠かさない点が特記されるところである。1)

1) 規程等の整備

「駒木キャンパス消防計画」（大規模施設）を策定し流山市中央消防署へ届け出ている。同消防計画の下に「江戸川大学学校安全計画」を整備しており、教育・訓練についても計画的な実施ができるようにしている。また、実際に大規模災害等が発生した場合に備えて、「災害応急対策要領」「大震災応急対応マニュアル(教職員向け)」「江戸川大学大震災時行動マニュアル(学生向け)」を整備し、周知を図るほか、年 2 回の訓練を実施することで実行性を担保している。

2) 人材の育成

消防計画で定めた自衛消防隊の統括管理者には、防災管理者講習及び甲種防火管理者講習を修了している。また、自衛消防隊の各地区隊長には、自衛消防業務講習を修了している。このほか、普通救命講習の参加も推奨しており、運動部コーチ・トレーナーや事務職員の多くは AED の使用法、異物除去及び大出血時の止血法について学んでいる。専任事務職員には、20 台の無線機（登録局）をいつでも利用可能なように常設し充電管理をしており、事故や急病人等が発生した場合は、状況把握・指示命令伝達がリアルタイムで実施できる体制としている。

3) 訓練の実施

年 2 回の防火・防災訓練では、シナリオに基づき、大震災発生後の怪我人運搬、救命、火災発生に伴う初期消火、集団避難等について、実際の緊急放送を流しながら行っている。シナリオ訓練だけでなく、避難用具（ハシゴ、滑り台、消火器具等）についての部分訓練も実施し、キャンパス内の防火・防災器具の扱いにも慣れさせるようにしている。

4) 設備・備品

法律指定の設備以外に、無線機、ハンドスピーカー、ソーラー発電機、ガス発電機、蓄電バッテリー、屋外照明器具、マンホール利用トイレ、700 人 3 日分の防災食品・水、皿・箸、マスク、ウェットティッシュ等を備蓄している。

5) 防災井戸

本学の日常利用の上水道は、地下水膜ろ過システムを導入しており、流山市からの上水道だけでなく、自前で「浄水」を賄え配水できる設備を備えている。このシステムでは、地下水をろ過して防災井戸として活用することも可能である。本学では、災害時に備えて、同システム内に自家発電設備を整えており、停電や水道の断水が同時に起きた場合であっても、地下水を汲み上げ、ろ過することが可能となっている。

6) 地域貢献

流山市からは、本学キャンパスは広域避難所として指定されているが、災害時の混乱を最小限とできるように「災害時における避難所等の施設利用に関する協定書」を締結し、災害発生時の市との防災無線、電話連絡体制から提供可能な施設・設備、避難所での事故等発生時の責任体制、利用時の費用負担に至るまで明確化した。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 2(1990)年度

所在地　　千葉県流山市駒木 474

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会学部	人間心理学科　現代社会学科　経営社会学科
メディアコミュニケーション学部	マス・コミュニケーション学科　情報文化学科 こどもコミュニケーション学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 27 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 10 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 24 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

5 大阪音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神や創設者の持論に基づき、「音楽的技術の修得に留まらず、音楽に関する知識、一般教養、社会人としての自己形成を含めた教育を行う」ことを個性・特色とし、大学学則、大学院規則、音楽専攻科規則に使命・目的及び教育目的を定め、ホームページ、学生便覧等を通じて学内外へ周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、各種会議体での審議に役員、教職員が関与参画し、理解と支持を得ており、中期計画、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映している。また、使命・目的及び教育目的を果たすため、音楽学部音楽学科及び音楽専攻科、大学院を設置し、加えて「音楽メディアセンター」「ザ・カレッジ・オペラハウス」「付属音楽院」などの付属機関・施設を置き、演奏活動、研究活動、音楽普及活動など多様な取組みを行っている。

「基準２．学生」について

教育課程ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、その方針に沿って、適切な体制のもとで、入学者受入れを行っている。

「学習支援室」や「日本語ライティング支援室」「質問カード」、オフィスアワー制度など、教職協働による学生への学修支援体制を適切に整備し、運営している。また、学務事務部門による個別面談、教員と連携しての指導や「学生相談室」「心の相談室」などによって中途退学、休学及び留年への対応、学生からの心身に関する相談対応を行っている。学生の就職活動を支援する授業科目を開設するとともに、「キャリア支援センター」を中心とした、キャリア形成支援と就職支援を展開している。

各専攻の教育内容に合わせた教室や設備、練習室などを整備し、図書館には教育・研究活動に必要な学術情報資料を確保している。学生の意見・要望の把握は「学生支援センター」が中心となっており「学生満足度調査」「質問カード」の内容は各種会議体で分析・検討され施設・設備の改善、環境の改善、利便性向上などに反映している。

〈優れた点〉

○「遠隔地出身者支援給付奨学金」をはじめとする大学独自の給付奨学金、授業料減免、助成金など、多様な奨学金・支援制度が設定されており、学生の学修機会拡充につながっていることは評価できる。

○音楽大学として教育研究目的を達成するための施設が充実しており、学修成果の発表や

実践的な学びの場、社会連携活動の一環として公開講座や公演などが開催できる場としても機能していることは、評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育課程ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、その一貫性を確保するとともに、体系的な教育課程を編成し、教育・研究を実施している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定めて、適用するとともに、個人実技を主体とする科目の試験では、複数の教員による採点の集計結果に基づいて成績評価を行っており、評価の客観性と公平性の確保に努めている。

学修成果については、ディプロマ・ポリシーにおける知識・能力等に係る項目を定め、卒業時における学修成果の評価指標として、ディプロマ・ポリシーに基づくレーダーチャートを作成し、関連する会議体で検討し、関連部会等にフィードバックする体制を整えている。また、継続的な教育改善を行うために、アセスメント・ポリシーを制定し、教育の達成状況を総合的に判断する体制を整えている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて、大学の使命・目的に沿って学長が適切にリーダーシップを発揮するため、副学長を配置し補佐体制を整備するとともに、「学校法人大阪音楽大学　会議体の役割・構成員等に関する要綱」において教授会を含む各会議体の組織上の位置付け及び役割を明確にしており、適切な運営が行われている。

大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)については「FD 総括委員会」を置き、組織的に実施している。SD(Staff Development)は、総務事務部門人事担当が主管となり、事務職員の研修を実施している。

研究支援については、研究委員会を設置し、研究活動の推進に努めている。また、研究助成規程を定め、申請に基づき、複数の研究助成を行い、教員に適切な支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織とその職務権限を定める寄附行為をはじめとし、教職員の行動規範を定める就業規則やその他各種規則を明確に定めることで、事業を運営している。会計処理は、学校法人会計基準、経理に関する規則等に基づき適切に実施している。

平成 30(2018)年度以降、事業活動収支は支出超過の状態であるが、中期計画、「中長期財政試算」を作成し、経常収支差額の適正化を目指している。

一方で、理事会、評議員会、常任理事会をはじめとする重要な会議体の開催方法や運営、監事の機能性、内部監査体制等が、法令及び文部科学省からの通知や学内諸規則と異なる手続きで行われており、法人の厳格な運営に向けた取組みを強く求める。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 1 月 13 日に開催した常任理事会及び 1 月 31 日に開催した理事会並びに 2 月 1 日に開催した評議員会において審議等を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において理事会及び評議員会の開催方法や運営並びに常任理事会の運営、監事の機能性や内部監査体制等については改善されたことが確認できた。

「基準６．内部質保証」について

大学は、「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針」を定め、自己点検・評価及び内部質保証の組織体制及び責任体制を明確化している。また、教育研究に関する自己点検・評価は、「自己点検・評価統括委員会」と各教育課程の運営会議体が兼務する各自己点検・評価委員会が中心となり実施している。自主的・自律的に自己点検・評価を実施し、大学はその集成として自己点検・評価に係る包括的な報告書を作成し、ホームページを通じて社会に公表している。

内部質保証の機能性については、「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針」やアセスメント・ポリシーに基づく内部質保証体制を構築している。管理運営面の内部質保証機能には課題が多いものの、学生に対しての教育体制・環境の整備や各種サポート等に注力しており、今後の取組みに期待したい。

総じて、大学は、建学の精神、使命・目的及び教育目的を果たすため、多様な教育活動、演奏活動、研究活動、音楽普及活動などに取組んでいるものの、管理運営面に関しては、課題が多く改善を強く求める。今後、大学が建学の精神の趣旨説明として掲げている「世界に広がる音楽文化や関連諸領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」のとおり、大学の個性・特色を更に発展させるとともに、管理運営面においては適切な運営を行うよう期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会等との連携及び社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ザ・カレッジ・オペラハウスにおけるオペラ公演
2. 楽器資料館

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

創立者の音楽教育に向けた理想と信念が込められた建学の精神「世界音楽 並ニ 音楽ニ関連セル諸般ノ芸術ハ 之ノ学校ニヨッテ統一サレ 新音楽 新歌劇ノ発生地タランコトヲ祈願スルモノナリ」や、創設者の持論であった「音楽人は教養が与えられねばならない。教養の深い人の音楽は高雅である。」との言葉に基づき、「音楽的技術の修得に留まらず、音楽に関する知識、一般教養、社会人としての自己形成を含めた教育を行う」ことを個性・特色とし、使命・目的及び教育目的を、大学学則、大学院規則、音楽専攻科規則に具体的かつ簡潔に定めている。

また、社会情勢等に対応し、学則第 1 条に定める使命・目的の見直し、三つのポリシーの見直し、音楽学部音楽学科に新たな専攻・コースの開設を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的については、理事会、教授会、執行部連絡協議会等での学則改正や学科設置等の審議の際に役員、教職員が関与・参画し、理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、ホームページ、学生便覧等に明示し、学内外へ周知している。

中期計画に大学及び併設短期大学の使命・目的及び教育目的が反映され、中でも教育研究に関し EM(Enrollment Management)を中心とする目標が設定されている。

使命・目的及び教育目的の三つのポリシーへの反映については、教授会において、使命・目的等の適切性及び使命・目的等と三つのポリシーとの関係性について確認を行っている。

使命・目的及び教育目的を果たすため、音楽学部音楽学科のもとに履修上の区分として 15 の専攻を設け、加えて、音楽学部卒業後の教育課程として音楽専攻科及び大学院を設置している。また、付属図書館と楽器資料館から構成される「音楽メディアセンター」「ザ・カレッジ・オペラハウス」「付属音楽院」などの付属機関・施設を置き、演奏活動、研究活動、音楽普及活動など多様な取組みを行っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育課程ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、ホームページや学生便覧で公表している。

入学者受入れは、アドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもとで運用されており、その検証も行っている。

音楽学部音楽学科では、新たな専攻の開設、オープンキャンパスや体験レッスンなどの各種イベントを通じて、学生募集活動の充実・強化に取組んでいる。音楽専攻科及び大学院については、入学定員に沿った学生の受入れに努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

障がいのある学生には個々の状況に応じて配慮を行っており、学務事務部門の職員が当該学生の希望を聴取した上で対応している。学生からの質問や相談は、授業前後の時間帯や「質問カード」で受付けており、それを補う役割として専任教員によるオフィスアワー制度を予約制で実施している。教員の教育活動を支援するために、TA 制度及び SA(Student Assistant)制度を運用させ、教育の充実を図っている。中途退学、休学及び留年への対応については、学務事務部門による個別面談、教員と連携しての指導、「学生相談室」「心の相談室」の利用を促すなどの対応策を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、「教養基礎セミナー」「キャリアプラン」「インターンシップ特別実習 I・II」などの授業科目を配置し、学生の就職活動を支援する学修内容を提供している。教育課程外でも、併設短期大学と共同で設置する「キャリア支援センター」を中心に、キャリア形成支援と就職支援を展開している。「キャリア支援センター」では、各種の対策講座、説明会、セミナー、卒業生との座談会等を開催するとともに、個別面談を実施して希望進路に沿う情報を提供するなど、卒業時まで継続的な支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導に関する事項については、併設短期大学と合同で組織する学生生活委員会が企画・審議し、教職協働で適切な施策を実施している。学生への経済的な支援は、日本学生支援機構の奨学金制度の他、大学独自の奨学金、授業料減免、助成金などの制度により適切に行われている。学生自治会のさまざまな活動については、学生部長及び学務事務部門の学生生活担当職員が学生の自治を尊重しながら助言と支援を行っており、学生の自主的な音楽活動等に対しての財政的支援は、「大阪音楽大学音楽文化振興財団」が担っている。学生からの心身に関する相談は、保健室、「心の相談室」「学生相談室」が対応している。

〈優れた点〉

○「遠隔地出身者支援給付奨学金」をはじめとする大学独自の給付奨学金、授業料減免、助成金など、多様な奨学金・支援制度が設定されており、学生の学修機会拡充につながっていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地・校舎面積は大学設置基準を満たしており、教育・研究施設を適切に整備し、

有効に活用している。

教育目的を達成するため、各教育課程の教育内容に合わせた教室や設備、練習室などの学修環境を整備し、図書館には教育・研究活動に必要な学術情報資料を確保している。図書館の開館時間は、学生の利用状況を踏まえて設定している。情報機器の知識・操作を学習できる教室があり、キャンパス内の無線 LAN エリア拡張など教育学修環境の充実を推進しており、バリアフリーなど施設・設備の利便性にも配慮している。

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるよう適切に管理するよう努めている。

〈優れた点〉

○音楽大学として教育研究目的を達成するための施設が充実しており、学修成果の発表や実践的な学びの場、社会連携活動の一環として公開講座や公演などが開催できる場としても機能していることは、評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握は「学生支援センター」が行っている。個々の学生の意見・要望は、主に「質問カード」を通じて聴取し、内容によっては面談を行うなど、学生の意見・要望の的確な把握と適切な対応に努めている。学生生活に関する全般的な課題の把握は、主に「学生満足度調査」を通じて行われ、その結果は学内で公開されるほか、学生生活委員会での検討を経て、「自己点検･評価統括委員会」において分析を行っている。くみ上げた学生の意見・要望は、施設・設備の改善、環境の改善、利便性向上などに反映している。

〈参考意見〉

○学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムが十分に整備されておらず、学修支援の体制改善に反映させる仕組みの構築が望まれる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育課程ごとにディプロマ・ポリシーが定められ、学生便覧及びホームページ上に掲載して学内外に公開している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め適用している。また、個人実技を主体とする科目の試験では、複数の教員による採点の集計結果に基づいて成績評価を行っており、評価の客観性と公平性の確保に努めている。

1 年次入学者が入学前に他大学等において修得した科目の単位認定及び 3 年次編入学者の既修得単位認定に関しては、学則で定められた範囲で適切に運用している。

〈参考意見〉

○大学院の成績評価基準は策定されており、学生便覧には記載されているが、学則等に規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

音楽学部、音楽専攻科、大学院の教育課程のそれぞれにカリキュラム・ポリシーを定めており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。また、学生便覧及びホームページ上に掲載し、周知を図っている。各教育課程の専攻のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施している。各授業内容はシラバスに記載されており、学内外で閲覧できるようホームページ上に公表している。

セメスターごとの受講登録単位数は GPA(Grade Point Average)を基準として定められ

ており、単位制度の実質を保つため学生の学修状況に応じ調整している。

教授方法の工夫・開発の一環として、学生の授業への積極的な参加を促す教授法を取入れることを推進しており、アクティブ・ラーニングを主体とする授業を実施している。また、他の教員の教授法や教材に関する優れた取組みを見いだし、各自の授業に取入れることを趣旨として、教員相互の授業見学を実施している。教養教育に関しては、実技教員も交えての検討委員会が開催されており、全学的な視点から取組む体制を整備している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

音楽学部、音楽専攻科及び大学院のディプロマ・ポリシーにおける知識・能力等に係る項目を、各教育課程の学修成果として定めている。

継続的な教育改善を行うために、アセスメント・ポリシーを策定し、教育の達成状況を総合的に判断する体制を整えている。評価指標には、成績分布、単位修得状況、学修行動から施設・設備まで、幅広い視点のものが取上げられている。卒業時における学修成果の評価指標として､ディプロマ･ポリシーに基づくレーダーチャートの利用も計画しており、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を適切に運用している。個々の評価指標の点検・評価は、関連する会議体で検討され、関連部会等にフィードバックする体制が整っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学において、学長の職務を補佐する役割として副学長が置かれ、その位置付け及び役割が規定化されて明確になっている。各会議体においても「学校法人大阪音楽大学　会議体の役割・構成員等に関する要綱」が定められており、教授会を含む各会議体の組織上の位置付け及び役割が明確になっている。学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

また、教学マネジメントの遂行に当たる職員に教育関連法令及び教育行政に関する知識や情報収集能力を有する職員を配置するなど、機能的に運営されており、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用は公募により行われており、教員の採用・昇任の方針に基づく規則「専任教員採用選考基準」「専任教員昇格基準」を定め、運用している。

FD 活動については「FD 総括委員会」を置き、学生による授業評価アンケートをもとに各教員による授業改善計画書や部会ごとの FD 活動報告書の作成、自己点検・評価統括委員会との連携活動である成績分布状況の検討など、組織的に実施している。また、新任教員を対象とした研修の充実、兼任教員への FD 活動の拡大も計画している。

4－3. 職員の研修

4-3-①　SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務職員の研修は総務事務部門人事担当が主管となり、計画立案やその見直しも含め、行っている。教員、事務職員の人事評価制度が導入され、規則のもとに行われている。特に事務職員の能力評価によって各人の強みと弱みを把握し、面談を通じて能力向上を促すなど、各自が必要な知識やスキルを身に付ける努力と、問題意識をもって担当業務に取組む姿勢を養っている。また、事務職員に対する研修会も定期的に行っており、職員の資質・

能力の向上に組織的に取組んでいる。

〈参考意見〉

○SD について事務職員を対象とする研修は行われているが、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も対象となるため、教員等を含めて SD を行うことが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学と併設短期大学が合同で研究委員会を設置し、「研究委員会規程」を制定しており、協働して研究活動の推進に対応している。研究室は、教員の所属・専攻分野によって、インターネット接続コンセントのある研究室やグランドピアノを設置したレッスン室兼用の研究室が割当てられており、研究資料等も資料室に必要な図書や聴覚資料等を備えている。

また、研究倫理に関する複数の規則が整備され、教員に対する研修を定期的に実施するなど、適切に運用している。研究費は「研究助成規程」が定められており、申請に基づき、複数の研究助成を行っている。これにより積極的に研究に取組もうとする教員に適切に研究資源を配分している。

研究活動のための外部資金についても、内容に応じて対象となる分野の教員に必要な情報を周知するなど、導入に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持に関することは、寄附行為をはじめとし、就業規則その他各種規則を明確に定めている。一部重要会議の議事録が未作成であるが、各種規則に従い事業を運営している。

使命・目的の実現のため、中期計画では財政基盤の安定化を目標に掲げ、教学、人事、財務、施設等各分野における方針・目標を策定している。

人権擁護では「学校法人大阪音楽大学　ハラスメント防止規程」を定め人権委員会やハラスメント相談員制度を設けている。安全面では、「学校法人大阪音楽大学　危機管理規程」を整備し、普段から危機管理委員会が災害、事故、犯罪、感染症等に関して対策を検討している。

〈改善を要する点〉

○危機管理委員会の記録の有無について、「会議体の役割・構成員等に関する要綱」には議事録の作成が規定されているが、実態としては令和 2(2020)年度以降作成されていないので改善を要する。

〈参考意見〉

○学長室会議及び法人事業計画管理会議について、「会議体の役割・構成員等に関する要綱」において議事録の作成が規定されていないが、重要な事項を審議しているので、議事録を作成するよう要綱の見直しが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

最高意思決定機関として理事会を定期的に開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、学則変更、役員の変更等を審議、決定している。

毎年、理事会実務分担表を作成し、実務を分担することで責任の明確化を図るとともに、迅速な意思決定ができるよう整備している。

理事長任命によって教員・職員をその所属にかかわらず組織横断的な「プロジェクトチーム」を課題ごとに編制している。

しかしながら、理事会は、単に議決を行うための機関ではなく、監事の意見も踏まえつつ、理事が相互に意見交換を行うことを通じて法人の業務執行が適切になされることが求められるものであり、書面開催で理事の意思表示のみをもって決議を行うことは適切ではない。また、常任理事会についてはその規則の見直しと理事会決議が必要にもかかわらず常任理事会のみで決議されている運営については改善が必要である。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 1 月 31 日に開催した理事会において審議等を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価

判定委員会に提出した。同委員会において理事会の開催方法及び理事会並びに常任理事会の運営については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○令和 2(2020)年 9 月 24 日及び令和 3(2021)年 6 月 11 日開催の理事会を書面で開催しており改善が必要である。

○書面で開催した令和 2(2020)年 9 月 24 日の理事会において理事を選任していることについて改善が必要である。

○常任理事会規程第 2 条にあるあらかじめ理事会が付託した事項が定められていないため、協議事項を実態と合うようあらかじめ定め、示すよう改善を要する。

○理事会での議決が必要な教員採用などについて、理事会の決議を得ずに協議機関である常任理事会で決議していることについて、改善を要する。

〈参考意見〉

○理事会の議事録署名人について、年度ごとに選出しているが、議事録の真正性及び非改変性を担保する観点から実際に出席した出席者から､その都度互選することが望まれる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の円滑な運営を図るため、常任理事会及び事務部門の管理職者を構成員とする事務局会議を原則月 2 回それぞれ開催している。教学関連では教授会、大学運営会議、学長室会議を開催しているほか、理事長、学長をはじめとする執行部連絡協議会を定例開催し意思疎通を図っている。

しかしながら、評議員会も理事会と同様に書面開催している。また、監事の牽制機能強化が求められているが、重要な議題のある理事会に監事が二人とも欠席していることや、監事が出席している理事会において監査報告を財務担当理事が行っていることは監事の職務を適切に果たしているとは言えない。内部監査体制についても内部監査規程に沿って整備していない。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 1 月 13 日に開催した常任理事会及び 1 月 31 日に開催した理事会並びに 2 月 1 日に開催した評議員会において審議等を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において評議員会の開催方法や運営、監事の機能性や内部監査体制等については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改

善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○令和 3(2021)年 6 月 24 日の評議員会を書面で開催している点は改善を要する。

○監事選任について、令和 3(2021)年 6 月 11 日に書面開催の理事会で候補者を選出し、令和 3(2021)年 6 月 24 日に書面開催の評議員会で同意を得ている点について改善が必要である。

○重要な議題を審議する複数回の理事会に監事が一人も出席しておらず、また、書面による理事会及び評議員会の開催について意見を述べていない点は監事の職務を適切に実施しているとはいえないため改善を要する。

○監事が理事会に出席しているにもかかわらず、監事の監査報告を被監査部門の財務担当理事が、学校法人の業務若しくは財産状況又は理事の業務執行の状況について問題ない旨の報告をしており、監事の牽制機能が十分に果たされていないため改善を要する。

○内部監査規程において、内部監査室長を配置し、同室長は会計年度開始後 1 か月以内に当該年度の監査計画を立案し、理事長に承認を得なければならないと定めているが、いまだに内部監査室長が配置されておらず、監査計画が作成されていないことは改善を要する。

〈参考意見〉

○学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、監事が適切に監査を行えるよう事務局側のサポート体制の整備が望まれる。

○評議員会の議事録署名人について、年度ごとに選出しているが、議事録の真正性及び非改変性を担保する観点から実際に出席した出席者から、その都度互選することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な財政計画として「中長期財政試算」を作成し、収支のバランスを確保するための人員計画、施設改修計画、経費削減計画等、理事会の方針が反映されており、毎年度の事業計画や当初予算を作成する際の指標となっている。

経常事業予算案は財務担当理事と事務局長がヒアリングを実施し、新規事業と特別事業の予算は法人事業計画管理会議でヒアリングを実施し、法人予算案を編成している。

平成 30(2018)年度以降、事業活動収支は支出超過の状態であり、令和 2(2020)年度末に策定した中期計画で経常収支差額の適正化を目指している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人大阪音楽大学 経理規程」「学校法人大阪音楽大学 経理規程施行細則」及び学校法人会計基準に基づき、予算執行システムを利用して適切に実施している。

会計監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を行い、厳正に実施している。

理事長は監査法人から監査着手前に監査方針について説明を受け、理事長及び監事は、監査法人とディスカッションを行い、経営上のさまざまな課題や会計処理上の問題等について幅広く意見交換を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証について、併設短期大学と合同で「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針」を定めている。

「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針」において自己点検・評価及び内部質保証の組織体制について定めており、教育の質保証に関しては学長室会議が、法人及び事務組織に関わる自己点検・評価は、それぞれ理事会及び事務局会議が実施し、かつ必要な改善等に関する責任を負うことが明示されている。

また、教育・研究に関する自己点検・評価は、併設短期大学と合同で設置する「自己点検・評価統括委員会」とそのもとに置かれた音楽学部・音楽専攻科・大学院及び併設短期大学の音楽科・専攻科の各運営会議体が兼務する各自己点検・評価委員会が中心となり実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 2 条及び大学院規則第 3 条の 2 にのっとり、使命・目的及び教育目的等を踏まえて自主的かつ自律的に自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価は、「学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織規程」に定めたとおり年度ごとに重点項目を定めて実施されており、大学はその集成として 7 年間に 2 度、自己点検・評価に係る包括的な報告書を作成し、同報告書をホームページを通じて社会に公表している。

IR については、「IR 委員会」「教学 IR 分科会」「IR デスク」「自己点検評価室」が連携をとり、十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「大阪音楽大学及び大阪音楽大学短期大学部の内部質保証に関する方針」を定め、改善・向上のための内部質保証体制を構築している。

三つのポリシーに基づく教育の質保証システムを確実に機能させるため、「大阪音楽大学アセスメント・ポリシー」及び「大阪音楽大学大学院アセスメント・ポリシー」を制定し、これらアセスメント・ポリシーに基づく点検・評価を行い、教授会、自己点検・評価統括委員会、大学運営会議において問題解決に向けた議論を行っている。

管理運営面については、課題が多く、現状、内部質保証の機能性が十分とは言えないものの、学生に対しての教育体制・環境の整備や各種サポート等に注力している様子が伺えるため、今後に期待したい。

〈改善を要する点〉

○管理運営面において、各種会議体の運営や議事録の整備、監事の職務等が適切に執行・運用されていない状況が散見するため、内部質保証機能の整備・充実のために法令や学内規則に基づく適切な執行・運用をするよう改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会等との連携及び社会貢献

Ａ－1．地域社会等との連携

A-1-①　行政、地域社会との連携

A-1-②　大学間連携と高大連携

Ａ－2．社会貢献

A-2-①　学内の人的・物的資源の社会への提供と貢献

【概評】

併設短期大学とともに地域に開かれた大学を目指し、連携支援センターが中心となり、地域社会との協力関係を深めている。事務局内には連携支援センターを設置し、行政、地域社会と連携し、地域教育研究活動の充実と質的向上に貢献している。

「とよなか音楽月間」「サウンドスクール」等、教員と学生が一体となって積極的な活動を実施している。近隣の高校とも連携協定を結んでおり、定期的な授業開催や部活指導を実施している。また、多数の出張授業を行っている。

大学間連携としては､学校法人常翔学園との間で連携協力に関する協定を締結している。

建学の精神である「新音楽新歌劇ノ発生地タラン」を実現するために、さまざまな人的・物的資源を社会に提供し、多くの社会連携事業を展開している。楽器資料館の一般への公開や講座の開催、付属図書館の学外者への館内閲覧を実施しており、社会にも施設を開放している。

音楽の提供のみならず、音楽への支援にも取組んでおり、音楽に関わることの楽しさを社会人でも実感できる環境になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．ザ・カレッジ・オペラハウスにおけるオペラ公演

本学は、併設短期大学とともに教職員の人的資源と施設・設備を活かして、様々なコンサートや公開講座等を開催し、広く社会に向けた音楽文化の発信を続けている。なかでもザ・カレッジ・オペラハウスは、最大 756 の客席数を有し、我が国で初めて専属の管弦楽団と合唱団を備えた劇場であり、本学の声楽専攻及び併設短期大学の声楽コースの学生・卒業生・教員を主なキャストとして継続的にオペラ公演が行われている。

平成元(1989)年に竣工したザ・カレッジ・オペラハウスにおける数々のオペラ公演は、これまで大阪文化祭賞本賞、大阪舞台芸術賞、ABC 国際音楽賞、三菱信託音楽賞（現三菱 UFJ 信託音楽賞）、音楽クリティック・クラブ賞本賞等、数多くの賞に選定された。とりわけ平成 17(2005)年度公演（「20 世紀オペラ・シリーズ」松村禎三作曲、歌劇『沈黙』）、平成 23(2011)年度公演（「20 世紀オペラ・シリーズ」B.ブリテン作曲『ねじの回転』）、平成 26(2014)年度公演（「20 世紀オペラ・シリーズ」鈴木英明作曲『鬼娘恋首引』及び B.ブリテン作曲『Curlew River』）において、いずれも文化庁芸術祭賞の大賞（音楽部門）を受賞し、社会からの高い評価を得ている。

令和 2(2020)年度のオペラ公演は、コロナ禍の影響によって「学生オペラ」（D.チマローザ作曲『秘密の結婚』）のみとなったが、今後も継続して質の高い公演の開催に努め、本学の教育・研究の成果を地域社会に還元し、文化的活性化に役立つ活動を推進する。

2. 楽器資料館

音楽資料館は、第 2 キャンパス K 号館 3 階にあり、主に「日本の伝統楽器」「ヨーロッパの楽器」「世界各地域の楽器」の 3 つの分野及び本学創立者で関西における洋楽教育の先駆者であった永井幸次に関する資料の収集・展示・研究を目的とする施設である。館内には、所蔵資料の中から世界各国の楽器約 1,400 点を常時展示し、一部の楽器については実際に触れて音を出すことができる。特に、サントリー弦楽器コレクションの弦楽器 42 点、弓 22 点、その他 12 点の計 76 点は、同社から寄贈を受けたものであり、ストラディヴァーリ製のピッコロ・ヴァイオリン（1720 年）やガスパロ・ダ・サロ製作のヴィオラ・ダ・ガンバ（16 世紀後半）等の貴重な逸品が含まれる。

本学の学生・教職員は、授業期間中の開館時に随時、楽器資料館を利用することができ、学外の見学希望者については、特定期間の月曜及び土曜の 10 時～16 時の間に開放されている。また、予約制での学芸員による展示品の説明や、オープンアクセスでの OCM−OPAC(Osaka College of Music Online Public Access Catalog)による楽器・資料の検索等、学外利用者への利便も図っている。

学外の機関・団体との連携事業については、同館が加盟する「かんさい・大学ミュージアム連携」の一環として、平成 29(2017)年 10 月に大阪芸術大学博物館との連携講座「音楽を再生する道具とその変遷」の開催、令和元(2019)年 9～11 月に企画展示「西洋音楽と KIMONO」を行った。また歴史的楽器による演奏を行う団体への楽器貸出し、池田市教育委員会主催の「ミュージックデイ」における小学生対象の講座開催など、本学の社会貢献活動の一翼を担っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 33(1958)年度
所在地　　大阪府豊中市庄内幸町 1-1-8
　　大阪府豊中市野田町 36-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽学科
音楽研究科	作曲専攻　声楽専攻　器楽専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

6 大妻女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめること」に基づき、大学及び大学院の各学則に使命及び教育目標を簡潔に分かりやすく定め、ホームページや大学案内等を通じて学内外へ周知している。

実技実学重視の学風にのっとり、「学び働き続ける自立自存の女性の育成」を掲げて教育目標を定めるなど、使命及び教育目標に大学の個性・特色を反映し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）や中期計画にも反映されている。

使命及び教育目標は社会情勢等の変化に対応して見直している。使命や教育目標達成のため教育研究組織を適切に整備している。

〈優れた点〉

○時代の急激な変化と社会の変貌に伴い、具体的な女性の育成像を見直すため、平成20(2008)年の創立100周年、平成30(2018)年の創立110周年を機に、建学の精神を継承しながらも、大学の使命及び教育目標を機動的に見直している点は評価できる。

○理事長の諮問機関である将来展開委員会が中心となり、使命・教育目標の見直しを含む中期計画策定の検討過程において、中堅・若手の教職員が中心的役割を担い、その進行状況については、教職員で情報の共有を行うなど、使命・目的及び教育目標の策定などに教職員が積極的に関与・参画している点は、評価できる。

「基準２．学生」について

大学及び大学院は、教育目標を踏まえてアドミッション・ポリシーを明確に定め、ホームページ等で周知している。多様な入試制度を導入して公正な入学者選抜を実施しており、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生数を維持している。

大学運営会議のもと、教職協働による「学生支援に関する方針」、計画、実施体制を適切に整備・運営している。教務委員会、学生委員会及びクラス指導主任が中心となって、退学、休学及び留年への対応を適切に行っている。大学独自の講座を設けて多様なキャリア教育を推進するなど、キャリア教育のため充実した支援体制を整備している。

設置基準上必要な校地及び校舎面積を満たしており、教育目的の達成のために快適な学修環境を整備し、有効に活用している。学修環境等に対する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備等の改善に反映している。

〈優れた点〉

〇「大妻女子大学アドミッション・オフィサーに関する規程」に基づいて職員の中からアドミッション・オフィサーを複数人任命し、全学的な視点から各学科・専攻の教員と協働して評価、合否判定、学生募集に係る企画立案を行い、公正かつ妥当な入学者選抜の体制を構築している点は評価できる。

〇産業構造や社会構造の変化に対応し、ビジネス社会、地域社会、家庭で活躍していく女性のために、全学部の学生や卒業生をはじめとする社会人女性を対象とした正課外講座「大妻マネジメントアカデミー(OMA)」を開講している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則で単位認定基準や卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。

大学全体・学部・学科ごとのカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施している。教授方法としてグループワークやアクティブ・ラーニング科目等を取入れるなど、授業内容・方法に工夫をしている。FD 委員会を設けて教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーに従いアセスメントプランを作成するなど、大学の定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。学修成果の点検・評価の結果は、教育内容や方法、学修指導等の改善に向けて適切にフィードバックされている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できる補佐体制を整備している。大学の使命・目的の達成のための教学マネジメントは、大学運営会議を中心として適切に構築しており、大学運営会議と教授会等の組織上の位置付けや役割を明確に規定するなど、意思決定の権限と責任が明確化されている。規則に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な事務組織を適切に設置している。

専任教員については、設置基準等を上回る人員を確保しており、教育目標や教育課程に即して適切に配置している。FD(Faculty Development)については、「大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」のもとで各学部及び大学院の FD 委員会が連携して全学的に取組んでいる。SD(Staff Development)については、「学校法人大妻学院職員研修規則」を定め、学内研修等の組織的な実施、学外研修参加の推奨や職員の能力総合評価の活用など、職員の資質・能力向上の取組みを積極的に実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織倫理・規律について、「大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部ガバナンス・コード」を令和 2(2020)年に制定し、ホームページで公開している。理事会を中心とする法人の管理体制は、関連法規に基づき運営している。大学の使命・目的の実現のため、中期計画を

策定､実施するなど継続的な努力を行っている｡環境対策やハラスメント防止等の対策は、適切である。危機管理への対応については、規則に基づくマニュアルを作成して積極的に取組んでいる。

中期計画と財務シミュレーション等に基づき総合的な財務基盤と収支バランスを図ることにより、法人全体として安定した財務基盤を確立している。会計処理は、規則等に基づき適正に行っている。会計監査体制及び実施については、監査法人、監事により適切に実施している。

〈優れた点〉

○「学校法人大妻学院危機管理規程」に基づき作成された「危機管理マニュアル」等は危機レベル別にまとめられるなど、さまざまな工夫がなされており、危機管理広報についてトレーニングを実施するなど、実効性を高めている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

学則にのっとり、「内部質保証の方針」を全学的に定め、「内部質保証の組織体制」とともにホームページで公表している。自己点検・評価委員会を設置して内部質保証の推進に責任を担わせ、その委員長に学長を充てるなど、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しており、責任体制も明確になっている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は､アセスメントプランによる学修成果の点検･評価により行われ、教育の改善・向上に反映する仕組みを構築しており、エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的に実施している。評価結果は自己点検・評価報告書として学内共有したのち、ホームページで公表している。IR 室を設置し、ファクトブックの作成など、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

「内部質保証確認シート」を用いて課題解決に向けた方策から達成状況、次年度への課題と PDCA が機能するよう工夫をするなど、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルについての仕組みが確立し、機能している。また、自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みは機能している。

〈優れた点〉

○IR(Institutional Research)活動の結果、学内教職員サイトに IR に関して、アンケートの報告書やファクトブック等を掲載し、法人や大学が置かれている現状の把握や改善活動に生かしている点は評価できる。

総じて、大学及び大学院は、建学の精神のもと、使命・目的及び教育目標を踏まえた三つのポリシーに基づく教育研究体制を確立している。教学組織と大学運営組織を適切に編制して円滑な意思決定を行っており、財務基盤も強固である。工夫された PDCA サイクルにより、内部質保証の仕組みを機能させて自律的･自主的な自己点検･評価に努めている。評価等の結果を踏まえた中期計画を策定、実施して、大学運営の改革や改善のための取組みが行われている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究支援活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学間連携
2. 企業連携
3. 地域連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神に基づき、学則第 1 条に大学の目的を、第 3 条の 2 に各学部・学科の教育研究上の目的を明確に定めている。また、平成 31(2019)年 3 月に策定した中期計画において、法人の使命及び教育目標を簡潔に分かりやすく明文化している。

中期計画において、使命の第一に「学び働き続ける自立自存の女性の育成」を掲げ、実技実学重視の学風にふさわしい女性の自立を教育面において体現化する教育目標を定めるなど、使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映している。

大学は､建学の精神を継承しながら､時代の急激な変化と社会情勢などに対応するため、使命及び教育目標の見直しを行っている。

〈優れた点〉

○時代の急激な変化と社会の変貌に伴い、具体的な女性の育成像を見直すため、平成 20(2008)年の創立 100 周年、平成 30(2018)年の創立 110 周年を機に、建学の精神を継承しながらも、大学の使命及び教育目標を機動的に見直している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
法人の使命及び大学・大学院の教育目標の見直しは、中期計画策定の一環として行っている。将来展開委員会が中心となり中期計画の策定を行い、検討過程において中堅・若手の教職員を含む「中期計画策定部会」を設置し、「取り組むべき基本方向（方針）」や「アクションプラン」の策定を担うなど、使命及び教育目標の策定に役員、教職員が関与している。

法人の使命及び大学・大学院の教育目標とそれらを反映した中期計画は、ホームページや大学案内、事業計画、事業報告書に掲載し、教職員に説明会を開催するなど、学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させている。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉
○理事長の諮問機関である将来展開委員会が中心となり、使命・教育目標の見直しを含む中期計画策定の検討過程において、中堅・若手の教職員が中心的役割を担い、その進行状況については、教職員で情報の共有を行うなど、使命・目的及び教育目標の策定などに教職員が積極的に関与・参画している点は、評価できる。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえアドミッション・ポリシー及び入試種別ごとの「入学者選抜の基本方針」を定め、学生募集要項やホームページ等で公表している。また、オープンキャンパスや学外進学相談会等を通じて、アドミッション・ポリシーをステークホルダーに説明している。

学長を委員長とする入学者選抜施策委員会が、全学的視野から過年度の入試状況の検証及び中長期的な募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本方針を審議し、各学部入試委員会で具体的な検討を行っている。また、入学者選抜施策委員会は適正な試験科目、募集人員、出願要件、実施方法等の入学者選抜方針について毎年度検討し、必要に応じて見直しを行っている。

各学部では入学定員及び収容定員に沿って適切に在籍学生数を確保している。大学院では､多様な入試制度の導入や学費減額､ホームページの充実等のさまざまな施策を実施し、適正化に向けた取組みを行っている。

〈優れた点〉

○「大妻女子大学アドミッション・オフィサーに関する規程」に基づいて職員の中からアドミッション・オフィサーを複数人任命し、全学的な視点から各学科・専攻の教員と協働して評価、合否判定、学生募集に係る企画立案を行い、公正かつ妥当な入学者選抜の体制を構築している点は評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は､「学生支援に関する方針」として策定しており、教職協働による学修支援に関する計画、実施体制を適切に整備し、運営している。「大妻女子大学障害学生修学支援規程」に基づき「障害学生修学支援室」を設置し、学修及び研究、学生生活等において障がいのある学生への支援が適切に行われるよう関係部署間の連携を図っている｡兼任教員を含め、全学的にオフィスアワー制度を実施している。

教員の教育活動を支援するために｢大妻女子大学ティーチング･アシスタント実施要領」及び「大妻女子大学ティーチング・アシスタント等の配置に関する運用細則」に基づき、TA を配置するとともに、必要に応じて SA(Student Assistant)も配置している。クラス指導主任が欠席の多い学生に対応するなど、中途退学、休学及び留年への対応を適切に行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育センターと就職支援センターが連携して、独自の講座「大妻マネジメントアカデミー(OMA)」を設けるとともに、全学生を対象にインターンシップ事前ガイダンス、インターンシップマナーガイダンス、インターンシップエントリーシート・面接対策講座を開催するなど、インターンシップを含めたキャリア教育のための支援を行っている。

相談窓口には専任職員とキャリアカウンセラーを配置し、就職・進学に対する相談に応じている。就職資料室には就職、進学に関する資料及び内定報告書を設置している。また、学生専用の就職・進学情報サイト「求人検索 NAVI」を設け、求人票・インターンシップの検索、内定報告書の閲覧等ができるようになっている。

学生の就職状況について、就職支援センターが毎月調査、分析し、教授会等で共有している。また、毎年度「進路統計」を作成し、就職状況に関わる情報を学内で共有している。

〈優れた点〉

○産業構造や社会構造の変化に対応し、ビジネス社会、地域社会、家庭で活躍していく女性のために、全学部の学生や卒業生をはじめとする社会人女性を対象とした正課外講座「大妻マネジメントアカデミー(OMA)」を開講している点は高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の中心的な組織となる学生支援グループをはじめ、学生相談センター、健康センター、教育支援グループ等、さまざまな組織を設置し、適切に機能している。

大学独自の「大妻女子大学育英奨学金（給付）」「学校法人大妻学院特別育英奨学金（給付）」「一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金（給付）」「大妻女子大学大学院奨学金（貸与）」を設けるとともに、学費延納制度を設けるなど、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学生の課外活動については、学生支援担当部署が中心となって、学生のクラブ活動や学生自治活動等の支援を適切に行うとともに、学友会、学生の保護者又はこれに代わる者及び教職員を会員とする千鳥会によって活動経費や遠征費等の経済的支援が行われている。学生の心身の健康保持及び増進のための援助・支援を行うために各キャンパスに健康センターを設置するとともに、学生の心身に関する相談等を学生相談センターでも対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で必要な校地面積及び校舎面積を満たすとともに、教育目的の達成のための施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。また、施設・設備の安全・衛生面等の管理に努めるなど、快適な学修環境を整備している。

図書館は十分な学術情報資料を確保し、通常の閲覧席に加え、個人ブース、ラーニング・コモンズ、「グループ学習室」等の設備も整っており、開館時間も含めて十分に利用できる環境を整備している。メディア教育開発センターを設置し、学生及び教職員に対するサポートを行うとともに、学内全ての講義室・研究室に有線 LAN を整備するなど、ICT（情報通信技術）施設を適切に整備している。

車椅子利用者や視覚障がい者も利用しやすい環境を整えるべく、段階的にキャンパス整備が進んでいる。授業の内容に応じ、受講者数の上限を設けるなど、教育効果を上げられるように配慮している。全ての建物の耐震性を確保するなど、施設・設備の安全性が確保されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善のためのアンケート」を行い、その結果を踏まえ、各授業担当者が改善に取組むとともに、全体的な傾向として現れる問題については、教務委員会や FD 委員会で審議の上、対策を実行している。また、「卒業時アンケート」を全学的に実施し、授業内容、カリキュラム、各種の支援体制等に関する満足度を確認し、結果を教授会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表している。

全学的に学生生活実態調査を行い、学生生活に対する学生の意見等をくみ上げ学生生活の改善に反映している。大学院でも「大学院の研究・教育に関する意見の収集」を実施し、

学修支援に関する改善に役立てている。学修環境に関する学生の意見・要望は、専任教員、兼任教員が参加する授業担当者懇談会において報告し、教員全体で共有している。メディア教育開発センターで行うサポートを通して得られた学生の意見、要望をもとに、ICT 環境の改善を逐次行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、平成 30(2018)年に新しい中期計画を策定し、教育目標の見直しを実施している。それに伴い、新たな教育目標を踏まえた三つのポリシーについて再構築を行い、ホームページ等において公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は学則等に明記されている。単位認定基準についてはガイドラインを定め、それに沿った成績評価を実施している。卒業認定基準や修了認定基準はルーブリックや学位論文の評価基準に基づき、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

現在のカリキュラム・ポリシーは令和元(2019)年度に策定しており、ホームページに掲

載、周知している。大学全体・学部・学科ごとのカリキュラム・ポリシーは、それぞれの教育課程についてディプロマ･ポリシーに掲げた目標を達成するために行うことを明記し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

学部・学科共に、教育課程はカリキュラム・ツリーで全体的な学修の体系を示すほか、シラバスには、到達目標、「授業時間外の学習（予習・復習等）」「成績評価の方法及び基準」などが示されており、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し実施している。教養教育は、全学共通教養教育課程において適切に実施されている。教授方法としては、グループワーク等さまざまな手法を取入れており、アクティブ・ラーニングを実施する科目をシラバスで示している。各学部に FD 委員会を設置し、教授方法の検討を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果の点検・評価をするためにアセスメント・ポリシーを定め、それに従ったアセスメントプランでは、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。大学院においても、学修成果の点検・評価をするために、論文審査の評価項目を定めるなど、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価とその運用が行われている。

教育内容・方法及び学修指導の改善に向けたフィードバックは、大学運営会議を中心に行っており、そこでの報告に基づき、学科・専攻は教育課程の具体的な検討を進め、必要に応じてカリキュラムの変更等を行っている。大学院においては、人間文化研究科 FD 委員会を中心に、教育内容や方法、学修指導等の改善に向けたフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務権限は、学則に明確に規定している。使命・目的の達成のため、大学運営会議を中心に学長のリーダーシップを確立し、教学マネジメント体制を構築している。学長の補佐体制として副学長を置き、その役割・職務分担を明示し、また研究所等の所長に任命することで、大学の意思決定の権限と責任は明確になっており、機能している。

教授会は学長の諮問機関として明確に位置付けており、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は、学長があらかじめ定め、周知している。大学運営会議において、教育目標を踏まえた三つのポリシーの検証、学修成果の点検・評価が行われるなど、大学の意思決定、教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って適切に行われている。大学の事務組織は、「学校法人大妻学院事務組織規程」に基づき教学マネジメントの遂行に必要な部署を明確な事務分掌をもって置き、かつ必要な職員を適切に配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準に規定する必要専任教員数及び教授数並びに大学院設置基準に規定する必要研究指導教員数・研究指導補助教員数及び教授数を上回る数の教員を確保し、教育課程の内容を踏まえ配置している。各学部・学科における公募を原則とした教員の新規採用及び昇任に関する規則・選考基準等を明確に定め、これに従って新規採用・昇任に関する募集、選考、審査等の諸手続きを行っている。

FD 活動については、「大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」のもとで各学部 FD 委員会及び大学院研究科 FD 委員会が密接な連絡を取りながら、全学が一致して組織的に取組んでおり、その活動の概要を各学部の活動報告書も含んだ全学の活動報告書として毎年公表している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人大妻学院職員人事規程」に、専任職員人事の基本となる職種、資格、職位等の事項と併せ、職員の能力開発のための研修について規定している。

また、「学校法人大妻学院職員研修規則」を定め、職員の資質・能力向上の取組みを積極的に実施している。研修は、新入職員に対する「初任者研修」をはじめ、相談員等の特定の職員、初級・中級職員向け、全職員向けなど幅広く実施しており、実施方法も e ラーニングを活用するなど参加しやすいよう工夫している。

職員については、「学校法人大妻学院職員人事評価規程」に基づき、職員の能力開発に資することを目的に、能力総合評価を行い、昇格、昇任等の基礎資料として活用している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究活動支援のため、個人研究室、共同研究室、実験室等を備えている。また、総務センターに研究支援室を設置し、研究支援業務を行っている。大学付置の研究支援施設としては、「人間生活文化研究所」をはじめ「英語教育研究所」「総合情報センター」「地域連携推進センター」等を有している。

「大妻女子大学学術研究倫理憲章」を定め、基本的な倫理規範として学術研究に携わる全ての者に対し遵守することを誓約させている。また、研究活動における不正行為防止のための規則を定め、研究支援室が管理徹底に努めている。内部監査室において研究費の使用に関する監査を実施している。

経常的な教育研究費については、財務バランスに考慮しながら各部門への配分額を決定している。経常的な費用以外の施設・設備等に関する予算については、各部門が事業計画調書を提出し、常任理事会等で採否を決定している。また、科学研究費助成事業等の外部資金獲得のための支援も積極的に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
令和 2(2020)年度に「大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定し、ホームページに公開するとともに、これを規範とすることを宣言している。寄附行為をはじめ、法人運営に必要な規則等を整備し、理事会を中心とした管理運営組織が教育組織と連携し、適切に運営している。

大学の使命や目的を実現するため、それらを再定義し、将来を見据えた中期計画を全学で策定するなど、継続的に努力している。環境対策推進委員会のもと、環境保全対策を計画・実施し、また公益通報、ハラスメントに関する規則を定めて学内に周知し、定期的に研修を行うなど、人権に対する配慮に努めている。危機管理については、「危機管理マニュアル」「危機管理広報マニュアル」等を作成、学内共有するとともに、マニュアルに基づく研修及びトレーニングを実施し、対応能力を高めている。

〈優れた点〉
○「学校法人大妻学院危機管理規程」に基づき作成された「危機管理マニュアル」等は危機レベル別にまとめられるなど、さまざまな工夫がなされており、危機管理広報についてトレーニングを実施するなど、実効性を高めている点は評価できる。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会は、寄附行為及び関連規則に基づき、法人の使命・目的の達成に向けて、重要事項の意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事の選任は、寄附行為の定めに基づき適切に行われている。理事機能強化のため、各理事の職務分担を定め、各理事が積極的に法人運営に参画している。

理事会を補佐する体制として、常任理事会及び理事長、学長をはじめ、各学部長、事務局長、事務部長や設置する各学校長等で構成する拡大常任理事会を設置し、法人の重要事項を審議し意思決定の迅速化を図るとともに、法人全体の情報共有がなされている。

理事会は法人全体の予算及び決算をはじめ、設置する各学校の重要事項、その他法人の経営に関する重要事項を決議している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常任理事会、拡大常任理事会を通して、法人全体の情報共有、管理運営方針の徹底を図り、決議事項等の重要事項を、大学運営会議、教授会、事務連絡会等によって全学的に共有しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携の円滑化を図っている。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しており、教職員の提案などは、教授会、各種委員会、月例連絡会等を通して、くみ上げている。

監事の選任は寄附行為に基づき行っており、監事は、理事会、評議員会に必ず 1 人以上出席し、法人の業務等に対し意見を述べている。評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、寄附行為に定める諮問事項について審議を行うなど、管理運営機関の相互チェックは機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「大妻学院の新たなミッションと中期計画」及び「大妻学院中期計画アクションプラン(2019～2023)」等を作成し、財務面を含めた具体的・中長期的な行動計画を立てている。

長年にわたり良好な収益状況を維持し、経常収支差額比率等は良好な水準を確保している。また、借入金が少なくかつ保有する運用資産は多く、財務基盤は安定している。外部資金の獲得に関しては、総務センター内に研究支援室を立上げるなど大学全体でバックアップ体制をとっている。資金運用については「学校法人大妻学院資産運用規程」「学校法人大妻学院債券運用規程」等に基づき、安全かつ効率的な運用を目指している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人大妻学院経理規程」等の諸規則に基づき適正に行っている。実績が予算と著しくかい離がある場合は、毎年 10 月末の実績に基づき、補正予算を編成している。

監査体制として､監査法人による監査及び監事による監査並びに法人内の｢内部監査室｣による監査と複数の観点より監査を実施しており、かつ相互に意見交換をしながら進められている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 2 条の 2 にのっとり「内部質保証の方針」を全学的に定め､「内部質保証の組織体制」とともにホームページに掲載し、学内外に対し公表している。

内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・評価委員会を設置し、内部質保証の方針策定と推進、自己点検・評価の実施基準及び評価指標の策定等を担っている。

自己点検・評価委員会は学長が委員長であり、副学長、各学部長、事務局長、事務部門の部長等、各部門の責任者で構成しており、責任体制が明確である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価については、令和元(2019)年度に定めたアセスメント・ポリシーにより、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルにおいて、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。各レベルの自己点検・評価は、アセスメントプラン等を活用したエビデンスに基づき、定期的に実施している。自己点検・評価の結果は、大学運営会議、教授会、自己点検・評価委員会等を通じて学内で共有した後、ホームページに掲載す

るなど、社会へ公表している。

IR 活動を担う部署として IR 室を設置し、財務シミュレーションの実施やファクトブックの作成をはじめ、多くの調査を実施するなど、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備している。

〈優れた点〉

○IR 活動の結果、学内教職員サイトに IR に関して、アンケートの報告書やファクトブック等を掲載し、法人や大学が置かれている現状の把握や改善活動に生かしている点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

機関レベル、教育課程レベルの自己点検・評価により抽出した課題は「内部質保証確認シート」にまとめて自己点検・評価委員会に提出している。同委員会はこれにより課題や改善・向上方策を確認し、対応方針を示すなど、内部質保証のための学部・学科、研究科と大学全体の PDCA サイクルについての仕組みを確立し、機能している。

アセスメント・ポリシーに基づくアセスメントプランにより学修成果を点検・評価し、改善につなげるなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っている。

自己点検・評価によって抽出された課題について、自己点検・評価委員会が中期計画案件と判断する内容については、同委員会から中期計画の責任者にその対応を委ね、責任の所在が明確になるよう整理するなど、自己点検・評価、認証評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づく内部質保証の仕組みが機能し、大学運営の改善、向上を図っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 研究支援活動

Ａ－1. 研究支援活動

A-1-① 研究活動を促進する支援体制の整備とその機能性

【概評】

法人の使命として掲げている、女子教育に積極的な役割を果たす教育・研究活動を実行するために、人間生活文化研究所を中心として、①研究資金面の支援②外部資金獲得に係る支援③研究成果の発信面の支援―の三つの側面から精力的に研究を支援する体制が整備

され、研究活動を多面的・総合的に推進している。

研究資金面の支援では、学内における研究者間の交流促進、競争的外部資金への応募促進を目的とする「共同研究プロジェクト」、学内の研究活動の活性化・高度化と学外の競争的資金を獲得するためのもととなる研究を助成することを目的とする「戦略的個人研究費」があり、学内での組織横断的な研究活動の活発化や科学研究費助成事業採択数の増加につながっている。

外部資金獲得に係る支援では、科学研究費助成事業の申請を支援するための研修会「科研塾」があり、特に初めて研究代表者として申請する場合などに有効な取組みである。また、科学研究費助成事業の申請、採用を経験することで、他の競争的外部資金の獲得につながることが期待できる。

研究成果の発信面の支援では、投稿者資格が国籍・所属を問わず、学外にも開放されており、いつでも投稿可能で、論文の長さも制限を設けていないオンラインジャーナル「人間生活文化研究」の存在が特筆すべき点である。

また、研究支援を実施する事務組織として研究支援室が設立されたことで、教員が研究により時間を割けるようになっており、今後の研究成果が期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大学間連携

本学は、共立女子大学・共立女子短期大学、東京家政学院大学、二松学舎大学、法政大学と平成 30(2018)年４月１日付で包括協定書を締結し「千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム」を設立し、各大学が有する人的、物的資源を共有・有効活用し、単位互換を含む教育・研究活動や社会・地域連携事業を推進している。なお、同コンソーシアムは、平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度、私立大学等改革総合支援事業「地域社会への貢献」プラットフォーム型の対象事業に採択されている。

本学は外国の大学、特に英国オックスフォード大学とも密接な連携を図っている。同大学との間では長期留学プログラムを実施しており毎年若干名の学生を送り出している。また、同大学からのインターン学生の受け入れも行っている。令和元(2019)年にはそのプログラム内容が高く評価され、Gold Standard Internship Host Award を同大より受賞した。平成 26(2014)年には同大同カレッジの女子学生受け入れ 40 年目、また本学創設者大妻コタカ生誕 130 年目という両大学の節目の年を記念して、同大同カレッジ内に「コタカ・ルーム」を設置し、平成 29(2017)年には、本学と同大学との友好のしるしとして、本学内に「ハートフォード・ルーム」を設置した。さらに、同大教育学部で開発された EMI(English as a Medium Instruction) 教授法を平成 28(2016)年より平成 30(2018)年まで、同大より講師を招き研修授業を教員向けに実施した。また令和元(2019)年に、同コンソーシアムの５大学より教授陣を対象とする研修授業がオックスフォード EMI 講師により、本学内の「ハートフォード・ルーム」で実施され好評につき令和３(2021)年も実施予定である。

2. 企業連携

本学では、連携・協力に関する包括協定を結んでいる企業（東京ステーションホテル・JAL スカイ・文化放送）の協力を得て、夏季集中講義「地域文化理解Ⅰ」を開講している。

各企業から招いた専門講師による講義を通して、座学講義・グループワーク・現地での実態見学（フィールドワーク）により、世界から評価される日本の“おもてなし”の本質を理解し、自ら実践できる基礎作りを目的とした授業を展開している。

令和２(2020)年はコロナ禍の中での対面集中講義となったが、単位互換の協定校である京都女子大学の参加学生や本学学生からは、大学生としての学びに出会えたとの好意的な意見が寄せられている。

3. 地域連携

接続可能な共生社会の実現への貢献を使命としている本学は、地域連携推進センターを設置して地域住民や国内外の企業及び行政や教育機関等との協働活動を展開している。

センターでは、地域を活性化する活動に学生を参加させ、教育機能を併せ持つ連携活動を促進するための「地域連携プロジェクト事業」や本学の教育と研究成果を地域に還元する「地域貢献プロジェクト事業」を実施し、学内公募により運営費の一部を助成している。

また、千代田区が毎年開催する「千代田のさくらまつり」の一環として、本学も「大妻さくらフェスティバル」を主催し、千代田区と区内大学の共同事業である「千代田学」の事業報告や九段小学校・駐日英国大使館等の地域諸団体の文化活動の発表の場を提供している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　東京都千代田区三番町 12
　　東京都多摩市唐木田 2-7-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	被服学科　食物学科　児童学科　ライフデザイン学科
文学部	日本文学科　英語英文学科　コミュニケーション文化学科
社会情報学部	社会情報学科
人間関係学部	人間関係学科　人間福祉学科
比較文化学部	比較文化学科
人間文化研究科	人間生活科学専攻　言語文化学専攻　現代社会研究専攻　臨床心理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 20 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

7 岡山商科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学及び大学院の目的を、学校教育法及び建学の精神に基づき学則及び「大学院規程」に明確に規定し、その上で、学則には建学の精神、使命・目的、教育理念、教育目標、中長期目標と展開及び学部・学科の教育目標をそれぞれ明文化し、簡潔に文章化している。大学の個性・特色を、学則別表 4 の基本方針の中で明文化している。大学の中長期目標、中長期展開目標、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び重点施策を、基本方針に基づき策定し、学内委員会の審議を経て、理事会において承認しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。法人運営、教育研究活動の状況については、全学教職員会議、教授会、研究科委員会、課長連絡会等において報告し、教職員に周知している。昭和 40(1965)年 4 月に商科の単科大学として設置し、その後時代の変化や社会の要請に応えるために学部・学科改編等を行い、現在は 3 学部 4 学科、大学院 3 研究科を設置する総合大学に発展している。

「基準２．学生」について

各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを、教育理念を踏まえて策定し、ホームページに掲載するほか、高校訪問等により学内外に周知している。入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な方法・区分を設け、適切に実施している。入試問題の作成は、全て大学が自ら行っている。学生受入れは、入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な学生数を確保している。教員と事務職員が協働して学生への学修支援に関する組織・実施体制を整備している。障がいのある学生に対しては、教学部学生課が中心となって支援に取組んでいる。オフィスアワー制度等を全学的に実施している。キャリア支援に関しては、キャリアセンターを設置するとともに、キャリア教育のための授業科目を開講している。学生の課外活動に対しては、学生活動支援センターが、学友会・体育会・文化会活動への支援を行っている。校地、校舎の面積は、設置基準を十分に満たすとともに、教育や学生生活に必要な学修環境を適切に整備している。

「基準３．教育課程」について

各学部・研究科のディプロマ・ポリシーを、教育理念を踏まえて策定し、学生便覧、学生手帳等で学生に周知するとともに、ホームページで公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準をそれぞれ適切に定め、各学部・研究科の教授会・研究科委員会の議を経て、学長が卒業・修了を決定してい

る。カリキュラム・ポリシーを、教育理念を踏まえて策定し、学生便覧、学生手帳などにより周知している。シラバスにおいては、各授業科目におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連を明確にする取組みを行っている。教授方法の改善は、専門科目については各学部教授会で審議し、全体的には将来構想検討委員会で最終的に決定している。学修成果の点検・評価のために、授業評価アンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケートの 3 種類を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに副学長を 2 人置き、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備し、大学の意思決定の権限と責任を、学則及び組織規程等において明確にしている。教学マネジメントの構築については、将来構想検討委員会を企画・立案機関に位置付け、学長を中心に学部長、学科長、部門長で構成することにより、教育活動の計画や学長が発議した事項を迅速に決定している。大学・大学院に、必要な専任教員を適切に配置し、教員の採用・昇任に必要な諸規則を定め、適切に運用している。FD(Faculty Development)活動及び SD(Staff Development)研修は、大学全体で取組んでいる。専任教員に個人研究室を割当て、個人研究費を支給している。研究倫理遵守の主軸として研究活動に関する不正行為の防止と公的研究費不正使用防止を掲げ、規則等を整備するとともに、教職員及び大学院生には研究費の不正利用等の防止に関する研修会等を実施している。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織規程等の諸規則に基づき、法人及び大学の運営に必要な組織を整備し、学校教育法及び私立学校法等に基づき適切に行っている。環境への取組みについては、法令に定める内容を踏まえ、環境保全や人権、安全に配慮した運営を行っている。理事の選任は、寄附行為に基づき適切に選任し、理事長を補佐する副理事長、専務理事、事業理事を置き、理事長が意思決定できる体制を整備している。監事を寄附行為に基づき選任し、職務を適切に行っている。評議員を寄附行為に基づき選任し、評議員会への出席率は良好である。中期的な財務計画に基づき、適切な財務運営を行っている。学校法人会計基準や経理規程に基づき、法人事務局長を経理責任者として予算の作成やその執行を行っている。会計監査人による会計監査を実施するとともに、監事は、公認会計士の会計監査の状況につき内容を聴取、意見交換した上で、監査報告書を作成、理事会及び評議員会に報告している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する大学の方針を、学則及び大学院規程に規定し、学内に明示している。教育研究活動の内部質保証の中心組織として自己点検・評価委員会を位置付け、学長、副学長のほか各部局の長が委員として参加し、10 項目の自己点検・評価項目に基づき、組織的、継続的かつ自主的な自己点検・評価を行っている。教育研究成果の内部質保証を実質化するために就業規則、倫理規範、倫理規程等を整備するとともに、倫理委員会を設置し、全学的にガバナンスを確保する質保証システムを構築している。自主的な自己点検・評価を、平成 3(1991)年から定期的に行っている。教員の教育研究活動の評価資料として、教員活動申告書及び教育研究業績書の提出を義務化している。自己点検・評価の実施状況及

び結果は、全学教職員会議を開催し、IR 実施委員会が作成した各種データの分析結果に基づき、各種活動の状況を定量的に報告し周知を図っている。

総じて、大学の目的、建学の精神、使命・目的、教育理念、教育目標、中長期目標と展開及び学部・学科の教育目標を実現するために、全学マネジメントシステムと質保証システムを整備し、評議会、教授会、研究科委員会等の学内組織を通じての PDCA サイクルを全職員の理解のもとに回しており、大学の個性・特色である教育活動、研究活動、社会貢献活動及びグローバル化推進活動の四つの活動は、学長のリーダーシップにより適切に行われている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会に役立つ人材の育成」「基準 B.研究ブランディング事業」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「地域と呼吸する大学」
2. 学際的な学習プログラム
3. 国際化への対応

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の目的を、学校教育法及び建学の精神に基づき学則第 1 条、大学院規程第 2 条に規定し、その上で、学則には建学の精神、使命・目的、教育理念、教育目標、中長期目標と展開及び学部・学科の教育目標を規定し、これらを大学の基本方針であると規定している。これら条文の一部に、より明確に規定することが望まれる事項があるものの、それぞれ具体的に明文化し、簡潔に文章化している。大学の個性・特色を、学則別表 4 の基本方針の中で明文化している。大学は、産業教育の一翼を担うことを目的に創立された

吉備商業学校の理念を基調とし、昭和 40(1965)年 4 月に商科の単科大学として設置し、その後時代の変化や社会の要請に応えるために学部・学科改編等を行い、現在は 3 学部 4 学科、大学院 3 研究科を設置する総合大学に発展している。

〈参考意見〉

○学則及び大学院規程において、各学部・学科及び研究科の教育目標を規定しているが、当該条文の中で人材の養成に関する目的をより明確に規定することが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

理事として学長、附属高校校長、専門学校校長、大学准教授 1 人、大学事務局長、法人事務局長が理事会に出席し、法人が設置する学校の活動等について報告するとともに、教学関係の議案についても理事会で審議している。また、大学の中長期目標、中長期展開目標、三つのポリシー及び重点施策を、基本方針に基づき策定し、評議会等の審議を経て、理事会において承認しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。法人運営、教育研究活動の状況については、全学教職員会議、教授会、学科会議、研究科委員会、課長連絡会等において報告し、教職員に周知している。また、学外への周知は、教育・研究協議会において学外委員から意見を求めるとともに、ホームページ、学報、「商大レビュー」等により定期的に情報発信を行っている。現在設置されている学部・学科、大学院研究科は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織である。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育理念に基づき、学部・研究科ごとの求める学生像を定めて、アドミッション・ポリシーを策定し、それをホームページに掲載するほか、大学案内等を高校訪問等に持参するなどして周知している。入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、一般選抜、総合型選抜等さまざまな方法・区分を設け、多様な人材を確保できるように適切に実施している。また、入試の区分ごとに、アドミッション・ポリシーの 9 項目のうち何を重視するかを定め、公開している。入試問題の作成は、全て大学が自ら行っている。学生受入れは、入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な学生数を確保している。なお、留学生を中心に多くの編入学者を受入れており、このうち経済学部では編入学生の多くが学内外の大学院へ進学するなど成果を挙げている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会、就職委員会等において、教員と事務職員が協働して学生への学修支援を行うための組織体制を整備している。学生の意見をくみ上げ、活動を支援する仕組みとして、学生活動支援センター、ゼミナール協議会を設置している。障がいのある学生に対する就学支援は、教学部学生課が中心になって取組んでいる。オフィスアワーの制度を全学的に導入しており、全専任教員のオフィスアワーの時間帯を学生に周知している。また、TA 制度、「WS（ワークスタディ）」制度を整備し、履修者数が 100 人以上の講義については、TA・WS の使用を可能としている。「講義案内システム(LMS)」により学生の成績や授業の出席状況等を把握し、学修状況が振るわない学生や留年者などの要指導学生の面談を行うなど重点的に指導を行い、中途退学や休学、留年の抑制に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア支援のために、キャリアセンターを設置している。キャリアセンターで

は、進路登録カード等を通して学生個々人の状況を詳細に把握し、キャリア教育、就職・進学に関する相談等を行っている。また、企業アンケートにより企業側が大学に求める人材育成等について把握している。

キャリア形成支援のために、教育課程上、「キャリア形成論」のほか、特別単位認定科目として「実践学習講座」などを開講している。教育課程外のキャリア支援として、就職セミナー、対策講座、就職合宿などを実施している。インターンシップ制度では、学生が税理士や信用金庫において、大学の専門教育に関連した就業体験ができる仕組みを作っている。また、「商大塾」により、学生個々人の目標やレベルに応じた資格取得支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のために、学生課やゼミ担当教員等が協働して、学生の生活面、心身の健康面等の相談や指導を行うなど、学生サービスを行う体制を整備している。保健室による学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などのほか、学生相談室による相談も行っている。経済的に困窮する学生に対する日本学生支援機構等各種団体による奨学金制度のあっせん、留学生への学費減免、大学独自の減免制度等、学生に対する経済支援を適切に行っている。学生の課外活動に関しては、サークル・学友会自治会に所属する学生の減少傾向が懸念されているものの、教学部学生課の所掌する学生活動支援センターが学友会・体育会・文化会活動への支援を行い、優秀学生への表彰も行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を十分に満たしており、運動場、体育館、図書館、学生会館、学生寮なども整備している。それらの施設について、定期的に点検を実施するなど適切な管理を行っている。図書館は、十分な蔵書を備え、司書の資格を持つ常駐の専任職員を配置するなど、利用に際して適切な環境を提供している。建物の耐震化や障がいのある

学生のためのバリアフリー化については、創立 60 周年記念事業による建替えや耐震化改修により、令和 6(2024)年度までに完了する予定である。ICT（情報通信技術）環境については、文部科学省の令和 2(2020)年度補正予算「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」の補助金を利用して学生への貸与のためのパソコンを準備するほか、無線 LAN 環境の一段の拡大など整備しつつある。教育的効果を考慮し、科目によって設定した範囲の人数から外れた講義が生じないようにし、実際に発生した場合には、次年度以降に開講数を増やすなどの工夫を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

教育活動の状況把握のため、学生に対し、学期ごとの授業評価アンケート、卒業時アンケート､2年前の卒業生に対する卒業生アンケートの3種類のアンケートを実施しており、その分析結果を活用している。また、学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、学生活動支援センターとゼミナール協議会を設置するほか、複数の学生代表者が全学教職員会議に出席して、意見書を提出する取組みも行っている。これらのアンケートや仕組みを通じて集めた学生の意見・要望を分析し、それを改善につなげている。なお、学修環境など授業以外のことに関して授業評価アンケートとは別のアンケートの必要性も検討している。

心身の健康に不安を抱えている学生に対して、カウンセリングや演習担当教員による面談を行い、学生カルテへの記録なども行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科及び研究科のディプロマ・ポリシーを、教育理念を踏まえて策定しており、学生便覧、学生手帳等で周知するとともに、ホームページで公表している。成績評価基準を、それぞれ学則、研究科履修規程で規定している。研究科における学位論文に関わる評価については、研究科ごとに学位論文評価基準を制定している。シラバスについては、授業計画及び成績評価基準が示されており、今後のチェック体制の更なる強化に期待したい。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準をそれぞれ適切に規定し、教授会・研究科委員会等の卒業・修了判定会議を経て、学長が卒業・修了を決定するなど、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科及び研究科のカリキュラム・ポリシーを、教育理念を踏まえて策定しており、学生便覧、学生手帳などにより周知し、また、ホームページにおいて公表している。シラバスにおいて、各授業科目におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連を明確にする取組みを行っている。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、教養教育は一般教育科目群として編成している。年間履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質化を確保している。

「受動型教育」「能動型教育（アクティブ・ラーニング）」「実践型教育」という 3 種類の教育方法を組合わせた手法を駆使し、教育目標を達成する仕組みを設定している。また、教授方法の改善は、専門科目については各学部教授会で審議し、一般教育などの検討を含めて、全体的には将来構想検討委員会で最終的に決定している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果の判断は、ディプロマ・ポリシーの 9 評価項目の達成状況により行っている。また、学修成果を測る指標として GPA(Grade Point Average)を採用し、進級判定時においては単に修得単位数のみで判定するのではなく、各学期における GPA についても参考指標としている。

学生の学修状況以外の調査として、授業評価アンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケートの 3 種類を行っている。このうち授業評価アンケートの結果は、大学全体としてはいまだ直接学生へフィードバックする方式を確立していないが、学科ごと、項目ごとに分析している。その結果を全学的な会議の場において発表し、その際学生による授業評価が良好だった教員を表彰し、その発表を聞くなどして、教育内容・方法の改善及び学修指導の改善に資している。また、アンケートの自由記述欄に記された内容をテキストマイニングによって分析した結果を可視化するなど、調査結果を有効に利活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は大学の最高議決機関である評議会のほか、自己点検・評価委員会、将来構想検討委員会、入試委員会等の委員長を務めており、その学長のもとに副学長を 2 人置き、学長が適切にリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。教学マネジメントの構築については、将来構想検討委員会を企画・立案機関に位置付け、学長を中心に学部長、学科長、部門長で構成することにより、教育活動の計画や学長が発議した事項を審議し、迅速に決定している。これにより、各種委員会、教授会、評議会で PDCA サイクルを確立することで、教学の質の保証・向上を図っている。また、各学部に学部長、大学院に研究科長を置き、教務課、学生課等に部長等の所属長を置き、学長が指名した専任教員を配置することで、学長が適切なリーダーシップを発揮できるように組織を整備している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の設置基準に定める必要な専任教員数を適切に配置している。教員の採用・昇任に係る人事は、人事委員会規程、学部教員資格審査委員会規程、大学院研究科教員資格審査委員会規程を定め、適切に運用している。

全学教職員会議等により、教職員対象の研修を実施するほか、授業評価アンケートを実施し、評価の高い 5 人を「学内 GP(Good Practice)」として表彰するとともに、教育方法の発表を行っている。このように、教員の資質・能力の向上に向けた取組みを行うなど、FD 活動として機能しており、授業に対する教員の自己研さんを促進している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために、SD の目的を定め、将来構想検討委員会において年間の SD 計画を立案し、自己点検・評価委員会において、これを決定、全学教職員会議にて教職員に報告している。SD の計画については、年度ごとの状況を踏まえ、随時見直しを行っている。これら計画に基づき、学内では、採用時の新任教職員研修会、全学教職員会議での研修や、大学事務局長ほか幹部職員が出席する課長連絡会や各種委員会等日々の業務における問題点の共有やその解決に向けた取組みを通じた OJT の取組みを行っている。これに加え、学外で実施される研究会や講習会への参加等を行い、こうした学内外の取組みを通じて、大学が掲げる三つのポリシーを踏まえた教育実践に必要な職員としての資質・能力向上への取組みを実施している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援のために、専任教員に個人研究室を割当て、個人研究費を支給している。外部的競争資金獲得に向けた申請等の支援は、総務企画課が担当し、外部企業や市町村との共同研究や受託研究については、産学官連携センターが窓口となり、地域支援研究への参画を促すなど、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。研究倫理遵守の主軸として研究活動に関する不正行為防止と公的研究費不正使用防止を掲げ、教職員倫理規程等の規則を整備するとともに、教職員及び大学院生には研究費の不正利用等の防止に関する研修会等を実施し、学部生にはゼミの教育を通じ研究倫理教育を実施している。また、倫理的な配慮が必要な研究内容については事前に審査を行うなど、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。学内公募研究資金支援の研究ブランディング事業やブランディング事業の研究継続を目的とする「地域と呼吸する大学としての研究発展支援事業」では、研究グループごとやテーマごとに研究費を配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、学則、組織規程等の諸規則において、法人及び大学が社会的責任を果たすために、使命・目的を規定するとともに、その運営に必要な組織を整備し、関連する法令等の内容に基づいた運営を適切に行っている。また、法令改正に伴い、随時学内の諸規則を改正するなど、使命・目的を実現するための継続的努力を行っている。環境への取組みについては、省エネルギー法、健康増進法、障害者差別解消法、労働安全衛生法ほか、法令に定める内容を踏まえ、教職員倫理規程等、関連する規則を整備している。危機管理に関するマニュアルの整備などの対応が求められるものの、学内禁煙の徹底や、障がいのある学生に配慮した支援を行うなど、環境保全や人権、安全に配慮した運営を行っている。

〈参考意見〉

○危機管理規程はあるが、危機管理に関わるマニュアルなどを整備していないので、早急に整備し、学生及び教職員に周知することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、理事会の位置付け及び議決方法について規定し、意思決定ができる体制を整備している。理事は寄附行為に基づき選任し、その理事に学長と大学事務局長を選任し、法人と大学の意思決定の即応性を図っている。みなし出席の取扱いには課題があるものの、予算、事業計画ほか理事会において審議を必要する事項について、理事会において審議・承認しており、理事会の適切な運営に努めている。

理事会は、その機能の充実を図るため、理事長を補佐する副理事長、専務理事、事業理事の設置を寄附行為において規定し、理事長が意思決定できる体制を整備し、適切に機能している。

〈改善を要する点〉

○理事会の欠席時に意思表示を行う書面の取扱いについて、理事会後に所定の書面を提出した理事を出席者としている点は改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を理事として選任し、理事長に選任していることから、法人と大学の意思決定が円滑に進む体制を整備している。法人及び大学の意思決定は、各学部教授会等において教育・研究に関わる案件を審議し、学内の意思決定機関である評議会で審議し、最終的に理事会で審議・承認する体制を整え、教職員の提案などをボトムアップできる仕組みを整備している。学内の理事に、学長のほか、副学長、大学事務局長を選任しており、意思決定を円滑に行っている。監事は寄附行為に基づき適切に選任している。監査報告書の内容に一部課題があるものの、監査方針・計画を立案し、全ての理事会及び評議員会に出席し審議の状況を確認するなど、職務を適切に行っている。評議員会におけるみなし出席の取扱いには課題があるものの、評議員は寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会への出席率は良

好である。

〈改善を要する点〉

○評議員会の欠席時に意思表示を行う書面の取扱いについて、評議員会後に所定の書面を提出した評議員を出席者としている点は改善を要する。

〈参考意見〉

○監事は理事会に出席し理事の業務執行状況を監査しているが、監査報告書に理事の業務執行状況について記載していないので、今後は記載するよう配慮されたい。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期目標と具体的な施策に経営基盤の強化を設け、「中期計画財務案」を策定し、中期的な財務計画に基づく適切な財務運営を行っている。ここ数年は収容定員の充足状況が改善し、これに連動し補助金収入が増加したことなどにより、活動区分資金収支計算書では教育活動資金収支差額が収入超過であること、事業活動収支計算書では経常収支が過去 5 年間黒字の状態であることなどから、使命・目的及び教育目標の達成のためのバランスのとれた収支状況であり、安定した財務基盤を確立している。外部資金の導入については、学校法人の健全経営に資することを目的として、資金運用管理規程を規定し、これに基づき運用を行うほか、今後予定する創立 60 周年記念事業の新校舎建設に向けた大規模な寄附金募集を予定するなど、外部資金導入に向けた努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準や経理規程に基づき、法人事務局長を経理責任者として予算の作成やその執行を行っている。日常の会計処理に当たっては、経理システムを導入し軽微なミスを少なくするなど、その適正な運用に努めている。予算額とかい離のある費目が発生する場合は補正予算を編成し、毎会計年度の終了後 2 か月以内に決算を作成、理

事会で承認の後、評議員会に報告するなど、会計処理を適正に実施している。

私立学校振興助成法に基づき、会計監査人による会計監査を実施するとともに、監事は公認会計士の会計監査の状況につき内容を聴取、意見交換した上で、会計監査に係る監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する大学の方針を、学則第 2 条に、「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。」「前項の点検及び評価を行うため自己点検・評価委員会を置く。」と規定し、大学院については、大学院規程第 3 条に「本大学院の自己点検評価は学則第 2 条に従って実施する。」と規定し、学内に明示している。

教育研究活動の内部質保証の中心組織として自己点検・評価委員会を位置付け、学長、副学長のほか各部局の長が委員として参加し、10 項目の自己点検・評価項目に基づき、組織的、継続的かつ自主的な自己点検・評価を行っている。教育研究成果の内部質保証を実質化するために就業規則、倫理規範、倫理規程等を整備するとともに、倫理委員会を設置し、全学的にガバナンスを確保する質保証システムを構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的な自己点検・評価は、平成 3(1991)年から定期的に行っており、将来構想検討委員会が全体を統括し、自己点検・評価委員会において実施計画の決定、実施・評価を行っている。また、IR 実施委員会においてデータ収集・定量的な分析を行い、資料提供を行っ

ている。教育研究成果の自己点検・評価のために学生に対する授業評価アンケートを実施し、分析結果を教育改革に活用している。教員の教育研究活動の評価資料として、教員活動申告書及び教育研究業績書の提出を義務化している。自己点検・評価の実施状況及び結果は、全学教職員会議を開催し、IR 実施委員会が作成した各種データの分析結果に基づき、各種活動の状況を定量的に報告し周知を図っている。また、自己点検評価書は、ホームページで公表し学外にも共有している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンスのための計画決定組織、教育研究の実施組織、点検・評価組織に係る役割分担を明確にし、組織全体と各組織の PDCA サイクルの仕組みと機能を構築して、内部質保証システムを確立している。自己点検・評価に関する分析結果は、組織の質の向上のみならず、外部評価の一環として文部科学省の私立大学等改革総合支援事業への応募にも活用し、平成 25(2013)年度からタイプ 1 は継続して採択されている。平成 26(2014)年度に受けた大学機関別認証評価において改善を要する点として「各学科においていずれも収容定員充足率が大幅に下回っている」と指摘された事項に関しては、PDCA サイクルを通じての点検評価を行い、入学定員の変更、高大連携アドバイザーによる高校訪問の強化等を行うことにより改善を図り、改善状況をホームページに掲載している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会に役立つ人材の育成

Ａ－1.「社会力」を習得させるための「3 段階教育システムの確立」

A-1-① 「社会力」を習得させるための「3 段階教育システムの確立」の成果

【概評】

「理論力」「問題解決力」「現場力」の三つの力から成る「『社会力』＝『社会で働く力』」を、総合的に修得させるために構築されたものが、「3 段階教育システム」である。これは、大学の将来ビジョンのうち、教育ビジョンの中期目標とされた「100%就職を目指す」という具体的な目標を達成するための教育システムで、現行の形式としては平成 29(2017)年度から実施している。この教育システムにより、社会に役立つ人材の育成を、入学者選抜時から卒業時まで一貫して見据えた教育が可能となっている。

上記の三つの力を修得させるために、授業方法を「受動型教育」「能動型教育（アクティ

ブ・ラーニング)」「実践型教育」に区分し、それぞれの型の教育を行うことにより修得を目指す主な力は「理論力」「問題解決力」「現場力」と区別されてはいるが、「3 段階教育システム」全体で総合的に「社会力」を身に付けさせるのが目指すべき最終形である。

現段階では、「学力の 3 要素」の 9 評価項目間の評価割合の設定やその評価方法については、大学全体で統一されたルールが確立されているわけではなく、学生の質の保証を目指す改革のバックボーンが確立できた段階に到達できたところである。今後はその運用面での内容をより深化させていく必要があり、同時に、統一的なガイドラインあるいは学生のディプロマ・ポリシーの達成度を表示する基準の作成に配慮されたい。

この 3 段階教育システムの今後の改善と展開により、大学が学則に示している「社会、国家及び人類のために、有為な人材を育成する」という目的が達成されることを期待したい。

基準Ｂ．研究ブランディング事業

Ｂ－1．研究ブランディング事業の推進

B-1-①　研究ブランディング事業の成果

B-1-②　研究ブランディング事業の継続

【概評】

平成 29(2017)年度文部科学省私立大学研究ブランディング事業に、「『寄り添い型研究』による地域価値の向上」が採択されている。これは、「地域と呼吸する大学」を標ぼうしている大学として「上から目線」ではなく、地域と「同じ目線」に立って、大学が包括連携協定を締結している岡山県内 8 市町村等を対象として、地域の価値向上に関する研究に取組み、魅力あるまちの創造に貢献しようとしたものとなっている。そこで採られた研究スタイルが「寄り添い型研究」であり、大学独自に構想したものとなっている。この研究スタイルは、地域等を本研究の対象とするとともに、学生・教職員が積極的に参加協力する「共同／協働研究」である。

その研究成果は、現在までに刊行された 3 冊の著書をはじめ、多数の研究論文、研究発表に代表されるが、それにとどまらず、教員間においてより広い共同研究体制が構築されるなど「共同／協働研究」としての効果も生まれている。

また、この「寄り添い型研究」は、教育面でも効果を挙げ、調査対象となった現場で学生自身が集めたデータに基づいた実証的研究を志向する論文の執筆につながったことや、参加学生が就職活動においても、コミュニケーション能力を向上させ、社会人としての素養も身に付けるなど、さまざまな効果があり、高い成果を挙げている。

なお、本事業で共同研究を進めてきた 1 研究グループは、令和 3(2021)年度日本学術振興会科学研究費助成事業に採択され、今後も研究が継続されることになっている。また、学内公募研究資金事業も継続されるなど、大学の研究ブランディング事業活動は、その研究・教育成果を挙げている点が評価されることから、今後における本事業の継続に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学では、数年前から自己点検・評価委員会及び全学教職員会議をほぼ毎月開催し、PDCAサイクルが定着している。コロナ禍により令和2年度は全学教職員会議の開催が減ったものの、本学の教育理念である「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」に向けた3学部4学科からのアプローチが明確化されたことにより、本報告書は大勢の教職員による執筆が可能となった。全学的な取り組みについては、以下の3つの特色を見出すことができる。

1.「地域と呼吸する大学」

本学は、法学部、経済学部、経営学部を擁する、県下唯一の社会科学に特化した大学であり、岡山県の中枢都市である岡山市の中心部に位置している。こうした本学の特色と地の利を活かし、県内10市町村と包括連携協定を締結している。これにより、積極的な「フィールドスタディ」の実施が可能となり、学生たちは地域に関わりながら実践力を身に付けることができる。また平成29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて、大学と地域の協同による「寄り添い型研究」事業に取り組んだ。その研究成果をまとめて、令和2（2020）年度には本事業3冊目となる『「寄り添い型研究」による地域価値の向上』を刊行した。

このほか、法学部の「政治を考える」では政治家をはじめとした地方行政関係者、経営学部の「岡山経営者論」では地元企業のトップをゲストに招き、座学においても学生が理論と実態の両面を学ぶ機会を設けている。こうした実学重視の教育により、大学と社会のギャップを埋めることは、「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」に大きく寄与し、「社会で必要な力」を養成するための学習体制が構築されている。

2. 学際的な学習プログラム

本学は3学部4学科がそれぞれの立場から「社会事象をとらえる目、問題解決を図る力を育む」ことを使命としているが、社会事象の問題解決には多面的・複眼的な分析能力を必要とする。このため学際的な学びを可能にする新しい学習体制の構築が進んでいる点に、未来志向的な本学の特色を見出すことができる。他学部も履修可能な科目を開講しているほか、全学生を対象として「金融総合教育プログラム」を開講している。さらに、数理・データサイエンス・AIを活用できる能力を育成する「データサイエンス・プログラム」の開講を検討している。

3. 国際化への対応

早くからカリキュラムに中国語を取り入れたほか、平成9（1997）年より大連外国語大学をはじめとした50余の中国の大学と友好提携を結び、アジア圏を中心に多数の留学生を受け入れている。平成19（2007）年には、日本で8番目の「孔子学院」を設立した。将来は英語圏の学生も積極的に受け入れたいと考えている。

日本人学生に対しては、留学を卒業単位に認定することで留学を促し、中国、韓国のほか英語圏の大学へ派遣している。

上記をはじめとする人材育成並びにブランディング戦略の成果の一つとして、本学は今年度、大学院進学率において8年連続日本一となっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 40(1965)年度
所在地　　岡山県岡山市北区津島京町 2-10-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法学科
経済学部	経済学科
経営学部	経営学科　商学科
商学研究科	商学専攻
法学研究科	法学専攻
経済学研究科	経済学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

8 嘉悦大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

創立者による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、大学・大学院の使命・目的及び教育目的を各々の学則に簡潔かつ平易な表現で明文化し、ホームページなどで学内外に周知しており、実学思想を掲げた大学の個性・特色を反映している。

社会情勢の変化に対応するために策定した「嘉悦学園第二次中期計画」は、使命・目的及び教育目的の実現を図るための行動指針として各年度の事業計画に反映している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を具現化するための「実学」「実務」「実践」を直接的に反映して策定されている。また、学部の改編や研究科の設置を行うなど、教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

建学の精神に基づくアドミッション・ポリシーを大学・大学院ごとに明確に定め、入学試験要項などで公表しており、入学定員及び収容定員ともに適切な水準を確保している。

障がいのある学生や休学、留年した学生などに対する学修支援、生活支援及びキャリア支援のため、関係する委員会などを中心に教職協働体制を確立しており、学生の意見・要望に関しては、アンケートを通じて把握して課題の改善に反映している。

設置基準に基づいた校地・校舎が整備され、図書館には十分な学術情報を所蔵しているほか、学内全域に無線 LAN 環境を整備している。施設のバリアフリー環境の充実に努めるとともに、全ての建物は現行の耐震基準に適合し、安全性を確保している。

〈優れた点〉

○聴覚に障がいのある学生に対する支援として、音声認識システムの導入だけでなくパソコンノートテイカーも配置して対応している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページなどに公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定等の各基準が大学・大学院の学則に定められ、厳正に適用している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成されており、「創造的実学教育」を実践するために、さまざまな工夫がなされている。

学修成果を検証するためのデータが収集・管理・蓄積されているとともに、各種調査を実施して学修成果を点検・評価し、その結果は教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、教育研究協議会をはじめ大学運営会議や大学院運営会議などの補佐体制を整備している。また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ規定し、権限の適切な分散と責任の明確化が図られており、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を適切に配置している。

「FD・IR 推進室」がワークショップ等を組織的に実施し、その見直しも適切に行っている。また、職員の資質・能力向上のために SD(Staff Development)実施計画を策定して実施している。

研究環境の向上を目的として、研究支援体制を随時見直すことで適切な運営・管理を行うとともに、研究倫理に関する規則を整備して研究不正を未然に防止する制度を整えている。研究活動への資源配分は、研究室などの物的配分のほか、研究補助者の雇用や ICT（情報通信技術）運用補助のために学生スタッフを配置するなどの支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

組織倫理に関する諸規則を整備し、理事長のリーダーシップのもと、経営の規律と誠実性の維持に努め、環境や人権、危機管理に配慮するとともに、使命・目的を達成するために必要な体制を整備し、継続的に努力している。理事の選任、事業計画の確実な執行など、理事会は適切に運営されている。理事会の意思決定は学長などを通して大学に速やかに伝達され、法人と大学の連携及び相互チェック体制は適切に機能している。監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任されている。

「嘉悦学園第二次中期計画」を策定して適切な財務運営の確立に努め、収支バランスを確保するとともに、安定した財務基盤の確立に取組んでいる。学校法人会計基準や関係規則に基づく会計処理を適切に実施しており、会計監査は、監査法人監査、監事監査及び監査部が行う内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

〈優れた点〉

○過去の事案を契機として、法人におけるガバナンスとコンプライアンスの向上を図り、法人運営の適正化に取組み、大きな改革を実現した点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」が中心となって、大学の諸活動をエビデンスに基づいて定期的に自己点検・評価して共有し、その結果をホームページに公開している。三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実に取組み、「FD・IR 推進室」がデータ分析を行って、教育の改善・向上に反映させている。

自己点検・評価、前回の認証評価の指摘事項及び各種調査の結果を「嘉悦学園第二次中

期計画」に反映し、モニタリング委員会が半年ごとに達成状況を確認するとともに、外部評価制度を取入れるなど、大学運営の改善・向上に結びつける仕組みを構築している。

総じて、大学・大学院は、創立者による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、創造的な実学教育を通じて広く社会の発展に資する能力と精神を兼備えた人材の養成に努めている。

また、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、「内部質保証推進委員会」が中核となって全学的な方針を明示し、教職協働による内容の充実に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 聴覚障害者への情報保障の取組み
2. FD・IR 推進室

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

創立者による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、法人の使命・目的は寄附行為に明文化され、大学・大学院の教育目的は各々の学則に明文化されており、簡潔かつ平易な表現で文章化されている。

使命・目的及び教育目的は、創設者の実学思想を掲げた建学の精神に基づいた大学の個性・特色を反映して明示している。また、社会情勢の変化に対応するため、「嘉悦学園第二次中期計画」を策定し、これに基づく実学教育を具現化するカリキュラム改定に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則にある大学の目的は、教育研究協議会の審議を経て理事会が定めており、教職員に対しては教授会やその他の機会を通じて周知されるとともに、大学案内、ホームページに掲載し、学内外へ周知している。

「嘉悦学園第二次中期計画」は、使命・目的及び教育目的の実現を図るための行動指針として策定され、各年度の事業計画にも反映している。

三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を具現化するための「実学」「実務」「実践」を直接的に反映して策定されている。また、使命・目的及び教育目的を達成するため、社会の変化に対応して学部の改編や研究科の設置を行うなど、教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づくアドミッション・ポリシーを、大学・大学院の課程ごとに明確に定めており、ホームページ、入学試験要項で公表している。

アドミッション・ポリシーに従って、大学については、一般選抜、総合型選抜、留学生選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜、学校推薦型選抜など多様な入試形態を採用している。大学院については、同様に、学内・卒業生選抜、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選

抜を採用している。入試問題の作成は大学自らが行っており、入試の運用は入試委員会及び出題委員会を中心として適切に行っている。「FD・IR 推進室」が入学者の追跡調査を行い、入試委員会が入試制度の検証・改善を適切に行っている。

入学定員充足率、収容定員充足率ともに適切な水準を維持している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、学生委員会を中心に教職員が協働して対応する体制を適切に整備し、運営している。

障がいのある学生に対しては、「障害者学習生活支援委員会」を中心に対応しており、聴覚に障がいのある学生に対しては、筆談や音声認識システムを介したコミュニケーションが取れるよう各窓口の体制を整えている。オフィスアワー制度については全学的に実施している。「働ける大学」という教育施策によって、学部の SA(Student Assistant)・CS(Class Supporter)、大学院の TA などの教育・活動を支援する学生スタッフ制度を整備し、適切に活用している。

中途退学、休学及び留年者の減少を目指し、アドバイザ（教員）と学生支援センターの職員が情報を共有し、長期欠席学生にも対応できる体制を整備している。

〈優れた点〉

○聴覚に障がいのある学生に対する支援として、音声認識システムの導入だけでなくパソコンノートテイカーも配置して対応している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップを含めたキャリア教育については、複数のキャリア専門科目を配置し、学期前にガイダンスを行うなどして充実を図っている。就職・進学に対する相談・助言については、キャリア・就職支援センターを設置して、キャリア委員会及びキャリア専門科目の担当教員と連携をとりながら支援する体制を整備している。就活ガイダンス、合同業界研究会、マナー講座、模擬面接講座のほか、全学生を対象とする「キャリア Day」を開

催しており、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生委員会を設置して学生の福利厚生や学生生活の充実発展に関する事項を審議している。学生生活を充実させるための業務は学生支援センターを中心に行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援等は、各学年次のアドバイザ（教員）が一次相談窓口となり、専門的な対応はウェルネスセンター及びカウンセラー室が行っている。経済的な支援については、さまざまな状況の学生に対応できるように独自の奨学金制度を複数整備し、適切に運用している。学生の課外活動への支援に関しては、学友会を通じて学生委員会と学生支援センターが適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境については、設置基準に基づき校地、校舎等が整備されている。

適切な規模の図書館には、十分な学術情報を所蔵しているほか、1 階にラーニング・コモンズを併設しており、開館時間を含め施設を十分に利用できる環境を整備している。コンピュータなどの IT 施設については、全教室でマルチメディア装置などを設置し、学内全域に無線 LAN 環境の整備を図っている。

バリアフリーについては、教室棟の上下階をつなぐスロープのほか、エレベータ、車椅子用トイレなどを設置している。

各授業科目の履修者数については、概ね適切な人数である。

なお、全ての建物は現行の耐震基準に適合し、補修工事や設備更新も行っており、安全性を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援に対する学生の意見・要望に関しては、「授業評価アンケート」「卒業時満足度調査アンケート」などを通じて把握し、課題の改善に反映している。
学生生活に対する学生の意見・要望に関しては、「ご意見箱」の設置や各学年次のアドバイザ（教員）と学生支援センターの連携により把握するシステムを適切に整備し、課題の改善に反映している。
学修環境に関する学生の意見・要望に関しては、アンケートを通じて把握し、課題の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを、大学・大学院の課程ごとに明確に定めており、ホームページなどで公表している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が大学・大学院の学則において定められ、成績評価基準は「教務規程」において適切に定められ、ホームページ等を通じて学内外に公表の上、適正に適用している。
各科目の単位認定は、成績評価基準に基づき適正に評価しており、卒業・修了認定はディプロマ・ポリシーを踏まえ審査し、厳正に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページなどで学内外に周知している。大学・大学院とも、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに即した教育課程が編成されており、各科目の内容とディプロマ・ポリシーの対応関係をシラバスに明示している。
単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限は半期 24 単位と定めるとともに、成績不振者に対する退学勧告の制度が設けられている。教養教育は、カリキュラム・ポリシーに基づいて適切に実施されている。
「創造的実学教育」を実践するために、教授方法にはさまざまな工夫がなされており、「FD・IR 推進室」が主催する「FD・IR ワークショップ」で組織的に FD(Faculty Development)を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの 3 段階で学修成果を検証・評価するアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。
学修成果を検証するためのデータが、「FD・IR 推進室」によって収集され、管理・蓄積されている。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査などを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。
学修成果の点検・評価の結果は、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの 3 段階を縦断した形で、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされ、PDCA の取組みを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、教育研究にかかる重要決定事項について意見を述べる教育研究協議会の設置を学則に規定し、学長の補佐体制として、全学的な調整を要する事項や時限性があり速やかに結論を出す必要がある事項等について審議・協議する大学運営会議や大学院運営会議などを整備している。また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ規定し、周知している。

「内部質保証推進委員会」等を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化が図られており、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を適切に配置している。

また、法人及び大学の組織権限規則に従い事務体制を構築し、各センターの役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院において、設置基準に適合する教員数を配置しており、大学の教育理念を実現するため、実業界で豊富な知見を有する実務家教員を配置し、適切な教学体制を整備している。

教員の採用・昇任の方針については、「教員資格審査に関する規程」「教員資格審査委員会規程」「教員資格審査委員会内規」として明文化し、適切に運用されている。

教員を対象とする FD は、「FD・IR 推進室」が年間活動計画に基づき学生による授業ア

ンケートや「FD・IR ワークショップ」等を実施し、組織的かつ計画的に展開し、その見直しも適切に行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため SD 推進検討チームが「嘉悦学園事務職員研修規程」に基づき、SD 実施計画を策定し組織的に実施している。また、SD 実施計画作成に際しては、これまでの実績に基づき見直しを行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により集合型研修が困難な状況下においても、e ラーニングによる個別学習型の研修を実施することで職員研修に取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員等に対しては専用の研究室を整備しており、週 1 日研究に専念できる研究日制度を設けているほか、研究費を配分することで研究環境を整備している。また、研究環境の向上を目的として、研究支援体制を随時見直すことで適切な運営・管理を行っている。

「嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」及び「公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する懲戒規程」を整備し研究倫理を確立している。また、研究費の不正支出、研究不正を未然に防止する制度を整え、厳正に運用している。

研究活動への資源配分は、研究室などの物的配分のほか、研究補助者の雇用や ICT 運用補助のために学生スタッフを配置するなどの支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

行動憲章・行動規範をはじめ、組織倫理、環境保全、人権、安全に配慮した関係諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、大学の使命・目的を実現するため、「嘉悦学園第一次中期経営計画」によりビジョンや経営数値目標を明示し、更に社会変容を考慮した「嘉悦学園第二次中期計画」を策定するなど、適切な見直しを行っている。

ハラスメントの防止及び対策等に関する規則の整備、公益通報制度の改定により相談窓口を外部委託し公益通報者の保護を担保するなど、教職員等が法令遵守に取組める体制を整備している。

緊急事態・災害等発生時の対応は、緊急時対応マニュアルを制定し、事由ごとの対応方法を定め、特に地震災害発生時の行動指針を作成し、全学生及び教職員に周知している。

〈優れた点〉

○過去の事案を契機として、法人におけるガバナンスとコンプライアンスの向上を図り、法人運営の適正化に取組み、大きな改革を実現した点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び同施行細則に基づき適切に運営され、理事会の補佐機関として日常的な業務及び非常事態発生時の対応に関する審議決定等を行う常任理事会を設置するなど、使命・目的を達成するために必要な体制を整備し、適切に機能している。

理事会を定期的に開催し、理事の選任及び事業計画の確実な執行など、寄附行為に規定する理事会において決定すべき事項について、適切に審議している。

理事の理事会への出席状況は良好で、やむを得ず欠席する理事についても、寄附行為において議案に対し書面をもってあらかじめ意思表示をした者は出席とみなすことを規定し、適切に運用している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
学長はじめ、理事及び評議員を務める幹部教職員を通して、理事会、常任理事会の意思決定が大学に速やかに伝達できる体制になっており、法人と大学の連携は適切に行われ、相互チェックする体制は適切に機能している。
監事の理事会及び評議員会への出席は良好で、必要な説明を受けた上で、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行について、必要に応じ意見具申を行っている。また、評議員の選任は、寄附行為に基づいて適切に行われており、評議員会への出席状況も概ね良好である。
教職員からの提案については、学長出席のもとに教育研究協議会を定例開催し、現場の声や情報をくみ上げている。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
中期経営計画を実践していくための収支の安定及び計画原資を確保するための予算案を策定し、理事会で承認を受けている。「嘉悦学園第一次中期経営計画」の基本方針を継承しつつ、新たなビジョンや課題・収支シミュレーションを反映した「嘉悦学園第二次中期計画」を策定し、適切な財務運営の確立に努めている。
令和 2(2020)年度の収容定員充足率は 104%を確保し、学生生徒等納付金収入を主とした収入は堅調に推移し、収支バランスを確保している。また、積立率を意識した中長期的な財務基盤の安定を図るべく、「嘉悦学園第二次中期計画」に基づくアクションプランを策定して安定した財務基盤の確立に取組んでいる。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人嘉悦学園経理規程」「経理規程細則」及び「嘉悦大学経理規程」に基づき適切に実施している。公認会計士の指導や助言を適宜仰ぎ、監査部による業務監査での指導やアドバイスを反映させるなど、正確かつ客観性のある会計処理を行っている。

会計監査は、監査法人監査、監事監査及び監査部が行う内部監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究の質を継続的に改善する組織的な仕組みを構築するとともに、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」を設置し、責任体制を明確にしている。

大学・大学院は、内部質保証の基本方針及び実施体制を定め、全学的な方針を明示しており、「内部質保証推進委員会」が中心となって、教育研究活動などの大学の諸活動を恒常的に自己点検・評価し、その結果を客観的に検証している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の基本方針及び実施体制を制定し、これに基づいた具体的なプランのもとに、大学内部で自己点検・評価を行う体制を整えており、「内部質保証推進委員会」のもとに位置付けた大学認証評価自己点検委員会を設置し、エビデンスに基づいて定期的に自己点検・評価を実施しているとともに、各年度において自己点検評価書を作成・共有し、ホームページに公開している。

また、「内部質保証推進委員会」のもとに、現状把握のための十分な調査・データの収集

と分析を行う体制として、「データインフラ推進プロジェクト」及び「FD・IR 推進室」を設置している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実に取組み、「FD・IR 推進室」が授業評価アンケートなどのデータ分析を行い、各委員会、職員組織において改善策を実行し、教育の改善・向上に反映させている。

自己点検・評価、前回の認証評価の指摘事項及び各種調査の結果を「嘉悦学園第二次中期計画」に反映し、モニタリング委員会が半年ごとに達成状況を確認するとともに、外部評価制度を取入れるなど、大学運営の改善・向上に結びつける仕組みを構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

Ａ－1. 地域への参加を通じた教育の質向上

A-1-① 産官学連携による問題発見・解決型実践的カリキュラムの実施

A-1-② 小平市を中心とした地域・企業との連携による実践教育の推進

A-1-③ 高大連携による地域貢献

【概評】

経営経済研究所が設置した「産官学連携機構」を中核として、自治体・産業界・各種団体との多様な共同教育・共同研究を展開しており、ビシネス創造学部では、「プロジェクト科目」として、学生が地域社会及び企業の問題発見・問題解決に向かう実践的カリキュラムを備えている。現在は１学部化に向けたカリキュラム改変の中で、経営経済学部に「研究会 B」を設置し、ホスピタリティ、フード、マーケティング、ブランド、インターネット及び情報コミュニケーションなど幅広い分野において、企業と連携した実践型プロジェクトマネジメントを学修する科目を引続き導入している。

大学の所在地である東京都小平市と令和元(2019)年に包括連携協定を締結し、地域産業文化研究所が中心となり、地域コミュニティの知の中心として地域の活性化に貢献すること、それらの活動を担う人材の育成を図ることを目的に活動している。

また、東日本大震災の被災地である岩手県山田町における復興と今後の発展について、学生が現地調査を行い、町への提言を行う実践的な教育・研究プログラムも行っている。

令和 2(2020)年度には東京都立五日市高校、東京都立小平西高校と高大連携協定を締結し、PBL(Project Based Learning)と結びつけた高大連携教育を推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 聴覚障害者への情報保障の取組み

本学には 4 人の聴覚障害者が在籍している（2019 年度 2 人入学、2020 年度 2 人入学)。本学は比較的小規模な大学であり、聴覚障害者への情報保障体制が十分であると言えない状況であったが、令和元（2019）年度に 2 人の入学者への受け入れ体制を整備するにあたり、制度・組織面と設備面から重点的に情報保障体制を構築した。具体的には、障害学生支援に関する基本方針の策定と公表、入試における配慮内容の公表、支援内容・支援体制・支援事例の公表を行った。特に、情報保障の面では、従来の聴覚障害者支援は筆記によるノートテイカーや手話通訳が主流であるが、一般的な授業の際に、ICT システムを整備することによって、支援の実効性と効率を向上させることが可能になった。具体的なシステム面の整備として、音声認識ソフト「UD トーク」を導入し、全教室から UD トークを利用できるよう設備を改修し、さらにオンライン講義や動画教材にも対応可能とした。また、UD トークによる音声の誤認識の修正をリアルタイムに行うため、学生スタッフの支援体制を整備し、健常学生による聴覚障害学生を支援する体制を構築した。一般的にノートテイカーは作業負担が大きいことから担い手が集まらないことが問題とされていたが、本学の取組みでは、学生が音声の誤認識をタイピングで修正するという比較的簡易な作業とすることが可能になったため、約 40 人の学生がノートテイカーとして活動をしている。

聴覚障害者への情報保障の状況、さらに大学生活の状況について、「障害者学習生活支援委員会」が聴覚障害学生らと定期的に面談を行っており、本人らからは本学の情報保障について十分満足できるものという評価を得ている。今後、情報保障サービスの品質管理と質向上に向けて継続的に活動を行っていく。

【資料】https://www.kaetsu.ac.jp/disclosure/support4/

2. FD・IR 推進室

FD・IR 推進室は FD・IR 委員会が拡張・整備する形で設置された。大学の教育整備を行う FD 機能とデータを管理・分析する IR 機能の両方をもたせているところに本学の特徴がある。内部質保証システムにおける PDCA サイクルは内部質保証組織によって行われている。そのサイクルは、Plan：中期計画、3 ポリシーの具体的推進プラン、Do：教授会・委員会・事務部門での実行、Check：アセスメント・ポリシーによるチェック、Action：FD/SD となっており、これらの PDCA サイクルは 1 年周期で行っている。以上の全学的な PDCA サイクルの実施組織として FD・IR 推進室ではより短いサイクルで PDCA を実行し、上部組織に報告・共有・改善を行っている。

以上の目的を達成するために FD 機能と IR 機能の両方を同一組織に持たせ、評価、分析、行動までをスムーズに行うことができるような組織になっている。アセスメント・ポリシーに基づいて IR 機能としてデータを取得、分析・評価を行い、他組織と共に改善するための行動にまとめ、FD 機能として改善を行っていく。例えば、学修データの活用時には、GPA 等のデータを IR 組織として他組織と共に取得・分析を行い、全教職員が確認できる形でワ

ークシートにまとめ、教授会で共有すると共に、改善施策としてワークショップを行うことで教学施策での反映を行っている。以上のように短いスパンで PDCA サイクルを回し、評価・分析・改善を行う組織として FD・IR 推進室がある。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　東京都小平市花小金井南町 2-8-4

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営経済学部	経営経済学科
ビジネス創造学部※	ビジネス創造学科
ビジネス創造研究科	ビジネス創造専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

9 金沢学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
建学の精神「愛と理性」に基づき、法人の使命・目的を寄附行為に、大学及び大学院の教育の目的を各学則に具体的に明文化するとともに、建学の精神を具現化する形で教育理念と教育指針を掲げ、個性・特色を明示している。使命・目的及び教育目的は、教授会、「教学審議会」、運営会議及び理事会の審議を経て策定されており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、建学の精神を具現化した教育理念及び教育指針は、学生便覧、募集要項等の印刷媒体のほか、ホームページ、新聞、テレビ等で学内外に周知している。法人の中期計画及び学部・学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を踏まえ策定されており、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について
アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ学部・学科及び大学院研究科ごとに策定し、学生募集要項及びホームページで周知している。入学及び収容定員を遵守し、在籍学生数を適切に確保している。学修支援のため、教務部、教職センターや各種委員会を設置し、教職協働で行っている。キャリア支援は、就職委員会及びキャリア教育委員会を設置し、教育課程内外で適切に実施している。学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構奨学金及び高等教育の修学支援事業に加え、大学独自の奨学金制度を運用し、適切に行っている。保健室及び「なんでも相談室」を設置し、学生の心身に関する健康相談や生活相談などを適切に行っている。校地及び校舎は、設置基準を満たしており、講義室、図書館、グラウンド等を適切に整備し、有効に活用している。

〈優れた点〉
○ウエイトリフティング場、トレーニング設備、アスリート食堂などを設置・運営することにより、スポーツ科学部などの教育効果を高めている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について
ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえた上で策定し、ホームページで周知している。単位認定基準、進級基準及び卒業・修了認定基準は学則等に定め周知しているが、大学院では、学位論文評価基準を設定していないため、適切な対応が求められる。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、ホームページで周知し

ている。また、各学科共にカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、主要科目の概要や履修系統図にて周知している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を毎年度実施し、その結果を「学生の学修状況・学修成果等の検証」にまとめ、ホームページで公開している。学修成果の点検・評価は、修得単位数、GPA(Grade Point Average)、「授業アンケート」の結果及び就職状況に基づいて行っており、結果については、全教職員が学内システムで確認でき、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長と学長補佐を置くとともに、学長の意思決定を補佐する諮問機関として「教学審議会」を設置している。また、学長補佐は副理事長が兼務し、副学長のうち 1 人が教務部長、1 人が就職支援部長を兼務することで権限を分散させるとともに、学長が議長を務める「部長会議」において、教学マネジメントを構築している。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定めていないので、周知を含め、適切な対応が求められる。学部及び大学院研究科の教員数は、共に設置基準を満たしており、学科の特性により助手を採用するなど適切に教員を配置している。全学的に実施する FD(Faculty Development)研修会をはじめ、授業公開による教員相互のピアレビュー及び学生による「授業アンケート」の結果に基づき、教育内容・方法の改善を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として設置し、「学校法人金沢学院大学理事会規則」にのっとり、運営している。監事の選任が寄附行為に基づき行われていないので、適切な対応が求められる。法人及び大学の管理職で構成される「運営会議」を設置し、理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境を整備している。5 か年の中期計画に加え、年度の事業計画に基づき財務運営を行っている。既設学科に加え、新設学科の募集も堅調なことから、ここ数年、学生生徒等納付金収入は増加傾向にあり、法人及び大学の財政状況は財務比率からも健全で、内部留保を含め安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人金沢学院大学経理規程」「学校法人金沢学院大学経理規程施行細則」に基づき行われ、会計監査は、公認会計士及び監事により実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学及び大学院の学則に自己点検・評価について定め、内部質保証を担保する自己点検・評価を実施している。「自己点検・評価委員会」は、委員長に学長を、委員には学部長等を選任することで責任体制を明確にしている。教授会などに意見を聴くことが必要な教育研究の関する重要事項を学長があらかじめ定めていないことや監事の選任が寄附行為に基づき行われていないことなど、一部において内部質保証の改善が求められる。大学機関別認証評価のための自己点検・評価に加え、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を大学のホームページで公開している。自己点検・評価、大学機関別認証評価及び設

置計画履行状況等調査の結果を中期経営計画に反映させ、PDCA サイクルを実践する中で、累積支出超過額の減少と収支バランスの安定化が図られている。

総じて、建学の精神に基づき、大学の使命・目的を定め、地域で必要とされる「学び」を積極的に取入れるとともに、教職員が学生に寄り添ったきめ細かな教育を実践している。なお、監事の選任が寄附行為に基づき行われていない点など、一部において内部質保証の改善が求められるが、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果が大学運営の改善・向上に生かされ、累積支出超過額の減少と収支バランスの安定化が図られている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.持続可能な産官学連携に向けて」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 島清恋愛文学賞の運営について

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「愛と理性」に基づき、法人の使命・目的を寄附行為に、大学及び大学院の教育の目的を各学則に具体的に明文化するとともに、建学の精神を具現化する形で教育理念を「創造」と簡潔に定めている。その理念を実現するための教育指針として「ふるさとを愛し、地域社会に貢献する」「良識を培い、礼節を重んずる」「社会の要請に応え、構想する力、実践する力を育む」を掲げ、個性・特色を明示している。また、社会情勢の変容に対応するため、地域や社会から求められる教育研究を追究し、男女共学化や校名変更、更には大学院の設置や学部の増設などを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、教授会、「教学審議会」、運営会議及び理事会の審議を経て策定されており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、建学の精神を具現化した教育理念及び教育指針は、学生便覧、募集要項等の印刷媒体のほか、ホームページ、新聞、テレビ等で学内外に周知している。
法人の中期計画は、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」であることを示し、使命・目的及び教育目的を反映させている。
学部・学科の三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を踏まえ策定されており、使命・目的及び教育目的を達成するため、時代や社会の変化に対応した学部・学科の設置及び改組を行い、教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ、大学院研究科・学部・学科ごとに定め、学生募集要項及びホームページに掲載し、周知している。また、入学者選抜は、「エントリー選抜」、学校推薦型選抜など多様な入試制度を活用し、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法で行っている。同時に入学及び収容定員を厳格に遵守し、在籍学生数を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援のため、教務部、教職センターや各種委員会を設置し、その運営は副学長を中心に教職協働で行っている。また、障がいのある学生に対する就学指導を臨機応変に行っている。

授業以外でも気軽に質問・相談ができるよう、1、2 年次生には担任制度を設けるとともに、オフィスアワーを全学的に実施している。TA は活用していないが、「BAA（Basic Academic Achievement）プロジェクト」「学修ポートフォリオ」「フロントランナープログラム」などを活用し学修支援を行っている。

「退学者ゼロに向けた取組規程」を整備し、休学及び退学への対応を行っている。また、転学部・転学科が柔軟に行える制度を設け、復学や留年者へ対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援は、インターンシップを含め、教育課程内外で適切に実施している。体制としては、就職支援部部長を兼務する副学長のもとに、就職委員会、キャリア教育委員会を組織している。また、キャリア支援対応として教職センター、「学芸員・司書課程委員会」を設置し、適切な対応を行っている。専門職員とキャリア担当教員が教職協働体制で組織する就職支援部が、就職相談、採用情報の提供、書類の添削指導、面接指導を行っている。

地元の行政機関や企業から積極的に講師を招へいし地域社会の連結を密にして、地域社会が求める人材の育成を展開している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「全学学生委員会」と「学生部」が連携し、学生寮の整備、学生食堂の充実などの学生サービス、厚生補導を行っている。

大学独自の奨学金制度である「KG スカラシップ」「スポーツ特待奨学生」「吹奏楽特待奨学生」などを運用している。また、大学内の売店、食堂及びカフェテリアにおけるアルバイトは、生活困窮学生を優先して採用することで学生への経済的支援を行っている。

保健室及び「なんでも相談室」を設置し、看護師及び専門のカウンセラーが学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談などを適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は設置基準を満たしており、講義室、演習室、学生自習室、体育館、図書館、グラウンド及び ICT（情報通信技術）設備等を適切に整備し、有効に活用している。

教育目的を達成するため、パソコン室に加え、各学部、専門分野に対応した実験・実習系教室を整備している。また、短期大学と共用の図書館は、教育研究上必要な蔵書を保有し、閲覧席及び開館時間を含め学生等が十分に利用できる環境となっている。

授業を行う校舎には、車椅子対応のエレベータを設置したり、校舎外の段差にはスロープを設置したりするなど、バリアフリー化へ適切に対応している。

授業を行う際の学生数は、授業の予想受講者数と各教室の収容人数を照らし合わせ、適切な管理を行っている。

〈優れた点〉

○ウエイトリフティング場、トレーニング設備、アスリート食堂などを設置・運営することにより、スポーツ科学部などの教育効果を高めている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生からの意見・要望は、全学的に実施する「授業アンケート」及び卒業年次に実施する「教育改善に向けた卒業時アンケート」により把握し、授業改善等に反映している。学生生活に関する学生からの意見・要望は、「なんでも相談室」や保健室の相談窓口及び保護者へ成績通知書に同封する「エンロールメントカード」により把握し、必要な支援を行っている。「授業アンケート」の実施により、学修環境に関する学生の意見・要望の把握に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえた上で策定し、ホームページにおいて周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準及び卒業・修了認定基準は学則及び学部規則に定め、学生便覧において周知している。単位認定は、学則及びシラバスに示した基準に基づき厳正な適用に努めている。進級及び卒業認定は、GPA が一定基準に達しているか確認の上、教授会の審議を経て学長が決定している。

大学院では、学位論文評価基準が整備されていないが、学位審査の厳格性と客観性を高めるために、審査に当たる副査を指導教員以外の研究科教員から選出している。

〈改善を要する点〉

○大学院において、学位論文に関わる評価の基準が設定されていないため改善を要する。

〈参考意見〉

○大学及び大学院の成績評価は、点数区分についても学則などで規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえた上で策定し、ホームページにて周知している。学部・学科では主体的な知識・技能の獲得と実践力を養成することを最重視している。また、大学院研究科では、専門知識の取得及び探究とそれを生かす力を養成することを最重視し、共にディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

各学科・大学院研究科は、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、主要科目の概要や履修系統図にて周知している。

シラバスは、「シラバス作成要領」に従い、適切に整備している。教育指針に基づき教養教育を重視し、「初年次教育」「一般教養教育」「外国語教育」を教養教育と位置付け、適切に実施している。各学科の特色を踏まえ、アクティブ・ラーニング、課題解決学習、「演習形式授業」などを取入れ、教授方法の工夫を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検を毎年度実施し、その結果を「学生の学修状況・学修成果等の検証」にまとめ、ホームページに公開している。

取得単位数、GPA 及び就職状況は、教職員が学内システムで確認することができる。また、「授業アンケート」は、FD 委員会が取りまとめ教員に配付することで、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切にリーダーシップを確立・発揮できるように各種諮問機関や、教学に関する重要事項について定めがないものの教授会、研究科委員会が設置されている。加えて、「教学審議会」の議長を学長が務めることで大学の意思決定を行っている。学長の補佐役として副学長 2 人が置かれ、それぞれが教務部長等を兼務している。また、学長補佐の 1 人は副理事長が兼務しており、法人運営全般の見地から学長に意見を述べることとなっている。これらにより権限は、適切に分散され責任も明確化されている。教学マネジメントの機能性は、学長を筆頭に学部組織、事務組織、センター組織の縦の系統と教学部門、事務組織、センター組織が横に連携する配置となっている。また、学長が事務組織の部長等による「部長会議」の議長を務めることで教学マネジメントを構築している。

〈改善を要する点〉

○教授会及び研究科委員会のそれぞれにおいて、意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点は改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保は、関連規則に従い、公募で行っており、教育に対する熱意や社会的貢献なども考慮している。また、昇任は明文化された内規により運用され、教員は設置基準を上回る人数が配置されている。

FD については、教育開発センターのプロジェクトに位置付け、組織的に行っている。教育内容・方法等の改善や工夫を図るため、教員相互の授業参観を行い、その後に授業者とレビュアーによる意見交換を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を目的とした新任職員研修と中堅職員研修を、包括協定を結んでいる地元民間企業が開催する研修会に参加するなど､外部の研修を効果的に導入している。なお、コロナ禍により外部研修に参加できない状況が続いている。そのため、新任職員研修については、基本業務の習得を行う OJT で行っている。また、新規提案、業務の向上・改善方策などの「報告書」を作成させることで、「提案する能力」を涵養している。SD 研修も毎年度実施している。

〈参考意見〉

○SD 活動を統括する委員会を設置するなど､SD 活動を全学的に実施していくための体制を整備することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任講師以上の教員に、個室の研究室を貸与し、1 人 1 台のパソコンを設置し、研究環境を整備している。また、研究に従事する全ての研究者が遵守すべき倫理的基準を定め、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を目的に､「研究倫理委員会規程」を定めている。同規程に基づき「研究倫理委員会」を設置し、倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動を行っている。研究活動への支援は、個人研究費に加え、大学独自の研究助成制度を設けるとともに、科学研究費助成事業申請者への個人研究費の上乗せをしている。加えて、個人研究費や科学研究費助成事業等の学外研究資金の事務を財務部が担当することで、人的支援も適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び理事会規則にのっとり、理事会を最高意思決定機関として設置し、運営している。理事会で審議議決した諸事項及び財産状況については、監事が監査を行い、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会の諮問機関として評議員会を設置している。理事会及び評議員会を定期的に開催し、事業の計画を策定するなど、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

「セクシャルハラスメントの防止に関する規程」及び「個人情報の保護に関する規程」を整備し、教職員のみならず学生も遵守することで、人権への配慮を行っている。環境保全については、教職協働で「美化委員会」を設置し、毎月 1 回程度学内清掃等を行っている。詳細な「金沢学院大学消防計画規程」を策定し、短期大学と合同で防火・防災訓練を実施している。

〈改善を要する点〉

○大学院の学位論文に関わる評価の基準をホームページなどに公表していないため改善を要する。

〈参考意見〉

○消防計画規程はあるが、全般的な危機対応のための危機管理マニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を設置するとともに、学外者を含む理事を選任し、使命・目的を達成するために必要な体制を整備している。理事会を定期的に開催し、事業計画、予算案、事業報告書案など、重要な事項について審議している。

理事会の開催に当たっては、寄附行為に理事総数の過半数が出席して会議を開かなければ議決できないと定めており、規則どおり運営している。なお、理事の出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼務していることに加え、法人及び大学の管理職で構成される「運営会議」を設置し、法人と大学の意思疎通と連携を適切に行っている。また、「運営会議」は、理事長のリーダーシップのもと、内部統制が図られている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、理事会、評議員会及び「運営会議」等の体制を整備し、適切に行っている。監事は、適切な選任を行えていないが、2 人とも非常勤であり、利益相反の防止に努めている。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会への出席状況も良好である。

〈改善を要する点〉

○監事の選任について、寄附行為第 9 条には「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めているが、理事会で監事の候補者の選出をしていない点は改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

5 か年の中期計画及び毎年度策定する事業計画に基づき財務運営を行っている。既設学科に加え、新設学科の募集も堅調なことから、ここ数年、学生生徒等納付金収入は増加傾向にあり、法人及び大学の財政状況は財務比率からも健全で、内部留保を含め安定した財務基盤を確立している。また、科学研究費助成事業の獲得や企業からの委託研究の受入れを積極的に行い、外部資金の導入についても一定の成果を挙げている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人金沢学院大学経理規程」「学校法人金沢学院大学経理規程施行細則」に基づき実施しており、日常業務において不明な点は、公認会計士より指導・助言を受け、適切に行っている。また、会計監査は、公認会計士及び監事により実施しており、監事は毎月 1、2 回、大学を訪問して会計に加え業務の執行状況を監査している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
大学及び大学院の学則に自己点検・評価について定め、「学校法人金沢学院大学評価委員会規程」に基づき設置した「自己点検・評価委員会」において、内部質保証を担保する自己点検・評価を実施している。また、「自己点検・評価委員会」は、委員長に学長を、委員には学部長等を選任することで責任体制を明確にし、学長のリーダーシップのもとで自己点検・評価が行える組織となっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
大学機関別認証評価のための自己点検・評価に加え、3 年から 4 年の周期で、自主的・

自律的な自己点検・評価を実施している。また、その結果については、ホームページに掲載し、学内外に公表している。

IR 推進室を設置し、学生に関する情報を一元管理・集約することで、これを有機的に関連付け、自己点検・評価に活用するとともに、学生確保や満足度アップなどの戦略を立てる上での基礎資料として活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けた取組みについて一部、改善が必要であるが、三つのポリシーを起点とした点検・評価を、大学及び大学院において毎年度実施し、その結果を「学生の学修状況・学修成果等の検証」として報告書にまとめ、教職員が共有するとともに、教育の改善・向上につなげている。また、自己点検・評価、大学機関別認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果を中期経営計画に反映させ、PDCA サイクルを実践する中で、累積支出超過額の減少と収支バランスの安定化が図られている。

〈改善を要する点〉

○大学院の学位論文に関わる評価の基準が設定されておらず公表されていない点、教授会などに意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を学長が定めていない点、監事の選任が適切に行われていない点を踏まえ、内部質保証に向けた取組みについて改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 持続可能な産官学連携に向けて

Ａ－1. 大学資源の地域還元

A-1-① 大学が持つ知的資源を利用した地域貢献

A-1-② 地域還元の具体例

A-1-③ 実施体制について

【概評】

教育理念である「ふるさとを愛し、地域社会に貢献する」「良識を培い、礼節を重んずる」「社会の要請に応え、構想する力、実践する力を育む」を指針に、学生たちが地域の課題解決に取組み、シャッター通りとなった商店街を再生させ、人口減少にあえぐ過疎地域を

活性化し、地域や産業界との結びつきの中で教育理念を踏まえた活動を実践している。

「地域連携推進センター」が、自治体や企業と大学のニーズの橋渡しを行い、人間健康学部と寝装品製造会社の連携、芸術学部と映像制作会社及び広告代理店の連携、芸術学部と新聞社の連携、学生によるベンチャー企業の設立など、地域連携・産学連携活動において成果を挙げている。

「卒業アンケート」によれば、ボランティア活動に参加した学生の満足度は 100%であり、就職活動にも有利になっているなど、地域と参加学生にとって良い結果をもたらすことができる関係が築けている。

地域還元を実現するための事務体制、サポート、コーディネート体制も、十分に構築されており、地域に根差す大学のモデルケースとなる取組みである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．島清恋愛文学賞の運営について

大正期に活躍した作家、島田清次郎を顕彰するとともに、恋愛文学を盛り上げるため、島田清次郎の出生地である石川県美川町（現白山市）が創設した「島清恋愛文学賞」については、現在は本学がその運営を担っている。

大学が文学賞の運営を行うことは他では例のないもので、本学では文学部文学科の学生が候補作の推薦委員に加わることができる。文芸の創作に興味のある学生だけではなく、編集、出版業界への道を進みたい学生には「島清恋愛文学賞ゼミ」に参加することで、作家や大手出版社の編集者から直接現代日本文学の最前線の話を聞くことができる。また、参加学生は推薦委員として候補作品の中から選考委員会へ推薦する三つの作品を選定することで、文学作品を読む力、自分の考えを表現する力がアップする効果が期待できる。

学生たちが選んだ作品の中から受賞作が選定されるため、作品を読む真剣さが、通常の読書を行うより、学習効果が高いと考える。

推薦委員会では、教員や学外の委員との議論を行い、その作品の善し悪しを他の委員にもわかる言葉で説明する必要がある。これはディベートの授業では得ることのできない、専門的職業人との実践的授業と考えることができる。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 62(1987)年度
所在地　　石川県金沢市末町 10
　　石川県金沢市南町 3-1　南町中央ビル 6 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	文学科　教育学科

経済学部	経済学科　経営学科
経営情報学部※	経営情報学科　経営ビジネス学科　経営システム学科
経済情報学部	経済情報学科
芸術学部	芸術学科
スポーツ科学部	スポーツ科学科
栄養学部	栄養学科
人間健康学部※	スポーツ健康学科　健康栄養学科
経営情報学研究科	経営情報学専攻
人文学研究科	人文学専攻
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 1 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 16 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

10 鎌倉女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、学則において具体的に明文化されているとともに簡潔に文章化されている。大学の個性・特色は使命・目的及び教育目的に反映されている。学部の改組拡充や、教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行うことで、社会情勢の変化に対応している。使命・目的及び教育目的は理解と支持を得ており、ホームページのほか、あらゆる機会・媒体を通じて学内外に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、「中期計画（2018～2022 年度)」（以下「中期計画」という。）を策定し、また、使命・目的と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、中期計画の冒頭に示され、その計画に反映されて、目的を達成するための教育研究組織の構成との整合性が図られている。

〈優れた点〉

〇必修科目「建学の精神」「建学の精神実践講座」が、現代の女性の生き方について主体的に考え、教養を高めることが可能な内容となっている点は、評価できる。

〇学びの文化として、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に全教職員及び学生が「一礼の姿勢」をとる慣わしになっていることは、評価できる。

「基準２．学生」について

大学は教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、周知を図っている。学生の受入れは､アドミッション･ポリシーに沿って公正かつ妥当に入学者を選抜している。一部の学科において、収容定員に対して在籍学生数が超過しているものの、収容定員に沿った在籍学生数を目指す努力をしている。学生への支援体制については、学修支援全般の方針・計画・実施体制を適切に整え、教職協働による学修支援を行っている。学生の意見・要望は、「学修環境・行動調査」のほか、意見をくみ上げるシステムが整備され、そのフィードバックが適切に機能している。経済的支援については、コロナ禍における外部の奨学金制度と併せて、独自の支援を行っている。

校地面積及び校舎面積は、設置基準を満たし、施設・設備の運営・管理については、学内規則に基づき適切に実施している。キャンパスは、耐震基準に適合し、バリアフリーに配慮した施設・設備となっている。授業を行う学生数は、適切に設定し運営されている。

〈優れた点〉

〇クラスアドバイザーを中心に複数の教員が、学修や進路などさまざまな学生の悩みに、丁寧に時間をかけて面談し、必要に応じて保証人とも相談を行うなどの支援で、低い水準の退学率、休学率、留年率を維持していることは、評価できる。

〇「Career Guidebook」に「障害のある学生の就職活動」という項目を設け、就職活動の進め方に関する情報を広く公開するとともに、教職員が連携して障がい種別・状況に応じた個別支援を実施している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、学部・学科及び研究科の教育目的を踏まえて策定され、学内外で周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた、単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、それぞれの手順を定めて厳正に適用されている。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて策定され、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されている。三つのポリシーに基づく独自のアセスメントプランを制定し、学修成果の体系的な点検・評価を行い、教育内容・方法の改善に活用している。

〈優れた点〉

〇「非常勤講師懇談会」を実施し、教育方法を共有するだけでなく、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについても直接説明する機会を設けることで、教育の質を保つ工夫を行っている点は評価できる。

〇アセスメントプランの評価指標として活用するため、「学修環境・行動調査」を毎年実施し、詳細な分析結果を学科にフィードバックして教育の改善に具体的につなげている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長をはじめ、意思決定における組織上の位置付け及び役割が明確であり、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整えられている。全学的な教学マネジメントの体制を構築した上で、大学の使命・目的に沿って、意思決定及び教学マネジメントが適切に行われている。

教員の確保と配置及び教員の採用・昇任に関しては、諸規則に則して適切に配置、運用されている。FD(Faculty Development)活動は、組織的な実施と見直しが行われており、多角的に教員の資質・能力の向上が図られている。SD(Staff Development)については、教職協働で多様な研修による SD 活動の実施と見直しが行われており、職員の資質・能力の向上に寄与している。

教員には、快適な研究環境が整備され、有効に活用されている。研究活動への資源配分は、適切に行われており、また、研究倫理に関する諸規則が整備され、外部資金獲得のための努力が行われている。

〈優れた点〉

〇調査・企画部門として学事調査研究センター教育調査企画室が置かれ、IR 業務等により教学マネジメントにおける学長の時宜に応じた適切な判断の補佐がされていることは評価できる。

〇FD の取組みとして、専任教員を 2、3 人ずつのグループに分け、授業参観及び意見交換などの「ピアレビュー」を行い、授業方法の相互改善へとつなげていることは評価できる。

〇「階層別研修」「高等教育研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「業務別研修」「全学業務研修」「プロジェクト研修」「出向研修」など、さまざまな区分においてそれぞれ豊富な研修プログラムを実施しており、手厚い研修制度が整備されていることは評価できる。

〇研究費の適正な執行のために整備・公表されている「研究費執行マニュアル」が、予算管理や申請手続、購入物品の管理・保管・廃棄、検収方法等、旅費、証ひょう書類、FAQ 等に至るまで詳細に解説されたものになっている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人運営は、関係法令を遵守するとともに、諸規則が整備され、適切に行われている。寄附行為に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付け、適切に運営されている。理事の選任については、人数と選任区分を定め、適切に行われている。

管理運営では、「全学連絡協議会」を組織し、法人及び大学の各部署の相互理解と円滑化が図られている。法人と大学の意思疎通と連携は適切に行われているとともに、相互チェック体制が整備され、運用されている。

平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 か年計画で、中期計画と連動した「中期財務計画」を策定し、これに基づく財務運営を行っている。

学校法人会計基準の趣旨に基づき、適正な会計処理が実施されており、また、監査については、三様監査の体制が整備されており、連携して厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織体制については、「内部質保証の方針」を定め、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR 運営委員会を整備して、その責任体制を明確にしている。自己点検・評価委員会による体制のもと、自己点検・評価を毎年度実施して報告書としてまとめ、社会へ公表している。

IR(Institutional Research)については、十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

内部質保証の機能性については、アセスメントプランに沿って学修成果の点検・評価が行われ、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われており、全学的な PDCA サイクルが確立され、有効に機能している。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき、教育研究活動に取組んでいる。総合学園としての一貫教育をはじめ、地域社会との密接な関係を生かしつつ、社

会情勢の変化に対応した継続的な学修と教授に努めている。経営・管理と財務については、組織は適切に構成され、円滑な意思決定ができる体制が整えられており、中期計画をもとに大学運営がなされている。また、教育の質保証に向けて自己点検・評価の検証をもとに、継続的に改善・充実を図っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育
2. 「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」の配置
3. 幼稚部から大学院まで擁する総合学園ならではの学園内連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、学則において具体的かつ明確に定められており、簡潔に文章化されている。また、建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育と創設以来の実学の伝統である大学の個性・特色は明示され、使命・目的及び教育目的に反映されている。

学部・学科の改組拡充や、教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行うことで、社会情勢の変化に対応している。

〈優れた点〉

○必修科目「建学の精神」「建学の精神実践講座」が、現代の女性の生き方について主体的に考え、教養を高めることが可能な内容となっている点は、評価できる。

○学びの文化として、授業の開始時・終了時、登校時・下校時に全教職員及び学生が「一

礼の姿勢」をとる慣わしになっていることは、評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、ホームページのほか、あらゆる機会・媒体を通じて学内外へ周知している。

大学の使命・目的、学部及び学科の教育目的を達成するため、中期計画を策定し、教育研究上の基本構成として、3 学部 5 学科、1 研究科を置いている。

使命・目的と三つのポリシーは、中期計画に掲載され、その計画に反映されて、目的を達成するための教育研究組織の構成との整合性が図られている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学全体、学部及び学科ごと、大学院全体、研究科でアドミッション・ポリシーを明確に定め、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項に明示し、さまざまな機会を利用して受験生やその保護者等に周知を図っている。学生の受入れは、アドミッション・ポリシーに基づき学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する入試を行い、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜している。入試問題は、学長の指名する学内の問題作成者により作られ、内部での校正を経て用いられている。

一部の学科で、収容定員に対して在籍学生数が超過しているものの、対応策として「学校推薦型選抜」の基準厳格化や一部の指定校解除などの具体的改善策を進めており、収容定員に沿った在籍学生数を目指す努力をしている。

〈参考意見〉

○家政学部家政保健学科及び児童学部子ども心理学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているので、現在実施している対応策を更に推し進めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教員と事務職員で構成する教務委員会などの委員会を設置し、学修支援全般の方針・計画・実施体制を適切に整え、教職協働による学修支援を運営している。障がいのある学生への支援体制については、「障害学生に対する支援の基本方針」を定め、「学生生活の手引」及びホームページに掲載している。学生センターに「障害学生支援アドバイザー」を置き、教職協働による学修支援を行っている。

全学的にオフィスアワーを実施し、オリエンテーション資料やポータルサイトで学生に周知している。大学院生を TA とした TA 制度を設け、学部授業運営の補助や支援を実施している。中途退学、休学の意向を示した学生には、クラスアドバイザーを中心に複数の教員が、時間をかけて最良の結論が導き出せるよう支援している。

〈優れた点〉

○クラスアドバイザーを中心に複数の教員が、学修や進路などさまざまな学生の悩みに、丁寧に時間をかけて面談し、必要に応じて保証人とも相談を行うなどの支援で、低い水準の退学率、休学率、留年率を維持していることは、評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育は、「キャリア教育ポリシー」に基づき、女性・社会人・職業人という三つの視点から展開され、各学科、就職センター、教職センターが連携しながら、相談・助言

を行う体制を確立している。就職センターには、キャリアカウンセラーを配置、また教職センターには、校長などの実務経験を持つ職員を配置して支援を行っている。キャリア教育として、「企業等インターンシップ」だけでなく「教職等インターンシップ」を設けている。また、クラスアドバイザーやゼミナール担当教員が第一次的な指導・支援を行い、就職センターや教職センターと連携しながら個々のニーズに寄り添い、手厚い相談・助言を行っている。

〈優れた点〉

○「Career Guidebook」に「障害のある学生の就職活動」という項目を設け、就職活動の進め方に関する情報を広く公開するとともに、教職員が連携して障がい種別・状況に応じた個別支援を実施している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、厚生補導のための委員会と事務組織を設け、連携を図りながら組織的な学生サービスを行っている。独自の奨学金を設けて学生の経済的支援を行うとともに、日本学生支援機構奨学金など外部奨学金申請の窓口を学生センター学生課が担って支援を行っている。コロナ禍の学生支援として、外部の奨学金制度に加え、無線 LAN ルーターの貸出しなど独自の制度を設けている。

学生の課外活動への支援は、学友会活動の一つであるクラブの各団体に、専任教員を部長として、必要に応じて職員をアドバイザーとして配置して指導助言を行っている。学生センター学生課は、学友会活動やボランティア活動の経費の出納管理業務やボランティアなどの情報提供を行っている。学生相談室には、臨床発達心理士、臨床心理士、公認心理師を配置し、保健センターには、医師、保健師を配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積は、設置基準を満たし、施設設備は、設置基準、教職課程認定基準、管理栄養士学校指定規則、指定保育士養成施設指定基準を満たしている。施設・設備の運営・管理は、総務部総務課及び施設管理部施設課が適切に実施している。

図書館は、「図書館規程」に基づき、教育研究及び学修上必要な図書、雑誌その他の資料を収集、整理及び保存し、十分な閲覧席が設置されている。IT 施設は、三つの「情報処理演習室」を設け、十分な数のコンピュータが設置されている。

キャンパスは、耐震基準に適合し、バリアフリーに配慮した施設・設備となっている。教育効果が十分に上げられるよう授業を行う学生数は､各学科各学年次にクラスを設定し、授業科目の特性に応じて合同・分割することで学生数を調整している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学の学修支援、学生生活支援、施設・設備に対する学生の意見・要望は、「学修環境・行動調査」だけでなく、教員、教務部、教職センター、学生センター、保健センター、図書館、情報教育推進室などの窓口から日常的にくみ上げられている。くみ上げられた意見は、問題点とするべき内容を洗い出し、「学部長会議」において、全学的な対応を検討している。その結果が、学科、部署間にフィードバックされ、学修支援、学生生活支援、施設・設備の改善が行われている。キャリア支援に対する学生の意見･要望をくみ上げるために、「学修環境・行動調査」だけでなく、「『卒業学年対象』進路・就職に関するアンケート」「卒業生調査」を実施している。図書館では「図書館利用アンケート」を実施するほか、図書館独自に意見箱を設置して学生の意見をくみ上げ､サービスの見直しに活用している。また、「学修環境・行動調査」の自由記述欄の分析から、改修工事を行うなど、意見くみ上げのシステム整備とそのフィードバックが適切に機能している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを大学全体、各学部、各学科、大学院全体、研究科に定めており、ホームページをはじめ、学生・教職員に配付する「履修の手引」や学生募集要項や大学院案内を通じて、学内外に公表している。

単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準が大学学則及び大学院学則において定められており、適正に運用されている。

〈優れた点〉

○「非常勤講師懇談会」を実施し、教育方法を共有するだけでなく、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについても直接説明する機会を設けることで、教育の質を保つ工夫を行っている点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は大学全体、各学部、各学科、大学院全体、研究科のそれぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページをはじめ、「履修の手引」や受験生等に配付する学生募集要項を通じて、学内外に公表している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定され、教育課程及び教授方法は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程が編成されている。

教養教育は、教務委員会による体制のもと、学士課程教育全体を通して実施している。教授方法の改善を進めるために FD 委員会を設置し、「シラバス作成の手引」を通じて、アクティブ・ラーニングの導入を推進している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果については、アセスメントプランに沿って点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。アセスメントプランの評価指標である「学生の満足度（教育内容・カリキュラム）」「学生の成長実感（学士力の形成状況）」については、学年・学科別に集計し、各学科の教育内容・方法及び学修指導の改善を検討する際の基礎資料として利用している。

〈優れた点〉
○アセスメントプランの評価指標として活用するため、「学修環境・行動調査」を毎年実施し、詳細な分析結果を学科にフィードバックして教育の改善に具体的につなげている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の意思決定における学長の権限と責任、副学長・学部長・研究科長・学科長等の組織上の位置付け及び役割が明確であり、学長を補佐する体制として、学事調査研究センター教育調査企画室、学部長会議及び大学院委員会が置かれ、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整えられている。
また、教授会、学部長会議、全学教育課程会議及び各種委員会の組織上の位置付け及び役割が明確であり、全学的な教学マネジメントの体制を構築した上で、大学の使命・目的

に沿って、意思決定及び教学マネジメントが適切に行われている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の職制と役割及びその採用・昇任について明確に定められ、適切に運用されている。

〈優れた点〉

○調査・企画部門として学事調査研究センター教育調査企画室が置かれ、IR 業務等により教学マネジメントにおける学長の時宜に応じた適切な判断の補佐がされていることは評価できる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の確保と配置は、大学設置基準・大学院設置基準・教職課程認定基準等にのっとり、大学及び大学院に必要な専任教員が確保され、主要科目は教授又は准教授が担当し、適切に配置されている。

教員の採用・昇任の手続きに関する事項は「職員任用規程」、教員の資格基準に関する事項は「教員資格審査規程」「研究科担当教員選考基準」で定め、適切に運用されている。

FD 活動は、「FD 委員会規程」に基づき、FD 委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しが行われており、「授業改善アンケート」「ピアレビュー」「FD セミナー」「新任教員研修」の実施や「ニュースレター」の発行などを通して、多角的に教員の資質・能力の向上が図られている。

〈優れた点〉

○FD の取組みとして、専任教員を 2、3 人ずつのグループに分け、授業参観及び意見交換などの「ピアレビュー」を行い、授業方法の相互改善へとつなげていることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD については、「SD 委員会規程」に基づき、SD 委員会を設置し、適切な実施体制が整備されている。大学設置基準・大学院設置基準の趣旨を踏まえた「職員研修実施方針」のもと、SD 委員会による「職員研修実施計画」を策定し、それらに基づいて、教職協働で全学的かつ組織的に、多様な研修による SD 活動の実施と見直しが行われており、人事評価・育成制度として目標管理制度も導入され、職員の資質・能力の向上に寄与している。

〈優れた点〉

○「階層別研修」「高等教育研修」「ビジネススキル研修」「コンプライアンス・危機管理研修」「業務別研修」「全学業務研修」「プロジェクト研修」「出向研修」など、さまざまな区分においてそれぞれ豊富な研修プログラムを実施しており、手厚い研修制度が整備されていることは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には、十分な室数の個人研究室やパソコン、インターネット環境を提供しており、快適な研究環境が整備されて有効に活用されている。また、研究倫理に関しては「鎌倉女子大学研究倫理規程」「鎌倉女子大学研究倫理委員会規程及び研究審査規程」等の諸規則が整備され、研究倫理委員会の主導で厳正に運用されており、研究倫理に関する情報はホームページにおいて公表し、学内外に周知されている。

研究活動への資源配分は、「個人研究費規程」「学術研究所研究費規程」に基づき適切に行われており、学術研究所の企画運営委員会に承認された研究計画には、個人又はグループを対象に研究費を支給するなど、物的支援・人的支援ともに研究活動全般に対する支援を行っている。また、研究活動のための外部資金獲得は、学術研究所研究支援課が中心となって各種の情報発信や説明会の開催など、導入に向けた努力が行われている。

〈優れた点〉

○研究費の適正な執行のために整備・公表されている「研究費執行マニュアル」が、予算管理や申請手続、購入物品の管理・保管・廃棄、検収方法等、旅費、証ひょう書類、FAQ 等に至るまで詳細に解説されたものになっている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。また、法令により公開が義務付けられている諸情報について、ホームページ上で公開し、社会的責任が果たされている。

大学及び大学院の使命・目的の実現のため、平成 25(2013)年度より現在に至るまで、5 か年ごとの中期計画が間断なく策定・遂行されており、それらの中期計画が毎年度の事業計画に落とし込まれ、毎年の自己点検・評価活動と併せて、PDCA サイクルを機能させる継続的な努力が行われている。

環境保全、人権、安全への配慮として、キャンパスの長期保全計画に基づき計画的に照明の LED 化、ハラスメントの防止や個人情報の取扱いに関する諸規則が整備され、研修等により啓発活動を実施、「危機管理規程」に基づき「危機管理マニュアル」が整備され、有事の際に大学として適切な対応ができるよう取組まれている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 17 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 5 条及び第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に行われている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、欠席した理事からは賛否が記載できる形式の意思表示書が提出され、理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉
法人及び大学の各部署の長からなる「全学連絡協議会」が組織されており、理事会での決定事項の共有、理事長による各部署からの意見聴取、各部署による運営状況の報告等を通じて、理事会と各部署の意思疎通とともに法人及び大学の各部署の相互理解と連携が図られている。また、総務部長や学事調査研究センター長が教授会や学部長会議等の教学部門の会議に出席し、教学部門の教員が評議員として評議員会に出席するなど、法人と大学の意思疎通と連携は適切に行われているとともに、相互チェック体制が整備され、適切に運用されている。
監事は寄附行為の規定により選任され、「監事監査規程」に基づき、適切に監査が行われている。理事会、評議員会への出席状況は良好であり、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見が述べられている。

5－4. 財務基盤と収支
5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 か年計画で、中期計画と連動した「中期財務計画」を策定し、これに基づく財務運営を行っている。
財務基盤については、教育活動収支差額、基本金組入前当年度収支差額が法人・大学ともに直近 3 か年は堅調に推移しており、学生生徒等納付金比率の高さによる収益構造のバランスに留意する必要はあるものの、自己資金の充実と良好な学生募集状況、高水準の内部留保資産比率等により、平成 10(1998)年度から借入金のない経営が継続されており、安定した財務基盤が確立できている。また、外部資金の導入は直近 5 か年で着実に向上しており、特に科学研究費助成事業における補助金の獲得額は大幅に増加し、努力が払われている。

5－5. 会計
5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準の趣旨に基づく「経理規程」が定められ、同規程及び「稟議規程」に基づき、適正な会計処理が実施されており、当初予算と著しくかい離のある項目が発生した場合は、補正予算を編成して決算額とのかい離が生じないような措置が取られている。また、監査については、監事監査、監査法人監査、内部監査のいわゆる三様監査の体制が整備されており、三者での連絡会議により相互に確認し合いながら連携して厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証については、「内部質保証の方針」を定め、内部質保証のための恒常的な組織体制として、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、IR 運営委員会を整備している。内部質保証委員会を大学全体の内部質保証の責任を負う組織として位置付け、その責任体制を明確にしている。内部質保証を支援する部署として、学事調査研究センター教育調査企画室が置かれ、自己点検・評価、認証評価、IR、中期計画及び事業計画に関する事務を包括的に行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉
内部質保証のための自己点検・評価については、自己点検・評価委員会による体制のもと、日本高等教育評価機構の評価基準に対応する形で策定した中期計画に対する自己点検・

評価を毎年度実施している。また、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、学内で共有するとともに社会へ公表している。

IR については、IR 運営委員会、学事調査研究センター教育調査企画室、情報教育推進室を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の機能性については、認証評価機関の定める大学評価基準に対する適合性と経営戦略の二つの要素を含む中期計画を策定し、これに基づく内部質保証の仕組みが機能している。教育研究活動の点検・評価に当たっては、アセスメントプランに沿って学修成果の点検・評価が行われ、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われており、結果について改善・充実に活用されている。また、毎年度進捗状況の確認と次年度以降の見直しも行われ、PDCA サイクルが確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

A－1. 学生の実践的な学びを通した地域連携・社会貢献

A-1-① 学生の課外活動による地域連携・社会貢献

A-1-② ゼミナール活動における産官学連携

A-1-③ 自治体と連携した地域子育て支援への学生の参画

A－2. 大学の物的・人的資源の地域社会への提供

A-2-① 生涯学習センター公開講座の実施

A-2-② 学術研究所「子ども・子育て研究施設」における取組み

A-2-③ 高校生対象「お弁当甲子園」コンテストの開催

【概評】

大学の地域連携・社会貢献については、教育理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を反映した「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」に表される理念、実践と理論、体験と知識の合一を目指した取組みとして実施されている。

学生の実践的な学びを通した地域連携・社会貢献として、「学生の課外活動による地域連

携・社会貢献」「ゼミナール活動における産官学連携」「自治体と連携した地域子育て支援への学生の参画」の三つを実施している。学生の課外活動による地域連携・社会貢献については、近隣地域との連携企画の実績を踏まえ、県内全域を視野に入れたさまざまな学生ボランティア活動や支援活動を行っている。ゼミナール活動における産官学連携については、各ゼミナールで、地域、自治体と連携した取組みを行っており、研究と実践を結びつける形で地域社会に貢献している。自治体と連携した地域子育て支援への学生の参画については、学内における部署や教員間での役割を明確化し、地域に根差したボランティア参加学生への支援を行っている。

大学の物的・人的資源の地域社会への提供については、社会における学びの機会を提供する機関として、生涯学習センターを設置し、公開講座を開講している。また、学術研究所に「子ども・子育て研究施設」を設置し、発達支援プロジェクト「かまくらプロジェクト」を実施している。加えて、地元地域のみならず、全国規模で展開する取組みとして「お弁当甲子園」を行っており、全国の多くの高校から多数の作品応募がある。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育

本学の個性・特色は、建学の精神を基調とした女子大学ならではの教育にある。「建学の精神」は、1年次の必修科目であり、本学の建学の精神に対する理解を深めるとともに、アクティブラーニングも一助として組み入れ､その精神を体得していく科目となっている。建学の精神における教育の目標「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」の実現を骨子とした授業科目として、「建学の精神実践講座」を開設し、1年次から4年次までの各学年で必修としている。「建学の精神実践講座」では、「女性のライフデザイン」「OG講演」「女性としてのマナー」「女性の自立と就労」など、女性としての生き方・働き方に関わる授業を通じて、現代の女性の生き方について主体的に考え、また、「鎌倉史跡めぐり」「芸術鑑賞」など、本物の芸術・文化に触れる授業を通じて、女性の中にある豊かな感性を育み、教養を高めることが可能となっている。このほか、「女性と文化」「女性と健康」などの授業科目を開設している。

2. 「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」の配置

本学のカリキュラムの特徴は、「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」を配置しているところにある。これは、情報や価値が乱立する多様化した時代にあって、将来を模索しながら就学過程を歩む学生一人ひとりに複合的なカリキュラムを提供し、自らの希望と判断に基づき、より広い可能性を開くことができるようにするものである。「免許・資格プログラム」は、家政・養護・栄養・衛生・教育・保育・心理といった分野で活躍する専門職を目指す学生のための履修モデルであり、多彩な免許・資格を複数取得することが可能となっている。「企業学習プログラム」は、一般企業などで活躍しようとする学生のための履修モデルであり、企業に関する知識やビジネスで求められる技術等を修得することが可能となっている。多くの学生が「免許・資格プログラム」又は「企業学習プログラム」に沿って履修し、学びを生かして就職しており、令和2(2020)年度の学部全体の

就職率は97.9%と高い水準になっている。特に、例年、約4分の3の学生が保育士・教員、管理栄養士として就職しており、全国のランキングでも上位に入っている。

3. 幼稚部から大学院まで擁する総合学園ならではの学園内連携

本学は、幼稚部、初等部、中等部、高等部、短期大学部、大学、大学院を擁する総合学園であり、建学の精神のもと、学園内連携を図っている。具体的には、学園祭における大学・短期大学部と併設校の相互交流、各学科の「教育実習」「保育・教職実践演習（フィールドワーク）」等の授業科目の併設校での実施、児童学科の学生による幼稚部未就園児クラスへの保育参加、大学教員による大船キャンパス東山ビオトープでの初等部の児童への理科教育、高等部の生徒への「学校推薦型選抜（併設校）」や高大連携授業の提供、大学教員による併設校の卒業予定者への「卒業記念講演」、大学教職員による併設校の保護者への「併設校特別講演会」、機関誌「緑苑」における教科教育をテーマとした初等部から大学までの教職員による座談会、各所属長が出席する「全学連絡協議会」における学園全体の情報共有などがある。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 34(1959)年度
所在地　　神奈川県鎌倉市大船 6-1-3
　　神奈川県鎌倉市岩瀬 1420
　　神奈川県鎌倉市二階堂 890-1
　　神奈川県鎌倉市山ノ内 1301

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	家政保健学科　管理栄養学科
児童学部	児童学科　子ども心理学科
教育学部	教育学科
児童学研究科	児童学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 20 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 6 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 7 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

11 岐阜女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならでは」という建学の精神に基づき、大学学則及び大学院学則にその使命・目的を明文化し、規定している。教育目標に「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」と掲げ、これを達成するために、各学部の使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定め、学生便覧や大学院便覧に掲載し学内配付するとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）と併せてホームページで学外に公表している。大学の個性・特色を「郷里に帰って、生まれ育った地域に貢献できる人材の育成」として、前身である華陽女子学園から数え 70 年を超えて、変化する社会情勢に対応しながら女性の人材育成のための高等教育を行っている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを定め、大学案内、学生募集要項及びホームページで周知するなど学生の受入れを適切な手順で行っている。在籍学生数は、収容定員に対して未充足ではあるが、改組や定員の変更など定員確保に向けた取組みを行ってきており、引続き改善の努力に期待する。学修支援やキャリア支援に関しては、「授業改善に関わる学生アンケート」をはじめとする各種調査、学生・保護者との面談を行いながら適切に実施している。学生生活安定のための支援は、学生相談室及び保健室の運用について課題があるものの、独自の経済的支援制度の確立や課外活動への支援などを適切に行っている。

学修環境は、更なるバリアフリー化の推進計画が待たれるが、無線 LAN アクセスポイント整備、コンピュータ教室、学生寮などの施設設備を整えるとともに、必要な耐震補強工事を完了しており、利便性と安全性を確保している。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了基準を適切に定め、厳正に運用している。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め体系的な教育課程を編成・実施しており、「コア・カリキュラムの評価・改善」と「授業改善に関わる学生アンケート」及び授業担当教員の「授業改善報告書」により教育内容・方法の工夫・改善を行っている。シラバスには、授業計画、成績評価基準、アクティブ・ラーニングの要素などを記載しており、適切な教育課程の運営を行っている。

学修成果は、学生の学修ポートフォリオと教員のティーチングポートフォリオにより可

視化することにより点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○執筆者を明示した授業科目や資格取得のための大学独自の各種テキストを作成・活用しており、どの教員に質問すればよいのか明らかであり、学生から好評である点は評価できる。

○「基礎力のための年間履修計画表」を策定しており、4 年間にわたる履修の計画が使用するテキストや課題図書を含めて一目で分かるようになっていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の大学運営の補佐体制として副学長及び学長補佐を置き、補佐機関としての部長会を設置するなど学長がリーダーシップを適切に発揮できるようにしており、内部規則等の一部見直しを行う必要があるものの、教学マネジメントの遂行に必要な組織体制としている。大学及び大学院の教育に必要な専任教員は、設置基準を上回る人員を配置し、FD(Faculty Development)活動のために「FD 委員会」を置き、教育研究内容及び教育方法の改善・向上を図っている。SD(Staff Development)の実施体制については、「岐阜女子大学 SD 委員会規程」に基づき、組織的な実施体制を確立している。研究環境は、教員や学生の意見・要望を踏まえて快適な研究環境の整備に努めており、研究倫理については、国のガイドラインに基づく規則を整備し公表している。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを定め「岐阜女子大学長期計画」に建学の精神に基づき「教養ある高度な専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」との教育目標を掲げ人材の養成を行うなど、使命・目的の実現のための継続的努力を行っている。環境保全、人権及び安全については、危機管理マニュアルの整備が待たれるが、必要な規則等を整備し配慮している。

使命・目的の達成に向けた意思決定のため、理事会は、寄附行為に基づき適切に運営している。法人及び大学間の相互チェックの機能性としては、監事の監査報告書の書式は見直しの必要があるものの、監事及び評議員会は自らの機能を果たしており適切である。財務については、財政の健全化を柱とした中期目標・中期計画を作成するとともに、学校法人会計基準及び「学校法人華陽学園経理規程」等にのっとった適正な会計処理を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための全学的な方針として、学則に教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことを明示し、そのための恒常的組織として「岐阜女子大学自己点検・評価委員会」及び「岐阜女子大学内部質保証推進会議」を置き、責任体制を明確にしている。三つのポリシーを起点とした内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は学長のもとで、IR(Institutional Research)室のデータ収集と分析により組織的に行い、毎年、

学外の構成員による外部評価委員会に報告し、評価を受けた後、学内外に公表している。教学マネジメントの機能性に関する内部規則等の見直しの課題はあるものの、大学運営の改善・向上のための内部質保証の PDCA サイクルは確立している。

総じて、昭和 21(1946)年の創立以来、建学の精神に基づき、変化する社会情勢に対応しながら、常に学生を中心とした教育を志向し堅持して、教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した高等教育を継続している。地域連携・地域貢献活動についても活発に各学科・専攻の特色を生かした全学的な取組みを行っており、今後更に地域に貢献できる人材を育成していく大学として発展することを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献」「基準 B.デジタルアーカイブを活用した学修支援」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生の力を伸ばす教育
2. 本当に面倒見が良い大学

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならでは」という建学の精神に基づいて、「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げ、これを達成するために､大学全体と各学部の使命･目的及び教育目的を具体的かつ明確に定め、簡潔に文章化している。

大学の個性・特色を「郷里に帰って、生まれ育った地域に貢献できる人材の育成」としており､地元に戻っての就職率が高い｡前身である華陽女子学園から数え 70 年を超えて、女性の人材育成のための高等教育を実施しながら、新たな学部や研究科の設置、定員の変

更など、変化する社会情勢に対応した使命・目的及び教育内容の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーを踏まえ、学長の補佐機関である部長会で審議したものを理事会の承認を得て決定している。理事会で決定した事項は、学科・専攻会議等で周知し、学生便覧や大学院便覧に掲載し学内配付するとともに、三つのポリシーと併せてホームページで学外に公表している。

長期計画及び中期目標・中期計画の策定に当たっては、大学の使命・目的及び教育目的を柱として反映させ、大学内での全体的な調整を経た後、理事会で決定している。また、使命・目的に沿った学部・学科等を設置し、教育研究のために必要な施設を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めており、大学案内や学生募集要項、ホームページなどで周知している。

入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を運用しており、入試の運営、問題作成、合否判定にわたって適切な手順で行っている。

在籍学生数に関しては、全学的に定員充足に向けた努力が必要ではあるが、近年、改組

や定員の変更を行ったほか、「定員確保に向けた改組等検討委員会」を設置し、高校教員への大学の認知度アップ、編入学生を含めた募集人数の見直しなど、継続的な改善を行い、適切な学生の受入れ数の維持に努めている。

〈改善を要する点〉

○家政学部生活科学科及び文化創造学部文化創造学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、定員確保に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○家政学部健康栄養学科は収容定員未充足となっているため、確実な定員確保に向けた努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関しては、クラスアドバイザー制度を確立し、その運用方針についても毎年確認を行っており、実施体制を適切に管理・運営している。

障がいがある学生や退学・休学を考えている学生に対しては、クラスアドバイザーを中心に、定期面談以外に保護者面談も行い、学科・専攻と教育支援センターが連携した支援を行っている。また、全専任教員がオフィスアワーを設定しており、シラバスや学内グループウェアを通じて学生への周知を行っている。

家政学部では、専門分野に関係する実験・実習分野において TA や助手を活用し、文化創造学部では、演習補助などとして学修指導員を活用している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程外においては、キャリア支援センター委員会を組織し、適切に運営している。キャリア支援センターの就職サポート体制により「『望む分野』で地元就職」を叶える」と目標を掲げ、高い就職率を維持している。県外学生が県内企業に就職を希望する場合にも、県内出身者が県外企業に就職を希望する場合にも対応ができている。また、教育課程内に

おいても、学科主体のインターンシップを積極的に実施しており、学生のキャリア形成に貢献している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として教育支援センターを置き、学生生活の充実に資する支援を行っている。経済的支援に関しては、大学独自の奨学金制度や授業料減免制度を設けており、学生の課外活動の支援も、活動支援金の給付など、適切に行っている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などに関しては、その運用や施設には、より充実に向けて対応が必要であるものの、学生相談室及び保健室を設置し、運用している。

〈参考意見〉

○保健室の運用に関して、医師の常駐する頻度が少なく、突発的な状況は学事部が対応しているため、より充実した対応が望まれる。

○学生相談について、臨床心理士の資格を持つ教員が対応しており、学生相談用の個室がないなどに関し、より学生のプライバシーに配慮した対応が望まれる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を上回っており、学内における無線 LAN アクセスポイントの整備、各種研究所の設置、遠隔地から入学してくる学生のための学生寮の学内配置により、適切な学修環境を整えている。また、建物は全て平成 26(2014)年度までに耐震補強工事を完了しており、安全性を確保している。図書館、コンピュータ教室及びラーニング・コモンズ施設など、教育目的達成のための ICT（情報通信技術）施設を適切に整備している。

バリアフリー化が進んでいない建物があるが、さまざまな背景を持つ学生が学内施設を

快適に利用できるよう、整備計画を検討している。
受講学生数は、各学科の授業とも教育効果を十分に上げられるような適正規模の人数に抑えている。

〈参考意見〉
○現時点ではスロープや多機能トイレの設置が十分とは言えず、バリアフリー化の未整備な建物もあり、整備の方針はあるものの今後の計画が立てられていないため、整備計画の策定と実施が望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援、心身に関する相談、経済的支援に関する学生の意見・要望の把握は、「授業改善に関わる学生アンケート」、クラスアドバイザー面談時の「学生の状況把握アンケート」及び「自助資源シート」を活用している。面談時以外でも、学生は常時アドバイザーに支援を求めることが可能であり、学修環境に関する要望も含め、必要に応じてアドバイザーは学生の意見を学科で共有している。また、心身に関する相談は教育支援センター、経済的な支援については学事部との連携体制を整えている。
「授業改善に関わる学生アンケート」の結果は、改善成果の定期的な確認が必要であるものの、教員の「授業改善報告書」としてまとめている。また、「学生生活実態調査」は、前回の実施から間隔が空いているものの、報告書にまとめている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧で周知している。大学院は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学院便覧で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了基準を適切に定め、厳正に運用している。学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的として GPA(Grade Point Average)制度を活用しており、GPA3.0 以上の学生は規定の上限単位数を超えて履修登録ができるように定めている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧で周知している。カリキュラム・ポリシーは、中央教育審議会答申に沿って、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成・実施している。シラバスは、授業計画及び成績評価基準、単位を授与するために必要な授業時間を記載している。単位制度の実質化を保つため 1 年間の履修登録単位数の上限を定めている。学修の基礎になる全学共通科目を、カリキュラム・ポリシーに沿った教養教育として開講している。

教授方法の改善については「コア・カリキュラムの評価・改善」と「授業改善に関わる学生アンケート」を踏まえ、授業担当教員により「授業改善報告書」を作成し、学生・教職員が自由に閲覧できるよう学内で公開している。

〈優れた点〉

○執筆者を明示した授業科目や資格取得のための大学独自の各種テキストを作成・活用しており、どの教員に質問すればよいのか明らかであり、学生から好評である点は評価できる。

○「基礎力のための年間履修計画表」を策定しており、4 年間にわたる履修の計画が使用するテキストや課題図書を含めて一目で分かるようになっていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

シラバスには、授業科目ごとに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」及び「シラバスの到達目標」の記載欄を設け、期待される学修成果を学生に示している。学生による学修ポートフォリオと教員によるティーチングポートフォリオの作成により、教員は、学修ポートフォリオで保管された学修成果の可視化を図り、ティーチングポートフォリオによりシラバスと連携したメタデータを作成、提供することで学生の学修指導、学修支援を行っている。クラスアドバイザーによる面談を年 3 回実施しており、個々の学生の修学状況、資格取得状況、就職状況及び学生の意識調査等を点検・評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程」に基づき、学長の特命事項担当の副学長、学長からの指示事項の企画･立案担当の学長補佐及び補佐機関としての部長会を設置して、学長がリーダーシップを適切に発揮するための学長補佐体制を整備している。

大学の教育・研究に関わる意思決定は、組織上の位置付けに課題はあるものの、部長会が中心となって決定し、教授会に伝達され執行の運びとするなど、その権限と責任を明確にしている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は「学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程」に基づき適切に配置している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数及び教授数並びに研究指導教員数等は設置基準を充足し、適切に配置している。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、「岐阜女子大学 FD 委員会規程」により委員会が組織されており、FD・SD 研修会として毎年度複数回実施し、教育研究活動の改善及び個人の能力開発等に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の実施体制については、「岐阜女子大学 SD 委員会規程」に基づき、委員会を設置し、組織的な実施とその見直しの体制が確立されている。また、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、大学運営の動向を踏まえた内容等の研修会を開催するとともに、OJT 及び各種団体等が行う研修会・説明会への積極的な派遣を行うほか、教職員自ら希望する研修会への参加を推奨している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は教員や学生の意見・要望を踏まえ、専任教員の研究室、学修支援デジタルアーカイブの整備、遠隔授業に対応したテレビ会議システムの導入など、快適な研究環境の整備に努めている。また、研究倫理についても、国が定めるガイドラインに基づき、公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針をはじめ研究倫理に関する規則を整備し厳正に運用している。研究活動への資源の配分に関しては、教育研究経費予算配分基準を作成・整備し、運用している。また、外部の競争的資金の獲得のために外部講師を招いた相談の支援も行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

規律性を保ちながら健全経営を行うため、中期目標・中期計画及び長期計画が定められており、また、「学校法人華陽学園寄附行為」「学校法人華陽学園常任理事会規程」及び「学校法人華陽学園監事監査規程」に基づき適切に行われている。加えて、学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報等を適切に公表するとともに、法令遵守を推進し、社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする公益通報者の保護に関する規則を整備している。

環境保全、人権、安全への配慮に関することは、危機管理に関するマニュアルの整備など、危機管理の機能を向上させるための対応が求められるものの、概して大学の立地、規模及び環境を考慮しつつ必要な措置を講じている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルなどを早急に整備し、学生及び教職員に周知することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的達成のため、私立学校法にのっとって、「学校法人華陽学園寄附行為」及び「学校法人華陽学園常任理事会規程」に基づき、理事会の業務権限の一部について委任を受けた事項については、理事長の意思決定を補助し、経営方針や重要事項を審議する常任理事会を置き法人の戦略的意思決定ができる体制を整備している。

また、理事の選任手続、理事会及び評議員会の開催状況、役員の出席状況及び欠席時に意思表示を行う書面などは、適切に取扱われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会及び理事会決定事項の執行と日常の運営の中で発生する決定すべき事項を迅速かつ確実に執行する常任理事会の議長として適切にリーダーシップを発揮している。

理事会には、学長、副学長を含め 5 人の大学関係者が構成員となっており、法人及び大学の相互チェック及び意思疎通は適切に保たれている。

理事会の業務の決定に際して、重要事項は理事長が評議員会に諮問しており、評議員の出席状況は適切である。監事は、監査報告書の書式に見直しの余地があるものの、監査機関として業務及び財産状況の監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。

〈参考意見〉

○監査による理事の業務執行の監査はしているが、監査報告書にその記載がないことについて、計画どおり私立学校法に沿った内容とすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財政の健全化を柱とした中期目標・中期計画を作成し、財務目標の達成に向け財務の現状把握、財務情報の開示、財務計画、財務方針の点検見直しや年度予算編成、予算管理の点検見直しにより、計画的な財務運営が行われている。

事業活動収支計算書における経常収支差額は令和 2(2020)年度はプラスに転じており、また、外部の負債もないことから、収支のバランスは確保され、安定した財務基盤は確立されている。

外部資金の導入については、平成 29(2017)年度に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に申請し、選定されるなど、積極的な努力を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人華陽学園経理規程」等にのっとり、適切に行われている。

毎年度の予算は、評議員会に諮問の上、理事会で決定されており、適正に編成されている。予算の執行は適切に処理されており、決算に当たり予算とかい離がある場合には、適切に補正予算を編成している。

会計監査の体制は、「学校法人華陽学園監事監査規程」に基づく監事による業務監査及び会計監査、公認会計士による監査、外部経費についての内部監査を実施することで、三様監査体制が整備されており、情報の共有を図りながら厳正に監査業務を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための全学的な方針は、大学学則及び大学院学則に大学の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことを明示している。内部質

保証のための恒常的組織体制は、学長を議長、各部局の長を構成員として、大学の自己点検・評価の実施計画に関する基本方針、実施計画及び評価結果の活用などを審議する「岐阜女子大学自己点検・評価委員会」を置き、責任体制としては、自己点検・評価活動の循環を機能させ、教育の質と学修成果の向上を図るため、内部質保証の水準を見定め点検・評価を実施する「岐阜女子大学内部質保証推進会議」を置くことにより、明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は学長のもとで、大学組織全体の「自己点検・評価委員会」「内部質保証推進会議」及び学部・大学院・附属施設の「組織内自己点検・評価チーム」が連携して行い、毎年、大学の運営に関し広くかつ高い見識を持つ学外の構成員による外部評価委員会に報告し、評価を受けている。平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価及び毎年の外部評価委員会による評価報告書は、学内に周知するとともに、ホームページで公表している。

現状把握のための体制としては「学校法人華陽学園 IR 室」を置き、公的に行われる大学の基本調査、学生の状況に関する調査、入学者変動要因分析など多岐にわたるデータの収集と分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証のために、入学前課題の検証、大学教育の実施状況の検証、全学的教学マネジメントとしての学生の学修ポートフォリオ及び教員のティーチングポートフォリオの検証などによる自己点検・評価を行い、その結果を中期計画の進捗状況として取りまとめホームページで公表している。教学マネジメントの遂行に関する規則の一部見直しなど内部質保証の機能性に関する課題はあるものの、大学運営の改善・向上のための内部質保証の PDCA サイクルは確立している。

〈改善を要する点〉

○学長のガバナンスを中心とした組織のあり方と内部規則等の再確認などの指摘事項は、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・地域貢献

Ａ－1．全学的な地域連携・地域貢献への取り組み

A-1-①　各学科専攻の特色を生かした全学的な地域連携・地域貢献への取り組み

Ａ－2．地域資源デジタルアーカイブによる本学独自の地域貢献

A-2-①　地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業

A-2-②　地域資源デジタルアーカイブの社会への提供

【概評】

大学は、岐阜県山県市との包括協定、岐阜県大野郡白川村との包括連携協定、岐阜県岐阜市との地域活性化に関する包括連携協定、岐阜県本巣郡北方町との地域活性化に関する包括連携協定を締結し、地域に貢献するさまざまな取組みを実施するとともに、地域に貢献できる人材育成を行っている。建学の精神に基づいて、教育目標を、地域連携・地域貢献活動を通して実現している。特定の学科・専攻に偏ることなく全ての学科・専攻の特色を生かした、地域連携・地域貢献活動を行っている。

平成 29(2017)年度に採択された文部科学省の私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」（平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度）では、大学独自で育んできたデジタルアーカイブの教育、研究を活用し、地域資源のデジタルアーカイブ化を地域と連携し、進めることにより、地域と大学が緊密に連携してデジタルアーカイブ研究を推進し、地域で新たな価値を創造できる人材の養成に取組んだ。デジタル・アーキビストの養成を行い、地域資源デジタルアーカイブを社会に提供していることは、大学を特徴付けるものであり、社会の要請に応える取組みといえる。

基準Ｂ．デジタルアーカイブを活用した学修支援

Ｂ－1．学生学修支援デジタルアーカイブの整備と運用

B-1-①　学生学修支援デジタルアーカイブの整備

B-1-②　学生学修支援デジタルアーカイブの活用

【概評】

「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」の整備により、学生が普段の授業科目のための自主学修や資格取得のための自主学修を支援する資料、夏期及び春期の長期休暇中の学修課題などを提供するとともに、アドミッション・ポリシー実現を補完するため

のリメディアル学修を支援する資料なども提供している。また、ディプロマ・ポリシー達成に向け、学修の集大成になる卒業研究をより高いレベルで進めるための研究資料や就職試験等のための学修資料を提供している。「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」は、タブレットやスマートフォンでアクセスできるため、有意義な学修支援システムといえる。大学の研究の特色を生かしながら、学生の実践的な学びの場として多くの成果を挙げており、学部 4 年次の卒業研究で多くアクセスされている。特に文化創造学部では、学部 3 年次必修授業「基礎演習」で「学生研究活動デジタルアーカイブの活用」について指導していることもあり、文化創造学部所属学生の活用が多い。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.学生の力を伸ばす教育

「大学探しランキングブック」（学生通信）によれば、本学は、全国高等学校の進路指導教諭が評価する「入学後、生徒を伸ばしてくれる女子大学」として全国一位（2020 年、2017 年）にランクインし、また「教育力が高い女子大学」としても全国 5 位（2019 年）と評価されている。

この高評価の要因として、例えば家政学部健康栄養学科の管理栄養士試験での高い合格実績（令和 2（2020）年度の合格者 104 人（合格率 92.0%））をはじめ、住居学専攻卒業者の建築士取得者の輩出実績（一級建築士 114 人、二級建築士 185 人）、生活科学専攻卒業者の岐阜県内高等学校家庭科教員の輩出実績、文化創造学部初等教育学専攻の小学校教員採用試験での高い合格実績（2020 年度の一次試験合格率 73%、二次試験合格率 100%）、文化創造学専攻での旅行業務取扱管理者試験合格率 100%（全国平均 11%）、書道・国語専修の学生の日展入選や全日本高校・大学生書道展での高成績（大学の部 5 位、大賞受賞者 2 人）、デジタル・アーキビスト資格合格率 100%など、資格取得等における高い実績があげられる。

また、文化創造学部では、主専門だけでなく、興味のある副専門と自由に組み合わせ、多様な個性を育み、教職だけでなく司書や学芸員の養成など複数の資格取得による学生の知識・技術、人間力のつける教育を実践している。家政学部でも各学科・専攻において複数資格の取得を積極的に支援している。令和 2（2020）年には岐阜女子大学ドローンカレッジと連携し、JUIDA 無人航空機操縦技能や JUIDA 安全運航管理者の資格取得を推進し、女性が活躍する新分野へのチャレンジ機会を充実させている。

入学前の学修支援にはじまり、入学後の在学 4 年間は勉学に集中し、資格取得など確実に力をつける教育と学修支援を展開し、ディプロマ・ポリシーに示す学士力をしっかりと身につけさせている。

2.本当に面倒見が良い大学

しっかり学生の力を伸ばす基盤となっているのが、少人数教育とクラスアドバイザー制を柱とした学生個々への面倒見の良い教育である。やはり「大学探しランキング」（学生通信）で「面倒見がいい大学」として令和元（2019）年 1 位、令和 2（2020）年 3 位と高評価されている。学力を伸ばすためのきめ細かい指導は、そのまま、社会人としての人格や

教養を育成し、地域社会において、自分の望む仕事に着き、貢献できる人間力を育むことに直結している。「面倒見の良さ」は、就職率の高さとなって現れている。
令和 2（2020）年度東洋経済オンラインによる「本当に就職に強い女子大ランキング」において、本学の実就職率は全国の女子大の中で 2 位（就職率は 96.9%）であった。これは、一年次から、学生一人ひとりに専任のクラスアドバイザーがつき、年 3 回以上の面談を基に、カリキュラムの履修のし方から、取得する資格やそのための学修指導、就活の進め方に至るまできめ細かな指導を行っている賜物でもある。また、クラスアドバイザーは学生の生活に関する相談にものり、学生の不安を払拭できていることが、学生が学修に集中できる環境を整えているとも言える。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 43(1968)年度
所在地　　岐阜県岐阜市太郎丸 80
　　岐阜県岐阜市明徳町 10
　　沖縄県島尻郡与那原町東浜 1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	生活科学科　健康栄養学科
文化創造学部	文化創造学科
生活科学研究科	生活科学専攻
文化創造学研究科	文化創造学専攻　デジタルアーカイブ専攻　初等教育学専攻
文化創造学研究科 （通信教育課程）	文化創造学専攻　デジタルアーカイブ専攻　初等教育学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 15 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 3・4 回評価員会議開催

11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

12 九州看護福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

近年の看護・福祉分野の環境の変化に対応して、平成 18(2006)年にリハビリテーション学科、平成 22(2010)年に鍼灸スポーツ学科・口腔保健学科を開設し、また大学院看護福祉学研究科には、平成 17(2005)年に精神保健学専攻、平成 26(2014)年に健康支援科学専攻を増設している。公私協力方式である大学として地域貢献に注力している点など、個性・特色を教育理念等にも掲げ、それを明示している。使命・目的及び教育目的の策定に役員・教職員が関与しており、学内外に周知を図っている。また、中期経営計画等にも反映し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に表している。建学の理念に基づき教育研究組織を年次構築、更に高度な専門職業人育成のための研究科・専攻科を開設しており、その運営組織として各種委員会・センターを設置している。

「基準２．学生」について

学部及び学科、研究科、助産学専攻科の教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

一部の学科の定員未充足や定員超過はあるが、コロナ禍に対応した学生募集活動に取組み、入学者選抜実施後の検証としてターゲットを絞っての試験区分の導入を実施している。

主要委員会において、学修支援に関する方針・計画・実施体制を教職協働で整備・運営しており、就職委員会では早期からキャリア支援プログラムにのっとり、全学的に実施している。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等については組織面・運営面の両面から支援を行い、「学生生活危機管理ハンドブック」を作成・配付している。

無線 LAN、ICT（情報通信技術）環境、視聴覚機器等の計画的更新に取組んでおり、快適な学修環境の整備に努めている。

また、「ご意見箱」の設置・運用により学生の意見などをくみ上げるシステムを整えている。

〈優れた点〉

○「貸与奨学金制度」「特待生制度」といった奨学金制度に加え、大学独自の「遠隔地出身者の帰省旅費支給制度」、また新型コロナウイルス感染症の緊急支援策として「緊急授業料減免制度」「学修支援金の給付」「学内学修環境の支援」など、多数の経済的支援を行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

学部及び学科、専攻、専攻科ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定、学生便覧、ホームページにより周知し、シラバス等により教育課程の体系的編成を示している。進級基準は、学年の進行に関する規則はないが、各学科において「学外実習に関する内規」を定め、先修科目、特別措置等について明記している。基礎・教養教育研究センターを開設し、教養教育についての研究・教育体制を整えている。学修成果の点検・評価についてはアセスメント・ポリシーの策定を早急な課題と認識し、対応の検討をしている。学生による授業評価アンケートの結果報告書の作成を授業評価委員会が実施し、「授業に関する個人報告書」をもとに「授業に関する自己点検・自己評価報告書」を作成している。

「基準４．教員・職員」について

校務に関する最終決定権が学長にあることを明記し、大学の意思決定の権限・責任が明確であり、組織的に学長がリーダーシップを適切に発揮する体制を整備している。補佐体制として副学長を 2 人配置し、所掌分野により権限分散を図っている。SD 委員会は、教職員の資質・能力向上のため SD(Staff Development)研修会を企画・運営、全教職員を対象に実施しており、SD 研修会実施後に研修成果の確認を行っている。「九州看護福祉大学研究活動における不正行為防止等に関する規程」「九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規」を制定しており、学長裁量経費による高額研究機器への経費補助及び教育研究費の増額措置は教育職員の研究心醸成に一定の成果を挙げている。

学部及び研究科において設置基準上必要な教授数及び研究指導補助教員が不足している点については早急に対応する必要がある。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 3(2021)年 11 月 24 日及び令和 4(2022)年 1 月 26 日に開催された教授会において審議等を行い、その結果を 1 月 31 日及び 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において設置基準上必要な教授数及び研究指導補助教員数の不足については改善されたことが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

関係法令や規則にのっとり運営している。理事会の運営と中期経営計画の策定により、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。また、大学のガバナンス・コードを策定し、理事長から教職員へ周知している。

管理部門と教学部門の意思疎通、連携を保つための仕組みとして運営協議会を設置し、常務理事が双方の連絡調整の役割を果たしている。中期経営計画に沿って毎年度の事業計画を策定し、事業計画の中に財務活動の項目を掲げ、その方針を踏まえて財務活動を行っている。また、事業活動収支差額の黒字化を最重要課題に掲げた予算編成を行っており、基本金組入前当年度収支差額は、改善傾向にある。特に、内部留保資産比率が全国平均と比べ高い比率である。予算と著しくかい離した科目については、補正予算を編成している。監査法人指導のもと、決算時作成書類は監事による監査の後、理事会の審議・決定を経て評議員会に報告をしている。しかし、理事会の書面開催や事業の実績が審議されていない

など、理事会の運営の見直しが必要である。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 1 月 24 日に開催された臨時理事会及び臨時評議員会において審議等を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において理事会の運営については改善されたことが確認できた。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織を編制し、委員会構成員や役割等を定め、自己点検・評価を行うなど、継続して内部質保証に取組んでいる。一方、「自己点検・自己評価委員会」で提起された課題や改善策と事業計画や中期経営計画との関係性が曖昧なため、内部質保証に関する全学的方針、組織体制を十分整備しているとはいえない。学修成果の可視化に対応するため IR 室と各種委員会及び関係部署との連携強化に取組んでいる。また、業務改善推進室を設置し、法人の業務改善推進規程を改正するなど、大学全体の PDCA サイクルの仕組みの構築に努めているが、教授数等の未充足など内部質保証が十分に機能していない点がある。今後は内部質保証の更なる取組みが期待される。

総じて、建学の理念に基づき教職協働体制のもと、保健・医療・福祉分野を統合し、それぞれの領域のみにとどまらない幅広い知識と技術をもって、地域の生活支援につながる「保健福祉」の実践に取組んでいる。また、「看護と福祉の実践」を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材育成のために生涯にわたって学べる大学として、「実学教育」と「生涯教育」を重視し、地域社会に強い専門職業人材を育成している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携・協力」「基準 B.生涯教育」「基準 C.国際交流」「基準 D.新型コロナウイルス感染症関連」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. Quality of Life(QOL)を支える口腔保健学の統合的展開をめざす実習科目

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

公私協力方式である大学として、地域貢献に注力している点など、個性・特色としていることを建学の精神に沿って、三つの基本理念を設定し、使命・目的及び教育研究上の目的に反映させ学則に簡潔に明文化している。

近年の看護・福祉分野の環境の変化に対応して、平成 18(2006)年にリハビリテーション学科、平成 22(2010)年に鍼灸スポーツ学科・口腔保健学科を開設し、また、大学院看護福祉学研究科に精神保健学専攻を平成 17(2005)年に、健康支援科学専攻を平成 26(2014)年に増設している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定に役員・教職員が関与しており、ホームページ等により内外に周知を図っている。使命・目的及び教育目的を中期経営計画及び三つのポリシーに反映している。

建学の理念、それに基づく使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織を整備している。また、高度な専門職業人育成のため研究科・専攻科を開設している。また、その運営組織として各種委員会・センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部及び学科、研究科、助産学専攻科の教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページ、学生便覧に明示し、周知している。

学生の受入れについて、一部の学科の定員未充足や定員超過はあるが、コロナ禍に対応した学生募集活動に取組んでおり、学生募集活動の結果を入学者選抜後にアドミッション・ポリシーに沿っているか検証し、ターゲットを明確にした試験区分を導入している。研究科の定員確保への取組みとして広報活動を積極的に行っている。

〈改善を要する点〉

○看護福祉学部口腔保健学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が必要である。
○看護福祉学部看護学科の収容定員充足率が 1.3 倍以上であり、改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会・学生委員会・就職委員会・「保健管理センター運営委員会」など主要委員会において、学修支援に関する方針・計画・実施体制が教職協働により整備され、運営している。

全学的なオフィスアワー制度による学生の質問･疑問･相談に対する対応を行っており、合理的配慮が求められる学生に対し「九州看護福祉大学　障がい学生支援ガイドライン」による支援を行うなど、学修支援の充実を図っている。また、「研究科 TA 実施要項」を定めており、対象学生数は少ないものの、TA の運用を行っている。

中途退学、休学及び留年への対応策に関しては、学修促進プログラムの取組み・教育総合支援アプリの運用などの対応策を講じている。また、転学希望者に対する支援を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職委員会が早期からキャリア支援プログラムにのっとり、教育課程内外を通じてキャリア支援を全学的に実施している。学生に対する就職と学修支援として「就職と学修に関する保護者との連絡会」を全学的に開催している。また、進学に対する相談・助言体制として教員及び学生課が窓口となり教職員連携の支援体制を整えている。医療・福祉系以外の就職についてクラウドシステムを採用し、学生への情報提供を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会を中心とした学生サービス・厚生補導のための組織を設置しており、経済的支援を行うことで学生生活の安定のための支援を実施している。令和 2(2020)年度に「新型コロナウイルス感染症の影響による家計状況調査」を実施し、それを踏まえ令和 2(2020)・令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス拡大に伴う学生生活支援を中心に、さまざまな学生サービスを展開している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等の支援に関して、組織面では「保健管理センター」を設置し、保健室、「こころの相談室」を運用している。また、運営面では、「学生生活危機管理ハンドブック」を作成・配付し、学生への対応を図っている。

学生の課外活動への支援については、学友自治会に対しての資金的サポートを実施しており、施設面では多目的グラウンド、体育館、サークル・クラブ棟の設置を行っている。

〈優れた点〉

○「貸与奨学金制度」「特待生制度」といった奨学金制度に加え、大学独自の「遠隔地出身者の帰省旅費支給制度」、また新型コロナウイルス感染症の緊急支援策として「緊急授業料減免制度」「学修支援金の給付」「学内学修環境の支援」など、多数の経済的支援を行っていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、大学の施設設備を適切に整備・活用している。施設設備は耐震基準を満たしており、定期的な点検・検査を行い、安全面の確保に努めている。

分野や学生数を考慮した規模の図書館を有しており、蔵書検索端末の設置、電子資料の拡充、加えて学生による「選書ツアー」の実施など、学生の利便性・要望について配慮している。また、教育課程で必要とされる実習室を設置し、有効に活用している。無線 LAN、ICT 環境、視聴覚機器等の計画的更新に取組んでおり、快適な学修環境の整備に努めている。

エレベータ・多目的トイレ・点字ブロック・スロープ・身障者用駐車場が設置されており、更に学生からの意見を反映した対応も行い、バリアフリーなど施設・設備の利便性に配慮している。授業を行う学生数の管理に関しては、規則に定め、教育効果を十分に上げられるよう実施している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「ご意見箱」の設置・運用、「学生生活満足度調査」といった、学生への学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを運営し、学修支援・学修環境の改善に反映させている。

学生の意見・要望への対応に関して、心身に関する健康相談については、「保健管理センター」で対応し、「学生生活満足度調査」により高い評価を得ている。また、経済的支援の対応については、特に新型コロナウイルス感染症の影響を調査し、その結果に基づく緊急学生支援を実施している。加えて、学修環境については、大学施設の利用時間の延長・路線バス最終便の延長、通学路における防犯灯の設置など、具体的な対応につながっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部･学科及び専攻や専攻科ごとに教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページなどで周知している。

ディプロマ･ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、キャップ制、GPA(Grade Point Average)制度を含め、関連する規則に定めており、学生便覧に掲載し、周知している。進級基準については、学年の進行に関する規則はないが、各学科で「学外実習に関する内規」を定めており、先修科目、特別措置等について明記している。

単位認定は規則に定める評価方法をもとに各科目担当教員が判定している。また、卒業認定は教務委員会にて卒業要件を確認後、教授会にて承認し、学長が決定している。加えて、修了認定については、研究科委員会で修了判定をし、学長が決定している。大学、大学院それぞれで厳正な適用を行っている。

〈参考意見〉

○大学のシラバスにおいて、授業計画が示されていない科目及び成績評価基準が曖昧な科目が一部あるため、適切に示すことが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学部及び学科、専攻、専攻科ごとに、教育目的を踏まえて策定しており、学生便覧、ホームページにより周知している。令和 2(2020)年にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについての詳細なすり合わせを行い、二つのポリシーの一貫性確保に努めている。

学生便覧・シラバスにより教育課程の体系的編成を示している。教務委員長が各学科教務委員に対してシラバスチェックを委託し、第三者チェック体制に取組んでいる。

単位制度の実質を保つために年間の履修登録単位数の上限を定めている。

「基礎・教養教育研究センター」を平成 25(2013)年に開設し、教養教育についての研究・教育体制を整えている。

臨床での最新の情報を得ることにより授業内容の理解を深めることを目的に、臨床現場での実習指導者を特別講師として招いており、効果的な取組みを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき学科ごとにカリキュラムの編成をしており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた授業の目的・到達目標を学修成果の目標となるものとしてシラバスに明示している。しかし、大学は学修成果の点検・評価についてはアセスメント・ポリシーの策定が早急な課題であると認識している。また、学生満足度調査を実施しているが、その結果に基づく学修成果の分析は行われていない。

学生による授業評価アンケートの実施、集計と解析、結果報告書の作成が授業評価委員会により行われ、科目担当教員は結果のフィードバックから「授業に関する個人報告書」を作成し、授業等の改善に努めている。それらをもとに「授業に関する自己点検・自己評価報告書」を作成している。

〈改善を要する点〉

○アセスメント・ポリシーを策定し、多様な尺度・指標・測定方法に基づいた学修成果の点検・評価の実施方法や体制の確立を含め、改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

校務に関する最終決定権が学長にあることが明記され、大学の意思決定の権限・責任が明確になっている。学長が議長を務める運営協議会において教授会の審議事項の調整を行うとともに、教授会についても学長が招集しその議長を務めており、組織的に学長がリーダーシップを適切に発揮する体制を整備している。

学長の補佐体制として副学長を 2 人配置し、教学事項及び研究推進事項に区分した所掌分野により適切な権限分散を図っているが、副学長を置くに当たっては、その役割などを規定した規則等はない。

教職員が出席し実施される運営協議会、教務課長が構成員の教務委員会など、職員を適切に配置し、教職協働による大学の使命・目的達成のための教学マネジメントの遂行はできている。

〈改善を要する点〉

○学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を 2 人置いているが、それぞれの組織上の位置付け及び役割を示す学長からの文書また規則がない点については改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用及び昇任については、人事委員会を設置して人事計画の承認が行われ、教育目的に即し規則に基づき実施している。主要授業科目についても概ね専任の教授や准教授等が担当している。

FD 委員会を設置し、年度単位で全学 FD 研修会を開催している。「授業に関する自己点検・自己評価報告書」ダイジェスト版をホームページで公表している。

しかしながら、設置基準上に求められる教員数及び研究指導教員数は満たしているが、学部の教授数及び大学院の研究指導補助教員数の確保ができていない。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 3(2021)年 11 月 24 日及び令和 4(2022)年 1 月 26 日に開催された教授会において審議等を行い、その結果を 1 月 31 日及び 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において設置基準上必要な教授数及び研究指導補助教員数の不足については改善されたことが

確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○大学設置基準において求められている教授数について、看護福祉学部社会福祉学科では 1 人、大学全体の収容定員に応じた教授数に対しては 3 人不足しているため、改善が必要である。

○大学院設置基準において求められている研究指導補助教員数について、看護福祉学研究科精神保健学専攻では 2 人不足しているため改善が必要である。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 委員会の設置について、「自己点検・自己評価委員会規程」において規定している。教職員の資質・能力向上のため、SD 研修会を企画・運営し全教職員を対象に実施している。SD 研修会実施後にアンケートを実施し、研修成果の確認を行っている。

大学として、教職員を私学関連団体・機関等が主催する研修会等に積極的に参加させている。

〈参考意見〉

○全学 SD 研修会については、全教職員を参加対象として実施されているが、参加率のさらなる向上のための方策を検討することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

共同研究室や実験実習室などの施設、研究機器等について、研究力の向上に資する環境整備を行っている。

文部科学大臣の定めに従い、「九州看護福祉大学研究活動における不正行為防止等に関する規程」「九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規」を制定するとともに、「九

州看護福祉大学倫理委員会」を設置し、研究に関する審査を行っている。
学長裁量経費による高額研究機器への経費補助及び教育研究費の増額措置は教育職員の研究心の醸成に努めている。

〈参考意見〉
○大学は、倫理委員会を設置しているが、研究に関する倫理規則などを定め、継続的に教職員及び学生に対する研究倫理に関する教育を行うことが望まれる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性
5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
法人は関係法令や学内規則にのっとり運営を行っており、中期経営計画等の策定により、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。
法人運営に関して理事会及び評議員会を四半期ごとに開催している。また、教学に関しては教授会、運営協議会、学科長会議を毎月開催している。
敷地内全面禁煙化、学内照明の全面 LED 化等の方針等を策定し、環境保全への配慮を行っている。人権、安全等への配慮についても規則を定め、組織的に取組んでいる。保健管理センターを設置し、学生及び教職員の健康支援、良好な職場環境の形成に努めている。情報公開については規則に基づき必要事項をホームページで公開している。大学のガバナンス・コードを策定し、理事長は教職員へ周知を図っている。

〈参考意見〉
○危機管理に関わるマニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の設置、理事の選任・人数・構成に関する規則が「学校法人熊本城北学園寄附行為」をはじめとして存在し、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制が整備され、運営を行っている。理事長を補佐する常務理事については、寄附行為に加え文書にて分掌業務が命じられており、職務分担が明確化されている。理事会開催のための出席状況は概ね適切であり、欠席時の委任状も提出されている。

しかし、理事会において事業の実績を一度も審議しておらず、理事会を持回り審議による書面で開催していたことについては改善が必要である。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 1 月 24 日に開催された臨時理事会及び臨時評議員会において審議等を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において理事会の運営については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○理事会において、事業の実績について審議事項として一度も扱っておらず、議決を経ずに事業報告書を作成し、公表している点については改善が必要である。

○令和 3(2021)年 5 月 7 日開催の理事会を持回り審議による書面で開催していたことについては改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を議長とする大学運営会議が適宜開催され、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。管理部門と教学部門の意思疎通と連携を保つための仕組みとして運営協議会を設置するとともに、常務理事が双方の連絡調整役を果たしている。

監事は毎年度監査報告書を理事会、評議員会へ提出するとともに、両会議に出席している。理事会で法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。併せて監事の選任についても適切に行われている。

評議員の選任が寄附行為に定められており､評議員数も寄附行為に基づき確保している。また、評議員の評議員会への出席状況も良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期経営計画に沿って毎年度の事業計画を策定し、事業計画の中に財務活動の項目を掲げ、その方針を踏まえて財務活動を行っている。

事業活動収支差額の黒字化を最重要課題に掲げ予算編成を行っており、基本金組入前当年度収支差額は、改善傾向にある。

内部留保資産比率が全国平均と比べ高い比率である。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準のほか、「学校法人熊本城北学園経理規程」「学校法人熊本城北学園経理規程施行細則」「学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程」を遵守し、適正な会計処理を行っている。

予算については、「予算編成会議」において予算原案を作成し、評議員会の意見を聴いた上で理事会において決定している。また、予算と著しく金額がかい離した科目については、適宜補正予算を編成している。

公認会計士の指導のもと、決算時作成書類は監事による監査の後、理事会の審議・決定を経て評議員会に報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織として、「自己点検・自己評価委員会」を編制し、学長を委員長として副学長、研究科長、学科長、専攻長、附属図書館長、基礎・教養教育研究センター長、生涯教育研究センター長、事務局長を構成員として、自己点検・評価に取組んでいるが、自己点検・評価で提起された課題や改善策と事業計画や中期経営計画との関係性が明確になっていないため、内部質保証の PDCA サイクルを適切に回していくための全学的な方針の作成が必要である。

自己点検・自己評価委員会のもとに FD 委員会、授業評価委員会などを設置し、継続して内部質保証のための組織の整備や責任体制の構築に努めている。

〈改善を要する点〉

○内部質保証のための全学的な方針を策定し、検討中である「内部質保証推進室（仮)」を設置することで、内部質保証をより充実させるための組織体制の強化を図り、責任体制を明確にするよう早急な改善が必要である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・自己評価委員会」のもとに FD 委員会、授業評価委員会、SD 委員会を設置し、それぞれの委員会で課題把握、改善策の実施に努め、その結果を自己点検・評価報告書にまとめるとともにホームページ等で公表している。

「学修成果の可視化」に対応するために IR 室と各種委員会及び関係部署との連携強化を図る体制を整えている。また、専属情報分析員常駐構想による学内情報の一元化等、将来の方向性を視野に入れての取組みがなされている。

〈参考意見〉

○IR 室の体制と学内の連携を更に強化し、IR を活用した調査やデータの収集・分析を充実させる取組みが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、授業アンケートや教員が作成する授業に関する報告書をもとに、「授業に関する自己点検・自己評価報告書」を作成するなど、教育・研究に関する改善・向上に努めているが、大学及び大学院の教授数等の不足、副学長の役割及び理事会の運営等に問題があり、内部質保証の機能性について不十分な点が見受けられる。

一方、大学の業務について、教学担当の副学長を責任者として業務改善推進室を設置し、業務改善に取組んでいる。法人では「学校法人熊本城北学園業務改善推進規程」を定めたうえ、内部質保証のための PDCA サイクルを回す体制の構築に努めている。

今後は、内部質保証の恒常的な組織体制を強化し、内部質保証の機能性を更に高めることが期待される。

〈改善を要する点〉

○学部及び研究科における教授数等の不足、副学長の役割及び理事会運営について課題があり、内部質保証システムの機能性に問題があるため改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携・協力

Ａ－1．地域社会との連携・協力方針

A-1-①　地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

A-1-②　地域社会との連携・協力に関する具体的取組

Ａ－2．地域社会への知的・人的・物的資源の提供による社会貢献

A-2-①　公開講座実施による生涯学習への貢献

A-2-②　高大連携による知的・人的・物的資源の提供

A-2-③　大学コンソーシアム熊本での連携事業における教員免許状更新講習

【概評】

大学は、公私協力方式の大学として創設されており、基本理念の第一の柱に「地域とともに成長する大学」を掲げている。近隣自治体との地域交流を積極的に行っており、平成27(2015)年に地域連携推進室を設置した。その後、更なる連携強化を図るため、平成28(2016)年、玉名市をはじめとする 2 市 4 町と「連携協力協定」を締結し、教育職員が学識経験者及び保健・医療・福祉の観点から、アドバイザーとして政策に助言等を行っている。また、学生団体もさまざまな活動を行っているほか、学生個人でも自発的に地震被災地支援や新型コロナウイルス感染症拡大に対応するプロジェクトの活動に携わっている。今後も、「地域とともに成長する大学」として、地域社会との連携・協力を強めていくことを期待したい。

大学の基本理念である「生涯にわたって学べる大学」の使命として、開学当初から毎年公開講座を実施しており、知的資源の提供として地域住民などに学修の機会を提供してい

る。「高大連携事業」制度を導入し、地域にある唯一の高等教育機関として、毎年高校生に講義を開放している。また、大学コンソーシアム熊本の正会員として、教員免許状更新講習を開催している。今後も、地域社会への知的・人的・物的資源の提供により社会貢献していくことを期待したい。

基準Ｂ．生涯教育

Ｂ－1　生涯教育の推進

B-1-①　生涯教育に関する方針の明確化

B-1-②　生涯教育に関する具体的取組

【概評】

生涯教育の推進について、大学の基本理念「生涯にわたって学べる大学」の実現のため、「生涯教育研究センター」を設置し「生涯教育」や「リカレント教育」に重きをおいた活動に取組んでいる。

具体的取組みとしては「訪問看護師等人材育成事業（平成 23(2011)年から平成 27(2015)年)」「熊本県訪問看護ステーションアドバイザー派遣事業（平成 28(2016)年から平成 30(2018)年)」を実施し、熊本県内の訪問看護ステーションに対するさまざまなサポート、また、訪問看護に関する人材育成を図るための各種研修を実施しており、生涯教育を通しての熊本県の地域看護への貢献として評価できる。

大学の特色を生かした多職種の人材育成に目を向けた「在宅医療を担う人材育成」をテーマとした履修証明プログラムの実施について検討段階であり、生涯教育の推進に関して更なる発展に期待したい。

基準Ｃ．国際交流

Ｃ－1　国際交流の発展

C-1-①　国際交流に関する方針の明確化

C-1-②　国際交流に関する具体的取組

【概評】

国際交流の発展について、大学の基本理念の一つ「近隣諸国と学ぶ大学」の実現に向け、平成 27(2015)年に国際交流推進室を設置し、国際交流事業の企画立案・実施の推進に努めている。

これまでに「アイオワ・ウェスタン・コミュニティ・カレッジ（アメリカ合衆国)」「中国河北外国語職業学院（現・中国河北対外経貿職業学院：中華人民共和国)「漢陽サイバー大学校（大韓民国)」「新羅大学（大韓民国)」の 4 校との協定を結んでいる。その中で「中国河北外国語職業学院（現・中国河北対外経貿職業学院)」とは「九州看護福祉大学と中国河北外国語職業学院との間における教員交流に関する覚書」を、また、「新羅大学」とは「九州看護福祉大学と新羅大学との間における学生交流に関する覚書」を取り交わし、交流内

容について明確化を図っていることは評価できる。

具体的な取組みとしては、中国河北対外経貿職業学院との間で、招へい教員の受入れ、大学職員の派遣、短期留学生の受入れ、また同学院への文化体験プログラムへの学生の参加など、協定校との交流の推進が図られている。

大学教員が共同研究を行っている海外の大学等との交流についても検討されており、加えて協定校から大学における文化体験プログラムの参加希望の意向もある。また、アメリカ合衆国バルドスタ州立大学との協定締結に向けて調整がされており、今後多様な国際交流の発展に期待したい。

基準Ｄ．新型コロナウイルス感染症関連

Ｄ－1　新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について

D-1-①　新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について

【概評】

学長を長とする危機管理委員会などで意思決定を行い、保健管理センターと同運営委員会が主体となり、新型コロナウイルス感染症に対する対応を行っている。ハード面については、体温測定装置・消毒用品・パーテーション等の設置を行った。ソフト面については、段階分けをした行動指針、自身が体調不良の場合及び濃厚接触等の場合の本人の対応フローチャート、感染が発生した場合及びその疑いがある場合の大学の対応フローチャートを作成した。また、授業の遠隔実施等の取組みによって学修環境の調整を行い、諸活動を停止することなく継続している。

学内における新型コロナウイルス感染症の陽性率も抑えられており、大学としての感染症対策が一定の効果を挙げている。今後についても、これまでの対応を点検し、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えつつ臨機応変に対応したい、という前向きな姿勢がうかがえ、今後の成果にも期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. Quality of Life（QOL）を支える口腔保健学の統合的展開をめざす実習科目

（1）コミュニティ口腔保健実習（口腔保健学科 4 年次 2 学期 選択科目 1 単位）

人間は社会的、経済的、文化的、地理的背景を持つ多様な共同体を形作り、環境との相互作用の下で適応し、健康問題にも対処している。国内外の様々な地域でそれぞれの健康観、疾病観を持ち生活する人々の保健行動を支えるためには、考え方や生活様式の違いを受け入れ、共感と理解に基づいた態度を口腔保健専門職も持つことが不可欠である。このような問題意識のもと、海外ではミャンマー連邦共和国イラワジ管区の地方農村および児童養護施設、国内では熊本地震、豪雨災害被災地域などで実習活動を展開してきた。現地活動でのカウンターパートとなるのは、地域開発・支援プロジェクトを国内外で行ってきた支援実績の豊富な NGO である。特に、当該 NGO の地域開発プロジェクトにより住民自身

が建設した学校、村落を海外実習地としており、住民や子どもたちとの対話と交流をはかり、関係者との信頼関係の構築を主な実習目的としている。現地語で学生が作成した対話・交流促進手法を用いて、日本社会との生活上の価値観の違いを経験し受容するなど、他文化理解を相互に促進する実習教育プログラムを実施してきた。この過程で、住民間の相互理解をはかり、エンパワーする健康教育を行い、口腔保健における健康問題に対する住民主体の解決に導くための支援の大切さを学べるよう組み立てられた実習である。

(2) ライフステージ口腔保健実習（口腔保健学科 4 年次 1 学期 選択科目 1 単位）

生涯を通して発達を続ける人間の各ライフステージにおいて、ニーズを適切にとらえ、その人に相応しい生活や健康の実現を支える力が、口腔保健専門職にも強く求められる時代となっている。歯科医療に深く関わる専門職として歯科衛生士は養成されてきたが、口腔保健が果たす役割の大きさが患者や医療専門職に再認識されており、QOL の維持・向上にとって、有為な貢献が期待されている。殊に、緩和ケアにより終末期を生きぬく人々や妊産婦の QOL 向上に対する歯科衛生士の直接的な貢献が求められている。このため、当該対象者を歯科衛生士がケアの対象として視野に入れるためには、口腔保健学教育の射程を拡大することが喫緊の課題とされている。本実習では、産科医療における妊産婦や緩和ケア医療における終末期患者とその家族を対象とする。特に、ライフイベントと健康の関わりを深く洞察する力と人々の生の営みに関わり続けようとする態度の醸成は重要な実習テーマである。学生自身が作成した各種媒体等を使用した歯科保健指導を行い、ライフステージにおける重要な節目を迎える人々の不安と期待、苦悩と希望を抱えながら生きる様を経験しつつ、口腔保健の視点から対象者に関わっていくことが、QOL に直結することを学ぶカリキュラム構成としている。従来の歯科衛生士教育では、必ずしも取り扱われてこなかった多様な健康観に対する理解を深め、健やかな口腔機能の維持向上、ならびに生活の質の向上を支援する技術と態度を学修する貴重な教育機会を提供している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 10(1998)年度
所在地　　熊本県玉名市富尾 888

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護福祉学部	看護学科　社会福祉学科　リハビリテーション学科　鍼灸スポーツ学科 口腔保健学科
看護福祉学研究科	看護学専攻　精神保健学専攻　健康支援科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施　　10 月 28 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 29 日	10 月 29 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 19 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

13 九州国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神に基づいた大学の使命・目的及び教育目的が、学則において「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確かつ簡潔に定められ、個性・特徴を示している。

大学の使命・目的及び教育目的は、理事会で審議・決定され、理事・教職員が参画する教育研究協議会、教授会で継続的に点検・改善が図られているとともに、役員・教職員の理解と支持を得ており、「九州国際大学学則」「九州国際大学大学院学則」、学生便覧等によって学内外に周知されている。

「九州国際大学第三期中期計画」には、建学の精神を現代的に解し、教育理念の浸透・徹底が明記されており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）についても教育目的を反映した形で策定されている。

「基準２．学生」について

学部・学科と研究科は教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等によって学内外に適切に周知している。

学修支援に関する方針・計画・実施体制は、教職協働によって適切に整備・運営されており、キャリアサポート体制についても教職一体となって就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営されている。また、学生サービス・厚生補導のための組織を設置し、それらが適切に機能している。

設置基準上必要とされる面積を十分に満たす校地・校舎を保有し、施設・設備は安全面と教育課程の運営面に十分に配慮されて整備され、有効に活用されている。また、障がいのある受験生や学生についても適切な配慮がなされている。

〈優れた点〉

〇毎年度、学科及び入試区分ごとに入学後の学生の成績推移を追跡調査し、選抜方法の検証を実施するなど、単位修得率の向上に役立てている点は高く評価できる。

〇学生の交流の場で気軽に心身の相談を行う学生相談室の「やわらかカフェ」の取組みは、学生からの評判も高いことから評価できる。

〇学生による「授業アンケート」で結果の良い教員を優秀教員として表彰する一方、改善が見られない教員に対して役職者による面談指導を実施している点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

各学部・学科と研究科は教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや、学生便覧等に掲載し周知しており、各学部と研究科共に、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の基準を定め、厳正な適用を行っている。

また、各学部・学科と研究科はディプロマ・ポリシーに従ってカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや、学生便覧等によって周知し、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程の体系的編成が行われている。

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示すべく、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を策定し、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする努力を行っている。

〈優れた点〉

○初年時の教養教育として行われている全学共通教育科目である「アカデミックスキル（思考）・（表現）」の共通テキストとして、「マナビのトビラ」を独自に作成・利用している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定に関して、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制が整備されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント組織が構築されている。

各学部・学科と研究科には適切な数の専任教員及び教授を配置し、十分な研究環境が提供され、研究活動への資源が適切に配分されている。また、研究倫理に対する規則が適切に整備、運用されている。

FD(Faculty Development)活動については、学内外の講師によって授業改善事例報告やカリキュラム上の課題の点検・評価などの研修会を年 10 回程度実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発が行われている。また、SD(Staff Development)活動については、法人事務局、SD 委員会等がそれぞれ連携をとりながら、職員の資質向上に関する研修会・勉強会が開催されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、組織倫理に関する規則に基づき、経営の規律と誠実性を維持する適切な運営を行っており、理事会は、寄附行為及び関係諸規則に基づいて、法人の使命・目的などの達成に向けて重要事項の意思決定を行う機関として整備されている。加えて、法人運営会議によって、管理部門と教学部門の連携と意思決定の円滑化が図られ、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが適切に機能している。

法人運営会議、理事会で承認された予算編成方針に基づき、安定的な財務運営が図られており、事業計画や予算計画は「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき策定されている。現在、高い自己資本と経営に必要な十分な特定資産・現預金を保有しており財務基盤は安定している。

〈優れた点〉

〇ハラスメントに関して「学校法人九州国際大学職場におけるハラスメントの防止に関する規程」について、具体的な事例を示しながら、規則を定めている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

三つのポリシーを起点とした内部質保証が実施されており、その結果を教育の改善・向上に反映している。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は自己点検・評価運営委員会が主体となり、学部・センター等に対して研究活動等の状況について自己点検・評価を実施する旨が依頼され、報告が求められている。

自己点検・評価報告書は大学が委嘱する外部評価委員会により客観的な検証がなされ、自己点検・評価運営委員会及びアセスメント実務者会議で取りまとめられている。その結果が教育研究協議会に報告された後、学長の最終決裁後にホームページ等に掲載及び公表されており、責任体制が明確となっている。

〈優れた点〉

〇第三者で構成される外部評価委員会を設置し、自己点検・評価についての客観的な検証・点検を行うとともに、「DP 達成度分析」と「map 分析」を行い、授業方法やシラバス改善を図っている点は評価できる。

総じて、全ての基準において大学及び大学院が適切に運営されていることが確認できる。特に、学修支援体制、キャリアサポート体制が適切に運営され、学生サービス・厚生補導のための組織が適切に機能している。三つのポリシーを踏まえた教育課程も適切であり、内部質保証が適切に機能して教育の改善・向上がなされている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域のリスクを理解し、その解決に貢献する『リスクマネジメント実習』活動
2. 八幡東区におけるシビックプライドを育む活動
3. 持続可能な開発目標に寄与する、留学生と行く SDGs 旅行『BENTO JOURNEY』

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神に基づいた大学の使命・目的及び教育目的が、学則において「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確かつ簡潔に定められ、個性・特徴を示しており、ホームページや学生便覧、大学案内において簡潔に文章化して公表されている。

自己点検・評価を実施・公表し、社会情勢などの環境変化に対応して、組織再編に取組むなど、使命・目的及び教育目的の見直しを適宜行っている。特に、実学教育の分野と国際教育の分野における取組みや、地域社会へ「開かれた大学」を目指した取組みが主たる取組みとして行われている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会で審議・決定された使命・目的及び教育目的については、理事、教職員が参画する教育研究協議会、教授会で継続的に点検・改善が図られているとともに、役員・教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び各学部・学科と研究科の教育目的を「九州国際大学学則」「九州国際大学大学院学則」、学生便覧、大学案内によって学内外に周知している。

平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度を対象とした「九州国際大学第三期中期計画」には、建学の精神を現代的に解し、教育理念の浸透・徹底が明記されている。また、三つのポリシーは教育目的を反映した形で策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、大学は学科ごとに、大学院は研究科にアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや入学者選抜要項、大学案内、学生便覧、大学院案内によって、学内外に適切に周知している。アドミッション・ポリシーに基づき、多様な個性を持った入学志願者に対してさまざまな入試区分を設定し､多様な学生の受入れに努めている｡そして、入試問題の作成を学内教員に委嘱し、適切に行っている。アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方法及び実施方針については、入試・広報委員会及び教育研究協議会の審議において検証している。また､大学院では､法学研究科教授会においてアドミッション・ポリシーにのっとった入学者選抜が実施されているかどうかの検証を適切に行っている。また、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

〈優れた点〉

○毎年度、学科及び入試区分ごとに入学後の学生の成績推移を追跡調査し、選抜方法の検証を実施するなど、単位修得率の向上に役立てている点は高く評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援に関する方針・計画・実施体制を、適切に整備・運営している。「KIU ポータル」で､学生の成績と出席状況について全教職員が確認できる体制を整備し、学修ポートフォリオシステムの「アセスメンター」の活用により、学生に自己の学修成果の振返りと学生生活の自己管理を促進する対策を講じている。障がいのある受験生や学生

へは、障がいの程度に応じて合理的な配慮を行うなどの支援体制を整え、ホームページで学内外に周知している。1 年次生を対象に「フレッシャーズ・ミーティング」や「入門セミナー」を実施するほか、SA(Student Assistant)を配置するなど学修支援に活用している。

オフィスアワー制度を、専任教員・兼任教員共に設けて実施しており、学生が利用しやすいように工夫をしている。中途退学、休学及び留年への対応として、演習担当教員が個別に面談指導を実施し、面談内容の記録・分析を行っている。保護者を対象にした成績相談会を実施するなど、十分な学生対応を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程にキャリア教育科目を配置し、1 年次から 4 年次にかけて、全学的に段階的かつ体系的にキャリア教育を導入している。また、北九州商工会議所とも連携してのインターンシップのあっせんを含め、キャリア教育のための支援体制を整備している。

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。各学部から選出された教員及びキャリア支援室職員により就職対策委員会を設置し、教職一体となったキャリアサポート体制を構築している。また、就職活動生に対し、演習担当教員とキャリア支援室とが連携して支援・指導を実施しており、オンラインを利用したセミナー、就職活動状況の把握、保護者向け説明会を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織を設置し、それらは適切に機能している。大学独自の奨学金制度を充実させ学外奨学金の活用を周知し、また、授業料減免制度、学費納付延長制度などを整え、学生に対する経済的な支援を適切に実施している。

課外活動への支援を適切に実施し、その活性化を進めるとともに、教職員との意見交換を通じて学生の意見や要望が適切に反映されている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談に対しては、毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室及び学務事務室職員により情報交換を行っており、学生の心身の状態を早期に把握できるよう支援に努めている。また、学生相談室の「やわらかカフェ」を設置しており、学生同士の交流の場の提供や学生相談への親近感を高めることに寄与している。

〈優れた点〉
○学生の交流の場で気軽に心身の相談を行う学生相談室の「やわらかカフェ」の取組みは、学生からの評判も高いことから評価できる。

2－5. 学修環境の整備
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
設置基準上必要とされる面積を十分に満たす校地・校舎を保有し、施設・設備は安全面に十分に配慮されており、質的・量的両側面において教育課程の運営に支障をきたすことないよう整備し、有効に活用している。全ての校舎が耐震基準を満たし、教育・学修面の情報化・ネットワーク化に対応している。ICT（情報通信技術）教育推進の中核施設であるメディアセンターを設置し、無線 LAN 環境など十分なネットワークシステムを整備している。図書館は、適切な規模を有し、十分な学術情報資料を確保している。
メディアセンター、図書館では、バリアフリーなど施設・設備の利便性に配慮し、快適な学修環境が整備されている。障がいのある学生のため、各教室に車椅子でも利用できる机を配備している。少人数教育を基本とし、受講生数の上限を「演習科目」「語学科目」「講義科目」それぞれに設け、教育効果を十分に上げられるような人数となっている。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備している。「授業アンケート」により学修支援の体制改善に反映させ、その結果を公表している。「学生意識及び学生生活満足度調査アンケート」で、学生生活及び施設・設備・立地に対する学生の意見などを適切にくみ上げている。学生の経済的な状況も、このアンケートで適切に調査している。心身に関する健康相談は、入学時の健康調査表をもとに在学中の健康管理を適切に実施している。

保健室による健康調査のほか、学生相談室の「やわらかカフェ」では、健康診断時にメンタル面のアンケートも実施するなど、学生の健康状態及び心身の状態を把握する取組みを行っている。

また、「拡大自治会連絡協議会」「学長懇談会」においても、学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、学長懇談会で学長が回答し責任をもって対応をするとともに、分析・検討を行っている。

〈優れた点〉

○学生による「授業アンケート」で結果の良い教員を優秀教員として表彰する一方、改善が見られない教員に対して役職者による面談指導を実施している点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧等に掲載し周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学は「九州国際大学学則」「九州国際大学修学規程」に、大学院は「九州国際大学大学院学則」「九州国際大学大学院法学研究科規則」に、単位認定、進級、卒業認定、修了認定等の基準を定め、ホームページや学生便覧等に掲載し周知している。学部、研究科共に、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、大学は学科ごとに、大学院は研究科にカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧等に掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれており、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程の体系的編成を行っている。教養教育については、「基礎科目」「外国語科目」「教養教育科目群」にそれぞれの最低必要単位数を設定している。また、基礎教育センターを設置し、教養教育の組織体制を整備している。アクティブ・ラーニングの導入に加え、FD 委員会において FD 研修会を企画し、授業方法の工夫・開発について紹介、検討している。

〈優れた点〉

○初年時の教養教育として行われている全学共通教育科目である「アカデミックスキル(思考)・(表現)」の共通テキストとして、「マナビのトビラ」を独自に作成・利用している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示すべく、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」を策定している。複数の項目から成るチェックリストは成績評価だけでなく、学生の学修状況、就職状況、在学生・卒業生満足度などのアンケート調査等から多面的な学習到達度の把握を試みる努力を行っている。それらの結果を独自のアセスメント・ポリシーに基づいて「アセスメント実務者会議」で点検・評価する取組みを進めている。

このようなアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の点検・評価の結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする努力を行っている。また、学修成果の点検・評価方法の点検・改善にも取組み、更なる精度の向上を目指している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定に関して、学長の補佐職位として副学長を 2 人配置し、諮問機関として教授会、教育研究協議会を置いている。学長が教授会の意見を聴くことが必要なものとして「裁定書」を制定している。そして、教学面については、2 人の副学長に加え、学部長及び研究科長が、管理運営面については大学事務局長、大学総務室長が学長を補佐しており、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。また、教育研究協議会や教授会の他に、組織規程により事務職員も参加する各種委員会などを設置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント組織を構築している。

職員については、大学事務局を設置し、大学総務室、学生支援室、キャリア支援室などを配置し、その役割も明確になっている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、適切な専任教員及び教授数を確保し、配置している。教員の採用や昇任は、大学及び大学院の規則にのっとり、適切に運用している。また、主要科目は、専任の教授又は准教授が担当している。

FD 研修会は学長が委員長を務める FD 委員会が計画し、外部講師による講義形式、教員による授業改善事例の報告やカリキュラム上の課題の点検・評価などを行う研修会を年 10 回程度実施している。研修内容は、オンライン授業や新カリキュラムの準備に関する内容などの環境変化にも対応している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、「学校法人九州国際大学職員研修規程」「九州国際大学 SD 委員会運営に関する内規」に基づき、法人事務局、SD 委員会等がそれぞれ連携をとりながら、職員の資質向上に関する研修会・勉強会を開催している。教育改革・改善を進め職員の能力向上を図る上では、実施方法や運営体制について今後の検討が望まれるものの、学外で開催される研修会等にも積極的に職員を派遣するなどの対策は図られている。

〈参考意見〉

○SD 活動は、大学の教員・職員の協働関係を確立し、教職員の資質・能力向上が図られる体制を構築することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究時間確保のため、担当授業数の適切な配慮と、大学総務室が教員の事務のバックアップを行うなどの体制を整備している。また、教員には個々に研究室が割当てられており、十分な研究環境を提供している。

研究倫理については、「学校法人九州国際大学行動規範」「九州国際大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等、研究倫理に対する規則を適切に整備している。

研究活動への資源配分については、研究費取扱要項等の規則に基づき、各教員に適切に配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、組織倫理に関する規則に基づき、経営の規律と誠実性を維持する適切な運営を行っている。

法人として、平成 20(2008)年度に中期経営計画を策定し、現在は平成 31(2019)年度から令和 5(2023)年度の第三期計画途上にあり、使命・目的の実現のために継続的努力を進めている。

設備面では、空調や照明を集中管理することにより省エネルギー対策をしており、環境保全への取組みが見られる。人権への配慮としては、ハラスメントに関する規則を定め、不定期ではあるが、研修も実施している。安全については、「危機管理基本マニュアル」を作成し、定期的に防火・防災避難訓練を実施している。

〈優れた点〉

○ハラスメントに関して「学校法人九州国際大学職場におけるハラスメントの防止に関する規程」について、具体的な事例を示しながら、規則を定めている点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」に基づいて、法人の使命･目的などの達成に向けて重要事項の意思決定を行う機関としての体制を整備し、原則として毎月 1 回開催しており、適切に機能している。

理事の選任は規則通りに適切に行われ、欠員は無い。理事の出席状況は良好であり、やむを得ず欠席する時の委任状は適切である。

理事会機能の補佐機関として法人運営会議があり､理事会開催日の約 1 週間前に開催し、理事会に付議する事項について協議している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人運営会議を原則月に 1 回開催し、管理部門と教学部門の連携を図っている。この会議では理事長が議長となり、理事会に諮る議案のほか、法人及び各部門の管理運営上の課題や業務運営に関する重要事項について協議を行っている。構成は、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、各学部長、大学事務局長等で、法人と各管理運営機関が相互チェックする機能となっている。今後は更なる法人業務執行の円滑化を図るため、規則を整備し、法人運営会議を発展的に改組する計画である。

また、監事は適切に選任され、寄附行為に基づいて理事会・評議員会に出席し、理事から業務の執行状況や財産の状況を聴取している。評議員の選任及び評議員会の運営も適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会で承認された予算編成方針に基づき、安定的な財務運営が図られている。また、事業計画や予算計画は「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」に基づき策定されている。

在籍学生数は安定的に推移するなど経営改善が図られており、平成 30(2018)年度以降、3 期連続で経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額がプラスで推移していることに加え、高い自己資本と経営に必要な十分な特定資産・現預金を保有しており、財務基盤は安定している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び法人で整備する「会計規程」「資産管理規程」等の規則に従って会計処理を実施している。

監査については、公認会計士又は監査人による外部監査及び内部監査を実施し、適切な

監査体制のもと、日常の取引内容等を確認している。また、当該年度の最終監査終了後は「監査報告書」として監査結果が取りまとめられ、理事会及び評議員会にて監事より報告を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針については、「大学における教育の質の保証の確立」として①学修成果の可視化②組織的・体系的な教育の実施③学生を育てる教育への転換④教育環境の整備⑤教育情報の公開―の 5 点が明示されている。

内部質保証の恒常的な組織として、自己点検・評価運営委員会を設置している。構成メンバーは、学長をはじめ各学部長、各センター長、法人事務局長など大学運営に必要不可欠な関係者で構成され、学部による三つのポリシーに基づき教育の質を保証した上で、必要な教育改善を行っている。また、自己点検・評価運営委員会及びアセスメント実務者会議で取りまとめられた内容は、教育研究協議会に報告され、内部質保証体制の責任者である学長が決定しており、責任体制が明確となっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は自己点検・評価運営委員会が主体となり、学部、センター等に対して研究活動等の状況について自己点検・評価を実施する旨を依頼し、報告を求めている。自己点検・評価報告書は大学が委嘱する外部評価委員による外部評価委員会において客観的な検証がなされ、その結果が教育研究協議会に報告された後、学長の最終決裁後にホームページ等に掲載・公表している。

IR 機能を専業とする組織は設置されていないが、各部局が連携して、データの収集や分

析に取組んでいる。アセスメント・ポリシーを定め、アセスメント実務者会議を設置し、カリキュラムの評価や学修成果の点検・評価に取組んでいる。

〈優れた点〉

○第三者で構成される外部評価委員会を設置し、自己点検・評価についての客観的な検証・点検を行うとともに、「DP 達成度分析」と「map 分析」を行い、授業方法やシラバス改善を図っている点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、「学校法人九州国際大学第三期中期計画」において「大学における教育の質の保証の確立」を目標に掲げ、三つのポリシーを起点とした内部質保証が実施されており、その結果を教育の改善・向上に反映している。

自己点検・評価活動については、外部評価委員会を設置し、外部の有識者を交えて全学的な保証への取組みを行っている。管理運営については、今後より一層体系化された管理機能と責任体制のもとでその改善に取組む意向が示されている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携・社会貢献

Ａ－1. 建学の精神に基づく地域連携・社会貢献活動

A-1-① 地域連携・社会貢献

A-1-② 産学連携

A-1-③ 高大接続

【概評】

平成 25(2013)年に地域連携センターを設置し、地域連携・社会貢献に取組んでいる。

教職員・学生等と連携し、地域づくり等に取組む団体を支援する地域連携推進事業を実施しており、地域に関する調査研究として、令和元(2019)年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 3「地域社会への貢献（地域連携型）」の「地域課題解決型研究活動報告書」に取りまとめ発刊している。取組み事例は、地域の人づくり事業として、大学の所在地でもある福岡県北九州市との共催による北九州市民カレッジ講座を開催、会場として地域連携センターを提供し、担当講師を主に九州国際大学関係者を中心に配置して実施している。ま

た、大学独自の市民講座として「九州国際大学市民講座・市民相談」「シニアカレッジ講座」「地域防災人材育成講座」を開催している。加えて、同市八幡西区に所在する黒崎商店街における産学官協働事業で「こども商店街」のイベントを開催し、参加する小学生を学生スタッフがサポートするといった積極的な取組みを行っている。このようなイベントだけでなく、同商店街の活性化を支援する継続的な取組みにも学生が参加しており、学生が主体となった積極的な地域連携・社会貢献活動を進めている。地域における産学連携活動として、遠賀信用金庫、RKB 毎日放送株式会社、福岡ひびき信用金庫と包括的連携協定を結んでいる。特に、福岡ひびき信用金庫とは新たなサービスに関する共同研究として、マーケティング論のためのサブテキスト「サービスと関係性からの実務アプローチ」を作成している。高大接続に関しては、「出張講義」「高大連携」「高大教育連携」を実施しており、「出張講義」では教員が高等学校へ出向き、関心の高いテーマで講義を行っている。「高大連携」では独自の大学体験プログラムや出張講義を定期的に行い、高等学校と大学の共同での連携教育を行っている。「高大教育連携」では北九州市内の高等学校と教育連携を図ることで、地元企業で活躍する人材を地域で育成しようとしている。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．グローバル化への対応

B-1-①　多様な留学制度と国際交流

【概評】

国際センターと国際センター委員会を設置し、積極的な国際交流活動の展開と留学生支援の充実のための取組みを行っており、グローバル化に対応できる人材育成のために海外での学修環境・機会の提供を積極的に展開している。

具体的には、交換留学と認定留学と短期海外実習を実施しており、交換留学の協定を結んでいる海外大学は中華人民共和国、中華民国、大韓民国、インドネシア共和国の 10 大学に及んでいる。これらの大学とは平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度の間に交換留学生を 24 人派遣している。加えて、認定留学生を 19 人派遣しており、学生自身の積極的な取組みがうかがえる。

他方、海外協定校からの交換留学生も積極的に受入れており、平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度の間に 21 人の交換留学生を受入れている。

また、現代ビジネス学部国際社会学科の学生は、2 年次に海外実習を必修としている事に加え、私費留学生への経済的な支援や生活面の支援など、外国人留学生への支援体制を整備している。こうした取組みの効果として、受講学生の TOEIC(R)平均スコアの向上を確認することができている。また、外国人留学生の学生生活満足度の高さも確認できる。加えて、地域連携センターと協働して、北九州市や JICA 九州、関連団体との連携による国際ボランティア事業が積極的に展開されている。実際の事例として、JICA 九州と地域連携イベントとなるハロウィンウィークを開催し、地域貢献を体験しながら学生が国際交流を実体験できる機会を用意している。以上のように、グローバルな視点に立脚した多様な学修機会が整備され、成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学学生の演習（ゼミ）における活動

1. 地域のリスクを理解し、その解決に貢献する『リスクマネジメント実習』活動

これは、大学で学んだ知識を地域社会に還元するという意義を持った活動である。この活動では、学生たちが法学部「リスクマネジメントコース」で学ぶ「救命講習」「地域課題」「安全・安心」などの知識をもとに、実際に地域に出かけ、課題解決力と協調性を発揮し、地域の課題解決に貢献することを目標としている。この実習活動を通して、学生たちは社会人に必要な力（課題発見・解決力、コミュニケーション力、自己管理能力）を身につけ、地域社会が抱えている課題について考え、その解決に向けてのさまざまなアイデアを共有し、実践することができる。またこの活動は、学生たちにとって地域住民との交流を通じ将来の自分がどのように生きていくべきか、そのために何が必要かなどについて考える機会を与えている。具体的な活動としては、黒崎商店街でのイベント開催などを企画する「黒崎商店街活性化活動」、小学生や保護者を対象に救命講習・防災クイズ・防犯講習などを行う「安全安心教育活動」などである。

2. 八幡東区におけるシビックプライドを育む活動

本学の立地する八幡東区は長期に渡って人口減少、高齢化傾向にあるが、交通の利便性や生活環境の良さから近年では転入超過に転じている。しかし、その一方で新住民の地域意識の醸成、さらには新旧住民間、世代間、地区間の断絶の解消などが新たな地域課題となっている。現代ビジネス学部地域経済学科「地域づくりコース」では、主たる活動場所を中央区商店街と八幡駅前国際通り地区として、多様な地域アクターと連携し、にぎわいづくりや住民交流機会の創出に継続的に取り組んでいる。

特に八幡大空襲の経験、「製鐵のまち」として栄えた時代の記憶の住民への敷衍、次世代への継承については、継続的な取り組みとして行っている。その他の具体的な活動としては、平成 30(2018)年から本学学園祭における地域連携の促進、令和元(2019)年から『やはたアートフォレストパレットの樹』への企画参加などがある。

3. 持続可能な開発目標に寄与する、留学生と行く SDGs 旅行『BENTO JOURNEY』

現代ビジネス学部地域経済学科「観光ビジネスコース」では、国連が持続可能な開発目標として定めた SDGs について学び、観光を通じて SDGs をジブンゴトとして捉えるための旅行企画『BENTO JOURNEY』を立案した。これは、留学生とその日本の友人が北九州に滞在し、旦過市場で購入した食材を余すことなく使って弁当を作るほか、プロの写真家から映える写真の撮り方を習い SNS に投稿し獲得した「いいね！」の数だけを SDGs 関連企業に寄附するものであり、子ども食堂で子どもたちと一緒に弁当を作ることで、アジア圏の留学生にも自国とは異なる日本の貧困の実態について理解を深めてもらうのが狙いである。

本企画は、「第 3 回東京女子大学ビジネスプランコンテスト」で奨励賞を受賞したほか、早稲田佐賀中学校で生徒たちとともに SDGs のアクションプランについて議論するなど精力的な活動を続けている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 25(1950)年度
所在地　　福岡県北九州市八幡東区平野 1-6-1
　　福岡県北九州市八幡西区黒崎 3-15-3　コムシティ 2 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法律学科
現代ビジネス学部	地域経済学科　国際社会学科
経済学部※	経済学科　経営学科
国際関係学部※	国際関係学科
法学研究科	法律学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施　　11 月 18 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 19 日	11 月 19 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

14 京都先端科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

未来につながる課題を自ら設定し解決できる先端人材を輩出、社会が目指すべき姿を構想し実現に向けた諸課題の解決につながる先端学術研究を実践する等、使命・目的を明確に設定し複雑かつ複合的な問題に挑戦できる人材像を具体的かつ簡潔に説明している。社会情勢を踏まえて継続的に使命を検証し、建学の精神を発展的に改めている。使命・目的は教職員及び役員の理解と支持を得ている。教育目的は公式行事の場やホームページ上において公開し、中期経営計画は、PDCA サイクルの一環として確認し内容を年度ごとに更新している。平成 31(2019)年の大学名変更の際に、建学の精神、教育目的を踏まえて、各学部、各学科及び大学院各研究科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を新たに策定し、その構成は使命（建学の精神の実践）との整合性が意識されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが大学、各学部、各学科で策定され、大学案内・ホームページ等により周知されている。教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備・運営に関しては、オフィスアワー制度、TA(Teaching Assistant)などにより適切に行っている。キャリア支援に関しては、キャリアサポートセンター、インターンシップセンターなどを設置し、適切な支援体制がとられている。大学学生委員会、学部学生委員会、学生センター、保健室、学生相談室、「障害学生支援室」が連携して、学生生活安定のための支援が行われている。新キャンパスも含めて校地、校舎等の学修環境は適切に整備されている。学生生活全般にわたる意見や要望が、大学学生委員会、大学評議会、教授会により教職員に共有されている。

〈優れた点〉

○学生の学内生活を SNS 上に発出し、高校生の認知や学生の受入れに役立てている点は評価できる。

○留学生に対して、卒業後も在留することを想定した留学生専用のガイダンスが行われ、大学の個性を生かした支援に取組んでいる点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定され、履修要項及びホームページで周

知されている。進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が策定され、履修要項等により周知されている。ディプロマ・ポリシーを背景にカリキュラム・ポリシーが策定され、履修要項及びホームページにより周知されている。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成されている。令和 2(2020)年度から「教育開発センター委員会」を改組し、教授方法の改善等を図っている。学修成果はアセスメント・ポリシーとして、履修要項等に明示されており、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査が実施されている。授業評価アンケート、FD(Faculty Development)研修会等を活用し、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善を行っている。

〈優れた点〉

○京都の企業や海外に進出している企業での長期インターンシップに参加できる「アドバンスト・インターンシップ・プログラム(AIP)」及び「グローバル・インターンシップ・プログラム(GIP)」、学内設置の店舗「京學堂」での体験学習、「作物栽培実習」等、授業内容・方法が工夫されている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントは学長が議長である大学評議会が大学の方針や計画について審議等を行い、そのもとに各教授会、研究科委員会、各種委員会がそれぞれの教育や運営を担っている。また、学長が任命する副学長、各学部長や各センター長が学長を補佐している。教学マネジメントを支える組織として、教務センター、「教育開発センター」を置き、必要な教職員を配置している。教授会の位置付けや役割についても明確になっている。教員組織は設置基準を充足している。「教育開発センター」が主導する全学の FD 研修に加え、各学部、各学科において FD 研修が行われている。「教育開発センター」が主催する形で SD(Staff Development)研修会を単独又は FD 研修会と合同で毎年複数回開催されており、教員と職員が共に参加している。教員には、個人研究費の支給、学術出版及び共同研究や国内外の留学などの各種研究助成、科学研究費助成事業等の公的研究費の執行に係るオンラインシステムなどの環境を提供し、内容を検討し、研究倫理審査を義務付けている。

〈優れた点〉

○教員の人事評価において、「教育重視型」「実習重視型」「教育・実習型」「教育・研究型」「研究特化型」のいずれかのタイプとして行うなど、公平性を高める工夫をしていることは評価できる。

○職員人事考課制度の実施については、日常業務において所属長と課員との人事考課面談や日常のコーチングにより部下の育成を図るとともに、組織目標に基づいた個人目標の設定を行い、その達成・貢献度合を評価し、昇給、昇任等へ反映させていることは評価できる。

○総合研究所に「アクティブヘルス支援機構」を設置するなど、学部横断型研究を実施する環境を整備していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人及び大学は寄附行為、法人の管理運営規則、事務分掌規程、会計規程、就業規則等関連の諸規則の統制のもと、理事会の決定を踏まえ、中期経営計画、年次の事業計画に基づいて組織運営が行われ、経営の規律と誠実性が担保され、使命・目的を実現する努力がなされている。環境問題については省エネルギー化に取組んでおり、人権についても学内外の各種研修に教職員が参加している。寄附行為第 23 条に基づき理事会を設置し、重要事項を審議、決定するなど、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定が行える体制を整えている。理事会及び評議員会に学長、副学長、学部長、事務局長等が参画することで、意思決定において、法人及び大学間の連携と意思疎通が図られている。中長期的な計画に基づく財務運営が行われており、安定した財務基盤と使命・目的及び教育目的の達成のための収支のバランスが保たれている。学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適切に実施している。監査については、期中監査・期末監査・決算監査が監査法人によって実施され、その期間中に監事との意見交換の場を設け情報の共有化を図っている。

〈優れた点〉

○「学長補佐会」「将来構想検討部会」「提案 BOX」により、教職員の課題意識やアイデアをくみ上げ、施策として実現していることは評価できる。

○常勤監事による締結予定の契約の全件確認や英語の授業の視聴、また教学部門の定例会議に参加し、運営状況の把握や問題点の改善を促すなど、監事として積極的に業務内容や教学実態を把握していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

全学的方針として、令和 2(2020)年、大学評議会にて「京都先端科学大学　内部質保証に関する方針」について審議等を行い、同時に、組織体制を整備した。大規模な大学ではないことを生かして、内部質保証のための組織を別組織として作るのではなく、既に従来から存在している大学評議会が内部質保証の役割を果たしている。内部質保証のための責任体制は、大学部門の内部質保証の組織が大学評議会であるため、大学評議会議長である学長が責任者を務めている。学則第 1 条の 4 及び大学院学則第 2 条において規定された「自己点検・評価委員会」は、「点検・評価の実施の項目の設定」等を審議・決定している。大学評議会は、アセスメント・ポリシーに従ってさまざまな報告を受け、大学全体のディプロマ・ポリシーの達成状況を、外部テスト、学生満足度調査、学生ポートフォリオ、課外活動の状況、休学率、退学率などの指標で検証している。

総じて、大学は、大学名及び法人名の変更並びに新キャンパスの開設などを経て、建学の精神を発展的に改定し、その使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーなどに基づき運営されている。教職協働により学修支援が機能し、成績評価及び単位認定等も適切に行われている。教授会等の教学組織については、学長のリーダーシップのもとに適切に運営され、法人の管理運営組織も理事長のもとで諸規則に基づき運営されている。また、内部質保証における全学的方針と組織体制を整備し、調査等の検証を行うことで改善・改革に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 実践的英語力の修得
2. 専門性
3. 国際社会人基礎力

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

未来につながる課題を自ら設定し解決できる先端人材を輩出、社会が目指すべき姿を構想し実現に向けた諸課題の解決につながる先端学術研究を実践する等、使命・目的を明確に設定し複雑かつ複合的な問題に挑戦できる人材像を具体的かつ簡潔に説明している。「リベラルアーツ教育の充実」「高度な専門教育の充実」「課題発見・解決能力の発展」「教育の国際化」「総合大学としての学際的教育」等、分野が高度に連携・融合した、特色ある先端的な教育を実践することが特色として中期経営計画にうたわれ、ホームページ等にも簡潔に示されている。目指すべき目標・方針・施策については、定例会議などを通じて全教職員間で共有され共通認識が図られている。平成 30(2018)年度より着手した改革を更に加速すべく、平成 31(2019)年 4 月、大学名及び法人名を「京都先端科学大学(Kyoto University of Advanced Science)」「学校法人永守学園」に変更し、社会情勢を踏まえて使命を見つめ直し、建学の精神を発展的に改定している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
教育目的は大学学則、大学院学則に明示し、現行の大学の目的、各学部、各学科の教育目的は教授会及び大学評議会の議を経て決定するなど、教職員の理解を得ている。学則の制定・改廃は、大学の手続きを経て、理事会で行われており、理事会役員の理解と支持を得ている。大学院研究科ごとの教育目的は簡潔かつ明確に文章化され、入学式、卒業式などの公式行事の場やホームページ上において公開している。
中期経営計画は、毎年の進捗状況を PDCA サイクルの一環として確認し、内容を年度ごとに更新している。第 1 次中期経営計画の 5 年間経過時には総括を実施し、評価結果の公表を予定している。平成 31(2019)年 4 月の大学名変更の際に、建学の精神、教育目的を踏まえて、各学部、各学科及び大学院各研究科の三つのポリシーを新たに策定し、その構成は使命（建学の精神の実践）との整合性が意識されている。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが大学、各学部、各学科で策定され、大学案内・ホームページ等により周知されている。大学院についても、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが大学院全体、各研究科で策定され、大学院案内・ホームページ等により周知されている。また、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問により、直接ステークホルダーへ周知されている。入学者受入れの実施とその検証に関しては、入試区分ごとに定めた重点評価項目を公開し、検証が行われている。
入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に関しては、一部の学科で収容定員未充足という状況であるが、広報活動の強化、高校訪問の広域化、カリキュラムの強化などによ

り、改善策が講じられている。

〈優れた点〉

○学生の学内生活を SNS 上に発出し、高校生の認知や学生の受入れに役立てている点は評価できる。

〈参考意見〉

○バイオ環境学部バイオサイエンス学科及び食農学科の収容定員充足率が低いので、入学者確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備・運営に関しては、オフィスアワー制度、TA などにより適切に行われている。障がいのある学生の配慮に関しても、「障害学生支援室」を設け、指導教員と担当職員が連携し、適切な支援が行われている。中途退学や休学及び留年への対応については、指導教員との面談を義務化し、面談記録を残すなどの支援体制が整備されている。また、全研究科においては、演習担当者が学位論文の指導教員となり、担当教員全員がグループとなって学生一人ひとりの研究状況を把握するなど、学修支援の充実を図っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援に関しては、キャリアサポートセンター、インターンシップセンターなどを設置し、適切な支援体制がとられており、その中で進路支援、能力開発支援、キャリア形成支援、就職支援など、適切な取組みが行われている。また、国内外のインターンシップやキャリア教育に関する科目が設置されるなど、グローバルなキャリア支援が積極的に行われている。加えて、海外インターンシップの実施や 3 か月間の特別プログラム策定に関して「尖端就活塾」の活動が加わり、社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。

〈優れた点〉

○留学生に対して、卒業後も在留することを想定した留学生専用のガイダンスが行われ、大学の個性を生かした支援に取組んでいる点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学学生委員会、学部学生委員会、学生センター、保健室、学生相談室、「障害学生支援室」が連携して、学生生活安定のための支援が行われている。学業やクラブ活動の成績優秀者への給付奨学金をはじめ、経済的困窮に対する貸与奨学金、外国人留学生に対する授業料減免制度など、経済的支援を整備している。令和 3(2021)年度からは、留学生に対して、学生ボランティアによる支援「バディ・プログラム」を行うこととし、学生生活の支援策についても配慮されている。

京都亀岡キャンパス及び京都太秦キャンパスに専任の臨床心理士を配置し、メンタル面での支援も施されている。加えて、キャンパス間のシャトルバスの運行が手配されており、学生の移動への支援策が整備されている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

新キャンパスも含めて校地、校舎等の学修環境が適切に整備されている。図書館や ICT（情報通信技術）施設等、開館・閉館時間を管理し、教育目的の達成のために快適な学修環境と有効活用が図られている。また、バリアフリーを含めた環境の整備をはじめ、耐震調査を実施し適切な補強工事等を行い、施設・設備の安全性や利便性が図られている。

開講クラス数を状況に応じて調整し、適切なクラスサイズを設定するなど、教育効果を損なうことがないよう学修しやすい環境を整備している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学生の意見・要望を授業評価アンケートや学友会との懇談等で把握・分析し、授業改善及び学修環境の改善に役立てている。学生生活全般にわたる意見や要望が、大学学生委員会、大学評議会、教授会により教職員に伝達し共有されている。また、学生自治組織である学友会は、下部組織の意見・要望を取りまとめて、毎年大学側と折衝することで要望を伝えている。折衝に際して、大学側は学生の経済的な支援要望や精神的な支援要望を把握・分析し、学修環境のハード面・ソフト面の改善につなげている。特に、経済的な支援に際しては、留意されている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
大学創立 50 周年を節目として改正された教育目的と、大学、各学部、各学科のディプロマ・ポリシーは合致しており、履修要項及びホームページにより周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が策定され、履修要項等により周知されている。

設置基準等に規定された学修の成果に係る評価等の基準の学生への事前の明示については、学部の教務委員会がシラバスの記載をチェックしている。現在は、改正された教育目的に基づいて設定された新カリキュラムと、旧カリキュラムの 2 種類が運用されており、教職員・学生を含めた改革が進行中である。改革に伴い、学則上の成績評価基準が 4 段階評価（優良可否）から 5 段階評価(SABCF)へ変更となり、単位認定基準、進級基準、卒業

認定基準、修了認定基準等により厳正な適用が行われている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、履修要項及びホームページにより周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保されている。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成されている。具体的には、大学のディプロマ・ポリシーに対応した科目として、大学共通コア科目が提供され、各学部、各学科のディプロマ・ポリシーに対応した科目として、専門科目が提供されている。履修登録単位数の制限が行われ、大学では教養教育が適切に行われている。授業方法としてはアクティブ・ラーニングが推進されている。工学部においては、英語で授業が行われており、他の学部でも令和7(2025)年度からは英語で授業が行われる予定である。また、令和 2(2020)年度から「教育開発センター委員会」を改組し、教授方法の改善等を図っている。

〈優れた点〉

○京都の企業や海外に進出している企業での長期インターンシップに参加できる「アドバンスト・インターンシップ・プログラム(AIP)」及び「グローバル・インターンシップ・プログラム(GIP)」、学内設置の店舗「京學堂」での体験学習、「作物栽培実習」等、授業内容・方法が工夫されている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法をアセスメント・ポリシーとして定め、履修要項等に明示し、学生の学修状況、資格取

得状況、就職状況の調査を実施している。大学で積極的に実施しているインターンシップの際には、企業側から学生に対する評価の情報収集をしている。授業評価アンケート、FD研修会等を活用し、学修成果の点検・評価の結果をもとに教育内容・方法及び学修指導の改善を行っている。新カリキュラムの大学共通コア科目で四つのルーブリック（レポート、情報リテラシー、コミュニケーション、プレゼンテーションの課題ルーブリック）を策定し、科目を超えて学修評価の客観的指標をもつためにルーブリックの活用を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントは、学長が議長である大学評議会が大学の方針や計画について審議等を行い、そのもとに各教授会、研究科委員会、各種委員会がそれぞれの教育や運営を担っている。また、学長が任命する副学長、各学部長や各センター長が学長を補佐している。教学マネジメントを支える組織として、教務センター、「教育開発センター」を置き、必要な教職員を配置している。教授会などの組織上の位置付け及び役割は明確となっており、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織は設置基準を充足している。専任教員の採用・昇任に関して、必要な手続きを

「大学教員採用及び昇任審査規程」として定め、適切に運用している。

教学マネジメントを推進する上で、FD 研修を重視し取組んでいる。「教育開発センター」が主導する全学の FD 研修に加え、各学部、各学科においても行われている。授業評価アンケートの結果をもとに「学生アンケートによる授業評価賞」に選出された教員の授業公開や、教職員の学外の FD 研修への参加を促進している。また、FD 研修への参加を教員の人事考課の対象項目としている。

〈優れた点〉

○教員の人事評価において、「教育重視型」「実習重視型」「教育・実習型」「教育・研究型」「研究特化型」のいずれかのタイプとして行うなど、公平性を高める工夫をしていることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「教育開発センター」が主催する形で SD 研修会を単独又は FD 研修会と合同で毎年複数回開催しており、教員と職員が共に参加している。また、令和 2(2020)年 1 月より研修コースとして多彩でかつ時間を選ばず出張の必要がない e ラーニングでの SD 研修も導入している。

職員人事考課制度は、令和元(2019)年度に新制度に移行し、従来の情意考課及び能力考課に業績考課を加え、組織目標に基づいた個人目標の設定を行い、その達成・貢献度合を評価し、昇給・降給、昇任・降格、賞与へ反映している。

〈優れた点〉

○職員人事考課制度の実施については、日常業務において所属長と課員との人事考課面談や日常のコーチングにより部下の育成を図るとともに、組織目標に基づいた個人目標の設定を行い、その達成・貢献度合を評価し、昇給、昇任等へ反映させていることは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

個人研究費の支給や新規採用教員へのパソコンの支給をはじめ、学術出版及び共同研究や国内外の留学などの各種研究助成、科学研究費助成事業等の公的研究費の執行に係るオンラインシステムなどの環境を提供している。

「大学の研究不正対応に関する規程」や「公的研究費の運営管理及び監査規程」を定め専任教員には毎年必ず参加させるコンプライアンス研修の開催など、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為を防止した研究環境の整備を行っている。

また、人を対象とする研究を行うに当たっては、研究倫理審査を受けることを義務付け、研究実施までにｅラーニングプログラムの受講を完了することを義務付けている。

〈優れた点〉

○総合研究所に「アクティブヘルス支援機構」を設置するなど、学部横断型研究を実施する環境を整備していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学は寄附行為、法人の管理運営規則、事務分掌規程、会計規程、就業規則等関連の諸規則の統制のもと、理事会の決定を踏まえ、中期経営計画、年次の事業計画に基づいて組織運営を行うことで、経営の規律と誠実性を担保し、その使命・目的を実現するために継続的な努力がされている。

環境問題については節電対策や LED 照明への切替えなど省エネルギー化に取組んでおり、ハラスメント防止への取組みや人権問題を含む学内外の各種研修に教職員が参加している。公益通報に関する規則を定めている。また、キャンパスごとに消防計画規程を制定し、火災、地震などの危機管理体制を整備し定期的に消防訓練を実施している。私立学校法第 47 条に基づき学校法人財産目録等を閲覧に供し、法令で指定された大学情報についてホームページに公開している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 23 条に基づき理事会を設置し、重要事項を審議、決定するなど、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定が行える体制を整えている。また、理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われている。外部理事を含め、理事の理事会出席状況は概ね良好である。機動的で円滑な管理運営を図るため、理事会の業務決定権限の一部を委任する組織として常任理事会を設置している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会に学長、副学長、学部長、事務局長等が参画することで、意思決定において、法人及び大学間の連携と意思疎通が図られている。

理事長のリーダーシップのもと、学長は副理事長、監事と常時連携しそのサポートも受けながら、大学運営を統括している。

大学運営に関する問題提起や改革につながる提案を広く教職員から募るため、「提案 BOX」を設置し、経営幹部に直接届く取組みをしている。

監事や評議員の選任は適切に行われている。監事は 3 人体制で、会計監査、教学監査を含めた業務監査を実施し、法人の諸事業・業務の決定、執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックする体制となっている。

〈優れた点〉

○「学長補佐会」「将来構想検討部会」「提案 BOX」により、教職員の課題意識やアイデアをくみ上げ、施策として実現していることは評価できる。

○常勤監事による締結予定の契約の全件確認や英語の授業の視聴、また教学部門の定例会議に参加し、運営状況の把握や問題点の改善を促すなど、監事として積極的に業務内容や教学実態を把握していることは評価できる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく財務運営が行われており、安定した財務基盤と使命・目的及び教育目的の達成のための収支のバランスが保たれている。

受験者数の減少、入学者の定員未充足、中途退学などにより収入に対する学生生徒等納付金収入の割合が低くなっているが、寄附金、補助金など外部資金を積極的に確保しているため、収支のバランスが保たれている。例えば、大学開学 50 周年記念事業の寄附金の募集活動、令和 2(2020)年度の新学部創設に伴う地方自治体や企業からの寄附金の受入れ拡大などにより支出超過率が抑えられている。

補助金では、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に選定され、4 年間の事業として補助金を獲得している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づき適切な会計処理を行っている。

会計処理は、各部署に設定された業務別予算で管理が行われており、高額な予算執行については、会計基準に基づき起案決裁の手続きと競争見積りを行っている。

決算時には、各業務の予算執行が適正に行われたのか各部署で検証し、決算報告書とともに事業報告が提出され大学全体で取りまとめている。

監事は 3 人体制で、令和 3(2021)年度からは 2 人が常勤監事となり、監事には学内の契約締結に関し事前相談や契約書のチェックを義務付け、実質的な「事前監査」を実施している。監査法人による監査については、期中監査・期末監査・決算監査が実施され、その期間中に監事との意見交換の場を設け情報の共有化が図られている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的方針として、令和 2(2020)年 4 月の大学評議会にて「京都先端科学大学　内部質保証に関する方針」について審議等を行い、同時に、組織体制を整備した。大学部門の内部質保証に関する組織を大学評議会としており、内部質保証のための恒常的な組織体制が組まれている。大規模な大学ではないことを生かして、内部質保証のための組織を別組織として作るのではなく、既に従来から存在している大学評議会が内部質保証の役割も果たしている。内部質保証のための責任体制としては、大学部門の内部質保証の組織が大学評議会であるため、大学評議会議長である学長が責任者を務めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 4 及び大学院学則第 2 条において規定された「自己点検・評価委員会」は、「点検・評価の実施の項目の設定」等を審議・決定している。各部署がデータを整理・編集した上で作成し、それに基づいて、自己点検評価書を作成している。自己点検評価書は大学評議会に報告され、ホームページに掲載し、社会に公表している。令和元(2019)年度、「IR 推進委員会」を新設、令和 2(2020)年度からは IR 機能の構築のために平成 25(2013)年 10 月に設置した「教育開発センター委員会」全体の取組みとして、①授業評価アンケートの分析②学生意識調査（旧：学生満足度調査）③新入生アンケート④卒業生アンケート⑤卒業後アンケート⑥学修時間調査―の大学教育に関する情報の収集、調査、分析及び情報の発信をしている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学評議会は、アセスメント・ポリシーに従ってさまざまな報告を受け、ディプロマ・ポリシーの達成状況を、外部テスト、学生満足度調査、学生ポートフォリオ、課外活動の状況、休学率、退学率などの指標で検証している。また、教育開発センター長の出席を得て、学生個々の到達度を可視化する「学修ポートフォリオ」の導入については、大学評議会にて審議を行い、大学評議会が教学マネジメントの中心組織として機能している。自己点検・評価の結果は自己点検評価書としてまとめられ、大学運営の改善・向上に役立てられており、平成 30(2018)年度自己点検評価書において、各基準項目で改善・向上方策として取上げられたことを実行している。認証評価の結果は、その内容を大学評議会、理事会に報告され、平成 26(2014)年度の認証評価の際に大学に提示された調査報告書については改善対応済みである。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携

Ａ－1.「地域社会との連携」の目的

A-1-①　「地域社会との連携」の目的の明確性

A-1-②　「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

Ａ－2.「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動

A-2-①　「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動の多様性

A-2-②　「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における地域社会への貢献

A-2-③　「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における教育的価値

Ａ－3．学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動

A-3-①　学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の多様性

A-3-②　学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の地域社会への貢献

A-3-③　学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の教育的価値

【概評】

「京都発世界人財」の育成・輩出を「地域社会との連携」の目的として明確に掲げ、具体策として「研究・連携支援センター」を設置した。「研究・連携支援センター」の主導により、京都亀岡キャンパスでは、亀岡商工会議所、亀岡市と「食・農に関する連携協定書」を締結し、食農関連事業及び学生の実践教育に関して相互連携を行っている。また、平成 30(2018)年度、亀岡市が「内閣府近未来技術等社会実装事業」に採択されたことを受け、大学は経済産業省の「J-Innovation HUB 地域オープンイノベーション拠点選抜制度」に応募・採択された。現在は、京都亀岡キャンパスを産学連携の拠点とするべく、企業との共同研究施設「オープンイノベーションセンター」の整備を検討している。京都太秦キャンパスでは、地域の他の 5 大学と「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を結び、人

的・知的資源の交流・活用に努めている。

文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に採択された「北京都を中心とする国公私・高専連携による京都創生人材育成事業」に参加し、「新 京食材」プロジェクト発表会等による京の加工食品づくりの支援、7 府立高校等との高大連携協定による高校生へ講義等、多様な活動を行っている。COC+事業は令和元(2019)年度末に終了したが、「オープンイノベーションセンター」による、同様の事業を構想している。

学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動としては、「古屋の記憶継承プロジェクト」「かめおかまるごとスタジアム構想」「京學堂を中心とする宕陰地域での活動」「嵐山における 12 連筏の復活プロジェクト」「亀岡祭」「こどもシゴト博＠右京 2019」がある。加えて、南丹地域に重点を置いた企業説明会やインターンシップにより、地域との連携を強化している。また、各種京野菜の品種改良・栽培技術の開発等や地域企業の教育への参画を通して、「京都発世界人財」の育成・輩出に努めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 実践的英語力の修得

少子高齢化社会の日本の未来を考えると、社会で生き残るためには視野を日本だけでなく世界に拡げる必要がある。よって、本学は世界で活躍する人材育成のために 140 年の歴史でオリジナルメソッドを持つベルリッツと提携し「使える英語」を修得するプログラムを導入・実施している。

1. 初年度生においては、すべての学生が入学時から TOEIC 換算 250 点（注）以上のアップを達成できるよう大学を上げて集中英語プログラムを必修化し、全面支援する。
（注）工学部を除く。

(2) 1 クラス 15 人（英会話：外国人講師）から 30 人（英語：日本人講師）規模の少人数制でかつ、英語学習総時間数は従来比大幅に増加、学生一人ひとりが専門性と英語力を兼ね備え、世界に羽ばたく「グローバル人材」となるように設計。

(3)運営にあたっては、本学の英語専任教授のマネジメントの下、ベルリッツのプロの講師を動員し、全学スケールでの導入に対応。

2. 専門性

本学 5 学部 11 学科の各特定専門分野を深く学び、追求する経験で専門性を身につけると同時に物事の本質を見極める力を養う。具体的には産学連携、地域連携、インターンシップ制度等を強化することで、実際に社会、地域が抱える課題に取り組むカリキュラムを組み込み、いまの社会が必要とする、自分で考え、課題を見つけ出し解決する「課題解決力」を涵養する。

3. 国際社会人基礎力

社会が求める実践力を備えた人材を養成するため、社会人としての基礎的な知識や教養を身につけるのはもちろん、グローバル化する現代社会に貢献し、生き抜くために主体的に学び続ける力、自分で考え抜く力などさまざまな力を養う。

そこで、本学は「SLS（スポーツ・ライフスキル）」を令和元(2019)年度より導入した。体育を必修化することで、身体を動かし知的活動を活発化させることに加え、グループ・チーム内での自らの役割を理解することでチーム力、及びコミュニケーション力、チームワークを引きあげるリーダーシップなど社会に出て必要な実践力を身につける。さらに、現代のグローバル社会について、主要な課題ごとに学ぶ新たなスタイルの教養科目「未来展望科目」も導入し、「コミュニティの再生」、「生命の歩みと未来」、「グローバリゼーションと多様性」、「科学技術の革新」、「クオリティ・オブ・ライフの探究」の科目を3人の教員が異なる視点で5回ずつ講義し、幅広い教養を身につけるとともに課題発見・解決力を養成する。

日本だけでなく、世界的にも目まぐるしい社会変化の中、学生自ら考え、生き抜き、世界で活躍する人材となるための基礎能力を備える人材を育成していく。

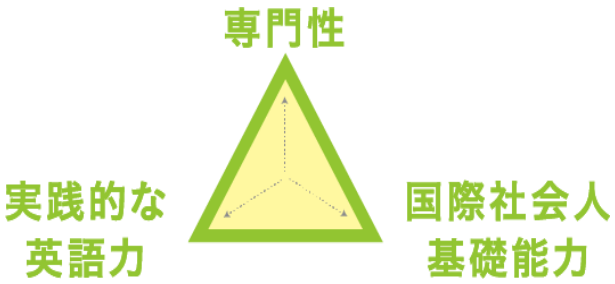

Ⅳ　大学の概況（令和3(2021)年5月1日現在）

開設年度　　昭和44(1969)年度
所在地　　京都府京都市右京区山ノ内五反田町18
　　京都府亀岡市曽我部町南条大谷1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済経営学部	経済学科　経営学科
人文学部	心理学科　歴史文化学科
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科　バイオ環境デザイン学科　食農学科
健康医療学部	看護学科　言語聴覚学科　健康スポーツ学科
工学部	機械電気システム工学科
法学部※	法学科
人間文化学部※	歴史民俗・日本語日本文化学科
経済学研究科	経済学専攻
経営学研究科	経営学専攻

人間文化研究科	人間文化専攻
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻
工学研究科	機械電気システム工学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

15 桐生大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」は学則第 1 条に明確に示され、また、使命・目的も学則第 1 条の関連で示されている。学則第 5 条において学部及び学科ごとに教育目的は簡潔に文章化している。変化への対応についても状況に対応している。使命・目的及び教育目的を策定時に役員や教職員に説明するとともに、採用された教職員に対しても、大学案内等を示して説明し、理解と支持を得ている。外部に対しても大学案内で周知している。中期計画にも位置付けされている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映もされている。教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、学部・学科ごとに定められ公開されている。アドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っている。令和 3(2021)年度は全学科で入学定員を充足している。学修支援については、教員が主なメンバーである教務委員会と教務・学生課が密接に連携しながら行っている。シラバスには、兼任教員も含めてオフィスアワーを記載し、学生への対応を行うが、そのほかに、チャット機能も活用している。大学院を設置していないため TA(Teaching Assistant)は置いていない。キャリア支援は教育課程もキャリア教育を包含した内容となっている。学生サービスは学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターなどで支援している。学生が健康を維持し、安定した学生生活を送ることができるように支援している。修学や課外活動等に対する学修支援では、全学生に「学生生活実態調査」を実施し、改善に反映させている。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めて学内外に対して周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を策定し厳格に運用している。シラバスの確認は、担当以外の教員が行い、適正でない場合は改善・指導を行っている。教養教育については、教養教育推進委員会で実施している。教授方法の工夫として学修者が能動的に学修に取組めるような教授・学修法の導入を促進している。科目ごとのシラバスにディプロマ・ポリシーとの対応を明確に示しており、その成績評価により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を把握している。また、多様な尺度・指標や測定方法として独自のアセスメント・ポリシーを設定し、それに基づき学修成果や学生の意識・満足度な

どを把握している。教育内容・方法及び学修指導などの改善に向けて、主に教務委員会において授業評価アンケートの結果を点検・評価している。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を置き、職務を明確に定め、また、「組織機能規程」で学長の責務を定めている。意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って実施するため適切に職員を配置している。FD(Faculty Development)研修は、FD 委員会を中心に組織的に実施している。職員の資質・能力向上のための研修を実施している。コロナ禍の令和 2(2020)年度はオンデマンドを活用し教職員全員が受講している。また、研修の実施成果についても学内での情報共有を図っている。

人事評価についても実施しており、次年度の職能資格給、進級運営、登用といった形の昇給・昇任の制度が「教職員給与規程」「専任事務職員給与に関する内規」等において規定され、実施されている。理化学実験室、動物実験施設を整備する等、研究施設は整備されている。研究倫理教育としては e ラーニングの受講を教員に義務付けている。また、研究費の配分、管理、使用等に関する必要な事項を定めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき理事会、評議員会等を開催し、監事を監査機関として位置付け関連規則により事業を実施している。「第二次中期経営計画（令和 3(2021)～令和 7(2025)年度）」を策定し、継続的な努力を行っている。

地球温暖化対策への貢献、人権侵害としてのハラスメントを防止する施策を行うなど環境や人権に配慮した取組みを行っている。法人と大学との意思決定は運営協議会と、理事長、内部監査室長、学長等の定例ミーティングにより意思疎通と連携を図っている。「中期計画 TRUST」において、年次ごとの計画が定められており、教学及び経営力強化として有効に働いている。理事の業務執行の状況について監事による業務監査を実施することが必要である。

なお、安定した収入と支出のバランスが保たれている。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証の方針」として、基本的な考え方、組織体制及び PDCA サイクルの運用プロセスを明示している。自己点検評価委員会規程に基づき自己点検評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。自己点検評価委員会、内部質保証推進会議、理事会、監事等がチェックする仕組みを整備し内部質保証を担保している。中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証については、「経営・管理と財務」と「内部質保証」において実施し、その結果を内部質保証推進会議、理事会、監事等がチェックする仕組みを整備している。

総じて、開学以来、「社会に出て役立つ人間の育成」を建学の精神として、医療福祉の人材を養成して今日の大学になった。地域を主体とした医療福祉の発展に貢献している。現代社会の多様性に対する配慮もあるが、立地する地域での貢献度の向上に意欲もあり、更

なる発展が期待できると思われる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 助産師教育と看護師教育
2. 栄養学科の国家試験対策

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」は学則第 1 条に明確に示され、また、使命・目的も学則第 1 条で示されている。学則第 5 条において学部及び学科ごとに教育目的は簡潔に文章化している。三つのポリシーに加え、大学独自の三つのポリシー、すなわち ASSESMENT（修学成果評価）、STUDENT SUPPORT（学生支援）、RESEARCH（研究）の各ポリシーを定めるなど個性・特色の明示と工夫が見られる。変化への対応についても社会情勢等に対応しながら人材の育成を図るよう使命・目的及び教育目的を見直す体制を整えている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定時に役員や教職員が参画しており、採用された教職員に対しても、事務局が必ず大学案内等を示して説明し、理解と支持を得ている。外部に対しても大学案内で周知している。医療保健学部に看護学科と栄養学科を置き、情報化と医療の高度化・専門化、多職種連携、多様性への対応、そして少子高齢化に資する人材養成を行うための教育研究組織を整備している。中期経営計画への反映、三つのポリシーへの反映もなされている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則などに明示された学部・学科の教育目的に基づいて明確に定められ、大学案内やホームページで公開されている。また、オープンキャンパスや進路説明会などで、直接受験生や保護者に説明している。

アドミッション・ポリシーの内容は「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成され、別に「入学試験別の学力の 3 要素」を示すことにより、「入学者選抜の基本方針」を補足している。入試問題の作成は、大学自らが行っており、入学者の受入れについては、入学者選抜規程にのっとり、アドミッション・ポリシーに対応して適正に行っている。入学者選抜の妥当性については、入試広報委員会で検証を行っている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れ数については、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度にかけて、わずかながら入学定員未充足の学科があったが、令和 3(2021)年度は全学科で入学定員を充足している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、教員が主なメンバーである教務委員会と教務・学生課が密接に連携しながら行っている。その内容は、初年次教育の実施、編入生への指導、成績不振学生への補習講義や面談など多岐にわたっている。いずれも教職員協働によるもので、学修支援に関する方針に基づき計画を立案し、実施体制を整備した上で、役割を分担して運営している。特に、成績不振学生の修学意欲及び学力の向上、中途退学防止を目的とした個別指導制度を導入し、学生及び保護者との個別面談を行い、学修・履修計画について指導を行っている。

シラバスには、兼任教員も含めてオフィスアワーを記載し、学生の相談への対応を行っているが、そのほかに、オンライン授業などではウェブ会議システムのチャット機能も活用している。

大学院を設置していないため TA は置いていないが、専任・非常勤助手が、学内実験・演習・実習時のグループ指導や、臨地実習時の指導に携わり、教員の教育活動の支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

看護学科・栄養学科ともに、看護師・保健師、管理栄養士などの国家試験受験資格の取得を目的としており、卒業後の職業に直接結びつくものである。そのため、両学科の教育課程もキャリア教育を包含した内容となっており､インターンシップは実施していないが、学内施設での実習によりその機能を果たしている。就職ガイダンスは、学生支援センターを中心に対象者全体に対して行っている。随時の個別相談は、学生支援センターの職員及び担任が行い、就職活動に関わる相談や、進学など卒業後の進路に関わる相談に対応している。また、就職・進学には、国家試験の合格が必須のため、両学科に所属するほとんどの教員が、4 年次生を中心とした国家試験対策の活動に参加して指導を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導には、学生委員会が中心となり、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターなどを設置して支援している。また、奨学金などの経済的支援は、学生委員会と学生支援センターが連携して、日本学生支援機構などの各種奨学金の説明会や、申請のための指導及び申請時に必要な人物評価のための面接などの業務を行っている。クラブ・サークルへの支援では、学生委員会が、顧問・副顧問を推薦し配置し、予算の取りまとめを行っている。

学生の心身に関する健康相談や、心的支援、生活相談などは、ウェルネスセンターが中心的な役割を担っており、学生が健康を維持し、安定した学生生活を送ることができるように支援している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、大学設置基準を上回る校地や施設設備などを整備して有効に活用している。各学科の教育目的に沿った専門的な技術修得のための実習室を設け、必要な各種機器などを整備している。各教室をはじめ多くのエリアに学内無線 LAN のアクセスポイントを設置している。コロナ禍において、閉館日の増加や人数制限を行ったにもかかわらず、来館者による図書館利用が活発に行われている。図書館は十分な学術情報資料を有しており、アクティブ・ラーニング・スペースを設けるなど開館時間も含めて適切な利用環境を提供している。学生が自由に利用出来るコンピュータなどの ICT（情報通信技術）施設を整備している。校舎にはエレベータなどを設置し、障がいのある学生にはバリアフリーなど環境配慮を行っている。授業は、語学は少人数で行い、専門の講義科目はクラス分けで、実験・実習科目ではグループ分けをして指導する体制とし、教育効果が十分上がるよう工夫している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修、学生生活、施設設備に関する意見・要望については、ウェブサイトのアンケート作成ツールを利用して、全学生に「学生生活実態調査」を実施し、結果を学生委員会、大学運営評議会で検討し、改善に反映させている。同調査においては、学生の心身、経済的側面等、学生生活に関する設問に加え、自由記述欄を設け、丁寧に意見・要望をくみ上げている。また、施設、設備に関する要望についても設問を設け、学生委員会、管理課や大学運営評議会で検討し、必要に応じて対策を立て、改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めて、「学生生活ハンドブック」、大学案内、ホームページなどを通じて、学内外に対して周知している。このディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を策定している。また、GPA(Grade Point Average)が著しく低い学生に対して面談し、適切な履修計画や授業への取組みなどの学修上の指導や学生生活の指導に活用している。学生は GPA の結果を自分で確認することができ、自己の履修計画の点検材料として活用している。単位認定基準などの厳正な適用については、進級や卒業認定において、教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学科ごとにカリキュラム･ポリシーを定め、「学生生活ハンドブック」、大学案内、ホームページなどを通じて、学内外に周知している。学部共通科目・専門基礎科目・専門科目・教職専門科目といった科目群に基づき、ナンバリング制度や履修系統図により、教育課程を視覚的に体系化している。シラバスに授業の概要や到達目標、ディプロマ・ポリシーとの関連を示している。ディプロマ・ポリシーはホームページや学修支援システム「Campus Plan Web Service」を通じて、学内外に公表している。シラバスの確認は、担当以外の教員が行い、適正でない場合は改善指導を行っている。1 年間の履修単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つ対応をしている。また、教養教育については、教養教育推進委員会を設置し、適切に実施している。教授方法の工夫として、シラバスにアクティブ・ラーニングの項目を設け、学修者が能動的に学修に取組めるような教授・学修法の導入を促進している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

シラバスにディプロマ・ポリシーとの対応を明確に示しており、その成績評価により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を把握している。また、多様な尺度・指標や測定方法として独自のアセスメント・ポリシーを設定し、それに基づき、「学修行動等実態調査」「授業評価アンケート」「学生生活実態調査」「卒業時アンケート」を実施し、学修成果や学生の意識・満足度などを把握している。実施回数は少ないながらも、卒業生や就職先アンケートも実施し、学修成果の把握に努め、その結果をキャリアガイダンス時の学生指導に生かしている。アセスメント・ポリシーは、「学生生活ハンドブック」やホームページで周知している。

教育内容・方法及び学修指導などの改善に向けて、学生による授業評価の項目を FD 委員会で検討しており、授業担当教員に該当授業評価の集計結果を送付するとともに、主に教務委員会において授業評価アンケートの結果を点検・評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を置き、職務を明確に定め、定期的に情報や意見の交換を行っている。

大学運営評議会、教授会等をおき、使命・目的の達成のための教学マネジメント体制を構築している。また、学長がリーダーシップを発揮するため「組織機能規程」で学長の責務を定め、学則及び教授会規程で教授会の組織上の位置付け、役割を規定し、学長が教授会に意見を聴く教育研究に関する重要な事項を教授会規程で定め周知している。

意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に実施するため、大学運営評議会と教授会を毎月開催している。

「組織機能規程」に基づき、教学マネジメント遂行のために、能力、資格、専門性及び経験に配慮して、適切に職員を配置している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は設置基準で定める必要数を上回っており、学科に適切に配置している。教員の採用は原則として公募することとし、昇任も含め「教員の資格基準（大学)」「教員の資格審査運営規則」「教員資格基準審査の内規」等を整備している。

資格審査は、「教員の資格基準（大学)」に基づき、学長、副学長、学部長等で組織する審査会によって行い、判定案としてまとめ、大学運営評議会の議を経て最終判定としている。

FD 研修は、FD 委員会で実施事項を審議の上、FD 委員会を中心に組織的に実施し、PDCA サイクルの中で常に見直しを含めた検討を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修として外部機関の研修等を併用し、総務課を中心に組織的に実施し PDCA サイクルの中で見直しを行っている。コロナ禍の令和 2(2020)年度はオンデマンドを活用し教職員全員が受講している。また、研修の実施成果についても学内での情報共有を図っている。

人事評価についても実施しており、次年度の職能資格給、進級運営、登用といった形の昇給・昇任の制度が「教職員給与規程」「専任事務職員給与に関する内規」等において規定され、実施されている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

共同実験施設として、理化学実験室、動物実験施設を整備する等、研究施設は整備されている。動物実験については「動物実験委員会」を設け、動物実験施設の利用の手引きや動物実験に関する計画書が整備されている。また、遺伝子組換え実験について「遺伝子組換え実験安全管理委員会規程」が定められている。

研究者の行動規範を「桐生大学・桐生大学短期大学部における研究者の行動規範」に示し、また「研究活動の不正行為防止等に関する規程」「倫理委員会規程」「科学研究行動規範委員会規程」等を制定し運用している。

研究倫理教育としては、「一般財団法人校正研究推進協会(APRIN)・研究倫理教育 e ラーニングの受講」を教員に義務付けている。「教員個人研究費規程」「特別個人研究費・研究旅費助成実施規程」等を整備し、研究費の配分、管理、使用等に関する必要な事項を定めている。

また、令和 2(2020)年度から「みどりキャンパス学術交流会」により、研究成果の発表の場を提供するとともに、研究を介した学内の教員の交流及び相互理解を深める活動を始めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置付け、更に関連規則により事業を適切に行っている。

「第一次中期経営計画（平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度）」の結果を踏まえ、「第二次中期経営計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」を策定し、継続的な努力を行っている。

地球温暖化対策への貢献と環境教育の充実を目的として太陽光発電事業を行うとともに「研究等の対象となる個人の人権の擁護」を規定し、人権侵害としてのハラスメントを防止する施策を行うなど環境や人権に配慮した取組みを行っている。

法人は「リスク管理規程」を制定し、大学に関しては、地震、台風等、傷病・事故発生、漏電、漏水等あらゆる状況危機管理に関わる危機管理マニュアルを整備している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長の補佐機関として学長も構成員に入った運営協議会を毎月開催し、また、大学運営に関しては、大学運営評議会を毎月 1 回開催し、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

理事の選任は、寄附行為及び「理事会・評議員会規則」にのっとり行っている。また、理事会を定期的に開催し、理事の出席状況は良好であり、欠席時の意思表示を行う書面としての委任状についても適切である。

事業計画の確実な執行は、評議員会に諮問した上で、理事会で審議することによって担保している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学との意思決定は運営協議会と、理事長、内部監査室長、学長等の定例ミーティングにより意思疎通と連携を図っている。また、運営協議会に学長等が出席し、大学の諸施策等を審議し理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。また、学長は全員が参加する全教職員会を開催し教職員の提案をくみ上げている。

法人の運営協議会と大学運営評議会に理事である学長が出席することによって相互チェックする体制を整備している。

監事及び評議員の選任は、寄附行為及び「理事会・評議員会規則」にのっとり行っている。

監事は、理事の業務監査を行っていないが、財産の状況、経営面の監査は実施しており、評議員会への評議員及び監事の出席状況は良好である。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 37 条第 3 項に定める理事の業務執行の状況についての監事による業務監査が行われていないため、早期に業務監査の実施に関する体制、計画などを整備し、実施するよう改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第一次中期経営計画（平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度）」に基づく財務運営を行い、「第二次中期経営計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」では、これまで以上に経年的な投資・修繕計画等を入れた計画としており、経営基盤の安定化を図っていくこととしている。

予算制度を導入して、収入の変動にも対応できる体制を構築し、毎年度、各部門から提出された活動計画書と予算申請書をもとにして管理運営を図っている。

人件費比率が高くなってきているが、事業活動収支差額比率、経常収支差額比率は、全国平均と比較して健全であり、学生生徒等納付金比率も安定的に推移し、借入金はなく、

収入と支出のバランスが保たれている。

「中期計画 TRUST」において、年次ごとの KPI(Key Performance Indicator)が定められており、教学及び経営力強化として有効に働いている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づいて会計処理を適正に行い、「経理規程」「固定資産および物品管理規程」「資産運用規程」などを整備し、会計処理を行っている。

監事は理事会において業務の全般を監査し、公認会計士とも連絡を取合いながら職務を執行している。また、「監事監査規則」「公認会計士監査規則」「内部監査規程」等を整備の上、内部監査室を設置し、監事の職務を支援するために適切に執行されているか調査し報告している。なお、定期監査は規則どおり実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な方針として「内部質保証の方針」として、基本的な考え方、組織体制及び PDCA サイクルの運用プロセスを明示している。自己点検・評価の結果を自己点検評価委員会に報告し、チェックの後、内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備している。最高責任者は理事長とし、監事、評議員会、学長、法人事務局、内部質保証推進会議、自己点検評価委員会、IR 推進センター等が機能別に役割・責任を担っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価委員会規程に基づき自己点検評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。授業評価アンケートの分析、学生生活実態調査、卒業生・就職先アンケートなどの調査結果により、改善点を洗い出し、各種計画に役立てている。自己点検評価書や自己点検評価委員会議事録を全教職員が閲覧できる状況とし、自己点検評価書は、ホームページで公表している。

IR 推進センターを設置し、大学評価、教育、研究、社会貢献、管理運営等について調査、データの収集、分析、評価等を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、自己点検評価員会、内部質保証推進会議、理事会、監事等による教育の改善・向上の仕組みを整備し、実施している。

自己点検評価委員会、内部質保証推進会議、理事会、監事等がチェックする仕組みを整備し内部質保証を担保している。中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証については、「経営・管理と財務」と「内部質保証」において実施し、その結果を内部質保証推進会議、理事会、監事等がチェックする仕組みを整備している。

〈参考意見〉

○私立学校法第 37 条第 3 項に定める理事の業務執行の状況についての監事による業務監査が行われておらず、内部質保証システムの機能性の観点から改善が必要である。

基準Ａ. 地域との連携

A－1. 建学の精神に基づいた地域との連携活動

A-1-① 建学の精神と地域との連携の整合性

A-1-② 地域との連携の学内体制

A-1-③ 地域との連携の実施

【概評】

建学の精神、教育（基本）理念のもと、開学以来一貫して地域との連携を推進し、社会活動への参加、市民とのふれあい・交流を促進し、地域に根差した基盤を構築している。

運用に当たって大学は、「地域連携センター」を設置し、教職員協働で活動している。大学が設置されている群馬県みどり市、近隣の桐生市とは、それぞれ包括連携協定を締結し、みどり市健康講座、「こども造形教室」などを開催し、地域発展に貢献している。令和2(2020)年7月に「桐生大学・みどり市地域連絡協議会」が立上がり、第1回会議が開催された。令和3(2021)年2月には、第2回会議が開催されている。

また、「災害時における協力体制に関する基本協定」により、災害時の避難所・人的支援などを行っている。災害時における大学施設の提供、備蓄物資の提供、更には大学図書館、売店、レストランの市民利用等、広く地域に開かれた大学である。これらの地域との協働事業は、大学の持つ専門性、教育力、研究成果並びに学生の持つ機動力や学びの力というリソースを生かしていくことができる。地域が持つ教育力なども取込み、地域にも大学教育にも役立つ活動として、今後の発展に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．助産師教育と看護師教育

助産師の業務の中には、看護業務が内在していることから助産師教育は基本的には看護師の基礎教育をベースにして、その上に積み重ねていくべきである。このため、指定規則等でも助産師教育は看護師教育の上に積み上げられるものとして位置づけられている。

本学では看護学校・養成所を卒業している者、または卒業見込みの者を対象とした助産師の資格取得をめざす1年制の別科を設けている。

この別科では、医療現場での実習を中心に、分娩介助や妊産婦対象の保健指導、育児指導、また思春期や更年期の女性に対するサポート等、母子保健全般にわたるケア能力を身につける教育を行っているが、特徴としては学部との連携を重視している。特に学部の母性看護学領域と連携を重視して教育に当たっており、同キャンパス内にあることから、年々内部進学希望者が増加している。

学部の中で助産師課程を選択する学生は、助産師教育が過密になるばかりでなく、看護師教育も圧迫される、履修希望者が多いにもかかわらず履修できる者が制限されること等が課題であり、その点では別科にメリットはある。

他方、今後は助産師課程を再編し、学部（4年間）で教育できないか検討していきたい。

この理由は、学生・社会の要望が大きいためである。近年、助産師教育の一部が大学院や専攻科にシフトする一方で、引き続き学部の4年間で教育してほしいという声も年々強まっている。本学が位置する北関東では、学部で助産師国家試験受験資格を取得できる大学がいくつかあるが、どこも学部の助産師課程の枠が履修希望者に比べ非常に少なく、学生・社会の要請に応えきれていないと聞く。

本学の現在の別科助産師課程でも、「経済的な理由等で学部の 4 年間で助産師国家試験受験資格を取得したかった」という意見がある。

本学はこうした学生・社会の切実な要請にどう応えていくか検討していきたい。

2. 栄養学科の国家試験対策

栄養学科 4 年生のほぼ全員が受験する管理栄養士国家試験においては、学科が一体となって、きめ細やかな対策を行うことで全国平均レベルの合格率を維持してきている。

具体的には、学科長をトップに、教授、准教授、学科主任、4 年生の担任・副担任が主な方針を決定し、栄養学科教員へ伝達する等、栄養学科全体で指導体制を組織している。同時に、助教以上の教員も少人数（3-5 名）国試対策ゼミを担当するとともに、学習面のみならず心と体のサポートを行っている。また、模擬試験の結果（直近 3 回の平均）に基づき学生の習熟度別のクラス分けを行い、学生の状況に応じた指導方法をとっている。

なお、栄養学科でも PDCA サイクルを強く意識しており、教授会、学科会議、国家試験にかかる会議等を通して、学科全体で情報共有をするとともに、模擬試験結果の分析を踏まえた指導方針等を随時決定することでさらなる国家試験対策の強化につなげている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　群馬県みどり市笠懸町阿佐美 606-7

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療保健学部	看護学科　栄養学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 1 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

16 神戸芸術工科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学を擁する法人の建学の理念は「世に役立つ人物の養成」として、それを支える「四つの柱」とともに示されており、大学の使命・目的は「芸術工学」の教育研究として具体的かつ明確に定められ、教育目的は学部学科及び研究科専攻ごとに簡潔な文章で示されている。大学の個性・特色は、芸術的感性と豊かな表現を駆使する「デザイナー」「アーティスト」「クリエイター」及び「実践者」「研究者」「指導者」の養成とされ、社会の変化・情勢に対応して学部学科の改組や大学院設置を積極的に行っている。大学の使命・目的及び教育目的は役員、教職員の理解と支持を得て、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、公式広報誌「神戸デザインへ」、ホームページ等により学内外に周知されているほか、毎年度の事業計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映され、1 学部 7 学科 25 コース及び大学院 1 研究科 2 専攻からなる教育研究組織の構成との整合性が保たれている。

「基準２．学生」について

大学では学科及び専攻ごとに「求める学生像」として明文化されたアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学生の受入れが可能な入試制度によって、大学全体として適切な学生数を維持している。教職協働による各種委員会や TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の適切な配置により学修支援体制を整備し、教育課程内外のキャリア教育を通して多様なキャリア支援に取組んでいる。学生生活の支援としては、1 年次生の「一人暮らしオリエンテーション」や保健室の「フレンドシップアワー」、留学生のための「ウェルカミングプログラム」のほか、学生自治組織の「学生フォーラム」を中心に課外活動への支援や「学生団体と学長との懇談会」も実施している。校地、校舎及び図書館や実習施設等の学修環境は、耐震基準やバリアフリーも含めて適切に整備され、授業を行う学生数も適切に管理されている。学生の意見・要望等は「学生満足度調査」や「学生フォーラム」独自の学生アンケートを通して把握され、改善に役立てられている。

〈優れた点〉

○保護者向け情報誌「KDUi」の作成や、保護者を対象とした「教育懇談会」の定期的な実施を通して、保護者の教育・研究への理解向上を促進している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

学部、学科、研究科ごとのディプロマ・ポリシーを踏まえて策定された単位認定基準や卒業認定基準、修了認定基準が厳正に適用され、4 年次の卒業研究着手に必要な単位数は学科・コースごとの「履修モデル」により周知している。単位認定については学生からの成績評価確認制度を設け、成績評価に関する GPA(Grade Point Average)の活用方法を「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」で学生に周知している。ディプロマ・ポリシーに示された能力・資質を修得できるよう学科ごとに策定されたカリキュラム・ポリシーに沿って、「基礎教育」「芸術工学基礎」「専門教育」科目群から成る教育課程が編成されている。教養教育の適正な実施のため「芸術工学教育センター」を設置し、学生による授業アンケート等を通じて授業改善を図るとともに、定期的に全学的な FD(Faculty Development)活動を実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は毎年実施され、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてフィードバックされている。

〈優れた点〉

○留学生の入学者増加に対応するため、大学院カリキュラムに「ジャパニーズコミュニケーションⅠ」「ジャパニーズコミュニケーションⅡ」を設定するなど、対策を講じている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が学務を統括し、職員を統督することが学則に規定され、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を置くほか、特別企画室や運営協議会を設置し、教授会等の審議と併せて権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築し、機能させている。学長は大学の事業計画を策定し、毎年度の活動方針（ビジョン）をまとめた「神戸芸術工科大学が目指すもの」を配付している。専任教員の採用及び昇任は計画に沿って行われ、教育課程の適切な運営に必要な教員が配置されている。FD・SD 委員会が年 4 回の FD・SD 研究会を実施するなど、SD(Staff Development)に全教職員で取組んでいる。法人全体としての中長期的な人事戦略を策定し、各種の人事制度で人事運営上の方針を明確化するとともに、OJT などの能力開発制度により職員の資質・能力の向上を図っている。研究環境は適切に運営・管理され、研究倫理の厳正な運用のもとで、個人研究費や特別経費などが適切に配分されている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」に服務の基本原則を定めて行動指針とともに教職員への周知を図り、組織倫理の確立と法令遵守、財務情報の公開を適切に行っている。公益通報制度、ハラスメント防止のための規則及び組織体制、「危機管理マニュアル」を整備し、環境保全、人権、安全への配慮がなされている。理事会は評議員会とともに適切に管理・運営され、機能的な意思決定を実現している。理事会及び評議員会の構成員として設置校の長及び事務局長が就任し、「設置学校長会」や「学園設置校実務運営懇談会」等が開催されて、管理部門と教学部門との円滑な関係が保たれているほか、監事及び評議員の選任は適切に行われている。財務計画は将来的な財政基盤安定化を目指して策定されており、法人全体における事業活動収支差額比率等は安定した推移が見込まれ、外部

資金獲得の継続的な努力も行われている。会計処理は「学校法人谷岡学園経理規程」等の諸規則に基づいて適切に行われ、監事、監査法人、監査室の三者による「三様監査推進懇談会」が効率的な監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織である「大学評価委員会」が「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」及び「神戸芸術工科大学大学評価委員会規程」に基づいて年度単位で実施する自己点検・評価の結果は、特別企画室長を兼ねる学長に報告され、特別企画室で検討されている。学長のもとで FD 推進組織が FD・SD の取組みを整備する一方、「ガバナンス・コード」を制定して教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示している。自己点検・評価は三つの統一点検評価項目について実施され、その結果は 3 年ごとに「自己点検評価書」にまとめられ、ホームページへの掲載により公表されている。毎年度の事業計画は、大学が設ける三つの基本方針との整合性を図った上で、学長、副学長及び事務局長により自己点検・評価の結果を踏まえて策定されている。学部、学科、研究科と大学全体において確立された PDCA サイクルの仕組みが機能することによって、全体として内部質保証が確保されている。

総じて、大学はグローバルな情報環境の中で最先端の理論とテクノロジーを駆使し、デザイン・アート・メディアの諸活動を通じて、「人間と歴史」を基盤に「芸術と文化」「科学と技術」を融合する学問である「芸術工学」の分野で、スパイラル構造を基本とするアカデミック・アクティビティによって特色ある教育と研究を行い、デザイナー、アーティスト、クリエイター等の多様な人材を社会に送り出してきた。地元自治体や産業界との産官学連携でも、地域社会のニーズに対応しつつ数多くの独自なプロジェクトで目覚ましい実績を上げており、今後も地域に根差した大学として、特色ある人材の育成と地域貢献が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 各学科による個別企画展

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学を擁する法人の建学の理念は、「世に役立つ人物の養成」として、それを支える「四つの柱」である「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」とともに示されている。大学の使命・目的は学則及び大学院学則に、「人間と歴史」を基盤に「芸術と文化」と「科学と技術」を融合する「芸術工学」の教育研究として、具体的かつ明確に定められ、教育目的は各学部学科及び研究科専攻ごとに簡潔な文章で示されている。
大学の個性・特色は、芸術的感性と豊かな表現を駆使する「デザイナー」「アーティスト」「クリエイター」、クリエイティブな研究開発能力を持つ「実践者」、豊かな教育能力を兼ね備えた「研究者」又は「指導者」の養成とされている。大学は社会の変化・情勢に対応して学部学科の改組や大学院設置を積極的に行い、地域社会との連携を目指している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的は、「学長懇談会」での意見交換や特別企画室での検討の後、運営協議会、教授会を経て理事会で決定され、役員、教職員の理解と支持を得ており、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」や公式広報誌「神戸デザインへ」、ホームページ等により学内外に周知されている。大学は使命・目的及び教育目的を「中期計画」に反映させており、それを達成するために毎年度事業計画を策定している。
大学の使命・目的及び教育目的は、大学全体の三つのポリシーを基盤として、学部の各学科・コースと大学院研究科の専攻ごとに定められた三つのポリシーに反映されており、1 学部 7 学科 25 コース及び大学院 1 研究科 2 専攻から成る教育研究組織の構成との整合性が保たれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、大学では学科・コースごとに、大学院においては専攻ごとに明文化され､｢求める学生像｣としてホームページや入試ガイドなどで周知されている。

入学者受入れについては、アドミッション・ポリシーに基づいて各入学試験の試験問題が作成されており､多様な資質の学生の受入れが可能な体制がとられている｡試験問題は、学長が入試問題作成委員を委嘱して大学独自に作成しており、実施運営は「広報・入試運営委員会」を中心に厳正かつ円滑に行われている。

学生の受入れ数については、一部の学科で収容定員を充足していない状況であるが、大学全体として過去 5 年間の収容定員は適切な水準を保っている。

〈参考意見〉

○芸術工学部ファッションデザイン学科の収容定員充足率が低いので、充足率を高める対策を検討することが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制の整備については、教育目的の達成と適正な運営のために各種委員会が設置され、委員長に教員、副委員長に職員を委嘱し、教職協働体制を構築している。また、障がいのある学生への合理的配慮として､｢障がい学生支援委員会｣に関する規則や支援のガイドラインを策定し、バリアフリーなどの環境整備を行っている。授業で配慮を希望する学生に対しては、職員によるヒアリング、所属学科での協議後の委員会審議を行い、承認した後、授業担当教員へ配慮内容が通知される体制となっている。

学修支援としては、オフィスアワー制度を全学的に実施し、採用・運用制度を整備した

上で TA・SA を配置するなど、学生の相談に迅速に対応できる体制を整えている。学業不振学生に対しては、年 2 回の個別面談を実施し、関係部署と情報共有することで問題の早期把握、指導を行っている。

〈優れた点〉

○保護者向け情報誌「KDUi」の作成や、保護者を対象とした「教育懇談会」の定期的な実施を通して、保護者の教育・研究への理解向上を促進している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、就職活動の早期化への対応や学生の就業意欲向上を促すために、基礎教育カリキュラムとして 1 年次から 3 年次にキャリアデザイン科目 3 科目、1 年次から 4 年次にインターンシップ科目を配し、正課科目内で 1 年次から継続的・体系的なキャリア教育を展開している。

キャリア教育の支援は、キャリアセンター室とキャリアサポート委員会が連携し、就職先企業の新規開拓や選定・求人情報収集を含めて、学生の進路希望の掌握と進路支援の両立を図り、学生個々の能力や適性に合った情報提供と指導を教職協働で包括的に行っている。また、キャリアセンター室においては「卒業生アンケート」「企業アンケート」を実施し、その結果をキャリア支援に反映させている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活への支援は、学生生活・国際交流課が所管し、運営組織として学生委員会と連携して対応している。1 年次には保護者の参加も可能な「一人暮らしオリエンテーション」や防犯教室を開催し、留学生には個別面談での修学状況の確認や健康相談、事務手続きのサポートを目的とした「留学生事務連絡会」の実施、地域住民との交流を目的とした「ウェルカミングプログラム」の開催など、多彩な支援を行っている。

課外活動への支援は、学生自治組織である「学生フォーラム」執行部と、学長、副学長などの教職員による「学生団体と学長との懇談会」を開催し、学生の意見・要望をくみ上げ、各種委員会、各部署で検討し、その回答を全学に周知している。

奨学金については、大学独自の給付奨学金のほか、保護者組織である「教育後援会」による給付型奨学金、「谷岡奨学金」としての教育活動表彰など、経済的困窮者に対する多彩な支援体制を整えている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等は大学設置基準上必要な面積を上回っており、キャンパス内の全ての建物が耐震基準に適合し、教育研究上必要な学修環境が適切に整備されている。

情報図書館は、教育研究上必要な蔵書数を保有し、在校生や卒業生、20 歳以上の一般市民、「神戸研究学園都市大学交流推進協議会」に所属する大学の学生と教職員等にも幅広く開放している。

実習環境として各種ラボラトリーを設置し、各施設の規則の整備、有資格者の専門職員の常駐やパソコン操作のサポートを担う SA の配置など、学生の利用をサポートしている。学内は車椅子を利用する学生の利便性に配慮したバリアフリー環境が整備されている。

授業の学生数は、科目の特性に配慮しながら、履修登録前の事前抽選や上限設定、受講者数を考慮した複数クラスの配置など、適切なクラスサイズの管理に努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、学生満足度調査・大学院学生生活調査を実施し、結果に基づき改善に着手し、その分析結果をホームページで学内外に公表している。

心身に関する健康相談など学生生活全般については、学生満足度調査での自由記述を含めて意見・要望を把握し、改善に役立てている。調査の回収率向上に対しては、学生委員会や学科教員が周知方法・実施時期の検討を行っており、学修支援システム「KDU ポータ

ル」の活用方法の強化と併せて、改善に取組んでいる。経済的支援については、「教育後援会」の協力による奨学金を設定するなど、支援の充実に努め、奨学金情報を学生・保護者へ郵送して周知徹底を図っている。

学修環境については、学生自治組織「学生フォーラム」執行部で独自にアンケートを実施し、分析結果を学生の意見・要望として学長に提出し、内容に応じて各課室が検討の上、予算措置を含めて対応し、執行部へ回答している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが学科・コース、専攻ごとに策定され、それを踏まえて定められた単位認定基準や卒業認定基準、修了認定基準が厳正に適用されている。

進級については 4 年次における卒業研究の着手に必要な単位数を明示するとともに、学科・コースごとの「履修モデル」を通して周知している。

ディプロマ・ポリシーの公表に関しては、学部は、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」及びホームページで公開し、大学院は「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」及びホームページで公開している。

学部の単位認定については、学生からの成績評価確認制度を設け、成績評価の厳正な運用に努めると同時に、成績評価に関する GPA の活用方法を「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」で学生に周知している。

〈参考意見〉

○大学院博士後期課程のディプロマ・ポリシーと修士課程のディプロマ・ポリシーが区別されていないため、学位名称及びプログラムの違いに応じて個別に設定することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示された能力・資質を修得できるよう策定されており、学科ごとに教育課程が編成されている。大学院のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに示された資質・能力を修得できるよう、課程・専攻ごとに策定されており、高度な研究能力とその基礎となる学識を養うための教育課程が編成されている。これらは学内外に周知されている。

教養教育（基礎教育）を適正に実施するため、「芸術工学教育センター」が教務委員会と連携して授業科目の検討を行っており、「基礎教育」区分や「芸術工学基礎」区分の科目を設定している。

学生による授業アンケートや学修行動調査、学修成果に関する調査等の結果を教授方法の工夫・開発に生かすとともに、アクティブ・ラーニングの一層の推進を図っている。

FD・SD 委員会を設置して、教授方法改善のため、定期的に全学的な FD 活動を実施している。

〈優れた点〉

○留学生の入学者数増加に対応するため、大学院カリキュラムに「ジャパニーズコミュニケーションⅠ」「ジャパニーズコミュニケーションⅡ」を設定するなど、対策を講じている点は評価できる。

〈参考意見〉

○履修登録単位数の上限を通年 50 単位に設定していることは、学修の質の担保という観点から再検討することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、「大学評価委員会」における毎年の自己点検・評価によって実施されている。また、教育内容・方法及び学修指導等の改善は、シラバスの点検、GPA 状況の確認、授業アンケートの実施とフィードバック、各種調査やアンケートの結果分析、卒業・修了制作展における評価等を具体的な取組み項目として実施されている。コロナ禍による授業計画の変更と遠隔授業の実施に伴い、「授業代表教員」が授業実施報告書を作成して、点検・改善を図っている。

シラバスには授業科目それぞれにディプロマ・ポリシーとの関係が示されており、シラバスに基づき個々の科目が適切に実施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成される仕組みになっている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が学務を統括し、所属職員を統督することが学則に規定され、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長を置いているほか、特別企画室や諮問機関としての運営協議会を設置している。学長は大学の事業計画を策定するとともに、毎年度の活動方針（ビジョン）をまとめた「神戸芸術工科大学が目指すもの」を配付して全学的な意識の統一を図り、教育研究活動や業務執行においてリーダーシップを発揮している。

教授会、各種委員会や各学科について権限の適切な分散と責任を明確化した教学マネジメントを構築している。また、運営協議会、教授会、各種委員会に教員と職員が協同で参画し、教学マネジメントの機能性を担保している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育課程を適切に運営するに当たって必要な教員を配置するため、学長、副学長、学部長、学科主任及び事務局長が専任教員の配置及び採用計画案を教員人事計画（案）として策定し、採用及び昇任は計画に沿って適切に行われている。採用及び昇任の審査については、「神戸芸術工科大学教員選考規程」「神戸芸術工科大学教員選考規程運営細則」を定め、教員資格審査委員会において審議がなされており、適切に運用している。

FD・SD 委員会を設置し、授業の内容及び方法の改善を図るための FD と、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための SD に全教職員で取組んでいる。年 4 回の FD・SD 研究会を実施し、教職員の出席率は高く、組織的かつ計画的に取組み、FD としての成果を上げている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」第 2 条において、「職員は、建学の理念『世に役立つ人物の養成』とその社会的使命を自覚し、相ともに協力して、教育・研究事業の創造的発展に寄与するよう誠実にこの規則を遵守するものとする」と定められている。それにのっとり、大学運営に関わる職員については、法人全体としての中期的な人事戦略を策定し、専任事務職員においては、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度を導入して人事運営上の方針を明確化している。

OJT と教育訓練を中心とする能力開発制度や、自大学の講義を聴講可能とし、その他外部の通信教育講座の受講や外部機関が実施している大学 SD フォーラムへの参加の促進ならびに費用の補助を行うなど、さまざまな SD の取組みによって職員の資質・能力の向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「神戸芸術工科大学施設管理規程」「神戸芸術工科大学施設管理運営に関する取扱要領」を定め、大学の施設及び設備を教員が研究で活用できるよう配慮がなされている。

研究費の不正使用や研究における不正行為を防止するため、各種の規則を整備し、全教職員から誓約書を徴して適正執行の意識を高めるとともに、公的教育研究費運営・管理委員長を研究倫理教育責任者と定め、不正行為の防止対策として研修及び説明会を実施している。

教員への個人研究費を配分するほか､「神戸芸術工科大学芸術工学研究機構規程」を定め、同研究機構に設置する研究所の研究活動に関する研究費、学術研究の向上・進展に資する研究の遂行に充当する特別経費を確保し、資源の配分を適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」に服務の基本原則を定めるとともに、法人全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針を定め、教職員への周知を図っている。関係法令の改正等にも対応するとともに、規則や組織体制を整備して、組織倫理・規律の確立と法令遵守、教育情報や財務情報の公開などを着実に行っている。

「建学の理念を支える四つの柱」を活動方針として、履修要項や「事務の手引き」に掲載し学生・教職員に周知するなど、大学の使命・目的の実現に向けた取組みを実践している。

公益通報制度、ハラスメント防止のための規則及び組織体制を整備するとともに、安全への配慮のために「危機管理マニュアル（神戸芸術工科大学用)」、労働安全衛生環境、個人情報保護、危機管理、利益相反、環境対策、安全の確保などに関する規則を定め、環境保全、人権、安全に対する適切な配慮がされている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき、理事会及びその諮問機関である評議員会は適切な管理運営がなされている。理事は、寄附行為に則して適正に選任され、必要に応じて理事長が専務理事、常務理事、事業理事を指名し、機能的な意思決定を実現している。

理事会における理事及び監事の出席率は高く、重要事項を審議・決定している。理事からあらかじめ欠席の意思表示があった場合には、議案ごとに賛否の意思表示が可能な委任状を使用し、欠席理事の意思も反映可能な議決の方法を採っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び評議員会の構成員として設置校の長及び事務局長や外部有識者が就任し、適切な運営体制を構築している。理事会と各設置校の教学組織との意思疎通を図るために、「設置学校長会」を原則として年 2 回開催しているほか、法人本部と各設置校事務（局）長との懇談会として「学園設置校実務運営懇談会」や「金曜懇談会」を開催するなど、管理部門と教学部門とが円滑な関係を保ち、法人の経営方針を現場の活動に反映する仕組みが構築されている。

監事及び評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら法人の業務、財産状況及び理事の業務執行について監査し、理事会・評議員会への出席率は高く、適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務計画については、「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」

において検討され、事業活動収支差額比率の目標を定め、将来的な財政基盤安定化を目指し策定している。

法人全体における事業活動収支差額比率等の収支差額比率はマイナスの時期もあったが、令和 2(2020)年度よりプラスに転じており、学生生徒等納付金収入が増加していること、各種引当金等の特定資産が適切に留保されていることなどから財務状況の安定した推移が見込まれる。

受託研究の受入れや、科学研究費助成事業による研究費の獲得等に努め、外部資金獲得の継続的な努力をしている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人谷岡学園経理規程」をはじめとする諸規則を整備し、これらの規則にのっとり適切に会計処理を行っている。予算執行実務においても、役職ごとに規定された権限に基づき執行されていることに加え、全ての支出について支払い総括表を作成し理事長への報告が行われている。

監事は理事会、評議員会に出席し、財産状況の監査だけでなく、理事会運営及び法人・大学の業務監査も行っている。

監査室が実施する内部監査においては、毎年度複数の部署を抽出し、書類監査、実地監査を行い、業務の適正化に努めている。また、監事、監査法人、監査室の三者による「三様監査推進懇談会」を開催し、効果的で効率的な監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」及び「神戸芸術工科大学大学評価委員会規程」

に基づき、大学評価委員会が内部質保証のための組織として自己点検・評価を年度単位で実施している。その結果は、特別企画室の室長を兼ねる学長に報告され、同企画室で検討された後、大学運営に活用されている。

学長のもとに FD 推進組織を設置し、年次計画に基づいて FD・SD の取組みを整備する一方、「神戸芸術工科大学ガバナンス・コード」を制定して強固な経営基盤づくりに努めるとともに、教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は三つの統一点検評価項目について、「計画・実践・評価・改善（PDCA）」の継続的サイクルで実施されており、その結果は大学評価委員会の審議を経て運営協議会、教授会及び理事長に報告されている。自己点検・評価の結果は、3 年ごとに「自己点検評価書」にまとめられ、ホームページへの掲載により公表されている。

各種委員会等で報告されるデータやアンケート結果は、事務局において収集、管理、把握が行われており、特別企画室が教育・研究・社会貢献・経営基盤に係る大学情報の調査及び分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学では学部及び大学院研究科としての三つのポリシーに加えて、各学科・専攻においいても三つのポリシーを設けており、単年度の事業計画はそれらとの整合性を図った上で、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、学長・副学長及び事務局長の協議によって策定されている。

学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立しており、全体として内部質保証が実現されている。

〈参考意見〉

○前回の機関別認証評価で参考意見として指摘されていた事項の検討を含め、PDCA サイ

クルなど内部質保証の機能性が十分に発揮されることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携・貢献活動

Ａ－1．社会との連携強化

Ａ-1-①　産官学連携による社会活動と研究の有効性

Ａ-1-②　産官学連携による社会活動と教育の有効性

Ａ-1-③　芸術工学研究機構の活動（研究所課題・科研等競争的資金研究・受託研究・共同研究）

【概評】

産官学連携による社会活動と研究の有効性については、神戸市をはじめ多くの自治体や関連諸団体とも連携協力に関する協定を締結し、大学の専門性や特色を生かし、アート・デザインの力による地域産業の活性化など、課題の解決を目的とした多くの受託研究や共同研究に継続的に取組んでいる。また、受託研究・共同研究の中で継続案件が増加することによって、知的財産や学術的研究成果を効果的に蓄積することが可能となり、更なる研究へと発展している。

社会活動と教育の有効性については、大学の使命・目的に基づき、地域社会から委託された活動に学生を参加させる「総合プロジェクト科目」を設定し、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の教育実践の場として展開している。また、「神戸研究学園都市大学交流推進協議会」が運営している大学共同利用施設「UNITY」を利用して、各大学との単位互換、研究交流、市民講座の開講などが実践されており、社会との関わりの中から得られる「実践知」の獲得をディプロマ・ポリシーに挙げている大学として、教育課程内外での地域協働活動を通した学生の人間的・社会的成長に力を入れている。

芸術工学研究機構の活動については、研究体制の強化を目的として、平成 28(2016)年 4 月から学内の全ての研究活動の統括的な役割を担う「芸術工学研究機構」を創設し、平成 31(2019)年 4 月から附置研究所として 2 機関を置き、課題解決の迅速化、学際的・総合的研究の推進、国際的な学術交流、研究成果の発信などに対して教員の研究活動を支援する体制が強化、整備されている。

「神戸芸術工科大学産官学連携ポリシー」に則して、大学が有する知的・人的資源を活用した教育機関が果たすべき役割を多彩な取組みで実践していることは特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．各学科による個別企画展

本学では、D 棟（講堂・ギャラリー）地下 1 階ギャラリーセレンディップにおいて、各学科持ち回りで展示会・イベントを開催し、本学の特色・取組みを地域社会に発信して知

名度と認知度の向上を図っている。

「産学連携プロジェクト」や「地域連携プロジェクト」をテーマとした作品が展示され、学内関係者、関係企業や地域住民合わせて 100 人を超える来場があり、地域交流の活性化につながっている。

個別企画展の展示風景は下図参照。

令和元（2019）年度　ファッションデザイン学科：「発想のカタチ」拡がる－ファッションの領域に向けて－

平成 29（2017）年度　ビジュアルデザイン学科：TZTOM TODA－Editorial Design－

平成 28（2016）年度　大学院：神戸芸術工科大学　大学院展

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成元(1989)年度

所在地　　兵庫県神戸市西区学園西町 8-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術工学部	環境デザイン学科　プロダクト・インテリアデザイン学科 ファッションデザイン学科　ビジュアルデザイン学科　まんが表現学科 映像表現学科　アート・クラフト学科
先端芸術学部※	まんが表現学科　映像表現学科　クラフト・美術学科
芸術工学研究科	芸術工学専攻　総合アート＆デザイン専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

17 神戸国際大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

聖公会キリスト教精神の流れをくんだ建学の精神である「神を畏れ、人を恐れず、人に仕えよ」に従い、各学部学科の使命・目的が具体的かつ明確に定められ、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との整合性を持っている。これらは、ホームページや学生全員参加のチャペルにおける講話で学内外に発信されている。

社会環境変化への対応に当たっては、「教育の質保証向上検討委員会」において出された意見をもとに、教育課程の策定に関わる委員会等で改定の準備を行い、理事会、評議員会にて審議され、教職員や役員の支持を得ている。

中長期計画である「グローバルキャンパス構想」に従い、教育課程などについては三つのポリシーに基づき整備されており、計画が着実に進むよう、適切な組織体系の確立と教員配置がなされている。

「基準２．学生」について

多様な入学者選抜試験を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施しており、一部学科で収容定員を大幅に超過しているが、経済学部、リハビリテーション学部ともに適切な数値になるよう努めている。

学生の学修や生活面での支援、就職相談に関して教職協働で取組み、退学率の低下やキャリア支援の充実に努めているほか、障がいのある学生への配慮、更には上級学生による下級学生の支援制度を敷くなど特徴的な取組みが行われている。

学生の課外活動の支援として、ボランティアなどの地域イベント参加への促し、経済的補助や「リーダーズ研修会」を行っている。

学修状況調査や学生アンケート結果を学生カルテに統合蓄積し、学修支援やカリキュラム改革に生かしているほか、入学時の「UPI テストおよび発達検査」を行い、問題や悩みの早期発見に努めている。

〈優れた点〉

〇経済学部における留学生サポーター制度及び学生の目線に立った内容で実践しているリハビリテーション学部のオリター制度は、大学生活を充実させるための支援として優れており、高く評価できる。

〇公務員志望の特に成績優秀学生に対し、ダブルスクールへの学費支援といった、資格取

得の奨励を通じて積極的な就職支援を行っていることは、高く評価できる。
〇図書館及び一般講義に地域住民を受入れる「フレンドシップ会員」制度が、地域交流の促進に寄与している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは整合性を持って定められ、それらに基づき学部ごとに学力の 3 要素や四つの知識、能力、技能の獲得を目指した教育課程を敷き、基礎から専門・応用に至るまで積上げ型のシステムとなっている。

学修ポートフォリオを導入し、ディプロマ・ポリシーに沿った学修達成度をレーダーチャートで確認できるなど、学生が学修や履修の現状を確認できる仕組みを整えている。

学修成果の点検及び評価については、自己点検・評価委員会が責任主体となって、GPA(Grade Point Average)や標準修業年限卒業率、各種免許取得状況、就職状況及び卒業生アンケートなどの観点から評価し、その結果をもとに関連委員会が PDCA を回し、改善への取組みを行っている。今後は資格取得などをもとにした KPI(Key Performance Index)や KGI(Key Goal Index)を設定し、一元的なデータ管理体制を確立しつつ、更なる学修の質確保を図る予定である。

〈優れた点〉
〇経済・ビジネス分野における有為な人材を育成するために設置されている実務家教員による実践講義は、PBL(Project Based Learning)科目やインターンシップ科目との連携により就職活動に生かされている点で評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮し、適切な教学マネジメントを行うために、教学担当及び学術研究担当の副学長を配置し、重要案件を審議する「教学運営会議」や調整機関である「部室長会議」を置き、情報共有する仕組みが整えられている。一方、副学長の権限と責任について関係規則に明確に位置付けることが望まれるほか、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号における「教学に関する重要な事項」について、学長が定め、あらかじめ周知していない点は改善を要する。

大学教育センターが、FD(Faculty Development)や教員研修の組織的な実施を主導し、それらは学内の課題､学修成果の点検や評価を教職員が共有する機会として機能している。また、階層別 SD(Staff Development)、SD と FD の共同開催やジョブローテーションを積極的かつ計画的に実施することで、職員の資質・能力の向上を図り、DX(Digital Transformation)にも積極的に取組んでいる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、理事、評議員及び監事が選出され、理事会は法人及び大学の意思決定機関として機能し、中長期計画に基づいた健全な法人財務運営を行っている。

理事長主宰のもとに「法人運営会議」を設置し、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を行い、内部統制とともにボトムアップの仕組みが整えら

れている。
監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務や財産の状況、理事の業務執行状況について意見を述べているほか、会計処理などを含め、内部監査人や監査法人と相互連携を図りつつ、実効性のある三様監査の体制を構築している。

「基準６．内部質保証」について
自己点検・評価委員会が、自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価の統括や検証作業の全般及び外部評価や第三者評価に関する事項を管理し、各委員会と連携して作業を行っているが、一部教学マネジメントの機能性において課題があり、規則等の修正が必要である。
平成 27(2015)年から IR センターを設置し、各部署が取得したデータを一括管理し、教育成果データの分析と情報提供、専任教員へ学生指導に重要な学生カルテの提供を行っている。
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うべく、「教学運営会議」が主体となって、学修成果に関する分析結果を踏まえた課題や改善提言を行い、「教育の質保証向上検討委員会」が各部署と連携して具体的な PDCA サイクルが機能している。

総じて、大学は、建学の精神にのっとり、使命・目的及び教育目的と三つのポリシーを定め、内部質保証の充実を図るべく、組織的な活動を展開し、留学生を交えた国際色豊かな学修者視点の教育的特徴を持っている。
今後は大学のブランド向上を果たすべく、更なる IR 体制の充実とともに、DX への取組みにも挑戦し、効率的かつ確実性を持った内部質保証の確立に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」については、基準の概評を確認されたい。
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。
1. 地域連携事業

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

聖公会キリスト教精神に基づき、全人格的人間形成を考慮しつつ、経済・ビジネス分野における国際的な人材育成とともに、高い専門知識・技術を備えた理学療法士の養成を行うことを教育の特色とし、各学部学科の使命・目的及び教育目的が学則上に具体的かつ簡潔に示されているほか、ホームページ、大学案内、学生便覧などに明記されている。

また、社会の変化に対応すべく、「教育の質保証向上検討委員会」において出された意見をもとに、教育課程の策定に関わる委員会やワーキンググループのもとで、見直しの方向性を定め、改定の準備を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、教職員が参加する「教育の質保証向上検討委員会」で原案が示され、それをもとに各委員会やワーキンググループが具体的な内容を検討している。学長、副学長、学部長及び事務局長で構成される「教学運営会議」で協議し、全学教授会において諮問を行い、評議員会の諮問及び理事会の決議の後に学則に反映しており、役員、教職員の理解と支持が担保されている。

また、それらは教育研究組織の構成や、三つのポリシーにも整合性を持って反映されており、ホームページや学生全員参加のチャペルにおける講話で学内外に発信されている。

平成 29(2017)年度から「将来計画検討委員会」が策定した中長期計画である「グローバルキャンパス構想」は、大学の使命・目的及び教育目的に基づいた学内体制を敷くためのものとして施行されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神・教育の基本理念に基づきアドミッション・ポリシーを定め、入学試験要項やホームページ及び大学案内に明示しているほか、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問において周知説明している。
進学説明会や高校訪問、教育関係企業等で収集した情報や入試結果を踏まえて、入試委員会などで制度の検討や改善案を検討し、多様な入学者選抜試験が行われており、経済学部においては特別入試によって英語特別クラス、経済特別クラス、観光特別クラスを編制するなど、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施している。
一部学科で収容定員を大幅に超過しているが、経済学部、リハビリテーション学部ともに適切な数値になるよう努めている。

〈改善を要する点〉
○経済学部経済経営学科の収容定員充足率が 1.3 倍を上回っている点は改善を要する。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
演習科目担当教員と、教学センター、キャリアセンター、保健センター、「障がい学生支援室」の職員が、学修支援を担っている。また、学修面だけでなく学生生活から就職まで、教職協働で総合的に支援している。経済学部においては、「退学抑止タスクフォース」を令和 2(2020)年 12 月に設置し、必修科目の「大学基礎論」で担当教員が学生と面談し、サポートを必要とする場合にはその内容を職員と共有し、学内の関係部署へつなぐ体制を構築した。
SA(Student Assistant)制度を整備して、特に、リハビリテーション学部ではオリター制度により上級生が下級生を指導している。また、障がいのある学生への支援については、「神戸国際大学障がい学生支援室規程」を定め、「障がい学生支援室」を中心に、支援対象学生に対する授業や試験などに関する合理的配慮の実施体制が整備されている。

〈優れた点〉
○経済学部における留学生サポーター制度及び学生の目線に立った内容で実践しているリハビリテーション学部のオリター制度は、大学生活を充実させるための支援として優れており、高く評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
経済学部の教育課程において、4 年間一貫したキャリア教育を行うよう、1 年次必修科目「キャリア・プランニング」をはじめ、インターンシップを選択科目として配置するカリキュラムを設定している。また、3 年次生対象に適宜就職ガイダンスを行い、キャリアセンター職員がゼミナールごとのプレキャリアガイダンスを実施している。加えて、個別カウンセリングも実施している。
リハビリテーション学部においては、各学年次の臨床実習が実際の臨床現場の経験となり、教育課程内において卒業後のキャリアに対する意識が確立される編成となっている。
学部独自の就職ハンドブックを作成し、就職活動に関するアドバイスを分かりやすく行っているほか、正課外においては資格取得等の奨励や、インターンシップへの参加支援が行われている。

〈優れた点〉
○公務員志望の特に成績優秀学生に対し、ダブルスクールへの学費支援といった、資格取得の奨励を通じて積極的な就職支援を行っていることは、高く評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
「神戸国際大学奨学金制度」を設けるとともに、成績優秀学生等に対する各種授業料減免制度、海外語学研修費用の給付制度を整え、学外奨学金への申請支援を行っている。これらにより、経済的支援や優秀学生に対するサポートを行っている。また、コロナ禍においては、オンライン授業受講のための環境整備を目的として、全学生を対象とした「KIU 緊急学生支援金」の給付や授業料減免等を実施し、さまざまな活動支援を行っている。健康・精神面の支援は、保健センターが中心となり、健診未実施者への受診指導を含む定期

健康診断や救急対応を行い、心理相談にはカウンセラーを配し個別対応している。その他の学生支援に関しては、学生の居場所「ユニゾン」を作り、また、ボランティアなどでの地域イベントへの参加のサポートを行い、課外活動の支援として経済的補助に加えて「リーダーズ研修会」を実施している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上必要とされる校地面積、校舎面積、教員研究室、教室等施設、実習施設、図書館、体育館その他施設を適切に備えて有効活用している。

教育環境のための設備の管理・運営は、管理運営センターで統括し、電気設備等については関係法令に基づき、法定検査、点検、補修整備が行われている。

平成 14(2002)年の六甲キャンパス移転により、耐震性は確保され、キャンパス内は全て車椅子での移動ができるなどバリアフリー化を行っている。授業を行う学生数については、コロナ禍における例外対応はあったものの、教室収容定員を基準として適切に管理されている。

〈優れた点〉

○図書館及び一般講義に地域住民を受入れる「フレンドシップ会員」制度が、地域交流の促進に寄与している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修状況調査や授業改善アンケートを実施して学生の学修状況や満足度に関する情報を収集し、学修支援やカリキュラム改革に活用している。生活面においては、学生の満足度

調査を通じて、健康相談・経済的支援といった学生生活に関する学生の意見の把握に努めている。

入学時に「UPI テストおよび発達検査」「健康調査」を行うことで、問題や悩みを抱えている学生を早期に発見して対応できる体制を整備している。また、これらの調査結果を学生カルテに統合して、学生支援に活用している。学修環境への学生の意見・要望も、学生の満足度調査の項目において収集・分析が行われている。ラーニング・コモンズの活用が課題であることが明確になっており、アクティブ・ラーニングや自主的学修を促す努力が期待される。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部に設定された教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧、シラバス等を通じて周知し、それらに基づく単位認定基準及び卒業認定基準を定め、厳正に運用している。

標準修業年限において安定的・堅実的な単位修得を図るため、今後のカリキュラム改正に併せて、修得単位数に基づく進級条件を設定する予定である。

GPA 制度を採用し、学生自身による学修成果の管理はもとより、教職員による学生の個別指導、奨学金受給の選考、各種表彰に活用している。成績評価への問合せに対応する制度の構築により、評価基準の信頼性や透明性を維持している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部ごとに学力の 3 要素や四つの知識や能力・技能の獲得を目指したカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧などを通じて周知している。履修モデルにより、ディプロマ・ポリシーで提示された知識や能力技能の修得プロセスを明示するとともに、科目別に学修の到達目標をシラバスで示している。各学部で教養教育を実施し、基礎から専門・応用・実践に至る体系的な積上げ型のカリキュラムを構成している。

原則として年間履修上限単位数を 48 単位と定め、履修科目の学修到達度は、ポートフォリオに示されるレーダーチャートで可視化し、学生がディプロマ・ポリシーを意識した履修状況を確認できる仕組みを運用している。また、大学教育センターと IR センターが主導して教員全員参加の FD 研修会を開催するなど、授業改善活動に積極的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○経済・ビジネス分野における有為な人材を育成するために設置されている実務家教員による実践講義は、PBL(Project Based Learning)科目やインターンシップ科目との連携により就職活動に生かされている点で評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検及び評価は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が責任主体となって行い、標準修業年限卒業率、学部学科別の GPA の分布、各種免許資格の取得状況及び就職状況や卒業生アンケート調査結果を、三つのポリシーに基づく 4 指標に照らして評価している。教育改善に向けた点検・評価データの分析結果は、調査実施担当委員会から教授会にフィードバックされ、学部学科では、この分析情報を共有した上で、関連委員会が相互に連携しつつ PDCA を回し、改善への取組みを進めている。

今後は学修成果の点検・評価のあり方を見直し、三つのポリシーの改定作業を進めるとともに、新たな学修成果の指標として資格取得など目標を明確にした KPI や KGI を設定するほか、各種データの一元管理体制を確立するなど、学修の質や管理体制の更なる改善を図る予定である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、学則に「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」と規定し、課題があるものの、教学担当及び学術研究担当の二人の副学長を配置するなど、補佐体制が整備されている。また、教員人事の全学的な方針の決定や、教育課程及び教学運営に関し全学的な方針の策定や改善の推進などの重要事項について協議するため「教学運営会議」を設置し、同会議の事前に招集される「部室長会議」なども調整機関として設置し、適切な教学マネジメント体制が構築されている。

大学の意思決定の権限と責任については、課題があるものの、学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、本学を代表する。」と規定され、明確になっている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員については、「学校法人八代学院事務組織規程」に基づき、必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づき、学則、全体教授会規程及び各学部の教授会規程にある「教学に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」について、学長が定め、あらかじめ教授会に周知していない点について改善を要する。

〈参考意見〉

○副学長の権限と責任について、関係規則等に明確に位置付けることが望まれる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数については、設置基準に定める必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については、経済学部では「神戸国際大学経済学部専任教員人事の手続に関する規程」、リハビリテーション学部においては「神戸国際大学リハビリテーション学部専任教員人事の手続に関する規程」に基づき適切に行われている。

FD については、「神戸国際大学大学教育センター規程」に基づき、FD 研修会、教員表彰、オンライン個別相談会などを同センターで実施している。また、コロナ禍における授業運営上の問題点を共有し、遠隔授業の内容・方法の改善を行うなど、学内の課題、学修成果の点検や評価を教職員が共有する機会として FD が機能している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人八代学院職員研修規程」を定め、階層別 SD、SD と FD の共同開催及びジョブローテーションなどを積極的に計画・実施することで職員の資質・能力向上を図っている。令和 2(2020)年度はコロナ禍の影響により十分な研修会は行えていないが、オンライン形式によるセミナーに積極的に出席をさせ、研修を実施している。また、学内研修会において事後レポートをもとに報告会を行うことで職員の資質の向上に努めている。

職員の業務効率化を図るため「DX 推進委員会」を立上げ、大学運営の意識向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

図書館における充実した蔵書、専任教員に対する空調やネットワーク環境などが整備された個人研究室の付与など適切な研究環境を整えている。研究倫理に関する規則として「神

戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」「神戸国際大学研究活動行動規範」を定めるとともに、「神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程」に規定する「不正防止計画推進委員会」においては、研究倫理教育の実施と不正行為が発生した場合における調査及び認定を行うことが規定されており、厳正に運用されている。研究活動への資源として「個人研究費」「出版助成」「学長裁量経費」を整備し、運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法及び学校教育法を遵守するとともに、私立学校法にのっとり寄附行為に法人機関としての目的や、理事会及び評議員会と各役員の役割を定め、教職員は「学校法人八代学院服務規程」に従って業務を遂行し、適切な運営を行っている。

中期的な計画、事業計画、予算、事業報告、決算をはじめ多くの重要事項について審議し、大学においても「教学運営会議」をはじめ「部室長会議」や教授会の審議を経て学長が最終決定して、運営が行われている。

環境保全については「衛生委員会運営規程」、人権については「学校法人八代学院ハラスメントの防止等に関する規程」「神戸国際大学個人情報の保護に関する規程」等に基づいて対応している。学内外に対する危機管理体制に関しては「神戸国際大学危機管理規程」に基づいて体制を整備し、適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び常務理事会は、寄附行為、「学校法人八代学院寄附行為施行細則」「学校法人

八代学院理事会運営規程」「学校法人八代学院常務理事会運営規程」にのっとり、理事会と常務理事会の決議事項を明確にし、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会及び常務理事会の運営は適切に行われており、寄附行為により、あらかじめ理事会において定めた理事の順位で理事長職の代行を行うこととし、法人運営に支障を来さないようにしている。

理事会欠席の場合には議案ごとの回答書の提出が義務付けられ、法人の円滑な運営を行う体制を整えている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営の円滑化と教学組織との連絡調整をすることを目的とした「法人運営会議」を設置し、理事長主宰のもとで円滑な運営を行っている。これにより、意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行い、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境や、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制として、評議員が寄附行為にのっとり選任され、評議員会が組織され、監事も寄附行為の定めにより選任され、共に適切に機能している。

監事は、理事会及び評議員会へ出席し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画を定め、「グローバルキャンパス構想」を推進し財務基盤の確立を重点項目として事業計画を設定し、適切な財務運営を行っている。

財務状況は入学定員の確保を継続することにより学生生徒等納付金収入を安定的に確保し、経常収支差額比率及び積立率について明確な目標数値を中長期計画に組込むなどして、

財務運営を行っている。法人全体において教育活動収支の均衡を図り、経常収支差額が収入超過となることを基本とし、長期財政計画の目標である経常収支差額比率の 10%以上を達成していることから、収入と支出のバランスが保たれ、安定した財政基盤が確立されている。また、使命・目的及び教育目的の達成のため、私立大学等経常費補助金や外部資金の獲得にも努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人八代学院経理規程」等の関係規則を整備し、適正な会計処理を行っており、会計処理の判断が困難なものについては、適宜、監査法人の指導・助言を受けている。補正予算においても、原則として 5 月と 12 月に編成し、評議員会の意見を聴き、理事会で決定していることなどから、規則などに基づく会計処理を適切に実施している。また、資産運用については、「学校法人八代学院資産運用規程」を定めている。会計監査は、監事、監査法人及び内部監査人による体制が整備され、それぞれの監査計画に基づき実施している。監事、監査法人及び内部監査人は相互に連携を図り三様監査の体制を構築し、適切に運営している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を委員長とする自己点検・評価委員会は、副学長、学部長、各センター長、事務部長で構成され、自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価の統括や検証、自己点検・評価報告書の作成と公表や外部評価に関わる事項などを管理している。

自己点検・評価活動は全学的に行われるものとして各委員会と密接に連携しており、全教職員の共通理解を積極的に図っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は平成 26(2014)年より毎年度実施され、教員個人目標自己申告制度や教員表彰、外部評価、認証評価、各部署の自己点検・評価などを中心に PDCA サイクルを回し、結果は全体教授会や理事会で報告し共有されている。また、認証評価に基づいた基準で自己点検・評価報告書を取りまとめ、ホームページにて公表している。

平成 27(2015)年から IR センターを設置し、関係部署ごとに行ってきた学修状況調査、授業アンケート、学生生活に関する調査などを一括管理し、GPA を含めた教育成果データを収集、分析を行い、各学部部署の運営に情報提供するほか、専任教員へ学生カルテを提供し、学生個々の指導に活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学運営会議」のもと、学修成果に関する各種調査・分析結果を踏まえ、三つのポリシーを起点とした内部質保証を意識しつつ、新たな課題や改善方策の提言が行われている。

「教育の質保証向上検討委員会」を設置し、各部署と連携して三つのポリシーやカリキュラムの改革・改善、学生の意欲向上のための方策について検討を行っており、一部教学マネジメントの機能性において課題があり、関連規則や書類の整備が必要であるが、PDCA サイクルは機能している。

また、リハビリテーション学部では学内最終試験の合否や国家試験の合格率、臨床実習のパフォーマンスを重要視し、教授会で検討し教育改善につなげている。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際交流

Ａ－1．グローバル教育の推進

A-1-①　留学の促進と留学制度の構築
A-1-②　海外の協定大学との交流
A-1-③　留学生受入れとサポート体制
A-1-④　コロナ禍における対策

【概評】

建学の精神及び大学の基本理念に基づき、国際大学として国際社会に役立つ有為な人材を育成することを目的として、積極的な国際交流プログラムを展開している。経済学部では、九つの語学研修や中長期留学、海外ボランティアプログラムを設け、協定大学との単位互換や留学奨学金を支給するなど、学修・経済の両面から支援を行っている。令和2(2020)年度以降は、コロナ禍により中止を余儀なくされた海外派遣プログラムに代えて、オンラインでグローバルな学びを体験できるバーチャルツアー、オンライン英会話、バーチャル留学を含むグローバルキャンパス体験プログラムを企画実施した。臨床実習期間の確保が必要とされるリハビリテーション学部の学生に対しても、二つの海外研修プログラムが用意されている。令和 3(2021)年度現在、学術交流協定を結ぶ大学は 13 か国 62 大学に上り、共同研究、教員交流、学生交流、各種情報交換が行われている。

留学生が日本人学生とともに学ぶ国際大学を目指すという目標のもと、令和 3(2021)年5月 1 日現在、主としてアジア 12 か国から国際別科生 18 人を含む計 496 人の留学生を受入れている。留学生支援の主なものとして、留学生向けの科目の設置、寮の対応や日本文化サークルの設立、授業料減免、キャリアガイダンスを実施している。特に、大学院進学プログラムは組織的に実施され､例年一定数の大学院合格者が輩出する成果を挙げている。また、コロナ禍においても､「日本語プログラム」や学生間交流などをオンラインで継続したほか、ビザ更新の申請支援、オリエンテーションの動画配信、秋入学式や学位授与式をハイブリッド形式で実施した。今後は欧米諸国への海外協定校の拡充、海外研究者との共同研究の更なる活性化及び国際交流教育における学びの質的転換を図ることを計画している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．地域連携事業

神戸国際大学では、施設の貸し出しや公開講座、各種研修会や子どもたちが楽しめるイベントなど、より良いまちづくりに貢献している。また、学生の地域に対する意識を向上させるとともに、活動の場を提供いている。

1．ファッション美術館との協定

2018（平成 30）年 12 月に本学と神戸ファッション美術館が「神戸国際大学×神戸ファッション美術館 協定プロジェクト」を締結し、2019（令和元）年度より、インターンシップの受け入れが始まった。2019（令和元）年度にはインターンシップ期間中に、「KIU

Summer Program for KIDs」の一環として美術館ツアーを実施し、地域の子どもたちが参加した。2020（令和 2）年度以降は、コロナ禍によりインターンシップは中断している。【資料 特 1-1-1】

2. フレンドシップ会員の募集

2002（平成 14）年度より、地域住民を「フレンドシップ会員」として募集し、本学施設の使用、開放講義の受講、生涯教育講座の割引受講などの仕組みを構築してきた。ただし、2020（令和 2）年度はコロナ禍のために、開放講義や施設利用が実施できず、その代替として、六甲アイランド中央にある広場で隔週土曜日に移動図書館を開設し、書籍の貸し出しを実施した。【資料 特 1-1-2】【資料 特 1-1-3】

③子ども向けプログラムの実施

2017（平成 29）年度より、地域に住む子どもたちを対象とした Summer KIDs Program を夏季休暇中 3 日間程度で実施し、地域の小学生以下の子どもたちが参加した。また 2019（令和元）年度には大学祭と同日に KIU Academic Program for Kids として、本学の教員による講座が開講された。2020（令和 2）年度には、コロナ禍により Zoom を使って KIU Online Program for KIDs を開講したが、これも好評であった。【資料 特 1-1-4】

④産官学連携プロジェクトへの学生派遣

本学は産学連携や地域での活動への学生派遣を行っているが、2020 年度からは学生に広く周知し、より積極的な参加を呼びかかけている。地域での活動を通じて、成長と学びの機会を得るための一環として取り組んでいる。

④ 「にさんがろくプロジェクト」について

にさんがろくプロジェクトは、神戸市経済観光局農水産課が主体となる産学連携のプロジェクトで、市内の農業や漁業の PR と活性化のために地元農家、漁協、企業やクリエイター等のノウハウと学生のアイデアと行動力を融合させ、企画を遂行するものである。平成 24 年度から継続されている。【資料 特 1-1-5】＜エビデンス集・資料編＞

【資料 特 1-1-1】神戸国際大学紀要第 99 号　山本ひとみ「神戸国際大学と神戸ファッション美術館との取り組みに関する報告」

【資料 特 1-1-2】神戸国際大学フレンドシップ会員規約

【資料 特 1-1-3】開放講義聴講者数一覧

【資料 特 1-1-4】KIDs Program　受講者数一覧

【資料 特 1-1-5】にさんがろくプロジェクト

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 43(1968)年度

所在地　　兵庫県神戸市東灘区向洋町中 9-1-6

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

経済学部	経済経営学科　国際文化ビジネス・観光学科　都市環境・観光学科※
リハビリテーション学部	理学療法学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施　　11 月 18 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 19 日	11 月 19 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

18 神戸常盤大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目標を達成するため各学部・学科の特性に応じた教育理念を簡潔な文章で明示し、ホームページなどで公表している。大学の個性・特色は「いのち」を心身両面から支え、社会に貢献できる専門職業人の養成を目指しており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に具体的に明示し、公表している。変化への対応としては、「ときわ教育目標」「ときわコンピテンシー」を策定し、組織として「ときわ教育推進機構」を設け大学改革に取組んでいる。使命・目的及び教育目標は、役員、教職員の理解と支持を得ている。法人は、「学園中期実行計画」を策定し建学の精神に基づく人材育成を継続的に行っている。

「基準２．学生」について

大学は、各学部・学科の専門職業人育成を掲げたアドミッション・ポリシーに沿い、多様な選抜方法で入学者を受入れている。入試問題は、実施後に外部評価を受け改善に努めている。学修支援は、教員、職員、SA(Student Assistant)などが連携して、学生一人ひとりの学びや障がいのある学生に配慮している。キャリア支援は、各学部・学科の就職委員会とキャリア支援課の協働体制を整備している。加えて、在学生のロールモデルとなる「キャリアサポーター」として卒業生の協力のもと、多角的な就職支援ができる体制を整備している。学生サービスは、教職員相互に連携し、学生生活安定のため支援を行っている。校地・校舎、実習室等の施設・設備は、適切に配置しており、「PCR 検査センター」を設置し、実習の円滑な実施ができる体制を整備している。また、国家試験受験資格取得に係る施設基準を満たし、校舎は耐震化工事が完了しており、安全性が担保されている。学生の意見・要望を把握するためのアンケートや調査を行い、改善に役立てている。

〈優れた点〉

○法律に基づく登録衛生検査所として「PCR 検査センター」を学内に開設し、学生の学修環境や地域社会の安心・安全に寄与している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学は、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの策定と周知を図り、単位認定から卒業認定まで厳正かつ適正に行っている。全学部統一の「全学カリキュラム・ポリシー」は、「基盤教育」「専門教育」を軸に理解しやすく工夫されてい

る。教授方法は、自己点検・評価委員会による「授業に関する中間調査」「学生による授業評価」などを実施して、改善に取組んでいる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、「全学アセスメント・ポリシー」で検証され、多くの調査・分析・改善を教職員間で情報共有し、学修支援につなげている。

「基準４．教員・職員」について

大学は、使命・目的の達成のため学長のもとに副学長を置き、学長のリーダーシップが適切に発揮できる環境を整えており、責任を明確にしているが、学長が定める規則については、一部整備が必要である。教員は、設置基準に必要な専任教員数及び教授数を満たし、適切に配置している。大学運営に関わる教職員の資質と能力向上への取組みは、規則に基づき組織的に行われ、教職協働体制を構築している。研究支援は、研究環境を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用をしており、職位に応じた個人研究費と学内の競争的資金で支援している。

〈優れた点〉

○職員の学生指導にかかる指導力育成のため「キャリア・デベロップメント・アドバイザー」「キャリアコンサルタント」の資格を職員に取得させ、資格取得者による研修会を実施していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、建学の精神に基づき、使命・目的を果たすため、「学園中期実行計画」を策定し、経営の規律と誠実性の確保に取組んでいる。環境保全、人権への配慮は、規則等を整備し、全学的な取組みをしている。安全への配慮は、危機管理マニュアルなどを策定し、危機管理（災害）委員会が中心となり、取組んでいる。理事会は、寄附行為、寄附行為施行細則に基づき、最高意思決定機関として適切に機能している。また、評議員会は、理事会の諮問機関として機能している。財務状況は、安定した財務基盤を確立し、収支バランスが保たれ、外部資金獲得にも努めている。会計は、「学校法人会計基準」や経理に関する規則に基づき適正に会計処理している。監事の選任手続きについては、一部不備があるものの、監査法人、監事による監査を厳正に実施している。

〈優れた点〉

○FAST（First Aid Support Team：民間救急講習団体）として神戸市から認定を受けて、神戸市消防局の講習を受けた多くの教員がインストラクターとして登録されており、地域への貢献、全ての新入生の準正課として救命士講習プログラムを実施している点は評価できる。

○私立大学等改革総合支援事業等、補助金の獲得に意欲的に取組み、成果を挙げていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

大学は、内部質保証を担保するための方針や責任体制を構築しており、関連する規則や

組織を整備し、責任体制を確立している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、「年次報告書」を作成し、ホームページで公表している。IR(Institutional Research)は、学生や大学運営に関わる情報の収集・分析・提供、データベース構築など学生への支援と教育の質向上に貢献している。三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進するために「大学中期実行計画」を策定し、学生アンケート、学修成果のアセスメントなどを実施して内部質保証の構築に努めている。

総じて、大学は、使命・目的及び教育目的の達成のために教育課程編成、教育研究組織、学修環境及び学修支援体制を整備しており、「いのち」を心身両面から支える専門職業人を育成している。教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支える組織が構築されている。経営・管理と財務は、経営の規律と誠実性が維持され、責任と権限を明確にした運営をしている。内部質保証は、「大学中期実行計画」に基づく自己点検・評価、年次報告書による自己点検・評価、学生アンケート、学修成果のアセスメントなどを実施し内部質保証に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域と共に成長するための活動展開」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 初年次教育科目「まなぶる▸ときわびとⅠ」「まなぶる▸ときわびとⅡ」
2. 全新入生対象の市民救命士講習
3. 国際交流及び国際教育としてのネパールとの交流

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「建学の精神」にのっとって、使命・目的を定めており、使命・目的を達成する

ため各学部・学科の特性に応じた「教育理念」を定め、教育内容に沿った「教育目標」を設定している。いずれも簡潔な文章で明示し、ホームページなどで学内外に公表している。個性・特色は、「いのち」を心身両面から支えるスペシャリストの育成を通して、広く社会貢献できる専門職業人を育成しており、三つのポリシーに具体的に明示し、公表している。変化への対応として「ときわ教育目標」「ときわコンピテンシー」を策定し、推進組織として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部ときわ教育推進機構」を設け、組織再編や大学改革に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目標を寄附行為、学則等に定め、役員や教職員の理解と支持を得ている。三つのポリシーは、建学の精神、使命・目的及び教育目標を反映し、建学の精神のもと、全学的な教育目標である「ときわ教育目標」に掲げている「いのち」を心身両面から支えるスペシャリストの養成を目指しており、これを全学生に周知するとともに大学案内やホームページなどで公表している。法人は、「学園中期実行計画」を策定し、建学の精神に基づく人材育成を継続的に行っている。使命・目的及び教育目標を達成するために必要な学部・学科、センター、附属施設を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学及び各学部・学科の特色を生かしたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、入試ガイド、高校訪問などで周知するとともに、ホームページで公表している。

入学者の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿い多様な入学者選抜を行っている。入試問題の作成には、学内の委員による入試問題作成部会を設け、厳格に行っている。実施後には、外部評価を受け、次年度入学者選抜に向けて、検証・改善に努めている。

各学科の入学者は、入学定員に沿い適切かつ適正に確保されており、大学全体の収容定員を充足している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「ときわ教育目標」に基づき、学生一人ひとりの学びに応じた支援を行う「全学スチューデントサポート・ポリシー」を策定し、教職員が協働した学修支援体制を整備している。学修支援は正課内の教育に加え、入学前教育、リメディアル教育、国家試験対策講座、教員採用試験対策講座などを実施し、その成果は高い水準を維持している。また、医療検査学科オリジナルの自己学習教材は学生に強く支持されているだけでなく、その質と内容が評価され、出版に至っている。

障がいのある学生への配慮、編入学生や留学生への支援、退学・休学・留年者などへの学修支援や生活支援については、各学科の担任、チューター、ゼミ担当教員、職員、カウンセラー、SA、卒業生などが連携し、手厚く行われている。基盤科目の「超ときわびと」では、ファシリテーション研修を実施し、SA の育成を図っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、専門職業人育成を目指しており、各学部・学科において、キャリア教育のカリキュラムを設定している。また、学科及び学科就職委員会とキャリア支援課の協働により、キャリア支援、就職・進学に対する相談体制を整備している。

加えて、多くの学生が卒業時に、在学生のロールモデルとなる「キャリアサポーター」に登録し、卒業後、大学が実施するキャリアサポーターによる勉強会や座談会・交流会な

どに参加して、蓄積した知識と体験を在学生に還元する仕組みを構築しており、教職員のみならず、卒業生も交えた多角的な就職支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生委員会、キャリア支援課を中心として、各学科及び学内組織と連携し、学生生活が安定するよう支援している。また、各学科では、クラス担任、チューター等の教員が相談窓口となっている。

ハラスメント防止対策としてはガイドラインを策定し、各学科のハラスメント相談員、カウンセリングルーム、キャリア支援課が窓口となり相談を受ける体制を整備している。学生の心身の健康管理や生活相談は、「健康保健センター」が主な支援を行っており、そのうち「健康管理室」が身体面、「学生相談室」が精神・心理面を担当するとともに、キャリア支援課と相互に連携した支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、校地・校舎、実習室、体育館等の施設・設備を適切に配置し、設置基準を満たしている。また、学内に法律に基づく「PCR 検査センター」を設置し、実習の円滑な実施ができる体制を整備している。校舎については、耐震化工事が完了し、安全性が担保されているとともに、消防用設備については、消防法に沿って設備点検及び所轄消防署への報告が毎年行われており、学修環境の整備と適切な運営・管理が行われている。実習施設及び図書館においても、資格取得にかかる施設基準を満たし、専門分野の国家試験受験資格を取得するに不足なく整備されている。

施設・設備の利便性に関しては、エレベータ、スロープ、自動ドア、身障者用トイレ、教室のドアなどに配慮している。教室は、教育目的達成のため、各学科の専門性に応じ演習室・実習室が整備され、授業を行う学生数について、科目によって適切な人数調整が行われている。

〈優れた点〉

○法律に基づく登録衛生検査所として「PCR 検査センター」を学内に開設し、学生の学修環境や地域社会の安心・安全に寄与している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学修支援に関し、学生の意見・要望を把握するための「学生による授業評価」「授業に関する中間調査」「卒業生へのアンケート」「学生満足度調査」「学生実態調査」等の多くのアンケートや聞取り調査を行い、結果を各学科、各委員会で共有して学修支援などの改善に役立てている。

学生生活に関する意見・要望の把握についても、上記のアンケートのほかに、教員・職員による聞取り調査が行われ、結果はフィードバックされ、学生生活支援体制改善の検討材料となっている。

学修環境についても、「学生満足度調査」「卒業生へのアンケート」により、学内施設等の利用度と満足度を調査し、その結果に基づいた改善が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神にのっとり、「全学ディプロマ・ポリシー」の策定と「ときわ教育目

標」「ときわコンピテンシー」の構成に関して、全学、学部、学科のそれぞれのレベルに応じてさまざまな方法を用いて周知している。

「基盤教育」と「専門教育」の考え方を持ち、教職員及び学生が単位認定から卒業認定までの一連の流れを理解し、定められた基準等、情報共有を図り、個々の手続きも滞りなく、円滑な運営を行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、全学部において統一された「ときわ教育目標」に基づき、「ときわコンピテンシー」に掲げる諸能力の修得に向け、「全学ディプロマ・ポリシー」に対応した「全学カリキュラム・ポリシー」を編成している。教養教育である「基盤教育」と「専門教育」との構成を体系的・視覚的に理解しやすく工夫し、説明している。アクティブ・ラーニング等への取組みも全学的に行っている。

FD(Faculty Development)活動では、教授方法の工夫・開発や、公開授業、自己点検・評価委員会との連携などの実践を通じて評価し、改善を図っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーの整合性を踏まえた教育体制を敷き、その学修成果は「全学アセスメント・ポリシー」で確実に検証されている。学内では、検証のための多くの調査を行い、その結果を分析し、改善に向けての重要な資料として共有している。「授業評価報告書」に記載された取組みの解析や分析結果などの情報が、教職員間での学修支援のために有効にフィードバックされ、課題解決策に用いられている。「学生へのメッセージ」は、ポータルサイトを活用して、フィードバックしている。

学修成果の点検・評価は、IR 推進室をはじめ、全学的にアセスメント・ポリシーを通じ、各部署において検証、情報共有され、会議等による議論によって教育改善に結びついている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、「神戸常盤大学学長選任規程」に基づき選任され、大学の校務をつかさどり、大学を代表する最高責任者として適切に意思決定している。学長を補佐する体制として、副学長、学長室、学長会議が置かれ、各学部・学科の責任者に諮問・情報の共有化を図り、リーダーシップが発揮できる体制を構築している。

大学の使命・目的を達成する機関として、運営委員会を設置し、大学運営に関する重要事項を審議し、教授会や学科会議において意見聴取や情報共有がなされている。一部、規則の整備上の課題はあるが、教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。

事務組織は、法人本部と大学事務局から編成され、「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部事務局事務分掌規程」及び「学校法人玉田学園　法人本部事務分掌規程」に基づき適切に職員を配置し、その役割を明確にしている。また、各種委員会及びセンターに職員が参画し、教職協働の体制で教学マネジメントを遂行している。

〈改善を要する点〉

○学則第 53 条第 1 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づき、学長が定め、周知するよう改善を要する。

○学則第 60 条に規定する学生の懲戒処分に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
設置基準に規定される必要専任教員数及び教授数を満たしている。また、保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師及び保育士の指定規則に定める基準を満たす専任教員を配置し、各専門職を養成するにふさわしい教育体制を確保している。教員の採用・昇任に関する基準及び手順として、「神戸常盤大学教員資格規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部教員採用（資格）及び学内昇格基準」及び「神戸常盤大学教員選考規程」を定め、学内教員昇任・昇格審査会及び教員選考委員において審議し、決定している。
FD 活動は、SD 委員会と学科が中心となり行われている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
大学では、SD 委員会を設置し、SD 活動を展開している。SD 委員会では、年間の活動計画を立案し、活動結果を自己評価することで PDCA サイクルを踏まえ、次年度の課題を明確にしている。
新任教職員の入職時には、SD 委員会が「新任教職員 SD 研修」を実施しており、大学運営に係る諸事項の説明をしている。
日本私立大学協会等が主催する研修会に職員を積極的に派遣し、必要に応じて報告会を設け、「キャリア・デベロップメント・アドバイザー」等の有資格職員による研修会を実施するなど、知識・ノウハウの共有による職員のレベル向上に取組んでいる。

〈優れた点〉
○職員の学生指導にかかる指導力育成のため「キャリア・デベロップメント・アドバイザー」「キャリアコンサルタント」の資格を職員に取得させ、資格取得者による研修会を実施していることは評価できる。

4－4. 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
大学は、教員の専門分野に応じた研究環境を整備している。研究支援のための組織である「KTU 研究開発支援センター」を配置し、定期的に教員の研究意識調査を実施するなど、研究環境の向上に努めている。また、大学は、「研究者ハンドブック」を作成し、教員が研究活動を円滑に行えるよう配慮している。
研究倫理については研究倫理委員会が設けられ、各種学内規則を整備し、研究活動を適正に管理している。
研究活動への資源配分に関しては、職位に応じた個人研究費と学内競争的資金である「テーマ別研究」が設定されている。また、外部資金獲得支援として、公募情報発信、説明会実施、研究計画調書のチェック等の取組みも行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
情報公開の更新状況に一部対応不足な個所がみられるものの、寄附行為及び建学の精神に基づき、経営の規律と誠実性の維持に努めている。高等教育機関としての社会的使命と目的を果たすため、法人は、「学園中期実行計画」を策定し、大学は「大学中期実行計画」を策定しており、継続的な努力を行っている。
環境保全は、省エネ・省資源対策がとられ全学的な取組みがなされている。人権への配慮は、各種規則、ガイドライン、マニュアル等を整備し、ハラスメントに関する研修会を開催するほか、外部団体等の研修会にも参加し、防止と啓発活動に努めている。
安全への配慮は、火災・自然災害対策として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部危機管理（災害）規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部危機管理（災害）委員会

規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部防火管理細則」等を整備し、学内に「FAST等企画運営ユニット」を組織し、取組んでいる。

〈優れた点〉

○FAST（First Aid Support Team：民間救急講習団体）として神戸市から認定を受けて、神戸市消防局の講習を受けた多くの教員がインストラクターとして登録されており、地域への貢献、全ての新入生の準正課として救命士講習プログラムを実施している点は評価できる。

〈参考意見〉

○私立学校法第 63 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「役員等名簿」について、ホームページに掲載の事業報告書を通して公表しているが、最新版をホームページ上で公表することが望まれる。

○教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する教職課程に関する情報の公開について、最新の情報をホームページで公表することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、運営委員会、学長会議、教授会等の連携による事業推進体制が整備されるとともに、理事会は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき法人の最高意思決定機関として適正に運営している。

理事会は、法人全般の運営に関する重要事項を審議するため年 4 回開催されており、機能的な意思決定の仕組みとして、常任理事会を設置している。

理事の選任については、寄附行為に定められたとおり運用しており、理事会への出席状況も適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学は、寄附行為及び学則等に基づき理事長、学長のリーダーシップのもとで

管理運営、教学に係る意思決定を適切に行い、円滑に運営されている。

常任理事会は、理事長が委員長となり学長の他 4 人で構成され、理事会・評議員会の開催前に行われている。また、理事長が議長を務める運営委員会は、大学の重要事項の意思決定・調整機関と位置付けられ、毎月開催し、適切に運営されている。理事会・評議員会から常任理事会、運営委員会、教授会という一連の組織的連携を図り、意思決定の円滑化と、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整えられている。

監事の選任手続きに一部不備があるものの、評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。評議員会は、定期的に開催され、理事会諮問事項等について審議している。監事は「学校法人玉田学園監事監査規程」に基づき、定めた項目を監査し、理事会及び評議員会への出席状況も適切である。

〈改善を要する点〉

○現在就任している監事の選任手続きにおいて、寄附行為第 7 条に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」とあるが、平成 30(2018)年度第 5 回理事会において候補者を選出していない点について改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「学園中期実行計画」及び「大学中期実行計画」を策定し、財務中期計画により適切な財務運営に努めている。

過去 5 年間において教育活動収支差額はプラスを維持しており、収支のバランスが保たれている。事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の面でも大きな問題はなく、各学科の入学者の確保の状況を鑑みて、財務状況は安定している。

〈優れた点〉

○私立大学等改革総合支援事業等、補助金の獲得に意欲的に取組み、成果を挙げていることは評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計については、「学校法人玉田学園経理規程」「学校法人玉田学園固定資産及び物品管理規程」などが整備され、これらにのっとり、学校法人会計基準に基づき処理され、監査法人より適正意見を受けている。

予算は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従い、各部門からの予算要求を調整するなどの予算編成作業を行い、評議員会・理事会を経て決定されており、目的別予実対比資料により、各担当部署及び法人財務課で正確な数値管理が行われ、適正に管理されている。また、必要に応じて補正予算も適切に編成されている。

監事による監査は、監査法人と連携のもと、「学校法人玉田学園監事監査規程」により、資金収支・事業活動収支妥当性の検証等財産状況の監査及び業務執行状況等の監査が実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証を担保するため全学的な方針として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部内部保証の推進に関する方針」を明示し、組織として運営委員会を位置付け責任体制を明確にしている。内部質保証の推進を機能させる組織として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部自己点検・評価委員会」、教育改革を主導的に設計・推進する組織として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部ときわ教育推進機構」を設けており、諸規則、組織を整備し、責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、中長期計画に基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の

実施として、「年次報告書」を作成し大学独自の評価を行っている。自己点検・評価の活動結果は、ホームページで公表するとともに、教職員ホームページで共有している。IR 推進室は、学生、大学運営に関わる情報収集・分析・提供及び各部署が実施する調査の分析、在学生のデータベース構築などの支援を担い、教育の質向上と学生支援に貢献している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進するため「学園中期実行計画」を策定している。具体的には、平成 26(2014)年度教養教育実施体制として設置した「教育イノベーション機構」を平成 29(2017)年度「ときわ教育推進機構」として改変し、全学横断的な基盤教育(教養教育)カリキュラムを編成するなど内部質保証の推進に努めている。また、4 年サイクルの「中期実行計画に基づく自己点検・評価」、1 年サイクルの「年次報告書による自己点検・評価」、学生アンケート、学修成果のアセスメントなどを実施し、内部質保証や PDCA サイクルに努めているものの、大学運営の改善・向上のために内部質保証が機能することに期待したい。

〈改善を要する点〉

○教授会での意見聴取、学生の懲戒に関する規則、監事の選任手続きなど適切な大学運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域と共に成長するための活動展開

Ａ－1. 大学・学生・地域がともに元気になる社会貢献・地域交流

A-1-① 地域のニーズに即した連携体制と学内体制

A-1-② 大学知財の社会への還元

A-1-③ 地域子育て支援拠点事業「ときわんクニヅカ」、「ときわモトロク」、「ときわんノエスタ」

A-1-④ SD も兼ねる特色ある地域貢献

A-1-⑤ 包括連携協定に基づく交流・貢献活動

A-1-⑥ 震災を体験した大学としての使命と役割

【概評】

地域交流センターと法人本部社会連携課が中心となり、さまざまなステークホルダーとの協力体制を整備し、全学的な取組み及び情報共有を行っている。大学知財の社会への還元として、専門性を生かした健康ふれあいフェスタや健康チェック事業などを複数回行っており、地域住民の健康への意識を高めるとともに学生の学修意欲も高めている。また、地域に根差し､「地域と共に歩む大学」を標ぼうし､神戸市内に四つの拠点を開設しており、子育て支援をはじめ多彩な交流・貢献活動を活発に展開している。

加えて、地域貢献活動は、職員の SD 活動も兼ねており、多くの教職員の意識に根付いてきている。職員が、地域の人たちとコミュニケーションを通じて大学で対応可能な課題の発見、対応をするなど、その自発的、自律的な取組みが地域に根差す活動として認知されてきている。

地方自治体との包括連携協定などに基づく交流などは、更なる地域活動の活性化に展開し、充実している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 初年次教育科目「まなぶ▸ときわびとⅠ」「まなぶ▸ときわびとⅡ」

全学共通である基盤教育の「学びの始め科目群」に初年次教育科目として「まなぶ▸ときわびとⅠ」「まなぶ▸ときわびとⅡ」を設置している。この科目は全学科必修で、一貫して全学科混合のチームベースド・ラーニングで授業展開しており、「学び方を学ぶ」「仲間と共に学ぶ」をキーワードに「学びあえる大学生」となることを目指している。

約 30 名の学科混合の教員チームが科目担当者となり「教育から学習へのパラダイムシフト」「事前・事後学修の実質化」「ルーブリック評価」に取組み、「学び合える教員」としての FD 実践の場にもなっている。

令和 3(2020)年 3 月には、本学独自の接続学修である「リエゾン・モデル」の一つとして、入学前教育【1st ステッププログラム～チームビルディングってなに？】をオンラインで実施し、「まなぶ▸ときわびとⅠ」へのスムーズな移行へと役立てた。

2. 全新入生対象の市民救命士講習

「いのち」を支える専門職業人の育成をめざし､「地域貢献」を大きな柱とする本学の建学の精神に基づき、平成 27(2015)年度から全新入生に対し、正課又は準正課のプログラムとして市民救命士講習を行なっている。令和 2(2020)年度はコロナ禍により実施できなかったが、令和 3(2021)年度は感染症対策を講じたうえで再開した。

この事業は、本学が文部科学省「大学教育推進プログラム（GP)」における「危機対応実践力養成プログラム」として採択された際に始めたもので、組織的に実施するために学内に「FAST 等企画運営ユニット」を組成し推進している。「FAST（民間救急講習団体)」とは神戸市(消防局)が市民救命士養成の推進のために認定する組織であり、講師となるインストラクターは、本学教員が神戸市消防局の講習を受け登録している。令和 3(2021)年現在、30 名の教員がインストラクターとして登録している。なお地域貢献事業としての市民講習は、区内の中学校生徒に対して、毎年実施している。

3. 国際交流及び国際教育としてのネパールとの交流

本学は、平成 9(1997)年にネパール連邦民主共和国公認 NGO の「ハチガンダ福祉協会」と交流覚書を交わした。以来、大学・短期大学部はもとより、系列校である神戸常盤女子高校、同窓会とともに、学園一体となり、22 年間にわたる交換交流を続けている。隔年で双方の学生等を派遣し、医療、衛生分野を基軸に、生活、文化、風俗、全てにわたり著しく異なる地域のフィールドワーク調査や視察を通じた交流・世界体験を目指している。

令和元(2019)年度には、20 周年事業として、相互とも規模を拡大実施した。本学では、神戸市の外郭団体である公益財団法人神戸国際協力交流センターや JICA（国際協力機構）の協力のもと、市内在住のネパール留学生やその関係する他大学の参加を得て記念事業を行った。またネパールでも、政府の重責者の参加を得て記念事業が行われた。

本学には、国際関係の専門学科はないが、学生は、今後いかなる職場においてもグローバルな感性を求められる。また神戸市内にはネパールの留学生が徐々に増えている。本学の長年にわたるネパール交流事業を生かし、市内のネパールコミュニティとの交流につながることを目指している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　兵庫県神戸市長田区大谷町 2-6-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健科学部	医療検査学科　診療放射線学科　看護学科
教育学部	こども教育学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 15 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施　　11 月 18 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 19 日	11 月 19 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

2 月 14 日	（意見あり） 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

19 国際医療福祉大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学学則第 1 条に目的を定め、第 2 条及びそれに基づく「教育研究上の目的を定める規程」に学部・学科ごとの教育研究上の目的を具体的に定めている。大学院は、目的を大学院学則第 1 条に明記し、第 3 条に基づき「教育研究上の目的を定める規程」において、各研究科及び専攻の教育研究上の目的を定めている。いずれも簡潔な文章で表記されている。社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行う体制を整えている。使命・目的及び教育目的はホームページ等で学内外に周知している。また、令和 3(2021)年から 6 年間の中期目標・中期計画に反映されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に具体的に反映させており、教育研究組織も整備されている。

「基準２．学生」について

学部・学科、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、周知している。入学者選抜についても「入学者選抜方針」に従って、問題の公正性・適正性の点検を行い、入試方法の検証を行っている。また、入学定員及び収容定員の充足率は、適切である。なお、大学院は、入学定員の超過傾向が見られる。各学部・学科の特性に基づいた教職協働によるきめ細かい学修支援を行っている。オフィスアワーは、各学部ともシラバスに明記され、配慮を要する学生への学修支援についても適切に行っている。学科によって運用は異なるが、TA(Teaching Assistant)制度を導入して教育活動を支援している。就職支援は、キャリア支援センターが主体となっており、インターンシップ制度も機能している。健康管理、学生への経済的支援等も整備している。校地・校舎については、設置基準等を満たしており、模擬実習室、シミュレーション教育、IT 施設を適切に整備している。

「基準３．教育課程」について

学部・学科、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを設定し、周知している。単位認定は、各科目の評価方法をシラバスに示すとともに、成績評価基準や単位認定について学則に定め、学生便覧にも掲載している。また、卒業認定基準及び進級条件も明示している。学部・学科、研究科・分野ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が認められ、カリキュラムマップ、履修系統図で整理されている。シラバスは、チェックシートに基づき作成し、ホームページに公開している。教養科目は、「総合教育科目」として開講し、総合教育センターや情報教育セ

ンター等が適切に実施している。また、IPE(Interprofessional Education)など特徴的な教育が実施されている。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップを発揮するため、教学の補佐体制が整備されている。使命・目的の達成のため、権限の適切な分散に配慮した教学マネジメントの構築がなされ、権限と責任の明確化が図られており、教職協働で教学運営が行われている。また、設置基準で定める専任教員数を上回る教員を配置しており、FD 委員会を設置し、FD(Faculty Development)活動も活発に行われている。

人事部に研修専従者を配置し、階層・職種・テーマ別に年間計画を立案し、研修会、講演会等の教育機会を設け、職員の資質・能力の向上のための SD(Staff Development)研修を行っている。研究施設は、7 キャンパスに整備されており、研究活動への資源配分も行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

就業規則において服務規律を明確にし、経営の規律と誠実性の維持を図っている。理事会は、適切に機能しており、大学管理運営部門と理事会の連携を図るために「管理運営委員会」を設置し、必要に応じて理事長も参加して、意思決定の連携を適切に行っている。各種委員会や「代表者会議」等の意見や提案は、上位会議体の「管理運営委員会」等で取上げるシステムを構築しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。監事は、監査報告書により、理事会に報告を行っている。予算、借入金、基本財産の処分、事業計画、事業に関する中期的な計画、寄附行為の変更等の重要事項について、理事長から評議員会に諮問することを義務付けており、十分なけん制機能を有している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための恒常的な組織体制として、「自己点検・評価小委員会」「内部質保証検討委員会」を設置し、自己点検・評価を定期的に実施している。自己点検・評価の結果は、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」に答申され、自己点検・評価報告書として取りまとめている。自己点検・評価報告書は、ホームページに掲載し、社会に公表している。IR センターを設置し、主に入学者の入試成績及び入学後の成績との相関、留年・退学状況分析、国家試験合格までの成績推移等の分析を継続して行っている。内部質保証を確実なものにするための組織体制を整備している。

総じて、開学以来、「共に生きる社会」を建学の精神として、我が国の超高齢社会を見据えて医療福祉の人材を養成して今日の大学になった。7 か所のキャンパスを擁して、我が国の医療福祉の発展に貢献している。7 か所にキャンパスがあるが故に大学の教育・研究に関わる意思決定については困難もあると考えられるが、関係規則と学長の最終的な決定権及び教授会の機能について、あるいは内部質保証の観点からも更なる向上が期待でき、今後の発展を祈念したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際性」「基準 C.研究活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の社会貢献

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「病める人も、障がいを持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる『共に生きる社会』の実現を目指して」という建学の精神のもと、これを実現するための三つの基本理念、七つの教育理念を踏まえ、学部では大学学則第 1 条に目的を定め、第 2 条及びそれに基づく「教育研究上の目的を定める規程」に学部・学科ごとの教育研究上の目的を具体的に定めており、大学院は、目的を大学院学則第 1 条に明記し、第 3 条に基づき「教育研究上の目的を定める規程」において、各研究科及び専攻の教育研究上の目的を定めている。いずれも簡潔な文章で表記し、個性・特色が明示されている。社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行う体制を整えている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は明確であり、学則に記載し、ホームページ、ガイドブック、入試ガイド、履修の手引き、「学生生活の手引き」などを通して、学内外に周知している。また、改定する際は、各種委員会での議を経て理事会などで審議決定しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。

令和 3(2021)年から 6 年間の中期目標・中期計画の中で、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的を記載しており、中長期な視野を持って計画を組立てるとともに、三つのポリシーに具体的に反映している。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な、学部・学科・大学院・附属医療施設等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、基本理念・教育理念にのっとり、学部・学科、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、ガイドブック、入試ガイド、学生募集要項に明示し、オープンキャンパス、進学ガイダンス、進学相談会等を通して周知している。

学部、大学院はアドミッション・ポリシーに基づき、多彩な入学者選抜を実施している。なお、医学部の全ての入試区分で十分な時間を使った面接試験を実施している。

各学部・学科の入学定員及び収容定員は、適切な学生数を確保している。大学院では、研究・教育環境の充実と入学定員の見直しを図っている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、教務委員会、臨床実習委員会、FD 委員会、国家試験等対策委員会、VOD 委員会などで検討し、学部長・学科長会議等、専任教員代表者会議で審議し、各学部・学科の特性に基づいた教職協働によるきめ細かい学修支援を行っている。

配慮を要する学生への学修支援については、「障がい学生修学支援規程」「障がい学生修学支援担当会議規程」に基づいて、適切な支援を行っている。

学科特性に合わせ、クラス担任制、アドバイザー制、チューター制などを整備して、成績不振、進路変更の意向、体調不良や生活状況などの把握に努めている。中途退学、休学及び留年学生に対しては、学科や委員会が要因分析を行っている。また、学部・学科ごとに TA 制度を導入して、学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職委員会は、全学的な年次計画を立案することにより、職種間・学科間の横断的な連絡調整を図りながら効果的な支援活動に努めている。また、キャリア支援センターが主体となり、5 キャンパスで連携した体制を整備し、同じ学科が設けられているキャンパス間における就職求人について、横断的に情報共有を図っている。

国家資格など、資格取得に向けた教育体制と医療福祉施設等への臨地実習、インターンシップ制度により、早い時期から就職現場の実情を知ることができる体制が整備されている。また、就職委員会及びキャリア支援センターの教職員が連携して、教育課程外での学生の社会的・職業的自立に関する支援体制を整備し、適切に運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

全キャンパスに保健室を設置し、学生の健康管理を行っている。「学生相談室」若しくは「こころの相談室」を各キャンパスに設置し、人間関係、学修上の悩み等を抱えている学生に対して、常駐又は非常勤の臨床心理士・公認心理師が相談に応じている。

また、学生への経済的支援として、大学独自の給付型奨学金、貸与型奨学金を複数用意している。

加えて、ボランティアセンターやボランティア室を設置し、学生のボランティア活動を支援している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎については、設置基準を上回っており、各学部・学科の特性を踏まえ、運動場、図書館、体育施設設備等を整備している。模擬実習室やシミュレーション教育の施設・設備があり、より実践的な学修ができるようになっている。

各キャンパスとも IT 施設を適切に整備しており、情報系授業のみならず、語学、専門教育にも利用し、学生の自習、レポート作成、インターネットによる資料閲覧、VOD（Video On Demand：ビデオ・オン・デマンド）による教科学修、e ラーニングによる語学学修にも活用されている。また、各キャンパスを、同時双方向遠隔授業システムで結び、共通科目の一部で運用を開始している。

医療福祉系の大学として、施設・設備のバリアフリーや利便性の対策を実施し、学科特性に応じた学生数の適正な管理を行うなど、学修に適した環境を確保している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケートにより学修支援に関する学生の意見・要望の把握に努めており、その結果を、学生へ周知するとともに、ホームページで公表している。

学生生活・学修環境については、「学生生活アンケート」「（学生）意見箱・目安箱」「保護者懇談会」で学内施設・設備の満足度や意見を把握し、必要に応じて学生相談室・関係部署と連携し、早期の問題解決を図り、施設・設備の改善に努めている。また、全キャンパスで入学時に「UPI 調査（University Personality Inventory：学生精神的健康調査）」を実施し、結果に基づいて、カウンセリング等を実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、基本理念、教育理念に基づき、学部・学科、研究科ごとにディプロマ・ポリシーを設定し、学生便覧、履修の手引き及びホームページで公開している。単位認定は、各科目の評価方法をシラバスに示すとともに、成績評価基準や単位認定について学則に定め、学生便覧に掲載している。卒業認定基準は、卒業、学位授与について学則に定め、卒業要件を学生便覧に明示し、教授会で審議して学長が学位を授与している。進級条件は、科目履修条件とともに学生便覧に明示している。大学院では、成績評価、単位認定、修了要件及び学位の授与について、大学院学則及び「大学院授業科目履修規程」に定め、履修の手引きに学位論文審査基準とともに明示しており、「大学院代表者会議」で最終判定し、学長が学位を授与している。

入学後に他大学等で修得した単位は 30 単位を超えない範囲で、入学前に大学等で修得した単位は前出の単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で単位認定することを学則で定めている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科・分野ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧、履修の手引き及びホームページで公開している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が認められ、カリキュラムマップ、履修系統図で整理されている。シラバス

は、チェックシートに基づき作成し、ホームページに公開している。

年間履修登録単位数の上限は、複数資格取得者等を除き原則 50 単位未満と定め、学生便覧に明示している。教養科目は、「総合教育科目」として開講し、総合教育センターや情報教育センター等が適切に実施している。また、FD 委員会を組織し、授業評価アンケート結果を踏まえて教授方法の改善に努めるとともに、IPE(Interprofessional Education)など特徴的な教育を実施している。大学院も、共通・専門科目、論文作成や課題研究指導を体系的に組立て、シラバスに必要事項を明示し、ホームページで公開している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに定めた多様な指標を、入学時から卒業時まで IR(Institutional Research)指標として機関・教育課程・科目レベルで多面的に評価・分析し、各委員会と連携して各レベルの改善に活用している。科目ごとの学修成果は、評価方法や到達目標をシラバスに明示し、達成状況を定期試験、レポート、演習・実習、学修状況などで複合的に評価している。また、授業評価アンケート結果は、科目担当教員に周知して授業改善に活用するとともに、学部長・学科長にもフィードバックしている。大学院生対象の「教育及び研究指導の評価アンケート調査」結果は、教員個人にフィードバックし、大学院教員対象の「修士課程及び博士課程の教育に関するアンケート調査」の結果とともに、FD 活動で改善策を検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長及び副大学院長を置き、それぞれ担当する職務を明確に定め業務を執行している。学部・学科の教学に関しては、学部長・学科長会議で審議され、入学・卒業、学位の授与等は教授会で審議されている。管理運営については、「管理運営委員会」で審議され、権限の適切な分散と責任の明確化が図られている。「事務組織規程」及び「事務分掌規程」により、職員の配置と役割を明確にし、教職協働体制で教学運営を行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科・専攻とも、設置基準で定める専任教員数を上回る教員を配置している。

「任期付専任教員規程」に基づく任期制を導入し、毎年教員が作成する「教育研究活動報告書」をもとにした公平な人事評価により、任期更新及び昇任を行うことで教員の研究・教育活動の活性化を図っている。

FD 委員会を設置し、外部講師による教育法改善の実践例に関する講演やグループディスカッション等を行う「合同教員研修会」を計画的に開催している。各学科及び未来研究支援センターでの FD 活動も活発に行われている。また、授業評価アンケート項目の検討・実施も適切に行っており、教員研修の企画や見直し、教員の外部研修への参加も奨励し、大学教育の質の向上に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

就業規則第 56 条で定めている「教職員教育」に基づいて、人事部の研修専従者が研修を立案している。研修は、階層・職種・テーマ別に年間を通して設けられており、職員の資質・能力の向上が図られている。研修や講演に参加した教職員に対して、筆記試験の実施やレポートの提出を求めており、研修目標の達成度の把握に努めている。

また、ハラスメント研修やメンタルヘルス研修を行い、職員の心の健康の保持・増進にも取組んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究施設は、7 キャンパスに整備されているほか、六つの附属病院、グループの関連医療福祉施設等が臨床医学研究施設・フィールドとして機能しており、基礎医学研究センターや感染症国際研究センター等が設置され、適切に運営・管理されている。

学部、大学院で研究倫理教育を実践し、e ラーニングシステムを導入している。また、全学規模で倫理審査委員会規程に基づき倫理委員会を整備し、教員、大学院生、研究生等の研究者が行う研究計画について、倫理審査を厳正に行っている。

「学内研究費取扱規程」により、研究活動への資源配分を行い、申請件数が増加している。未来研究支援センターが、公的研究費の獲得を支援しており、「外部研究実施規程」を定め、外部研究費等による研究を円滑に遂行するとともに、研究経費の適切な執行を推進している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理に関する学内規則として、就業規則を定め服務規律を明確にしている。「個人情報の保護に関する規程」「公益通報等に関する規程」などを定め、経営の規律と誠実性の維持を図っている。

また、令和 3(2021)年 4 月から 6 年間の中期目標・中期計画を策定し、建学の精神に基づく社会的使命・目的の実現に向け取組んでいる。

「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」「ハラスメント防止委員会規程」等を学生へ周知するとともに、全教職員向けにハラスメント防止に関する講演会を定期的に開催するなど人権擁護に努めている。加えて、消防署員による講話及び避難訓練を例年実施する等の安全教育を行う体制を整えている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為において法人の最終的な意思決定機関として位置付け、理事の職務の執行を監督し、原則として 3 月と 5 月に定例的に開催しており、適切に機能している。また、日常の法人運営の円滑化を図ることを目的とした常任理事会を開催している。常任理事会は、理事長、学長、専務理事、常務理事等で構成しており、理事会決議事項の事前審議や法人の業務執行に関する戦略的意思決定を円滑かつ機動的に行っている。

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき適切に行い、理事の出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学管理運営部門と理事会の連携を図るために、学長、大学院長、副学長、学部長等と理事長が指名した理事及び事務局長によって、構成された「管理運営委員会」を設置し、必要に応じて理事長も参加して、意思決定の連携を適切に行っている。各種委員会や「代表者会議」等の意見や提案は、上位会議体の「管理運営委員会」等で取上げるシステムを構築しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。監事は、寄附行為に基づき適切に選任しており、監査報告書により理事会及び評議員会に報告を行っている。加えて、理事会・評議員会への出席状況についても良好である。評議員は、寄附行為に基づき適切に学識経験者、法人の職員、卒業生から選任し、予算、借入金、基本財産の処分、事業計画、事業に関する中期的な計画、寄附行為の変更等の重要事項について理事長から評議員会に諮問することを義務付けており、十分なけん制機能を有している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期目標・中期計画を作成し、それに基づいた単年度予算を立てている。学部・学科の新設や学生定員増が続く中、設置財源を確保するとともに計画的な負債率を維持して、健全な財務運営を行っている。

毎年、安定した入学者数を確保し、学生生徒等納付金は増収を継続しており、外部資金も順調に増加している。附属病院の医療収支についても改善を図っている。教育目的の達成のために経費全体の効率的な使用を徹底しており、法人及び大学の経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は黒字を維持している。財務基盤は安定しており、収支のバランスは確保されている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」「経理規程細則」に基づき、適正に行われている。日常の会計処理は、各事務部の経理責任者が承認し、東京事務部経理部においても内容を確認する体制となっている。判断が困難な会計処理については、会計監査担当の公認会計士や税理士資格を持つ監事と協議し、適切に対処している。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法に基づく監事監査、監査部の内部監査の三者による体制が整備されており、厳正に実施されている。監事監査については、公認会計士と監査状況の情報共有及び意見交換を行っており、監査部による内部監査は、各キャンパス及び附属病院への実地監査を行う等計画的に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための恒常的な組織体制について、学部では「自己点検・評価小委員会」を設置し、大学院では「内部質保証検討委員会」を設置しており、定期的に自己点検・評価を実施している。その結果は、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」に答申され、自己点検・評価報告書として取りまとめている。分野別に外部機関による第三者評価を受けており、その結果も自己点検・評価と位置付け、内部質保証に反映している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため「自己点検・評価委員会」を中心に、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書として取りまとめホームページに掲載し、社会に公表している。IR センターを設置し、学部・学科、教務統括委員会、教務企画部、入試事務統括センター、医学教育統括センターをはじめとする関係センターと連携して、主に入学者の入試成績及び入学後の成績との相関、留年・退学状況分析、国家試験合格までの成績推移等の分析を継続して行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、大学では、「自己点検・評価小委員会」を設置し、大学院では、「内部質保証検討委員会」を設置しており、自己点検・評価を定期的に実施している。加えて、「自己点検・評価委員会」が、最終的な報告書の内容を決定しており、内部質保証を確実なものにするための組織体制を整備している。また、教育研究は、「教務統括委員会」及び

教務委員会、学生の諸問題は学生委員会、管理運営は「管理運営委員会」及び経営会議とそれぞれ固有の問題に対応するため委員会同士が協力している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1．社会貢献

A-1-①　社会貢献に関する方針と具体的取組み

【概評】

基本理念である「社会に開かれた大学」の実現に向け、大学の持てる教育的財産を公開し、地域の活性化の一助とすべく社会貢献を実践している。図書館を卒業生、関連病院や施設職員等にも開放し、教室や体育館などを貸出すことで、地域の活性化につなげている。また、東京赤坂キャンパス及び小田原キャンパスでは、東京都港区及び小田原市との間で災害時における帰宅困難者の支援について協定を締結し、災害時の地元支援に貢献するとともに、東京赤坂キャンパスでは港区の防災倉庫をキャンパス内に設置している。これらの災害時の地元支援については、医療に携わる者の心構えの一環として学生にも周知されることを期待したい。ボランティア活動も積極的に行われており、各キャンパスで、ボランティア委員会やボランティアセンター、ボランティア室などを設け、学生のボランティア活動を支援している。また、キッズスクールや市民公開講座、災害・感染対策などを通じて、教育・研究の成果を社会に還元している。学部の授業を市民に開放する取組みは、学内環境や学生の状況を地元住民に見せる機会にもなっている。

基準Ｂ．国際性

Ｂ－1．特色ある国際交流

B-1-①　海外研修プログラムの更なる充実

B-1-②　協定校からの短期研修受入プログラムの充実

Ｂ－2．国際貢献の促進及び支援・実施体制

B-2-①　海外人材育成―介護人材の育成・支援体制の充実

B-2-②　国際シンポジウム及びセミナー等の支援体制の適切性

Ｂ－3．国際協力の発展性

B-3-①　ベトナム人間ドックプロジェクト

B-3-②　厚生労働省プロジェクト

【概評】

基本理念である「国際性を目指した大学」の実現に向けて国際的センスを備え、いかな

る国の人々とも伸び伸びと協働できる真の国際人を育成することを目的として、単位認定科目「海外保健福祉事情」を設定し、海外研修プログラムを実践している。また、正規留学生のほかに、海外協定大学から短期留学生の受入れを行っているとともに、海外協定大学からの教員研修や視察の受入れも積極的に行っている。

外国人介護福祉士養成に係る特別奨学金制度は、アジア諸国からの留学生を受入れ、介護福祉士の資格を取得した上で、日本及び母国において質の高い介護サービスを提供できる有能な人材を育成することを目的としており、基本理念である「国際性を目指した大学」を具現化している。また、現地で介護・日本語教育を実施した上で介護特定技能制度を活用し、現場で不足する介護人材に対し外国人を受入れている。加えて、リハビリテーションや医療福祉の分野で相互理解を深めるための国際シンポジウムや国際セミナーを活発に展開し、世界各国からの参加者が現状や課題を議論する場となっている。

ベトナム初の日本式人間ドックセンターである「国立チョーライ病院 国際医療福祉大学ドック健診センター」を開設し、専門家の派遣、医療スタッフの研修、放射線と病理の遠隔画像診断を行い、日本の高度な診療技術を提供することで、ベトナム国内の医療技術及び診断能力向上に資するプロジェクトとなっている。また、厚生労働省委託事業（医療技術等国際展開推進事業）の採択により、さまざまな分野のベトナム人医療スタッフを日本国内で研修させるとともに、日本人医療スタッフを現地に派遣し、現地で研修を実施している。このことは、医療スタッフの技術向上のみならず、ベトナム国内の医療全体の発展に寄与するものであり、「国際性を目指した大学」にふさわしい活動となっている。

基準Ｃ．研究活動

Ｃ－1．研究の質の向上への取組み

C-1-①　研究の質の向上のための適切な管理・運営

C-1-②　研究の活動支援・推進のための組織化

Ｃ－2．研究領域の拡大・研究連携の促進

C-2-①　医学及び医療福祉学研究領域の推進

C-2-②　学内・国内外機関との研究の連携

【概評】

大学院生の研究及び学位論文の質向上に向けて、「大学院研究質向上委員会」で研究内容に対する組織的な評価・助言を行い、研究法や研究倫理に関する講義を開講している。教員の研究計画作成に関するオンデマンドサポートシステムの導入は、必要な時に必要な研究計画作成のアドバイスが受けられることから、積極的な研究活動につながっている。その他、研究活動支援・推進のための組織として、臨床研究コンサルティングや研究費獲得を役割とする未来研究支援センター、契約・リスクマネジメントや知的財産管理を役割とする産学連携室、診療情報やビッグデータを管理する医療情報部、外部研究費関係を管理する研究管理室、複数存在する倫理審査委員会の管理・支援と研究倫理教育を行う研究倫理支援室を設置し、研究活動の活発化と質の向上に寄与している。また、若手研究者を対

象とした学内研究費の設定を行っており、若手研究者に対する研究費募集の積極的情報提供も行っている。

医学部及び医学研究科設立に伴う医学系教員の新規採用により、保健や薬学・薬科学の研究領域に加え、医学研究へとその研究領域を拡大させている。また、附属病院をはじめ全国の関連臨床施設が臨床医学研究センターとして機能し、研究活動を推進している。加えて、学内研究プロジェクトや、提携大学を中心とした多彩な専門領域の研究を推進し、知的財産権の取得を推奨して価値ある研究成果を適切に保護し、研究成果が適切な形で社会還元・社会実装されるよう注力している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

○新型コロナウイルス感染症に対する本学の社会貢献

本学は令和 2(2020)年年初から国内感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症に対して、医学部に感染症学のエキスパートが多数在籍していることもあって、社会的な強い使命感を持って様々な取組みをしている。

新型コロナウイルスが広がった中国・武漢市からチャーター便で帰国した日本人のために政府が用意した宿泊施設のひとつである税務大学校に、厚生労働省の要請により、令和 2（2020）年 2 月 5 日～2 月 14 日、本学の医師と看護師延べ 15 人を派遣、医療サポートを実施した。

この支援に前後して、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の医療支援のために医師、看護師、薬剤師ら、延べ 51 人を 2 月 10 日～22 日にかけて派遣した。本学が行った業務は①乗客の検体採取　②新型コロナウイルス陽性者への告知　③クルーズ船の会社と厚生労働省のリエゾン的な調整業務（スタッフの健康管理ならびに衛生習慣の指導、部屋や浴室の消毒方法の指導）　④現地対策本部における発熱患者のフローの調整並びに改定　⑤環境のウイルス特定のための調査の調整と実施 - などである。国際医療福祉大学熱海病院並びに国際医療福祉大学塩谷病院の災害派遣医療チーム(DMAT)も乗船、感染予防について連携したほか、採取した検体の PCR 検査も本学成田キャンパスで実施した。

国内の逼迫した医療体制を踏まえ、国際医療福祉大学成田病院について令和 2（2020）年 4 月開院予定を早めて 3 月 16 日から陰圧設備のある個室病床 46 室で、新型コロナウイルスの陽性患者の受入れを開始した。

本学は、こうした実践での対応から多くのことを学び、各キャンパスや医療福祉施設での感染防止対策をより充実させている。

本学グループ 6 附属病院及び関連病院において、いち早く PCR 検査機器の配置を進め、新型コロナウイルスに関する PCR 検査について 1 日合計 1000 件が検査できる体制を整備。成田空港検疫所の PCR 検査室にトラブルが発生した際には、本学がバックアップ体制を取り、100 検体以上を処理した。

本学グループでは、学生の臨床実習前にグループ内外の医療福祉施設から要請があれば全員に自己負担なしで PCR 検査をしている。大学院生も教育後援会に加入していれば同様に自己負担なしで検査を受けられる。また、入院前の全ての患者にも PCR 検査を実施し、

院内感染を徹底的に防止することに努めている。

新型コロナウイルス感染症の患者の受入れ病床は、成田病院で 71 床に拡張したのをはじめ各附属病院に整備して、合計 175 床を確保しており、令和 2(2020)年 4 月時点で 400 人以上の患者を受け入れている。

ワクチン接種が始まった令和 3(2021)年春からは、グループ病院はもとより、東京港区の東京赤坂キャンパスにおいても、高齢者ワクチン接種会場を提供している。

世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症に対して、今後も医療福祉の総合大学として、研究・教育・臨床分野の総力を挙げて感染対策に対応していくとともに、収束に向けて取組みを継続していく。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 7(1995)年度

所在地　　栃木県大田原市北金丸 2600-1
東京都港区赤坂 4-1-26
千葉県成田市公津の杜 4-3
神奈川県小田原市城山 1-2-25
静岡県熱海市東海岸町 13-1　国際医療福祉大学熱海病院内
福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-16
福岡県大川市榎津 137-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	看護学科　理学療法学科　作業療法学科　言語聴覚学科　視機能療法学科 放射線・情報科学科
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科
薬学部	薬学科
成田看護学部	看護学科
成田保健医療学部	理学療法学科　作業療法学科　言語聴覚学科　医学検査学科 放射線・情報科学科
医学部	医学科
赤坂心理・医療福祉マネジメント学部	心理学科　医療マネジメント学科
小田原保健医療学部	看護学科　理学療法学科　作業療法学科
福岡保健医療学部	理学療法学科　作業療法学科　言語聴覚学科　医学検査学科

福岡薬学部	薬学科
医療福祉学研究科	保健医療学専攻　医療福祉経営専攻　臨床心理学専攻
薬学研究科	医療・生命薬学専攻
薬科学研究科	生命薬科学専攻
医学研究科	医学専攻　公衆衛生学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 20 日	実地調査の実施　　10 月 20 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 22 日	10 月 22 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 11 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

20 三育学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、セブンスデー・アドベンチスト教団の理念と実践に基づき設置され、使命・目的は、「To Make People Whole（「全人的回復」）である。使命・目的に基づき、看護学部と大学院看護学研究科を設置し、教育目的を大学学則及び大学院学則に定めている。使命・目的及び教育目的は、事業計画書及び事業報告書に記載するとともに、研修会等で取上げ、役員や教職員への理解を図っている。また、学内では、学生ホールへの掲示、学生ハンドブック、履修要項に明記するとともに、ホームページに掲載して、学内外に周知している。平成 30(2018)年度からの 5 か年計画「第二次中期（経営改善）計画」を策定し、「全人教育の実践」を教学に関する目標として実施している。

「基準２．学生」について

学部・大学院ともにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、学生募集要項へ掲載し、オープンキャンパスや進学説明会等で周知を行い、入学者選抜を実施している。学修支援は、「クラスアドバイザー制度」を基本とし、最終学年ではグループアドバイザー制度を設け、サポートする体制を整備している。学生の心身に関する健康相談、経済的支援については、学生課が窓口となって対応し、コロナ禍においてもいち早く柔軟に支援策を打出し支援している。校舎は、千葉県の大多喜キャンパスと、臨地実習施設に近い東京校舎の 2 校地となっている。大多喜キャンパスでは、大学敷地内に学生寮を有し、原則、全寮制とし、学生の生活指導を実施している。

「基準３．教育課程」について

学部・大学院ともに教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定しており、学生ハンドブック、ホームページに掲載している。学部では、令和 2(2020)年度より新カリキュラムを施行し、大学学則・教務規程で単位認定基準、卒業認定基準を定め、厳正に運用しているが、1 年間に履修登録できる単位数の上限が高く設定されている。授業は、グループディスカッションをはじめ、アクティブ・ラーニングを取入れ、学生が主体的に学修に取組む授業を実施している。単位取得状況、資格取得状況、GPA(Grade Point Average)取得状況、「授業評価アンケート」「カリキュラム評価に関するアンケート」「学生の意識調査」等を実施しているが、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価は実施されていない。

「基準４．教員・職員」について

大学の最高意思決定機関として、学長が議長を務める運営委員会を置き、学長を補佐する体制として運営組織図､職務分掌規程及び副学長に関する規程を整備している｡しかし、教授会規程にある「その他学長が認める事項」の具体的事項の定めがなく、学生の懲戒等の手続きについての規則等の定めもない。教員数は 2 校地での環境においても確保されており、教員の採用・昇任等について規則を定め適切に運用されている。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修等は、委員会を設置して実施され、教職員の資質・能力向上を図っている。教員には、教育研究活動ができる環境や研究費及び研究倫理審査員会が整えられており、研究実績に応じた加算研究費が支給されるほか、研究費獲得のための支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守し、寄附行為、学則及び学内諸規則を整備し、それらに基づき理事会・評議員会等が運営され、意思決定をしている。寄附行為、事業報告書、収支計算書及び財産目録の情報は、ホームページで公表している。理事・監事・評議員の選任は寄附行為に定めているとおり適切に行っているが、理事会・評議員会の運営等に改善を要する点がある。平成 30(2018)年度より、「第二次中期（経営改善）計画」を策定し、大学院研究科の設置、系列病院の実習施設に隣接する東京校舎の新築等の学修環境の利便性向上による学生確保等、財務改善に努めている。会計処理に関しては、規則を定め、これらにのっとり適正に実行している。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価の取組みについて、学則等に定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、実施している。また、設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会による自己点検・評価の実施、認証評価等の外部評価を受け、結果をホームページで公表している。しかし、学修成果の評価が実施されていない点、各種の規則の改正・整備に課題がある点、理事会・評議員会の運営等に課題がある点等、大学の自主的な自己点検・評価が十分機能していないことは、改善を要する。

総じて、大学は使命・目的を具現化するために、看護学部と大学院看護学研究科を設置し、看護専門職の育成を通して、社会に貢献している。学部では、教育課程だけでなく、学生寮を設ける等により、「To Make People Whole（「全人的回復」）」の実現を目指している。内部質保証では、関係する外部団体や外部評価を受けているが、今後は、自己点検・評価を機能させることにより、教育の質向上に向けた改善に取組むことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.全人的教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. スピリチュアルケアに心を向けるための教育体制

2．2 つのキャンパスでの効果的な学修－豊かな心を育む大多喜キャンパスと確かな知識・技術を磨く東京校舎－

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、セブンスデー・アドベンチスト教団の理念と実践に基づき設置され、「人間の備える霊性(spritus)、知性(mens)、身体(corpus)の全ての面を最大限に発達させ、円満な人間形成を実現すること(To Make People Whole)」を基本理念としている。使命・目的は、一貫して「全人的回復」をうたっており、教育目的は、大学学則及び大学院学則に明確に定められている。

使命・目的を達成するために学部では、教育課程、宗教教育、労作教育及び生活教育の実施を学則に定めて実施している。全世界に 115 の系列高等教育機関を有し、そのネットワークを生かした教育活動を実施するほか、設置母体の国際チームによる点検・評価を使命・目的、教育目的の確認に活用している。

1－2．使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員や教職員への理解を得るため、事業計画書及び事業報告書に記載するとともに、研修会等で取上げている。また、学内では、学生ホールへの掲示、学生ハンドブック、履修要項に明記するとともに、ホームページに掲載して、学内外に周知している。

平成 30(2018)年度からの 5 か年計画「第二次中期（経営改善）計画」では、「全人教育の実践」を教学に関する目標としている。学部のディプロマ・ポリシーは、使命・目的のもと策定されており、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映されている。

大学は、その目的の実現のため、看護学部と大学院看護学研究科を設置し、教育研究のための委員会や組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・大学院ともにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや進学説明会等で周知している。学部の入学者選抜では、アドミッション・ポリシーの理解も含め、コミュニケーション能力を把握するために、全ての入学者選抜に面接を実施している。広報活動として、大学案内の発行、オープンキャンパス、高校訪問等のほか、系列高校への学校案内や系列病院での看護学体験セミナー等を行っている。

入学定員を満たさない年度もあるが、収容定員は充足している。コロナ禍の影響を受けたことに鑑み、入学定員に沿った学生の受入れができるよう広報活動等の対策を強化している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の柱として、クラスアドバイザー制度を学年ごとに設けて、履修指導及び学修支援を行っている。特に、4 年生は、学生 3 人程度に一人の教員が指導するグループアドバイザー制度を設け、最終学年の学びを支え、看護師・保健師国家試験受験に向けてサポートを行う体制を整備している。また、全学的にオフィスアワー制度を設けている。

加えて、1 年生から 2 年生前期までの学生は、大学敷地内にある寮で生活しているため、生活面・精神面のサポートとして、学生生活アドバイザーを設け、教職協働で支援している。

障がいのある学生への配慮については、令和 2(2020)年度より、学生委員会の下部組織として「合理的配慮・発達障害等相談部門」を設けて、体制を整えている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援は、主に学生課と学生委員会が担い、学生委員会では、就職ガイダンスの企画・運営を行い、4 年生の「グループアドバイザー」は、国家試験対策と就職に関する個別指導を行っている。就職への指導として、学生の主な就職先である病院等が行っているインターシップへの参加を推奨している。また、国際的な活動を目指す学生への教育として、国際看護に関する選択科目を開講している。

国家試験対策は、看護学部の指導として重要と位置付け、教員と職員で構成している国家試験対策委員会が、ガイダンス、模擬試験の実施、分析及びフィードバック、補講、学修サポート等を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活安定のための支援は、学生委員会、保健センター、寮監が連携して取組んでいる。学生への経済的な支援としては、大学独自の多様な奨学金制度を設けて、経済的な支援を行っている。

大多喜キャンパスの保健センターでは、常時看護師が勤務し日常的な学生の健康相談等に対応し、健康管理に対する支援を行っている。また、心身の支援は、カウンセラー、チャプレン（学校付牧師）、精神科医により、ウェブサイトを利用しての相談が実施され、学生生活を安定させるために重要な役割を果たしている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大多喜キャンパス・東京校舎とも各校舎で学ぶ学部生、研究科の学生に必要な校地・校舎等の学修環境の整備を行い、講義・演習・実習に必要な機器も整えている。

図書館の利用については、日曜日・夜間の開館時間を設定するなど学生が十分に利用できる環境を整備している。

バリアフリー化では、段差箇所の簡易スロープの設置、車椅子対応の多目的トイレが設置されている。科目の種類によって、教育効果を上げるクラスサイズを考慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の対応として、授業評価アンケートを実習科目も含めて全科目実施しており、結果は教員に示され、授業改善に向けた返答を行うとともに学生が閲覧できる形で公表している。また、卒業時に「カリキュラム評価」と題するアンケート調査において、学修支援や学生生活に関する学生の意見を把握している。

加えて、学生の心身に関する健康相談、経済的支援、学修環境など学生生活に関する意見は、投書箱の設置のほか、学生課が聴取した学生の意見を各関係部署及び運営委員会で検討し、対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしていない。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、学部・大学院ともにディプロマ・ポリシーを策定し、学生ハンドブック及び履修要項、ホームページにおいて明示し、新年度オリエンテーションで周知を図っている。

研究科においては、修士論文審査内規に学位論文に係る評価基準が明示されており、学部においては、大学学則及び教務規程で単位認定基準、卒業認定基準を定め、学生ハンドブック及び履修要項にも掲載している。単位認定及び卒業認定は、規則に基づき適切に運用している。また、GPA 制度を導入し、評価の総合的な判断や保健師課程を選択する学生の審査基準として活用している。

〈参考意見〉

○研究科の成績評価基準について、「大学院履修要項 2020 年度」に記載はあるが、学則等に定めがないため規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの達成のため、カリキュラム・ポリシーを見直した上で、令和

2(2020)年度より新しいカリキュラムを策定している。カリキュラム・ポリシーは、学生ハンドブック及び履修要項に明示し、新年度オリエンテーションで周知している。

講義科目では、アクティブ・ラーニングを取入れ、学生が主体的に学修に取組む授業を実施している。

1 年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。また、教養科目は、六つの区分から構成し、実施している。

〈参考意見〉

○1 年間に履修登録できる単位数の上限を高く設定しているので、単位の実質化の観点からの見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしていない。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、単位取得状況、資格取得状況、GPA 取得状況を確認し、「授業評価アンケート」「カリキュラム評価に関するアンケート」「学生の意識調査」等を実施しているが、大学として、学修成果の点検・評価の体制と実施方法は確立していない。

学生からの意見収集とそれに基づいた改善は、授業の関連領域及び授業担当教員によって行われているのみであり、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の組織的な分析・改善が行われていない。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価の実施体制及び方法を確立し、点検・評価の結果を分析の上、教育改善にフィードバックするよう改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として運営組織図、職務分掌規程及び副学長に関する規則が整備されている。

学長は、使命・目的の達成のため、学長及び教授会のもとに教育と研究に係る各種の委員会を設置し、各委員会には、職員との協働により、教学マネジメントを構築している。

学長は、大学の最高意思決定機関として、運営委員会を置き、学長が議長となり、大学運営に関する重要事項を審議・決定しているが、教授会に意見を聴くことが必要な重要事項について、学長自身が定め、周知していない。また、学長が定めるべき学生の懲戒等の手続きについて、定められていない。教授会において、学部長から具体的な方策の策定について指示し、権限の分散化と責任、学内の意思決定が一元化することを図っている。

教授会は大学学則、教授会規程及び運営組織図により、組織上の位置付け及び役割が明確になっており、審議事項は、大学学則第 61 条及び教授会規程のとおり、あらかじめ周知している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号で定められている、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、「三育学院大学看護学部教授会規程」第 2 条及び「三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程」第 3 条に「その他学長が必要と認める事項」を定めているが、その具体的事項を学長自身が定め、周知していない点は改善が必要である。

○学生の懲戒等の手続きについて、学長が適切に定めていない点については改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす教員数は、2 校地での環境においても確保しており、保健師助産師看

護師学校養成所指定規則に定められた教員数も満たしている。教員の採用・昇任等については、「三育学院大学教員資格審査基準」を定めて、運用している。

教育内容及び教育方法の改善や工夫、教員の資質向上のために、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を置き、FD 研修の企画運営を担っている。また、教育研修は、授業評価をもとに、集中研修で取上げ、その成果として実習におけるルーブリックの活用を成人看護学実習及び老年看護学実習で作成し、活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の管理運営に関わる職員の資質・能力向上については、「スタッフ・ディベロップメント委員会規程」に基づき運営し、全体研修と個別研修を組織的に実施している。また、職員研究費規程により、職員各自の希望に応じた研修を受けやすい環境づくりを行っているほか、資格取得の支援も行っている。学外で開催されている外部研修会への参加を促し、職員の資質・能力向上に努めている。

〈参考意見〉

○SD をはじめとする職員の資質・能力向上に関して、事務職員のみならず教授等の教員や学長等の大学執行部管理職も参加する組織的な取組みが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境に関しては、講師以上は原則として個室、助教及び助手については、共同研究室を整備している。また、各教員にパソコン、机、書架などの基本的な備品を整備し、教育研究活動ができる環境を整えている。

研究倫理に関しては、「三育学院大学研究倫理委員会規程」が定められ、研究における倫理的配慮が確保できるよう研究倫理審査委員会で審査する仕組みを設けている。

研究活動への資源の配分に関しては、基本研究費に加え、前年度の研究業績に対するポ

イントによって、加算研究費を支給し、研究活動の支援をしている。また、一般研究費とは別に学内における研究活動、特に若手教員による研究活動の促進として、専任教員が共同で行う研究に対し、学内の競争的資金として学内共同研究費を交付している。

研究活動のための外部資金の導入に関しては、研究推進委員会規程により研究推進委員会の研究推進チームが研究推進支援室と連携し､研究費獲得のための支援を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づいて、寄附行為、学則及び学内諸規則を整備し､それらにのっとり運営することで経営の規律と誠実性を維持しているが、学則と各媒体による収容定員など一部情報の整合性が取れていない。学校経営上、組織倫理に関する規則を整備している。寄附行為、事業報告書、収支計算書及び財産目録の情報は、ホームページで公表されているが、学校教育法施行規則第 172 条に定めのある一部教育情報は、公表されていない。

学生や教職員の人権については、規則が整備され、人権侵害が発生した場合には、ハラスメント対策委員会により、適切に対応できる体制となっている。大多喜キャンパスは、全学的に省エネルギーの啓発教育等を展開し、エコで環境に優しいキャンパスの実現に努めている。安全面について、大多喜キャンパスは、学内敷地に寮があることから敷地をフェンスで囲っており、東京校舎は、校舎の出入口に静脈認証セキュリティシステムを導入している。大学・寮においては、毎年防災訓練、避難訓練を実施している。

〈改善を要する点〉

○学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している情報の公表について、「学修成果に係る評価」「学位論文の審査基準」がホームページで公表されていないため改善が必要である。

○大学学則に記載している学部の収容定員数について、実際の収容定員数と異なるため、修正を行うなどの改善が必要である。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っており、理事会は、定期的に開催する状況であり、事業計画を確実に執行できる環境下にある。理事会及び常任理事会の出席率はいずれも高く、意思決定ができる体制をとっているが、理事会で委任された常任理事会への委任事項が明確に定まっていない。また、理事会及び評議員会で監事監査報告に対し、採決・議決を行うことは、監事の職務に相反する行為である。

コロナ禍により、対面での開催は難しい環境となったが、オンライン会議体制が急速に進んだことにより、設置校間の連絡会議も開催しやすくなり、さまざまな事態への対応を迅速に決定できる体制が整っている。

〈改善を要する点〉

○常任理事会への委任事項について、理事会で委任されたとする日常の業務処理が明確に定められていない点は改善が必要である。

○監事の監査報告書について、理事会及び評議員会で審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして、適切ではないので改善が必要である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営委員会は学長が議長を務め、教授会の議長は学部長が務めており、大学の意思疎通や連携を図っている。また、学長及び学部長は、それぞれ理事でもあり、常任理事会及び理事会への報告も直接行える仕組みとなっている。

理事長は、学長、常務理事及び法人事務局長から随時、各設置校の状況について報告を受け、学校運営・管理上の確認等を行っており、リーダーシップを発揮できる体制となっている。また、教職員からの提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

法人及び大学の各管理運営機関との相互チェックについて、オンラインミーティングが拡大したこともあり、業務の効率化が図れている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行の状況を監査し、学校運営に関する意見を述べている。

〈改善を要する点〉

○監事の選任において、理事長が監事の選任をした根拠となる書類がないため、理事長が監事を選任したことが分かる書類の作成等、選任手続きの改善が必要である。

〈参考意見〉

○監事による業務監査が行われていることは確認できたが、監査報告書には「理事の業務執行」に関する記載がなく、宛名の不備があったため、適切な監査報告書の作成が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく財務運営に関しては、財務改善のため、平成 30(2018)年度から 5 か年計画の「第二次中期（経営改善）計画」を設定している。法人経営は、設立母体からの特別寄付を受けた平成 29(2017)年度を除き、平成 25(2013)年度から令和 2(2020)年度まで慢性的に教育活動収支差額が支出超過となっている。令和 2(2020)年度は、入学定員を充足し、教育活動収入は、徐々に増加傾向にあり、令和 3(2021)年度は、教育活動収支差額及び基本金組入前収支差額ともに収入超過の見込みである。

中長期的な収支改善策として、東京校舎の新築により収容学生数の拡大、系列の実習病院に隣接する学修環境の利便性向上により学生確保につなげる計画である。また、大多喜町への系列の全寮制中学の移転により、寮・食堂利用の共有を図ることを通じて、大多喜キャンパスの収入維持を補うことができている。学校法人全体として、中長期的に収支改善に努力している。

〈改善を要する点〉

○法人全体や大学部門の経常収支が、平成 29(2017)年度を除き、平成 25(2013)年度から令和 2(2020)年度まで支出超過の状態で継続していることから、中長期的な財政健全化策を継続し経営基盤の安定に向け、「経営改善計画」にのっとって改善が必要である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に関しては、「学校法人三育学院経理規程」「学校法人三育学院経理規程内規」を定め、これらにのっとり適正に実行している。また、会計処理の迅速化を実行するため、法人事務局を中心とした体制の見直しを追求している。

会計監査は、公認会計士による定期監査のほか、決算監査時は、監事が公認会計士監査に立会いの上行っている。

監事による監事監査、公認会計士による会計監査、上部団体による監査の 3 者による監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の取組みについて、学則に定め、内部質保証のための組織として、学長を委員長とする「三育学院大学自己点検・評価委員会」を置いている。自己点検・評価を行うに当たり、「三育学院大学自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価の方針や担当等を決定する役割を担っている。学部、大学院、各委員会、事務局等において、点検・評価された事項は学部教授会及び大学院教授会で審議され、最重要事項は、運営委員会において審議し、教育研究活動の質向上に活用される仕組みとなっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

教育の質については、学生による授業及び実習の評価を学期ごとに実施している。教育・研究・社会貢献に関する学内全体の活動については、関連する委員会等で自己点検・評価を行い、年度末に年報を作成し、学内で共有するほか、ホームページで公表している。設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会による自己点検・評価を実施し

ており、認証評価等の外部評価の結果とともに、ホームページで公表している。IR 機能は、「IR 委員会規程」を定め、教育活動の改善のために、学生の学修に関するデータ、国家試験に関連するデータ等を収集・分析し、教授会、各委員会等に提供されているが、その活動は開始されたばかりであるので、今後に期待したい。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会が主導して、教育課程、成績評価、授業計画等に関する課題を検討し、教授会、運営委員会で審議し、決定する体制をとっており、アドミッション・ポリシーについては、運営委員会で検討している。三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーについては、作成中であるが、大学全体の学修成果の点検・評価・分析・改善をする体制が確立できておらず、三つのポリシーを起点とした内部質保証のための体制を整備することが課題である。また、各種規則の改正・整備・確認等ができておらず、その他法令にのっとった対応も不十分であり、PDCA サイクルが機能していない。大学は、大学全体の諸活動について、点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証の仕組みを機能させることが必要である。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価について、体制整備及び組織的な分析・改善ができておらず、学部、研究科及び全学的な PDCA サイクルが機能していない点は、大学の教育の内部質保証システムが十分機能しているとは言えないため、改善を要する。

○教授会規程を含む各種規則の改正・整備、大学運営に重要な理事会・評議員会の運営等に課題がある点について、大学全体としての内部質保証が十分に機能しているとは言えないため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 全人的教育

A－1. キリスト教教育

A-1-① キリスト教教育の充実

A－2. 学寮教育の充実

A-2-①　全人的教育における学寮教育の位置づけとその有効性
A-2-②　特色ある学寮教育の位置づけ及びその有効性

A－3. 労作教育の充実
A-3-①　労作教育の主旨、目的、目標と意義
A-3-②　労作プログラムの内容およびその方法

A－4. 健康教育の充実
A-4-①　持続可能な健康教育の浸透
A-4-②　全人的教育における健康教育の位置づけ及びその有効性

【概評】

キリスト教全人教育を土台とし、「ホリスティック・ナーシングケア」精神を理念的に学ぶのではなく、教養、専門教育とともに学寮、労作、健康教育により経験的に学ぶことができるという独自の教育体制が他大学にみられない大きな特色である。

キリスト教教育では、履修する教育科目だけでなく、朝夕の礼拝等、教会との連携で行われる多様なプログラムを実施し、全人的教育としてのキリスト教教育の充実を図っている。

学寮教育は、学生寮を単なる生活の場ではなく、全人教育としてコミュニケーション能力を身に付ける場として位置付けるとともに、共同生活、リーダーシップや自治のあり様について学ぶ機会として実施している。

労作教育は、大学の使命である人間形成、奉仕する人物の育成を目指すとともに、教育目標である「働く習慣を育む」「自ら行動する能力を育成する」「自然に触れる機会を通して学び、感じる」に寄与する特別プログラムを実施している。

また、全人的教育における健康教育として、学内の「禁酒」「禁煙」を実行しているほか、学生食堂では、ベジタリアン食を提供している。加えて、食材は、地産地消を特徴としており、学生各々が自らの身体を通してその効果を実感し、健康に対する意識を高めている。

今後は、入寮しない学生の学寮教育の位置付け、労作教育の成績評価について検討を深め、更なる成果を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. スピリチュアルケアに心を向けるための教育体制

様々な不安や病を抱えた患者様に対して、ホリスティック・ナーシングケアの精神に基づくケアの実践に必要な基本概念を理解してもらうための体制整備を本学では心がけている。教育体制として、「生の充実」の実現のための重要な側面でもあるスピリチュアルペインに対して、概念だけでなく具体的なケアの立案までを通してホリスティック・ナーシングケアを学生が身に付けられるような顕在的・潜在的カリキュラムを構築し、学生に提供している。

具体的には、看護の発展科目の必修科目として 3 年次に＜スピリチュアルケア＞が設定

されている。この科目が必修単独科目として配置されている看護系大学はほとんどないことから本学を特色づける科目の１つと言える。実習においては＜老年看護学実習＞の中で緩和ケア病棟実習があり、その際に設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教会の牧師による指導を受けるなど、対象者の全人的痛みや家族の苦悩についての学びからスピリチュアルケアについて心を向ける教育機会を提供している。寮における礼拝や全学でのバイブルウイークなど宗教的行事を経験することを素地としながら、寮生活での相互交流から他者との関係性を築くことで、スピリチュアルケアを理念的に学ぶのではなく、経験的に学ぶことができる教育体制があることが本学の特色の一つとなっている。

2. ２つのキャンパスでの効果的な学修―豊かな心を育む大多喜キャンパスと確かな知識・技術を磨く東京校舎－

豊かな自然に囲まれた大多喜キャンパスは落ち着いた学びに最適の環境が整っており、入学から２年生の前期までは大多喜キャンパスで主に基礎教育科目、看護学の基本的な知識や技術などを学ぶことになっている。また２年生の後期以降は、都内でも最初に緩和ケア病棟を開設している東京衛生アドベンチスト病院の隣の校舎で、臨床看護師と協働することにより、専門的な学びを深める教育を提供している。

大多喜キャンパスでは、自然の中で豊かな心を育む素地と看護を学ぶ上で必要となる基礎知識を身につけるとともに、併設されている三育学院カレッジ神学科の学生との交流によってスピリチュアルケアの基盤となるキリスト教の精神を学ぶことができる。東京校舎では隣にある系列機関の病院との連携により、看護の専門知識・技術および実践力を養うことができる教育体制をとっており、2 つのキャンパスの特徴を活かした効果的な学修提供のための教育環境を整えている。

またホリスティック・ナーシングケアの精神は実体験から学べることが多くあるため、大多喜キャンパス・東京校舎・実習病院での学びだけでなく、国内外を問わず地域・社会・大学と連携した学修である「あなたならではの体験」を積極的に推奨している。そのため看護の発展科目として＜国際看護実習＞が３年次に設定されており、カリキュラム外では高齢者施設・障害者施設・地域保健活動などでボランティア活動ができる多様な環境を設定しており、ホリスティック・ナーシングケアを学ぶ機会を提供している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　千葉県夷隅郡大多喜町久我原 1500
　　東京都杉並区天沼 3-17-15

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科

看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 1 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

21 志學館大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び学部、学科、研究科の教育研究上の目的は、建学の精神に基づき、具体的に明文化され、簡潔な言葉や、図を用いるなどして、広く社会に公表している。平成 30(2018)年度には、それらと三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との整合性を図った改定と内部質保証のポリシー策定が同時に進められた。また、「地域重視」と「コンプライアンスと誠実性」について大学運営上強く意識されているところに大学の個性を見ることができる。

使命・目的及び教育目的は、全学委員会である教育課程編成会議を経て大学運営会議で策定・改廃され、理事会の審議に付されている。中長期計画は全学的な体制で策定が進められ、三つのポリシーについても同様で、全体の一貫性について配慮している。また、教育研究組織は、学部、学科及び大学院に加えて、心理相談センター及び発達支援センターが設置され、大学の使命・目的及び教育目的との整合性を図りながら整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施しており、法学部の学部一括入試の導入により、概ね適正な学生の受入れが実施され、大学全体として学生数を維持している。学修支援の諸機関は機能的に連携しながら、教職員の協働で運用されるとともに、全ての学生に指導教員が付くなど、学生支援は手厚い。これが学生の意見・要望を大学に伝えるルートにもなっている。学生へのキャリア支援は、進路に応じた相談窓口により情報提供や相談・助言等が行われるとともに、地元産業界や自治体と連携し、地域でのインターンシップなど、多様な取組みや制度を構築している。資格取得支援も手厚い。また、鹿児島県島嶼部の高等学校出身者向けの特待生制度を設けるなど、学生への経済的な支援を行っている。学生生活調査の結果は IR(Institutional Research)報告書としてまとめ、大学運営会議及び教授会での報告を通して、学修支援・環境の改善に活用している。

〈優れた点〉

○障がいのある学生へのサポートについて、学生同士のピアサポートを制度化し、障がい学生サポーターを養成するなど配慮していることは評価できる。

○資格取得について、資格センターが各種の資格講座を運営し、大学の専任教員が講座の多くを受持つことで学生の受講料負担の軽減に寄与しており、実際の資格取得及び就職に結びついた事例が多数あることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的及び養成する人材像と整合し、かつ一貫性があるものを策定し、それに沿った単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を整備し、かつ適切に運用している。建学の精神、大学の使命・目的及び教育研究上の目的とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、学長を中心とする教育課程編成会議を通じて一体的に定められ､その方針に沿った教育課程を体系的に編成している｡また、ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）プログラムに沿った「教養科目群」を通して、教養教育の質の保証を図るとともに、地域に密着したカリキュラムを編成し、授業方法の工夫と改善も継続的に実施している。学修成果に関しては、新入生教養テスト、学生生活調査、ディプロマサプリメントその他多様な尺度・指標で点検・評価を行っており、その結果は大学運営会議及び教授会を通じて、全教職員及び各種委員会等に適切にフィードバックしている。

〈優れた点〉

〇アクティブ・ラーニングやインターンシップなど、地域に密着したカリキュラムを積極的に編成し、授業方法の工夫に努めていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

「管理及び運営に関する規則」において学長のリーダーシップを明確に定めるとともに、教学マネジメントの中核組織として、学長、3 人の学長補佐、2 人の学部長、研究科長、図書館長、事務局長で構成される大学運営会議を設置し、継続的に活動している。大学運営会議は、大学運営上の重要事項を、審議・決定しており、教学マネジメントを適切に整備・運用している。教員の採用は公募によって設置基準上の必要な専任教員数を確保するとともに、実務家教員を適切に配置するための採用システムを確立している。FD 推進委員会により、教職員合同研修と FD 研究会を開催するなど、教職員の資質・能力向上のために研修を行っている｡研究環境は整備され､研究倫理に関する規則を適切に定めるとともに、研究活動に対して、経費、旅費や設備などの面で支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「管理及び運営に関する規則」に基づき、大学運営会議の他、各学部教授会、合同教授会及び研究科委員会を置き、適切な構成で運用しており、経営の規律と誠実性の維持を図っている。中期経営計画を策定し、各設置校及び法人各部門の連携のもと事業推進に取組んでいる。理事会に加えて常務会を設置し、理事長の諮問機関として理事長懇談会を置くことで、理事長の法人運営を支えている。学長は法人と大学の意思疎通を図って円滑な運営に寄与し、監事は職務を適切に執行し、評議員会は有効に機能している。また、収支確認を定期的に行い、安定した財務基盤を構築している。科学研究費助成事業の補助金獲得を奨励するためのシーズマネーを学長裁量経費から配分するなど外部資金導入の努力をしている。会計処理を適正に実施し、会計監査については、内部監査・監事監査・監査法人監査による三様監査体制を整備している。

「基準６．内部質保証」について

ISO9001 の考えを取入れた大学独自の内部質保証のポリシーを定め、大学運営及び教育研究実施の質保証制度を構築している。単年度 PDCA の各プロセスを明示するとともに、PDCA は、中長期計画を軸として統合的に進めている。法人には総括点検・評価委員会を、大学には点検・評価委員会を設置するとともに、学長を統括責任者として、毎年度の途中に中間点検を実施し、年度末には自己点検・評価報告書を作成し、法人に提出している。自己点検・評価の結果は、学内外に適切に公表している。また、IR 活動を内部質保証の重要な柱の一つに位置付け、十分な調査・データの収集と分析を遂行し、各種の IR 報告書をホームページで公開している。学部、学科、研究科等と大学全体、その他各部署の PDCA サイクルの仕組みを確立しており、その機能性は高い。令和 4(2022)年度からの中長期計画は、学長主導のもと、前期計画の詳細なレビューに基づいて策定を進めている。

〈優れた点〉

○内部質保証の取組みとして、大学が作成している「内部質保証のポリシー」「大学運営及び教育実施の質保証制度」に基づき、「卒業者が求める大学教育の質に関する調査報告」「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」などの IR 調査及び自己点検・評価を行い、それらの結果を大学運営及び教育改善に反映させていることは評価できる。

総じて、学長のリーダーシップのもと、大学運営会議が機能し、ディプロマ・ポリシーを起点に、整合性をもつよう策定された三つのポリシーが一貫するよう大学を運営している。これにより内部質保証に留意しつつ、大学の使命・目的、教育目的に沿った学生の受入れ、学生への支援、学修環境の整備、学生の意見等への対応を行い、教育課程を編成、実施し、教学マネジメントを執行するとともに、規律ある経営を行っている。

大学は、「大学独自の基準」を設定していないが、「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 心理相談センター及び発達支援センター
2. 社会連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び学部、学科、研究科の教育研究上の目的は、建学の精神に基づき、具体的に明文化するとともに、簡潔に文章化している。ホームページ等には図を用いて、分かりやすい形で社会に公表している。また、大学の使命と教育目的は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に示された「学士力」を重視して平成 30(2018)年度に改定され、三つのポリシーの整合性を図った改定と、内部質保証のポリシー策定が同時に進められた。個性・特色も各所に示しているが、特に、「地域重視」と「コンプライアンスと誠実性」については、大学運営上強く意識されており、大学の個性を見ることができる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、全学委員会である教育課程編成会議の議を経て大学運営会議で策定・改廃され、理事会での審議に付されており、役員・教職員が関与している。また、学内外への公表についてもホームページ、学生便覧、大学院便覧等を通して、継続的に学内外に公表し、周知している。中長期計画は全学的な体制で策定が進められ、大学の使命・目的及び教育目的が反映される形で詳細な検討をしている。三つのポリシーについても同様であり、全体の一貫性についても配慮されている。また、教育研究組織は、学部、学科及び大学院に加えて心理相談センター及び発達支援センターを設置するなど、大学の使命・目的及び教育目的との整合性を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科ともに、使命・目的及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生募集要項等を通じて、周知している。

入学者受入れについて､アドミッション･ポリシーに沿った入学者選抜を実施しており、入試管理委員会が中心となって、入試制度の継続的な改善と検証を行い、適切な体制のもとに運用している。学生の受入れについて、一部の学科の定員超過はあるが、大学全体として入学定員に沿った学生数を維持している。

〈参考意見〉

○法学部法律学科において収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、レイト・スペシャライゼーション制度を導入するなど改善策を講じているが、今後も適切な収容定員管理に向けて一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援について、学務委員会、各学部教務委員会、学生支援センター、学生支援室、進路支援センター、学務課、進路支援課等の諸機関が機能的に連携しながら、関係教職員の協働による充実した体制を整備・運用している。

障がいがある学生については、学生支援室を中心に合理的配慮の内容を検討し、速やかに実行する体制を整備している。また、オフィスアワーを設定し、学生の多様なニーズに応える指導を実施している。高大接続の新しい取組みについて検討を進め、共通教育センターを高大接続教育センターへと改組をすることで、障がいのある学生以外にも配慮をした学修支援体制を整えている。また、人間関係学部心理臨床学科では TA を活用し、その他では SA(Student Assistant)を初年次科目の学修支援に活用している。

全ての学生に指導教員が付き、各学期初めの所定期間に修学面談を行って、中途退学等の可能性がある学生を把握･指導するとともに､出席状況調査と保護者との連携によって、

その防止に努めている。

〈優れた点〉
○障がいのある学生へのサポートについて、学生同士のピアサポートを制度化し、障がい学生サポーターを養成するなど配慮していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
学生の社会的・職業的自立に関する支援には、在学中の教育課程内外での実施では学務委員会と学務課が、卒業後の資質向上には進路支援センターと進路支援課が、それぞれ教職協働で当たっている。

学生の進路に応じた相談窓口として進路支援センター、教職センター及び資格センターを設け、民間企業や官公庁への就職、教員採用試験の対策、大学院進学等に関する情報提供や相談・助言等に当たるなど、多様な取組みや制度で学生へのキャリア支援活動を行っている。

地元産業界や自治体と連携したキャリア教育科目を設置し、地域でのインターンシップなど多様な形で積極的に取組んでいる。

〈優れた点〉
○資格取得について、資格センターが各種の資格講座を運営し、大学の専任教員が講座の多くを受持つことで学生の受講料負担の軽減に寄与しており、実際の資格取得及び就職に結びついた事例が多数あることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生サービス・厚生補導のために、学務課に学生担当を置いて専任の職員が業務に当たっており、学務委員会、学生支援センターと連携体制を確保しながら、丁寧な学生サービス・サポートを行っている。

進路支援センター職員、保健センター職員などで構成する学生支援センターを置き、学生の修学及び学生生活をサポートする体制を構築し、学生の心身に関する健康相談、心的

支援、生活相談を実施している。

鹿児島県島嶼部の高等学校出身者向けの地域特待生制度を含め、4 種類の特待生制度を実施している他、「新型コロナウイルス感染症に係る貸与奨学金制度」を設けて、学生への経済的な支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のために、校地・校舎等を整備し、適切に運営・管理している。また、体育施設、実験・実習室等の施設・設備も適切に配置し、有効に活用している。

図書館の規模は適切であり、その運用も学生のニーズに配慮している。また、学生が図書館サポーターとして、図書館カウンター業務、選書や展示等の図書館業務を主体的に経験する機会を提供している。

学生食堂の増床に加えて、新たに 40 周年記念会館の建設に取組むなど、アメニティに関わる施設・設備を適切に整備している。また、学生の利便性の向上やバリアフリー化を図りながら、適切な学修環境を維持しており、加えて施設は全て耐震基準を満たし、耐震化率は 100%となっている。

授業における学生数について、学修効果の観点から適切な管理に努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、学生生活調査、学生意見箱の設置を通して、学修支援・環境に関する学生の意見・要望を把握し、学務委員会で点検・検討の上、掲示板等を通じて必ずフィードバックするなど、大学運営に反映させるとともに、大学と学生間の信頼関係の醸成に努めている。

指導教員が少人数の学生を担任する制度を採用し、全ての学生は修学・履修面談で意見・要望等を直接伝える機会を確保している。また、オフィスアワーやゼミ指導等で意見や要望等をくみ上げる機会を確保している。

学生生活調査では、学生の心身の健康状態、経済状況を調査し、その結果を IR 報告書としてまとめ、大学運営会議及び教授会での報告を通して、学修支援・環境の改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画の施策にディプロマ・ポリシーを軸にした教育課程の組織的・体系的な形成を掲げ、建学の精神及び学士力の考えに基づくディプロマ・ポリシーを定め、その策定に当たり、地域及び卒業生の声を反映している。

ディプロマ・ポリシーは、教育目的及び養成する人材像と整合し、かつ一貫性があり、学生便覧、ホームページ等で学内外に公表するなど、周知度は極めて高いものとなっている。

また、ディプロマ・ポリシーに沿った単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を整備し、適切に運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、大学の使命・目的及び教育研究上の目的とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを整合的、かつ一貫性があるものとするため、学長を中心とする教育課程編成会議で議論する体制を構築している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを一体的に、かつ教育目的に沿って整合的に定め、その方針に沿った教育課程を体系的に編成・周知している。

これまでの中長期計画では、全学の教育課程の抜本的な見直しを行い、新課程を編成し、ESD プログラムに沿った「教養科目群」の配置換えを通して、大学における教養教育の質の保証を図っている。

学生の積極的な授業参加を促す地域連携によるアクティブ・ラーニング、長期的な企業等との連携を視野に入れたインターンシップ、また教員相互の授業相互参観制度を実施するなど、授業方法の工夫と改善が継続的に実施されている。

〈優れた点〉

○アクティブ・ラーニングやインターンシップなど、地域に密着したカリキュラムを積極的に編成し、授業方法の工夫に努めていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと整合性のとれたアセスメント・ポリシーに基づき、各担当部署は大学側・学生側双方の視点から、学修成果に関して、新入生教養テスト、学生生活調査、授業アンケート、卒業時アンケート、ディプロマサプリメントその他多様な尺度・指標で点検・評価を行っている。

点検・評価結果は大学運営会議及び教授会を通じて、全教職員及び各種委員会等に適切にフィードバックしている。

大学の取組みや教育課程の編成について、新入生、在学生、卒業時、卒業生及び地元の社会・産業界へアンケート調査等により意見を聴き、分析・調査に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「管理及び運営に関する規則」において、「学長は、大学、短大をそれぞれ代表し、校務全般を統括するとともに所属職員を指揮監督する」と定め、学長のリーダーシップを明確にしている。

学長がリーダーシップを発揮するために、教学マネジメントの中核組織として、学長、2 人の学部長、研究科長、図書館長、点検評価・学務・入試広報を担当する 3 人の学長補佐、事務局長で構成される大学運営会議が設置され、月 2 回の定例会議により継続的に活動している。

大学運営会議は、「教育・研究の基本方針に関する事項」「学則その他重要な規程、要項及び要領等の制定及び改廃に関する事項」等の大学運営上の重要事項を、審議・決定し、教学マネジメントを適切に整備・運用している。教学マネジメントの機能性を高めるために、事務局長と学長補佐は連携を図るとともに、事務局各課には職員を適切に配置し、「事務組織及び事務分掌規程」にのっとり、役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等について、「教員選考規程」「教員資格審査細則」の定めにより、公募によって大学及び大学院に設置基準上必要な専任教員数を確保するとともに適切に配置している。

大学の使命・目的と三つのポリシーを踏まえて、適切に実務家教員を配置しており、そのための採用システムを確立している。

FD 推進委員会の主催により、教職員合同研修と FD 研究会を開催し、組織的な FD 活動を推進している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のために、研修を行っている。研修は法人全体、大学及び外部で行う研修があり、組織として計画的に実施している。毎年、研修の効果検証を行い、その評価に基づき、研修を見直して、翌年度の研修計画に反映している。また、鹿児島県中小企業家同友会との連携協定に基づき、同会が実施する企業経営の質の向上に関する講演に参加して、グループ討論を通じて産業界や地元企業の声に直接触れ、職員の視野を広める機会を設けている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個人研究室を配し、図書館には、各学部の専門分野に関する国内外の雑誌及びデータベースを備えるなど、研究環境を整備して有効に活用している。

「公正な研究推進要綱」「研究者及び研究支援者の行動規範」などで研究倫理に関する規則を定めている。また、「人を対象とする実験・調査・研究に関する倫理委員会」を設置して、人を対象とした研究計画は全て、この委員会で審議を行うなど厳格に運営している。

研究活動への資源の配分について、「教員研究費取扱規程」を定めており、経費、旅費や設備などの面で支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「管理及び運営に関する規則」に基づき、大学運営会議の他、各学部教授会、合同教授会及び研究科委員会を置き、権限と責任を明確にするとともに、適切な規模と構成で整備・運用を行い、経営の規律と誠実性の維持を図っている。

第 3 次中期経営計画「志學館未来計画 2016-2021」を策定し、各設置校及び法人各部門の連携のもと、使命・目的の実現へ向けた事業推進に継続的に取組んでいる。

「障がい学生支援に関する基本方針」「第 3 次施設設備投資計画」「志學館大学危機管理基本マニュアル」「危機管理要項」に従った環境保全、人権、安全への十分な配慮をしている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の使命・目的の達成と経営強化に向けた最終的な意思決定機関として、継続的に実効性のある議事運営を行い、適切に機能している。

理事は、建学の精神を理解し、健全な運営のために学識及び見識のある者を選任している。また、法人の運営に責任をもって参画し、機動的な意思決定を実現するなど適切に運営している。

理事会を支える機関として常務会を設置し、また理事長の諮問機関として理事長懇談会を置くことで、重要事項についての時宜にかなった決定を責任ある体制で実現できるようにし、理事長の法人運営を支えている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は、寄附行為第 7 条により理事に選任され、理事会、評議員会、常務会、理事長懇

談会に出席し、法人と大学の意思疎通を図り、円滑な運営に寄与している。

理事長懇談会は、大学及び短期大学の学長、事務局長、中・高等部校長並びに法人本部の事務局長、総務部長、企画管財部長が出席し、法人本部と設置校及び教学部門と管理部門の意見交換を行っている。

寄附行為に基づいて選任された 2 人の監事は、理事及び法人の業務や財産に係る監事監査を行う他、常務会をはじめ理事会及び評議員会にも必ず出席し、監査結果の報告や意見を述べるなど、監事の職務を適切に執行している。

評議員会は適切に運営され、法人の業務、役員の業務執行に意見を述べるなど有効に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 3 次中期経営計画「志學館未来計画 2016-2021」に基づき、適切に財務運営を行っている。使命・目的及び教育目的の達成のため、収支確認を定期的に行うことで、収支バランスを保っている。その結果、事業活動経常収支差額は黒字を継続するなど、安定した財務基盤を構築している。また、外部資金導入においては、科学研究費助成事業の補助金獲得を奨励するために、シーズマネーを学長裁量経費から配分するなど、組織的に努力をしている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理について、学校法人会計基準を遵守し、「経理規則」「経理規則細則」にのっとり、適正に実施している。予算と決算見込みに著しいかい離が発生する場合には、補正予算を編成している。資産運用については、「資産運用規程」に基づき、理事会で資産運用方針を定め、定期的に理事会へ報告している。

会計監査について、内部監査・監事監査・監査法人監査による三様監査体制が整備され、計画的に報告会を設けるなど相互に連携がとれ、情報を共有している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

ISO9001 の考えを取入れた、大学独自の内部質保証のポリシーを明確に定めるとともに「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」として、内部質保証を実現するための全学組織体制を文書化し、単年度 PDCA の各プロセスとその実施主体を明示している。

PDCA は、中長期計画を軸としつつ、統合的に進めている。このために、法人には総括点検・評価委員会を設置し、大学には、法人の中長期計画である第 3 次中期経営計画「志學館未来計画 2016-2021」、認証評価、改革総合支援事業等の三つの部会で構成する点検・評価委員会を置き、学長を統括責任者として大学運営会議構成員をもって組織されている。また、毎年、自己点検・評価報告書を作成するとともに、大学が行った点検・評価の結果は法人の総括点検・評価委員会及び理事会に報告され、改善を要するものについては適切に対応している。以上のように、内部質保証のための組織を整備し、責任体制を明確にして運用している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度の途中に中間点検を実施し、年度末には自己点検・評価の結果をまとめて自己点検・評価報告書を作成し、法人に提出している。この自己点検・評価報告書は、大学運営会議で審議した上で、合同教授会で説明・共有するとともにホームページ上でも公開しており、自己点検・評価結果の学内での共有と社会への公表を適切に実施している。また、IR 活動を内部質保証の重要な柱の一つに位置付け、実施体制を構築しており、内部質保証のポリシーの各か条に従って、系統的かつ継続的に、大学を取巻く内外の状況を把握するようにしており、十分な調査・データの収集と分析を遂行している。IR 室は、調査・分析

に基づいて、点検・評価及び大学のガバナンスに必要なエビデンスを提供している。また、各種の IR 報告書をホームページで公開している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを起点として三つのポリシーに沿った内部質保証が制度化され、全学体制で自主的・自律的な自己点検・評価を実施しており、その結果もまた全学的に共有している。IR 活動による調査・データの収集と分析は活発に行われており、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立しており、その機能性は高い。令和3(2021)年までの中長期計画については、毎年の自己評価・修正を繰返しつつ実施してきたが、令和 4(2022)年からの中長期計画は、自己点検・評価及び認証評価等の結果に沿いつつ、学長主導のもと、前期計画の詳細なレビューに基づいて策定を進めている。

〈優れた点〉

○内部質保証の取組みとして、大学が作成している「内部質保証のポリシー」「大学運営及び教育実施の質保証制度」に基づき、「卒業者が求める大学教育の質に関する調査報告」「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」などの IR 調査及び自己点検・評価を行い、それらの結果を大学運営及び教育改善に反映させていることは評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 心理相談センター及び発達支援センター

平成17年に、大学院（修士課程）の設置に伴い、臨床心理士第１種養成大学院の認定の下で、心理相談センターを実習施設として開設した。平成23年には、発達障害支援に特化した支援施設として、九州内の大学では九州大学に続き２校目の発達支援センターを開設した。現在は、臨床心理士に加え公認心理師の養成、臨床研究の場、地域の関係機関・職域への研修の場の提供等、教育・研究・実務家養成の場としての充実も図っている。

両センターは、合わせて年間計1,200件以上の相談・支援を行っており、鹿児島市にとどまらず県内も含めた地域の相談機関の中核を担っている。両センターの相談・支援は、臨床心理士・公認心理師の両資格を有する研究科教員14名（心療内科医1名を含む）と委託相談・支援員5名（外部の有資格者）が担っている（共通基礎表2-10「附属施設の概要」）。

大学院学生は、両センターで一人当たり8～10ケースを担当し、修了までに300時間以上の実践的な実習を通して、臨床心理士・公認心理師としての臨床力を育むための体験を積める。大学院修了後も、希望すれば両センターの研修相談・支援員として、研究や臨床研

修を継続できる体制も整えている。平成29年には公認心理師養成学部として心理臨床学科心理臨床実践コースが発足し、学部から大学院へと一貫した養成教育が実現できている。

両センターでの臨床活動や教育の実践、研究および研修会に関する1年間の報告として、「志學館大学心理臨床研究紀要」（資料V-1）を毎年発行しており、これまでに10巻を数える。そこでは、1年間の両センターの活動報告はもとより、近年では修了生と指導教員との共著による研究論文やセンターの事例研究も増えてきている。

2. 社会連携

「地域社会とともに歩む」との考えに基づき、学内組織として、社会連携センターを設置し、社会連携活動を推進している。社会連携センターは、産官学コミュニティ連携、生涯学習、大学間連携の3部門からなる（資料Ⅴ-2-1 表1）。

社会連携に係る教育研究を推進するために、「地域課題に係る教育研究のための学長裁量経費」「社会連携に参加する学生の公欠制度」など、学内制度を整備している（表2）。学外の様々な機関と連携しており、自治体では鹿児島市と指宿市、教育機関では大学地域コンソーシアム鹿児島、地域・産業界では鹿児島県中小企業家同友会、企業では（株）南日本新聞社等と包括連携協定を締結している（表3）。それらに基づき、かごしま近代化遺産パートナーシップ会議若手会（鹿児島市）その他、おしごと体験ツアー他（指宿市）、B&Sプログラム（学生が中学生の修学旅行の企画・活動を手伝う企画）（JTB鹿児島支店）、鹿児島県中小企業家同友会との意見交換会、紫原校区まちづくり協議会構成団体への参画など行っている。これらの活動は、教育領域、IR活動、SD研修などに役立っている。

教育領域では、地域課題などについて理解を深めるために社会連携活動への参画をベースとした授業科目を教育課程内で12開講しており、ほかにも授業の中で社会連携を組み込んでいるものが4ある（表4）。学外に対しても、本学独自あるいは学外組織と連携しながら、社会人に対して各種の学習機会を提供している（表5）。

包括連携協定締結機関を中心に、本学の運営に必要な情報の収集（IR 活動）に協力して貰うと同時に（表 6）、本学の社会連携活動について、広く情報公開している（表 7）。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 54 (1979)年度
所在地　　鹿児島県鹿児島市紫原 1-59-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間関係学部	心理臨床学科　人間文化学科
法学部	法律学科　法ビジネス学科
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

22 静岡理工科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人の建学の精神及び大学の理念は、大学の使命・目的及び教育目的に反映され、学則、大学院学則などにおいて明示している。大学の個性・特色は、「地域社会に貢献する技術者の育成」とし、社会情勢や社会が求める人材像に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。大学の使命・目的、教育目的は、学則、諸規則及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映され、策定・改定には役員と教職員が関与・参画し、大学ホームページなどで学内外に周知している。「静岡理工科大学第 3 次中期計画（2017 年度～2021 年度）」（以下、「大学第 3 次中期計画」という。）には、使命・目的及び教育目的が反映され、各年度の方針・目標を設定した計画を実行している。大学の使命・目的及び教育目的の達成に必要な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○令和 4(2022)年度開始予定の法人及び大学の「第 4 次中期計画」の策定に当たり、法人の将来を担う多くの教職員が参画して「学校法人静岡理工科大学グループビジョン 2030」を制定したことは評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定・周知され、複数の入学者選抜制度により、入学定員及び収容定員に沿った適切な在籍学生数を確保している。助言教員の配置や、TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)の教育補助員制度を設けるなど学修支援活動が教職協働で行われている。全学的なキャリア支援体制が整備され、高水準の就職実績を上げている。学生サービスや厚生補導も教職協働により実施され、学生生活安定のための経済的支援・課外活動支援を適切に行っている。学生の心身に関する健康相談・心的支援などは、必要な要員を配置して対応している。校地・校舎など学修環境は整備され、全ての建物が耐震基準を満たしている。学修支援・学生生活・学修環境に対する学生の意見・要望は、各種調査・アンケートなどを通じて把握し、改善に努めている。

〈優れた点〉

○「修学ポートフォリオ」を保護者も常時閲覧できるようにし、欠席状況の改善に寄与している点は評価できる。

〇学生の就職活動支援の一環として、「遠隔地就職活動補助制度」を設け、交通費補助、宿泊費補助を行っている点は評価できる。
〇安価な費用で入居できる民間社員寮の確保に加え、民間アパートに一人暮らしする遠隔地出身の学生に対して住宅費補助を行っている点は評価できる。
〇「地域に開かれた大学」として実験・研究施設及び設備を近隣企業に開放し、多くの企業が利用している点は評価できる。
〇前・後期に各 2 週間、原則全科目で、全教職員、全学生、保護者、一般人が参加できる形で公開授業を実施している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

学部・学科、研究科・専攻ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、単位認定・進級・卒業認定及び修了認定の基準を策定し、学生便覧などで周知し適用している。ディプロマ・ポリシーと一貫性があるカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成し、カリキュラムツリー、ナンバリングなどを活用して明示している。教養教育は「教養教育科目群」を設け、適切に実施している。さまざまな FD(Faculty Development)活動を通じて教授方法の工夫・開発に努めている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の検証として「卒業研究ルーブリック評価」「一般科目のディプロマ・ポリシーポイント」をレーダーチャートで可視化し、学生専用ウェブサイトで学生・保護者に明示している。「学生満足度調査」などの調査・アンケートに基づく学修成果の点検・評価の結果は各学科にフィードバックされ、教育内容・方法などの改善につなげている。

〈優れた点〉
〇全ての科目において、35 項目ある「自己評価レポート」の提出を求め、FD 活動に加えて「授業改善学生アンケート」との相関性等を IR(Institutional Research)と関連付け、授業改善の取組みを行っている点は評価できる。
〇アクティブ・ラーニングを六つに類型化し、履修要項にそれぞれのアクティブ・ラーニングの講義回数を記載することで周知し、実施している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに副学長などを置く学長補佐体制を整備している。「大学評議会」を起点に教授会・理工学研究科委員会・自己評価委員会などの委員会を設置し職員を適切に配置する教職協働の教学マネジメント体制を構築している。

大学及び大学院に必要な専任教員数は設置基準を充足し、教員の採用・昇任も関連規則に基づき行われている。教員評価制度を導入するほか、全学的な FD 活動を実施するなど、教育内容・方法の改善を行っている。「目標管理制度」の導入や、法人全教職員対象の「SIST 交流研修会」などの SD(Staff Development)活動を実施し、職員の資質・能力の向上に努めている。教員の研究環境を適切に整備するとともに、研究倫理に関する規則を定め法令遵守に努めている。研究活動への資源の配分として、基礎教育研究費や提案型教育研究費を設けるなど、研究活動活性化のための支援体制を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人・大学運営に必要な「学校法人静岡理工科大学倫理行動規範」「静岡理工科大学ガバンスナンス・コード」などを策定・整備し、環境保全・人権・安全に配慮するなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事・監事・評議員は、寄附行為に基づき選任され、理事会・評議員会を定期的に開催し、重要事項を審議・決定しているが、理事会や評議員会の運営面において一部改善を要する点がある。理事会権限の委譲に基づき設置する「経営委員会」「常務理事会」において、法人及び大学の各管理運営機関の課題などを相互チェックする体制が整備され機能している。「学校法人静岡理工科大学第 3 次中期計画（2017 年度～2021 年度)」（以下、「法人第 3 次中期計画」という。）に基づく財務計画のもと、法人全体及び大学単体の収支バランスは確保され、健全な経営基盤を構築している。会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」などに基づき適正に実施され、会計監査は、監事・監査法人・監査室の相互連携体制が整備され、適切に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

大学は「内部質保証の方針」において自己評価委員会が内部質保証に責任を負う組織と定め、大学機関別認証評価のための自己点検・評価と「大学第 3 次中期計画」に基づく自主的・自律的な自己点検・評価の二つの自己点検・評価を実施している。前者の結果は「自己点検評価書」として大学ホームページで公表され、後者の結果は「年次報告」として学内で情報が共有されるとともに、法人「事業報告書」に大学部門の活動として記載され法人ホームページで公表している。「大学第 3 次中期計画」各年度の実行計画の点検・評価結果は、自己評価委員会のもとで改善課題などが協議され、次年度の実行計画に反映されている。令和 3(2021)年度施行の新カリキュラムに合わせて改正した三つのポリシーを起点とする内部質保証活動が開始したところであるが、「大学第 3 次中期計画」に基づく内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが確立・機能しており、今後の活動成果を期待したい。

総じて、建学の精神、大学の理念、使命・目的及び教育目的、三つのポリシーに基づき「地域に開かれた大学」としての教育研究活動が行われ、教職協働体制のもとで教育内容・方法の改善が図られている。経営・管理は、法人と大学との意思疎通が保たれ、「法人第 3 次中期計画」「大学第 3 次中期計画」に基づき安定した財務基盤を確立している。内部質保証のための組織・責任体制が整備され、各年度の点検・評価及び改善の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス禍における教育研究活動継続の取り組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の建学の精神「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、大学の理念を「豊かな人間性を基に、『やらまいか精神と創造性』で地域社会に貢献する技術者を育成する」と定めている。建学の精神及び大学の理念を反映する使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則、大学及び大学院の「教育研究上の目的に関する規程」などに具体的かつ明確に定められ、簡潔に文章化している。

大学は、建学の精神及び大学の理念に掲げる「地域社会に貢献する技術者の育成」を個性・特色として認識し、「地域に開かれた大学」として、地域社会との連携を強化しながら、大学が保有する知的資源を地域社会に提供する教育研究活動を推進している。

建学の精神を堅持しつつ、社会情勢や産業構造の変化、社会が求める人材像に対応するため、必要に応じて使命・目的及び教育目的などの見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を反映する学則及び諸規則は、「大学評議会」、教授会、理事会などの審議を経て策定・改定され、その過程において役員及び教職員が関与・参画することで理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、新入生ガイダンスや教職員採用

時研修で説明するほか、学生便覧、大学案内、入学者選抜要項などに記載し、大学ホームページで学内外に周知している。

「大学第 3 次中期計画」には、使命・目的及び教育目的が反映され、各年度の方針・目標を設定した実行計画を策定し実行している。法人及び大学の「第 3 次中期計画」は、現在最終年度を迎えている。使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映され、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科・専攻及び附属施設などの教育研究組織を適切に整備している。

〈優れた点〉

○令和 4(2022)年度開始予定の法人及び大学の「第 4 次中期計画」の策定に当たり、法人の将来を担う多くの教職員が参画して「学校法人静岡理工科大学グループビジョン 2030」を制定したことは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学部・学科、研究科・専攻共に学生便覧、大学ホームページ、入学者選抜要項等で明示・周知している。「入学試験・AO 委員会」を中心に、アドミッション・ポリシーに沿って、学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜等の複数の入学者選抜を行っており、「学力検査委員会」及び「判定委員会」により、試験問題の作成、合否判定等を公正かつ妥当な方法で運営・検証している。入学者選抜の運用検証は、「教育開発センター運営委員会」などが「入学前教育」「プレイスメントテスト」「新入生アンケート」などを通じて行っている。また、理工学部、情報学部共に収容定員を充足しており、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育部会」を中心に教職協働による学修支援体制を整備し、助言教員の配置や TA・SA などの教育補助員制度により実験科目や演習科目等での支援を充実させている。全教員が学期ごとにオフィスアワーを設定し、学生便覧・新入生ガイダンス・教員居室扉に相談可能時間帯を公開している。日常的な個人面談に加え、修学ポートフォリオを保護者にも随時閲覧可能とすることで連携を図っている。

また、「障害学生支援に関する基本方針」を定め、障がいのある学生への支援・配慮や、中途退学・休学・留年等の懸念学生への対策として「教務委員会」による出席状況・履修指導による早期発見対処及び「退学者分析」結果を活用した 1 年次前期の学修支援対策などを実施している。「教育開発センター」は常勤教員及び各学科からの専任教員、学務課職員で構成されており、入学前教育及び「スクーリング」「プレイスメントテスト」により支援体制を整えている。

〈優れた点〉

○「修学ポートフォリオ」を保護者も常時閲覧できるようにし、欠席状況の改善に寄与している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学的なキャリア支援の企画・立案・運営を行う組織として「キャリア形成委員会」を設置し、キャリア支援課・助言教員・卒業研究指導教員・キャリアカウンセラー等の協働による支援体制を構築している。令和 2(2020)年度の就職状況は、学部・研究科共に高い就職率を実現できている。キャリア形成プログラムとして「就職準備ガイダンス」「実践技術者講座」「インターンシップ」「実践ベンチャービジネス 1」「実践ベンチャービジネス 2」などの科目を教育課程内に配し、体系的なキャリア教育を実施している。地域企業役員で構成する「参与会」を通じ、大学の運営、教育・研究、将来構想等について意見交換や助言を得ており、その結果を教育や就職指導の改善に生かしている。

〈優れた点〉

○学生の就職活動支援の一環として、「遠隔地就職活動補助制度」を設け、交通費補助、宿泊費補助を行っている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部長を委員長とする学生委員会が中心となり、学生サービス・厚生補導及び大学独自の奨学金制度・学費減免制度・住宅費補助制度等による経済的な支援や、学生団体への活動費補助などの課外活動支援を適切に行っている。また、学生相談室、修学支援室、医務室などを設け、人員を配置し、健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われている。学生委員会と学務課の連携、非常勤カウンセラー及び看護師資格を持つ常勤職員の配置により、学生生活全般についての助言指導を行っている。

〈優れた点〉

○安価な費用で入居できる民間社員寮の確保に加え、民間アパートに一人暮らしする遠隔地出身の学生に対して住宅費補助を行っている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、設置基準を充足する校地・校舎を有し、図書館・体育施設などを整備している。大学の施設・設備は学長を委員長とする「安全・衛生委員会」及び総務課が中心となり「安全管理規程」などの規則に基づき運営・管理している。全ての施設は耐震基準を満たしており、施設のバリアフリー化についても整備を進めているところである。今後は、令和 3(2021)年 3 月に策定した「静岡理工科大学キャンパスマスタープラン」の長期利用計画に基づき、施設・設備の拡充・整備やメンテナンスを計画的に実施していくこととしている。附属施設である「情報教育研究センター」「先端機器分析センター」「やらまいか創造工作センター」等は近隣企業にも開放し、教育研究開発を通して地域産業の活性化に貢献している。また、授業運営については、履修学生数を考慮してクラスを分割する等、適正な学生数になるよう調整している。

〈優れた点〉

○「地域に開かれた大学」として実験・研究施設及び設備を近隣企業に開放し、多くの企業が利用している点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び施設・設備に関する学生の意見・要望の把握・分析を行うため、「授業改善学生アンケート」「学生満足度調査」「卒業生満足度調査」等を定期的に実施している。「授業改善学生アンケート」はウェブアンケートとして実施し、自由記述欄も設け、学生からの詳細な意見をくみ上げる仕組みを整えており、集計結果を「教育部会」で検証しフィードバックした上で、集計結果は大学ホームページで公表している。改善例としてはスクールバスの無料化、スクールバスの増便、学内の無線 LAN 環境の整備等が挙げられる。心身に関する健康の相談窓口は、医務室、学生相談室、修学支援室と多くの窓口を設けており、悩みを持つ学生が相談しやすい環境を整備している。また、専門のカウンセラーや相談員からの意見等を踏まえて対応している。

〈優れた点〉

○前・後期に各 2 週間、原則全科目で、全教職員、全学生、保護者、一般人が参加できる形で公開授業を実施している点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部・学科・研究科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーが定められており、学生便覧、入学者選抜要項、大学ホームページなどで学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準・進級基準・卒業認定基準及び修了認定基準を定め学生便覧で周知している。「講義要項（シラバス）」には達成目標・評価方法及び評価基準が明示されており、科目ごとにディプロマ・ポリシーの達成度を定量化して学生にフィードバックしている。加えて、教育の統括機関である「教育部会」が半期ごとに成績評価分布、GPA(Grade Point Average)分布の確認を行い、公平性を担保し、各基準を厳正に適用している。また、新任教職員には新任研修、兼任教員には「非常勤講師懇談会」で教育方針や成績評価などについて説明し、共通理解を図っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーが定められており、学生便覧及び大学ホームページなどで学内外に周知している。カリキュラムツリー、ナンバリングを活用し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性についての明確化・可視化に努めている。科目をⅠ類「人間・文化科目」、Ⅱ類「専門基礎科目」、Ⅲ類「専門科目」に分類し教育課程を体系的に編成している。教養教育に関しては、Ⅰ類「人間・文化科目」を設け適切に実施している。六つに類型化したアクティブ・ラーニング手法を実施しており、専用の教室を増設・整備し環境を整えている。「教育部会」は FD 活動を推進し、「教育シンポジウム」「ベストティーチャー制度」「公開授業」などの工夫を行うとともに、各科目の担当教員から提出される「自己評価レポート」により、学生と教員間の授業評価に対する整合の可視化に努めている。「教育部会」下にある「教育 PDCA 小委員会」が、半期ごとに課題や問題点を運営報告書として「教育部会」に提出し、現状確認・検証を行っている。

〈優れた点〉

○全ての科目において、35 項目ある「自己評価レポート」の提出を求め、FD 活動に加えて「授業改善学生アンケート」との相関性等を IR(Institutional Research)と関連付け、授業改善の取組みを行っている点は評価できる。
○アクティブ・ラーニングを六つに類型化し、履修要項にそれぞれのアクティブ・ラーニ

ングの講義回数を記載することで周知し、実施している点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うために、「卒業研究ルーブリック評価」及び「一般科目のディプロマ・ポリシーポイント」により、学修成果をレーダーチャートにて可視化する取組みを行い、学生専用ウェブサイトで学生、助言教員、保護者も閲覧可能にしている。「学生満足度調査」「卒業生満足度調査」「授業改善学生アンケート」「卒業生アンケート」「企業アンケート」により、学修成果が適切に点検・評価されている。学修成果の点検・評価結果は、「教育部会」及び「教務委員会」で定期的に確認し、「教育評価委員会」及び各委員会を通じて各学科にフィードバックされ、教育改善につなげている。今後、令和 3(2021)年度施行の新カリキュラム移行に伴うアセスメント・ポリシーの充実に期待したい。

〈参考意見〉

○令和 3(2021)年度からの新カリキュラムへの移行に伴い、アセスメント・ポリシーについても、学修の達成すべき質的水準及び具体的な実施方法などを明確に定め、ステークホルダーに分かりやすく表現することを期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務権限は「学校法人静岡理工科大学組織規程」に明記され、学長が議長になる「大学評議会」を大学の最高意思決定機関と定め、学長が教授会、理工学研究科委員会、自己評価委員会などの主要会議体の議長等として組織を運営している。また、学長を補佐する組織として「大学運営検討会」を設置し、学長の大学運営に関する意思決定のサポートを行っており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制は構築されている。

学長のもとに副学長を置き、更に学長・副学長のもとに教育、学生、研究・産学官連携、入試広報・大学広報の四つの統括を置き、統括が各傘下の委員会を統率し、学長のリーダーシップが発揮できる補佐体制を整備している。

大学の事務組織は「事務組織規程」において、その組織・職務分掌等が明確に定められている。職員は委員会等に委員として参加し、教職協働を実現している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員数は、設置基準を充足しており、適切に配置している。教員採用及び昇任については、「教員選考基準」「教員候補者選考規程」等に基づき運用している。

教員評価については、教員による「自己評価レポート」、学生による「授業改善アンケート」などを実施し、給与・賞与及び昇任査定等に反映する評価制度を導入し、教員の資質・能力の向上を促している。

FD の取組みは「教育部会」とそのもとに設置される「FD 推進小委員会」が担当し、「ベストティーチャー制度」や「公開授業」「教育シンポジウム」等の運営により全学的な施策を推進している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修の一環として理事長の「経営基本方針」を踏まえて学長が当年度の「経営基本方針」の説明会を毎年 4 月に開催している。「目標管理制度」を導入し、個々の能力開発及び各部門の目標達成に向けて何をすべきかを認識する機会としている。

法人全体の全教職員を対象に「SIST 交流研修会」を行い、教育等に関するさまざまなテーマについてグループワークを行っている。日々の業務に関する内容、成功や失敗事例の共有等において組織の壁を超えて情報共有することで、教職員の資質・能力向上に努めている。また、FD として行っている「教育シンポジウム」や学生委員会が主催する「学生相談研修会」には教員のみならず職員も参加している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境について専任教員 1 人につき 1 研究室以上を整備しており、研究費は基礎教育研究費のほか外部研究費等を整え、優れた教育研究の取組みに配分する学長裁量の提案型教育研究費も設けられ、研究活動活性化のための支援体制を備えている。また、学内における共有施設については「先端機器分析センター」「工作センター」「やらまいか創造工学センター」「情報教育研究センター」等を設置し教育及び研究において用いられており、学生からも高い満足度を得ている。

研究に従事する上で遵守すべき行動基準を「学校法人静岡理工科大学倫理行動規範」等の諸規則に定め、研究活動を行う教職員及び学生にも研究倫理講習を行って研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用防止などの法令遵守に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人静岡理工科大学倫理行動規範」を制定し、教職員の遵守すべき行動基準を明確にしている。

「静岡理工科大学ガバナンス・コード」を制定し、建学の精神に基づいて教育、研究及び社会貢献の機能と価値の向上を目指すことを表明している。

法人の建学の精神、大学の理念・目的及び教育目的を着実に遂行するため、5 か年ごとに中期計画に策定し、これに基づいて計画的な運営を行っており、法人及び大学の「第 3 次中期計画」は令和 3(2021)年度が最終年度として実施中である。

危機管理については、具体的な運用整備に期待するものの、環境保全、ハラスメント防止、衛生管理、個人情報保護、危機管理、公益通報（内部通報）に関する規則等を定め、体制を整備し、教職員、学生等の保護・安全に努めている。

〈参考意見〉

○危機管理に関するマニュアルについて、地震防災ガイドブックを作成し、毎年配布しているが、より広範で体系的な危機管理マニュアルは整備されていないので、整備することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為及び「寄附行為施行規程」に基づき、定例としては年 3 回開催、必要に応じて臨時開催し、重要事項を審議・決定するなど事業計画を確実に執行している。

理事会は「理事会業務委任規則」により理事長に一定の権限を委任している。また、「専決規程」により執行部理事の権限を明確にしている。

理事長は「経営委員会」及び「常務理事会」を通じ、法人・各部門運営についての審議を行い、意思決定の迅速化を図っている。

理事の選任は寄附行為及び「学校法人静岡理工科大学役員等候補者推薦規程」の規定に従い適正に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長と大学事務局長の 2 人が、評議員会には両名のほかに副学長と理工学部長、情報学部長が構成員となり参画することで、法人及び大学間の連携が図られ、管理運営の意思決定を円滑に行っている。

法人担当常務理事などの法人執行部役員と法人内各校の代表委員から成る「職員懇談会」を組織しており、法人本部及び各校の状況の共有化を図るとともに、人事処遇の改善や業務改善等に関して要望や提案を受け、具体的な改善施策に反映している。

決算及び事業の実績に関する報告プロセスに課題はあるものの、評議員会は、理事会同様に寄附行為に基づき開催・運営されている。評議員及び監事の選任は、寄附行為及び「学校法人静岡理工科大学役員等候補者推薦規程」に基づき、行っている。

監事は理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を実施し、監査報告書を作成して理事会・評議員会で報告している。

〈改善を要する点〉

○決算及び事業の実績について、評議員会の審議後、理事会で承認議決をしているが、私立学校法第 46 条に基づき理事会の承認後、評議員会に報告し意見を求めるよう、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「法人第 3 次中期計画」に基づく安定的かつ適切な財務運営を行うため、各設置校の予算編成については理事長による経営基本方針と予算編成方針及び事業計画、部門（学長）方針等に従い決定している。

「法人第 3 次中期計画」における「財務計画」は令和 3(2021)年度が最終年度であり、法人全体の 5 年間の事業活動収支差額は収入超過となっている。大学における事業活動収支差額は過去単年度のみにおいて支出超過ではあるが、その後大学の入学者数は安定して推移し収入超過となっている。在籍学生数増に伴う学生生徒等納付金や補助金の増加による収入増、計画的な経費削減等により目標数値を概ね達成できている。

令和 2(2020)年度には借入金もなく財務比率は良好な水準を維持しており健全な経営基盤が構築されている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計はそれぞれの部門において経理規程及び「施設・物品等管理業務規程」に基づいて行われている。予算は目的計画別に管理しており、学校法人会計基準及び学内規則に基づいて処理されている。また、期中において大幅な予算変更が必要となった場合には補正予算案を編成し評議員会及び理事会に諮っている。

監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、毎年度中間決算と期末決算において監査法人とともに財産の状況を監査している。内部監査機能を持つ監査室は科学研究費助成事業をはじめとした公的研究費の管理状況について監査を行うほか、業務監査として法人全体で懸案となっている監査テーマについて､年度ごとに設定し業務改善への提言を行っている。監事と監査法人、監査室の三者は、連携がとれる体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「自己評価委員会規程」に自己点検・評価の目的を定め、学長を委員長とする自己評価委員会を起点に自己点検・評価を実施している。令和 2(2020)年度に「内部質保証の方針」を定め、自己評価委員会を内部質保証推進に責任を負う組織とするなど、内部質保証の全学的な方針、PDCA 概念及び組織体制などを明確にした。自己評価委員会は、大学の最高意思決定機関である「大学評議会」と同じ委員構成であるため、学長のリーダーシップのもとで評価・協議・改善・改正の手続きを円滑かつ迅速に実行できる機能を有している。自己評価委員会と連携する学内組織として「教育評価委員会」「IR 委員会」などを設置するほか､学外アドバイザリーボードとして､複数の地域企業の役員で構成する「参与会」を設置し、大学運営、教育研究、将来構想などへの意見・助言を得るなど、多面的な点検・評価の仕組みを整備している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学機関別認証評価のための自己点検・評価に加え、「大学第 3 次中期計画」に基づく自主的・自律的な自己点検・評価を各年度実施している。中期計画に基づく各年度の点検・評価結果は「年次報告」として学内で情報共有され、学外へは、大学部門の事業活動結果を記載する学校法人事業報告書として法人ホームページで公表している。自己点検・評価活動の議事録は、学内情報システムで全教職員が閲覧することが可能になっている。また、大学機関別認証評価を受ける時期に合わせて作成する「自己点検評価書」も、大学ホームページで公表している。

企画室が事務局を務める「IR 委員会」は、学内委員会などと連携して現状把握のための多面的なデータ及び情報の収集・分析を行い、分析結果は自己点検・評価に活用されており、IR 体制は整備され機能している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「法人第 3 次中期計画」のもとに策定する「大学第 3 次中期計画」には、到達目標(KGI)、中間目標(KPI)が設定され、目標達成に向けた大学、学科、部門の実行計画を各年度策定し実行している。実行計画の進捗・達成状況のチェック、各種調査などで得たエビデンス結果に基づく改善対策を次年度の実行計画に反映させる自己点検・評価が各年度で行われ、起点になる自己評価委員会において協議された改善の指摘や課題は、学科・部門にフィードバックされ、中期計画の改善・向上が図れている。

大学は、令和 3(2021)年度施行の新カリキュラムに合わせて三つのポリシーを改正した。改正した三つのポリシーを起点とする内部質保証活動が開始したところであるが、内部質保証のための継続的な PDCA サイクルの仕組みが確立・機能しており、今後の活動成果を期待したい。

〈参考意見〉

○理事会・評議員会の運営において、一部関連法令に基づき改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域・社会連携

Ａ－1．大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-①　大学施設の開放、公開講座、リカレント教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

Ａ－2．行政・企業や国内外の大学との適切な関係

A-2-①　大学の知の拠点をふまえた行政・企業や国内外の大学との関係

【概評】

「地域に開かれた大学」という大学の理念・目的に即し、人的資源の提供として、小中学生・高校生・社会人・シニア層を対象とする幅広い一般市民向けの公開講座・体験型講座・出張講座などを実施している。また、物的資源の提供として、図書館・講義室・体育館・運動場などの大学施設及び各種センターに設置する装置・機器の学外利用希望者への貸出しも実施しており、地域社会からの要望に十分応えている。装置・機器を使用する際には、「先端機器分析センター」の教職員が装置・機器の使用方法の指導や、利用者の希望に合わせた分析方法の提案や解析の支援なども行っており、共同研究などの地域貢献活動において、「先端機器分析センター」は重要な役割を果たしている。加えて、高校からの装置・機器の利用も受入れており、地域の理科教育も支援している。

「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」による県内他大学との交流や大学内「国際交流センター」による海外大学及び研究機関との交流により、行政・企業及び国内外の大学との適切な関係を築いている。令和 2(2020)年に静岡県藤枝市との連携協定に基づき「学校法人静岡理工科大学藤枝イノベーション・コモンズ」を開設し、藤枝市を核に法人及び設置校が一体となった産学連携事業を展開することにより、地元企業との研究開発、就職の支援を行っている。令和 3(2021)年には大学が立地する静岡県袋井市が推進する地域産業の振興・促進活動事業として「ふくろい産業イノベーションセンター」を大学内に設置し、地域企業への訪問による技術課題の掘起こしやその解決に向け、産学官金が一体となった地域企業への支援を実施している。このように、他大学及び行政・企業などとの連携活動を展開することで、「地域に開かれた大学」としての責任を十分に果たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．新型コロナウイルス禍における教育研究活動継続の取り組み

国内において新型コロナウイルスの本格的な蔓延が始まった令和 2(2020)年 3 月、法人本部に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、同年 3 月 12 日に学長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策所属本部」（以後、コロナ対策会議という）を本学に設置した。同本部は、コロナウイルス感染症対策に関する全てを所掌し、方針を決定している。

本学では、同年 3 月の全学での卒業式を急遽中止としたが、情報学部では、教員の発案により卒業式に代わる卒業セレモニーをオンライン上で執り行い、卒業生の門出を祝った。

年度が変わり、令和 2(2020)年 4 月の入学式や歓迎イベントは全て見送られ、新入生へのノートパソコン配布や必要最低限の手続きのみ対面で行い、それ以外は、全てオンラインでの対処とした。その後、4 月 10 日のコロナ対策会議において、新型コロナウイルス感染対策における、学生及び教職員の安全を最優先とし、前期開講の全科目でのオンライン授業の導入を決定し、学内外へ発表、4 月 22 日から県内でいち早くオンデマンド配信による遠隔授業を開始した。その際、教員向けの遠隔授業コンテンツ作成に関する研修会は、3 日間で計 6 回実施し、教職員が協働して取り組んだ。

令和 2(2020)年度前期には、学生に対して遠隔授業に関するアンケート調査を複数回実施し、学生の様々な意見や要望を聴取し、教育環境の改善に努めた。なお、この調査結果より、学生同士や先生とのコミュニケーションが欠如し孤独感が増していること、さらに毎回の課題作成に追われ肉体的・精神的な負担が増加している点などが報告され、科目担当教員へ配慮を依頼するなど、改善を続けた。

令和 2(2020)年度後期は、地域の感染状況を注視しながら、感染防止対策を徹底した上で、後期開講科目の全体の 8 割を対面授業、受講者数が 100 人を超えるなど全体の 2 割程度をオンライン授業で実施した。感染防止対策として、毎朝の検温、マスクの着用、フェイスシールドの無料配布(1 回のみ)、大学内の建物入館時にサーモグラフィーでの検温、学内各所に消毒液を配置して手指の消毒、教室の換気の徹底、教室収容人数に対して 5 割を制限とした教室利用、一人置きでの着席、授業で使用した機器のアルコール消毒(酒精綿の配布)、食堂テーブルにアクリル板の設置、極力昼食を跨がないような時間割調整などを行った。

同年度後期に実施した学生満足度調査結果では、「大学への満足度」は、80.2%が概ね満足し、昨年度の数値(77.4%)を超え、さらに「遠隔授業への満足度」は、70%が概ね満足している結果となった。なお、卒業式は、感染防止対策を施した上で、学部ごとに開催した。

令和 3(2021)年度は、入学式を学部単位で入れ替えて開催とし、授業は感染防止対策を徹底した上で、前期開講科目全体の 9 割を対面授業とし、受講者数が 93 人を超える科目など、全体の 1 割程度をオンライン授業として実施している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 3(1991)年度
所在地　　静岡県袋井市豊沢 2200-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
理工学部	機械工学科　電気電子工学科　物質生命科学科　建築学科
情報学部	コンピュータシステム学科　情報デザイン学科

理工学研究科	システム工学専攻　材料科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 14 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 28 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 1 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

23 修文大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「国家・社会に貢献できる人材の育成」に基づき、教育理念及び目的を明文化するとともに、使命・目的及び教育目的を学則に示し、学生便覧にまとめ学生や教職員に配付、周知している。外部には、大学案内やホームページにより明示している。「修文学院マスタープラン 2020（中長期 5 カ年計画）」を策定し、段階別に目標を掲げ、使命・目的及び教育目的に反映させるとともに、教育目的実現のため、各学部で三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育プログラムを構築している。医療系大学として、健康栄養学部管理栄養学科、看護学部看護学科及び医療科学部臨床検査学科による 3 学部 3 学科の教育研究組織を整備し、地域医療に貢献できる人材育成を進めるとともに、地域連携を実施する組織として、地域研究センターなどを置いている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページなどで学内外へ周知するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、学部により状況は異なるものの、大学全体では、入学定員を概ね確保している。障がいのある学生や休・退学、留年、成績不良学生に対する学修支援、学生生活支援及びキャリア支援のため、関係委員会、担任・アドバイザー担当教員、担当課職員との教職協働体制を確立している。設置基準に適合した施設・設備を有し、図書館をはじめ、学生会館など環境、省エネルギー化に配慮した教育研究環境を整備している。施設のバリアフリー化、耐震補強工事の完了など、施設・設備の安全管理を行っている。教員は、学生との信頼関係構築に留意するとともに、卒業時及び卒業後アンケートの実施により、学修支援、健康相談や経済的支援及び学修環境に関する、学生の意見・要望を把握し改善に生かしている。

「基準３．教育課程」について

建学の精神のもと、教育理念に基づき、各学部でディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。単位及びその他の認定基準は、GPA(Grade Point Average)の活用を含め、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、単位、進級、卒業認定基準等は学生便覧に明記している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を、学部ごとに体系的に編成・実施しており、シラバスには各科目の教育及び到達目標、科目受講上の必要事項、各科目の単位認

定基準等を概ね明記している。教授方法の改善は、FD 委員会を中心に進め、授業内容・方法を継続的に工夫している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、人材育成の評価は、大学が定めたアセスメント・ポリシーにより、各種調査などで測定し点検するとともに、点検・評価の結果は、教育内容・方法の改善のためにフィードバックしている。

〈優れた点〉

○入学生に対して、基礎学力を補うためのリメディアル教育を目的としたリメディアルセンターを設置し、積極的な学修支援を実施していることは評価できる。

○新型コロナウイルス感染症への対応として、遠隔授業規則の制定、オンライン教育センターの設置、劇団員を活用したオンライン実習授業の工夫を迅速に行い、学修に有効な取組みを展開していることは高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学の教学上の決定権者は学長であることを規則上明確にして、使命・目的達成のため、大学の意思決定における学長の適切なリーダーシップの発揮及び権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。教学マネジメントは、教学マネジメント委員会、評議会、教授会などでそれぞれ分担して実践するとともに、職員も参画した教職員の協働によって運営している。設置基準に定める専任教員数、教授数の充足に努め、規則に基づいた教員の採用・昇任を行っている。教職員の資質・能力向上をめざし、FD(Faculty Development)活動のための FD 委員会を設置し、学生の意見のくみ上げ、相互研修型授業参観等により、教員の教育内容・方法等の改善を図っている。また、SD 委員会を設置し、SD(Staff Development)活動に取組んでいる。快適な研究環境を整備し、有効に活用するとともに、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年度からティーチング・ポートフォリオ（教育業績記録）の導入、教育改善委員として任命した学生代表からの意見聴取、相互研修型授業参観など、教育改善に向けた多くの取組みを行っている点は、評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法令遵守のもと、「学校法人修文学院寄附行為」、学則、諸規則に基づく運営をしている。環境保全、人権、安全に配慮し、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、継続的努力で経営の規律と誠実性の維持を図っている。理事会、評議員会、監事の役割は明確で、寄附行為に基づく意思決定体制を整備し機能させている。法人及び設置学校の管理・運営の円滑化を目指し、理事長のリーダーシップのもと「理事長報告会」を開催している。健康栄養学部及び法人内他部門の入学者減少と、中長期構想に基づく学部新設に係る初期経費の増加により、法人では、基本金組入前当年度収支差額の支出超過が続いているが、新設学部の設置経費や耐震補強工事、老朽化施設の更新等を計画的に実施し、法人存続に必要な財源は確保している。令和 2(2020)年度に「修文学院マスタープラン 2020（中長期 5 カ

年計画）」を策定し、健全財政に努めている。会計処理は、適切である。

「基準６．内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価を行うため、学長を委員長とし、大学の教育研究及び管理運営に関わる責任者で構成した、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント委員会を組織しており、内部質保証のための組織の整備、責任体制を確立している。自己点検・評価結果は、教職員、学生に対しては、ポータルサイト、書面等で情報共有するとともに、学外にはホームページを通じ公表している。FD 委員会では、授業評価アンケートを利用したベストティーチャー賞の授与や相互研修型授業参観を実施している。三つのポリシーを起点とする教育の質保証に向け PDCA サイクルの確立を目指すとともに、「修文イノベーション“医療系大学への進化”」のもと、大学全体の質保証を段階的・計画的に進め、加えて外部質保証の結果を踏まえた大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させるよう努めている。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び教育目的により、健康栄養学部、看護学部及び医療科学部の 3 学部を擁する医療系の大学として、地域医療に貢献できる人材育成を行っている。また、大学間連携や地元愛知県一宮市をはじめとした包括連携協定による、まちづくりへの参加・支援活動など、時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 医療系学部の充実と大学間連携

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「国家・社会に貢献できる人材の育成」に基づき、教育理念を明文化し、学則において、使命・目的及び教育目的を簡潔な文章で表すとともに、個性・特色を示している。

大学は、法人内短期大学の栄養士養成課程を改組転換した管理栄養士養成施設として、平成 20(2008)年に健康栄養学部管理栄養学科の 1 学部 1 学科で開学し、その後、社会情勢などに対応し、地域医療に貢献できる人材を育成するため、平成 28(2016)年に看護学部看護学科を開設し、更にチーム医療に貢献できる人材を育成するため、令和 2(2020)年に医療科学部臨床検査学科を増設した。3 学部が連携し、地域医療に貢献できる人材育成を進めており、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定には、法人や大学の各会議体での審議過程で、役員、教職員が関与・参画しており、学生便覧、大学案内、ホームページなどの各種媒体を通じて、学内外に周知している。

「修文学院マスタープラン 2020（中長期 5 カ年計画）」を策定し、全体目標・中核目標（具体的施策）・部署別目標を掲げ、使命・目的及び教育目的を反映している。また、教育目的実現のため、三つのポリシーに反映させた教育プログラムを構築している。

医療系大学として、健康栄養学部管理栄養学科、看護学部看護学科及び医療科学部臨床検査学科による 3 学部 3 学科の教育研究組織を整備するとともに、地域連携を実施する組織として、地域研究センターなどを置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を反映させ各学部で策定しており、大学案内・学生募集要項・ホームページに明示するとともに、高等学校教員対象進学説明会・進学説明会・高校訪問・オープンキャンパスなどさまざまな機会を通して、受験生に周知している。入試方式・試験日程は、入試委員会の原案を教授会で協議の上設定し、入試実務は、入試委員会・広報課が中心となり、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに適った学生を受入れている。

入試問題の作成については、入試問題作成委員会にて管理している。入学試験の実施状況とその検証は入試委員会で協議し、次年度以降の学生受入れに関する重要な資料としている。学生受入れ数については、入学定員及び収容定員を下回っている学部はあるが、大学全体では概ね適切な学生数を確保している。

〈改善を要する点〉

○健康栄養学部管理栄養学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、計画に沿った改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援に関しては、各種委員会で検討後、教授会の審議を経て、方針を策定し、学科を基本組織として教務委員会を中心に、関係の教職員が協働して行っている。

1・2 年次はクラス担任、3 年次以降はゼミの担当教員やアドバイザー担当教員が主な窓口となり、履修方法の指導をはじめ、学生生活全般にわたる相談、指導、支援を行うことで、成績不良者や中途退学、休学、留年の防止に努めている。

座席位置の配慮や音声を文字化できるアプリケーションソフトウェアを活用することで、障がいのある学生の学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教員と「学生支援センター」「看護支援センター」の職員で組織した「進路支援委員会」で、学生の進路情報の報告、連絡、相談を繰返し行って、キャリア支援の方針を策定している。

学生が主体的にキャリアを考える一助となるように、学内外から 24 時間求人情報を閲覧できる求人検索システムを活用し、円滑な情報提供を行っている。

健康栄養学部 2・3 年次生を対象に毎年 5 月に「インターンシップガイダンス」を実施し、夏季休暇等にインターンシップの自主的な参加を呼びかけている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援を目的として、学生部長を委員長とした大学・短期大学合同の学生支援委員会を組織している。この委員会では、課外活動、経済的な諸課題、健康、各種相談、通学に関する施策や支援などについて企画・協議するとともに、重要な案件については教授会で承認を得て方針を決めている。また、クラス担任制度に加え、健康栄養学部ではゼミ担当教員、看護学部、医療科学部ではアドバイザー担当教員を配置し、学生生活全般に関して少人数制での支援を行っている。

医務室を置き、看護師が常駐して、学生の健康診断や保健指導を行うとともに、校医と連携を図りながら怪我や疾病対応を行っている。心的支援として、学生相談室に臨床心理士を週 1 日配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は、設置基準上必要な面積を満たしている。校舎は、耐震基準に準拠した

耐震化を完了している。平成 28(2016)年に、新たに学生会館を設置し、自習環境や学生同士の交流の場を提供することで、キャンパスが快適に過ごせる空間となるように努めている。環境に優しい大学を目指し、構内の蛍光灯を LED 照明にするなど、省エネルギー化を進めている。講義室や分野別の実習室を完備し、適切なクラスサイズで授業編成を行っている。

障がいのある学生に配慮した環境整備のため、多目的トイレを複数設置するとともに既存のトイレも順次改修するなど、バリアフリー化を進めている。図書館へのリモートアクセスは検討中だが適切な蔵書、学術雑誌など十分な学術情報資料を確保している。インターネット環境の整備として、無線 LAN 環境の整備、適切なパソコン台数の設置とリプレースを行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

担当教員が学生とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築するため、日頃から学生の意見をくみ上げるよう努めている。学生の意見・要望の把握のため、授業評価アンケート、卒業時及び卒業後アンケートを行っている。特に、卒業後アンケートでは、回収率の課題はあるものの、健康相談や経済的支援及び学修環境に関する質問項目に加え、図書館の設備・蔵書、インターネット・無線 LAN 環境、食堂のメニュー、学内コンビニの品揃え、空調等の学修環境について問うことにより、学生の意見・要望を把握・分析し、ホームページで公開している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」のもと「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」という教育理念に基づいて、各学部でディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧などを通じて周知している。特に、学生には、各学部におけるガイダンスでも周知している。単位及びその他の認定を行う仕組みは、GPA を活用するなどの公平性を保つ工夫も含めて､ディプロマ･ポリシーを踏まえ定めている。単位認定基準や進級基準、卒業認定基準等は学生便覧に、各授業科目の単位認定基準の詳細は、概ねシラバスに明記・適用している。

〈参考意見〉

○一部の科目のシラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準を適切に示していないため対応が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ･ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム･ポリシーを学部ごとに定め、ホームページ等で周知している。また、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を、学部ごとに体系的に編成・実施しており、年間履修登録単位数の上限は、学則第 26 条に 45 単位と定めている。シラバスには、各科目の教育目標や到達目標を含め、学生が科目を受講する上での必要事項を明記している。教養科目の名称及び区分名称は、学部により異なるが、いずれの学部でも教養教育を実施している。

FD 委員会を中心に、リメディアル教育やアクティブ・ラーニングの有効な授業方法などを継続的に検討しており、健康栄養学部の専門演習や、看護学部の基礎ゼミナール、医療科学部の基礎セミナーなど一部の授業で実践している。また、こうした授業内容・方法は、感染症への対策が必要な状況においても臨機応変に工夫をしながら実施している。

〈優れた点〉

○入学生に対して、基礎学力を補うためのリメディアル教育を目的としたリメディアルセ

ンターを設置し、積極的な学修支援を実施していることは評価できる。
○新型コロナウイルス感染症への対応として、遠隔授業規則の制定、オンライン教育センターの設置、劇団員を活用したオンライン実習授業の工夫を迅速に行い、学修に有効な取組みを展開していることは高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。ディプロマ・ポリシーを満たす人材を育成したか評価するため、大学が定めたアセスメント・ポリシーにより、学位授与人数、国家試験合格者数、就職率、卒業時調査、卒業後調査などで測定・点検している。また、点検・評価した結果は、教育内容・方法の改善のためにフィードバックしている。加えて、学生への学修成果のフィードバックのため、ポータルサイトに GPA を掲載したり、担任やアドバイザー担当教員が、学修に関する学生のポートフォリオを参考にしながら面談を行ったりしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを確立・発揮できる体制として、教授会をはじめ、規則に基づき、教学マネジメント委員会、評議会、各種委員会を設置しているが、教授会で学長に対して意見を述べる事項の一部が定められていない。

教学マネジメントについては、学長は、評議会や教学マネジメント委員会の議長として大学運営に当たり、最高責任者として意思決定を行っている。教授会及び各種委員会は、学長から任を受けた学部長や委員会の長がそれぞれ責任を持って会を運営しており、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

委員会には、職員も参画して教職員の協働によって円滑に運営している。事務組織として、総務課、教務課、学生支援センター、広報課、入試センター、図書館事務室を置き、業務は「修文大学事務分掌規程」に定め、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学則第 13 条第 5 項及び教授会規程第 2 条第 1 項第 3 号に定めている「教育研究に関する重要事項で学長が定めるもの」については、学長による定めがなく、教授会で共有されていない点は改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任については「修文大学教員資格審査委員会規程」等に基づき適切に運営し、設置基準上必要な専任教員数の確保と配置をしている。

FD 委員会を設置し、教員の教育・研究の質、能力の向上を目的として、ティーチング・ポートフォリオの検証、相互研修型授業参観や学生の意見聴取などをして、教育内容・方法などの改善を図っている。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年度からティーチング・ポートフォリオ（教育業績記録）の導入、教育改善委員として任命した学生代表からの意見聴取、相互研修型授業参観など、教育改善に向けた多くの取組みを行っている点は、評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員としての資質・能力の向上を図ることを目的として、SD 委員会を設置して毎年 SD 研修会を実施している。令和 2(2020)年度は、FD 委員会と合同で、「名古屋大学のオンライン授業の取組み」について研修し、講義後に重要と考えたウェブ会議システムについて再度研修を行っている。

文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が開催する研修会等に参加し情報収集や知識・技術の修得に努めている。参加後は各部署の伝達講習等の研修会を実施し、それぞれの職員の能力向上の研さんを積んでいる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究室や必要な実験室を整備し、適切な運営と管理を行っている。研究者行動規範を定め、研究者の責任を明らかにして社会の信頼に応えるよう努めている。研究倫理を確立するために、全教員を対象にした研究倫理教育 e ラーニングプログラムの受講や研修会への参加を義務付けている。また、研究倫理審査委員会による研究倫理審査を適正に実施・運用している。

研究の実施に際しては、「修文大学・修文大学短期大学部利益相反規程」に基づき報告書の作成と提出を義務付けている。

専任教員は、教員研究費の配分を受けるとともに、あらかじめ申請した曜日を研究日（週 1 日）として、学外での研究活動、学会や共同研究機関への出張などに利用できるようにしている。研究活動の実績は、研究活動報告書にまとめて年度末に提出している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学校教育法、私立学校法等を遵守し、寄附行為をはじめとする諸規則に基づき適切に運営している。また、建学の精神に基づく使命・目的を達成するため、継続的な努力をし、経営の規律と誠実性の維持を図っている。

私立学校法第 63 条の 2 で指定する事項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定する教育情報については、ホームページに掲載・公表している。

環境保全、人権、安全への配慮のために具体的に取組んでおり、教室照明の LED 化等による省エネルギー対策､就業規則に準拠した｢学校法人修文学院ハラスメント防止規程｣によるパワー･セクシャル･アカデミック･マタニティ等の各ハラスメント防止への対応、法人・大学・短期大学合同の「自主消防組織」による防災訓練、敷地出入口の監視カメラ設置や警備会社への学内セキュリティ管理の委託等を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法に基づき、理事会を最終的な意思決定機関と位置付け、寄附行為に基づき適切に運営しており、その使命・目的を達成するための意思決定体制を整備し、適切に機能している。

理事会は、定例開催として 5 月、1 月、3 月に開催するほか、必要に応じて適宜開催する体制をとっており、理事の理事会への出席状況は良好である。

理事会の開催に当たっては、あらかじめ議題の案内や欠席予定者には議題の賛否に関する意思表示の確認を書面で行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学は、私立学校法、寄附行為等に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し､法人と学内の管理運営機関との意思疎通と連携を図っている。

法人及び大学は、理事会、理事長報告会、評議会等の場を通じて、法人経営と大学運営

に関わる情報共有、意思疎通の円滑化、理事会審議事項の教学部門への周知・徹底、理事長への報告・提案を行う仕組みを整備しており、適切に機能している。

評議員の選任及び評議員会の運営は、適切に行っており、評議員の評議員会への出席状況も良好である。監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っており、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、健康栄養学部及び法人内の他部門の入学者数減少と、中長期構想に基づく学部の新設に係る初期経費の増加により、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度まで基本金組入前当年度収支差額の支出超過が続いているが、平成 28(2016)年度開設の看護学部、令和 2(2020)年度開設の医療科学部は、安定的に学生数を確保しており、完成年次に向けて収入・支出のバランス改善に取組んでいる。

これまでの新設 2 学部の設置経費、耐震補強工事、老朽化施設・設備の更新等は、計画的に実施され、法人の存続に必要な財源は確保されていることから、今後、法人内他部門の改革のための資金調達を行いながら、「修文学院マスタープラン 2020（中長期 5 カ年計画）」に示す安定した財務基盤確立が期待される。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人は、学校法人会計基準、法人の経理規程、経理規程細則、固定資産及び物品管理規程等の規則に基づき、また、公認会計士の指導を受けて適正に会計処理を実施している。

私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法に基づく監事監査体制を整備している。監事は、理事会への出席と監査法人と連携した会計監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、「3 つのポリシーに基づく教育研究等諸活動の年度計画（次年度の教育方針)」として、全教職員に対し学長が明示している。

学則に、「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」旨を明記し、大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価することを目的とし、教学マネジメント委員会は、建学の精神に基づく人材育成及び学士課程教育の質の保証を実現することを目的としている。両委員会とも、学長を委員長とした、大学の教育研究及び管理運営に関わる責任者で構成しており、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しており、また、責任体制は明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動として、教職員は年度当初に、教育活動、研究活動、大学運営及び社会貢献についての目標設定を行った上で、年度末に達成状況を「自己点検自己評価報告書」として提出する。自己点検・評価委員会では、結果を取りまとめ、教職員、学生へは、ポータルサイト、書面等で公表し情報共有を図るとともに、ホームページで学外にも公表している。

FD 委員会では、相互研修型授業参観を実施するとともに、学生からの授業評価アンケートで、評価の高かった教員に対するベストティーチャー賞の授与を行っている。

学長を本部長とする IR 本部では、教育活動に関する学内外の情報を収集・分析し、大学の効率的・効果的な教育計画の立案、戦略決定及び意思決定を支援するための包括的な活動を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする教育の質保証に向けては、教育力向上を第一義に、自己点検・評価委員会が中心となり計画(Plan)し、各担当で実施(Do)した後、各種委員会によるアンケート等に基づく結果を学部教授会で検証(Check)し、教職員の教育研究活動に反映し、改善を図る(Action)といった PDCA サイクルの確立を目指し取組んでいる。また、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証については、「修文イノベーション“医療系大学への進化”」を目指し、地域に親しまれる「医療系大学」としての変革を継続するため、学部の戦略的見直しと学内組織体制安定化に向け、いくつかのキーワードを掲げ、段階的・計画的に歩みを進めており、双方の質保証を改善・改革のための営みとして行っている。加えて、認証評価や設置計画履行状況等調査など外部質保証の結果を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させるよう努めている。

〈参考意見〉

○教授会で学長に対して意見を述べる事項の一部が定められていないことから、法令遵守などについて内部質保証システムを機能させていくことが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域貢献

A－1. 地域協働を支える学内体制と地域連携体制が整っている。

A-1-① 地域との連携体制

【概評】

学校法人修文学院の前身である一宮女学園は、平成 24(2012)年 9 月 3 日に法人と地域を結び、より開かれた教育機関として地域に根づいた実践的活動を行うことを目的とした「修文地域研究センター」を設立し、同年 10 月 3 日には連携先第 1 号として、尾西信用金庫と「産学連携に関する包括協定」を締結した。その後、同センターは法人から大学・短期大学へ移管され、平成 29(2017)年 5 月 31 日には一宮市との間で「包括連携に関する協定」を締結し、平成 30(2018)年 10 月 12 日には尾西信用金庫と改めて連携協定を締結し、医療・福祉分野での連携事業実施を検討している。

また、大学間連携として、令和 2(2020)年 1 月 24 日に名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と「連携・協力に関する基本協定」を締結し、令和 2(2020)年 8 月 28 日、同大医学

系研究科長に、大学の FD・SD 合同研修会での講演を依頼している。

一宮市教育委員会との共催による、一宮市民を対象とした生涯学習講座「市民大学公開講座」を、平成 20(2008)年度の健康栄養学部開学以来継続実施しており、令和 2(2020)年度は感染症対策を行った上で「感染症とがんの予防」「豊かな暮らしのために」をテーマに各 4 講座を開講した。加えて、地元の病院・施設の医療従事者を対象に「看護・栄養セミナー」を開催する他、一宮市主催の「高齢者のための簡単料理教室」「親子でエコ・クッキング」等に参画している。この中には学生が参加するものもあり、参加した学生が主体性を発揮する良い機会となっている。また、一般の参加者の評価も学生の参加によって高くなるなど、地域と良好な関係を築いている。

今後も、新しい生活様式などの現状を踏まえつつ、大学が学生と共に主体的に活動を展開することで、こうした大学の地域貢献活動は更に発展するものと期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 医療系学部の充実と大学間連携

本学は建学の精神である「国家・社会に貢献できる人材の育成」に基づき、教育基本法および学校教育法に従い、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。また学則第 1 条に、「本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。本学では、「修文イノベーション ”医療系大学への進化“」をスローガンに医療系学部を充実している。本学では、看護学部看護学科、医療科学部臨床検査学科、健康栄養学部管理栄養学科により、看護師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士の養成を行い、地域医療の発展に貢献している。

本学では名古屋大学医学部･大学院医学系研究科と連携協定を締結しており､人材育成、共同研究、人材の交流などを推進している。人材育成として、名古屋大学医学部附属病院で看護学部の臨地実習、医療科学部の臨地実習、健康栄養学部の管理栄養セミナーを実施している。共同研究として、日本医療研究開発機構（AMED）による「カルバペネマーゼ等産生多剤耐性菌を抑制する阻害物質および抗菌性物質の探索」などを実施している。人材交流として、とくに医療科学部の教員には名古屋大学医学部教授経験者および名古屋大学医学部出身者が多く配置されている。今後、さらに名古屋大学医学部との連携を進め地域医療の発展に貢献していく。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　愛知県一宮市日光町 6

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康栄養学部	管理栄養学科
看護学部	看護学科
医療科学部	臨床検査学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 9 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 10 日	11 月 10 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 6 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

24 十文字学園女子大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「身をきたへ　心きたへて　世の中に　たちてかひある　人と生きなむ」に示された不変の理念を「使命・目的及び教育目的」に反映し学則等に定め、さまざまな機会を捉えて学生、教職員の理解と浸透に努めている。

開学以降、「第一次教育体制改革」から令和 2(2020)年度の「第三次教育体制改革」まで、社会の変化や時代の求めに応じて学部・学科の改組等を行うに当たり、使命・目的及び教育目的、教育研究上の目的について見直しを行っている。使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に生かされ建学の精神とともに「第二期中期目標・中期計画」に反映している。また、目的達成のために必要な学部・学科及び研究科・専攻の教育研究組織を整えている。

〈優れた点〉

○創設以来、99 年にわたり建学の精神を歌詞とした「学園歌」を受継ぎ、さまざまな機会を捉えて、学生、教職員に建学の精神の理解と浸透、醸成に努めていることは評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、周知を図り、多様な学生の受入れと検証に努め、概ね適切な入学生数を受入れている。教職協働による支援体制を整備し、配慮を要する学生への対応に関する規則を定め支援している。オフィスアワー制度を設けており、TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)による支援、退学に関する調査・分析を行っている。授業にキャリア支援科目を設け、キャリア支援センターが就職活動、担任教員が大学院進学を支援している。学生サービス、厚生補導の組織を設置し、授業料免除制度や学友会活動の支援を行い、学生生活や心身の健康管理を学生総合相談センター及び診療所機能を有する健康管理センターが担っている。校地・校舎等を整備し、適切に運営・管理を行い、実習施設や図書館等は有効活用され、バリアフリーなどの利便性に配慮し、受講生数に適した授業を行っている。学生の意見や要望を把握し、情報共有体制の見直しや無線 LAN 環境の改善につなげている。

〈優れた点〉

○健康管理センターは、診療所として埼玉県から認可されており、産業医と保健師が常駐

する体制は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、卒業・単位認定基準や成績評価基準等を学則に定め、「履修の手引き」に掲載し、周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ち、教育課程をカリキュラム・マップに体系化している。教養教育を「共通教育科目」として配置し、授業ではアクティブ・ラーニング、グループワーク等の双方向授業を取入れている。三つのポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメントプランにより入学時から卒業時までを多面的に測定し、点検・評価を行っている。全学 FD 委員会では、授業評価アンケート等による分析結果を教員に示し、学生に向けた授業改善コメントを全学に公開している。また、学生が自己の学修成果を点検・評価する取組みを進めている。

〈優れた点〉

〇ディプロマ・ポリシーの達成度について、学生自身が学修ポートフォリオを活用して学内ポータルサイトである「総合教育システム」で検証していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のもとに、「企画」「研究」「教育」「募集入試」「就職」「特命」の役割を担う 5 人の副学長を置き、学長を補佐している。重要事項を審議する「運営会議」、教学マネジメントのための「全学教育推進会議」を置き、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。専任教員数及び教授数は、設置基準を満たし、各規則に基づき採用・昇任を行い、「十文字学園女子大学 FD・SD 研究会」において、大学が抱える諸課題等に関する研修会・講演会を開催するなど、教職員の資質の向上に取組んでいる。研究倫理教育及び研究費不正使用防止の教育を実施し、「不正使用防止計画推進室」が内部監査を実施している。研究推進委員会、研究支援課により研究活動の支援を行い、「研究経費規程」に基づき適切に研究費を配分している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をもとに定めた学則や法人規則を法改正等により見直し、私立学校法等で定める事項を公開するなど、経営の規律と誠実性の維持に努め、「学校法人十文字学園第二期中期目標・中期計画（第二期中期目標）」を策定して使命・目的の実現に取組んでいる。理事会を最高意思決定機関と定め、補完する常任理事会を設置するなど、意思決定の実効体制が機能している。評議員会は、経営のチェック機能を適切に果たし、監事は業務を監査し、機会を捉えて助言を行っている。理事会、常任理事会、大学運営協議会での決定事項等は各部門に滞りなく通知されている。財務においては、「財務中期計画」を策定し、外部資金の獲得や経費削減に努め、事業活動収支計算書関係比率は適正であり、安定した財務基盤を有している。会計処理は、諸規則を遵守し、適正に実施され、会計監査は内部監査、公認会計士による会計監査及び監事監査の三様監査により厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の方針と実施体制を学長裁定として定め、学長を長とする「教授会」「運営会議」「自己点検・評価委員会」「全学教育推進会議」の組織を整備し、責任体制を明確にしている。教学 IR(Institutional Research)の調査分析資料を参考に、全学教育推進会議は教育の質保証を点検・評価し、自己点検・評価委員会は大学全体の内部質保証を点検・評価しており、外部評価委員会の検証を経てホームページに開示している。教学運営及び大学の諸活動に関連する情報の調査分析資料は、IR レポートとして教職員専用ページに公開し情報の共有に努めている。学修成果の学部・学科・研究科での点検・評価結果及び認証評価結果、設置計画履行状況等調査結果は、第二期中期目標、年度計画の策定や年次計画に生かされており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、大学の 100 年を経ても色あせることのない、時代やジェンダーをも超える「身をきたへ　心きたへて　世の中に　たちてかひある　人と生きなむ」とする建学の精神と教育目的は、役員、教職員に浸透し、教育・研究に生かされている。学長のリーダーシップのもと、教職協働により、大学運営の改善・向上に取組んでおり、内部質保証の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナ禍の下での授業展開
2. 既存センターの統合による学修支援センターの新設
3. 企業等と連携した学習の展開

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「身をきたへ　心きたへて　世の中に　たちてかひある　人と生きなむ」とする建学の精神に示された理念を、個性・特色を踏まえ、大学の使命・目的及び教育目的に反映し、大学学則、大学院学則に定め、学部・学科及び研究科・専攻の教育目的についても学則に定め簡潔に文章化している。

平成 8(1996)年の大学開学以降、「第一次教育体制改革」から令和 2(2020)年度の「第三次教育体制改革」まで、社会の変化や時代の求めに応じて学部・学科の改組等を行うに当たり、「使命・目的及び教育目的」「教育研究上の目的」について検証し、見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、「運営会議」「教授会」「第三次教育体制改革会議」に役員、教職員が参画して理解と支持のもとに策定しており、履修の手引きや大学概要、ホームページにて学内外に周知している。

建学の精神とともに使命・目的及び教育目的を第二期中期目標及び三つのポリシーに反映し、目的の達成ために必要な学部・学科及び研究科・専攻の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○創設以来、99 年にわたり建学の精神を歌詞とした「学園歌」を受継ぎ、さまざまな機会を捉えて、学生、教職員に建学の精神の理解と浸透、醸成に努めていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえ、建学の精神に沿った社会性を志向しつつ、アドミッション・ポリシーを策定し、大学案内及びホームページ、学生募集要項、オープンキャンパスや入試説明会、高校訪問等で学内外に周知している。入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに基づいて入学試験を実施し、選抜方法ごとに評価配分を設け、志願者の適切な評価を行っている。学校推薦型選抜及び総合型選抜の入試問題は学科ごとに作成し、一般選抜の入試問題は入試問題作成・点検委員が作成している。
大学院においても各課程の特性に応じた試験、審査を実施しており、入試問題は、問題作成担当者が作成している。
入試実施から受入れまでの分析・検証を募集対策会議が行い、入学定員及び収容定員は概ね適切に推移している。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
全学教育推進会議を設置して教職協働体制を図り、教育活動及びその成果の点検・評価、教学運営と教育改革を推進している。また、学修支援体制の基本的方針を策定し、学長から、施策の立案や実行を学部・学科、委員会、センター及び事務部署に対して指示している。特別な配慮を必要とする学生の対応について、「十文字学園女子大学　障害学生支援規程」を制定し、学生支援企画委員会を中心に取組んでいる。オフィスアワーの制度を「学生生活の手引き」で説明し、各教員のオフィスアワーの一覧をホームページで公開している。TA・SA の活用により、学修支援の充実や学生サービスの向上、教員の負担軽減を図っている。
中途退学等の対応は、IR 課による集計と分析結果をもとに学科・部局が行い、入学時のミスマッチ防止、リメディアル教育の充実、学科内の情報共有、学生総合相談センターとの連携強化等に取組んでいる。

2－3. キャリア支援
2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、「インターンシップ」を期間等の条件によって正規科目とし、学生の参加を促進している。また、新カリキュラムでは、キャリアに関する必修科目や選択科目などを設定して、学生の企業・社会への関心の向上を図るとともに、「キャリア基礎力Ⅰ」「キャリア基礎力Ⅱ」を設定し、基礎から汎用的能力まで一貫して育成する体制を整えている。キャリア支援・就職支援については、全学的な支援体制を整備し、就職支援の方針の検討や認識の共有を図っている。学生への進路相談には、キャリア支援センターの教職員や専門相談員のほか、ハローワークから派遣された相談員が指導・助言を行っている。また、就職支援システムにより、求人情報を学生に提供するとともに、相談内容など、学生ごとの情報の共有化を図っている。また、学生の大学院進学については、担任又はその他学科教員が指導に当たっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のために、学生支援企画委員会や学生委員会、学生総合相談センターや健康管理センター等の組織が設置されている。学生に対する経済的支援として、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金に加え、十文字奨学金や授業料免除、特待生、私費外国人留学生授業料減免などの独自の制度を設けている。学生の課外活動に対する支援策として、学友会への指導・助言、課外活動団体への経済的な支援、課外活動施設の整備、課外活動団体等の表彰などがある。また、学生のさまざまな企画について、選考を行い、主体的、創造的な活動に対する経費補助を行っている。学生の生活上の諸問題や、心身に関する健康相談、生活相談への対応を学生総合相談センターと健康管理センターで行っており、職員のほかに医師、保健師、カウンセラーを配置している。

〈優れた点〉

○健康管理センターは、診療所として埼玉県から認可されており、産業医と保健師が常駐する体制は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

「十文字学園女子大学施設管理規程」などの規則にのっとり、学内施設の適切な維持管理を行っている。耐震基準改正以前に建築された建物の耐震補強工事を 3 期に分けて行い、全ての校舎の安全性を確保している。また、実験室や実習室等の教室及び機器を整備している。図書館は、ラーニング・コモンズ、蔵書、ウェブサイトを活用したサービスなど、十分な利用環境を整備している。情報センターでは、学生の ICT（情報通信技術）活用による自学・自修環境を整備するとともに、パソコンや機材の貸出し、職員等による相談対応、ネットワーク環境の改善に取組んでいる。

教室や施設は、学生の利便性に配慮し、エレベータ、スロープなどを整備し、キャンパスのバリアフリー化、トイレの改修、自動扉の設置等を継続的に実施している。授業を行う学生数は、適切に管理され、履修者が 100 人を超える場合は SA を活用するなどの対応を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「投書箱『学生の声』」「学生アンケート」「学長と学友会との懇談会」等を通して、学生生活に関する学生の意見や要望を把握し、検討や対応、回答などを行う体制を整備している。心身に関する健康相談は、主に健康管理センターで対応している。また、経済的支援に関する意見や要望は、「投書箱『学生の声』」、学生総合相談センターや学生支援課で対応している。IR 課において、入学・卒業時をはじめ、年間を通じて学生等に対するアンケートを行い、学修支援や学修環境に関する意見や要望の把握と分析をもとに、各部署で検討を行い、必要な対応を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは策定されており、企画評価課、教務課、就職支援課、入試課により、ステークホルダーの観点を踏まえて見直しを図っている。卒業認定基準、単位認定基準、成績評価基準及び免許・資格の認定基準は学則に定め、「履修の手引き」に掲載し周知している。「履修の手引き」は、ホームページや冊子として配付・公表している。単位認定基準は、「評点（0～100 点）」に対応して 60 点以上と合否による単位認定、既修得単位で認定することを定め、厳正に適用している。また、GPA(Grade Point Average)制度を導入して、学生は学修成果の振返りに活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを大学・学部・学科単位で策定し、ホームページ、「履修の手引き」に掲載して周知している。ディプロマ・ポリシーに掲げた学生の資質や能力の育成は、ルーブリックで達成段階を明示し、それに対応したカリキュラム・ポリシーを策定して一貫性を確保している。また、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程をカリキュラム・マップで体系化し、科目内容はシラバスで明確にして、アクティブ・ラーニング、グループワーク等を取入れ双方向型の授業展開をしている。

教養教育については、共通教育委員会が主軸となり、全学教育推進会議や教務企画委員会を組織して、基本的な方針や企画立案等を適切に行い、「共通教育科目」として配置している。履修登録単位数の上限は、キャップ制を導入して設定している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーを踏まえた学修成果は、学内共通の方針としたアセスメント・ポリシーを策定し、アセスメントプランにより入学時から卒業時までの学修成果を多面的に測定し、点検・評価している。学修成果の達成度は GPA とジェネリックスキル（社会人基礎力）及び就職先の企業アンケートを視点に測定を行い、IR 分析により総合的な点検・評価を実施している。また、学生アンケートよりディプロマ・ポリシーの達成度を入学時と比較して評価・点検している。これらの検証結果は、学内で共有し、学生にフィードバックしており、PDCA を活用した取組みを実施している。加えて、学修ポートフォリオの活用により、学生自身が学修成果の把握をしている。

〈優れた点〉
○ディプロマ・ポリシーの達成度について、学生自身が学修ポートフォリオを活用して学内ポータルサイトである「総合教育システム」で検証していることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
三つのポリシーに基づく学修者本位の教育実現を目的とした学長のリーダーシップによる全学的教学マネジメントの確立を定め、副学長が企画・研究・教育・募集入試・就職・特命の各担当を分担している。学長室が教学 IR 等の大学調査、教育理念達成等の戦略的プランニング、教育改善・教育改革のための教学マネジメント、全学教育推進会議運営等

に関する業務を行い、副学長、企画評価部長等を構成員として高次の経営判断を担える体制としている。教授会の役割などを「教授会規程」に定め、学長が意見を聴くことが必要な重要事項を学長裁定に定め、周知するなど大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に行っている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「職員の職務等に関する規程」「運営会議規程」「全学委員会通則規程」等に基づき、役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

「就業規則」「教育職員の採用に係る選考に関する規程」「教育職員の昇任に関する規程」等の規則に基づき、教員の能力育成を図り、適切に運用している。また、採用・昇進に関する方針をもとに、審査に関する審議を人事委員会にて適切に実施している。専任教員は、設置基準を満たし、必要な教員数を確保・配置している。

「十文字学園女子大学 FD・SD 研究会」を毎年複数回実施し、ハラスメント防止や研究倫理コンプライアンスのような必修項目が網羅されている。授業改善のため、学生による授業評価アンケートを毎年前期・後期終了時点で実施している。結果は、全学 FD 委員会が集計・分析して各教員にフィードバックを行い、全学に公開している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 24(2012)年度より「十文字学園女子大学 FD・SD 研究会」を開催し、大学が抱える諸課題等に関して講演を開催し、管理運営、教育研究等の改革に役立てている。

学内研修では職員の階層別の研修を意識して実施しており、問題意識を持って業務改善に取組むよう啓発を行っている。また、学内研修参加者に大学教職員の基礎知識に関する本を配付して、大学の管理運営に関わる研修を実施している。学外研修は、日本私立大学協会主催の研修会や民間研修機関が主催する研修会などに参加し、テーマ別に各職員に研修機会を設けて、知識・技能の習得や他大学交流による情報収集に取組み、資質向上に役

立てている。また、職員人事評価制度を導入し、人材育成に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「研究推進委員会」を設置して学内研究費の審査、配分、外部資金の獲得、その他研究推進の方針に関し審議を行っており、事務局に研究支援課を設けて研究活動の支援を行っている。また、毎年紀要を発行し、研究成果を掲載しており、機関リポジトリでの公開や学術図書出版への助成を行っている。加えて、「特別研修員制度」の整備や研究所を設置し研究の推進を支援している。

「研究に関する行動規範」「研究活動上の不正行為の防止に関する規程」等を整備し内部監査を実施している。教員、大学院生には研究倫理に関する e ラーニングの受講を義務付ける等、研究倫理教育に努めている。また、「研究経費規程」を定めて学内研究費の配分を決定しており、教員の個人研究を支える基盤研究費は、科学研究費助成事業等外部資金の採択実績等に応じて加算配分しているほか、学内競争的資金の「プロジェクト研究費」を設けるなど適切に研究費の配分を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「創設者の願い」「建学の精神」を掲げた「第二期中期目標」を理事会で策定し、管理運営に関する目標・具体的方策として組織運営・財政基盤・評価活動・情報公表・安全管理・法令遵守等の項目を盛込み、経営の規律と誠実性の維持及び使命・目的の実現に

努めている。ホームページには寄附行為・第二期中期目標のほか、私立学校法、学校教育法施行規則で定める公表事項を掲載し、規律ある姿勢と誠実性を内外に示している。

個人情報、公益通報、倫理行動、ハラスメント、研究倫理等の規則を定め、組織倫理に関する配慮を適切に行っている。「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」「危機管理対応基準」、責任分担、緊急連絡網、風水害・地震発生の個別対応マニュアル等を定め、危機管理体制を整備している。避難訓練は、毎年 2 回実施しており、全ての建物の耐震補強対策が完了している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を最高意思決定機関と定め、補完する機関として常任理事会を設置しており、使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整備している。理事会の決定事項及び常任理事会への委任事項については、「理事会業務委任に関する内規」で定め、理事会を適切に運営している。学内の常勤理事と公認会計士・経済人・学識者等の非常勤理事とで適切な意思決定を実施し得る体制を敷いており、理事会への役員の出席状況は良好である。理事会は、理事の選任、事業報告及び決算、補正予算及び予算編成方針、事業計画及び予算等について審議し、適切に運営されている。また、月例の常任理事会では、企画立案・意見交換など戦略的かつ機能的な対応を可能としている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は、理事会、評議員会、常任理事会、大学運営協議会に出席する一方で、教授会、運営会議等の会議を主催し、法人と大学の意思決定の円滑化を担保している。

評議員会の出席状況は良好であり、法人経営のチェック機能を適切に果たしている。監事は、公認会計士・内部監査室と予算・決算、長期計画、補助金、事務効率化、人事交流等の幅広い領域での意見交換を行い、理事会・評議員会で監査報告を実施しており、監査の実効性を確保している。また、評議員及び監事は、寄附行為により適切に選任されている。大学運営協議会には、法人から理事長・副理事長・常務理事、大学から学長・副学長・事務局長が出席して、大学に関する諸課題について、意見交換を行っている。理事会・常

任理事会での審議・決定事項、大学運営協議会での協議事項は、出席者により滞りなく各部門の教職員へと伝達され、法人と大学の円滑なコミュニケーションと相互チェックが機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成26(2014)年度に策定の「第二期中期目標」に従って、財政基盤の整備目標を掲げ、「財務中期計画」を策定し、収支バランスが安定するよう努めている。

毎年度の事業計画・予算は、「第二期中期目標」に沿って策定し、適切な入学定員の確保、収支バランスの安定等に努めている。令和 2(2020)年度には、学生生徒等納付金の見直しを行い、外部資金の獲得や経費削減の努力により、収支バランスを確保している。直近の 5 年間で事業活動収支は増加傾向にあり、事業活動収支計算書関係比率は適正であり、安定した財務基盤である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」等の諸規則を整備し、会計処理を適正に行っている。また、補正予算の編成は評議員会への諮問後に理事会の承認を得ており、適切な手続きを行っている。

会計監査は、職員による内部監査、公認会計士による会計監査及び監事による監査を行っている。内部監査は、「内部監査規程」を定め、適切に実施している。公認会計士による監査は、定期的に実施しており、監事の監査は、法人業務及び財務の全般について行い、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。また、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、理事会の運営及び理事の業務執行を確認している。毎年度終了後には、前年度決算について、理事長、監事、公認会計士による意見交換を行うなど、会計監査の体制を整備し、適正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して、「十文字学園女子大学内部質保証の方針及び実施体制」を学長裁定として定め、内部質保証のため「運営会議」「自己点検・評価委員会」「全学教育推進会議」「外部評価委員会」による恒常的な組織体制を整備している。

「運営会議」を頂点として、大学全体の質保証を「自己点検・評価委員会」が担い、教育の質保証を「全学教育推進会議」が担う体制としている。いずれの会議・委員会も学長を長とし、学長のリーダーシップと責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

教学 IR の調査分析資料を参考にし、「全学教育推進会議」において、教育の質保証の自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会において、全学教育推進会議の教育の点検・評価を含めた、大学全体の内部質保証について点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会は、中期目標・中期計画、年度計画を基準項目として点検・評価を行い、その評価結果を外部評価委員会の検証を経て、毎年度自己点検・評価報告書としてホームページに公開している。

IR 課に専任の職員を配置して、教学運営に関する調査・分析、大学の諸活動に関連する情報の収集・分析を行っている。調査分析資料は、IR レポートとして教職員専用ページに開示し情報の共有に努めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の確立のため、三つのポリシーを踏まえて設定された学修成果を自己点検・評価し、その結果を学部・学科において検証している。

自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査結果が改善に結びつき、「第二期中期目標」、年度計画の策定に生かされており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

Ａ－1．地域連携・社会貢献の方針と組織体制

A-1-①　建学の精神を生かした地域連携・社会貢献の方針の明確化

A-1-②　地域連携・社会貢献に関する組織体制

Ａ－2．大学の有する資源による地域連携・社会貢献活動

A-2-①　地域社会との連携・協力

A-2-②　地域を志向した教育・研究・社会貢献活動

A-2-③　大学間連携

A-2-④　多様な社会ニーズに対応する生涯学習などの教育活動

【概評】

第二期中期目標に、社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標、具体的方策を示し、「地域連携推進センター」を学内に設け、「プロジェクト研究部門」「地域連携企画・広報部門」「生涯学習・地域人材育成部門」「大学間連携部門」「ボランティア部門」の 5 部門の活動組織を構築し、地域連携推進課と連携して地域連携・社会貢献活動に取組んでいる。

大学の有する資源による地域連携･社会活動は､周辺自治体の 5 市と包括協定を締結し、地域社会（自治体）との連携体制を整えている。大学 COC＋事業により、継続的に活動してきた「ふるさとの緑と野火止用水を育む会」が「令和 2(2020)年度彩の国埼玉環境大賞優秀賞」を受賞するほか、大学生の若い感性や大学の専門知識を取入れ中山間地域に活力をもたらす「ふるさと支援隊」などの社会貢献活動を行っている。また、教育においては、地域志向教育カリキュラムとして授業科目を配置し、「地的好奇心」の醸成と、学生の積極的な社会参加を促す「自主社会活動」を単位認定科目として開設している。研究では、大学 COC＋事業が終了した後も、「地域連携共同研究所」が研究プロジェクトを推進し、その成果を「地域連携共同研究所年報」として学内外に公開している。大学間連携では、「埼玉東上地域大学教育プラットホーム」への参画や園田学園女子大学・短期大学部との大学間連携を行っている。加えて、大学独自の公開講座、リカレント事業など、学則の定めに

のっとり生涯学習などの教育活動を積極的に行っている。地域社会に積極的にコミットした教育・研究・社会貢献活動を実践し、大学の有する資源を惜しみなく還元している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．新型コロナ禍の下での授業展開

令和 2(2020)年度の前期授業は、文部科学省からの通知（「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」）等をふまえ、授業形態の変更、感染拡大の防止、学事暦の運用等について、危機対策本部で決定した。授業に関しては、令和元(2020)年 3 月末には同時双方向型遠隔授業の実施を念頭に Zoom の導入を決定し、既に導入済であった総合教育システム及び Office365 を併用することとした。授業実施に当たり、科目を担当する全教員（専任及び非常勤講師）に個別に Zoom アカウントを付与し、Zoom による授業方法に関する講習会を 4 月中に実施し、4 月末から授業を開始した。学生に対しては、PC またはスマートフォンによる授業参加をガイダンスし、全学生の個人面談を遠隔で実施し、本学所有のノート PC の貸与（希望制）を実施した。緊急事態宣言解除後、7～8 月にかけては、学内施設等を利用した学修が必要な科目に限って、登校での対面授業を一部実施した。

後期授業は、登校して対面で受講する授業形態を取り入れつつ、教室の三密防止の観点から、全学生を 2 グループ（学籍番号下 1 桁の奇数と偶数）に分けた分散登校とし、一方が登校対面受講、他方が遠隔受講とするハイフレックス型授業を実施した。

こうした形態での授業実施に対する感想や意見を、オンライン調査により、各学期末に、学生及び教職員に回答させた。回答を集計した結果については、学内で公表するとともに、関係する委員会で内容を確認し、次学期での改善に用いた。

２．既存センターの統合による学修支援センターの新設

令和 3(2021)年度より、既存のリメディアル教育センターとキャリア支援センターを統合して、学修支援センターを設置した。統合の目的は、エンロールメントマネージメントの実現をめざし、入学前から卒業後(卒後進路確定)まで、全ての学生を対象として、正課の授業以外での学修を支援していくことを充実させるためである。

各センターに配置されていた指導員は、センター統合により、センター長のマネジメントのもと、全指導員（計 13 名）がより一層連携協力し、入学前教育、入学時の学力測定、学修活動の相談支援、採用試験・資格試験対策など、講座を担当するとともに個別の指導を担っている。

３．企業等と連携した学習の展開

建学の精神を踏まえ、学科専門科目において、企業等と連携した学習活動が展開されている。生活情報学科の「ビジネスマーケティング」では、特定の金融機関と連携し、取引のある中小企業やベンチャー企業の経営者をゲスト講師として招聘して、起業やマーケティングに関する講義をしていただくとともに、マーケティングの実際を演習形式で学習している。食物栄養学科では、水産加工の企業と連携し、海産物を取り巻く日本の現状や持続可能な魚食のあり方から、具体的な魚の調理について、講義を担当していただいている。

食品開発学科では、「食品開発学概論」において、連携しているキッコーマン食品（株）、（株）明治、プリマハム（株）からゲスト講師を招聘し、食品開発の最前線に関する講義をしていただいている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 8(1996)年度
所在地　　埼玉県新座市菅沢 2-1-28

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間生活学部	健康栄養学科　食物栄養学科　食品開発学科　人間福祉学科
教育人文学部	幼児教育学科　児童教育学科　心理学科　文芸文化学科
社会情報デザイン学部	社会情報デザイン学科
人間生活学部※	幼児教育学科　児童教育学科　人間発達心理学科　人間福祉学科 健康栄養学科　食物栄養学科　文芸文化学科　生活情報学科 メディアコミュニケーション学科
人間生活学研究科	食物栄養学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 4 日	実地調査の実施　　11 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 5 日	11 月 5 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

25 湘南医療大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づいた個性・特色を反映し、学則に「高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献する」と、学則に「保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与する」と簡潔に明文化されている。使命・目的は、学生便覧やホームページ等を通して学内外に周知されている。

中期計画に沿って大学院、薬学部、「臨床医学研究所」「看護キャリア開発コアセンター」を新たに設置するなど、変化に対応している。使命・目的の文言は、ディプロマ・ポリシーに反映され、順次カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映されている。医療系の大学として 2 学部 3 学科、1 研究科、二つの附属施設が設置され使命・目的を果たしている。

「基準２．学生」について

学科ごとのアドミッション・ポリシーをホームページ等で学内外に周知し、規則に基づいた委員会体制にて入学者選抜が公正に行われ、入学定員に沿った範囲で学生を確保している。教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援センター、チューター教員が協働して、学修や国家試験対策及び就職、更には障がいのある学生の支援を行っている。学生生活の安定のための経済的支援として、日本学生支援機構や「ふれあいグループ」からの奨学金制度を整備し運用している。心身面での相談は、保健室、学生カウンセラー、チューター教員が行う体制を整備している。教育環境として、少人数教育が可能な教室や実習室、図書館、体育館を設置基準等にのっとり整備している。

学修支援に関する学生の意見は、学修等及び授業評価アンケート、卒業時アンケート、チューター教員の個別面談を通じてくみ上げる活動の結果、具体的な改善がみられる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧及び学生募集要項で示す形で周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準が学則及び「授業科目履修規程」に示され、学生便覧でも公開されている。

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学生便覧等で周知し、ディプロマ・ポリ

シーとの一貫性はシラバスやカリキュラム・マップで示されている。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成されており、教養教育は総合教育科目で実施されている。アクティブ・ラーニングなど教授方法の工夫を行っている。GPA(Grade Point Average)、出席状況、国家資格取得状況、進路実績、授業アンケートの結果を、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果として点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

「学長任用規程」に校務に関する最終的な権限が学長にあることを明示し、学長を補佐する副学長も配置しており、そのもとに各種委員会を適切に配置することで、教学マネジメントに当たっての権限を分散している。規則をもとに教育研究業績により教員の採用・昇任を行い、専任教員数及び教授数は設置基準を満たしている。

SD(Staff Development)活動は、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」により委員会が担当し、教職員全体研修会の中で計画的に実施している。研究環境は、設置母体である医療法人グループのフィールドや設備と連携する形で整っている。研究倫理審査は研究倫理規程を設けて研究倫理委員会で公正に実施している。研究の費用は、個人研究費の職位による傾斜配分に加え、科学研究費助成事業の申請実績に応じて、特別研究費及び学会発表助成の費用をそれぞれの規則に沿って配分している。

〈優れた点〉

○FD(Faculty Development)活動長期計画に基づき、教育方法と研究領域をテーマにした組織的で持続的な数多くの FD 活動を積極的に実施していること、母体グループの全体研修会に計画的に全教職員が参加していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為などの規則に沿って経営の規律と誠実性が維持されている。また、中長期計画に基づく事業計画、収支予算の策定により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力が行われている。

理事会への役員の出席状況は良好であり、予算、決算、事業計画、事業報告等を行っているが、利益相反に関し、理事会運営に一部問題がある。理事会の補佐体制として「学園運営会議」を置き、「大学学部運営管理会議」の開催と併せて法人本部と大学との意思疎通がなされている。監事は理事会に出席して監査報告書に基づく意見などを述べ、評議員会も意見具申を行っており、理事会のチェック機能の役割を果たしている。

中長期的な財務計画を策定し、安定した財務基盤と収支バランスを確保している。研究資金受入件数が増加しており外部資金獲得に向けて努力している。会計処理は、「経理規程」などの諸規則や学校法人会計基準により適切に処理され、厳正に会計監査が行われている。

「基準６．内部質保証」について

学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、内部質保証の推進のための責任体制を組織している。評価結果を踏まえ「大学学部運営管理会議」及び「大学院運営管理会議」が教育と研究の適切性と有効性を検証し、理事会と評議員会でも確認している。自主

的な自己点検・評価の活動は、年間スケジュールを定め、持続性と計画性を持たせている。エビデンスとなるデータは、入学から卒業、就職に至るまでの学務関連のデータ、アンケート結果、FD・SD 活動の結果などを各部署が中長期計画の項目を指標として収集蓄積し、自己点検・評価を行っている。大学事務部及び学科において PDCA サイクルに基づく検証を、部署によって様式は異なるものの目標とアクション計画、結果検証の PDCA サイクルを可視化して検証している。その検証活動の結果として、高大連携活動の前進、学生確保、アセスメント・ポリシーの導入など、検討開始の成果が表れている。

〈優れた点〉

○教学全体で自己点検・評価を行い、平成 28(2016)年度から自己点検評価書、教育・研究活動実績を含む事業活動報告書をホームページで毎年公開している点は評価できる。

総じて、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という教育理念に沿ったディプロマ・ポリシーを起点としたアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを堅持した大学運営がなされている。医療職養成課程に応じた教育課程による教育が実施され、教職協働で学修及び生活を保証する支援体制が整っている。それらは法人とともに策定された中長期計画をもとに実行されており、継続的な教育研究活動の発展が期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 多職種協働・チーム医療教育
2. グループ病院施設との連携による実践教育
3. 医療スペシャリストの養成

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、大学の使命・目的を学則に「高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献する」と簡潔に明文化されている。大学院の使命・目的は、学則に「保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与する」と簡潔に明文化されている。

教育目的は、大学学則及び大学院学則で具体的に明文化されており、使命・目的及び教育目的は、大学の理念に基づいた個性・特色を反映して明示されている。中期計画に基づき、大学院や薬学部、「臨床医学研究所」「看護キャリア開発コアセンター」の組織改編を行うなど、変化への対応を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は役員では理事会、教職員では「運営管理会議」、学科会議及び FD 研修会などでの論議を経て理解・支持されている。使命・目的及び教育目的は学内には学生便覧や各種掲示物により、学外にはホームページや大学案内、学生募集要項を通して周知されている。使命・目的及び教育目的の達成のため中長期事業計画を立案し、令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度の第 1 期事業計画期間では、認定看護管理者教育課程、「臨床医学研究所」「看護キャリア開発コアセンター」、薬学部を設置している。学則の使命・目的と教育目的の文言は、ディプロマ・ポリシー全体の中に反映され、その内容はカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーにも順次反映していることから、使命・目的が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。使命・目的を実現するために医療系の大学として 2 学部 3 学科、1 研究科、二つの附属施設が設置されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的に沿ったディプロマ・ポリシーに対応したアドミッション・ポリシーを学科ごとに制定し、学生募集要項、大学案内、ホームページで学内外に周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、「湘南医療大学入学者選考規程」に基づき学長が委員長となる入学試験委員会が行う体制で公正に行っている。

入学者選抜では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人選抜、編入学試験と多様な選抜方法を設定している。また、基礎学力試験の科目は、学科の特徴に合わせて設定されている。このことからも、各学科のアドミッション・ポリシーに掲げた資質と能力を測ることができる。

入学者数は概ね入学定員に沿った範囲で安定的に確保されている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の基本的な体制としては、教育支援は教務委員会、学生生活支援は学生支援委員会が、就職や国家試験などの課題別の支援はキャリア支援センターが、学生の最前線の支援はチューターが担う形で整備されている。それぞれで情報共有され、年間を通じた支援を実行している。

障がいのある学生には学生支援委員会と保健担当教員が協力し、個々に応じた支援を行っている。

退学、留年を防止するため、チューター教員による指導対応がなされ、教授会でも報告・審議される体制を有している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学共通部門としてキャリア支援センターを設置し、「キャリア支援センター規程」に基づいて、キャリア形成支援、国家試験対策、就職活動支援を行っている。この規則のもと、「キャリア支援センター運営委員会」を設置し、キャリア支援に関する全学的な調整と取組み実績等の取りまとめを行っている。就職・進学に対する助言体制はキャリア支援センターとチューター教員が連携を図り、年間を通じて援助を行っている。

設置母体である「ふれあいグループ」は、病院や介護老人保健施設等を擁しており、実習施設だけでなく、就職先の選択肢として確保している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は、学生支援委員会と事務部学生支援担当が協働して行っている。

経済的支援として、日本学生支援機構以外に大学独自の奨学金制度として、設置母体の「ふれあいグループ」からの奨学金・修学資金（貸与）を設けており、学費等の負担を軽減するための経済的支援を行っている。

学修や心身面での相談は、相談内容に応じて医務室、学生カウンセラー、チューターが適切に行えるよう体制を整えている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために必要な教育環境は、設置基準等にのっとり適切に整備している。実習施設、体育館、シャワールーム、駐輪場などを整備し、教育環境の整備を図っている。バリアフリー環境は、階段の手すり、出入口の段差を無くすなど整備している。

図書館は閲覧室とグループ学習室を備え、ネットワーク上で検索やレポート作成を行う

ことができる学修環境を整備している。

少人数教育の効果を上げられるよう､授業を行うクラスサイズは適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は学修等に関する調査、授業評価アンケート、卒業時アンケート、新入生アンケートで把握している。これらの意見は、学生支援委員会、FD 委員会、教授会を通して大学全体で情報共有し、課題については大学全体で適切に対応するように努めている。

学生の心身に関する健康相談は、専門のカウンセラーによる相談を継続的に実施し、学生生活や学修環境に関わる意見、要望に関しては、各学科のチューターやクラス担当の教員の個別面談にて把握し、学修支援と同様に課題については大学全体で適切に対応するように努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページでの公開、保健医療学部は学生便覧に､薬学部は学生便覧及び学生募集要項に示す形で周知されている｡また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、成績評価基準、単位認定基準、進級基準、卒業認定基

準及び修了認定基準を策定し、学則及び「授業科目履修規程」に示されている。それらは全て学生便覧でも公開され、単位認定、卒業及び修了認定については、教授会及び大学院研究科委員会での意見聴取を経て、学長が決定しているなど、適正な運用体制が保証されている。

〈参考意見〉

○保健医療学部のディプロマ・ポリシーは策定されているが、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーの策定が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧等で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性があり、シラバスにおける科目に該当するディプロマ・ポリシーの記載は、カリキュラム・マップによって確認できる。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、キャップ制の設定、シラバスに授業内容や事前・事後の学修内容や時間を記載するなどの工夫をしている。総合教育科目において教養教育を実施し、学部長、学科長の統括のもと、教務委員会で具体的な運営を行っている。教授方法では、アクティブ・ラーニングを多く取入れるなどの工夫をしている。FD 活動として、教授方法の工夫・開発と効果的な実施について全教員による検討会などが実施されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

GPA、出席状況、国家資格取得状況、進路実績、授業アンケートの結果を三つのポリシ

ー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果としている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、教務委員会と FD 委員会において学修成果の指標を点検・評価し、その結果を学生にはチューターによる学生面談でフィードバックし、教員には FD 委員会及び教授会でフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

校務に関する最終的な権限が学長にあることを「学長任用規程」に明示している。学長を補佐する副学長 2 人を配置し、その役割分担を学長が裁定している。また、「運営管理会議」が機能する形で学長のリーダーシップをサポートしている。

学長が教授会に意見を聴く教学の重要事項は「教授会規程」に定めており、学長の権限、教授会の位置付け及び役割が明確になっている。また、大学院も同様に明確になっている。

使命・目的の達成のため、教務委員会、学生支援委員会を中心に、その他各種委員会を適切に配置し、教学マネジメントを構築している。

「事務組織及び事務分掌に関する規程」によって、教学マネジメントの遂行に必要な職員を相当数、適切に配置し、事務分掌によって、役割を明確に示している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数及び教授数は設置基準を満たしている。また、大学院についても設置基準を満たしている。

専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用・昇任の方針は「常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程」を軸に「常勤教育職員採用基準に関する規程」「常勤教育職員昇任基準に関する規程」等に定め、教育研究業績に基づき採用・昇任を行っている。

FD 活動長期計画に基づき、教員の資質向上を図ることを目的に、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、この委員会が主催し、教員研修、FD 活動に取組んでいる。また、法人の母体である「ふれあいグループ」の全体研修会に組込むものを含め、複数の FD 活動を実施している。

〈優れた点〉

○FD 活動長期計画に基づき、教育方法と研究領域をテーマにした組織的で持続的な数多くの FD 活動を積極的に実施していること、母体グループの全体研修会に計画的に全教職員が参加していることは評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」により委員会が担当し、教職員全体研修会の中で、自己点検・評価に関する研修「認証評価について」や入試広報に関する研修「本学の求める学生を獲得するための方策　次年度に向けた募集活動」など 2 か月に 1 回実施している。

また、研修会に参加した職員は、事例研究等の発表やグループワークについて、全体でレポートを作成し、それに上司がコメントを記載しており、職員の資質・機能向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動を行うに当たり、研究機器及び施設環境並びに法人の設置母体である医療法人グループが進める、医療機関や福祉施設をフィールドとする臨床研究環境が整っており、

適切に運営している。

研究倫理規程を設け研究倫理委員会で研究倫理審査要項に沿って研究倫理審査を公正に実施している。

個人研究費の職位による傾斜配分に加え、科学研究費助成事業の申請実績に応じた配分である特別研究費及び学会発表助成の費用をそれぞれの規則に沿って配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為は法改正等に基づき、改正している。また、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「教職員の倫理に係わる行動規範」「情報公開規程」等を整備し、寄附行為、役員名簿、その他財務情報について、ホームページに公表しており、経営の規律と誠実性を維持できている。

組織の管理運営を機能させるため、「運営管理会議」を設置し、大学と法人間での意思共有を図っている。第 1 期事業計画期間とする中長期計画を策定し、これに基づき単年度の事業計画、収支予算を策定しており、使命・目的の実現への継続的努力をしている。

教職員の行動基準、衛生委員会、研究倫理規程、ハラスメント防止規程等を整備し、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の業務を決するため理事会を置き、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改正、学則変更、役員の変更等について審議している。また、寄附行為に基づき、理事の定数を維持している。役員の理事会への出席状況は良好であり、委任

状は議題の賛否を求める形となっている。以上のことから、理事会は機能しているが、利益相反に関し、理事会運営に一部問題がある。

理事会の補佐体制として、理事長、法人本部事務局長等で構成する「学園運営会議」を毎週開催している。また、「大学学部運営管理会議」「大学院運営管理会議」を定期的に開催しており、これらの会議体において、将来計画、財務状況、教育研究に関する事項、理事会審議事項の事前協議、法人本部と大学との調整作業などを行っている。

〈改善を要する点〉

○法人の理事長が、医療法人の理事長を兼務しているため、大学等の健康診断を該当する医療法人に委託することは利益相反取引に該当し、改正私立学校法に基づき、理事会の事前承認を受けるよう、改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の管理運営機関の円滑化を図るため、理事長が学長を兼務していることから、理事長を議長とする「大学学部運営管理会議」及び「大学院運営管理会議」において法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を行っている。以上のことから、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

監事は「監事監査規程」に基づき、定められた監査項目に対して監査し、理事会等に監査報告書を提出し意見を述べている。また、全ての理事会へ少なくとも 2 人中 1 人は出席している。

評議員会の運営については寄附行為に規定されている定員を満たしており、出席率も良好である。また、寄附行為に規定されている諮問事項、役員に対する意見具申等が行われ、役割を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な財務計画として、「事業計画及び予算編成方針（2020 年度）」に、令和 2(2020)

年度から令和 8(2026)年度までの事業計画に係る施設・設備の整備計画を策定するなど、適切に財務運営をしている。

保健医療学部では、学生確保を順調に維持しており、安定した財務基盤と収支バランスを確保している。

「資産運用規程」に基づき、適切に資産運用をしている。外部資金の導入については、研究資金受入件数及び金額が増加しており、獲得に向けて努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」寄附行為、学校法人会計基準に基づいて行っており、適切に処理している。

会計監査は、「監事監査規程」のもと、厳正に実施している。また、監事は、評議員会及び理事会に出席し、大学の業務及び財務状況について意見を述べるなど体制を整備している。

予算額と著しくかい離がある決算額の科目は、補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の推進のために、「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」において具体的な方針を定め明示している。内部質保証のための恒常的組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、全学的な自己点検・評価の活動における責任体制を組織している。この委員会は、内部質保証の推進のため、全学の教員組織から事務組織にわたり、評価の 6 基準ごとに担当組織、責任分担を決め、自己点検・評価を遂行している。評価結果を踏まえて「大学学部運営管理会議」及び「大学院運営管理会議」が、教育・研究

活動等の内部質保証という観点から、教育と研究の適切性と有効性を検証し、教育・研究の内容と運営及び組織の改善・向上を推進する体制を構築している。

法人組織では、理事会と評議員会において自己点検・評価活動の内容が報告され、大学の発展のための自己点検・評価内容について確認している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的な自己点検・評価の活動は、年間スケジュールを定めて行われており、年 5 回行われる自己点検・評価委員会が進捗状況の確認及び検討を行うことで、評価に持続性と計画性を持たせている。

評価に当たってのエビデンスとなるデータは、入学から卒業、就職に至るまでの学務関連のデータ、アンケート結果、FD・SD 活動の結果などをはじめとして、三つのポリシーの視点に立った中長期計画の項目を指標として自己点検・評価を行っている。毎年度、自己点検評価書を作成し、ホームページにて公表するなど学内外に共有できる仕組みを有している。データを収集する IR 活動は各部署がそれぞれ分析を行っている。

〈優れた点〉

○教学全体で自己点検・評価を行い、平成 28(2016)年度から自己点検評価書、教育・研究活動実績を含む事業活動報告書をホームページで毎年公開している点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学事務部では PDCA サイクルに基づく検証を毎月行っている。看護学科においては、授業や FD 活動、学生指導、国家試験対策などの項目において、目標とアクション計画、結果検証の PDCA サイクルを可視化して検証している。リハビリテーション学科においても、様式は異なるが類似した内容で目標と結果検証を行っている。これらの活動は、教学において自己点検・評価により抽出された課題等について次年度以降の目標や計画に生かして改善を進めるための PDCA サイクルの確立と可視化による機能が前進する方向に向

かっていることを示している。PDCA サイクル活動の成果として、役員、予算、学生確保、監査に関して改善方途が検討されている。また、アセスメント・ポリシーの導入に向けた検討の開始、高大連携活動の前進などの成果が表れている。策定した中期計画に基づき PDCA による検証を通じ、継続的な経営基盤の安定化を目指している。

〈参考意見〉

○利益相反に関して理事会の運営が不十分な点について、法令遵守の立場からの内部質保証の機能性を高めることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会への貢献

Ａ－1．医療専門職のキャリア・パス支援

A-1-①　看護キャリア開発コアセンターの取組み

Ａ－2．地域社会への医療人材の輩出

A-2-①　神奈川県内医療施設への就職等

A-2-②　神奈川県内医療施設のスペシャリスト養成

Ａ－3．大学の知的・人的資源の提供

A-3-①　公開講座等の実施

A-3-②　地方公共団体等との連携

A-3-③　国・地方公共団体・公的団体等の施策への貢献

【概評】

看護キャリア開発コアセンターにおいて多くの事業を展開しており、地域の看護職に対するキャリア支援を実践している。現状にとどまることなく、大学院での高度専門看護師課程など、看護キャリア開発コアセンターと大学院が連携し、多様な形での看護職のキャリア・パス支援を充実させている。

神奈川県内における医療施設のスペシャリスト養成という点で、運営母体である「ふれあいグループ」を拠点とする神奈川県内の医療福祉施設に、医療者が輩出している。また、地域連携推進室を中心に関連施設だけでなく、広く一般市民や、地方自治体との連携、そのほかの公共団体への貢献などに取組んでいる。今後は、「ふれあいグループ」以外の神奈川県内医療施設への就職に関する対応も期待したい。

大学の知的・人的資源の提供として、公開講座や自治体との連携が積極的に実施されている点や、国や地方公共団体への貢献は教員の業績の高さが現れている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 多職種協働・チーム医療教育

医学の高度な発展と共に、各医療職においても専門性や分化性が高まり、これまで以上に多職種協同・チーム医療の重要性が叫ばれている。

本学では建学当初から本課題を最重要教育項目として掲げ、段階的かつ継続的にチーム医療を学べるようにカリキュラム上の配慮をしてきた。1、2 年次には、コミュニケーション論、栄養学、薬理学、公衆衛生学、保健行政論、心理学を学部共通の必修科目とし、両学科を横断した共通の基礎知識を修得させた。更に、看護学概論、理学療法概論、作業療法概論では、多職種との協働・連携を強く意識した講義を実践し、コミュニケーションを通じた協力関係を構築する基盤とした。2、3 年次の各専門科目においては、講義・演習の中でチーム医療の実例を提示して学生の理解を促し、臨地実習・臨床実習へとつなげた。4 年次後期の「チーム医療論」は 4 年間の学びの集大成と位置づけ、4 年次全学生と全教員参加のチュートリアル形式の演習を行っている。

大学院においても、1 年次に「多職種協働・地域連携特論」を設け、地域包括ケアサービスを推進するうえで鍵となる保健・医療・福祉・教育領域の多職種連携と協働の意義と共に、各分野における多職種協働・実践に活用できる能力を教授している。

以上のごとく、学部から大学院を通じて、多職種協同・チーム医療の概念を教育の主軸に置いていることは本学の特色の一つである。

2. グループ病院施設との連携による実践教育

本学の学校法人の母体である「ふれあいグループ」は、医療法人社団康心会を中心として、神奈川県を拠点に静岡県及び東京都に、17 病院、8 介護老人保健施設、10 クリニック、12 有料老人ホーム及び 2 特別養護老人ホーム並びに、1 大学、4 専門学校及び 1 幼稚園、その他施設を含め 70 を超える関連事業所を運営している。

本学の学生教育はこれらのグループ施設や職員の協力を得ながら実施している．すなわち、臨地実習や臨床実習の大半はグループ施設を利用するとともに、現場の医療職員から直接指導をしてもらっている。さらに、グループの指導的な医療職員は、本学において非常勤講師や客員教授として学生講義の一部を担当してもらっている。

以上は、多数の、また多彩なグループ施設を背景として有する本学の強みであり、実践教育上の有利な特徴の一つである。

3. 医療スペシャリストの養成

令和 3(2021)年 4 月に、看護職へのキャリアプラン支援の更なる充実のため、それまでの看護実践教育センターを改組・機能強化し、看護キャリア開発コアセンターを設置するとともに専任教員及び専任職員を配置した。

本センターには、認定看護管理者部門（ファーストレベル・セカンドレベル)、認定看護師部門（認知症看護分野)、実習指導者養成課程部門（神奈川県)、及び特定行為部門（特定行為研修課程）の 4 部門を設け、質の高い看護を実践できるスペシャリストや教育者を養成している。

以上は、看護師のキャリアアップに貢献するとともに、安全・安心で良質な医療を地域に提供する基盤事業でもあり、本学の特色の一つである。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 27(2015)年度
所在地　　神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	看護学科　リハビリテーション学科
薬学部	医療薬学科
保健医療学研究科	保健医療学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 1 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

26 昭和大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「まごころを尽くし、質の高い医療人を育成する」という「至誠一貫」の建学の精神のもと、チーム医療の基盤を築くために、初年次全寮制教育やチーム医療教育を行うなど特色ある教育を行っており、これらを「目的及び使命」「教育研究の目的」に反映して、学則に定めている。「建学の精神、昭和大学宣言カード」や、ホームページなど各種の媒体を通じてこれらの理念を学内外へ周知している。

大学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、4 学部とそれらを基礎とした 4 研究科、助産学専攻科を設置するとともに、付属病院や、先端がん治療研究所などを整備している。

〈優れた点〉

〇教職員の入職及び学生の入学時における「建学の精神、昭和大学宣言カード」の配付や、理事長・学長の講演、オリエンテーションでの説明など、さまざまな機会を通じて建学の精神についての理解を深めていることは評価できる。

「基準２．学生」について

建学の精神及び大学の理念を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、多様な入学者受入れのための入学者選抜を行っており、入学者数も概ね適切に管理されている。一部学科で収容定員未充足の状況ではあるが、付属病院と連携した教育を広報するなど志願者獲得に努めている。

各学部に教育推進室を設置し、全学部合同の統括教育推進室会議で、教職協働での学修支援について協議をしている。また、各種アンケートの他にも、教育委員会や学生懇談会を通じて、学生からの意見・要望をくみ上げる体制も整えている。個別の学生指導では、全学生を対象とした指導担任制度に加え、成績不良者を対象とした修学支援制度を整えている。大学は複数の付属病院を有し、各学部の臨床実習施設としてだけでなく、学部連携教育や卒後研修の場としても利用している。

〈優れた点〉

〇前年度の成績が奮わなかった学生に対して、修学支援担当教員が科目責任者や指導担任と連携してきめ細かい指導をしている点は評価できる。

〇医学部でバーチャル・リアリティ型臨床医学シミュレーションソフトウエアを導入・活

用するなど、シミュレーションを活用して、臨床現場を想定した実践的な技術の習得を進めていることは評価できる。

〇教育委員会に学生教育委員が参画し、教育上の意見聴取を行うとともに、学生・教職員による学生懇談会では、学生からの意見・要望をくみ上げ、教育改善、学生生活の改善につながっている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、大学の特色でもあるチーム医療教育を重視した教育課程に基づき教育を行っており、病棟実習等でも学部横断的な科目を設置している。全学部とも学年制あるいは実質的な学年制を採用し、厳密に進級や卒業を判定している。教養教育は、富士吉田教育部が中心になって実施している。

学修成果については、「アセスメント・ポリシー」を策定して、点検・評価を行っており、学修アンケートや学生意識総合調査で学生の意見や現状も確認しながら、教育改善に努めている。

〈優れた点〉

〇初年次全寮制教育を導入し、4 学部共同生活を通してコミュニケーション能力や豊かな人間性などの社会性を身に付けるための環境を構築し、更に学部合同の初年次体験実習、PBL(Problem Based Learning)、TBL(Team Based Learning)、学部連携病棟実習が行われており、学生や卒業生から高い満足度を得ている点は、評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が定めるべき学生の懲戒に関する手続きが定められていないが、学長のガバナンスのもとで教学マネジメントの体制を整備し、PDCA の役割分担を明示している。統括教育推進室が主導して、4 学部の教員が参加する「昭和大学教育者のためのワークショップ」を開催するなど、全学的な活動に加え、各学部でも FD(Faculty Development)活動が進められている。SD(Staff Development)実施に関する基本方針も定め、「昭和大学 SD 推進委員会」で年間活動計画を立て、全職員の受講を義務付けている他にも、事務職員向けに階層別研修を行うなど、活発に SD 活動が進められている。研究活動を支援する組織として、統括研究推進センターを設置し、研究に関係するさまざまな活動を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会や学部長会に加えて、活性化推進委員会や「至誠塾」を通して、法人及び大学の各管理運営機関が連携して、教職員の提案もくみ上げながら意思決定を行う体制が整えられている。

基本金組入前当年度収支差額、内部留保ともに適切なレベルに維持されており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされているとともに、毎年理事会に法人の「資金計画・長期事業活動収支計画（法人全体）」が報告され、適切な財務運営の確立が図られている。また、内部監査室を設置し、業務監査や財務監査が行われている。

〈優れた点〉

〇法人や大学の職員を含む活性化推進委員会に期間限定のプロジェクトを設置し、喫緊の課題の解決や大学の更なる魅力づくりにつなげる取組みを継続的に実行している点は評価できる。

〇教職員から参加の希望を募って開催されている「至誠塾」の取組みにより、理事長や学長等を講師として大学運営に必要な学習を行い、各自が設定した研究テーマにおける課題解決策や新たな取組みを提案・実行できる環境を整備している点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「昭和大学自己評価委員会」が大学全体の自己点検・評価の方針を定め、学部等が行う自己点検・評価をマネジメントする体制になっている。大学が行った自己点検・評価については、理事会内に設置した委員会で、その妥当性について評価を行っている。これらの点検・評価の結果については、これからの計画を含めて、毎年「昭和大学自己点検・自己評価報告書」としてホームページに公開しており、内部質保証のための PDCA サイクルが確立している。大学は平成 30(2018)年度に文部科学省から医学部入学者選抜について不適切な事項を指摘されたが、以降の入学者選抜については、第三者委員会や学内での委員会で適切に実施されたことが確認されている。

総じて、大学は「至誠一貫」の建学の精神に基づき、初年次全寮制教育や体系的な学部横断のチーム医療教育など、医系総合大学としての特色を生かした教育・研究に取組んでいる。毎年「昭和大学自己点検・自己評価報告書」をまとめ、改善状況の確認や、効果が上がっている点や改善を要する点への発展計画を記載しており、内部質保証の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.独自の教育体制」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 充実した臨床実習を可能にする 8 つの附属病院
2. 学生の生活や学修の継続を支援する昭和大学独自の奨学制度
3. 先進的な研究を推進する組織体制

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の建学の精神は「至誠一貫」であり、「まごころを尽くし、質の高い医療人を育成する」と明示している。この建学の精神が、医系総合大学としての個性・特色の根幹であり、初年次全寮制の導入や学部・学科混合教育の実施など、チーム医療の基盤を築くために特色ある教育が行われている。大学は、これらを反映して「目的及び使命」「教育研究の目的」を学則で具体的かつ簡潔に明文化している。
平成 29(2017)年度には学則で各学部等の教育研究上の目的を定めており、その後も社会の変化に対応してこれらの見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
「目的及び使命」「教育研究の目的」は、「昭和大学教育者のためのワークショップ」や教授会、学部長会等での議論の後、理事会の承認を得て決められており、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神や大学の理念、また、これらを反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、ホームページ、大学案内等に掲載するとともに、「建学の精神、昭和大学宣言カード」を配付するなど、学内外に周知されている。令和 2(2020)年度には、教育、研究など五つの領域から成る 5 年間の中期計画を策定し、使命・目的及び教育目的を反映させている。
大学は、「目的及び使命」「教育研究の目的」に基づき、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の 4 学部と、それらの学部を基礎とした 4 研究科・助産学専攻科を設置し、付属病院や先端がん治療研究所などの付属施設も整備している。

〈優れた点〉
○教職員の入職及び学生の入学時における「建学の精神、昭和大学宣言カード」の配付や、

理事長・学長の講演、オリエンテーションでの説明など、さまざまな機会を通じて建学の精神についての理解を深めていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める「教育研究の目的」を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定しており、ホームページ、大学案内及び入学試験要項などで公表している。また、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問などで受験生、保護者及び高校教員に周知するとともに、学内では、入学試験常任委員会、教授会などを通して教員が情報共有を行っている。

入学者選抜は、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者選抜方法で実施し、公平性、妥当性を確保・維持するために入学者選抜検証委員会で検証している。

大学全体としては概ね適切な入学者受入れ数を維持しているが、保健医療学部作業療法学科においては収容定員未充足の状況であり、入学者選抜方法の検討、教育内容の工夫、付属病院と連携した教育の広報などを行い、志願者の獲得を目指している。

〈改善を要する点〉

○保健医療学部作業療法学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っている点について、検討が進められている方策を着実に実行することによる入学定員充足率の改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部に教育推進室を設置し、全学部合同の統括教育推進室会議では、学部を超えた業務及び全学部を統一して改革する業務について検討し、教職協働での学修支援体制を整備している。

障がいのある学生に対しては、授業方法の工夫や保健管理センターが付属病院と連携し対応している。オフィスアワーを設定し、学生の疑問・質問に答える体制を整えている。教員の活動を支援するために、TA は講義や実習の援助、「SI(Student Instructor)」は下級生の授業実施補助や大学行事・学生会活動の支援業務を行っている。退学、休学、留年者に対して指導担任や教育委員長等が面談指導を行っている。前年度の成績が奮わなかった学生に対して修学支援制度を設けており、修学支援担当教員の意見交換会では、問題点や指導方法の工夫などについて情報共有し、学生指導に生かしている。

〈優れた点〉

○前年度の成績が奮わなかった学生に対して、修学支援担当教員が科目責任者や指導担任と連携してきめ細かい指導をしている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援室を設置し、教員と国家資格キャリアコンサルタントが教育課程内外の就職支援を行っている。キャリア支援室では、年間を通して全学部、各学部の学生を対象としたガイダンス・講座などを開催し学生が参加している。全ての学部で臨床実習が必修となっており、学生が専門領域での仕事について、現場で理解を進めることができている。医学部、歯学部では国内・海外の提携施設での臨床実習が選択可能であり、グローバルな医師、歯科医師の育成を行っている。薬学部では必須科目「キャリアデザイン」を開講し、インターンシップへの参加を通して実際の職場を体験し、自身の将来像を考える機会としている。

就職・進学に対する相談・助言はキャリア支援室で対応し、履歴書の添削や採用試験面接の個別相談・指導などを行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の厚生補導、福利厚生、課外活動、奨学生、その他学生に関わる業務を担う組織として学生部を設置し、各キャンパスの学事部学生課が連携して学生支援を行っている。指導担任制度では、学部間や学年間のつながりを強化した学生生活の支援・指導を行っている。経済的支援については、公的な奨学金制度以外に、大学独自の奨学金制度を設定し、活用している。学生の自治組織である学生会では、クラブ援助金の配分を自主的に決定しており、各種大会で好成績や社会貢献等業績を上げたクラブには、大学から優秀クラブ賞を授与している。各キャンパスの学生相談室には臨床心理士を配置し、カウンセラーミーティングや学生相談室運営委員会を開催し情報共有を行うとともに、指導担任とも連携をとり、心身のケアが適切に実施される体制を整えている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学のキャンパスには十分な校舎を備え、運動場、野球場、体育館などの施設・設備を整備し、活用している。各キャンパスにインターネット環境が整備され、学生は自身のパソコンを使って、ICT（情報通信技術）を活用した教育を受けている。

複数の付属病院を有し、実習施設としてだけでなく、学部連携教育や卒後研修の場としても総合的に利用している。図書館を各キャンパス及び付属病院に設置し、十分な図書数やデータベースを確保し利用している。シミュレーション教育の場として、スキルスラボ、歯科理工実習室、薬局シミュレーション室、看護・理学・作業系実習室を設置し、活用している。校舎や付属施設は耐震補強工事の計画を立てて実施している。また、建物にはスロープ、身障者用トイレ、手すり等を設置し、バリアフリー対応を行っている。

授業を行う学生数は講義・演習・実習科目に応じて適切に管理している。

〈優れた点〉

○医学部でバーチャル・リアリティ型臨床医学シミュレーションソフトウエアを導入・活用するなど、シミュレーションを活用して、臨床現場を想定した実践的な技術の習得を進めていることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修アンケート、授業評価アンケート、学生意識総合調査等を実施し、学生からの意見、要望を把握している。教育委員会には学生教育委員と共に必要に応じてクラス委員が参画し、学生から教育上の意見聴取を行っている。各学部の学生・教職員を構成員とした学生懇談会では、教育や学生生活の問題点について語合い、富士吉田キャンパスでは合同委員会を開催し、学生との意見交換を行っている。

心身の健康問題や経済的問題を抱える学生の対応は指導担任が行い、状況に応じて学生相談室のカウンセラーや学校医、付属病院等で対応できる支援体制を整えている。

学生懇談会で提案された学生からの意見は、関連する委員会や部署、教員へフィードバックし、学修環境の改善につなげている。

〈優れた点〉

○教育委員会に学生教育委員が参画し、教育上の意見聴取を行うとともに、学生・教職員による学生懇談会では、学生からの意見・要望をくみ上げ、教育改善、学生生活の改善につながっている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的を踏まえ、大学としてのディプロマ・ポリシーを策定している。また、それに基づき各学部のディプロマ・ポリシーを策定している。これらは、ホームページを通して学内外に周知され、学生に対してはオリエンテーション等でも周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基

準を各学部・研究科の履修要項に記載し周知している。また、全学部とも学年制あるいは実質的な学年制を採用しており、単位認定、進級、卒業認定及び修了認定は各基準に従い各学部の試験委員会又は教育委員会、教授総会において厳正に判定し、学長が決定している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的を踏まえ、大学及び各学部のカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページを通して学内外に周知している。また、各学部・学科のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと関連付けて策定されており、「履修系統図」として学生に示している。各学部・学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って 1 年次から卒業年次まで体系的であり、段階的・横断的なカリキュラムを構築している。

教養教育に関しては、1 年次に富士吉田教育部が中心となって人文社会、自然科学、生命科学、情報リテラシー等幅広い教育が行われているほか、協定大学の特徴ある教育プログラムも教養教育の一環として取入れている。教授方法の検証、新たな教育方法の導入等については各学部の教育推進室と教育委員会が連携して進めている。

〈優れた点〉

○初年次全寮制教育を導入し、4 学部共同生活を通してコミュニケーション能力や豊かな人間性などの社会性を身に付けるための環境を構築し、更に学部合同の初年次体験実習、PBL(Problem Based Learning)、TBL(Team Based Learning)、学部連携病棟実習が行われており、学生や卒業生から高い満足度を得ている点は、評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーから成る学位プログラムの成果を把握し、評価する方法として「アセスメント・ポリシー」を策定している。講義の最終日及び各教員の担当講義の最後に授業評価アンケートを実施している。また、学生の意識調査については、3 年に 1 回学生意識総合調査を実施し、分析を行っている。

定期試験成績、演習・実習成績、共用試験、国家試験の結果は、教育委員会、教授総会で報告し、ワーキンググループや専門委員会にも情報を共有し、教育方法の見直し・改善に活用している。学修アンケートや学生意識総合調査の結果は、教育委員会や教授総会でフィードバックし、各授業で教員が教育内容・方法、学修指導等の改善に生かすことができるようにしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教育・研究組織及び経営組織の全てを把握できる立場にあり、リーダーシップを発揮するための補佐体制として 2 人の副学長、各学部長を置き、権限の適切な分散、責任の明確化を行っている。

学長が定めるべき学生の懲戒に関する手続きが定められていないが、学長のガバナンスのもとで教学マネジメントの体制が整備されており、PDCA の役割分担が明確に示されている。また、学部長会や統括教育推進室には学事部長も構成員として加わり、教職協働で教学マネジメントを推進する体制が整備されている。

〈改善を要する点〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められておらず、学生に示されていない点について、改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

全ての学部・研究科において設置基準で定められた数以上の専任教員及び教授を配置している。教員の採用・昇任に関しては、「昭和大学教育職員選任規程」や「昭和大学教育職員選考基準」を定めて運用しており、教員の採用は原則として公募制となっている。

統括教育推進室が中心になり、学部合同で毎年「昭和大学教育者のためのワークショップ」を実施し、三つのポリシーの見直し等の喫緊の教育に関するプロダクトを作成するなど全学的な活動に加え、各学部でも FD 活動を推進している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「スタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針」を定め、SD の目的・意義や実施方針について職員に対し明確に示している。「昭和大学 SD 推進委員会」において SD 活動計画を立てて全職員に受講を義務付けており、対面研修のほか、e ラーニングシステムによる受講も可能としている。入職 1 年目研修をはじめとした階層別研修などを計画的に実施し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動を積極的に支援する組織として、四つの部門を持つ統括研究推進センターを設置し、研究推進に係る全ての業務を行っている。研究費の不正防止に関しては、ガイドラインに基づき基本方針を定め、毎年内部監査を実施するなど、研究費の適正な運営及び管

理体制の徹底を図っている。

研究倫理に関しては、「学校法人昭和大学生命倫理憲章」に基づいて、各種倫理委員会や利益相反委員会、動物実験委員会を設置し、適切に運用している。また、教職員・大学院生に対してコンプライアンス講習会などの受講を義務付け、研究倫理の修得に努めている。

RA(Research Assistant)制度やポストドクター制度を設け、研究補助ができる体制を整えている。講座研究費、研究旅費、「学術研究奨励金給付規程」に基づく若手研究者育成への助成、科学研究費助成事業の応募結果に応じた研究準備資金など、研究活動の資金支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

就業規則に組織倫理に関する規則を設けているほか、「昭和大学宣言」を定め、教職員・学生が目指す方向性を示している。大学の経営は適切に行われており、法人・大学・病院の各部門における課題解決等を目的としたプロジェクトを設置するなど、大学の更なる魅力づくりにつなげる取組みを継続的に実行している。

「昭和大学省エネルギー推進委員会規程」に基づいて、夏期の電力削減対策、CO_2 削減への対応、照明器具の LED 化等により環境保全に向けた取組みを推進している。人権に対する配慮では、ガイドラインを定めプライバシー保護やハラスメント予防、「人権啓発講習会」を開催するなどの啓発活動を行っている。また、「危機管理規程」を設け、防災訓練・避難訓練を毎年実施している。

〈優れた点〉

○法人や大学の職員を含む活性化推進委員会に期間限定のプロジェクトを設置し、喫緊の課題の解決や大学の更なる魅力づくりにつなげる取組みを継続的に実行している点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会が最高意思決定機関として位置付けられており、学外理事 2 人を含む 13 人の理事で構成されている理事会を、原則として毎月開催している。

「理事会の業務基準等に関する規程」で理事の業務分担を決めているほか、「学務担当理事協議会」などの理事協議会や理事会内設置委員会等を設置し、理事会の補佐体制を整えている。これにより理事会が機動的に意思決定を行うとともに、さまざまな計画を確実に執行する体制ができている。

理事の選任は寄附行為及び寄附行為施行細則の定めに沿って行われており、事業計画の策定など理事会の運営は適切である。また、理事の理事会への出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営機関である理事会と大学の管理運営機関である学部長会には、学長及び各学部長が参加しており、法人及び大学の意思決定を円滑に実行している。理事長の業務基準は、「理事会の業務基準等に関する規程」で定めており、理事長のリーダーシップを補佐する体制として副理事長及び役割を明確にした各担当理事を置いている。

監事は寄附行為に基づき 3 人が選出されており、理事会及び評議員会に毎回出席するほか、会計監査等への立会いや業務監査の実施等の職務を執行している。評議員も寄附行為に基づいて適切に選任しており、評議員会の運営も適切に行っている。

また、教員や看護師、事務職員等から塾生を募る「至誠塾」を開き、塾生に研究課題の発表の機会を与え、教職員からの提案・意見をくみ上げている。

〈優れた点〉

○教職員から参加の希望を募って開催されている「至誠塾」の取組みにより、理事長や学長等を講師として大学運営に必要な学習を行い、各自が設定した研究テーマにおける課題解決策や新たな取組みを提案・実行できる環境を整備している点は評価できる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもとに、理事会内設置委員会として「中期計画策定委員会」を設置して、そのもとに教育や施設・設備、財務などに関する検討部会を設置することで、中期計画に基づいた財務運営を行っている。

毎年理事会に「資金計画・長期事業活動収支計画（法人全体)」を報告し、適正な財務運営を踏まえた事業計画を策定し、財務の安定化に努めている。基本金組入前当年度収支差額は過年度の推移を見ると収入超過であり、また、純資産構成比率も年々増加しているなど、着実な内部留保と安定した財務基盤が確立できている。統括研究推進センターを設置するなど、競争的外部資金獲得の努力を行っており、教育研究目的を達成するための必要な経費が確保されている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準や経理規程にのっとり適切に実施している。また、監査法人の公認会計士や税務当局、顧問契約の税理士にも適宜指導を受けて適切に業務を遂行している。財務担当理事を中心に検討した予算編成の基本方針に基づき、各部署・部門では費用対効果を十分に検証し、予算原案を策定している。予算額と決算のかい離が大きい場合や予算計上していなかった支出が発生した場合は、補正予算を編成している。

公認会計士による監査と監事による監査を行い、決算監査時に監事は公認会計士と面談を行い、監査状況や決算内容についての確認及び意見交換を行っている。監事は理事会、評議員会に出席して、内部監査室と連携しながら法人の業務状況を把握し、理事の業務執行状況を含めて、法人運営が適正に行われているかを監査しており、毎会計年度、「監査報告書」を作成し、理事会、評議員会に提出し、報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「昭和大学自己評価委員会」が大学全体の自己点検・評価の方針を定め、学部等が行う自己点検・評価をマネジメントする体制になっている。各学部においても「カリキュラム検討委員会」「プログラム評価委員会」「教育委員会」等を設置しており、内部質保証のための組織を整備している。「昭和大学自己評価委員会」は、学長のほか、学部長、事務局長など教学や大学運営のマネジメントに責任を持つ職員で構成されており、内部質保証のための責任体制が明確になっている。また、大学で行った自己点検・評価が妥当であるかを確認するために理事会内に「自己評価認証委員会」を設置しており、適切に内部質保証を行うための組織体制・責任体制が整備されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年の自己点検・評価結果は、「昭和大学自己評価委員会」が中心になり「昭和大学自己点検・自己評価報告書」としてまとめて、ホームページで公開しており、学内外で情報共有が行われている。

教育研究に関しては IR 室、経営に関しては経営戦略企画室が中心になってデータを収集・分析し、改善を図る体制を整えている。IR 室には、IR に関する専門研修を修了した職員を専任事務職員として配置しており、自大学のデータ収集のみならず大学評価コンソーシアムに参加して他大学の状況なども情報収集して、分析を行っている。それらの結果に基づいて「修学支援ガイドライン」が改訂されるなど、データの収集・分析、それに基づいた改善に努めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部や大学の運営組織で内部質保証に取組み、その自己点検・評価結果をまとめた「昭

和大学自己点検・自己評価報告書」では、学部や事務部署ごとに、現状の説明・改善状況、効果が上がっている点や改善を要する点への発展計画が記載されており、内部質保証のための PDCA サイクルが確立され機能している。また、積極的に医学等の分野別教育評価を受けるほか、自治体等の第三者から学部の活動について意見を聞く機会を設けるなど、さまざまな視点に基づいた改善に取組んでいる。

大学は平成 30(2018)年度に、文部科学省から医学部入学者選抜における不適切な事項を指摘されている。それを受けて、外部有識者を構成員とする第三者委員会を設置し、その提言に従って入学者選抜の改善を図っており、令和元(2019)年度入学者選抜は問題なく実施されたことが第三者委員会により確認されている。なお、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度入学者選抜については、学内に設置された「入学者選抜検証委員会」が、第三者委員会からの提言内容について点検しており、入学者選抜が適切に行われたことを、委員会の議事録と学長への報告書及び大学責任者との面談により確認した。

〈参考意見〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きにおいて改善を要する事項があり、内部質保証の機能性を高めるための更なる取組みの強化が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．独自の教育体制

Ａ－1．学部連携チーム医療教育

A-1-①　昭和大学の教育理念に基づく体系的、段階的なチーム医療教育の実践

Ａ－2．全寮制教育

A-2-①　集団生活を通じて学業に励み、人格を磨き、心身を鍛錬して有為な社会人となるための教育の場としての寮生活

Ａ－3．指導担任制度の拡充

A-3-①　半世紀以上の実績を持つ指導担任制度をチーム医療教育の観点からの学部間連携に基づく制度に拡充し学生支援・学生指導により効果を挙げる

Ａ－4．少人数医療実習教育（クリニカル・クラークシップ）

A-4-①　少人数の臨床実習による効果的な臨床教育

【概評】

学部連携チーム医療教育は「昭和大学の教育理念」に基づきディプロマ・ポリシーにも明記される「患者中心のチーム医療」の実現のため、1 年次から体系的な学部連携の授業科目が豊富に用意されており、卒業時アンケート・卒業後アンケートの結果等から、学修効果と有用性において高い評価を得ている。

全寮制教育として初年次に 4 学部 6 学科全ての学生が寮生活をすることで、寮を単なる住居として提供するのではなく、教育の場として位置付け、寮生活を通じて友情を育み、集団生活のマナーや相手を慮る気持ち、コミュニケーション能力の向上を目指している。寮生活の支援に当たって学生の代表と教職員が合同委員会を開催し、学生生活全般に関する意見交換、情報共有を行っている。

指導担任制度を他大学に先駆けて導入し、指導担任教員が数人の学生を受持ち、勉学や学生生活等の相談に当たっている。1 年次生については、寮室単位で教員が学生を受持つことで、学部混在型での指導となっており、学部間連携を自然と意識する仕組みがとられている。医・歯・薬学部の 2 年次から 4 年次でも学部横断の指導担任制度を拡充し、学生のみならず、指導担任教員も、他の職種及びその養成の過程における学生教育に対する深い理解と共感を得て、学生と共に成長の機会を得ることができている。

少人数医療実習教育（クリニカル・クラークシップ）では、学生が医療チームの一員として患者と関わり臨床医学を学ぶ「診療参加型」の実習を実施している。大学の強みである多数の臨床教員、八つの付属病院の診療科、病棟、薬剤部、リハビリテーション室等を有効に活用して各学部の臨床実習に加え、各学部連携臨床実習がクリニカル・クラークシップとして実施されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 充実した臨床実習を可能にする 8 つの附属病院

全学部すべての学生が本学附属病院にて臨床実習を行えるよう、8 つの附属病院を設置している。この 8 つの附属病院で総病床数 3,246 床（令和 3 年 5 月 1 日現在）があり、日本で屈指の病床数を誇る。多様な附属病院を有することによって、薬学部の学生が病棟のベッドサイドで実習を行える、医学部の学生が精神疾患の患者と接する機会を持つ等の幅広い実習を可能としている。他にも病床数が多いことで、実習を通し学修する病態も多様であり、広範な知識を得ることや、様々な患者・家族の心理・社会的な背景を知ることの一助となっている。また、現役の医療従事者が「臨床教員」として指導を行うことから、いわゆる実務家教員のような最先端の技能や知識をもって、それを教授している。そのような体制が英国の高等教育機関情報誌 Times Higher Education における世界大学ランキング 2021 の「教員 1 名当たりの学生数」の項目において、世界第 9 位にランクインすることを可能にしている。学生は、この 8 つの附属病院での様々な臨床実習を通して各職種の役割と専門性、医療チームの連携を理解するとともに、患者の思いや生命の尊さを実感することで高い目的意識を持ちながら学ぶことができている。

2. 学生の生活や学修の継続を支援する昭和大学独自の奨学制度

学生に経済的理由による進学や学修継続をあきらめさせないため、様々な昭和大学独自の奨学制度を設け、支援している。例えば、入学時における一般選抜入試（Ⅰ期）の上位合格者の初年度の授業料を免除する「昭和大学特待制度」、入学後における、就学困難な学生に学資を貸与する「学校法人昭和大学奨学金」を設け、支援している。卒業後に本学の一員として、教育・研究に従事し、本学の発展に貢献する人材を育成するため 5 年次、6

年次の授業料相当額を給付する「昭和大学医学部特別奨学金・歯学部特別奨学金・薬学部特別奨学金」も設けている。また、海外研修においても多くの学生が国際的な交流の機会を得られるよう、2 週間以上の研修に対し「海外実習・研修奨学金制度」を設け、学生が国際的な視野に立ち幅広い知見が得られるよう支援している。更に、令和 3(2021)年度より新たに「シンシアー奨学金」の給付を始めた。これは、本学の使命である社会に貢献する優れた医療人の育成を目的とし、2・3・4 年次の授業料相当額を給付するものである。このように様々な昭和大学独自の奨学制度を設け、学生の学修の継続を支援している。

3. 先進的な研究を推進する組織体制

研究活動の更なる活性化を図ることを目的に、平成 31(2019)年 4 月に昭和大学統括研究推進センター(SURAC)を設置した。SURAC には 4 つの部門があり、臨床疫学・生物統計セミナー等の開催による教育や研究デザインに関するコンサルテーション等の相談対応をはじめ、厚生労働大臣認定の「学校法人昭和大学臨床研究審査委員会」の運営、特許等の知的財産の事業化・実用化の推進等を行っている。また、新たな試みとして、本学が有する 8 つの附属病院すべてに臨床研究の支援業務を行う臨床研究アドバイザーを設置した。これにより SURAC での支援が拡大され、研究活動の活性化が促進された結果、令和 2(2020)年度文部科学省における科学研究費助成事業では私立大学における採択件数は第 12 位にランキングしている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 27(1952)年度
所在地　　東京都品川区旗の台 1-5-8
　　東京都大田区北千束 2-1-1
　　神奈川県横浜市緑区十日市場町 1865
　　山梨県富士吉田市上吉田 4562

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医学部	医学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科　理学療法学科　作業療法学科
医学研究科	生理系専攻　病理系専攻　内科系専攻　外科系専攻　社会医学系専攻
歯学研究科	歯学専攻

薬学研究科	薬学専攻
保健医療学研究科	保健医療学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施　　10 月 28 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 29 日	10 月 29 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

27 昭和音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、「礼・節・技の人間教育」という建学の精神のもと、音楽を中心とするさまざまな領域の人材育成を総合的に行っている。開学以来、教育課程及び組織の改革に積極的に取組み、大学院修士及び博士後期課程を開設するほか、学部学科を改組し、時代の進展・変化への対応を柔軟に行っている。大学の使命・目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等についてはウェブサイト、学生便覧、履修要綱、教員便覧等に情報を一元化して掲載され、学内外への周知を図っている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づき学部及び大学院で明確に定められ、入学者選抜要項とウェブサイトで周知している。専任教員と事務職員は協働で各種委員会を組織し、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する実施体制は適切に整備・運営している。

音楽大学として初めて開設した司書課程をはじめ、教職課程、学芸員課程のほか、社会福祉主事任用資格、舞台機構調整技能士、日本照明家協会技能認定、日本音楽療法学会認定音楽療法士など、数多くの資格取得が可能な教育課程が編成されている。キャリアセンターでは、音楽大学としての専門性を生かしたキャリア教育を行うとともに、就職・進学等に対する相談・助言を行っている。学生の健康相談・心的支援・生活相談に関しては、学生生活委員会、オフィスアワー、学生課窓口など複数の相談窓口が用意されている。

〈優れた点〉

○令和 2(2020)年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、従来の対面式の入学者選抜に加えてオンライン式の入学者選抜を導入し、作業部会を設置して所管の保健所の指導のもと事前のシミュレーションを行うなど、丁寧な対応がとられている点は高く評価できる。

○大学と卒業生組織でタイアップした、食育の観点から実施している 100 円朝食メニューに加え、コロナ禍における経済的支援のための 200 円夕食メニューの提供は、学生の満足度も高く、時節を見据えた特色のある学生支援として評価できる。

○図書館にポイント制度を導入し、図書館を多く利用する学生に対して貸出し条件を広げるなどのサービスを展開するとともに、利用促進と利用マナーの向上につなげている点

は評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神と教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーをもとにしてカリキュラム・ポリシーが策定された。カリキュラムツリーは授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを明確にし、カリキュラム・マップにより学修成果の可視化が行われた。

学生の学修状況を点検・評価するために、新入生アンケート、学修に関する実態アンケート、学生満足度調査を毎年実施している。平成 29(2017)年度からは、学修及び課外活動を含めた学生生活支援の充実を目指して、卒業年次の学生を対象にした学修成果に関するアンケートを行っている。これらの結果は点検評価委員会が分析し、FD(Faculty Development)研修会や SD(Staff Development)研修会の場で定期的に報告され、教職員の指導に役立てるよう共有している。

「基準４．教員・職員」について

学長が職責を果たし、リーダーシップを適切に発揮させるべく、学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会、学長諮問委員会、学長補佐等の補佐体制に加え、事務局企画広報部に「企画・IR 推進室」を設けている。

教員の研修は、「学校法人東成学園　人材育成の方針」に従い、併設する短期大学部と合同の FD 委員会又は各部会・分科会により計画され、全専任教員及び非常勤教員を対象とする FD 全体研修会、あるいは専門分野ごとの部会・分科会 FD 研修会を開催している。職員の能力及び資質向上のために SD 研修会を学内で開催すると同時に、管理職をはじめ職員を学外の研修・セミナーに積極的に派遣している。

専門分野の研究は、八つの附属研究所においても事業計画に沿って行われ、外部団体及び行政機関等からの委託研究も増えている。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人東成学園　ガバナンス・コード」が策定され、これを経営規律の基本とする制度設計及び規則の整備により法人運営が行われている。大学の使命・目的の実現のために中長期計画が定められ、事業報告書及び財務諸表等とともに情報を公開している。

寄附行為及び理事会業務委任規程に基づき、5 人の常勤理事が中心となる学園運営委員会が毎週開催され、理事長は議長としてリーダーシップを発揮できる内部統制環境を構築している。学園運営委員会には学長をはじめとする執行部に加え、事務局の各部長も出席し、法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携に資する体制となっている。

安定した財務基盤の確立を目標に掲げている財務中長期計画は、資金収支及び事業活動収支計画に基づき、中長期の財務動向を見据えて策定し、各年度の事業計画にも反映している。

「基準６．内部質保証」について

令和 3(2021)年 4 月に設置された学長を委員長とする内部質保証委員会は、点検評価委

員会が実施した点検・評価に関して全学的な観点で検証を行い、その結果を点検評価委員会にフィードバックし、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等が改革・改善を実施する PDCA サイクルを構築している。自己点検評価書は 3 年に一度のサイクルで作成し、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で確認の後、ウェブサイトで公表している。

企画・IR 推進室は、教育の質保証に関する調査・データの収集と分析を行い、その結果は学内会議体に報告され、あるいは FD・SD 研修会の発表資料となり、教育の改善・向上に活用している。学生による授業評価アンケート結果は、担当教員が授業改善計画書を提出することにより、教育・指導の改善につなげている。

総じて、「礼・節・技の人間教育」という建学の精神のもと、大学、大学院及び短期大学は連携・協力し、音楽を中心とするさまざまな領域の人材育成を総合的に行う教育を実践している。大学は地域社会の芸術・文化の中核となり、数多くの演奏会及び公開講座を開催し、附属音楽・バレエ教室を展開するなど、教育資源を積極的に提供した社会貢献活動は高い評価を受けており、今後一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 社会貢献」「基準 B. 国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新百合ヶ丘の象徴的存在「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」
2. 日本初、世界初の取組み
3. 新型コロナウイルスへの対応

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえて、寄附行為・大学学則・大学院規則に具体性と明確性をもって簡潔な文章で明記している。学部の 2 学科には多くのコースを開設し、コースの特色を生かした教育を行い、それぞれのコースが養成する人材像を定めて明示している。

開学以来、教育課程を中心とするさまざまな制度改革に取組み、大学院修士及び博士後期課程の開設、学部学科の改組、学修成果の可視化など、時代の進展、変化への対応を柔軟に行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則が改定される際には、専任教員は教授会において、役員は理事会・評議員会において、審議の過程で理解する機会が得られている。大学の使命・目的、人材育成目的、三つのポリシー、学修成果についてはウェブサイト、学生便覧、履修要綱、教員便覧等に情報を一元化して掲載し、学内外への周知を図っている。

令和 2(2020)年度を期首とする 5 年間の中長期計画において、建学の精神は、法人の将来像及び「在りたい姿」を示したビジョンに反映している。三つのポリシーについても建学の精神、教育目的そして人材養成の目的をもとに定めている。大学の使命・目的及び人材養成目的を達成するために、教育研究組織、教学組織、教学運営組織を整備し、コース、専門分野が連携して課題解決に当たる体制を構築している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づいて音楽学部、音楽専攻科、大学院音楽研究科修士課程、同博士後期課程で明確に定められ、それぞれの入学者選抜要項とウェブサイトで周知されている。

入学者選抜要項はアドミッション・ポリシーに基づいて作成され、入学者選抜試験は入試委員会、入試実施本部、アドミッション委員会の連携のもと、適切に運営されている。入試問題は、専任教員及び兼任教員の中から選定された出題委員により作成され、出題ミス防止等を目的に問題点検委員が配置されている。

過去には収容定員未充足又は超過の学科が見られたが、平成 29(2017)年度に 4 学科を 2 学科に再編し、入学定員及び収容定員に沿った在籍学生を確保している。

〈優れた点〉

○令和 2(2020)年度から、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、従来の対面式の入学者選抜に加えてオンライン式の入学者選抜を導入し、作業部会を設置して所管の保健所の指導のもと事前のシミュレーションを行うなど、丁寧な対応がとられている点は高く評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員と事務職員協働による教学運営組織として､教育課程委員会､海外研修委員会、演奏委員会、キャリアセンター、図書委員会、学生生活委員会が設置され、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。「学修さぽーと」という名称のオフィスアワー制度が全学的に実施されているほか、障がいのある学生に対しては､「障害学生支援に関する指針」を定め、学生生活委員会が関係部門と緊密に連携してサポートする体制が整備されている。教育内容の充実を図るために TA 制度が設けられ、授業科目に応じて伴奏・合奏・重唱・実習の各研究員が配置されるなど、適切に活用されている。

中途退学、休学及び留年については、出席状況調査、相談体制や防止プロジェクトの設置、習熟度別クラス編制など各種の対応策を講じている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 24(2012)年度に音楽大学として初めて開設した司書課程をはじめ、教職課程（中・高一種免、小二種免）、学芸員課程のほか、社会福祉主事任用資格、舞台機構調整技能士（音響、3 級）、日本照明家協会技能認定（2 級）、日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）など数多くの資格取得が可能な教育課程を編成している。キャリアセンターを設置し、音楽大学としての専門性を生かしたキャリア教育や就職・進学等に対する相談・助言等の業務を行う体制を整備している。また、キャリア委員会を設置し、キャリア支援に関する方針の策定や運営に関する事項、部会・分科会、事務局との調整等を行っている。体系的なキャリア教育をカリキュラムの中に位置付け、インターンシップを含むキャリア科目を専門分野の科目と組合わせて履修することにより、主体的なキャリア形成を支援している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスについては、学生生活委員会、クラス担任、学生課を中心に支援体制が整備され、適切に機能している。学生に対する経済的支援として各種の奨学金制度や大学独自の学費減免制度が設けられ、適切に運用されている。課外活動については、大学公認サークルへの活動実績に応じた助成金交付、練習場所と発表会場の提供、企画立案に際しての助言や協力などの支援が行われている。学生の健康相談・心的支援・生活相談に関しては、学生生活委員会、オフィスアワー、学生課窓口など複数の相談窓口が用意されているほか、学生相談室、保健室を設置し、看護師及び臨床心理士の資格を持つカウンセラーを配置するなど、適切に整備・運用されている。

〈優れた点〉

○大学と卒業生組織でタイアップした、食育の観点から実施している 100 円朝食メニューに加え、コロナ禍における経済的支援のための 200 円夕食メニューの提供は、学生の満足度も高く、時節を見据えた特色のある学生支援として評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

レッスン室、練習室、自習室、図書館、二つの劇場など、音楽大学として充実した施設・設備と学修環境を備え、有効に活用されている。練習室については、ウェブサイトでの予約管理システムを導入し、利便性の向上が図られている。楽器の管理・メンテナンスを担当する専門部署として「楽器室」、また劇場施設の管理・メンテナンスを担当する部署として施設課劇場運営係が設置され、適切に管理・運営されている。メディアルームや電子音楽教室には専門性の高いパソコンが整備され、有効に活用されている。図書館については、適正規模の閲覧席数と蔵書数を確保し、ライブラリー・サポーター制度など学生の意見を反映する仕組みや利用促進のための工夫がなされている。南校舎、北校舎ともに、耐震性を含む安全性は確保されており、バリアフリーに配慮している。クラスサイズについては、授業科目に応じて教育効果を十分発揮できるよう、履修人数は適切に管理されている。

〈優れた点〉

○図書館にポイント制度を導入し、図書館を多く利用する学生に対して貸出し条件を広げるなどのサービスを展開するとともに、利用促進と利用マナーの向上につなげている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活及び学修環境に関して学生の意見や要望を聴取し、満足度を高めていくために、点検評価委員会が主体となり、毎年度 1 回、「学生満足度調査」を実施している。学生から直接意見を聴取するため、平成 30(2018)年 9 月には学長が主導して「学生の代表者との合同点検評価委員会」を開催し、率直な意見交換をする機会を設けた。また、ウェブサイトに「問い合わせ」ページを設け、入力された意見・要望の内容に応じて、担当部署へ問合せ内容が即時メール配信されるよう整備している。「学生満足度調査」の数値結果は経年変化を検証し、自由記述については内容を確認した上で関連部署からの改善策を取りまとめ、学生にフィードバックしている。この調査結果を踏まえて、ポータルサイトの改善、練習室予約システムの導入、無線 LAN 環境の整備等を行っており、PDCA サイクルが機能している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神と教育目的を踏まえて点検評価委員会が大学のディプロマ・ポリシーを策定し、学科ごとのディプロマ・ポリシーも策定している。それらは履修要綱とウェブサイトにおいて周知している。また、平成 28(2016)年度に設置したワーキンググループで見直しも行っている。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、大学学則及び大学院規則に記載され、また履修要綱に記載して学生に周知し、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえて点検評価委員会がカリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成し、履修要綱とウェブサイトにおいて周知している。また、平成 28(2016)年度にワーキンググループで見直しを行い、大幅な改定を行っている。加えて、カリキュラムツリーによって授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを可視化できるようにし、カリキュラム・マップによって学修成果も可視化できるようにしている。

教養科目については、「教養科目分科会」を設置し、特に、「基礎ゼミ」「芸術特別研究Ⅰ」「芸術特別研究Ⅱ」のためには「基礎ゼミ分科会」「芸術特別研究分科会」を置き、実施体制を充実させている。教授方法については、グループワークや実習、フィールドワーク等

のアクティブ・ラーニング型授業や、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン授業を導入するなどの工夫を行っている。そして教授方法改善を進めるための FD 委員会では、学生による授業評価アンケートの実施やその結果の分析、フィードバック等を定期的に行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修状況を点検・評価するために、点検評価委員会が「新入生アンケート」「学修に関する実態アンケート」及び「学生満足度調査」を毎年度実施している。また、平成29(2017)年度からは、学修や課外活動を含めた学生生活支援の充実を図ることを目的として、卒業年次の学生を対象に「学修成果に関するアンケート」を行っている。これらの結果は点検評価委員会が分析し、分析結果を FD 研修会や SD 研修会の場で定期的に報告し、教職員の学修指導に役立てるよう共有している。

また、卒業後の進路については、キャリアセンターが「進路意識調査」及び「進路決定状況調査」を毎年度実施し、的確なアドバイスにつなげるようにしている。そして、卒業時にはディプロマ・サプリメントを発行し、学修成果の可視化を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限は学則に明記され、その職責を果たしリーダーシップを適切に発揮するため、

学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会、学長諮問委員会、学長補佐等の補佐体制に加え、事務局企画広報部に企画・IR 推進室を設置し適切に整備している。また、教学組織は、専門分野の教育課程の運用、課題の解決等のため、短期大学部と協同で専任教員を構成員とする部会・分科会を組織し、主に授業内容・方法の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等について協議を行っている。

教学運営組織は教員と職員の協働で構成し、それぞれの委員会等の目的に応じてその業務を行う部署より職員が出席するなど、適切な職員の配置と役割を明確化した事務組織を構築している。今後、設置校の独立性に関し、教学マネジメントの有効性の発揮に期待したい。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の全ての学科・専攻は、大学設置基準及び大学院設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足している。また、専任教員の採用・昇任については「昭和音楽大学専任教員選考規程」「教員業績評価委員会規程」「教員業績評価実施要領」を定めている。教員の業績評価は、平成 24(2012)年度から教員業績評価制度を実施し、専任教員は四つの領域（「教育領域」「研究領域」「学内運営領域」「社会貢献領域」）に分けて、教員自身が「教員業績ポートフォリオ」に記載し、三次に分けて評価した上で、最終的に学長が評価するなど適切な運用が図られている。

教員の研修は、「学校法人東成学園　人材育成の方針」のもと、併設する短期大学部と協同の FD 委員会又は各部会・分科会が企画立案し、全ての専任教員及び兼任教員を対象とした FD 全体研修会と専門分野ごとの部会・分科会 FD 研修会を効果的に実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針、教員や職員に求める能力を定めるとともに、この方針に基づいて「SD 研修実施方針」と「SD 研修に関する規

程」を定めている。職員が必要な知識技能を習得し、能力及び資質を向上させるために、SD 研修会を毎年度実施している。また、学外の研修・セミナーに、管理職をはじめ職員を積極的に派遣し、職務管理能力など資質の更なる向上を図っている。

研修制度と併せて「人事考課規程」を整備し、結果を対面でフィードバックすることにより、弱点の改善等を話合い、資質の向上を促している。提出を求めている「自己申告書」は、自身の業務目標の設定や管理者が部下の状況を把握することにとどまらず自由な意見・提案をくみ上げる機会となり、出された意見や提案を労務改善、業務の合理化や組織改編等に結びつけている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には研究室を割当てるとともに、配分した個人研究費は「教員個人研究費規程」に沿って適切に使用できるようにするなど、基本的な研究支援体制を整えている。

科学研究費助成事業については、申請前に事務局が説明会を開催し申請に向けたサポートを行い、採択後は、基本的に備品、消耗品等の調達を職員が行っている。

「研究倫理規範」「研究倫理規程」及び公的研究費の不正利用防止に関する諸規則が整備され、厳正に運用されている。

教育改革に資する取組みを学内で募集し、採択された取組みに対しては「学長裁量経費」により財政的な支援を実施している。

付置している研究所において専門分野の研究を行っており、外部団体や行政機関等からの委託を受けた研究の機会も増加している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」を策定し、これを経営の規律の基本とした制度設計や規則の整備を行っている。また、使命・目的の実現のため、「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。加えて、事業報告書や財務諸表など、情報の公表を適切に実施し透明性を確保している。

環境保全に関しては、節電や LED 化、空調の集中管理、校地内外の緑化や資源のリサイクル化などに取組んでいる。ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員会を設け、発生時の迅速な対応と調査、再発防止に係る改善策の検討、教員便覧にハラスメント防止等に関する規則を掲載するなど人権への配慮が行われている。学内の安全確保のため、防火・防災対策を講じ適切に機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう設置された最高意思決定機関である理事会は、適宜適切に開催され、理事、監事の出席状況も良好で適切に機能している。また、寄附行為、「理事会業務委任規程」に基づき、常勤理事を中心に構成する学園運営委員会をほぼ毎週開催するほか、理事会から学園運営委員会、大学学長、短期大学部学長への委任事項を定め、機動的な意思決定ができる体制を構築している。

学園運営委員会は、事務局の部門の長である部長が出席し、詳細な説明や報告を行い役職教職員が情報共有するとともに、その内容を各部門に速やかにフィードバックするなど、機能的な法人運営を適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき選任された理事・評議員は、共にバランスのとれた構成員で組成され、出席状況も良好で適切に運営されている。理事会の委任を受けて審議決定する学園運営委員会は、理事長が議長となり適切なリーダーシップが発揮できる内部統制環境を構築する

とともに、学長をはじめとする執行部に加え、事務局の各部長も出席し、法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携が可能な体制となっている。また、教職員からの提案は、教員は所属する部会・分科会・委員会、事務職員は事務会議を通してくみ上げる仕組みを構築している。

寄附行為にのっとって適切に選任された監事は、理事会・評議員会への良好な出席状況のもと、財務の状況や理事の業務執行状況について意見を述べるほか、監事会議、監査法人及び法人役員との連絡会議を年複数回行い、内部監査室を含めた三様監査体制ができている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務に関する中長期計画は、資金収支及び事業活動収支の計画に基づき、中長期の財務動向を見据え策定されている。単年度の事業計画と予算の策定に関しては、学園運営委員会の審議を経て理事長が基本方針を決定し、各部会・分科会、研究所、事務局各部署等に周知している。各部会・分科会等から提出された事業計画書や資料をもとに理事長・事務局長等で予算ヒアリングを実施し、予算原案を策定し、学園運営委員会、評議員会、理事会での審議・承認を経て、理事長が決定している。中長期計画においては「安定的な財務基盤の確立」を目標に掲げており、年度の事業計画にも反映させている。

入学者の確保が順調に推移しており、学生総定員に対する充足率も上昇している。加えて補助金獲得についても成果が出ており、収入の安定化に貢献している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「学校法人東成学園　経理規程」「学校法人東成学園　経理規程細則」等に基づき適正に会計処理を実施している。また、資金運用規程、「学校法人東成学園　経理規程固定資産細則」等を定め、経理システム、資産管理システムにより、資産及び資金の管理と運用を安全かつ適正に実施している。

補正予算編成は、予算執行状況及び事業計画を確認した上で編成の必要性を検討し、理

事長、財務担当理事、財務・経理部長によるヒアリングで各予算責任者の意見を聴取して補正予算案を作成、評議員会、理事会の審議を経て策定している。

会計監査は、監査法人、監事、内部監査室により、厳正かつ適切に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年 4 月に「内部質保証の方針（1. 基本的な考え方、2. 組織体制、3. 内部質保証の組織図)」を定め、ウェブサイトに公表して学内外に明示している。内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証委員会も同年 4 月に設置され、点検評価委員会が実施した点検・評価に関して、全学的な観点から検証を行っている。その結果を点検評価委員会にフィードバックして、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等が改革・改善を実施する体制を構築している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長が委員長である内部質保証委員会は、規則に基づき、三つのポリシーを起点とする教育の質保証及び中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証双方の点検・評価を行っている。内部質保証委員会の指示を受け、点検評価委員会は毎年度、具体的な点検・評価を実施している。PDCA サイクルが適切に機能しているかを点検・評価するために、3 年に一度のサイクルで自己点検評価書を作成し、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認の後、ウェブサイトで公表している。

事務局の企画広報部内に企画・IR 推進室を設置し、教育の質保証及び大学全体の質保証に関わる調査・データの収集と分析を行っている。分析資料及び調査資料は、関連する会議体に報告され、FD 及び SD 研修会において、これらの資料を活用して発表が行われて

いる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が内部質保証委員会の委員長となり、点検評価委員会に指示することにより内部質保証の PDCA サイクルを構築している。学生支援、学修環境、学修成果に関する調査・分析は、点検評価委員会だけではなく関連する教学運営組織の委員会でも結果を共有し、教育の改善・向上に反映している。学生による授業評価アンケートについては、対象科目全ての担当教員に授業改善計画書の提出を求め、指導の改善につなげている。

平成 27(2015)年度の認証評価における改善を要する事項への対応として、学科の再編制を教育課程委員会が取組み、定員の未充足及び超過が改善されたことは一例であるが、自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査での指摘事項や付帯意見について、大学は着実に改善を行っており、組織運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献

A－1. 地域における音楽大学の使命・目的に基づく教育資源の提供

A-1-① 音楽大学としての特色ある地域貢献活動

A-1-② 地域における社会連携活動

【概評】

「音楽のまち・かわさき」「しんゆり・芸術のまち」において主要な役割を担い、立地する川崎市や新百合ヶ丘地区への地域貢献活動を通して、大学の存在意義や存在価値を明確にしている。また、地域貢献活動を、学内に対しては「Arts in Community NEWS LETTER」として周知し、学外に向けては「しんゆり・芸術のまちアップデート報告書」にまとめるなど、継続性や拡散性に留意した活動がなされている。この活動は、教育学術新聞に取上げられるなど、外部からの評価も高い。

また、平成 22(2010)年度に発足した「テアトロ・ジーリオ・ショウワ・オーケストラ」の活動は、プロオーケストラへの入団を希望する卒業生のためのキャリア支援を兼ねた活動となっており、実際に卒業生のオーケストラへの就職が実現している。

その他、生涯学習講座の実施や、障がいのある児童を対象とした音楽療法等を含む音楽

教室及びバレエ教室の運営なども行っており、音楽大学として地域に貢献する活動に力を入れている。

基準Ｂ．国際交流

Ｂ－1．国際交流

Ｂ-1-①　海外の大学・機関との国際交流・連携事業

Ｂ-1-②　外国人留学生の受入れ体制の整備

【概評】

海外の大学や機関との国際的な交流や連携事業が多く、学生の国際的な視野を広げるきっかけづくりや実際の学びの機会となっている。例えば、学長裁量経費で行われている「フランスバレエ指導者国家資格システムとの連携構築」では、フランスの国立マルセイユ国立バレエ学校と連携し、バレエ教師国家資格の学内での単位認定に向けたすり合わせが平成 28(2016)年度から行われ、海外研修実施に至るまでの準備が進められている。

また、日豪のジャズ文化の交流事業としてオーストラリアのパース市で行われているWAYJO(The West Australian Youth Jazz Orchestra)との連携事業では、毎年、選抜されたジャズやポピュラー音楽、弦・管・打楽器などの各専攻の学生が参加しており、オーストラリアから学生が来日する際には、日本でのコンサートの運営準備も学生が行っており、音楽交流のほか、音楽を通したコミュニケーション力や表現力の向上にも力が入れられている。

その他、東アジアからの留学生に対応するために日本語授業科目を設けたり、中国語を母語とする教員を迎える準備をしたりするなど、海外からの受入れ体制にも力を入れている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．新百合ヶ丘の象徴的存在「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」

本学の南校舎にある講堂「テアトロ・ジーリオ・ショウワ（以下、ジーリオ）」は、イタリア語で「昭和（音楽大学所有）のユリの劇場」の意味で、本学が所在する川崎市の標語「音楽のまち・かわさき」、麻生区の標語「しんゆり・芸術のまち」の象徴的な場になることを願い建立した。ヨーロッパのオペラ劇場が最も輝いていた時代の伝統を継承した馬蹄形客席は国内では大変珍しく、関東の大学でオペラ劇場を所有するのは本学だけである。ジーリオは、オペラやミュージカル、バレエ、オーケストラ、吹奏楽、ジャズ・ポピュラー音楽等、幅広い演奏会や公演に対応し、多くの学生の学修成果を発表する場となっている。それだけではなく、卒業生を中心として結成された「テアトロ・ジーリオ・ショウワ・オーケストラ」の本拠地であり、地域の音楽芸術イベント「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」や「かわさきジャズ・フェスティバル」、その他多くの団体にも利用される等、開設当初の願いのとおり、新百合ヶ丘地域を代表する象徴的な存在となっている。

2. 日本初、世界初の取組み

舞台芸術の企画・運営・制作等のための人材養成を目的としたアートマネジメントコースの開設（平成 6(1994)年度）、音楽大学での司書課程の開設（平成 24(2012)年度）、神奈川県内で博士号が取得できる博士後期課程の開設（平成 26(2014)年度）、同博士後期課程での音楽療法の博士号の取得（平成 29(2017)年度）、これらは日本の大学としては「初」の取組みである。本学の母体となる声楽研究所の創立（昭和 5(1930)年）においても、日本でいち早く「総合的なオペラ教育」を理念に掲げ声楽家の育成に励み、本学園のオペラ公演でローマ教皇庁の要請により「ダヴィデ王」の世界初演（昭和 58(1983)年）を果たす等、本学の歴史の始まりから現在に至るまで、「初」の取組みに挑戦し続けている。

3. 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2(2020)年度の前期授業を 5 月から遠隔で開始し、その後レッスン等を対面で再開、同年 6 月中旬からは全面的に対面授業を展開し今日に至っている。対面授業の開始にあたっては消毒液、検温器、アクリル板、パーテーション、フェイスシールド等感染防止対策を十分に行い、また、従来の独自奨学金に加え、学生一人 10 万円の緊急奨学給付金の支給や、朝食補助に加えて夕食補助の追加支援を卒業生の会である同伶会と協同で実施する等、教職員が一体となって、学生の学びを確保する取組みを行った。

これら本学の取組みについては、同年 9 月実施の学生満足度調査において、学生から 30 件を超える感謝のコメントが寄せられた。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 59(1984)年度
所在地　　神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-11-1
　　神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-6

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽芸術表現学科　音楽芸術運営学科　作曲学科※　器楽学科※
音楽研究科	音楽芸術表現専攻　音楽芸術運営専攻　音楽芸術専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項

令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 4 日	実地調査の実施　　10 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 6 日	10 月 6 日　第 3･4 回評価員会議開催
10 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

28 仁愛大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「仁愛兼済」に基づき、大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を定め、いずれも具体的かつ簡潔に明文化している。社会情勢などの変化に対応した見直しができるように、「運営協議会」「将来構想委員会」「自己点検評価委員会」「教学マネジメント推進委員会」等を組織し対応できる仕組みができている。

大学の使命・目的及び教育目的は、教職員には「和（仁愛兼済)」「礼讃抄」、学生便覧を配付し、ホームページや大学案内、募集要項、「宗教教育センター報」「学園通信」、キャンパス内にあるシンボルタワー、各種碑やモニュメント等により学内外へ周知されている。第 2 次中長期計画を策定し、使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。教育研究組織として 4 部門の研究センターを設置し、教育目的を達成するため機能している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試制度を設け、公正に入学者選抜を実施している。入試広報委員会と IR 推進委員会が中心となり、定員充足に向け努めている。教務委員会、学生支援センターの教員との教職協働の学修支援体制が整備されており、学務課、指導教員、学生相談室が中心に、障がいのある学生への支援や退学者防止の支援をしている。キャリア教育科目やインターンシップ制度が設けられ、キャリア教育の充実が図られている。学生生活委員会を組織し学生サービスの向上に努めている。

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、駐車場などを整備し、バリアフリー、耐震補強工事、アスベスト検査、防犯カメラの設置等、安全性の確保を行っている。

多様な方法を用いて学生からの意見をくみ上げる仕組みができており、学生生活の改善に反映されている。

〈優れた点〉

○「福井県インターンシップ制度」「中小企業職場見学バスツアー」「業界研究セミナー」など、地域の中小企業と連携した就職活動支援の取組みを充実させることで、福井県内を中心とした地元就職率の高さにつなげている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、単位認定基準、進級基準、卒業及び

修了認定基準を定め厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーの達成に必要な教育課程を編成し人材育成に努めている。

アセスメント・ポリシーを策定し、GPA(Grade Point Average)による成績状況の確認、加えて資格取得状況、進学・就職状況、学生生活実態調査や就職先アンケートなど、多様な視点と測定方法を用いて点検・評価を行っている。

授業評価の意見交換会、授業改善（計画）報告書の作成等、授業方法の改善に努め、運用している。IR 推進委員会が学修成果の分析を行い、「学修成果可視化シート」により学生へのフィードバックを行っている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定に関わる機関として評議会を設置し、学長が自ら議長となり、二人の副学長や学長補佐室を設置するなど、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。教授会、学科会議や各種委員会を置き、権限を適切に分散し、教学マネジメント体制を構築している。

教員の採用・昇任は規則や基準に基づき、公平・適切に運用し、大学及び大学院で必要な専任教員数、教授数を確保し、教職課程や管理栄養士養成課程などの基準を満たしている。「FD/SD 推進委員会」を設置し計画的に取組み、活動内容について「FD/SD 推進活動報告書」を刊行している。授業評価アンケート結果の公表などにより、教員の資質・能力の改善・向上に努めている。

専任教員に個室の研究室を割当て、個人研究費を配分し、加えて研究助成を行うなど研究環境を整備し適切な運営・管理に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

関連法令を遵守し、寄附行為に基づき人材育成の目的を定め、継続的な大学運営を行っている。人権への配慮は関係法令にのっとり諸規則を整備し、教職員への理解を図っている。「消防計画規程」を運用した防災対策に努め、防災訓練や避難訓練等を実施するなど危機管理体制が図られている。

理事会は、使命・目的達成のために戦略的な意思決定ができる体制になっており、適正に運営している。理事の選任や事業計画の執行も寄附行為に基づき適切に行われている。監事は理事会及び評議員会に出席し、財務や業務の状況に対して積極的に意見を述べている。評議員は適切に選任され、評議員会の運営が行われている。予算については、中長期計画に基づき理事会の審議を経て適切に執行している。安定した財務基盤を有しているが、法人としては、第 3 次中長期計画で収支の改善計画を策定する予定である。監査は公認会計士による会計監査が行われ、監事による適切な監査が実施されている。

〈優れた点〉

〇外部資金の獲得に全学をあげて積極的に取組んでおり、受託研究・共同研究・奨学寄付金については、各年度地方公共団体や民間企業等から継続的に助成を受けるなど一定の成果を挙げている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「仁愛大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」を定め、自己点検・評価を行うために学長直轄の組織体制を整備し、部門ごとの責任体制を明確にした体制ができている。「自己点検評価委員会規程」に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を実施しその結果を公表している。第三者から意見を聴取する仕組みもできている。

IR 推進室では、各部署から収集した情報の分析・評価を行い、その結果をフィードバックし、データに基づく見直しを行う体制ができている。

内部質保証の実施体制として「大学レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」で相互に有機的な連携を図っている。三つのポリシーをもとに大学全体で PDCA サイクルの仕組みを構築し、全教職員が情報を共有しながら教育改善・向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○第三者から意見を聴取する仕組みとして、高等教育機関関係者、大学顧問、理事、自治体代表者等から成る「参与会」、加えて、今年度から大学運営の専門的な立場から意見を聴取する「外部評価部会」を組織し、内部質保証の機能性を高める仕組みの確立をしていることは評価できる。

総じて、大学は、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づく運営を行っている。教職協働のもと学修支援体制を整備し、教育効果を高めている。安定した財務基盤を有し、全学で外部資金獲得にも取組み、成果を挙げている。

学長直轄の自己点検・評価の体制が組織され、PDCA サイクルの仕組みが確立しており、中長期計画も踏まえて大学全体で内部質保証に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 第 2 外国語「ポルトガル語」の開講
2. 学長裁量経費による各学科の取組み
3. SDGs の推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神「仁愛兼済」に基づき、大学の使命・目的が学則第 1 条に、また、学部・学科の教育研究上の目的が学則第 3 条の 2 に示され、いずれも具体的かつ簡潔に明文化し、学生及び受験生にも分かりやすく説明している。

「大学案内」の学長挨拶で、「『仁愛』すなわち『命のつながり、支え合い』。『人間』と『いのち』を学び地域の未来を担う人材の育成を目指しています。」ということが強調されており、大学の個性・特色がうかがえる。

「運営協議会」「将来構想委員会」「自己点検評価委員会」「教学マネジメント推進委員会」等を組織し、それらの委員会で協議した内容について、月例の評議会で審議・決定し、社会情勢の変化に対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的は、教職員には「和（仁愛兼済）」「礼讃抄」、学生便覧を、役員には故学園長や田代学長が著した建学の精神に関する書籍を配付し、理解と支持を得ている。ホームページや大学案内、募集要項をはじめ、宗教教育センター報「響流（こうる）」、学園通信「仁愛」、キャンパス内にあるシンボルタワー、各種碑やモニュメント等により学内外へ周知している。

第 2 次中長期計画を策定し、学科の使命・目的及び教育目的を学科ごとの三つのポリシーに反映している。教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目標を達成するために 2 学部 4 学科、1 研究科 1 専攻が設置されている。また、「宗教教育センター」「附属心理臨床センター」「英語教育センター」「地域共創センター」を設置し、教育研究活動推進のための組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「仁愛兼済」を基盤にその使命・目的及び教育目的に基づいて学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーが策定され、その中で求める人材を具体的に明示している。アドミッション・ポリシーは、ホームページ、大学案内、学生便覧及び募集要項に記載し公表するとともに、オープンキャンパスや進路相談会など、種々の機会を活用して学内外に周知している。アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試制度を設け、入学・広報センターを中心に公正に入学者選抜を実施し、入試広報委員会と IR 推進委員会の連携により検証を行っている。人間学部は概ね入学定員通りの入学者を確保している。人間生活学部は、学科定員、コース、選抜方法を見直すなどの具体的な対策を進めており、入学定員の確保に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部に教務委員会が設置され、学生支援センターなどによって、教員と学務課職員による教職協働の学修支援体制が構築されている。障がいのある学生については、指導教員、保健管理室、学生相談室等が窓口になり、修学支援委員会が支援計画や内容を審議・決定し、修学支援を行っている。

全教員が週に 1 回以上のオフィスアワーを設定し、大学教育情報システムを通じて学生に周知している。TA、SA(Student Assistant)を活用して教員の教育活動を支援している。中途退学、休学及び留年者に対しては、学務課、指導教員、学生相談室を中心にサポートを行っており、学生全体の退学者率は低く抑えられている。

指導教員、学生相談室、学部教務委員会の連携、保護者に対する教育懇談会の実施等、細やかな指導を行うことによって学修支援の充実に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内に「キャリア・デザイン」のキャリア教育科目（1・2 年次）が設置され、人間学部 3 年次を中心に、「福井県インターンシップ制度」を利用して単位認定を行う科目が設置されており、キャリア教育の充実が図られている。

教育課程外では、就職・進学に対する相談・助言体制であるキャリア支援センターとキャリア支援センター運営委員会が連携し、ガイダンスや学内合同企業研究会の開催、全学生との面談等の個別支援など、進路・就職活動全般にわたる支援業務を行っている。また、特別演習担当教員（ゼミ担当教員）と連携して、個々の学生への適切な助言指導が実施されている。

〈優れた点〉

○「福井県インターンシップ制度」「中小企業職場見学バスツアー」「業界研究セミナー」など、地域の中小企業と連携した就職活動支援の取組みを充実させることで、福井県内を中心とした地元就職率の高さにつなげている点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置し、学務課、保健管理室、学生相談室が業務に当たっている。また、全学委員会として学生生活委員会を組織し、学生サービスの向上に努めている。

日本学生支援機構の奨学金のほか、独自の奨学金として「仁愛大学世灯奨学金」「応急奨学金」を備え、「福井仁愛学園後援会留学経費貸付制度」とも併せて、多面的な経済的支援を行っている。学生の課外活動においては経済的支援、拠点施設の設置、リーダー研修会の実施、「課外活動団体顧問の手引き」の作成等、適切な支援を行っている。

心身に関する健康相談、心的支援は、保健管理室と学生相談室が対応しており、1 年次生に UPI 調査（こころの健康調査）を実施し、緊急性の高い学生に面談を行うなど、予防的支援につなげている。学生生活の相談については、指導教員や学生支援センター（学務課）が細やかに対応している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等の学修環境は設置基準を満たしており、教育目的の達成のために必要な校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、駐車場などの施設・設備を適切に整備し、活用している。

附属図書館は十分な規模と資料を有しており、開館時間も確保されている。また、利用促進のために図書館リテラシー教育にも取組んでいる。ネットワーク管理室の管理のもとに、情報処理教育用のコンピュータ室などの ICT（情報通信技術）施設が整備されており、希望者へのノートパソコン貸与制度も設けられている。

スロープ、点字ブロック、手すり、専用の駐車スペース、車椅子専用の机、身障者用トイレ等を設置し、施設・設備のバリアフリーにも配慮している。耐震補強工事、アスベスト検査、防犯カメラを設置して、施設・設備の安全性を確保している。授業は、クラス分けやコース選択等により、適切な学生数によって実施されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、「FD/SD 推進委員会」が実施する授業評価調査で把握し、授業改善や学生へのフィードバックを通じて学修支援の拡充が図られている。

心身に関する健康相談については、1 年生を対象に UPI 調査（こころの健康調査）を実施し、対応が必要な学生に個別相談を行っている。経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望は、全学生を対象とした学生生活実態調査によって把握し、全学教授会で調査結果を共有して、学生生活の充実に活用している。学修環境に関する学生の意見や要望を直接聞く機会として、学生、職員、評議会の代表による三者懇談会を実施し、対応している。

他にも「在学生用お問い合わせフォーム」「投書箱」等、多様な方法を用いて学生からの意見をくみ上げており、シャトルバスの増便、学食レジのキャッシュレス化、教室のパソコン増設などの改善が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、全学、学部・学科、研究科のディプロマ・ポリシーをそれぞれ「知識・理解・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」の三つの能力に分けて定め、学生便覧、ホームページ等で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて学部及び研究科の単位認定基準、進級基準、卒業及び修了認定基準を学則等に定め、学生便覧やシラバス等において周知し、厳正に適用している。

成績評価基準を学則等に定め、シラバスに各科目の授業計画と成績評価基準を示している。GPA を利用した学修状況の把握や履修指導では、「退学勧告制度」に基づき成績不振者に指導や勧告を行っている。進級制度は人間学部において 2 年次末までに必要な修得単位数を定め、学生便覧等で周知している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教育課程等について基本的な考えを示しており、両ポリシーの一貫性が確保されている。

カリキュラム・ポリシーに即し体系的な教育課程を編成している。シラバスは執筆要項に基づいて作成され、獲得を目指す汎用的能力を八つのキーワードに分類して示すなどの工夫をするとともに、教育課程委員会のチェックにより適切に整備されている。年間履修登録単位数の上限を設定し、履修指導や授業外学修の指示等で単位制度の実質を保つ工夫が行われている。

教養教育は、教育課程委員会の共通教育専門委員会が内容の検討や運営を担当し、適切に実施している。アクティブ・ラーニングの実施等の授業内容・方法の工夫、「FD/SD 推進委員会」を中心とした各種研修の実施、相互授業参観と意見交換会等により教授方法改善に取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を、「知識・理解・技能」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲・態度」の観点から示し、学生に対してはシラバスで授業科目ごとに「求める学習成果（教育目標）」等の形で明示している。

アセスメント・ポリシーを策定し、学修状況について単位修得状況や GPA による成績状況の確認、資格取得状況、進学・就職状況、学生生活実態調査や就職先アンケートなど、多様な視点と測定方法を用いて点検・評価を行っている。

授業評価の意見交換会の実施、「授業改善（計画）報告書」の作成、学生生活実態調査や就職先アンケート等を実施し、点検・評価の結果を学修指導や授業改善に役立てている。IR 推進委員会による学生個人や学科ごとの学修成果の分析を行っており、学生個人にはディプロマ・ポリシーに対応した「学修成果可視化シート」を用いてフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定に関わる機関として評議会を設置している。評議会は、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長をはじめ、各センター長、自己点検評価室長、事務局等各組織長の教員及び職員を構成員として組織し、学長が自ら議長となり月 1 回開催することで、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう機能している。二人の副学長（企画・運営と教育・研究）や学長補佐室を設置するなど、学長を補佐する体制も整備できている。また、教授会、学科会議や各種委員会を置くことで、権限を適切に分散し、トップダウンとボトムアップの機能を円滑に活用して教学マネジメント体制を構築している。

教職協働の観点から、各種委員会は教員と職員で構成されている。また、学長補佐室や IR 推進室、自己点検評価室にも事務職員を配置し、教学マネジメントを推進している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任は規則や選考基準に基づき、公平・適切に運用している。大学及び大学院で設置基準上必要な専任教員数、教授数を確保し、教職課程や管理栄養士養成課程などの基準も満たしている。

FD 活動については、「FD/SD 推進委員会」を設置し、全ての教職員に業務上必要な知識の習得や資質向上のため、授業評価アンケート、外部講師による研修会、授業改善のための教員間意見交換会など計画的に取組んでいる。活動内容についても「FD/SD 推進活動報告書」を刊行するとともに、授業評価アンケート結果をホームページに公表し、授業改善・向上に活用している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員として必要な知識・技能の習得により、能力・資質の向上を図る目的として、「FD/SD 推進委員会」を中心に、教職員に対して定期的に学内で研修を行い、学外への研修にも適宜参加させている。学内研修では、業務に関する能力や資質の向上を図るもののほか、学生支援や教職員の健康管理に関するものや障がいのある学生への支援、LGBT に関するものなど、多岐にわたるテーマを取上げ継続的に行われている。また、職員の自己啓発を図る目的で、自主的に研修活動を行う職員に対する支援制度を整備し、職員の力量の向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に、個室の研究室を割当てており、加えて、専門的な実験器具や装置を多くそろえている各種実験室など、研究を支援する環境を整備している。

研究を適正に行うため、「公的研究費の管理・監査に関する規程」「不正防止対策の基本方針」「公的研究費等の運営・管理に関する行動規範」をそれぞれ定め、不正を発生する要因の把握、要因に対する不正防止計画の策定及び見直しを、学長を委員長とする「不正防止計画推進委員会」で実施している。

専任教員に対し、個人研究費を配分し研究の助成を行っている。加えて、学内での共同研究や公的研究費採択者への研究支援を目的とした「共同研究費」、海外での学会発表や調査の経費助成を目的とした「海外研修経費助成」を毎年度公募している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
関連法令を遵守し、寄附行為に人材育成の目的を定め、誠実に運営することを表明している。また、ガバナンスコードを制定し、これを規範として時代の変化に対応した大学づくりを進めている。教育機関としての公共性に基づき、各種基本情報や教育研究活動の状況をホームページで適切に公表している。使命・目的の実現のため、中長期計画を策定し、法人のビジョンを明確にして、重点方針、事業目標及び具体的施策を設定している。
環境保全への配慮として、適正冷房と軽装勤務を実施している。人権への配慮では、関係法令にのっとり、個人情報保護や各種ハラスメント防止に関する諸規則を整備し、ホームページへの掲載や教職員対象研修会の実施により理解の浸透を図っている。安全への配慮では「消防計画規程」を運用した防災対策に努め、教職員対象の防災訓練や学生対象の避難訓練を毎年実施している。

5－2. 理事会の機能
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】
基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉
私立学校法第 36 条にのっとり、学校法人の業務を決定するため理事会を置き、寄附行為により、法人の使命・目的の達成のために戦略的意思決定を行える体制を整備している。理事会では、入学定員の確保や教育研究活動等に必要な経費の予算等を諮り、円滑な運営に向けてその責務を果たしている。各年度の事業計画、事業報告及び中長期計画については、その確実な執行に向け審議している。理事の選任や事業計画の執行も寄附行為に基づいて適切に行われ、理事の出席状況は良好である。欠席の場合も書面をもって意思表示を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】
基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、評議員会を中心に、法人及び大学が連携し、意思決定を行っている。教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、運営協議会、運営協議連絡会、役員教職員懇談会、課長等連絡会議を整備している。ウェブサイト上に「グループウエア」を構築し、連絡事項をはじめ学内行事や会議等のスケジュール、議事録等を公開することで、学内情報の共有化を図っている。

監事は毎回理事会及び評議員会に出席し、法人の財務や業務の状況に、積極的に意見を述べている。監事監査計画を定めて、実地監査を含めた定期的な監査を実施している。評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、理事長が諮問する事項について審議している。評議員の評議員会への出席状況は概ね良好である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営については、財務計画を基本として各年度の予算を編成しており、各年度の予算編成は、各部局からの予算要求と中長期計画に基づき編成され、理事会の審議を経て、適切に執行している。

財務基盤については、施設・設備の将来計画に対する適正な積立金を維持できるよう収支改善に努力しており、安定した財務基盤を有している。収支の状況について、大学の経常収支差額はプラスを確保しており、第 3 次中長期計画の中で法人の収支の改善に向けた計画を策定する予定である。

外部資金の獲得にも積極的に取組んでおり、科学研究費助成事業・受託研究・共同研究・奨学寄付金の獲得に向けた助成・支援を充実させ、着実な成果を挙げている。

〈優れた点〉

○外部資金の獲得に全学をあげて積極的に取組んでおり、受託研究・共同研究・奨学寄付金については、各年度地方公共団体や民間企業等から継続的に助成を受けるなど一定の成果を挙げている点は評価できる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、経理規程及び学校法人会計基準を遵守し、適正に実施されている。また、会計処理上の不明な点や判断が難しい場合には、公認会計士に随時質問や相談をして、適切な処理に努めている。

予算は、「学園事業計画」及び予算編成方針を踏まえ、各部局等からの予算要求をもとに編成し、理事長査定を経て、評議員会及び理事会で審議の上、決定しており、年度途中で変更がある場合には適宜、補正予算を編成している。

公認会計士による会計監査が行われ、監事は公認会計士と連携して監査を行い、監査報告書を理事会及び評議員会に提出するなど、適切に実施している。

理事長のもとに内部監査室を設置し、内部監査を毎年実施するなど各運営機関が相互にチェックする体制を構築している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のために「仁愛大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」を定め、自己点検・評価を行うために学長直轄の「自己点検評価委員会」「IR 推進室」「学長補佐室」を組織している。学長を議長とする意思決定に関わる機関である評議会のもと、「教学マネジメント推進委員会」と「財務マネジメント推進委員会」を組織し、連携して内部質保証の推進に当たる組織体制が整備されている。こうして、部門ごとの責任体制を明確にし、内部質保証を大学全体で取組む体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価委員会規程」に基づき、各学部・学科、研究科、各部局、委員会が、「自

己点検評価書」を作成し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。なお、今後は「自己点検評価書」と「事業評価報告書」を毎年交互に作成し、点検する予定である。

自己点検評価書を全教職員に配付して共有し、図書館に配架するとともにホームページ上で公表している。

IR 推進室では、教育・学修支援に関する各種情報収集のため、各部署と積極的な連携を行っている。収集したさまざまな情報の分析・評価を行い、それを各部署に発信し、データに基づく見直しを行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の推進体制として「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」で、相互に有機的な連携を図っている。三つのレベルごとに計画の立案、計画の実施、評価、改善・改革という PDCA サイクルの仕組みを構築し、全教職員が情報を共有しながら教育改善・向上に取組んでいる。また、第三者から意見を聴取する仕組みとして「参与会」を組織している。

第 1 次中長期計画の達成状況や認証評価結果も踏まえ、現在実行中の第 2 次中長期計画では「教育の質の向上」を重点的に取組むための仕組みの整備と、それに基づいた大学運営の継続的な改善・向上に努めている。

来年度からスタートする第 3 次中長期計画では、その仕組みや体制の強化、入学者の確保、教育の質の向上、学修者本位の立場からの見直し、加えて、数値目標も設定して取組むこととしている。

〈優れた点〉

○第三者から意見を聴取する仕組みとして、高等教育機関関係者、大学顧問、理事、自治体代表者等から成る「参与会」、加えて、今年度から大学運営の専門的な立場から意見を聴取する「外部評価部会」を組織し、内部質保証の機能性を高める仕組みの確立をしていることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との連携

A－1. 地域社会との連携と情報の共有

A-1-① 地域連携・貢献に関する方針の明確化

A－2. 地域との連携・地域への貢献の具体的取組み

A-2-① 生涯学習への貢献
A-2-② 自治体・諸団体との連携
A-2-③ 教育現場との連携
A-2-④ 教員の講師派遣等による人的資源の提供
A-2-⑤ 附属施設・その他物的資源の提供

【概評】

地域連携推進のための窓口として「地域共創センター」を設置し、地域住民の学修支援、地域の未来を支える人材育成、地域の力（産官学連携）をその活動方針に掲げ、産・官・地・学の連携活動の媒体（メディア）となることを目的に、大学が持つ知と地の提供を通して地域連携教育への支援体制作りと地域連携の強化に取組んでいる。

学長が示す大学の令和 2(2020)年度重点項目に「地域連携及び地域研究課題の充実」を掲げ、地域連携・貢献に関する方針を明確にするとともに、教職員への情報の共有化を図っている。地元自治体である越前市との連携事業の推進・強化を図るため、「越前市・仁愛大学戦略的連携 PT 会議」を開催している。

大学の資源を活用した地域との連携・地域への貢献として、多彩な公開講座の実施による地域の人々の生涯学習への貢献、地元自治体や諸団体、県内の大学や高等学校などの教育現場との連携、教員の講師派遣等による人的資源の提供、物的資源として図書館・心理臨床センター・英語教育センター等の大学施設の提供など、具体的な取組みが多数展開されている。

また、地元自治体や団体との連携や地域への貢献が、地域学習のための科目などの授業やゼミ活動、学生の地域貢献活動への補助事業等の形で実施されており、それらが学生の学びにつながる活動になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 第 2 外国語「ポルトガル語」の開講

越前市は近年外国人が増加しており、特にブラジル人は越前市の総人口に占める割合が約 5%に上っている。そのため越前市では、外国籍の児童・生徒の地元幼稚園、小学校への受け入れに際して、言葉の問題や異文化相互理解の問題に取り組むことが求められている。本学では地域社会の活性化及び多文化共生に貢献できる専門知識と実践的なスキルの習得を目的として、令和 2(2020)年度から学部共通科目の第 2 外国語に「ポルトガル語」を追加し開講している。なおこの科目は、越前市及び地元企業による寄附講座として開講している。

◇エビデンス集 資料編

【資料特-1】仁愛大学ポルトガル語寄附講座の設置に関する協定書

【資料 A-2-4】と同じ

2．学長裁量経費による各学科の取組み

本学では平成 26(2014)年度に学長裁量経費を新設し、本学における「教育改革」「教育改善」に繋がる取組みを支援している。心理学科では、平成 29(2017)年度から「心理学キャリアプログラム」を開始し、文化心理学や比較文化心理学的な観点から地域連携活動と地域研究に基づく課題に取組み、多文化理解・共生・交流などの活動をとおして学びを深めている。健康栄養学科では、越前市在住外国人の食・生活習慣と健康の問題を把握し、食文化交流やイベント実施を行う準備をしている。「『健康増進』を念頭においた『多文化共生』」に取り組むことで、互いの食や健康に関する文化や習慣を理解しながら、在住外国人のライフステージに対する食と生活習慣の提案に繋げることを目的としている。

◇エビデンス集 資料編
【資料特-2】学長裁量経費実績報告

3．SDGs の推進

本学は、令和 2(2020)年に「ふくい SDGs パートナー」に登録し、全学で SDGs 活動に取り組んでいる。さらに地域や国際社会の課題・ニーズ解決のために活動している者に与えられる SDGs アクター第 1 グレードに現在 26 人の学生が認定され活動している。令和 2(2020)年度には、福井県内の企業や団体、学校等の活動を対象に「FUKUI SDGs AWARDS 2020」を企画し、公募・審査・表彰を行った（応募数は 179 件)。福井県内の SDGs 活動の活性化に貢献しており、今後も継続していく予定である。

◇エビデンス集 資料編
【資料特-3】SDGs アクター資格認定制度2020　https://sus-pro.or.jp/?page_id=1032
【資料特-4】SDGs アクター資格認定規定
【資料特-5】FUKUI SDGs AWARDS チラシ

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　福井県越前市大手町 3-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間学部	心理学科　コミュニケーション学科
人間生活学部	健康栄養学科　子ども教育学科
人間学研究科	臨床心理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 21 日	実地調査の実施　　10 月 21 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 22 日	10 月 22 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 16 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

29 成安造形大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「成安」に基づく使命・目的及び学部の教育目的は、それぞれ学則に簡潔に明文化している。いずれも、大学の基本理念「芸術による社会への貢献」を反映したものであり、ウェブサイト等で学内外に公表・周知している。使命・目的及び教育目的を変更するに当たっては、教授会において意見を聴取し、理事会において審議・決定している。また、教育目的等を達成するため、中長期計画及び年度ごとの事業計画を策定し、諸施策を実施している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を反映しており、その達成に向けて、必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ウェブサイト等により周知している。入学者選抜は、慎重かつ公正に実施し、入学生を適切に確保している。学修支援については、学修と授業支援に関する方針・計画を立案し、教職協働により実施している。障がいのある学生に対しては、合理的配慮等の支援を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施するとともに、教職員のきめ細かな面接指導等により、休学及び退学等の防止に努めている。キャリア支援は、キャリアサポートセンターによる諸施策やキャリア教育科目の開講等により、適切に行っている。学生生活の安定に向けて、学生支援部を設置し、学修・生活指導、課外活動及び奨学金等の業務を行っている。学修環境について、校地・校舎の面積は設置基準を満たしており、図書館、講義室及び実習室等を適切に整備している。また、「授業評価アンケート」「学生実態・満足度調査」等を実施し、学生の意見、要望をくみ上げるシステムを整えている。

「基準３．教育課程」について

基本理念「芸術による社会への貢献」及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学案内等で周知している。また、同ポリシーを踏まえた単位認定、進級及び卒業認定の基準等を適切に定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえた四つの方針で構成し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成し、シラバスは作成に当たっての方針に基づき、適切に整備している。また、単位制度の実質化を保つため、科目登録の上限を設定している。教養教育への対応として、共通教育センターを設置し、多様な知識・教養

の教授に努めている。芸術大学という特性から、実習科目においては合評を取入れている。三つのポリシーに基づき学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを定め、経年評価を行い、学生指導や学修支援等に活用している。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐体制として副学長及び運営協議会並びに各種委員会を設置し、学長がリーダーシップを適切に発揮する環境を整備している。教授会は、学校教育法及び「成安造形大学教授会規程」等に基づき適切に運営し、十分機能している。職員配置についても、教学マネジメントの遂行に必要な体制を整えている。一方、教員については、設置基準に定める必要専任教員数を満たしており、採用・昇任については、「成安造形大学教育職員採用・昇任規程」に基づき、適切に行っている。FD(Faculty Development)については、学部長が座長を務める FD 委員会において決定した年間計画にのっとり、全体研修及び分科会研修を実施し、SD(Staff Development)については、内部及び外部研修を組合わせて、職員の資質・能力向上に取組んでいる。研究環境においては、領域研究室やクリエイティブサポート施設等の研究施設をはじめ、「特別研究助成」や「学長裁量予算」等により研究資源の支援を行っている。また、研究倫理に関する規則等を定め、コンプライアンス教育及び研究倫理教育に取組んでいる。

〈優れた点〉

○産官学連携などの知識や技能を有する「技能職員」を配置し、教員の科学研究費助成事業の申請及び受託研究事業のコーディネート等への支援体制をとっている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び組織倫理に関する諸規則を整備して、倫理規範にのっとった適切な運営を行っている。中長期経営計画に基づき継続的な活動を行う中、環境保全及び人権等への配慮についても、関係規則等に基づき適切に対応している。理事会は、寄附行為に基づき、意思決定の最高議決機関として適切に機能している。理事として学長を選任し、法人と大学の意思疎通と連携を図り、内部監査委員や監事による監査体制を整備して、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。また、理事、評議員及び監事の選任も適切に行っている。財務運営は、中長期経営計画に基づく財務計画を策定して行い、財務状況については、有利子負債があるが、その返済も計画どおり行っている。各種補助金や受託事業の推進等、外部資金の導入についても積極的に取組んでいる。会計処理は学校法人会計基準等に基づき、適正に行っており、会計監査についても、公認会計士、監事及び内部監査委員の三者が連携し、厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を「成安造形大学質保証に関する規程」に定め、内部質保証のための恒常的な組織として質保証協議会を、また、教育情報における IR(Institutional Research)機能をつかさどる企画課を設置している。大学では、同規程に

基づき、毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をウェブサイトで学内外に公表している。学生の学修成果・教育効果を測定するため、三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを定め、休学・退学率、卒業率、就職・進学率及び単位修得状況等について調査・分析を行っている。以上の自己点検・評価に加えて、大学機関別認証評価及び産・官有識者による外部評価を行い、その結果を事業計画に反映している。大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みは十分機能している。

総じて、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教学組織、学修環境及び管理運営体制を整備し、適正な在籍学生数を確保して財務基盤の確立を図っている。三つのポリシーに基づく教育を実践し、内部質保証のための体制も構築している。また、地域の歴史及び文化を教育・研究のテーマに掲げていること、「芸術大学のキャンパス＝美術館」という発想から生まれた回遊式美術館である「キャンパスが美術館」は地域に対する大学の活動の周知、地域交流の場として更なる効果が期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「成安」に基づく使命・目的は学則第 1 条に、また、使命・目的に基づく学部の教育目的は学則第 2 条に、それぞれ簡潔に明文化している。使命・目的及び教育目的のいずれも、大学の基本理念「芸術による社会への貢献」を反映したものであり、毎年学生に配付している「成安手帖」やウェブサイト等で明示している。また、学部学科再編時には、使命・目的及び教育目的等の見直しについて検討を行うとともに、平成 30(2018)年に設置した質保証協議会において、適宜、人材育成目的及び三つのポリシーの見直しを行

っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的を策定・変更するに当たっては、教授会において意見を聴取し、理事会において審議・決定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的等については、学則はもとより、ウェブサイト等さまざまな媒体に掲載し、学内外に周知している。

教育目的等を反映した中長期計画、事業計画及び事業報告については、電子掲示板システム「成安情報サービス」を通じて教職員に情報提供を行っている。また、三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映して策定しており、教育研究組織においても、6 領域 19 コースで構成する芸術学部芸術学科及び附属の教育研究機関等、教育目的の達成に向けて整備している。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえ、他のポリシーとも一貫性を保った上でアドミッション・ポリシーを策定している。また、ウェブサイトでの掲載に加え進学説明会、高校訪問、美術予備校訪問などで積極的に周知活動を行っている。入学者選抜は、慎重かつ公正に実施し、入学生

を適切に確保している。留学生に対しては日本語能力試験 N2 レベルの確認を行い、授業で支障が出ないよう配慮し、入学後も日本語学習を行う科目を設定している。学生の受入れに関しては収容定員を満たしており、適切に管理している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として「教務委員会」と「学生委員会」において教職員による協働体制を整備し、適切に実施している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援委員会」を設置し、入学から卒業まで一貫した支援体制を整備している。「留学生支援センター」では留学生の学修支援などを行っている。助手を各領域及び共通教育センターに配置するとともに、助手の補助的業務を担う「領域アシスタント」を配置し、学生のさまざまな問題に対しきめ細かい支援体制を整えている。また、全ての専任教員がオフィスアワーを設定し、学生に対応している。

授業を 3 回連続で欠席した学生に対しては、授業担当教員と教学課で連携をとりながら面談などの必要な対策を行い、離学者の減少に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援に関しては、キャリアサポートセンターが中心となり、エントリーシート、履歴書などの添削、模擬面接など個々の事情に合わせた支援を行っている。「ポートフォリオ演習」や「キャリアデザイン概論」などの「キャリアデザイン科目」を設定し、学生のキャリア形成の向上を図っている。また、大学主催のインターンシップは参加企業・参加学生共に増加傾向にあり、教育課程内外を通じての支援体制を整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援に関しては、教学課内に設置した「学生相談室」「保健センター」「留学生支援センター」が連携し、学生のメンタルケアやカウンセリングなどの学生サービスに努めている。また、教学課では、奨学金などによる経済的支援も行っている。学生の課外活動についても「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別研究助成）」や「セイアン近江楽座」等の地域と連携したプロジェクトを実施し、積極的に支援している。学生の意見・要望については、「学生実態・満足度調査」を実施し、学生の意見やニーズを把握し、更なるサービス向上に努めている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を十分に満たす校地・校舎面積を確保しており、余裕のある制作環境を整備している。また、実習施設として工房やコンピュータ室を複数整備し、授業だけでなく、学生の自主制作や課外活動にも有効に活用している。また、学食が午後 7 時まで営業しており授業終了後も利用可能である。新入生にはノートパソコンを無償貸与するなどの対応を行っている。附属図書館では一般図書に加え、美術やデザインの専門書を所蔵し、学生の制作活動や研究に応えている。バリアフリーをはじめとする改修計画は整備計画を策定し、優先度の高い項目から順次整備を進めている。授業を行う学生数は、授業の性質を踏まえた検討・調整を行い、適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援の分析のために「授業評価アンケート」を年 2 回実施し、課題の発見や改善につなげている。また、心身に関する健康相談ではメンタルケアやカウンセリングを

担当する職員を配置し、必要に応じて学生委員会にフィードバックして改善策を検討している。「学生実態・満足度調査」を学生の実態や大学に対する要望や意見がつかめる重要な調査と位置付け、学生の意見を踏まえて無線 LAN 環境の充実などを行っている。「学生実態・満足度調査」は、実施頻度を 2 年に 1 回から毎年実施することを検討し、学生の意見や要望のくみ上げに努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

芸術大学としての地域貢献･研究など教育目的を踏まえたディプロマ･ポリシーを策定、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を策定している。単位認定・進級・卒業等の基準は「履修規程」等に定め、成績評価や到達目標、授業内容についても「学修案内　シラバス」に明記し、学生へ周知している。GPA(Grade Point Average)制度を活用し、成績優秀者の中から給付奨学生や特待生を選抜し支援している。既修得単位の認定、進級判定は教務委員会、卒業判定は教授会で審議し、その後学長が最終決定をしている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを四つの方針で構成し、いずれの方針もディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、「学修案内　シラバス」やウェブサイトで公表し、周知している。履修登録単位数の上限を設定し、学生にとって適切な学修時間の確保に努めている。

「学修案内　シラバス」については、教務委員会で作成に当たっての方針を決定し、各科目担当者から提出内容を教務委員が最終確認し、適正に整備している。

学生が多様な知識・教養を学ぶため、「共通教育センター」を設置し、多様な知識・教養の教授に努めている。

教授方法の工夫・開発を進めるために「成安造形大学 FD 委員会規程」を定め、教員の指導内容や方法の向上を図っている。また、芸術大学という特性から、ほとんどの実習科目で合評を取入れている。合評では教員だけでなく学生同士が意見や感想を述べ、領域によっては学年を超えた合同合評を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うためアセスメント・ポリシーを定め、経年評価を行っている。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、「卒業生アンケート」などを実施し、結果の分析・改善を行うとともに、進級率や休学・退学率等学籍移動の状況や事由を共有し、学生指導や学修支援に活用している。定期的に各領域で「領域会議」を実施し、問題点の共有や改善を検討し、学生へ向けてフィードバックをしている。また、新入生に対してジェネリックスキル測定テストを実施し、社会人基礎レベルの把握に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長二人と学部長を置き、副学長については、「成安造形大学副学長規程」で組織上の位置付けを明確にし、担当する職務を定め業務を執行している。

使命・目的を達成するために運営協議会、教授会、専門の委員会を設置し、教学マネジメント体制を整備している。「成安造形大学教授会規程」で学長が決定するに当たって、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を定め、教授会の位置付けを明確にしている。

事務局に総務部、学生支援部、企画部の各部を設置し、役割を明確にして運営するとともに、教学マネジメント遂行上必要な事務組織、人員を整備している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用に当たっては、学長が必要性を判断し理事会へ提案しその承認を踏まえて、「成安造形大学教育職員採用・昇任規程」に基づく手続きを経て、原則、公募で行っている。また、昇任に当たっても同規則に定める基準に準拠した資格による選考を実施しており、適切に教員を確保し設置基準で定める必要専任教員数を配置している。

学部長を委員長とする FD 委員会を組織し、立案された計画に基づき FD 活動を展開し活動結果に基づく改善活動に取組んでいる。FD 研修会への教員の出席率が高く、組織的な取組みを行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みとして、内部研修、外部研修を組合わせて SD を

実施している。

内部研修については、教職員合同の研修会、職員のみの研修会を実施している。県内の障がい者支援団体と連携し、障がいのある学生に対する指導、支援の向上を図るための研修会を教職員合同で実施するなど、資質・能力の向上に力を注いでいる。

外部研修については、私立大学関係団体や民間事業者などが主催する研修会に、職員を積極的に派遣している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員の個人研究室及び領域研究室を設けるとともに、図書館、クリエイティブサポート施設等を整備し有効に活用している。また、教員の研究日として、週に 1 日校務を入れない日を設け、研究時間を確保している。

研究倫理の確立と厳正な運用を行うため、「公的研究費等取扱規程」「公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程」等を定め、公的研究費等に係るコンプライアンス教育、研究倫理教育を実施している。

研究活動への資源の配分については、関係規則等を整備し、個人研究費をはじめ、「特別研究助成」「学長裁量予算」等により行い、「技能職員」を配置して教員の研究活動を促進している。

〈優れた点〉

○産官学連携などの知識や技能を有する「技能職員」を配置し、教員の科学研究費助成事業の申請及び受託研究事業のコーディネート等への支援体制をとっている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人京都成安学園寄附行為」及び関係法令に基づき、理事会、評議員会を開催するとともに、「学校法人京都成安学園管理運営規程」等の諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を適切に行っている。使命・目的の実現のために、「学校法人京都成安学園中長期経営計画」を策定し、継続的な活動を行っている。

法令等で定められている教育情報、財務情報等をウェブサイトに公開している。「学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程」「成安造形大学人権委員会規程」「学校法人京都成安学園個人情報の保護に関する規程」「成安造形大学危機管理規程」等の諸規則を整備し、環境保全、人権保護、安全配慮に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう「学校法人京都成安学園寄附行為」に基づき理事会において重要事項を決定するとともに、意思決定を補佐する法人本部が機能している。寄附行為に基づき理事の選任を適切に行っているとともに、事業計画に基づく運営を適切に行っている。理事の理事会への出席率は良好であり、欠席時における委任状の取扱いも適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に大学の教学及び管理運営を統括する学長が理事として出席し、教学上の重要事項を付議することで法人及び大学との意思疎通と連携を円滑に行っている。

内部監査委員会による監査、監事による監事監査及び公認会計士である独立監査人による監査を通じてチェックする体制を整備しており、理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境を整えている。「部課長会」や「領域共通教育センター」の会議を通じて、教職員の意見をくみ上げる仕組みを形成している。法人本部と大学事務局の間で情報共有

がなされており、法人本部の担当部長と大学事務局の総務部長を兼務とすることで、相互にチェックする体制となっている。

監事は寄附行為に基づき、適切に選任されている。評議員は寄附行為に基づき、適切に選任されており、評議員会への出席も良好であり、欠席時の委任状の取扱いも適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、10 か年を期間とする法人の中長期経営計画をもとに財務計画を策定して行っている。毎年度の予算は、この財務計画を踏まえ、理事会が定める予算編成基本方針に基づいて編成している。

財務状況については、有利子負債が多いが、学生を確保するとともに、人件費の適正化や負債の返済計画の抜本的な見直し等による改善を続けており、負債の返済も計画どおり進んでいる。

外部資金の導入については、各種補助金や受託事業による資金の獲得や科学研究費補助事業等の競争的資金の取得のため、教員に対する啓発活動を積極的に実施している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人京都成安学園経理規程」「学校法人京都成安学園経理規程細則」等に従って適正に行っている。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づいて、公認会計士により厳正に実施している。監事による会計監査は業務監査と併せて行っている。公認会計士による会計監査時には、公認会計士、監事及び内部監査委員長の三者の間で情報交換を実施し連携を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証システムの構築に向けて、平成 30(2018)年度に「成安造形大学質保証に関する規程」を定め、第 1 条にその方針を明示している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として、同規程第 3 条に基づき、自己点検・評価の実施及び改善方策の検討並びに質保証を実現する体制の整備・検証等に取組む質保証協議会を設置している。なお、同協議会は、学長を議長とし、副学長、学部長及び教務委員長等で構成しており、内部質保証のための責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「成安造形大学質保証に関する規程」に基づき、組織、教育研究活動、学生の受入れ、修学・進路支援、教育研究環境の整備及び管理運営・財務等に関する事業について、当年度事業計画をもとに、毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。令和 2(2020)年度においては、アセスメント・ポリシーに基づき、質保証協議会において、休学・退学率、卒業率、就職率、学位授与数及び GPA 等の調査分析を行っている。なお、自己点検・評価の結果については、同協議会の検証を経て、理事会に報告を行うとともに、ウェブサイトで公表し、学内外のステークホルダーと情報を共有している。また、教育情報の一元化・共有化・活用促進を図ることを目的として、IR 機能をつかさどる企画課を設置し、調査・データの収集及び分析を行う体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、学修成果及び教育効果に係るアセスメント・ポリシーを設定し、入学時、在学中及び卒業時における測定結果を分析して、内部質保証に向けた課題の抽出及び検討を行っている。この検討結果及び当年度事業計画の点検・評価結果をもとに次年度の事業計画を策定しており、三つのポリシーを起点とした内部質保証の結果については、教育の改善・向上に反映されていると言える。また、質保証協議会による自己点検・評価、大学機関別認証評価、更には令和 2(2020)年度に新設した産・官有識者による外部評価等の結果をもとに PDCA サイクルを展開し、事業計画に反映させている。中長期計画の達成に向けて、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

Ａ－1.　社会貢献活動
- A-1-①　大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動
- A-1-②　社会貢献活動の体制と地域社会とのかかわり

Ａ－2. 未来社会デザイン共創機構
- A-2-①　未来社会デザイン共創機構の社会貢献活動・運営体制
- A-2-②　未来社会デザイン共創機構と地域社会とのかかわり

Ａ－3. 附属近江学研究所
- A-3-①　附属近江学研究所の社会貢献活動・運営体制
- A-3-②　附属近江学研究所と地域社会とのかかわり

Ａ－4. 地域連携推進センター
- A-4-①　地域連携推進センターの社会貢献活動・運営体制
- A-4-②　地域連携推進センターと地域社会とのかかわり

Ａ－5.「キャンパスが美術館」
- A-5-①　「キャンパスが美術館」の社会貢献活動・運営体制
- A-5-②　「キャンパスが美術館」と地域社会とのかかわり

Ａ－6. その他 地域社会とのかかわり
- A-6-①　地域で学ぶ実践的カリキュラムの構築
- A-6-②　教員免許状更新講習
- A-6-③　地域へのキャンパス開放

【概評】

建学の精神、校訓及び基本理念に基づき、「未来社会デザイン共創機構」「附属近江学研究所」「地域連携推進センター」「キャンパスが美術館」を設置して特色ある社会貢献活動の体制を整備・推進している。令和 3(2021)年 4 月に設置した「未来社会デザイン共創機構」は、学生の研究活動の活性化を目的とし、「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別研究助成金)」等の企画が進行している。「未来社会デザイン共創機構」の運営に当たっては、助教を配置して各種の企画を積極的に推進している。

「芸術による社会への貢献」を実践する施設である「附属近江学研究所」では、近江地域（滋賀県）が持つ固有の文化遺産や風土を検証する学問に新しい価値観を創造して 21 世紀の社会に積極的に提案し、教員や学生による研究を通じた特色ある地域貢献活動となっている。地方自治体や地域企業とともに、さまざまな連携授業プロジェクトを展開していくことで、学生のスキルアップや連携企業の発展及び地域社会全体の活性化に貢献し、地域から期待されている。

芸術大学のキャンパスが美術館という発想から生まれた「キャンパスが美術館」は在学生・教員・卒業生に成果発表の場を提供し、大学の活動を広く地域に認知させるとともに地域交流の場として機能している。

その他、現在進行形で行われている取組みとしては、SDGs に関連した取組みや大学沿線の活性化、美術館のリニューアル、地域の芸術祭、オーガニックカフェのリニューアルなどがある。地域から依頼され、学生主体で積極的に地域貢献プロジェクトを行うことで、学生が授業だけでは得られない多くの学びと能力を身に付けることを今後の成果として期待したい。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 5(1993)年度
所在地　　滋賀県大津市仰木の里東 4-3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	芸術学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 20 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 6 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

10 月 14 日	実地調査の実施　　10 月 14 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 15 日	10 月 15 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 12 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 6 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

30 帝京大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的は、建学の精神を反映し、養成する人材像を簡潔な文章で記載している。教育目的は、各学部・学科、研究科・専攻ごとの個性・特色及び具体的な目指す方向性を記載している。使命・目的及び教育目的は、社会の情勢、ニーズに対応するために、必要に応じて見直しを行っている。中長期計画策定の目的は、使命・目的及び教育目的等を具現化するためであることを中長期計画の前文で示し、その内容はホームページで公表している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、大学全体及び各学部・研究科単位の教育目的に則して策定されており、ホームページやオープンキャンパス等を通して周知している。入学者の受入れは、多種多様な選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに即した能力・資質を有する者を選抜している。また、学生を入学試験制度別に分類し、在学中の成績状況等推移のデータを調査・分析することにより、入学試験制度が適正であるかの検証を行っている。入学定員の確保については、在籍学生が適正に維持されるように入学定員の変更や広報活動を行い、改善に努めている。

学修支援体制は、キャンパスごとの教員組織及び事務組織の協働により、学生一人ひとりに対し充実した支援を行っている。また、大学は、学部、研究科の教育目的達成のため、校地、校舎等の学修環境及び教育研究環境を適切に整備している。

〈優れた点〉

○入学試験における面接において、全学的にルーブリック評価表を導入して、公平性を保ちながら各学部のアドミッション・ポリシーに即した学生を選抜している点は評価できる。

○板橋キャンパスでは、全ての講義が録画され、学内で視聴することが可能な授業収録配信システムを整備し、学生の復習に役立てている点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学全体及び学部・学科、研究科・専攻単位のディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧、履修要項、ホームページ等で周知している。学部・学科、研究科・専攻は、それぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定め、

進級、卒業判定を厳正に行っている。授業科目は、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身に付けるために、体系的な教育課程が編成され、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を保っている。加えて、全学的に GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学修の成果を客観的な数値で評価することで、成績不振学生への学修指導や成績優秀者の表彰等に活用している。

〈優れた点〉

○学生に修得を保証する資質・能力を、社会情勢や学問の変容・発展を踏まえて「修得目標」として再定義し、ディプロマ・ポリシーを具体化・補完して資質・能力の育成、評価に活用する取組みは高く評価できる。

○八王子キャンパスにおいて、アクティブ・ラーニング型授業を実践するための施設が充実しており、その施設を利用して他者と共同する態度や技能を身に付けることができる授業が行われている点は評価できる。

○八王子キャンパス、宇都宮キャンパスにおいて、学生カルテ、ディプロマ・サプリメントを含む学生ポートフォリオなどを整備し、有効に活用している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

理事長を兼務する学長は、「帝京大学自己点検・自己評価委員会」の委員長として教育研究活動等の状況について点検・評価及び教育課程の編成に関する全学的な方針の策定等を行うとともに、教学マネジメントに関わる方針の策定を担いリーダーシップを発揮している。学長が教育改革を進めるための補佐体制として、令和 3(2021)年 4 月に学長室を設置した。また、各学部・研究科では、設置基準に基づき教育目的及び教育課程に則した科目と教員を配置している。大学における事務分掌は、役割を明確にし、適切な人数の事務職員を配置するとともに、職員研修を組織的に計画・実施し業務遂行能力の向上を図っている。

研究活動においては、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、法令を遵守し、質保証を担保するために適宜対応している。理事会は令和 2(2020)年度において 6 回開催され、その運営は「学校法人帝京大学寄附行為」に基づき行われている。法人は、自主的な行動規範として、帝京大学運営指針（帝京大学版ガバナンス・コード）を定め、理事会の役割や運営、理事の責務や学内理事及び学外理事の役割について明記している。

財務運営は、中長期計画に基づいた施設・設備投資の事業計画の策定及び予算編成方針を設定し、適切に行っている。監査体制については、監査法人、監事、内部監査室による三様監査を実施している。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年 3 月に板橋キャンパスが大学・病院における事業所としては初めて東京都から「優良特定地球温暖化対策事業所（準トップレベル事業所）」に認定され、令和

2(2020)年度まで継続して認定を受けていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価に関する方針は、学則で明示し、教育目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を具現化するために、組織及び責任体制を明確にして内部質保証を推進している。「帝京大学自己点検・自己評価委員会」は、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施していくため、組織が合意した測定可能な評価指標及び評価基準を設定し、得られたデータを評価することにより、PDCA サイクルを確立している。収集・分析した全学的なデータは、冊子印刷の上、学内関係者に配付しているほか、一部のデータは、「自己点検評価書」とともにホームページで公表している。

総じて、大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的の達成のために教育課程編成、教育研究組織、学修環境及び学修支援体制を整備している。教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支える組織が構築され適切に機能している。経営・管理と財務は、経営の規律と誠実性が維持され、責任と権限を明確にした運営が行われている。内部質保証は、自己点検・評価及び IR(Institutional Research)を活用した調査・分析により三つのポリシーを起点とした教育の改善・向上の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携の推進」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 医療系学部合同授業「ヒューマンコミュニケーション」、「医療コミュニケーション」について（板橋キャンパス）
2. アイデアを形に 学びと創造の道具箱（八王子キャンパス）
3. 質の高い学習者本位の教育

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、学則第 1 条、大学院の使命・目的は、大学院学則第 2 条にそれぞれ定められており、養成する人材像を簡潔な文章で記載している。また、教育目的については、大学は学則第 5 条で学部・学科ごとに、大学院は大学院学則第 7 条で研究科・専攻ごとに定めている。

使命・目的は、建学の精神が反映され、教育目的は各学部・学科、研究科・専攻ごとの個性・特色及び具体的な目指す方向性を記載している。

使命・目的及び教育目的は、社会の情勢、ニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の改正は、各学部・学科、研究科・専攻ごとに意見の集約を行い、学長室で取りまとめ、理事会及び評議員会の承認を受けている。使命・目的及び教育目的は、ホームページ、学生便覧、入学試験要項等に記載し、学内外に周知している。

中長期計画策定の目的は、使命・目的及び教育目的等を具現化するためであることを中長期計画の前文で示している。大学は、内部質保証を大学一体で機能させるために大学全体の三つポリシーを使命・目的及び教育目的に即して審議・決定し、平成 30(2018)年度から運用している。

各キャンパスには、使命・目的及び教育目的を達成するために教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは、大学全体及び各学部・研究科単位の教育目的に則して策定されており、入学試験要項、ガイドブック、ホームページなどの各種媒体や、オープンキャンパス、進学相談会などの機会を通して周知している。
入学者は、多種多様な選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに即した能力・資質を有する者を選抜しており、学生を入試制度別に分類し、在学中の成績推移等のデータを調査・分析することにより、入学試験制度が適正であるかを検証し見直しを行っている。また、入学試験問題は大学独自に作成している。多くの学科では定員に則した適切な学生受入れ数を維持している。

〈優れた点〉
○入学試験における面接において、全学的にルーブリック評価表を導入して、公平性を保ちながら各学部のアドミッション・ポリシーに即した学生を選抜している点は評価できる。

〈改善を要する点〉
○理工学部バイオサイエンス学科及び福岡医療技術学部作業療法学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっている点について改善を要する。

〈参考意見〉
○理工学部情報電子工学科の収容定員充足率が超過していることについて、令和 4(2022)年度から入学募集定員枠を増やし改善に取組んでいるが、適切な教育環境の確保に関する具体的な方策を検討することが望まれる。
○医療技術学部柔道整復学科の収容定員充足率は、今後も継続して入学生確保のための努力が望まれる。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、キャンパスごとの教員組織及び事務組織の協働により、学生一人ひとりに対して行われるように整備・運営している。また、全学部において基本的に担任制を採用し、全ての学生に対し個別の学修指導ができる体制を整えている。障がいのある学生への配慮に関する大学全体の方針については、ホームページに掲載しており、学生の要望に応じた支援体制を整備している。オフィスアワー制度は、全学的に実施されており、全キャンパスにおいて教育の補助的業務に TA あるいは SA(Student Assistant)制度を活用している。

中途退学、休学、留年等へ対応策として、「学生カルテ」「出席管理システム」、GPA 制度等を活用しており、欠席回数の多い学生や GPA が一定基準に到達していない成績不振学生に対して、面談指導等を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科ごとに異なる学生の志向・就職活動を支援するため、キャンパスごとに教員とキャリアサポートセンターなどの職員が連携する仕組みを整備し、学生の就職活動に対する相談に応じている。八王子キャンパスでは、1 年次からキャリア支援イベントや「ライフデザイン演習」「基礎演習」などの正課授業を通してキャリアガイダンスを実施し、キャリアプランを描ける教育課程を整備している。また、宇都宮キャンパスの理工学部と経済学部地域経済学科では、社会的及び職業的自立を目的として、2 年次から 4 年次にキャリア教育科目を体系的に配置している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスの事務組織と、学生生活支援を担当する教員との教職協働により、健康管理、奨学金、課外活動、学生相談等の業務を行っている。奨学金は、地方公共団体、民間の団体などが実施する奨学金制度とともに、大学独自の多様な奨学金制度を設けて学生生活の安定のための支援を行っている。学生の課外活動については、援助金の支給や、クラブ棟の改修及び専門分野の教員や技術職員による技術面の支援を行っている。

心身に関する健康相談は、随時学生対応ができる体制が整備され、相談内容によっては、

教員と職員が連携し、保護者も交えた面談を行っている。また、継続的な支援が必要な場合には、臨床心理士が対応するなど、専門的支援を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学部、研究科の教育目的達成のため、校地、校舎等の学修環境及び教育研究環境を適切に整備している。実習施設及び図書館は、各学部の特色に合わせて整備されており、グループ学習、アクティブ・ラーニング型の授業等に利用されている。また、各キャンパスにはパソコンルームを設置しており、コンピュータ機器を適切に整備している。また、スロープ、手すり、点字ブロック等の設置による移動円滑化経路の整備や、多目的トイレ等を設置し利便性に配慮している。

授業は、学生の快適な授業環境及び充実した授業内容を維持するための適切な学生数による授業編成に配慮している。

建物は、全て耐震基準に適合している。

〈優れた点〉

○板橋キャンパスでは、全ての講義が録画され、学内で視聴することが可能な授業収録配信システムを整備し、学生の復習に役立てている点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、キャンパスごとに実施している各種のアンケート調査からくみ上げており、各教員にフィードバックして授業改善報告書等を作成させ、教育内容・方法及び学修指導の改善に反映させている。

学生生活に対する学生の意見・要望は、各キャンパスの「学生課」「学生サポートセンター」等が窓口となり、「学修行動調査」等から把握に努めている。

学修環境に関する意見・要望については、学生アンケートによる施設・設備に関する満足度調査結果や学生部長直通便、学生委員長直行便・研究科長直行便など学生が直接要望や意見を投かんできる制度を活用して、意見・要望の把握に努め、改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び学部・学科、研究科・専攻科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧、履修要項、ホームページなどで周知している。また、各学部・学科、研究科・専攻は、それぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定め、学科会議において審査を行い、それをもとに学部教授会で審議し、学長が進級、卒業判定の決定を厳正に行っている。加えて、全学的に GPA 制度を導入し、学修の成果を客観的な数値で評価を行い、成績不振学生への学修指導や成績優秀者の表彰等に活用している。

〈優れた点〉

○学生に修得を保証する資質・能力を、社会情勢や学問の変容・発展を踏まえて「修得目標」として再定義し、ディプロマ・ポリシーを具体化・補完して資質・能力の育成、評価に活用する取組みは高く評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び学部・学科、研究科・専攻科のカリキュラム・ポリシーを策定し、大学のホームページに公開し、学生便覧、履修要項に掲載している。また、全授業科目においてシラバスを作成し、それぞれの科目の授業の概要、授業計画、到達目標、成績評価基準などを明記している。また、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身に付けるために、体系的な教育課程がカリキュラム・ポリシーに基づいて編成され、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を保っている。教養教育については「教養教育ミッション」を策定し､教育課程に反映している｡授業方法についてはいずれのキャンパスにおいても、グループワークや実技等のアクティブ・ラーニングや ICT（情報通信技術）の活用などの工夫を行っている。また、授業方法の改善を進めるための組織体制も整備している。

〈優れた点〉

○八王子キャンパスにおいて、アクティブ・ラーニング型授業を実践するための施設が充実しており、その施設を利用して他者と共同する態度や技能を身に付けることができる授業が行われている点は評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するとともに、アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づき、キャンパスごとの自己点検・自己評価委員会や FD 委員会、若しくは各学部・学科において、学修成果及び三つのポリシーの達成状況を点検・評価している。また、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、学修行動調査、卒業時の満足度調査などを実施し、学修成果を点検・評価している。学修成果の調査結果は、ワークショップの開催や、授業改善報告書の作成などにより教員間で共有され、各教員の教育内容・方法等の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○八王子キャンパス、宇都宮キャンパスにおいて、学生カルテ、ディプロマ・サプリメントを含む学生ポートフォリオなどを整備し、有効に活用している点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

帝京大学自己点検・自己評価委員会は、理事長、学長、副学長、各学部長等で構成され、教育研究活動等の状況について点検・評価及び教育課程の編成に関する全学的な方針の策定等を行うとともに、教学マネジメントに関わる方針策定の役割も担っている。

令和 3(2021)年度には、学長のリーダーシップに基づき教育改革を進めるために学長室を設置した。学長室は、教学面における共通方針の策定に加え、各部局の活動の点検や学内資源の有効活用においても、学長を補佐することとしている。また、同年度には学修者視点に立った「教育の質保証」を実現するために教育改革委員会も設置し、これまでキャンパス単位を基本として進めてきた教学マネジメントを、より全学的な教学マネジメント体制として再構築するための検討を進めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定められた必要教員数を充足し、各学部・学科の教育目的及び教育課程に即した科目と教員を配置している。教員の採用・昇任については「帝京大学教員採用基準」「教員昇任・採用内規」に基づき、「帝京大学教員採用規程」「帝京大学教員昇格規程」等に定められた手続きにより行っている。

また、教育研究活動向上のための FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の取組みについては、キャンパス単位又は学部単位で取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上については、大学全体の取組みとして「職階別研修」「目的別研修」「リーダー育成研修」「外部機関研修」「自己啓発研修」の 5 種類の職員研修を組織的に計画・実施し、研修未参加の職員に対しては、部内会議・ウェブ会議システム・DVD 等にて研修内容を周知し、業務遂行能力の向上を適切に実施している。また、教員と合同の FD・SD の取組みとしては、介護準備セミナーやハラスメントセミナー等を実施し、職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

キャンパスごとに研究環境の整備・充実を進めていることに加えて、令和 3(2021)年 4 月には大学全体の研究力向上、研究活動の活性化を目的として、先端総合研究機構を創設している。また、研究者行動規範を制定するとともに、「研究活動に係る不正行為防止に関する規程」「研究データの保存等に関するガイドライン」「医学系研究倫理委員会規程」等を制定し、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。研究用予算として、個人研究費や学内研究費など研究活動支援の環境を整備するとともに、競争的外部資金獲得を支援するなど、研究活動への資源配分と人的支援を適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学則、大学院学則、公益通報者保護規則をはじめとする規則の整備に加えて、社会からの信頼を得るための自主的な行動基準として、帝京大学運営指針（帝京大学版ガバナンス・コード）を策定し、公表している。

学長室を事務局として「帝京大学自己点検・自己評価委員会」を中心とする自己点検・評価体制を構築し、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

環境保全については、維持管理・省エネ部会にて定期的に情報共有を行い、施設・設備の最適運用に努めている。人権については、「学校法人帝京大学個人情報保護規程」「学校法人帝京大学ハラスメント防止規程」等の規則を整備し、学生・教職員に周知し、適切な運用に努めている。安全への配慮については、キャンパスごとに危機管理に関するマニュアルを作成し、避難訓練などを実施している。

〈優れた点〉

○平成 29(2017)年 3 月に板橋キャンパスが大学・病院における事業所としては初めて東京都から「優良特定地球温暖化対策事業所（準トップレベル事業所）」に認定され、令和 2(2020)年度まで継続して認定を受けていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は令和 2(2020)年度において 6 回開催され、その運営は「学校法人帝京大学寄附行為」に基づき行われている。また、帝京大学運営指針（帝京大学版ガバナンス・コード）の中で理事会の役割や運営、理事の責務や学内理事・学外理事の役割について明記している。

日常的な法人運営に関する判断は、理事会・評議員会で承認された事業計画や方針のもと、当該部署と協議をしながら理事長が執行し、本部事務部が指示を受け、各キャンパスや部門へ対応を促している。日常の法人運営において理事長を補佐し、事業を円滑に執行できるよう「学校法人帝京大学役員職務規程」を定め、職務を分掌している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を、副学長が常務理事を兼務し、理事や評議員にも教職員経験者が多数含まれる構成となっており、法人と大学の連携を円滑に行っている。教授会や各種委員会には、教員に加え、事務部門からも参画しており、管理部門・教学部門の情報共有を図っている。また、理事長は、全学的な意思決定が円滑に行えるよう、年度初めに全学に向けて「基本方針」を示している。

常勤監事 1 人を含む監事 2 人に加え、内部監査室が設置され、監査法人を加えた三様監査を実施している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度の金融資産は、資産運用管理の基本方針に基づき資産運用も分散投資を基本とし、リスク低減を図りながら安定した財務基盤を確立している。また、基本金繰入前当年度収支差額は常に収入超過を維持し、純資産構成比率も高い。安定した財務基盤のもとで、中長期計画に基づいた施設・設備投資の事業計画の策定及び予算編成方針を設定し、適切な財務運営を行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人会計基準」「学校法人帝京大学経理規程」に基づき、各キャンパス・事業所の会計担当部署が会計処理を適正に実施している。会計監査は、監査法人が年度の監査計画に基づき、各キャンパス・事業所への往査などにより、指摘・指導を実施している。資産運用管理については、月に 1 度見直しを行い、監事によるチェックを受けている。監事に

よる監査意見表明にて会計方針・会計処理及び表示についての確認を行うことで、会計監査の体制と厳正な実施体制を確保している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価に関する方針は、学則及び大学院学則で明示され、教育目的及び三つのポリシーを具現化するために､組織及び責任体制を明確にして内部質保証を推進している。

「帝京大学自己点検・自己評価委員会」で示された基本方針は、各キャンパス・本部の自己点検・自己評価委員会を通じて学内周知され､「帝京大学自己点検・自己評価委員会」が自己点検・評価推進体制の中心としての責務を果たしている。「帝京大学自己点検・自己評価委員会」は理事長が委員長となり、リーダーシップを発揮している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「帝京大学自己点検・自己評価委員会」では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施していくために、組織が合意した測定可能な評価指標及び評価基準を設定し、得られたデータを評価することにより、PDCA サイクルを確立している。学長室で収集した「学部、学科別退学者数及び留年者数の推移」「卒業後の進路先の状況」等の全学的なデータは、冊子印刷の上、学内関係者に配付しているほか、一部のデータは、自己点検評価書とともにホームページにて公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の起点となる「帝京大学中長期計画」は、必要に応じて「帝京大学自己点検・自己評価委員会」において見直しを行っている。アクション・プランは、中長期計画に掲げる各項目の中から各キャンパスで重点行動計画を選定及び策定しており、学部・学科、研究科と大学全体で整合性のある PDCA サイクルの仕組みを確立している。

平成 26(2014)年度に受けた大学機関別認証評価の結果を踏まえて見直された「帝京大学中長期計画」に基づきアクション・プランが策定され、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携の推進

Ａ－1．研究成果の還元

A-1-①　産学連携の推進

Ａ－2．地域の拠点

A-2-①　地域連携事業の推進

【概評】

研究成果の還元を意図した産学連携活動として、板橋キャンパスでは、医療系の学部の強みを生かした医学医療分野の研究を中心に活発に行っている。八王子キャンパスでは、産学連携による「帝京大学発ヨーグルト」の製品化プロジェクトを進めており、それに参画する教員の演習科目において、受講学生が参加することによって学修する良い機会となっている。宇都宮キャンパスでは、自動車、航空宇宙、医療など五つの重点分野から成る「とちぎ産業プロジェクト」に監事として積極的に参画している。また、学生による手作り人工衛星「TeikyoSat-4」の製作についても産業界の協力を得て、宇宙空間での実験成果が期待される。このように、各キャンパスの立地条件を生かした多くの産学連携活動を帝京大学中長期計画の一つとして積極的に推進していることは、特筆すべき点である。

地域連携事業の推進については、各キャンパスが地域の拠点として貢献している。板橋キャンパスの看護学科は、地域住民を対象に健康相談や健康講座及びがん患者とその子どもをサポートするプログラムを定期的に開催している。スポーツ医療学科救急救命士コースでは、地域防災訓練での指導や板橋 City マラソンの救命ボランティア等を行っている。薬学部では板橋区児童館と連携し、「子育て応援教室」を年 10 回実施している。八王子キャンパスでは、「大学等と連携した観光経営人材育成事業」に選定され、新たな教育プログラムを開発している。宇都宮キャンパスでは、「大学コンソーシアムとちぎ」に参画し活動している。また、福岡キャンパスでは、「医療と健康」をテーマとした公開講座、ボランテ

ィアサークルである「安心安全ていきょう隊」の取組みがある。このように地域に密着した数多くの地域連携事業について高く評価できる

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 医療系学部合同授業「ヒューマンコミュニケーション」、「医療コミュニケーション」について（板橋キャンパス）

医学部・薬学部・医療技術学部による学部横断型カリキュラムとしてチーム医療に欠かせないコミュニケーション教育を 1 年次に「ヒューマンコミュニケーション」、4 年次に「医療コミュニケーション」を実施している。これらの合同授業は同じキャンパスに医療系学部が集結し、医学部附属病院が隣接する本キャンパスならではの恵まれた教育環境を活かし、現代医療に不可欠となったチーム医療において即戦力となる人材を養成するための多職種連携教育の授業である。

例えば「医療コミュニケーション」では、チーム医療の重要性を理解し、多職種から構成されるチームで患者に関する情報を正確に伝達し合い、共有するコミュニケーション能力、そして身体的・心理社会的問題を抽出・整理し、解決の方向を見出す能力を習得することを目的として実施しており、令和 2(2020)年 9 月に実施した「医療コミュニケーション」では、臨床検討事例「糖尿病を放置し足壊疽を発症した 50 歳代男性のケース」について、グループワークを実践した。学生はそれぞれが志す医師・薬剤師・看護師・視能訓練士の立場から意見を出すことで、多角的な視点から患者をとらえることができ、多職種間コミュニケーションの重要性および多職種連携による医療チーム力の向上を実体験した。

2. アイデアを形に　学びと創造の道具箱（八王子キャンパス）

ACT は、学生の授業外学修と自律的学修支援を目的とした複数のラーニングコモンズの集合体である。（ACT1･ACT2･ACT3・ACTrium、PC 369 席、グループ学習室 11 室）

学生の学びの段階に合わせ、情報を収集、議論し、創造・編集、発信・発表するまでの自律的学修過程を 4 つの施設でフォローしている。

特に ACT3 は、学生のアイデアを形にすることに特化した空間であり、ホワイトボード仕様の机や、ペーパーシートを備えた机等、アイデアを共有しプロトタイプ化するためのツールを備えている。また、ラーニングコモンズ全体で共読サポーターズによる本のディスプレイを展開し、知的好奇心を刺激する空間をデザインしている。さらに、学修基礎力獲得が必要な学生の学修支援のため、学生組織（ピアサポーター）が常駐して授業外の学修のサポートを行っている。

3. 質の高い学習者本位の教育

本学では､自己点検･自己評価委員会を中心に実施してきた既存の自己点検活動に加え、より質の高い学習者本位の教育を実現するべく、令和 2(2020)年度より学士課程の教育のあり方の抜本的な再定義に着手した。これに向け、令和 2(2020)年 11 月に各学部の代表教員等から成る教務システム／学修ポートフォリオ検討委員会を設置し、同委員会での討議を通じて、ディプロマ・ポリシーを補完する「修得目標」の策定、同修得目標を指針とし

たカリキュラムの点検、その獲得状況の評価方針の具体化、を推進してきた（資料特-3-1~特-3-3)。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 41(1966)年度
所在地　　東京都板橋区加賀 2-11-1
東京都八王子市大塚 359
栃木県宇都宮市豊郷台 1-1
福岡県大牟田市岬町 6-22
東京都千代田区平河町 2-16-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	日本文化学科　史学科　社会学科　心理学科
外国語学部	外国語学科
教育学部	教育文化学科　初等教育学科
経済学部	経済学科　国際経済学科　地域経済学科　経営学科　観光経営学科
法学部	法律学科　政治学科
医学部	医学科
薬学部	薬学科
理工学部	機械・精密システム工学科　航空宇宙工学科　情報電子工学科 バイオサイエンス学科　情報科学科（通信教育課程）
医療技術学部	視能矯正学科　看護学科　診療放射線学科　臨床検査学科 スポーツ医療学科　柔道整復学科
福岡医療技術学部	理学療法学科　作業療法学科　看護学科　診療放射線学科　医療技術学科
医学研究科	医学専攻
文学研究科	日本文化専攻　日本史・文化財学専攻　臨床心理学専攻　心理学専攻
薬学研究科	薬学専攻
経済学研究科	経済学専攻　経営学専攻　地域経済政策学専攻

法学研究科	法律学専攻
理工学研究科	総合理工学専攻　情報科学専攻（通信教育課程）
医療技術学研究科	視能矯正学専攻　看護学専攻　診療放射線学専攻　臨床検査学専攻 救急救護学専攻　スポーツ健康科学専攻　柔道整復学専攻
外国語研究科	超域文化専攻
保健学研究科	診療放射線科学専攻　看護学専攻
公衆衛生学研究科	公衆衛生学専攻
教職研究科	教職実践専攻
公衆衛生学研究科 （専門職学位課程）	公衆衛生学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 27 日	実地調査の実施　　10 月 27 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 29 日	10 月 29 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

31 東京工科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の理念は、大学の目的として簡潔な文章で学則に明文化され、これに基づく「基本理念」「具体的理念」「実学主義教育」により修得する「6 つの力」を「東京工科大学憲章」にまとめ、周知を図っている。

大学の使命･目的は､「全学教職員会」において学長が運営方針とともに説明を行うなど、役員や教職員の理解と支持を得ている。「基本理念」「具体的理念」は、SDGs 宣言採択を受けて、令和元(2019)年度に見直しを行い、キャンパス内への掲示、オープンキャンパスなどを通して学内外へ周知を図っている。「具体的理念」に基づく全学の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、この理念を一層具現化するために、「東京工科大学中長期計画」を作成している。使命・目的及び教育目的を達成するために教育研究組織を適切に整備している。

「基準２．学生」について

「基本理念」及び各学部の目的に応じたアドミッション・ポリシーを定め、周知を図るとともに、大学が求める学生を選抜できる体制を整えている。一部の大学院研究科の収容定員超過があるものの学部については、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。教職協働の「全学教育委員会」「学部教務委員会」などを設置し、学修支援を行っている。「インターンシップ」や「コーオプ教育」など、キャリア教育のための支援体制を整備している。

学務課学生係と学生委員会の教員との教職協働で、学生の健康面、精神面でのサポートを行っている。教育目的を達成するための、校地・校舎などの施設を整備しており、施設の維持管理も適切に行っている。学生からの意見要望は、「アドバイザー教員」との個別相談、毎年実施する在学生調査、卒業生調査などにより把握し、分析の上、必要な手立てを施す体制を確立している。

〈優れた点〉

○ネットワークサービスを通して蓄積された学生の出席をはじめ､さまざまなデータを｢中核データベース」に集約し、学生状況を把握することで問題の早期発見を可能とする体制を整えていることは評価できる。

○スクールバスに低ステップバスやノンステップバスを積極的に導入していることは、バリアフリーの観点から評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的及びディプロマ・ポリシーを学部及び研究科ごとに策定し、学生便覧やホームページへ記載して周知を図っている。大学院の学位論文に係る評価基準を定める必要があるものの、その他成績評価基準、進級要件などを学生便覧に記載して周知を図っている。卒業要件及び大学院の修了要件はそれぞれ学則に定め、教授会、研究科委員会で審議している。「基本理念」に基づいて定義した「6 つの力」の育成を意図して、カリキュラム・ポリシーを定め学生便覧等で周知している。シラバスへの担当教員の記載方法については、改善が必要であるが、その他の記載事項については適切に整備されている。履修単位の上限は、適切に設定している。「教養学環」は、学部を横断する組織として設置され、教養教育を担っている。「教育力強化委員会」が授業点検を実施している。

「大学での学びから得られた成果」の調査、卒業生による学修成果の達成度調査、授業アンケートによる教育成果の把握、就職状況調査及び国家資格の取得状況調査などの手法によって学修成果の点検・評価を行っている。

〈優れた点〉

○着任１年目の教員に参加を義務付けた、教員による「授業参観」を定期的に実施し、教授法についての意見交換の機会を設けていることは、全学的に教育力向上を目指す施策として評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐体制として、副学長及び学長補佐を配置している。大学全体の重要事項を審議するために「大学評議会」を設置するとともに、学部等においては、「教授会」「研究科委員会」及び各種専門委員会を設置している。教学に係る委員会等では、大学事務局職員を構成員とし、職員の観点からも発言・提案等を行う体制を構築している。

専任教員の採用及び昇任は、「東京工科大学教員採用選考規程」及び「東京工科大学教員の昇任に関する規程」に基づき人事委員会で審議・決定している。「FD 委員会」では、専任教職員を対象とする「全学教職員会」を開催して、種々の FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動を進めている。

「ナノテクセンター」では、理化学機器を設置し、全学の教員や学生が自由に利用できる環境を整えている。「東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為の防止に関する規程」を制定し、全教員に e ラーニングによる研修を課している。外部資金の獲得を目的として、産学連携担当の特任教授及び職員を配置している。

〈優れた点〉

○職員の「自己啓発支援制度」を設け、大学院の修学支援、資格取得の奨励及びデータサイエンス技術など時代に応じた自己啓発を積極的に推進しており、利用実績は良好であり現在はもとより将来に向けて必要な職員の資質・能力向上を図っていることは高く評価できる。

○「人工知能研究会」を設置し、各研究テーマにおいて、複数の学部の教員や学生が研究に参加する体制としていることは、研究にさまざまな視点を取入れられるとともに、教

員交流や協力関係を構築できている点は、高く評価できる。

〇理化学機器を共同利用できる「ナノテクセンター」を設置することで、高額・高性能な機器の導入を行いやすくするとともに稼働率向上を図っており、費用対効果は良好なものとなり、経営面からも有効に機能させていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめ、法人全体の諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、大学の使命・目的を実現するための継続的努力を行っている。「労働安全衛生管理規程」や「ハラスメントの防止に関する規程」等を定めて教職員・学生等の安全・人権に配慮している。大学院の学位論文評価基準を除き、教育研究活動の状況についての情報は概ね適切に公表されている。

常勤理事・評議員会を毎月開催し、理事長の諮問機関として機能するとともに、理事会から権限移譲された事項等を執行し、業務の円滑な運営を図っている。監事・評議員は、寄附行為の定めに従って選任しており、理事会・評議員会への出席状況は適切である。

令和 2(2020)年度までの 5 か年度とも当年度収支差額はプラスとなり、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準に則して適切に行っている。会計監査は、監事及び監査法人による監査を定期的に実施している。監査の実効性を高めるため定期的に監事と監査法人の実務面談を実施している。

〈優れた点〉

〇法人事務組織の会議体である「法人部長会」や各設置校の次長職以上が一堂に会して実施する「合同部長会」を定期的に実施し、理事長をはじめとした関係者間の情報共有、意見調整が行われている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「東京工科大学内部質保証の方針」を定め、内部質保証のための組織として学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、大学の教育研究活動の有効性について継続的に検討し、質の保証・向上を図っている。

「IR センター」を設置し、現状把握のための調査分析を行える体制を整え、入試、学務、就職といった教学全般にわたってデータの収集・分析を行っている。分析結果は、「企画推進会議」に報告した後、各学部の教育・研究の討論の場である「アゴラ」において、三つのポリシーとの整合性について検証している。

自己点検・評価委員会及び各学部等の専門部会が、大学及び各学部、研究科、附属機関の現状把握と三つのポリシーを起点とする点検・評価を実施し、結果をホームページで公開している。内部質保証の機能性に一部不十分な点があるものの、自己点検・評価の結果、学長の判断により、必要に応じて中長期計画を修正する仕組みとなっている。

総じて、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教学組織、学修環境、管理運営体制が整備され、財務基盤も安定している。建学の理念の実現に向けて、三つのポリシーに基づく教育の実践と PDCA サイクルを適切に機能させ、教学マネジメントの機能性を

より高めることが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.基本理念に基づく教育と研究」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. セラミックス複合材料センター（The Center for Ceramic Matrix Composites：CCMC）

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念は、簡潔な文章にまとめ、大学の目的として学則第 1 条に明文化している。建学の理念に基づく「基本理念」及び「具体的理念」「実学主義教育」により、修得する「6 つの力」であるラーニング・アウトカムズを「東京工科大学憲章」に定めている。大学の個性・特色を反映した「基本理念」に基づいて、各学科、専攻の教育研究上の目的をそれぞれ学則に定めている。

国連サミットでの SDGs 宣言採択など社会情勢の変化に対応するため、「基本理念」「具体的理念」を令和元(2019)年度に改訂している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、年度初めの「全学教職員会」において学長が運営方針とともに説明を行い、役員や教職員の理解と支持を得ている。「基本理念」「具体的理念」は、キャンパス内への掲示や学生便覧への掲載、各種ガイダンス、オープンキャンパスなどの機会を利用して学内外へ周知を図っている。「具体的理念」を一層具現化するために、平成30(2018)年度に「東京工科大学中長期計画」を作成し、「中長期計画推進委員会」のもと実施に向けての具体的な検討を行っている。

「基本理念」「具体的理念」に基づいて「6 つの力」の修得を意図した全学の三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために 6 学部 11 学科と「教養学環」、大学院 4 研究科 7 専攻に加え、ICT（情報通信技術）活用のための「先進教育支援センター」、実践的研究のための「片柳研究所」を設置するなど教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

「基本理念」に基づいた大学全体のアドミッション・ポリシー及び各学部の目的に応じたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページなどによって周知を図っている。アドミッション・ポリシーに基づき、入試問題の作成も含め入学者選抜実施に係る学内体制を十分に構築するとともに、大学が求める学生を選抜できる適切な入試区分を複数設け、公正かつ妥当な方法で選抜している。また、法人の「情報企画戦略課」が中心となって、入試区分ごとの入学後の成績データなどを分析して、入学者選抜の検証を行うとともに、分析内容を学生支援に活用している。一部の大学院研究科に収容定員超過があるものの、学部については、過去 5 年間の収容定員に対する充足率は適性であり、在籍学生を適切に確保している。

〈改善を要する点〉

○工学研究科サステイナブル工学専攻博士前期課程及びバイオ・情報メディア研究科バイオニクス専攻博士後期課程の収容定員超過率が高く、改善が必要である。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働の全学組織として「全学教育委員会」「学生支援等連絡会」、各学部では教務委員会、学生委員会を組織し、学修支援を行っている。障がいのある学生への学修支援実現のため、各学部における「アドバイザー教員」が学務課と連携することにより、早期に情報を把握し、教職員で情報を集約している。また、オフィスアワー制度を導入し、学生へはシラバスにて周知している。演習、実験科目を中心に大学院学生による TA を配置し、受講者数の多い座学には SA(Student Assistant)を配置している。「出席管理システム」の活用、「学修支援センター」の強化、「アドバイザー教員」による学生個別指導などにより、退学者数は着実に減少している。

〈優れた点〉

○ネットワークサービスを通して蓄積された学生の出席をはじめ、さまざまなデータを「中核データベース」に集約し、学生状況を把握することで問題の早期発見を可能とする体制を整えていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のために、「フレッシャーズゼミ」をはじめ、社会人基礎力の涵養を目的としたキャリア科目群を初年次から体系的に開設している。「サービスラーニング」「インターンシップ」「コーオプ教育」など、社会の現場で体験的に学修する場を設けている。就職・進学のための学生相談の窓口として、八王子キャンパスに「キャリアコーオプセンター（CCC)」、蒲田キャンパスに「キャリアサポートセンター（CSC)」を設置し、学生支援に当たっている。この CCC、CSC 所属の職員は、各学部の就職委員会に参加するとともに、各研究室、ゼミの指導教員と緊密に連絡をとりながら就職内定が得られるまで支援する仕組みやサービスを提供している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスの充実のために、学務課学生係を設置し、各学部の教員、特に学生委員会の教員と連携し、学生の健康面、精神面でのサポートを行っている。広く学修機会を提供するために、大学独自の支援制度を設けるとともに、同窓会による奨学金などを積極的に学生へ紹介している。社会人となる前の重要な人間関係形成のために、サークルや同好会を通じた学生による自主的な団体活動を支援している。精神面でのサポートが必要な学生に対して「学生相談室」で臨床心理士がカウンセリングと助言を行うとともに、学生が自身の「アドバイザー教員」にさまざまな相談ができる「アドバイザー制度」、上級学年の学生の「ピアサポーター」としての採用など、支援体制を整えている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するための、校地、運動場、校舎などの施設は必要十分に整備しており、施設の維持管理も適切に行っている。図書館は、十分な蔵書を有し、開館時間も適切である。コンピュータなどの ICT 施設については、SINET（学術情報ネットワーク）による高速回線接続や学内ネットワークセキュリティのための外部業者による有人監視サービスを導入するなど、ICT 研究・教育推進のための環境を整えている。バリアフリーについては、八王子キャンパスの一部の建物を除いて、両キャンパスとも適切に整備されている。また、車椅子を利用する学生に不利益が生じないように授業が行われる教室を配置している。語学系の科目は、30 人を上限とし、その他の科目については、履修者の上限を 200 人と定め、150 人を超える履修のある授業には原則として SA 等の補助員を採用し、課題の提出状況のチェック、出欠の管理などに活用している。

〈優れた点〉

○スクールバスに低ステップバスやノンステップバスを積極的に導入していることは、バリアフリーの観点から評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生からの意見要望は、「アドバイザー教員」による個別相談、「学長室」「IR センター」が毎年実施する在学生調査、卒業生調査などにより、適宜くみ上げ、把握するとともに、分析の上、必要な手立てを施す体制を確立している。

学生生活に対する学生からの意見要望については、「アドバイザー教員」「ハラスメントを含めた学生意見を広く受止める窓口」「BBC（意見箱）」「保護者会」「学生相談室」など複数の手段でくみ上げるシステムを適切に整備して、改善に反映している。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析をして、八王子キャンパスでは、トイレの改修工事、自動販売機の設置や無線 LAN 環境の整備、食堂業者の選定・メニュー改善、蒲田キャンパスでは学生用ロッカーの定期的な入替えなどを実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及びディプロマ・ポリシーを学部及び研究科ごとに策定し、学生便覧やホームページへ記載して周知を図っている。成績評価基準、2 年次又は 3 年次の進級要件、卒業課題着手要件及び卒業要件を履修規程に定め、学生便覧に記載して周知を図っている。卒業要件は、学則第 32 条に定め、学部教務委員会、教授会で厳正に審議している。大学院の学位論文に係る評価基準を定める必要があるが、修了要件は、大学院学則第 33 条に定め、

研究科委員会で学位授与の可否について審議している。シラバスへの科目担当教員の記載方法については改善が必要であるが､その他の記載事項については適切に整備されている。

〈改善を要する点〉
○大学院において学位論文に係る評価基準の定めがないので改善を要する。
○シラバスへの授業担当者の記載について、複数の教員で担当している授業科目であるにもかかわらず、とりまとめ教員のみ記載としている点は、シラバスの目的及び閲覧する学生への配慮の観点から改善を要する。

〈参考意見〉
○複数学科で構成される工学部と医療保健学部については、ディプロマ・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。
○シラバスに、評価に含めていない基準が不明確な「出席点」や「平常点」との記載があるが、授業などで周知している具体的な評価方法・基準の記載が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧やホームページなどで周知している。カリキュラムを教養教育科目・基礎教育科目と専門科目に分け、それぞれ「基本理念」に基づいて定義した「6 つの力」の育成を意図して編成している。全学で共通のフォーマットでシラバスを作成し、概ね適正に第三者チェックも行っている。履修単位の上限は、適切に設定している。「教養学環」は、学部を横断する組織として設置し、全学的な教養教育を担っている。アクティブ・ラーニングの実施状況、教科書など教材の適切性及びカリキュラム・ポリシーやディプロマ･ポリシーとの整合性の確認などを目的とする「教育力強化委員会」が授業点検を実施している。「全学教職員会」は、教授法の改善をけん引している。また、「先進教育支援センター」を設置し、ICT を活用した授業実施の支援を行っている。

〈優れた点〉
○着任 1 年目の教員に参加を義務付けた、教員による「授業参観」を定期的に実施し、教授法についての意見交換の機会を設けていることは、全学的に教育力向上を目指す施策として評価できる。

〈参考意見〉

○複数学科で構成される工学部と医療保健学部については、カリキュラム・ポリシーについて学科ごとに定めることが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーにラーニング・アウトカムズを明記し、学内外に公表している。学修成果を適切に評価するため、各授業科目とラーニング・アウトカムズの対応関係を示したカリキュラムマップを作成している。「大学での学びから得られた成果」の調査、卒業生による学修成果の達成度調査、授業アンケートによる教育成果の把握、就職状況調査及び国家資格の取得状況調査などの手法によって学修成果の点検・評価が行われている。汎用的能力測定テストの結果を利用してラーニング・アウトカムズの到達度に換算する指標を設定し、学生にフィードバックしている。工学部では、別の汎用的能力測定テストの結果を利用して「コーオプ実習」の前後における資質・能力の変化について分析を行い、学生にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学長の職務を助け、有事等にその職務を代行する副学長を 3 人、学長業務の遂行を円滑にすることを目的とした

学長補佐を 3 人配置している。なお、副学長には学長が指定する担当業務を割当てることにより職務の明確化を図っている。

大学全体の重要事項を審議するに当たり、学長を議長とする「大学評議会」を設置するとともに、学部等においては、「教授会」「研究科委員会」及び各種専門委員会等を設置・運用している。それらの組織上の位置付けは、学則、「大学評議会規程」等で明確にし、教学マネジメントを機能させている。

教学に係る各種委員会等では、規則等に基づき大学事務局職員を構成員とし、職員の観点からも発言・提案等を行う体制を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに設置基準で定める必要専任教員数を確保するとともに、各養成施設指定規則で定められた有資格教員を適切に配置している。専任教員の採用は、人事選考委員会における候補者の審査と面接結果に基づいて人事委員会で審議・決定している。

専任教員の昇任については、各学部等の人事計画及び「東京工科大学教員の昇任に関する規程」に基づき、適切なプロセスにより運用している。

教育内容・方法等の改善は、「FD 委員会」で時代に即したテーマ設定を行い、種々の FD・SD 活動を「全学教職員会」として開催している。加えて、各学部・教養学環では、教育研究集会を月に一度開催し、教育・研究の改善等について議論する体制を構築している。

また、授業の評価体制として「教育力強化委員会」が企画する授業点検の後、評価側と授業担当教員のディスカッションを通じて授業改善を行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上は必須であるとの考えのもと、「東京工科大学における SD に関する基本方針」に基づき、全教職員対象の FD・SD として開催する「全学教職員会」を実施している。また、業務内容に応じた職員個々の SD 活動として、外部機関や団体が実施す

る研修会等に参加し、業務領域における新たな知見を深めている。
大学を含めた各設置校の職員を対象に、管理・一般職など階層別の研修を実施している。

〈優れた点〉

○職員の「自己啓発支援制度」を設け、大学院の修学支援、資格取得の奨励及びデータサイエンス技術など時代に応じた自己啓発を積極的に推進しており、利用実績は良好であり現在はもとより将来に向けて必要な職員の資質・能力向上を図っていることは高く評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学附置「片柳研究所」に設置した全学共通施設「ナノテクセンター」では、教員や学生が研究で使用する理化学機器を設置し、自由に利用できる環境を整えている。

研究倫理の確立と運用として、「東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為の防止に関する規程」を制定し、全教員に e ラーニングによる研修の受講を課している。また、「研究倫理ガイド」を配付するとともに、「全学教職員会」において研究倫理とコンプライアンス等に関する研修会を行っている。

外部資金の獲得推進を目的として、産学連携担当の特任教授及び職員を配置するとともに、「片柳研究所」のホームページで研究成果と産学連携体制の発信等を行っている。

また、研究活動への資源配分については、「教育研究費に関する規程」に基づき、「個人研究費」「経常機材費」「消耗品費」を学部と大学院に分けて適切に配分し運用している。

〈優れた点〉

○「人工知能研究会」を設置し、各研究テーマにおいて、複数の学部の教員や学生が研究に参加する体制としていることは、研究にさまざまな視点を取入れられるとともに、教員交流や協力関係を構築できている点は、高く評価できる。

○理化学機器を共同利用できる「ナノテクセンター」を設置することで、高額・高性能な機器の導入を行いやすくするとともに稼働率向上を図っており、費用対効果は良好なものとなり、経営面からも有効に機能させていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめ、法人全体の諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、大学の使命・目的を実現するため理事長会議等で議論を重ねて、継続的努力を行っている。大学院の学位論文評価基準を除き、教育研究活動の状況についての情報は概ね適切に公表されている。

環境に優しいエネルギーシステムを導入する等、環境保全に努めている。また、「労働安全衛生管理規程」や「ハラスメントの防止に関する規程」等を定めて教職員・学生等の安全・人権に配慮している。「災害対策マニュアル」を作成して、災害等に備えている。

〈改善を要する点〉

○大学院の学位論文に関わる評価の基準をホームページなどに公表していないため改善を要する。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事会を定期開催し、法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議している。

「常勤理事・評議員会」を毎月開催し、理事長の諮問機関として機能するとともに、理事会から権限移譲された事項等を執行し、業務の円滑な運営を図っている。

理事会への理事の出席状況は良好であり、理事会は適切に機能しており、効率的な法人運営を実現している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、学長、事務局長からなる理事長会議を原則毎月開催し、その他の諸会議等とともに理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携及び相互チェックは、理事長会議、大学運営会議、法人部長会等により体制を整えており、適切に機能している。また、これらの会議やその他の委員会において教職員からの提案や意見を取入れている。

監事の選任は適切に行われ､法人の業務､財産及び役員の執行状況に関して監査を行い、監査報告書を作成し報告している。

評議員の選任は適切に行われ､評議員会は理事会の諮問機関として適切に機能している。

〈優れた点〉

○法人事務組織の会議体である「法人部長会」や各設置校の次長職以上が一堂に会して実施する「合同部長会」を定期的に実施し、理事長をはじめとした関係者間の情報共有、意見調整が行われている点は評価できる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

収入と支出のバランスについては、令和 2(2020)年度末の繰越収支差額はマイナスとなっているが､令和 2(2020)年度までの 5 か年度とも当年度収支差額はプラスとなっている。令和 2(2020)年度は、事業活動収支差額比率や流動比率が高く、安定した財務基盤を確立している。教育環境、教育施設整備は、年次計画により整備している。

外部資金の導入については、申請書の添削・面談指導を行うなど獲得支援策を講じており、その結果獲得額も増加傾向にある。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に則して適切に行っている。予算は、私立学校法及び寄附行為の定めに基づき作成し、予算執行については、経理規程・経理規程施行細則に基づき行われ、支出管理している。

会計監査は、監事及び監査法人による監査を定期的に実施している。監査の実効性を高めるため定期的に監事と監査法人の実務面談を実施している。また、監査法人は理事長ともディスカッションの機会を毎年設けている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の「基本理念」等の実現のために「東京工科大学内部質保証の方針」を定め、これに基づき、大学の教育研究活動の有効性について継続的に検討し、質の保証・向上を図っている。内部質保証のための組織として「大学評議会」に学長を委員長とする自己点検・評価委員会、学部や研究科、附属施設には自己点検・評価部会を設置している。自己点検・評価の結果に応じて、中長期計画実現のための改善や学長方針の見直し、修正を行う体制となっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 26(2014)年度の機関別認証評価を受けた後、平成 30(2018)年度と令和 2(2020)年度に日本高等教育評価機構の基準に基づく自己点検・評価を大学及び各学部で実施し、結果をホームページで学内外に公表している。「教育力強化委員会」を組織し、委員会メンバーによる授業参観を実施しており、全専任教員の授業方法・内容等を点検・評価することにより教育の質の向上を図っている。学長のもとに「IR センター」を設置し、現状把握のた

めの調査分析を行える体制を整え、入試、学務、就職といった教学全般にわたってデータの収集・分析を行っている。分析結果は「企画推進会議」に報告した後、各学部の「アゴラ」において、三つのポリシーとの整合性について検証している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会及び各学部等の専門部会が大学及び各学部、研究科、附属機関の現状把握と三つのポリシーを起点とする点検・評価を実施し、結果をホームページで公開している。内部質保証の機能性に一部不十分な点があるものの、自己点検・評価の結果、効果が上がった点の発展計画や改善が必要な点の改善計画について、学長の判断により、必要に応じて中長期計画を修正する仕組みとなっている。

履行状況調査において、平成 27(2015)年度に入学定員超過の改善に努める旨の改善意見が付されたが、翌年度の入学試験において改善されている。

〈改善を要する点〉

○学位論文審査基準の未策定、未公表、シラバスの記載の不備など改善を要する事項があり、内部質保証に向けた取組みに改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 基本理念に基づく教育と研究

A－1. 戦略的教育プログラムによる教育

A-1-① 実学教育、教育力の強化や社会の要請に基づいた教育の実践

A-1-② 教育の効果

A－2. 先端的 AI 研究と学生の参画（教育効果）

A-2-① 全学的研究テーマの設定と適切性

A-2-② 研究の成果

【概評】

実学教育を推進する教育、教育力の強化につながる教育、社会の要請に基づいた教育に重点を置いて始めた「戦略的教育プログラム」には、ICT を利用した教育プログラムが多く、大学の個性が色濃く反映されている。大学の「基本理念」に裏打ちされた戦略的実学

教育は、総合的な学修経験と創造的思考力の醸成に寄与するものであり、今後、学部・学科を横断した教育プログラムとして、正課教育の学修達成度にも大きな影響を及ぼすと期待される。

大学の具体的理念に掲げた「先端的研究を介した教育とその研究成果の社会還元」に合致する取組みとして、各学部の AI（Artificial Intelligence：人工知能）の応用面への研究を全学的なテーマとして選定し、先端的 AI の研究推進として「人工知能（AI）研究会」を設置した。令和 2(2020)年度現在、研究テーマとして、①AI 支援を用いた、がん iPS 細胞の薬剤探索研究②AI を用いた画像解析によるサケの雌雄判別③深層学習による「雰囲気」の理解と説明文・対話文の生成④ブロックチェーンと AI の融合領域創成研究⑤メディアコンテンツにおける AI の活用⑥未来型風力発電システム技術の開発⑦医療福祉領域の教育・臨床のためのオントロジー開発⑧感性によるデザインスケッチと AI の活用についての研究⑨AI を用いた切り込み平面からの展開構造デザインの研究―など、AI の応用面の研究のため 6 学部にそれぞれ分科会を設置して新規の応用分野の開拓を行っている。必要に応じて研究計画の追加や見直しを行っており、学生が主体となった研究推進や学生による学会発表や学術論文発表を実現するなど、教育と研究の相乗効果を生んでいる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. セラミックス複合材料センター（The Center for Ceramic Matrix Composites：CCMC）

（1）セラミックス複合材料センター（CMC センター）の学内での位置付け

CMC センターは、日本における CMC 開発の中心となる研究センターを設立したいという産業界の求めに応じて、平成 29（2017）年 4 月に本学片柳研究所内に創設された研究施設である。本センターで扱う CMC は、航空・宇宙分野から自動車などの広範囲な応用分野を持つ材料として注目されている。

（2）CMC の研究開発活動

CMC センターでは経済産業省、（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構、内閣府、文部科学省、（国研）科学技術振興機構により行われているプロジェクトに参画し、国内の関連重工業、素材関連企業との連携を取りながら CMC の実用化支援を行なっている。センターでは本学教授、特別研究教授、客員教授、助教の 6 人の教員が主となって先端素材分野、材料プロセス分野、材料信頼性試験評価分野、理論解析分野、コンピュータ技術利用分野における様々な研究開発を行なっている。

（3）センターにおける対外活動

センターでは産学連携活動や関連分野普及のためのシンポジウムを定期的に行うとともに必要に応じてセミナーを実施し、研究成果や知識の社会還元に努めている。また、（一社）日本ファインセラミックス協会内に CMC コンソーシアムを設立し国内企業への技術普及活動も行なっている。この活動では、CMC に直接関係する技術分野だけでなく、コンピュータ利用技術などの学内にあるポテンシャルを活かした分野の普及活動も行なっている。国内外の学会発表でも成果を公表しており、CMC 関連分野で主要な国際会議では基調講演や招待講演を行なっている。

（4）センターにおける学内教育活動

学内との連携においては工学部機械工学科、応用化学科の学生の卒業論文、修士論文の研究指導を当該分野担当教員との密接な連携のもとに行なっている。この活動では、研究課題に対する国際的動向、国内企業の研究開発に対する考え方、企業と大学との連携における役割分担、国研を含めた国内プロジェクトへの対応など、通常の授業では得ることのできない知識と経験を与えることとなっている。現在は 7 人の卒業論文学生、1 人の修士論文学生がセンター内において研究活動を行なっている。本年度からはアメリカ合衆国、ヨーロッパ（イギリス、フランス、ドイツ）との国際共同研究を CMC センターが中心となって行うプロジェクトが開始する学生が国際的な研究開発の現場に直接触れることができる機会として大いに役立つことが期待されている。

（5）センター設置の利点

CMC の総合的な研究所は、日本はもとより国際的にも初めてのものである。本センターはその優位性を生かして、国際的にもこの分野の研究をリードしているといえる。特に、「実学主義教育」を重視する本学の教育において、学生時代からそのような研究過程を目の当たりにすることは、エンジニアを志すうえでの大変貴重な経験となる。さらに、CMC センター内での教育研究活動を通して、国際的にも最先端の研究開発に触れることにより、他大学にはない特色を生かした教育活動に大きく貢献している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 61(1986)年度
所在地　　東京都八王子市片倉町 1404-1
　　東京都大田区西蒲田 5-23-22

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
応用生物学部	応用生物学科
コンピュータサイエンス学部	コンピュータサイエンス学科
メディア学部	メディア学科
工学部	機械工学科　電気電子工学科　応用化学科
医療保健学部	看護学科　臨床工学科　理学療法学科※　作業療法学科※　臨床検査学科 リハビリテーション学科
デザイン学部	デザイン学科
バイオ・情報メディア研究科	バイオニクス専攻　コンピュータサイエンス専攻 メディアサイエンス専攻　アントレプレナー専攻
工学研究科	サステイナブル工学専攻

デザイン研究科	デザイン専攻
医療技術学研究科	臨床検査学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

32 東京女子体育大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は、建学の精神のもと、個性・特色を反映した内容として、「教育理念」「教育目的」「教育目標」を簡潔に文章化し、具体的に明文化している。

使命・目的及び教育目的は、理事会・評議員会及び常任理事会、教授会、「教育の質保証委員会」を通して、役員、教職員が関与・参画しており、学外へも表明している。これらは、中長期的な計画に反映され、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映されている。また、使命・目的及び教育目的の「女子体育指導者の育成」を達成するために、必要な教育研究組織が整備されており、組織の構成との整合性が維持されている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて、毎年検証されており、入学者選抜においては、多面的・総合的な評価が実施されている。学修支援については、教職協働による支援体制が整備されており、障がいのある学生への支援も行われている。また、キャリア教育は、1 年次の早い段階から必修科目として「キャリアデザイン」を開講し、インターンシップも単位化されるなど、積極的なキャリア支援体制を整備している。

学生サービスの体制は、学生部を中心として組織整備されており、さまざまな学生対応を行っている。健康管理センターでは、医事相談やカウンセリングなどに対応し、女性医師による診察・相談ができる体制も整備している。加えて、学生からの相談や要望には、「24 時間電話相談サービス」を導入し、学生及び保護者も、健康相談やメンタルヘルス相談を外部の専門家に相談できるなどの体制が整備されている。

「基準３．教育課程」について

学則に示された教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを定めており、学生に示すとともに、社会へも周知している。また、成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準は、学則に適切に定められており、明示されている。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、学則に示す教育目的を踏まえて定められており、学生への周知を図り、公表もされている。また、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程が編成、実施されており、全ての授業科目について、シラバスが適切に作成されている。

加えて、各種アンケートを実施し、毎年点検・見直しを行っている。アンケートの結果

は、改善方策の検討など教育内容・方法の改善につなげており、会議を通じて教職員に報告している。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教学マネジメントにおける最高責任者として、大学の意思決定におけるリーダーシップを確立しており、円滑かつ柔軟な大学運営を可能とするために学長補佐を置き、適正に機能している。また、学長が必要とする事項について協議する「部館所長会」を開催し、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。なお、大学の規則等については、関係法令等に鑑み、定期的な点検・確認作業が望まれる。

教員は、設置基準、教職課程認定基準が求める人数を満たし、適切に配置されている。また、採用・昇任については、規則に従い適切に運用されている。研究環境は、授業だけでなく実践的な研究活動ができるよう専門実技施設を備えており、附属機関である女子体育研究所を設置し、教員の教育・研究活動支援を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、意思決定が適切に行われる体制が整備されている。理事会・評議員会ともに、組織の倫理・規律に関する規則等を整備し、快適で健全な学修環境の構築に努めている。監事は、理事会・評議員会に出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べている。また、理事長のもとに監査室を設置し、事務部門の相互チェック体制が構築されている。

中期計画が策定され、計画に基づく財務運営を行っており、教育活動収支差額は収入超過を維持し、健全で安定した財政基盤を維持している。公認会計士による会計監査、監事による業務監査、会計監査及び監査室による内部監査を実施しており、三様監査が定期的に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

建学の精神、教育目的、教育理念の実現に向けて、恒常的かつ継続的に教育の質保証及び向上に取組むため、学長を委員長とした「教育の質保証委員会」が設置されている。その責任体制は明確にされており、機関レベルでの PDCA を回すため、月 1 回の定例開催となっている。また、「評価委員会」を設置し、教育の継続的な質保証を図っていくため、全学的な取組みとして自己点検・評価が毎年度行われており、「点検・評価年報」として冊子を隔年で作成し、学内外に公表している。同様に「授業評価アンケート」も毎年実施されており、授業担当教員は「授業改善報告書」を作成するなど、教員の意識、指導技術向上につながる仕組みが作られている。

規則等のチェック体制は更なる向上が望まれるが、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価が毎年行われており、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築している。

総じて、大学は「女子体育指導者の育成」の教育目的を達成するために、必要な教育研究組織を整備しており、積極的なキャリア支援体制や十分な学生サービス体制を整えてい

る。

学長のリーダーシップのもと「教育の質保証委員会」が中心となり、内部質保証の責任体制は明確で、全学的な自己点検・評価も毎年度行われている。今後は、PDCA サイクルの機能性の更なる向上と発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携協力・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック応援プログラムの実施
2. 教職ラーニングステーション開設

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神のもと、「女子体育指導者の育成」を行う大学の個性・特色を反映した内容として簡潔に文章化され、具体的に明文化されている。また、時代の変化に即し、社会のニーズを踏まえて、令和 3 年(2021)年 4 月に学則を改訂し、教育理念、教育目的及び教育目標について見直しを行っており、高度な専門知識と技能を有する実践的な女子体育指導者や、体育・スポーツの知を獲得した時代をけん引するリーダー育成を目指している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、理事会・評議員会及び常任理事会、教授会、「教育の質保証委員会」を通して、役員、教職員が関与・参画しており、学内にあるデジタルサイネージや掲示板、学生便覧、大学案内、入学試験案内、ホームページにて学内外へ周知されている。

使命・目的及び教育目的は、「学校法人藤村学園中期計画」に反映されており、三つのポリシーにも反映されている。加えて、使命・目的及び教育目的の「女子体育指導者の育成」を達成するために、体育学部体育学科を有し、教務部、学生部、教職センター、キャリア支援部等を置き、附属機関として図書館、健康管理センター、女子体育研究所、地域交流センターを設置するなど、必要な教育研究組織が整備されており、組織の構成との整合性は維持されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則第 1 条に示す教育目的を踏まえ、毎年検証され、各年度の入学試験案内や大学案内、ホームページなどに掲載されている。また、進学説明会や学生募集のための高校訪問の際に高校生、保護者、高等学校の進路指導担当教員等に周知を図っている。

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿って、さまざまな選抜区分を設定し、多面的・総合的な評価を実施している。入試問題は、学長が委嘱した複数の教員が、選抜区分及び試験科目ごとに作成に当たるなど、適切な体制のもとに運用している。

入試委員会において、入学者選抜区分ごとの募集人員、受験者数、受験状況を分析し、適切な学生受入れと選抜方法を検討し、入学定員に沿った学生を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、学修支援に関する各種事項の協議を教務委員会で行い、必要に応じて教授会で協議・報告している。また、学修支援に関する各種事項は、教務課長が課長連絡会で報告し、全ての職員に共有するなど、教職協働による学修支援体制は整備されている。

障がいのある学生については、教務課と学生課及び健康管理センター等が連携し、支援を行っている。オフィスアワーを設け、その日時の情報は、学内に 2 台設置したデジタルサイネージ等で学生に情報提供をしている。

実技・実習関係の授業担当教員の補助を行う教務補佐員や「スチューデントアシスタントに関する内規」に基づき、学生を SA(Student Assistant)として配置し、学修支援を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1年次には、必修科目として「キャリアデザイン」を開講し、早い段階から卒業後の進路を視野に入れた授業を行っている。その後は、キャリア支援課が作成する「大学キャリア支援課年間計画」に基づいて、学生へのキャリア支援を行っている。インターンシップは、平成29(2017)年度から単位化され、職業意識の向上を目指した学びが展開されている。

就職支援については、キャリア支援委員会とキャリア支援課が中心となり、教職協働で就職相談・キャリア支援及び資格取得支援を行っている。また、「キャリアカウンセラー」を配置し、カウンセリングコーナーを設けて学生対応を行っている。教職課程・保育士資格については、教職センターを設置し、教員採用試験対策講座等のスペースとして「教職ラーニングステーション」を開設するなど、教員を目指す学生へのキャリア支援を行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として「学生部」を置き、生活指導、学生相談関係、クラブ活動、学園祭、奨学金関係等に関わる学生対応を行っている。

奨学金は、日本学生支援機構奨学金など外部の奨学金制度に加え、国際競技大会などの出場者に対して、激励金や報奨金を支給する「スポーツ奨学生」など大学独自の奨学制度も有している。

学生の課外活動への支援としては、クラブの活動実績に応じて大学からクラブ活動補助費を支給している。また、後援会・学友会からも補助費を支給している。

学生・教職員の健康管理のための組織として、健康管理センターが設置されており、医師・臨床心理士・看護師・職員を配置している。そのため、医事相談、カウンセリングなどができる体制が整備されている。加えて、女性医師による診断・相談ができる体制も設けており、学生への配慮がなされている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備は、各種規則に基づき、適切な運営・管理が行われており、校舎等の耐震化率は100%となっている。体育施設は、令和3(2021)年度に複数のアリーナとトレーニングルーム等を有する「藤村スポーツセンター」を新設し、各種スポーツ競技が効果的に実施できる環境となっている。また、ICT（情報通信技術）機器等を効果的に活用できる環境も整備されている。図書館については、適切な規模であり、十分な学術情報資料を確保しており、開館時間も試験期間、卒業研究提出期間前には時間延長が行われている。バリアフリーへの対応については、車椅子に対応したスロープ、エレベータを設置するなど整備が進められており、施設・設備の利便性が配慮されている。

授業を行う学生数については、授業改善報告書などを参考に、より安全かつ教育的な効果が得られるように見直しが行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生支援に関する学生の意見・要望については、学内 3 か所と寮に「学生相談箱」を設置し、把握に努めている。また、学生の実態調査として、「学生調査アンケート」などを実施しており、それらの結果を用いて学生の要望を把握し、学修支援の体制改善が行われている。心のケアに関しては、健康管理センターの臨床心理士のメンタル相談など、学生のニーズに応じた相談体制が整えられている。加えて、「24 時間電話相談サービス」を導入し、学生及び保護者も、健康相談やメンタルヘルス相談を外部の専門家に相談できる体制が整えられている。ハラスメントに関しては、学内のみならず民間企業に委託し、外部にも相談窓口を設け、相談を受付けている。

施設・設備等に対する学生の意見は、「学習成果測定アンケート」「学生調査アンケート」などでくみ上げられ、「教育の質保証委員会」に報告・検証の後、改善に反映されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

体育学部体育学科のディプロマ・ポリシーは、学則第 1 条に示す教育目的を踏まえ定められ、学生便覧や大学案内に掲載し、学生に対して示すとともに、ホームページにおいても公表し、社会への周知を図っている。

成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準は、学則に適切に定めており、学生に対して学生便覧及び「2021 履修ナビ」において明示している。卒業認定は、教務委員会が学修状況や単位修得状況をもとに原案を作成して教授会に諮り、協議結果をもとに学長が認定しており、認定基準を厳正に適用している。平成 28(2016)年度入学生から GPA(Grade

Point Average)を導入し、「学期 GPA」と「累積 GPA」の 2 種類の指標を設け、学年次別成績分布状況や修得単位数との関係把握、成績不振学生への個別の学修指導、優秀学生の奨学生選考基準の目安に用いている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーが、学則に示す教育目的を踏まえ定められており、大学案内、学生便覧等に記載して学生への周知を図り、ホームページにおいて公表している。

カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成している。全ての授業科目について、シラバスが作成され、その内容も適切である。教育理念をもとに歴史と伝統を学ぶ「藤村トヨの教育」をはじめ、豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身に付けるための科目を複数配置し、教養教育を適切に実施している。

FD 委員会が中心となり、教育及び研究の改善への取組みや教員研修の企画、運営等を行っており、アクティブ・ラーニングの手法を用いた授業の進め方の工夫を多くの科目で実施している。

〈参考意見〉

○教養教育を適切に実施しているものの、教養教育を所管する学内の運営組織を設けておらず、「教務委員会規程」等の関連規則も教養教育に関する組織的な取組みの表記はないため、教養教育に関する組織的な対応を担保することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は、ディプロマ・ポリシーにおいて、3 大別、7 細別の能力の獲得を求めるものとして明示されている。また、学修成果を可視化するための「東京女子体育大学アセスメント・ポリシー」を策定し、評価する基準を定め、「学習成果を評価するための評価方針」として学内外に公表している。

大学 1 年次～3 年次対象の「学習成果測定アンケート」と卒業生対象の「学習成果測定アンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーに掲げた 7 細別の能力が身に付いたかどうかの質問を設定して、学修成果の点検につなげている。加えて、これらアンケートの質問内容は、「教育の質保証委員会」で毎年点検・見直しを行っており、アンケートの実施結果から改善方策を検討し、教授会や課長会で報告するなどのフィードバックを行って、教育内容・方法の改善につなげている。その他にも、就職先企業へのインタビューや企業アンケートを実施して、学修成果の点検・評価につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教学マネジメントにおける最高責任者として、大学の意思決定におけるリーダーシップを確立している。教授会の意見を聴くことが必要な項目を定めた学内諸規則に不足する事項はあるが、組織的な意思決定を行っている。

円滑かつ柔軟な大学運営を可能とするために、内規に「学長の命を受けて学長を補佐すること」と定めており、適正に機能している。学長が必要とする事項について協議する「部館所長会」を開催し、各部署からの意見や問題点を協議し、情報の共有化を図っており、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。教務部、学生部、キャリア支援部、教職センターは、教学運営の中枢機能を担っており、各部長のもとに、課長をはじめとした職員で構成する教務課、学生課、キャリア支援課、教職課を設置し、教職協働の体制により、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学則、教授会規程において、学校教育法第 93 条第 2 項第 2 号に定めている教授会が学

長に意見を述べる項目として「学位の授与」が定められていない点は改善を要する。
○学則に定める学生の退学、停学及び訓告の処分について、懲戒の手続きを定めた規則等を整備するよう改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は、設置基準、教職課程認定基準が求める人数を満たしており、適切に配置している。

教員の採用・昇任については、「東京女子体育大学教育職員資格審査規程」に従い、行っている。採用については、公募形式にて採用試験を実施し、適切に運用している。昇任については、人事委員会において教育研究業績等を踏まえて、候補者の選定を行い、理事会において候補者を審議・決定しており、適切に運用している。

また、FD については、FD 委員会の企画・運営により、毎年 FD 研修会を開催している。FD 委員会は、「授業評価アンケート」や「授業改善報告書」の内容の検討や改善を行っており、組織的に教育内容・方法等の改善に努めている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修は、SD 委員会規程に基づき、事務局長を委員長とする SD 委員会において、職員としての資質・能力向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的に、全体研修や大学訪問研修、大学間連携 SD 研修会などさまざまな研修が行われている。実施内容についても、SD 委員会の中で、研修内容の点検・評価を行い、定期的に見直しを図っている。

また、教職員に必要な知識や技能を習得させ、能力及び資質の向上を図るために「学園研修委員会規程」を制定し、教職員全員を対象とした広義の SD 研修として学園研修会を毎年開催しており、教職員の資質や能力向上のための研修が組織的に実施されている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は、実験・実習用施設として、運動生理学実験室、リハビリテーション実習室、トレーニング室を整備しているのに加え、授業だけでなく実践的な研究活動ができるよう専門実技施設を備えている。また、附属機関である女子体育研究所を設置し、教員の教育・研究活動の支援を行っている。

全教員に対し、研究倫理規程を配付しており、研究倫理委員会が行う研究倫理審査数は、年々増加傾向である。

教員の研究を保証するため、個人研究費や共同研究費、学長奨励研究制度などの規則が整備されている。また、データ処理や統計処理、英訳などでサポートが必要な場合には、専門的技能を有する人材や企業を利用することができる仕組みがある。研究活動のための外部資金の獲得は、補助金獲得プロジェクトを作り、組織的に取組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会及び評議員会を開催しており、理事・評議員の出席率は高く、組織倫理に関する規則に基づき、適切に運営を行っている。

使命・目的の実現に向けて、理事会をはじめとする法人組織は、法人の業務の円滑な運営を図り、健全な経営状態を維持するために継続的に努力をしている。

組織の倫理・規律に関する規則等を整備し、適切な運営に努めており、環境保全、人権、安全への配慮、危機管理に関する規則等を整備し、快適で健全な学修環境の構築に努めて

いる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会の決定事項は、「学校法人藤村学園理事会業務委任規則」に定め、使命・目的の達成に向けて理事長のリーダーシップのもと、意思決定ができる体制が整備されており、適切に機能している。

理事の選任については、寄附行為の定めにより、適切に行われている。また、「学校法人藤村学園常任理事会規程」に基づき、法人の経営及び管理運営を進めるための組織として常任理事会が週 1 回程度開催されている。常任理事会は、理事会から委任された事項の執行等を行っており、理事会の意思決定が適切に行われる体制が整備されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を含む学内の常任理事で構成する常任理事会を組織しており、理事会に委託された事項について審議を行い、法人及び大学の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長は、寄附行為及び諸規則にのっとり、理事会、常任理事会及び評議員会を通して全教職員に働きかけ、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しており、法人としての意思決定を明確かつ迅速に行っている。

監事は、理事会・評議員会に出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、「学校法人藤村学園監事監査要綱」にのっとり監査を行っている。また、監事及び評議員の選任は、寄附行為の定めにより、適切に行われている。

評議員の評議員会への出席状況は適切であり、寄附行為の定めにより、適切に運営されている。加えて、内部監査規程に基づき、理事長のもとに監査室を設置しており、監査内容は、業務監査と財務監査に分け、定期又は臨時に実施し、事務部門における相互チェック体制を構築している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの中期計画を策定し、各年度の事業計画や予算編成に連動させることで計画に基づく財務運営を行っている。新型コロナウイルス感染症関係費用など想定外の支出にも対応できるよう、中期財務計画は毎年見直しを行い、中期計画と連動させながら、経営改善と経営基盤の安定化を図っている。

安定した財務基盤の確立のため、入学生の確保と定員充足に努めている。また、教育振興寄付金や藤村スポーツセンター建設寄付金など外部資金の獲得にも取組んでいる。

令和 2(2020)年度の財務状況は、大学単独では、事業活動収支計算書における教育活動収支差額は収入超過を維持している。また、借入金がないことによって健全で安定した財政基盤を維持している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、経理規程、同施行細則、資金運用に関する規程、同施行細則を定め、学校法人会計基準、経理規程等の諸規則を遵守して適正に実施している。期中の予算管理については、執行状況を確認しながら予算管理を行い、経費削減に努めている。期中に発生する重要な予算の変更及び予算外の支出が生じる場合には、評議員会及び理事会の審議を経て、予算の補正を決定している。

また、公認会計士による会計監査、監事による業務監査と会計監査及び監査室による内部監査を規則に基づき実施しており、三様監査を定期的に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育目的、教育理念の実現に向けて、恒常的かつ継続的に教育の質保証及び向上に取組むため、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学の教育の質保証に関する方針」が定められ、全学的な方針として明示されている。

また、内部質保証システムをより一層機能させるため、学長を委員長とした「教育の質保証委員会」を設置し、全学的な教育の質に関わる事案を横断的・総合的に議論するため、部館所長会、教学委員会、評価委員会と連携し、教授会、理事会に付議し、方向性を決定し、関係委員会・部署が具体的に対応するシステムとなっている。この「教育の質保証委員会」は、教学委員会の上位に位置付けられ、内部質保証の推進に責任を負う恒常的な組織として、その責任体制は明確にされており、全学での PDCA サイクルを機能させるため、月 1 回の定例開催とされている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価については、「評価委員会」を設置し、教育の継続的な質保証を図っていくため、全学的な取組みとして毎年度行われている。自己点検・評価の実施及び評価結果は、毎年「点検報告」を作成し、隔年で「点検・評価年報」を作成しており、学内で共有するとともにホームページに掲載し、社会に公表している。また、「授業評価アンケート」を毎年実施しており、結果をもとに科目の到達目標や授業内容などの見直しを行い、「授業改善報告書」を作成している。この報告書は、理事長、学長、常任理事、FD 委員長等へ報告されるとともに、教育の質保証委員会にも報告され、改善点は FD 委員会で検討し、教員の意識、指導技術向上につながる体制となっている。加えて、IR を担当する部署として企画調査室を設置し、教育研究・経営・財務情報など、大学の諸活動に関する情報収集・蓄積、分析をしており、令和 3(2021)年度は、教員 4 人の IR アドバイザーと内部質保証・IR アドバイザーを委嘱し、より一層の教育の質保証に取組んでいる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、評価委員会を設置しており、部館所長と各課が協働で三つのポリシーを起点として自己点検・評価を行い、その結果を評価委員会で総括的に検証している。前年度から評価が上がらなかったものについては、「教育の質保証委員会」の審議を経て関係部署に伝えられ、具体的改善に向け取組む体制を整えるなど、内部質保証の PDCA サイクルの仕組みを構築しているものの、法令改正に伴う規則の整備等については、再点検に配慮されたい。

また、独自の自己点検・評価を恒常的かつ継続的に行うために設置された教育の質保証委員会の意見は、関係部署に伝えられ、大学運営の改善・向上のために中期計画に基づいた事項が検討され、改善に努められており、その仕組みは機能している。

〈参考意見〉

○学長のガバナンスに関する法令改正に対応した規則の整備等において、大学全体としての PDCA サイクルの機能性の向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会との連携協力・社会貢献

A－1．地域社会との連携協定・地域社会への貢献に関する方針の明確化と実施体制

A-1-①　地域社会との連携協力・・地域社会への貢献に関する方針の明確化

A-1-②　地域社会との連携協力・・地域社会への貢献に関する実施体制の整備

A－2．地域社会との連携協力・地域社会への貢献の具体性

A-2-①　大学の人的・物的資源を生かした公開講座の実施

A-2-②　地域の要求にこたえるジュニア・ユースクラブの実施

A-2-③　学生ボランティア活動等の支援

A-2-④　上級学校訪問・職場体験の受入

【概評】

教育・文化・スポーツ等に関する地域社会からの協力要請に対して積極的に対応するための拠点として「地域交流センター」を設け、地域交流センター運営委員会規程に基づき地域交流センター運営委員会が運営を担いながら「地域交流事業」を積極的に展開するための実施体制を整えている。

「地域交流事業」においては、教員や学生の派遣協力などを通して地域社会と積極的に関わり合いながら、学生の社会活動や自己啓発活動の促進に資するとともに、大学の教育、研究の成果を地域と共有する公開講座を実施するなど社会貢献の機能を果たしている。地域に根差した公開講座は、26 年目を迎え、中でも学生が地域の福祉施設や生涯学習活動を

支援するボランティア講座は、16 年目を迎えるなど、教育委員会など関係機関との連携を図りながら継続的に取組んでいる。ボランティア講座は、単位認定を行うなど、学生に多様な学びの機会を提供している。公開講座の際には、学生が講座のアシスタント、運営の補助として実施に関わり、講座を通じて参加者とさまざまな交流をしている。学生は、参加者とともに貴重な体験を共有し、実践的な学修の機会として有意義な体験となり、教育的な効果を得ている。

地域の子どもたちのスポーツ振興・地域交流・学生の実践学習を目的に、会員制の子ども向けの「東京女子体育大学ジュニア・ユースクラブ」を運営しており、定期レッスンでは、ジュニア・ユースクラブ会員のみではなく、地域の新体操クラブ所属の小学生から高校生を対象として講座を行うなど、幅広く地域社会に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック応援プログラムの実施

本学では、平成 26(2014)年 6 月に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携協定を締結した。東京オリンピック・パラリンピックを通して地域住民に、スポーツに対する興味・関心を持ってもらう機会を設け、東京 2020 オリンピック・パラリンピックプロジェクト本部会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックプロジェクト専門委員会を設置した。また、有志の学生からなるオリパラクラブを設置し、オリンピック・パラリンピックプロジェクトと連携しボランティア活動を行っている。東京 2020 オリンピック・パラリンピックプロジェクト主催の特別講座開催は、平成 26(2014)年のキックオフイベントから毎年実施しており、合計 45 講座、延べ 4,500 名以上が参加している。令和 2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により、特別講座は開催できていないが、オリパラクラブの学生が作成したアスリートへの応援メッセージ動画を、本学ウェブサイトに掲載した。また、小・中学校への授業サポート、自治体開催の講座やお祭り等のイベントのサポートや演技披露をはじめ、要請のあったボランティア活動には本学に所属しているオリンピック出場経験のある教員や学生を講師として派遣し、地域連携を深めている。今後については、新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、令和 3(2021)年度は令和 2(2020)年度に中止となった本学でのパブリックビューイング、事前キャンプ受入れ、観戦ツアーの実施等を検討している。

2. 教職ラーニングステーション開設

本学は、日本初の女子体育教師養成学校として、これまで多くの女性教員を輩出しており、女子体育教師養成において多大な貢献を果たしてきた。こうした本学の伝統と特色を継承し、将来に向けて本学のさらなる充実・発展の実現に寄与していくために、本学では、令和元(2019)年度、教職センターに「教職ラーニングステーション」を開設した。平成 30(2018)年度から通年で実施している各教員採用試験対策講座を「教職ラーニングステーション」の「重点事業」と位置付け、現在まで継続している。その結果、実績として平成 29(2017)年度 6 名、平成 30(2018)年度 7 名、令和元(2019)年度 11 名、令和 2(2020)年度 15 名と合格者が増加し、着実に事業の成果を挙げている。さらに本学では、卒業生の

教育職員採用試験受験者が多く、令和 2(2020)年度の公立学校教育職員採用試験結果は把握できるだけで、受験生 461 名、一次合格 150 名、名簿登載 88 名となっている。このようなことから、教職ラーニングステーションは卒業生も受け入れており、常時利用した 6 名の卒業生全員が採用試験に合格している。このように、日本初の女子体育教師養成学校という伝統を守り続け、多くの女子体育教師を輩出している【資料特 1-1】【資料特 1-2】【資料特 1-3】。

〔エビデンス集資料編〕

【資料特 1-1】令和 2 年度実施公立学校教育職員採用試験合格状況
【資料特 1-2】教職ラーニングステーション利用規程
【資料特 1-3】教職ラーニングステーション利用者数

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 37(1962)年度
所在地　　東京都国立市富士見台 4-30-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
体育学部	体育学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

33 同朋大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「同朋和敬」に基づいた大学の使命・目的及び教育目的を「共なるいのちを生きる」と簡明に表現してホームページ等で公表している。

大学の使命・目的及び教育目的の策定などは、教授会の意見を聴いて学長が決定し、理事会の決議が教授会や FD(Faculty Development)研修会で報告されており、役員、教職員が関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的は「同朋大学の中期計画－2020 年度～2024 年度」の中で、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的として記載されており、中長期の視野をもって計画が組立てられているとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部学科、研究科、仏教文化研究所等の教育研究組織が整備されている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定してホームページ等で公表するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施しており、収容定員を大幅に超過している学科がみられるものの、学部間・学部内の定員の変更により、文学部、社会福祉学部ともに収容定員を充足している。建学の精神に基づき、シニア入学や障がいのある学生対象の総合型選抜等を設けて多様な学生の受入れに取組むとともに、点字ブロックやバリアフリー対応など障がいのある学生への細やかな配慮がなされている。

アカデミック・アドバイザー及び事務部が窓口となって学生の要望を聞くとともに、「相談票」「意見箱」「学生生活満足度調査アンケート」を通して学生生活の多様な側面の問題点について把握し、改善に努めている。また、学生・教員・職員で構成される三者協議会を制度化して、大学の教育・研究・運営全般について意見交換・協議を行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神や教育目的を踏まえ、シニア入学や障がいのある学生対象の総合型選抜等を設け、多様な学生の受入れに積極的に取組んでいることは評価できる。

○成績優秀な学生に対する「同朋大学共育後援会奨学金」「同朋大学同窓会奨学金」をはじめとして、家計が急変した学生や障がいのある学生への「同朋大学共育後援会特別奨学金」「学修支援奨学金」「障害学生奨学金」「東本願寺奨学金」を整備し、学生への経済的支援を積極的に行っていることは高く評価できる。

〇学生・教員・職員で構成される三者協議会を制度化して、大学の教育・研究・運営全般について意見交換・協議を行って大学運営の改善に努めている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえて全学、各学部学科、研究科がそれぞれのディプロマ・ポリシーを定めてホームページ等で公表している。各科目のシラバスにディプロマ・ポリシーと当該科目との関連、成績評価方法・基準を示している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、適用している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が学部によって定められており、学修成果の点検・評価を学修指導等の改善にフィードバックしている。ディプロマ・ポリシーを前提としたカリキュラム・ポリシーであり、導入的・原理的な科目から発展的･総括的なものへと段階的に専門性を深めることができるように設定している。

教養教育の責任部署として教務委員会を置いている。

「基準４．教員・職員」について

「執行部会議」や「運営会議」を中心に、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備し、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って行われている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、教学マネジメント委員会を中心に教育目標達成のための方針を策定し、内部組織の評価と改善を図り、教育の質の向上を図っている。

教員の採用･昇任の選考に関する規則、選考基準、教員評価制度に関する規則を定めて、設置基準上必要な専任教員数を確保して適切に配置している。事務職員の人事評価制度として「同朋学園スタッフポートフォリオ」による目標管理を行うことで能力、資質のスキルアップを図っている。「学園本部事務局」は教育職員と事務職員が参加する FD･SD(Staff Development)研修会を定期的に開催している。

研究倫理として「同朋大学倫理綱領」を制定して運用している。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に基づいて適正な法人経営がなされている。「学校法人同朋学園中期計画－2020 年度～2024 年度」に基づいて事業計画及び予算編成を行っている。内部通報に関する規則を定めて経営の規律と誠実性の維持に努めている。

理事会は寄附行為に基づいて開催され、理事の構成・選任、中期計画、事業計画、予算及び決算等の重要な事項を決定している。評議員会の出席状況は良好であり、適切に運営されている。監事は理事会、常任理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。

財務基盤は、令和 2(2020)年度の事業活動収支計算書の当年度収支差額において収入超過が確保されている。

〈優れた点〉

〇耐震化、バリアフリー化を実施した法人の建物が、防災拠点として避難所に指定されて

おり、名古屋市の防災備蓄物資の保管管理を担い、地域防災に貢献している。
〇監事、監査法人、内部監査室で構成される「監査連絡会」が内規に基づき実施され、情報交換が活発に行われている点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のための組織及び責任体制は、学長のガバナンスのもとに、学長の補佐機関である「執行部会議」「運営会議」、学部長、学科長、事務局長等を構成員とする「大学評価委員会」「教学マネジメント委員会」を恒常的に整備して、教職協働によって内部質保証が適切に図られている。

ディプロマ・ポリシーを核とした三つのポリシーに基づく自己点検・評価を、大学評価委員会が中心となって全学的に取組んでいる。

平成 26(2014)年度に受けた大学機関別認証評価の結果や文部科学省の「教学マネジメント指針」に基づいて、大学運営の改善・向上のための取組みが行われている。内部質保証のための大学全体レベル、学部学科・研究科レベル、個人の教員レベルでの PDCA サイクルの仕組みが確立されている。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的の実現に向けて、三つのポリシーに基づく適切な教育課程を編成し、複数の仕組みを組合わせて修学を支援している。50 歳以上を対象とした入学選抜と奨学金、障がい学生奨学金と学生による障がいのある学生の支援等、建学の精神「同朋和敬」に沿った教育環境を整えている。学長のガバナンスのもとに教職協働によって内部質保証が適切に図られており、財務状況も良好である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.建学の理念への取り組み」「基準 B.地域社会との連携の推進」「基準 C.障害学生の支援」「基準 D.他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1．使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「同朋和敬」を寄附行為に、大学の使命・目的及び教育目的を学則に明文化している。建学の精神、教育理念、教育目的には一貫性があり、大学の使命・目的及び教育目的をより明確化するために、平易な「共なるいのちを生きる」という言葉で表現して、大学案内、ホームページ、その他の各種媒体に掲載している。

大学の個性・特色は、その使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。また、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定などは、教授会の意見を聴いて学長が決定している。また、理事会の決議が教授会や FD 研修会で報告されており、役員、教職員が関与・参画している。

大学の使命・目的及び教育目的については、学生手帳、学生募集要項に明示するとともに、ホームページ、機関誌、公開講座などにより学内外に周知している。また、「同朋大学の中期計画－2020 年度～2024 年度」の中で、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的として記載されており、中長期の視野をもって計画が組立てられているとともに、三つのポリシーに反映させている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部学科、研究科、仏教文化研究所等の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが、大学全体及び各学科で策定されており、大学案内、学生募集要項、ホームページ等で広く公表するとともに、オープンキャンパス等で受験予定者に対して説明を行っている。

入学者選抜においては、多様な選抜対象・選抜方法を用意し、適切・厳正な体制のもとに入学者選抜を運用しており、入試問題についても全て大学自らが作成している。また、建学の精神に基づき、シニア入学や障がいのある学生対象の総合型選抜等を設けるなど、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者の受入れを行っている。

過去 5 年間、学部間・学部内の定員の変更により入学定員充足率の調整を図っており、収容定員を大幅に超過している学科がみられるものの、文学部、社会福祉学部ともに入学定員は充足している。

〈優れた点〉

○建学の精神や教育目的を踏まえ、シニア入学や障がいのある学生対象の総合型選抜等を設け、多様な学生の受入れに積極的に取組んでいることは評価できる。

〈改善を要する点〉

○文学部仏教学科の収容定員充足率が大幅に超過しており、かつ、具体的な改善計画が策定されていないため、改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

アカデミック・アドバイザー制度とオフィス・アワー制度を全学で取入れており、また、教員と職員が情報共有し、学生の学修支援を行う体制を整備している。また、修学ポートフォリオシステムを使用し、学修支援に活用しつつある。また、TA 制度を導入し、学修支援の充実を図り、実績を上げている。

社会福祉学部開設以来、長きにわたり教職員や学生との協働により障がいのある学生への支援体制を整備しており、そのことが大学の伝統となっている。

中途退学者のデータ分析を行い、退学者数減少策の検討を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターを中心にキャリア指導を行うとともに、「『インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』履修規程」を定め、教育科目としてインターンシップを開設している。また、キャリア支援センター職員、キャリアカウンセラーの資格をもつ非常勤教員に加えてハローワークのジョブサポーターの協力を得て、求人企業開拓や公務員等の職員採用情報の収集・交換、学生の進路相談、就職指導等について各学年次に応じたキャリア支援を計画的に行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織を設置し、事務部を学生サービスの窓口とし、学務部長のもとに学生委員会を置き、トラブルが発生した際には学生委員会で問題の共有をしつつ、解決に当たっている。また、健康管理室、学生相談室を設置し、健康相談、心的支援、生活相談等を行うとともに、「学生生活満足度調査アンケート」を行って学生生活の多様な側面の問題点について把握し、改善に努めている。また、さまざまな奨学金制度を整備、運用して学生に対する経済的な支援を行っている。

学生の課外活動に対しては、共育後援会からの活動助成金、学生研修補助金等を設けて、部室の提供、活動場所の確保、運動クラブ指導者の謝礼補助等を行い、適切に支援している。

〈優れた点〉

○成績優秀な学生に対する「同朋大学共育後援会奨学金」「同朋大学同窓会奨学金」をはじめとして、家計が急変した学生や障がいのある学生への「同朋大学共育後援会特別奨学金」「学修支援奨学金」「障害学生奨学金」「東本願寺奨学金」を整備し、学生への経済的支援を積極的に行っていることは高く評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を安全・適切に整備しており、その運用も快適な教育・研究活動を行えるよう配慮している。また、点字ブロックやバリアフリー対応など障がいのある学生への細やかな配慮がなされている。特に、「Do プラザ閲蔵」の中に仏教文化研究所や図書館、多目的ホール、学修スペース等を備えた複合施設を有しており、快適な学修環境が整備され、かつ有効に活用されている。また、マルチメディアシステムに対応した専用のコンピュータ教室があり、ICT（情報通信技術）教材を活用できる設備を備えるとともに、コロナ禍対応として、ノートパソコン、無線 LAN ルーターを学生に貸与している。

授業においては、同一科目を複数開講するなどの工夫をし、授業を行う学生数を適正規模となるよう管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

アカデミック･アドバイザー及び事務部が窓口となって学生の要望を把握するとともに、「相談票」「意見箱」を備付けて、学生の学修上・学生生活上・学修環境上の要望を聞いている。また、学生･教員･職員で構成される三者協議会を昭和 48(1973)年度から制度化し、大学の教育・研究・運営全般についての意見交換・協議を行っている。協議結果は教授会に必ず報告し、学内掲示して教職員・学生に周知している。

健康相談は健康管理室が、心的支援と生活相談を含む学生相談全般は学生相談室が事務部の学生生活担当とともに対応する体制を整備している。

〈優れた点〉

○学生・教員・職員で構成される三者協議会を制度化して、大学の教育・研究・運営全般について意見交換・協議を行って大学運営の改善に努めている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、「同朋和敬」の理念の具現化のために、教育目的を踏まえて全学共通のディプロマ・ポリシーを策定している。それに基づき、各学部学科、研究科はそれぞれの専門性を盛込んだディプロマ・ポリシーを定めホームページ等で学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、適用している。単位認定、進級及び卒業・修了要件については、学則や履修規程等で定め周知している。学部の単位認定については「同朋大学履修規程」、大学院の単位認定は「同朋大学大学院履修規程」に基づいて運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを前提としたカリキュラム・ポリシーであり、一貫性がある。教育目的を踏まえて大学全体、各学科のカリキュラム・ポリシーを定めて、ホームページで学内外に周知している。年度初めの履修ガイダンスにおいて、教養共通科目は 1 年次・2 年次に重点的に履修するよう指導している。学科専攻科目は、1 年次から 4 年次まで導入的・原理的な科目から発展的・総括的なものまで、学科・専攻別に編成し、履修セメスターを指定して段階的に専門性を深めることができるように設定している。

各科目のシラバスにディプロマ・ポリシーと当該科目との関連、成績評価方法・基準を示して、公開している。教養教育が適切に実施されるべく、教務委員会を置いている。学

生による「授業評価アンケート」を全学的に実施し、教育目的の達成状況を把握するとともに、集計結果を教員・職員・学生に公開し、授業担当者は授業改善の計画書を提出する体制をとっている。

〈参考意見〉

○履修登録できる単位数の上限について、全学年次で一律に高く設定しているため、見直しが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」「学修行動調査アンケート」「学生生活満足度調査アンケート」、卒業生の就職先企業へのアンケートなどにより、多面的なデータを収集している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が学部によって定められており、学修成果の点検・評価結果を学修指導等の改善に生かしている。

学生の主体的な学びを確認するシステムとして、令和 4(2022)年度から「修学ポートフォリオ」を本格的に運用する予定である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「執行部会議」や「運営会議」を中心に、学長がリーダーシップを適切に発揮するため

の補佐体制を整備し、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って行われている。これらの会議の構成員である研究科長、学部長、学科長、入試・広報センター長、学務部長及び事務部長は、「同朋大学役職に関する規程」によりそれぞれの権限が定められ、責任が明確化されている。

また、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「教学マネジメント委員会」を中心に教育目標達成のための方針を策定し、内部組織の評価と改善を図り、教育の質の向上を図っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に設置基準上必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任選考に関する規則、選考基準、教員評価制度に関する規則を明確に示し、適切に運用している。

また、学長が委員長を務める FD 委員会が現状の分析を踏まえて、学生の退学者及び除籍者のデータ分析と退学者減少策、研究者倫理、大学が目指す教員像などに関する FD を開催した。テーマによっては、教員のみならず、職員と合同で FD と SD を兼ねた研修会も開催しており、組織的に FD 活動がなされている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人同朋学園事務職員研修規程」に基づき、各種研修会を実施している。また、人事評価制度「同朋学園スタッフポートフォリオ」を導入し、目標管理を行うことで、職員の能力、資質のスキルアップが図られている。加えて、年１回実施している理事長・所属長面接の際の資料として「同朋学園スタッフポートフォリオ」が活用されている。

また、「学園本部事務局」が教員と職員が参加する FD・SD 研修会を定期的に開催している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員に研究室が適切に配置されている。外部資金獲得のため科学研究費助成事業の申請件数、採択金額などの目標を定め、複数回の説明会を実施するなど、科学研究費助成事業の採択に努めている。

研究倫理については、「同朋大学倫理綱領」を制定し、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき関連規則を定めて、適切に運用している。

研究費については、研究計画書に基づき適切に配分され、学長裁量経費等の予算が計上され、柔軟に研究に使用できる体制が整備されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人経営に関しては、寄附行為に基づき、適正に運営されている。また、中期計画を策定し、中期計画に基づき事業計画及び予算を立て、業務執行が行われている。経営の規律と誠実性の維持においては「学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程」を定め、法人の健全な発達を図っている。

人権への配慮は、個人情報保護規則、ハラスメントの防止と対策に関する規則、ガイドライン、障がい学生修学支援規則及び障がい学生支援方針が整備され、学生の修学及び教職員の教育研究や業務が公正かつ安全に実施されるよう努めている。

環境保全については、節電対策やクールビズなど環境に配慮した取組みを行っている。

危機管理体制については、「学校法人同朋学園消防計画（大規模災害対応型）」や「緊急事態対策規程」を整備し、適切に機能している。また、法人の建物が地域の防災拠点として避難所に指定されており、学生はもとより地域住民の安全にも配慮されている。

〈優れた点〉

○耐震化、バリアフリー化を実施した法人の建物が、防災拠点として避難所に指定されており、名古屋市の防災備蓄物資の保管管理を担い、地域防災に貢献している点は評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為により法人の最高意思決定機関として位置付けられ、適切に運営されている。理事の構成及び選任については寄附行為にのっとり、適切になされ、理事会の出席状況も良好である。また、常任理事会を概ね月 1 回開催し、理事会が委任した事項、理事会に提案する事項などを審議決定しており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

教学部門の最高責任者である学長が理事として教授会や研究科委員会での意見を必要に応じて常任理事会、理事会へ提案し、常任理事会、理事会で審議決定された事項について教授会及び研究科委員会に報告する仕組みになっている。また、理事長・所属長面接や機関別会議などで教職員の提案等をくみ上げる仕組みが整備されている。

評議員は適切に選任され、定例の評議員会を開催し、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められるものについて理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴いている。評議員会の出席状況も良好であり、適切に運営されている。

監事は理事会、常任理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べている。

〈参考意見〉

○令和 2(2020)年からの改正私立学校法第 37 条の 3 で求められている理事の業務執行の状況に関する監査について、実施の結果を監査報告書に明文化することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人同朋学園中期計画－2020 年度～2024 年度」に基づき、単年度の事業計画が策定され、当該年度の予算編成が行われている。財務基盤は、令和 2(2020)年度の事業活動収支計算書の当年度収支差額において収入超過が確保されている。

また、特定資産への組入れも毎年実施され中期計画を担保する資金が準備されている。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」は、経営状態 A1 に区分され、財務状況は良好である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人同朋学園経理規程」に基づき会計処理は適正に行われている。また、会計処理は、会計管理システムを導入し、適切な会計処理が行われているほか、複数のチェックを行い正確性が担保されている。また、補正予算も適切に編成されている。

会計監査は、監査法人のもとで年間複数回定期的に実施し、監査報告書が提出されている。また、監査法人、監事、内部監査室の間で、意見聴取及び情報交換が行われ、会計監査の体制が整備されている。

〈優れた点〉

○監事、監査法人、内部監査室で構成される「監査連絡会」が内規に基づき実施され、情報交換が活発に行われている点は評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に自己点検･評価の実施を明記している。内部質保証のための組織及び責任体制は、学長のガバナンスのもとに、学長の補佐機関である「執行部会議」「運営会議」、学部長、学科長、事務局長等を構成員とする「大学評価委員会」「教学マネジメント委員会」を恒常的に整備して、教職協働によって内部質保証が適切に図られている。中期計画の進捗状況などについては、「執行部会議」等で報告され、理事会で確認されている。当該年度事業計画については、「運営会議」において大学部門の進捗状況の管理を行うなど、大学全体の内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学生が身に付けるべき資質・能力の目標や卒業認定、学位授与の条件とする学修成果の内容という具体的目標をもったディプロマ・ポリシーを核とした三つのポリシーに基づく自己点検・評価活動を、「大学評価委員会」が中心となって全学的に取組んでいる。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の取組みとして、大学の現況を把握するために必要な調査とデータ収集及び分析は関連部署等で行っており、各種委員会や学内 FD 研修会で結果報告がなされている。また、毎年半期ごとの学生の保護者会、ホームページ、機関誌などで学内外に分析結果を公表している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 26(2014)年度に受けた大学機関別認証評価の結果や文部科学省の「教学マネジメント指針」に基づいて、大学運営の改善・向上のための取組みが行われている。内部質保証のための大学全体レベル、学部学科・研究科レベル、教員個人レベルでの PDCA サイクルの仕組みが確立されている。三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などを反映した中長期的な計画を策定することによって大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．建学の理念への取り組み

Ａ－1．本学の建学の理念を体現する基幹学科

A-1-①　大谷派教師課程を通して宗門有用の人間を育成

A-1-②　建学の理念を主体とした取り組み

【概評】

建学の精神の核となる特色ある学びは私立学校の存在意義でもあり、学内にとどまらず地域社会に広く学びの機会を提供している。入学定員 10 人と小規模ながらも文学部仏教学科において建学の精神を具現化している。

名古屋駅西にある同朋大学知文会館において、文学部仏教学科の教員が中心となって月に一度の「真宗講座」の他、「人生を考える講座」及び知文会館報恩講を継続的に開催して建学の精神を学内外に実践的に展開し、地域社会へ還元している。昭和 52(1977)年に開設された研究機関である仏教文化研究所で、学内における「ギャラリー史料展示」、教行信証学習会、学外に出かける「現地で学ぶセミナー」（踏査型体験講座）等の事業に取組んでいる。

大谷派教師課程を通して宗門有用の人間を育成し、親鸞と聖徳太子の精神に基づく「同朋和敬」、すなわち「共なるいのちを生きる」ことを建学の精神として掲げ、教育と研究を主体とした取組みがなされている。大学の創立以来の建学の精神を体現している。

基準Ｂ．地域社会との連携の推進

Ｂ－1．地域社会との連携と個性ある取り組み

B-1-①　地域連携事業

【概評】

大学は、仏教学部を文学部に改組した昭和 36(1961)年に県内 2 番目に社会福祉学科を新設しており、それ以来、仏教、文学という基礎学と社会福祉という実践学とを 2 本の柱として地域に向けたさまざまな取組みを実現している。

平成 28(2016)年度に「同朋大学地域連携センター」を設置して、建学の精神とその使命に基づき、地域住民、NPO、行政、産業界等との連携及び地域研究、生涯学習等大学の地域貢献活動を組織的に遂行し、地域における学生のインターンシップ、ボランティア活動等への参画を支援している。また、私立大学等改革総合支援事業のタイプ 2（地域発展）に平成 26(2014)年度から 4 年間連続選定されている。

「文部科学省　産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」が終了した後も、大学の自己資金による「同朋大学社会福祉学部大学教育改革推進事業」として「実践力を高めるキッズ・カレッジ」「精神障害者サポートプロジェクト」「気軽に立ち寄れるボランティアサロン」を継続している。また、名古屋市中村区との連携協定、近隣の市区町村との協定を結び､多くの地域連携事業を展開している｡地域連携先も十分に有しており、多様な講演等の連携活動の実績から、地域社会との連携推進に寄与している。

基準Ｃ. 障害学生の支援

Ｃ－1. 教職員と学生による障害学生への協働授業支援等の充実

C-1-①　教職員と学生による障害学生への協働授業支援等の充実

【概評】

建学の精神「同朋和敬」の英語訳は「Living Together in Diversity」といい、多様性に富む学生の受入れに大学をあげて取組む仕組みを構築している。歴史的には、昭和 61(1986)年に「共育後援会特別奨学生規程」を設け、平成元(1989)年に障がいのある学生の受入れを宣言した。

平成 14(2002)年には、「同朋大学障害学生支援に関する規程」を制定している。平成 18(2006)年には「障害学生支援室」を設置し、「同朋大学障害学生支援室規程」を整備し、組織的に障がいのある学生の支援が行われているため、教職員と学生による障がいのある学生への支援は充実している。

視覚・聴覚障がい、発達障がい、四肢障がいのある学生の支援に関する規則を定めるとともに、学生による障がいのある学生の支援をバックアップする養成講座の開設、経費支給などに全学的に積極的に取組んでいる。「同朋和敬」の建学の精神にならい、特別選抜入試や奨学金を設け、積極的に障がいのある学生を受入れ、「共に学び合う」という建学の精神に合致した、学生による障がいのある学生の支援体制が整備されピアサポートが機能している。教職員と学生の協働による障がいのある学生への授業支援は充実している。

基準Ｄ. 他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）

Ｄ－1. 高校・幼稚園（保育園）との連携と個性ある取り組み

D-1-①　高校・幼稚園（保育園）との連携

【概評】

同朋高校との高大連携事業として、同朋高校の生徒が同朋大学の科目を単位履修できる

制度や、同朋大学の教員による同朋高校での出張講義の充実を検討している。単位履修に関しては、平成 30(2018)年度に「同朋大学科目等履修生規程」を改訂し、令和元(2019)年度から「同朋高校生徒による同朋大学講義への聴講」を実施している。しかし、単位履修については、まだ実現できるまでには至っていない。出張講義については、令和 2(2020)年度に協議をして制度を組立て、令和 3(2021)年度から「高大連携授業（アカデミック・クラス)」を実施し始めたところであり、今後の成果に期待したい。

社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻による同朋幼稚園での取組みは、その専門的な内容を発揮する取組みとして、また、学生の実践学修の場にもなっている。

法人内に高校・幼稚園を持つ強みを生かし、大学の教員がそれぞれに有する専門的内容を高校・幼稚園において発揮する積極的な連携事業に取組んでいる。大学教員、高校教員、幼稚園教諭との協働による取組みは教育機関として意義がある。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 25(1950)年度
所在地　　愛知県名古屋市中村区稲葉地町 7-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	仏教学科　人文学科
社会福祉学部	社会福祉学科
人間学研究科	仏教人間学専攻
文学研究科※	仏教文化専攻
人間福祉研究科※	人間福祉専攻　臨床心理学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 30 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 14 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施　　11 月 11 日　第 2 回評価員会議開催

～11 月 12 日	11 月 12 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

34 長崎外国語大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」に基づき、大学の使命・目的及び学部、学科ごとの教育目的は学則に明文化されるとともに、ホームページや大学案内などに掲載され、学内の各種行事においても周知が図られている。

「世界がキャンパス、キャンパスが世界」をスローガンとする九州で唯一の外国語大学であり、その使命・目的及び教育目的は「長崎外大ビジョン 2030」や「学校法人長崎学院長崎外国語大学中期計画(2021-2025)」（以下、「中期計画(2021-2025)」という。）及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。国際化に配慮した人員を配置するなど、大学の個性・特色を生かし、目的達成に必要とされる学部・学科及び研究センター等の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○建学の精神、使命・目的及び教育目的を総括する研究機関として、平成 28(2016)年 4 月に創設された「新長崎学研究センター」における新たな大学の進化に向けた取組みは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って各種選抜試験を実施し、その適切性は入学委員会が自己点検・評価の一環として検証を行っている。

教職協働による学生への学修支援体制は、学修面及び生活面において整備されている。個々の学生にアドバイザー教員を配置し、面談などの結果は「学生カルテ」に記録している。学生のキャリア形成や進路・就職支援は、キャリアセンター及びキャリア支援委員会が学生相談などに対応している。医務室の運営については検討を要するが、学生の状況に合わせ対応している。

校地・校舎面積は大学設置基準を満たしており、校地、校舎、教室等は適宜改修を行い、整備している。学生への意識調査や各種アンケートを毎年実施するとともに、学生代表者とのヒアリングなどを通して、施設等を含めた学生生活全般にわたる学生の意見をくみ上げ、学生支援委員会による検証の上、改善に役立てている。

〈優れた点〉

○建学の精神及び外国語学部という特長を生かした課外活動として、学生がボランティアで、各種イベントでの通訳や、毎年開催される平和祈念式典で海外からの賓客のアテンドの業務等を行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを定め、ホームページなどに公表している。単位認定基準、卒業認定基準等は規則を定め、適切に実施している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫しており、カリキュラムマップによって科目と能力の関連が示されている。また、学修成果可視化システム「Assessmentor」はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連付けに有効に機能している。

学修状況については、毎学期実施する授業評価アンケートや、卒業時アンケート、卒業生対象アンケート、採用先企業アンケートなどにより学修成果の点検・評価を行い、その結果は教育内容及び学修指導の改善などにフィードバックしている。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定プロセスの実効性や学長のリーダーシップ確立のために、副学長が置かれ、学長が議長を務める「大学協議会」及び教授会が運営されている。また、学部長を議長とする学部運営会議や他の委員会等を整備し、教学マネジメント体制を構築している。

大学設置基準に基づき、必要な専任教員数を配置し、教育目標達成のために「求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定している。教員の FD は「教員 SD(FD)委員会」が年間計画を策定し、学長が決定している。また、「グローバル化対応のための SD 実施方針・計画（要項)」に基づき、職員の資質・能力向上を目的とした研修を実施している。

研究推進や研究機能の高度化などを目的に､「研究推進委員会」及び研究支援課を設置し、大学の特色を生かした学術研究を推進している。

「基準５．経営・管理と財務」について

関係法令や諸規則に基づいて適切な運営を行い、大学の使命・目的を実現するために、「経営企画協議会」及び「大学協議会」を月 2 回定例で開催している。安全への取組みについては、危機管理に関わるマニュアルについて一部整備が必要だが、国際情勢の急変への迅速な対応などに努めている。

理事会は最高議決機関として 8 月を除く毎月開催され、遅延なく意思決定ができる体制が整備されている。管理運営機関として法人の「経営企画協議会」及び「大学協議会」を開催し、双方の部門からそれぞれ構成員が出席することで、法人・大学における意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックが機能する体制になっている。

寄附行為に基づき選任された監事は計画的に監査を行い、また評議員の選任及び評議員会の運営も寄附行為に基づき適切に行われている。中長期的な経営改善計画を作成し、平成 28(2016)年度から取組んできた結果、平成 29(2017)年度以降は、財政の健全化も進んでいる。

学校法人会計基準に基づき会計処理を適正に行い、監査法人による定期的な監査や、監事監査、内部監査委員による内部監査を実施している。

「基準６．内部質保証」について

「内部質保証に関する基本方針」及び「内部質保証に関する規程」に基づき、学長の責務や自己点検・評価活動の組織体制、活動内容などを定めている。教育の質保証に関しては、「教学マネジメント基本方針」により、教育改善に向けた自己点検・評価活動の実質化に努めている。平成 29(2017)年度以降、毎年 1 回恒常的に自己点検・評価を行い、その結果を次年度の事業計画や予算編成に反映できるよう調整している。また、「教学 IR 委員会」及び IR 課が設置され、各種調査やデータの収集・分析・報告などが適宜行われている。

「アセスメント・プラン」においては、三つのポリシーを起点とした多様なアセスメントを定め、その点検・評価の結果を、教育の改善・向上などに反映させている。過去の自己点検・評価及び認証評価などの結果を踏まえた中期計画を進め、大学運営の改善・向上に向けた PDCA サイクルによる内部質保証の仕組みは機能している。

〈優れた点〉

○大学は毎年度自己点検・評価を行い、その結果を次年度の事業計画及び予算策定などに反映させている仕組みは評価できる。

○三つのポリシーに基づく教育の質保証に関わる具体的な項目について、三つの階層（大学全体・学位プログラム・授業科目）ごとに、アセスメント及び点検・評価を行い、その結果を教育の改善に反映するなど、教育の内部質保証が機能していることは評価できる。

総じて、キリスト教精神に基づく大学の使命・目的の達成に向け、三つのポリシーのもと、「世界がキャンパス、キャンパスが世界」の特色を生かし、「多言語多文化グローバル人材」の育成に努めている。学長を中心とした教学マネジメント体制は構築され、法人との意思疎通や連携も適切であり、財務基盤も健全化している。内部質保証を目的とした多様なアセスメントや自己点検・評価が進められ、PDCA サイクルの仕組みも機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新長崎学研究センターの活動
2. 地域への貢献活動：社会連携センターの運営

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1−1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
キリスト教の理念であり、大学の建学の精神でもある「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」に基づいた大学の使命・目的及び学部、学科ごとの教育目的は、学則に明文化され、簡潔に文章化されている。
九州で唯一の外国語大学として、「世界がキャンパス、キャンパスが世界」をスローガンに、海外留学を促進し、多くの外国人留学生の受入れを進める大学としての個性・特色は、大学の使命・目的及び教育目的に反映され、学則などにも明示されている。
学科改組や大学のビジョン、中長期計画の策定の際に、大学の使命・目的及び教育目的の見直しなどを適宜行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
理事会や「運営協議会」などにおける中長期計画及び事業計画の策定・検討・承認を通して、役員、教職員は大学の使命・目的及び教育目的の策定などに関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的は、ホームページや大学案内などに掲載されるとともに、学内の各種行事において、周知が図られている。
大学の使命・目的及び教育目的は、その達成に向けて「多言語多文化グローバル人材」の育成を「長崎外大ビジョン 2030」及び「中期計画(2021-2025)」の目標に掲げ、三つのポリシーにも反映させている。加えて、「求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、国際化に配慮した人員を配置するなど、大学の個性・特色を反映した教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○建学の精神、使命・目的及び教育目的を総括する研究機関として、平成 28(2016)年 4 月に創設された「新長崎学研究センター」における新たな大学の進化に向けた取組みは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項等にて周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿って、各選抜試験を実施し、その適切性については、入学委員会が自己点検・評価の一環として検証を行っている。

入試問題の作成は、教員の中から選定された「問題作成委員会」により行われている。過去 5 年間において入学定員及び収容定員の充足率は、コロナ禍の影響のあった令和 3(2021)年度を除いて、学部全体としては適正なものとなっている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生支援委員会や学修支援センターを設置し、教職協働により学生への学修支援の方針を定め、その方針に基づいて体制を整備している。

「障がい学生支援規程」を定めることで、障がいのある学生に対して合理的配慮を行う体制を整えている。専任教員のオフィスアワーは時間割やシラバスに記載されている。それぞれの学生にはアドバイザー教員が付き、面談等の結果は「学生カルテ」に記録している。大学院は設置していないが、大学独自の TA を制度として設けており、SA(Student Assistant)、RA(Resident Assistant)によって、教育活動や寮生活を支援している。また、

学修支援センターによる学生の履修状況のチェックなどにより、中途退学、休学及び留年者数の減少に努め、退学率及び留年率は抑制されている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア形成や進路・就職支援を目的に、キャリアセンター及びキャリア支援委員会を設置している。キャリアセンターには、個別面談室や資料閲覧室があり、就職・進学についての学生の相談に応える体制を整えている。

「多言語多文化グローバル人材」の育成方針を掲げ、正課科目として「インターンシップ」及び「海外インターンシップ」などを配置している。また、1 年次から文書作成の基礎の学修やデータを利用した分析、チーム企画案の作成をキャリア教育として実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスと厚生補導に対する業務は学生支援部で適切に対応している。「奨学金授与規程」に 11 種類の給付型奨学金に関する内容等を定め、学生に対する経済的な支援を適切に行い、特に留学生に対して手厚く支援している。学生の課外活動への支援は、学生支援部を中心に行い、また、学生組織として学友会があり、会則に基づいて各種イベントの企画や運営を行っている。

国際寮「アンペロス」を設置し、運営のために学生支援部長を委員長とする「アンペロス寮運営委員会」を設置しているほか、法人事務局長を責任者として「アンペロス寮業務連絡会議」を置いている。医務室の運営については検討を要するが、学生の状況に合わせ対応している。生活相談などに関しては、教員によるアドバイザー制度を整備し、学修や就職面も含め、さまざまな相談に対応している。

〈優れた点〉

○建学の精神及び外国語学部という特長を生かした課外活動として、学生がボランティアで、各種イベントでの通訳や、毎年開催される平和祈念式典で海外からの賓客のアテンドの業務等を行っていることは評価できる。

〈参考意見〉
○医務室に学校医を配置しているが常駐していないことから、常勤の有資格者を配置することが望まれる。

2－5. 学修環境の整備
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
大学の校地・校舎面積は大学設置基準を満たしており、校地、校舎、教室等は、適宜改修を行い整備している。
図書館「マルチメディアライブラリー」の蔵書数は適切であり、十分な開館時間を確保し運営されている。ICT（情報通信技術）関連施設に関しては、「ICT 教育支援室」が学内全体の設備を管理し、パソコンも全ての教室に配置している。学内の通信状況については、令和 3(2021)年度に設備を増設するなど環境を整えている。
バリアフリー対策として、各所の自動ドア化やスロープ化、障がい者用トイレの改修を実施し、教室等学内での学修に必要な全ての施設・設備に車椅子での移動ができる。語学系の科目等、授業内容に応じて履修者数を調整し、必要に応じてクラス数を増やすなどの工夫を行い、教育効果が十分上げられるよう配慮している。

2－6. 学生の意見・要望への対応
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修行動調査、授業評価アンケート、卒業生満足度調査、卒業生アンケート等を実施し、担当部署での分析の後、「自己点検・評価委員会」「内部質保証推進協議会」で改善策を策定している。
アドバイザー教員との面談が定期的に実施されている。毎年度、学生意識調査を実施するとともに、学生代表者とのヒアリングを通して、学生生活全般にわたる学生の意見を把

握し学生支援委員会で検証している。また、学友会執行部の学生との意見交換も毎年行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、学生に身に付けて欲しい能力を明確化し学科ごとに定め、ホームページや学生要覧などで公表されている。

単位認定基準、卒業認定基準等は各種規則を定め、適切に実施されている。成績評価基準は設定されており、全てのシラバスに成績評価基準が明示されている。また、GPA(Grade Point Average)制度を利用し学生に対して担当教員が指導を行うなどの仕組みを整えている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは明確であり、ホームページや学生要覧などに示されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫しており、カリキュラムマップによって科目と能力の関連が示されている。また、学修成果可視化システム「Assessmentor」はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連付けに有効に機能している。

シラバスについては、「シラバス改善小委員会」を設けて、毎年全てのシラバスを点検チェックしており、FD を通じて意識を共有し、また、学生にも分かりやすい「シラバスの見方」を提示している。履修上限単位数については、各学期 20 単位という上限を設定しており、例外措置についても明記している。

教養教育については、教養教育についての点検及び見直しを行う体制を整えている。PBL(Project Based Learning)型の授業実践をプロジェクト科目としてカリキュラムに有効にくみ込んでいる。また、教授方法の改善を目的に、定期的に FD 活動を実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシー、カリキュラム・マップ及び学修成果の評価のためのルーブリックを詳細に設定している。学修成果の点検・評価とフィードバックについては、学修成果可視化システム「Assessmentor」及び LMS(Learning Management System)を使用した点検・分析、アンケートによる情報分析という方法で実施している。学生の学修状況については、授業評価アンケートを実施し、卒業時には観点別・就業力のアンケート調査、卒業時の教育成果に関する調査など学生アンケートを定期的に実施しており、卒業後の点検としては企業先へのアンケートを実施することで、学修成果の点検が行われている。

外部テストとして、ジェネリックスキル測定テストを 1 年次と 3 年次に行いジェネリックスキルを測定し、英語試験として、TOEIC(R)のスコアの目標を設定し、受験を支援している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立するため、人的補佐体制として副学長を選任している。審議体制の中核には、学長の意思決定に資する大学ガバナンスを意図して、執行部で構成される「大学協議会」を設置し、学校教育法第 93 条の趣旨に則し、学長の諮問及び学長への意見具申を行う会議体として教授会を設置している。また、学部長を議長とする学部運営会議も整備しているほか、数多くのセンター、会議、委員会等の管理・運営組織を編制し、「内部質保証に関する基本方針」や「教学マネジメント基本方針」等に沿って、それぞれの組織体に関する規則等を整備し、大学の最終意思決定を機能的に執行できる教学マネジメント体制を構築している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を法人の「組織規程」に基づき配置し、その役割を「事務分掌規程」に定めている。また、職員は法人の「経営企画協議会」や「大学協議会」、各委員会などに参画し、多方面において教職協働に取組んでいる。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準に基づき、教育課程に必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。建学の精神を踏まえた教育目標達成のために、「求める教員像及び教員組織の編制方針」を策定している。

教員の採用は「教員任用規程」に基づき、人事委員会によって管理され、ホームページや外部専門機関の利用により、海外を含めて広く公募している。昇任については、「教員資格審査基準」によって職位別の資格を明確化し、「教員資格審査基準に関する内規」「教員の昇任申請手続きに関する内規」に基づき実施している。

教員の能力向上を目的とする FD を「教員 SD(FD)」と位置付け、実施に当たっては「SD の実施方針」及び「グローバル化対応のための SD 実施方針・計画（要項）」に基づき、「教員 SD(FD)委員会」が年間計画を策定し、「大学協議会」の意見を聴き、学長が決定している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD を組織的に行うために「SD の実施方針」を定め、大学運営に関わる職員の資質・能力向上を目的とした研修を行っており、具体的には「全学 SD」「教員 SD または FD」「事務職員 SD」の三つの SD を開催し、計画的に実施している。

また、「SD の実施方針」と並行して、これらの開催の指針となる「グローバル化対応のための SD 実施方針・計画（要項）」を策定し、基本的な方針を明確にしている。特に、教員及び職員の合同による SD については、令和 2(2020)年度に「全学 SD」と称して 4 回実施されており、教員の参加は各回で偏りがあるものの教職協働の取組みが確実に実施されている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全学的な研究推進・実施体制の充実及び研究機能の一層の高度化を図ることを目的として、「研究推進委員会」を設置し、一元的な研究推進・実施体制となっている。また、「研究倫理指針」のもと、「研究活動不正行為防止に関する規程」「長崎外国語大学における研究データの保存等に係わるガイドライン」「公的研究費の管理に関する規程」「科学研究費取扱規程」「競争的資金等（公的研究費）不正防止計画」「個人情報の基本方針」「個人情報保護規程」等の細則を定め運用している。

平成 30(2018)年度から科学研究費助成事業申請者への研究支援金や説明会の実施により、採択者数を増加させている。また、女性研究者、若手研究者及び外国人研究者の積極的な活用を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

関係法令に基づき、寄附行為をはじめとする諸規則に則した適切な運営がなされ、各種教育情報は「教育情報の公表に関するガイドライン」に基づき、ホームページに公表している。また、大学の使命・目的を実現するため、重要事項を審議する「経営企画協議会」及び「大学協議会」を定期的に開催し、継続的な努力をしている。

環境への取組みについては、継続的な省エネルギー施策として、空調の集中管理や電力削減のための装置の導入、照明の LED 化を促進している。

人権への配慮は、ハラスメントの防止や個人情報の保護、公益通報者の保護等の諸規則を整備して取組んでいる。

安全への取組みについては､危機管理に関わるマニュアルについて一部整備が必要だが、防災訓練の実施や海外に滞在している学生の安全確保を目的に、国際情勢の急変への迅速な対応などに努めている。

〈参考意見〉

○災害等に関する危機管理マニュアルの整備が望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、使命・目的の達成に向けて最高議決機関として、寄附行為に基づき理事長や理事が選任され、学外者からも選任し、広く外部の意見を取入れる体制となっている。8 月を除き毎月開催している理事会は、監事や関係職員出席のもと、遅延なく意思決定ができる体制を整備し、理事の出席率は高く、欠席者は委任状にてそれぞれの議案に対する意思表示がなされる体制になっている。

法人の企画立案やこれに関わる各部門との連絡、調整、協議を行う「経営企画協議会」は、理事会へ付議すべき議案の事前検討や理事会には付議されない法人運営の案件について協議を行い、理事会機能の補佐的役割を果たしている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人部門と大学部門それぞれにおける管理運営機関である「経営企画協議会」と「大学協議会」を月 2 回定例開催し、それぞれ相互の部門からの構成員が出席し、法人・大学における意思疎通と連携を図るとともに相互チェックが機能する体制としている。

寄附行為は「理事長がこの法人を代表し、その業務を総理する」と規定しており、法人業務に必要な協議や大学に関する重要事項を審議する「運営協議会」も理事長が議長を務め、理事長によるリーダーシップが発揮されている。

監事は私立学校法及び寄附行為の定めに基づいて選任されており、年度当初に理事会に提出した監査計画表のスケジュールに基づいて定期的な監査を実施し、改善指摘等を含めた結果を逐次理事会に報告している。評議員の選任、評議員会への諮問事項及び報告すべき事項は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行われている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 26(2014)年度以前の支出超過の決算結果を真摯に受止め、以後、経営改善計画を作成し取組んでいる。また、法人の財務状況等の説明会を開催し、情報開示に伴う教職員の共通意識の涵養に努めている。

平成 29(2017)年度以降、入学定員充足率及び収容定員充足率は増加しており、安定的に学生確保が行われている。この結果として、経常収支差額比率が 10%程度で推移しており、財政の健全化が進んでいる。

平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度までの基本金組入れ前の収支差額の実績は毎年度の目標値を上回る結果を残している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については､学校法人会計基準に基づき､｢経理規程｣等の関係諸規則を整備し、会計処理を適正に実施している。

予算編成については、秋入学の学生数によって予算執行に変更が生じるとの事由から半期仮決算数値に基づき、毎年度補正予算で修正を加え、その都度、評議員会への諮問、理事会承認のプロセスが踏まれ、適切に管理されている。

監査法人との契約に基づき、｢予備調査｣｢期中監査｣｢実査｣｢期末監査｣等の定期的な会計監査を実施するとともに、監事監査、内部監査委員による内部監査を実施している。

同時にそれら監査結果は理事長、学長、法人事務局長に報告、把握されるシステムとなっており、会計監査体制は整備されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として、｢内部質保証に関する基本方針｣を令和元(2019)年度に定め、｢その本質は、自己点検・評価の実質化である｣ことや｢システム化されていなければならない｣ことなどについて明示している。

内部質保証のための組織や責任体制については、｢内部質保証に関する規程｣を令和 2(2020)年度に制定し、最高責任者である学長の責務や、自己点検・評価活動を推進・実施する組織体制や活動内容などを明確に定めている。

教育の質保証に関しては、｢内部質保証に関する基本方針｣に基づき、｢教学マネジメント基本方針｣を令和 2(2020)年度に制定し、教育改善に向けた自己点検・評価活動の実質化に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年度以降、毎年恒常的に自己点検・評価を行い、その結果を次年度の事業計画や予算編成に反映できるよう調整している。自己点検・評価報告書は、学内で共有するとともに、ホームページを通して外部にも公表し、基準項目ごとに点検・評価の根拠となる各種資料をエビデンスとして明示している。

教育の質保証を目的に必要となる各種情報の有効活用を図るために、「教学 IR 委員会」及びその事務担当部署として IR 課を設置し、各種調査やデータの収集・分析・報告などを適宜行っている。

〈優れた点〉

○大学は毎年度自己点検・評価を行い、その結果を次年度の事業計画及び予算策定などに反映させている仕組みは評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する基本方針」に基づき、関連する方針や規則を定めている。その中の「アセスメント・プラン」には、三つのポリシーを起点とした実施すべき多種多様なアセスメントについて定め、その点検・評価の結果は、教育の改善・向上などにフィードバックしている。

「中期計画(2021-2025)」は、「長崎外大ビジョン 21－中長期計画(2014-2020)」に準拠して実施された自己点検・評価及び平成 26(2014)年度に受けた認証評価などの結果が反映され、大学運営の改善・向上に向けた PDCA サイクルによる内部質保証の仕組みは機能している。

〈優れた点〉

○三つのポリシーに基づく教育の質保証に関わる具体的な項目について、三つの階層（大学全体・学位プログラム・授業科目）ごとに、アセスメント及び点検・評価を行い、その結果を教育の改善に反映するなど、教育の内部質保証が機能していることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 国際交流

A－1. グローバル人材育成を目的とした国際交流

A-1-① 留学制度の構築
A-1-② 留学の促進と送出しの実際
A-1-③ 留学生の受入れと教育
A-1-④ 国際交流協定校との交流

【概評】

外国語大学という特性に鑑みて、留学を中心とした国際交流において多様な取組みを行っている。特に、留学制度については、学費等の支援の方法で種類別の制度があることで、多くの学生がチャンスを得やすい仕組みになっている。

留学中の単位を正規の単位として読替え、国際交流への積極的参加を促すのに有効に働いている。

「国際交流センター」を設置し、教員と職員の分掌と協働のもとに、留学の案内から単位の認定など、関連する業務に携わり、各部局と連携を図りつつ全学を挙げた留学対応を行っている。

一方、受入れに関しては、多様なタイプで有償・無償のプログラムが準備されている。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、留学を含めた国際交流活動に大きな支障を来している現状はあるが、制度と体制の整備の確立によって、「世界がキャンパス、キャンパスが世界」という大学の方針は、有効な実施を担保できている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新長崎学研究センターの活動

本学は、世界都市長崎に立地する特性を生かし、建学の精神に基づく大学のブランドの確立、及びグローバル人材育成による地域貢献の促進を目的として、2016（平成 28）年に全教職員と外部の客員研究員から構成される新長崎学研究センターを設立した。本センターは、建学の精神であるキリスト教精神、外国語・外国文化、国際平和、長崎学に係る研究の深化を通じて、地域の文化資源に付加価値を生み出し、これを広く地域・グローバル社会に還元することを目指している。

本センターは日本における語学教育発祥の地長崎に所在の大学として、外国語学と外国文化の歴史を調査・発掘・研究するために、関係する研究者による研究集会を毎年 3 回実施してきた。その成果は市民公開講座や展示会等を通して地域社会に還元されている。2020（令和 2）年度には、大学開学 20 周年記念・長崎英学 162 周年記念事業として「長崎の英語・英語教育講演会」を開催し、また、キリスト教精神の普及と日本における実学教育の促進に大きく寄与した宣教師ギド・フルベッキに係る市民公開講演会を実施した。

更に、新長崎学研究叢書第 1 巻『長崎英学史』（2020（令和 2）年発刊）、同第 2 巻『外国語教授法のフロンティア』（2021（令和 3）年発刊）を刊行した。また本センターは本学のステークホルダーとなる卒業生・市民や企業からの寄付金、及び各種の補助金を活用して新長崎学研究に資する貴重古典図書・古写真・古地図等の収集に努め、地域になくてはならないプロテスタントキリスト教、外国語・外国文化、世界平和の知的資源、等の集積センターとしての努力を続けている。

2. 地域への貢献活動：社会連携センターの運営

本学は、社会との連携について総合的な施策を策定するとともに、その実施について中心的な役割を果たすことにより、本学における社会との連携を推進し、本学の社会貢献並びに教育研究の発展に寄与することを目的として、2012（平成 24）年に社会連携センターを設置した。

主な活動実績としては、まず高大連携として高校生の参加による「英語ボキャブラリーコンテスト」の運営がある。このほか、市民公開講座・語学セミナーの開催、児童の英会話学習や平和学習・スピーチコンテスト等に係る講師・審査員の派遣、外国語講座の実施、地域住民と本学に在籍する外国人留学生との交流の推進、警察職員・税関職員等の職場単位の語学研修への講師派遣、等がある。

また、毎年 8 月 9 日に長崎市が実施する平和祈念式典には、本邦所在の外国大使館・公館等からの列席者の通訳・アテンドとして本学学生ボランティアを派遣しており、この他にも、地域の中学生による英語被爆体験講話発表会の学内開催による外国人留学生との交流事業、地域におけるハザードマップの多言語翻訳等、地域社会のグローバル化に貢献する連携事業を実施し、事業件数は近年増加傾向にある。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 13(2001)年度
所在地　　長崎県西彼杵郡時津町元村郷 1010-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
外国語学部	現代英語学科　国際コミュニケーション学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 4 日	実地調査の実施　　11 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 5 日	11 月 5 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

35 名古屋文理大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「立学の精神」の根幹は学問に基づく「知識・技術の修得」と人とのふれあいによる「人づくり」であり、使命・目的は「立学の精神」を具現化して、「ビジョン 2012－学園の将来像」（以下、「ビジョン 2012」という。）に明文化され、ホームページや印刷物で学内外へ周知されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー・アドミッション・ポリシー）は、「立学の精神」をもとに作成されており、大学の使命・目的及び教育目的がそれぞれの方針に反映されている。「立学の精神」にうたわれる知識・技術を身に付けて実務に優れた能力を発揮する人材を育成し社会に送出していくことを目指している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的について、分かりやすく解説した小冊子を作成し、初年次教育の中で理事長が学生に説明するなどして、周知に努めていることは評価できる。

○数的処理能力の向上を目指す教育を推進するために「基礎教育センター」を設置し、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」の認定大学になっていることは評価できる。

「基準２．学生」について

大学及び学部学科ごとに教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学が求める学生像を明示し、学内外に周知している。「入試ワーキンググループ」を組織し、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法になっているかの検証を行い、入試改革に反映させている。

学修支援を行う教員組織として教授会、学科教員会議、教務委員会、「基礎教育センター」を、事務組織として教員である教学部長のもとに教学課を配置している。就職支援は、就職委員会、学科就職担当、キャリア支援センター、指導教員が協力して行っている。医務室と学生相談室を設置して学生の健康管理や健康相談に対応している。

全学科の学生にタブレット端末を貸与してアクティブ・ラーニングのツールとして活用している。情報実習室には、プログラミング環境やマルチメディア環境を整えている。

〈優れた点〉

○企業ニーズ調査、業界団体との交流などを通して、積極的に求人開拓の努力を行ってい

ることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学及び学部学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーの学位授与基準に基づいてカリキュラム・ポリシーを策定しており、「履修の手引」、ホームページ等で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則に定め、学生に分かりやすい表現で「学生便覧」に記載している。GPA(Grade Point Average)を、進級基準、退学勧告、成績優秀者への奨学金給付などに活用している。教学マネジメント指針を策定し、三つのポリシーを踏まえた PDCA サイクルによる学修成果の点検・評価活動が行われている。また、授業評価アンケート結果は、「授業評価委員会」で総括・評価し、教務委員会や教授会で報告され、学生指導へフィードバックされている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として副学長を置き、教授会をはじめとする各種会議の位置付けを明確にしている。「運営組織規程」によって事務組織体系、事務分掌及び職務内容を明確に規定し、大学の運営に必要な組織と職員の配置により機能的な業務執行の体制を整備している。教員の採用、昇格・昇任は、規則等に基づいて実施している。SD(Staff Development)の体制については一部整備が必要であるが、FD(Faculty Development)・SD 活動として、教員が全員参加する「FD・SD フォーラム」の他、教職員が全学的な問題を検討する「夏期拡大 FD・SD」を開催している。

個人研究費の配分や外部資金の応募者への追加配分、外部研究資金の公募情報の共有などを行い、研究活動支援体制を構築している。

「基準５．経営・管理と財務」について

大学及び法人として諸規則を整え、法令等を遵守し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。法人の業務運営を円滑に遂行するため、運営諮問機関として「学園会議」を設置し、理事会の経営判断を支援する体制を整え、同時に大学との意思疎通も図っている。法人運営の指針となる「立学の精神」や中長期的なプランに基づいて、特色ある教育施策や安定した経営基盤づくりを進めている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の組織の整備と責任体制を確立するため、「名古屋文理大学　自己点検評価規程」を定め、内部質保証のための組織として、「自己点検評価委員会」を設置している。学部学科、各委員会等は、年度末にはその結果を事業報告としてまとめ、改善点を次年度の事業計画に反映し、PDCA サイクルを意識した活動が行われている。教学運営については、内部質保証のための PDCA サイクルに沿って教学マネジメント指針を定め、カリキュラムやシラバスの見直し、GPA の活用など教育の改善・向上を行っている。

総じて、大学は、建学の精神である「立学の精神」に基づき、知識・技術を身に付けて実務に優れた能力を発揮する人材を育成し、社会に送出している。教学マネジメント指針

を定め、「自己点検評価委員会」を中心に、IR(Institutional Research)を活用して内部質保証のための PDCA サイクルを機能させている。「基礎教育センター」を設置し、データサイエンス教育を推進している。また、地域との連携を推進し、学生の教育・就職支援にも生かしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域及び社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 基礎教育センター
2. 図書情報センター

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「立学の精神」の根幹は学問に基づく「知識・技術の修得」と人とのふれあいによる「人づくり」であり、使命・目的は「立学の精神」を具現化して、「ビジョン 2012」に明文化されている。

教職員と学生や学生同士の交流による人間形成に力を入れ、「食」「栄養」「情報」を三つの旗標として教育を行っている。「立学の精神」の根幹である「知識・技術を磨く」ことと「人づくり」について、「人とのふれあいを深め、個の力が光る若者を育てる大学」として、大学の個性・特色を簡潔に示している。

使命・目的及び教育目的の適切性や整合性について、「自己点検評価委員会」、教授会、学内の各委員会で審議・検討され、変化への対応がなされている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的の策定等には役員、教職員が関与・参画するとともに、関連する委員会で報告し、理解と支持を得ている。教育目的、教育方針や使命・目的に基づいた中長期計画を明記した「ビジョン 2012」は、学内外へはホームページで公開し、学生便覧、大学案内などの印刷物で周知している。

三つのポリシーは、「立学の精神」をもとに作成されており、大学の使命・目的及び教育目的がそれぞれの方針に反映されている。「立学の精神」にうたわれる知識・技術を身に付けて実務に優れた能力を発揮する人材を育成し社会に送出していくことを目指し、健康生活学部健康栄養学科、フードビジネス学科と情報メディア学部情報メディア学科の 2 学部 3 学科体制の教育組織となっている。また、「図書情報センター」「基礎教育センター」「地域連携センター」「名古屋文理　食と栄養研究所」が設置され、実務に優れた人材育成がなされている。

〈優れた点〉
○使命・目的及び教育目的について、分かりやすく解説した小冊子を作成し、初年次教育の中で理事長が学生に説明するなどして、周知に努めていることは評価できる。
○数的処理能力の向上を目指す教育を推進するために「基礎教育センター」を設置し、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」の認定大学になっていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び学部学科ごとの教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学が求める学生像を明示するとともに、学生募集要項、ホームページ、冊子などで周知している。

入試区分ごとに選抜方法と学力の 3 要素の関係を一覧表で示すことで多面的学力評価を実施していることを明示している。入試問題は全て学内教員が作成し、面接の実施に当たってはアドミッション・ポリシーを入学面接評価項目の一つとし、アドミッション・ポリシーに沿った面接ができるように「面接試問マニュアル」や「面接試問票」を作成して入試を行っている。「入試ワーキンググループ」を組織し、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法になっているかの検証を行い、入試改革に反映させている。大学全体の入学定員及び収容定員は概ね充足している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援を行う教員組織として教授会、学科教員会議、教務委員会、「基礎教育センター」を、事務組織として教員である教学部長のもとに教学課を配置している。学修支援組織として教員である教学部長のもとに教学課が入学から卒業までの教務・学生生活全般の事務を担当している。

学修支援の手立てとして、「指導教員制」の導入、SA(Student Assistant)の活用、オフィスアワーの設定、保護者会の実施、資格取得の支援などを適切に実施している。中途退学、休学への対応策として指導教員が学生と面談して「指導教員所見書」を記録に残すなど適切な対応を行っている。障がいのある学生に対しては、「名古屋文理大学障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）」を定め、学生からの支援要請に基づき、大学関連部署が緊密に連携・協力し適切な配慮がなされている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職支援は、就職委員会、学科就職担当、キャリア支援センター、指導教員が協力して行っている。効果については、キャリア支援に関する「学生満足度調査」を実施し、支援

体制の見直しに活用している。

「キャリアデザインⅠ」及び「キャリアデザインⅡ」「インターンシップ」を開講し、事前研修や研修後レポート提出などインターンシップの効果を高める工夫を行っている。また、資格支援講座、検定試験の実施、模擬面接、履歴書添削指導の支援の強化など学生のキャリア形成の支援が充実している。インターンシップについては、「インターンシップ運営委員会」を設置して、大学独自に「名古屋文理大学業界研究セミナー」や「企業セミナー」を開催することで学生と企業の適切なマッチングを目指すキャリア支援が提供されている。

〈優れた点〉

○企業ニーズ調査、業界団体との交流などを通して、積極的に求人開拓の努力を行っていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は、学生生活委員会と教学課が連携を図って行っている。成績が良好な学生への奨学金制度を設け学修へのインセンティブとしているなど、独自の奨学金制度で経済的支援を行っている。また、各種奨学金については教学課学生窓口で随時情報提供を行っている。

課外活動への支援については「名古屋文理大学クラブ・サークル運営規程」に則して学生自治会活動、クラブ・サークル活動へ人的、経済的支援を行っている。また、同窓会から「同窓会助成金」が支給されている。

医務室と学生相談室を設置して健康管理や健康相談に対応している。心理面のケアについては、心理相談員を配置してプライバシーに配慮した予約システムを整えて相談に当たるとともに、「心理相談会議」を毎月開催して迅速な対応を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設の施設設備を整備し、大学設置基準を満たし、施設・設備の整備計画に従った適切な維持・管理を行っている。図書館は十分な蔵書を備え、双方的ホワイトボードやプロジェクターを配備したグループ閲覧室が整備されている。受講者数の多い授業は開講コマ数を増加させることで対応している。全学科の学生にタブレット端末を貸与してアクティブ・ラーニングのツールとして活用している。

情報実習室には、プログラミング環境やマルチメディア環境を整えている。情報サービス施設については、「図書情報センター」が情報教育機器の導入やメンテナンス、学内外のネットワークの維持管理などを一元管理している。全ての建物は耐震基準を満たしており、バリアフリー化については順次対応を進めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎年度「学生満足感調査」、卒業時には「成長度・満足度」を図るアンケートを実施している。調査項目は、修学支援、学生生活、学修環境などで構成され、学生の意見・要望を把握するツールとして活用している。また、「意見箱」を設置して意見・要望をくみ上げている。

意見・要望は、学生生活委員会で集約・分析が行われ、対応策も含めて全教職員で共有する仕組みを整備している。開講期ごとに実施される「授業評価アンケート」では、共通設問に加え、教員独自の設問を設定し、教員の授業に対する取組みについての評価を可能とし、改善が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び学部学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、「履修の手引」とホームページ等で周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則に定め、学生に分かりやすい表現で「学生便覧」に記載している。進級基準は 2 年次から 3 年次に進級するときの要件として、必要単位数及び GPA1.0 以上の基準が定められている。学生は、「学生ポータルサイト」で自分の成績、GPA を確認できるようになっている。また、GPA 値の低い学生に対する「学長による退学勧告」の制度を設けている一方、GPA 制度を活用して成績優秀者に奨学金を給付するなど、学生の学修意欲の向上を促している。成績評価方法と評価基準は、ウェブシラバスへの移行にともない、必要な項目を全て含むように見直している。

〈参考意見〉

○シラバスについて、一部の科目で授業計画の内容や評価割合の内訳が記載されていないので、教務委員会における厳密なチェック機能を果たすことが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーの学位授与基準に基づき、カリキュラム・ポリシーを策定しており、「履修の手引」、ホームページ等において公開し学生に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいて基礎教育科目と専門教育科目が編成されており、両ポリシーの一貫性が確保されている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が、履修モデルやカリキュラムツリーで示され体系的に編成し、履修登録単位数の上限の適切な設定が行われている。

教養教育は、「基礎教育センター」を設置し、ICT（情報通信技術）教育に対応している。教養教育科目は全学共通化とし実施している。教授方法の工夫・開発については、全学生へのタブレット端末の無償配付により LMS(Learning Management System)の運用のみならず、双方向の授業展開などを効果的に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント指針」を策定し、三つのポリシーを踏まえた PDCA サイクルによる学修成果の点検・評価活動がなされ、学修成果の可視化と教育改善を恒常的に実施するために、「アセスメント・ポリシー」を定めている。教育目的の達成状況は、学科教員会議が中心となって、教育内容・方法、学修指導などの改善に向けた検討がなされている。

授業評価アンケートを実施し、アンケート結果は「授業評価委員会」で総括・評価し、教務委員会や教授会で報告され、日常的な学生指導へのフィードバックが行われている。また、アンケート結果については、「夏期拡大 FD・SD」で教育課題が報告され、議論が行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として副学長を置き、教授会をはじめとする各種会議の位置付けを明確にしている。また、「教学マネジメントポリシー」を策定し学長主導で組織運営体制の責任と権限を明確化している。

教授会傘下の委員会及び学科教員会議の協議内容は、学部長・部長会議又は教授会に報告されるほか、教授会は学長の諮問により、学則等に定める事項を審議し意見を述べることなど、大学の意思決定及び教学マネジメントの体制を適切に構築している。

「運営組織規程」によって事務組織体系、事務分掌及び職務内容を明確に規定し、大学

の運営に必要な組織と職員の配置により機能的な業務執行の体制を整備している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員は、大学設置基準及び教職課程認定基準に基づき採用しているほか、必要教員数を上回る専任教員数及び教授数を確保するとともに適切に配置している。

教員の採用、昇格・昇任は、「学校法人滝川学園教職員任用規程」「名古屋文理大学教員資格審査委員会規程」「教員資格審査委員会運営細則」「名古屋文理大学教員採用選考要領」に基づいて実施しており、適切に運用している。

FD 活動として、教員全員参加の「FD・SD フォーラム」の他、教員・職員が協働して全学的な問題を検討する「夏期拡大 FD・SD」を実施している。

授業評価アンケートを実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックし、教育内容や授業方法の改善を図るほか、「総括と意見」として報告書にまとめ、学内及びホームページに公開している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力の向上への取組みは、大学の教員を含め法人全体で開催される「FD・SD フォーラム」や「夏期拡大 FD・SD」への全教職員の出席を求めている。

大学として組織的な取組みを整備する必要があるものの、諸団体等が主催する業務別研修会に職務経験年数に応じ若年層の職員や中堅職員等が参加することにより職員の資質・能力の向上を図っている。また、教職員の資質・能力の向上を目的とする「資格等取得表彰金制度」を設けて、公的資格取得等の自己研さんを行う教職員の資格取得を奨励している。

〈参考意見〉

○SD について、職員の外部研修会などへの参加が少数にとどまっていることや、オンライン研修への参加状況を把握していない点を踏まえると、研修を受けやすい体制を整備するとともに、大学事務局において研修参加実績を把握することが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と運営・管理に関しては、専任教員に対して一人 1 室の研究室を割当てていることや､研究時間の確保と研究活動の推進を目的とし 1 週間当たり 1 日の｢研究日｣を設定し、原則学内での研究活動に充てているなど適切に行われている。

研究倫理の確立と運用に関しては、｢名古屋文理大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程｣｢研究者等行動規範｣などを定めて高い倫理性と適正な研究活動の実施を求め、e ラーニングコースを全教員に受講させているほか、コンプライアンス講習も実施している。

研究活動への資源の配分に関しては、個人研究費の予算申請、外部資金の公募情報の共有化、外部資金の応募者への追加配分などを行っており、資源配分に留意した研究活動支援体制となっている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び法人として諸規則を整え、法令等を遵守し、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、｢ビジョン 2012｣及び｢文理中長期戦略プラン(BSP-15)｣を着実に実施する

ことで「立学の精神」の定着を図り、大学及び法人の使命・目的を実現するための継続的努力の意識を維持・向上させている。

省エネ機器への転換を順次行うなどエネルギーの消費削減に努め環境保全に留意している。「ハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人滝川学園公益通報に関する規程」を整備して対応し、コンプライアンスの維持に努めるなど人権へも配慮している。「危機管理基本マニュアル」「大学防災マニュアル」を整備し、避難訓練を実施しているほか、「緊急連絡・安否確認システム」の導入や感染症対策への体制整備を進め、安全への配慮も行っている。

教育情報及び財務情報は、法令等に基づき適切にホームページで公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事会を定期的に開催し、「文理中長期戦略プラン(BSP-15)」など法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議している。

法人の業務運営を円滑に遂行するため、運営諮問機関として「学園会議」を設置し、理事会の経営判断を支援する体制を整え、同時に大学との意思疎通も図っている。

理事会をやむを得ず欠席する場合には、議決権行使書を提出するなど、理事会は機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会が寄附行為に基づく最高意思決定機関として法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。理事長は、法人を代表し、その業務を総理するなどリーダーシップを発揮し円滑な意思決定ができる内部統制環境を整備している。加えて、学長は理事となり、教授会等各管理運営機関の提案をくみ上げ運営改善に反映するなど、法人と大学の意思疎通と連携は適切に行われているほか、各管理運営機関との相互チェック・各種調整及び意思決定プロセスの円滑化が図られている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、

法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査して監査報告書を作成している。評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会は理事長からの諮問事項について審議の上、意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人としては、短期大学の収支状況が法人全体の財務状況に影響を与えているものの、大学は収容定員を継続的に充足しており、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額は収入超過の状態で財政は安定的に推移していることから、運用資産も当面の学校運営を維持することに問題のない残高を維持している。

平成 30(2018)年には、特定公益増進法人及び税額控除適用法人として許可され、寄附者の税制上のメリットを提供できる体制を構築し、一般寄附金の募集を開始するなど外部資金の導入に努力している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計監査人が監査結果に関し、「無限定適正意見」を表明していることや、財務情報等がホームページにも適切に開示されていることなど、会計処理については、適正に行われている。

当初の予算とかい離が生じた場合には、予算委員会で審議の後、評議員会への諮問、理事会による審議及び決議を経て補正予算を編成している。

監査の体制については、会計監査人による法令に則した監査の実施や、監事による会計監査の実施など会計監査体制を整備している。また、月次で事務局長による会計監査、半期ごとの理事長による会計監査が実施され、理事者等による財務状況の把握を行っている。

会計監査人と理事者との意見交換を実施し、会計上・財務上の課題等の情報が共有され、法人運営の一助としている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の組織の整備と責任体制を確立するため、「名古屋文理大学　自己点検評価規程」を定め、内部質保証のための組織として、「自己点検評価委員会」を設置している。内部質保証については、「自己点検評価委員会」において審議検討して自己点検・評価を行い、その都度、教授会に報告されている。また、重要な改善点等があれば「学園会議」に諮り、最終的に理事会において審議し大学の方針を決定している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検評価委員会」は毎月 1 回開催されており、内部質保証のための項目を審議し自己点検・評価を行っている。学部学科、各委員会等は、年度末にはその結果を事業報告としてまとめ、改善点を次年度の事業計画に反映し、PDCA サイクルを意識した活動が行われている。自己点検・評価結果については、毎年「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページで公表している。

IR 企画課は各部署が定期的に調査・収集を行ったデータを集約し、そのデータを「IR 委員会」や「自己点検評価委員会」等で分析・検討して教育の改善・向上に活用している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年の自己点検評価書、事業報告において、学科ごとに三つのポリシーに基づいて行われた自己点検・評価及び改善を要する事項について検証し、改善を図っている。また、全学的な事項、教育研究に関する事項、経営・管理と財務に関する事項などの PDCA サイクルが構築されている。

教学運営については内部質保証のための PDCA サイクルに沿って「教学マネジメント指針」を定め、カリキュラムやシラバスの見直し、GPA の活用など教育の改善・向上を行っている。

基準Ａ．地域及び社会連携

Ａ－1．地域社会との連携方針

A-1-①　地域との連携・協力に関する方針の明確化

A-1-②　地域との連携・協力に関する具体的取組の方策

Ａ－2．地域社会との連携活動

A-2-①　地域連携活動の実施

A-2-②　地域連携活動の継続性・将来性

【概評】

「文理中長期戦略プラン(BSP-15)第 1 期」の中に「社会連携、高大連携、産学連携の推進」を掲げ、大学の附属施設として「地域連携センター」を立上げ、「名古屋文理大学地域連携センター規程」に具体的な方針を明確に明記している。「地域連携センター」により、地域連携、社会連携の対応を一元化し、地域に密着した大学づくりを重要な位置付けと捉え、大学が有する人的・知的資源を活用した社会連携・地域連携に取組み、社会に還元している。学外との連携や協力の要請は「地域連携センター」で取りまとめ、各学科あるいは委員会、担当教員に連携の推進及び協力を依頼している。連携事業の事例や成果をまとめ、ホームページや動画配信サイト等で学内外へ情報を発信している。

地域連携活動成果の学内外への周知としてホームページ「お知らせ」に報告し、年間の活動からトピックをまとめた小冊子「CHIREN」を連携協定先や新規交渉先に配付している。地方自治体との連携実績は 3 市、産学連携先は 6 社、高大連携は 8 校であり、時代の要請に対応すべく新たな活動ニーズへの期待がもてる。「科目等履修生制度」や「聴講生制度」により社会人が受講できるよう開放し、また、文部科学省による教員免許状更新講習を実施している。大学基礎教育科目「地域の課題」を開設し、学生に還元されていることで、地域連携や社会貢献への意識を醸成し、事業の意義の理解につながっており、連携事業へ参加する学生の貴重な教育実践の場になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．基礎教育センター

「数的処理Ⅰ・Ⅱ」は「統計数字の意味を考える」ことに主眼を置いており、今日のよ

うにデータサイエンスの重要性が認識される以前からデータサイエンスの導入教育を行ってきた。特に実測データを利用した教材は本教科の大きな特徴をなすものであり、大学教育学会やその分科会からも注目されてきた。近い将来全学横断的にデータサイエンス教育を行う場合は本教科が導入部分を受け持つ可能性が大きい。

情報メディア学科では令和 2(2020)年度から「特化型 AI の企画提案と企画書作成」を「日本語力」のテーマにしている。「日本語力Ⅰ」でまず AI の基本について学んだ後、「日本語力Ⅱ」で企画提案と企画書作成を行う。「日本語力Ⅰ」では文献資料の正確な読解、「日本語力Ⅱ」では説明文の書き方、プレゼンテーション力の強化を目指している。日本語力の方針に沿うものである。AI の企画提案は 4～5 人のグループ単位で行い、企画書の作成も同グループで行う。情報メディア学科の専門性に配慮したテーマを与えることで学生の学修意欲を喚起し、活発な議論を通してコミュニケーション力の向上を図ることができている。提案された企画のなかには産業界で今まさに開発中のものや近い将来研究開発が本格化しそうなものもあり、「日本語力」の枠を超えた教育成果が期待できそうである。

健康栄養学科やフードビジネス学科の学生にも AI の利用を身近に感じさせるような具体的な事例を示すことができれば「日本語力Ⅰ・Ⅱ」を AI の導入教育に役立てることは可能であると考えている。

2. 図書情報センター

令和 2(2020)年度においては、年度当初から新型コロナ感染症への対応が必要となった。特に緊急事態宣言下における遠隔授業においては、平成 26(2014)年度から全学的に導入し、令和元(2019)年度からは教務システムと連動させている LMS(Learning Management System)を中核に据えることにした。学生には LMS にアクセスするように指示を一本化することで、すべての授業で混乱を招くことなく、授業コンテンツへアクセスすることが可能となった。また、教員にとっては、LMS が教務システムと連動し、全授業が自動登録されるため、登録漏れのリスクを心配することなく、コンテンツ作成に集中することができた。

なお、リアルタイム遠隔授業のツールであるウェブコミュニケーションソフト(以下、ソフトと言う。)について 4 月末までに各教員にて利用登録がなされ、活用されていることが確認された。そのため、5 月以降も継続して利用ができるように、図書情報センターに於いてライセンス契約を行った。さらに学生を含め、導入済みの Single Sign-On 環境にソフトを対応させた。そのため学生、教員ともに、普段学内で利用している ID とパスワードの組み合わせを用いて、ソフトにもログインできるようになり、利用時の混乱を避けることができた。その他、遠隔授業を安定稼働させるため運用上の調整を行った。

遠隔授業に関連して、各種サーバ機器、ネットワーク機器の利用は、設定時の想定を大きく超える利用がなされており、令和 3(2021)年度以降もネットワークの増速、サーバ機器のディスク増設等の検討を行い、学生の学修支援を安定提供できる体制を構築した。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 11(1999)年度
所在地　　愛知県稲沢市稲沢町前田 365

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康生活学部	健康栄養学科　フードビジネス学科
情報メディア学部	情報メディア学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施　　11 月 11 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 12 日	11 月 12 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

36 奈良大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則第１条に明確に定めており、大学の目指すべき方向性と全学的な教育・研究の指針は、「教学の理念」によって具体的かつ簡潔に表現している。使命・目的を達成するため「奈良大学基本構想と中長期計画」を平成 31(2019)年に制定し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に大学の使命・目的及び教育目的を反映させ、文学部、社会学部、研究科及び通信教育部の教育研究組織の構成との整合性も保っている。

「基準２．学生」について

大学の使命・目的を踏まえて大学全体のアドミッション・ポリシーを定め、多様な方法で入学者選抜を実施し、一部の学科で入学定員を超過しているものの大学全体としては収容定員を適切に管理している。また、教職協働できめ細かい履修指導を行うとともに、障がいのある学生への配慮については、「学生相談室支援コーディネーター」を配置し、学生個々に応じた合理的配慮を行っている。キャリア支援は、就職委員会とキャリア教育委員会の連携などにより体制も整備するとともに、学生の健康支援の一助となる特色ある食に関するプロジェクトも展開している。学修環境については、博物館など特色ある環境を整備し、大学創立 50 周年の記念事業としてアクティブ・ラーニングスペース等を備えた「令和館」を建設した。学生の意見・要望への対応については、学生代表者との意見交換会などさまざまな場を通じて学生の声を把握し、学修環境の整備に生かしている。

〈優れた点〉

○調理実習・栄養指導などを行う「學メシプロジェクト」は学生の健康支援の一助となっている点は評価できる。

○図書館施設及びその蔵書数、博物館施設、版木資料の閲覧検索システム等の整備を進め有効に活用している点は、評価できる。

「基準３．教育課程」について

「試験及び成績評価に関する規則」「GPA 制度取り扱い要項」等により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、周知を行い、厳正に適用している。「卒業認定・学位授与の方針と授業科目の関連表（カリキュラムマップ)」（以下「カリキュラムマップ」という。）を策定し、カリキュラム・ポリシ

ーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に努めるとともに、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価することを目的とした「学修成果の把握に関する方針（アセスメント・ポリシー)」（以下「アセスメント・ポリシー」という。）を策定している。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントの機能を発揮するための規則等の整備が求められるものの、学長が適切なリーダーシップを発揮するために、運営統括会議、「全学教学マネジメント委員会」などの大学の意思決定ができる主要な会議の議長として参画できる体制を確立している。FD(Faculty Development)については、毎年、講演会、授業公開、学生との懇談会などの取組みを行っている。職員研修は、「奈良大学・大学院 SD 実施方針及び実施計画」に基づき、効果的な研修に努めている。研究支援については、外国や国内において調査研究に専念するための「教員在外研修」「教員国内研修」制度や学術図書を出版するための「出版助成」制度を設けるなど支援体制を整備している。

「基準５．経営・管理と財務」について

定期的な理事会・評議員会の開催をはじめ、常任理事会を設け、日常業務の意思決定をし、体制の整備と機能性が担保されるなど法人の経営の規律と誠実性を維持している。「学校法人奈良大学組織・職制規程」など諸規則を定め、運営統括会議、学部長会議、事務管理職会議などを定期的に開催している。監事は、理事会・評議員会に出席するとともに、年間の監査計画書に基づき管理運営状況を監査している。財務基盤については、十分な学生確保により安定した収支バランスを確保している。会計処理、予算執行は諸規則に基づき適正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

令和 3(2021)年 3 月に、「奈良大学内部質保証の方針」を定め、「全学教学マネジメント委員会」と「奈良大学自己点検・自己評価委員会」が連携し、学長の責任のもとに恒常的な改善・改革を進めるという組織体制及び責任体制を定めている。教学マネジメントの機能を発揮するための規則等の整備が望まれるが、「全学教学マネジメント委員会」では、「奈良大学取組点検」として三つのポリシーに基づいた取組みの点検・評価を行っている。また、奈良市等へ協力を依頼し、点検・評価の結果について意見聴取を実施する等、今後の充実が期待される。アセスメント・ポリシーに基づき、「学修成果に関するアンケート」「授業評価アンケート」を実施し授業改善に努めており、PDCA サイクルが機能するよう一層の取組みが期待される。

総じて、大学は建学の精神、「教学の理念」に基づき、地域の特性を生かした特色ある教育・研究に取組んでいる。「奈良大学基本構想と中長期計画」の着実な実現に努め、学生確保等により財務基盤は安定している。内部質保証のために「奈良大学内部質保証の方針」、アセスメント・ポリシーを定めて体制を整備して取組んでいるところであり、今後の一層の充実が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.提携と連携・貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地理学科の学生による研究活動
2. 社会学部「社会体験実習」での学外活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、学則において「社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成すること」として明確に定めている。昭和 63(1988)年の開学 20 周年に際して大学の目指すべき方向性と全学的な教育・研究の指針として制定された「教学の理念」によって、教育目的は第 1 に「伝統と現代感覚の調和」「学術文化の創造と進歩への寄与」、第 2 に「ふれあいと対話の教育」「豊かな人間性の涵養」「友情あつく協調性に富んだ人材の育成」、第 3 に「国際的視野に立つ開かれた大学」「地域社会との連帯」として具体的に明文化し、いずれも簡潔な文章によって表現している。この「教学の理念」に基づいた大学の個性・特色は、「文系基礎学問の深く体系的な教育・研究」「奈良に立地することをいかした教育・研究」「体験と能動的学修を重視した教育」「一人ひとりの学生を大切にする教育」として明示され、実践している。また、時代の変化に合わせて、学科名称の変更、大幅なカリキュラム改正を行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的を明記した寄附行為、学則等については、理事会等の審議を経て制定され、役員・教職員の理解と支持を得ている。また、建学の精神と大学の基本理念については、「COLLEGE LIFE（学生便覧）」「ハンドブック（通信教育部）」やパネル掲示等のさまざまな方法で学生や教職員に周知しているほか、学外に対してもホームページや大学案内等で示している。使命・目的を達成するため「奈良大学基本構想と中長期計画」を平成 31(2019)年に制定し、三つのポリシーにも大学の使命・目的及び教育目的を反映させ、文学部、社会学部、研究科及び通信教育部の教育研究組織の構成との整合性も保たれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を踏まえて大学全体のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ上で公表するほか、入試ガイド、学生募集要項、大学院学生募集要項などにも掲載して周知している。

入試は、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当に実施している。各入試の方式・日程・試験科目などについては、年度ごとに入学試験委員会で見直しを行って所要の改定を加えるとともに、入試制度別に入学後の GPA(Grade Point Average)・出席不良率を調査し、選抜方法の妥当性を検証している。また、入試問題については、いずれも大学教員が作成している。

収容定員を超過している学科はあるものの、大学全体としては収容定員を概ね適切に管理している。

〈改善を要する点〉
○文学部文化財学科において、収容定員が 1.3 倍を超えている点について改善を要する。

〈参考意見〉
○大学全体のアドミッション・ポリシーは定められているが、学部・学科ごとに定めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の「教学の理念」の一つである「ふれあいと対話の教育」の実践のために、履修未登録者や履修登録間違い、出席不良の学生に対して電話連絡、保護者への文書での通知を行う等、教職協働によって適切な学修支援体制を整備している。また、障がいのある学生への対応については「学生相談室支援コーディネーター」を配置し、学生相談室が窓口となり学生支援委員会等と連携をとるなど、学生個々に応じた合理的配慮を行っている。
オフィスアワー制度は、全学的に実施するとともに、研究室等での待機時間については「教員プロフィール」に明記している。大学院生を TA、学部生をラーニング・アシスタントとして採用し、学部の実験・実習の教育的補助業務に従事させている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】
基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉
キャリア支援のための全学的な体制として就職委員会、キャリア教育の実施とそのカリキュラムの内容検討等を目的としたキャリア教育委員会を組織して、インターンシップ等を実施している。また、奈良県大学連合が主催する奈良県大学連合インターンシップ制度に参加するなどキャリア支援の機会を増やしている。
また、各種講座も開設しており、就職委員会とキャリア教育委員会の連携などにより学生支援の体制も整備している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生指導委員会等による組織的支援、授業担当教員や学生相談員による個別指導、学生相談室や事務局による支援により学生生活安定のための体制を整備している。奨学金給付・貸与の制度については、適切に運用され、独自の「奈良大学特別奨学金」制度を設けるなど経済的支援が行われている。また、令和2(2020)年度はコロナ禍の影響を受けているものの、「學メシプロジェクト」は学生の健康面の支援に大きな役割を果たしている。

課外活動団体に対する一部経済的補助に加え、体育系クラブ・サークルの加入者に心電図検査の実施など、学生の課外活動への支援を適切に行っている。

学生の心身の健康支援では、学生相談室、医務室など関係する部局の連携を図り、学生サービス・学生指導などに関する研修会などを通して教職員のスキルアップに努めている。

〈優れた点〉

○調理実習・栄養指導などを行う「學メシプロジェクト」は学生の健康支援の一助となっている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するため、校地、運動場、校舎、図書館、博物館、体育施設、情報処理センター、付属施設などの施設・設備を、適切に運営・管理している。また、耐震などの安全性を確保している。

学生がパソコンを利用する情報処理施設や無線 LAN 環境を適切に整備している。図書館や博物館など教育目的達成のための快適な学修環境を整備し、かつ有効活用している。

キャンパス内のスロープ整備、トイレ改修、エレベータ設置など、バリアフリーを意識した施設・設備の利便性に配慮している。

演習科目などには履修学生数に数値基準を設け、クラスサイズを教育効果に支障を来さないように管理している。

〈優れた点〉

○図書館施設及びその蔵書数、博物館施設、版木資料の閲覧検索システム等の整備を進め

有効に活用している点は、評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の各種意見・要望については、学生相談室及び学生支援委員会を通じて行う合理的配慮のほか、体育会・文化会による春季・秋季の年 2 回の総会に向けた課外活動に関する要望、FD 活動の一環として実施した学生代表者との意見交換会、各部署での窓口や電話での相談において学生からの意見・要望の把握・分析を行っている。

学修環境に関して、さまざまな場を通じて学生の声を把握し、アクティブ・ラーニングスペースの設置や照明器具の LED 化など学修環境の整備などの対応を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて学部・研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ上で公表するほか、履修要項、「ハンドブック（通信教育部）」「奈良大学大学院履修要項・講義要項」に掲載して周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラムマップを定め、履修要項に掲載して周知している。

令和元(2019)年度入学生から 2 年次末時点での卒業要件修得単位数に進級基準を設けている。「奈良大学履修規則」「奈良大学大学院文学研究科履修規則」「奈良大学大学院社会学

研究科履修規則」「試験及び成績評価に関する規則」「GPA 制度取り扱い要項」等により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定めて周知を行い、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を踏まえて学科・専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ上で公表するほか、履修要項等により周知している。カリキュラムマップを策定し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれている。

カリキュラム・ポリシーに即して「基幹科目（必修科目・選択科目）」「外国語科目」「健康・スポーツ科目」「情報科目」「キャリア科目」からなる体系的な教育課程を編成している。専門科目では学年進行と履修モデルを履修要項に明記している。「講義要項(シラバス)作成ガイドライン」に基づき、シラバスを整備している。「奈良大学履修規則」等により、年間履修登録単位数の上限を設定している。基幹科目以外を「共通教育科目」として位置付け、「共通教育機構」により運営している。各授業科目の特性に応じて授業内容・方法の工夫を行うとともに、教育方法の工夫・開発と効果的な実施のため、FD 委員会を中心として全学的に授業改善に努めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価方法として、個々の科目とディプロマ・ポリシーの六つの項目との対応を可視的に定めたカリキュラムマップ、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価することを目的としたアセスメント・ポリシーを策定している。教育課程全体を通じた学生の学修時間や学修習慣、学びの態度に着目した「学修成果に関するアンケート」「卒業生アン

ケート」「授業評価アンケート」等を実施している。

「学修成果に関するアンケート」「卒業生アンケート」等の集計・分析結果を「全学教学マネジメント委員会」や各学科主任に報告し、カリキュラム及び授業改善に向けた審議・検討のためのデータとして活用するとともに、ホームページにおいても公開している。

〈参考意見〉

○アセスメント・ポリシーを定めているが、資格取得状況・就職状況の調査や就職先の企業アンケートなどを実施して、学修成果を多様な方法で点検・評価し、これらの結果を含め教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、学部長会議、大学院委員会、運営統括会議、「全学教学マネジメント委員会」などの大学の意思決定ができる主要な会議の議長として参画できる体制を確立している。

平成 29(2017)年度より、学部会の選挙により学部長を選出する制度を廃止し、学長が候補者を選考し、理事会に上申して決定するプロセスに変更されたことに加え、学長の補佐職として副学長職を設置し、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制も整備を行っている。

学生の懲戒の手続きを明示していないが、教学マネジメントにおいては、学長を委員長とした「全学教学マネジメント委員会」を発足させ定期的に開催し、三つのポリシーの改訂及び新カリキュラムへの移行を行っている。各種委員会に職員を配置し、教員との教職協働によって教学マネジメントの機能性を担保している。

〈改善を要する点〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが、学長によって適切に定められていないため、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における教育課程を適切に運営するに当たっての専任教員を各学部、研究科に配置している。また、教員の採用・昇任についても各学部・研究科において規則を定め、適切に運用している。

FD の実施計画及び実施については、FD 委員会が担っており、毎年、講演会、授業公開、学生との懇談会などの取組みを行っている。FD 講演会は、平成 30(2018)年度からは「学びを促すシラバス作成について」をテーマとした FD 研修会が継続的に行われている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修は、学長により承認・決定された「奈良大学・大学院 SD 実施方針及び実施計画」に基づき、効果的な研修の体制を整備するとともに、職員のみならず、教職員全員が能力・資質向上のために積極的に学内研修を実施しており、令和 2(2020)年度においては、オンデマンド形式により実施され、その一部の研修は教員 FD 講演会としても実施されている。また、主体的に研修に臨めるよう一部の研修では、グループワーク形式の採り入れや夏期休業期間等を活用し、より多くの教職員が参加できる機会を得られるよう図っている。

その他には、日本私立大学協会主催の各種研修会や関西地区で開催される研修会など多くの研修にも積極的に参加し、職員の資質・能力向上に努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は、専任教員全員の個人研究室を配置しているほか、各学部学科に共同研究室を配置するなど適切に整備している。共同研究室は、教員が協働して行う研究以外にも学生ゼミ指導やグループワークなどにも活用している。研究費は、個人研究費をはじめ、国内外において調査研究に専念するための「教員在外研修」「教員国内研修」制度や学術図書を出版するための「出版助成」制度を設けるなど支援体制を整備している。

研究倫理においては、規則・細則が整備されるとともに、公的研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき適正な運営体制を整備している。また、公的研究費内部監査の実施や研究倫理・コンプライアンス推進研修会を毎年実施しており、公的研究費は厳正に運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人奈良大学組織・職制規程」「学校法人奈良大学就業規則」、その他諸規則を定めており、法人の経営の規律と誠実性は維持されている。また、使命・目的の実現に向けては、平成 31(2019)年 3 月に理事会において決定した「奈良大学基本構想と中長期計画」に基づき、五つの項目に対する取組みを進めていることから、継続的な努力がなされ、かつ、その実効のために、運営統括会議、学部長会議、事務管理職会議などを定期的に開催している。

環境保全の面では､電力供給デマンド監視装置の導入､集中管理による空調機温度設定、令和 2(2020)年度からは照明器具の全学 LED 化 5 か年計画に着手しており、配慮がなされている。また、人権、安全の面でも、諸規則が整備され、啓発活動や訓練も実施されており、配慮や体制整備がなされ機能している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき、最終的な意思決定機関として位置付け、適切に選任された理事で運営している。予算編成時と決算時に加え、人事案件及び重要案件が生じた場合には都度、理事会を開催できる体制にある。

「学校法人奈良大学理事会会議規則」に基づき、常任理事会を設け、法人全体の経営・教学双方の日常的課題について意思決定を行い、体制の整備と機能性を担保している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長、学部長 2 人及び法人事務局長、大学事務局長が理事となっており、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通と連携を適切に行う体制を整備している。また、教授会などの意向については、学部長会議、運営統括会議、「全学教学マネジメント委員会」で審議された重要な内容について、詳細な説明や報告が理事会及び常任理事会でなされており、適切な運営となっている。

監事は、寄附行為の定めに基づいて適切に選任されており、理事会・評議員会に出席し意見を述べている。加えて、年間の監査計画書が作成され、業務監査、会計監査に加え、大学の管理運営の監査についても実施しており、その職責を果たしている。

評議員会においても、寄附行為の定めに基づき適切に選任された評議員が、適切に運営に携わっている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「奈良大学基本構想と中長期計画」に基づく「第 3 期中期財政計画（令和元(2019)年度

から令和 5(2023)年度)」を策定し、計画に基づく適切な財務運営とその実現及び入学者数増加に伴う安定的な学生数により、収入超過を維持しており、安定した収支バランスを確保している。また、決算報告においては、過去 10 か年の財務比率や固定資産構成比率の推移データや他法人との比較分析などを詳細に明示することにより、経営状況及び財政状況を確認し財政基盤を確立している。

毎年度の事業計画にスクラップ・アンド・ビルドの方針を策定し、不要な経費の削減を行うことにより、教育研究に必要な経費配分がなされると同時に、メリハリのある事業計画の重要性について教職員の認識を高めることにつなげている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理、予算執行は「学校法人奈良大学経理規程」「学校法人奈良大学稟議及び合議取扱規程」等の規則に基づき適正に実施され、研究費に関する管理体制も確立されている。

予算は、予算編成方針に基づき編成され、評議員会及び理事会の承認を経て各部門に分配されている。また、やむを得ない予算未計上の案件については、補正予算を組み措置している。金融資産の運用に当たっては、「学校法人奈良大学資金運用内規」「資金運用方針」に基づき行われており、常任理事会・理事会・評議員会には決算時において運用状況を報告している。

会計監査はあらかじめ決められた監査計画にのっとり実施されるとともに、理事長同席で毎年度開催している「監事・公認会計士協議会」において経営状況や会計監査状況の意見交換を行うなど厳正に実施している。また、独立監査人である公認会計士は、理事長及び学内理事が経営方針や将来構想等についての聴取監査を行うなど監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「奈良大学自己点検・自己評価規程」「奈良大学自己点検・自己評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価のための基本組織を整備し、自己点検項目を定めている。令和 3(2021)年 3 月に、「奈良大学内部質保証の方針」を定め、「全学教学マネジメント委員会」と「奈良大学自己点検・自己評価委員会」が連携し、学長の責任のもとに恒常的な改善・改革を進めるという組織体制及び責任体制の確立に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「奈良大学内部質保証の方針」においては、定期的に全学的な自己点検・自己評価及び各部局の自己点検・自己評価を行うことを定め、事業計画などを策定し、改革・改善に取組んでいる。現在は、事務局を中心に各種データを収集・整理し、「全学教学マネジメント委員会」に報告するとともに、「学修成果に関するアンケート」等を教育課程改善の検討に役立てているが、今後は「IR 推進委員会」を中心としたデータの分析及び活用が期待される。

〈参考意見〉

○「IR 推進委員会」が十分機能していないことから、現状把握のための調査、データの収集と分析の体制を整備し、「全学教学マネジメント委員会」と連携するなど「IR 推進委員会」の一層の活性化が望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は、「奈良大学基本構想と中長期計画」に基づいて、達成項目及び未達成項目を総括し、中長期計画の履行状況を理事会に報告するなど PDCA サイクルが機能するよう努めている。また、教学マネジメントの機能を発揮するための規則等の整備が望まれるが、「全学教学マネジメント委員会」では、「奈良大学取組点検」として三つのポリシーに基づいた取組みの点検・評価を行っている。また、奈良市及び奈良県中小企業団体中央会へ協力を依

頼し、点検・評価の結果について意見聴取を実施しており、今後の充実が期待される。アセスメント・ポリシーに基づき、「学修成果に関するアンケート」「授業評価アンケート」を実施し授業改善に努めているが、PDCA サイクルが機能するよう一層の取組みが期待される。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において、規則等の整備など大学全体の内部質保証を高めるための更なる取組みが望まれる。

○各種アンケートの結果を活用した全学的な PDCA 体制が十分に機能するよう、「IR 推進委員会」「全学マネジメント委員会」「自己点検・自己評価委員会」等を中心にした教育の内部質保証の機能性がより一層充実することに期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．提携と連携・貢献

Ａ－1．物的・人的資源の社会への提供

A-1-①　大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

Ａ－2．他の組織との連携

A-2-①　海外の提携校、地域社会、全国の高等学校など、他の組織との連携

【概評】

地域に根差した多彩な活動を展開して、大学の持つ物的・人的資源を社会へ提供している。図書館では、学外者への閲覧サービス、企画展の開催を行っている。教職員や学生のみならず地域に公開し、奈良市民をはじめ近畿圏や全国からの多くの利用者がみられる。また、考古学関係資料や奈良関係資料の蔵書を多くそろえ、高い社会的評価を受けている。博物館では、企画展等の展覧会の開催、講演会・ワークショップ等の教育普及活動や、学術資料の収蔵保管、調査研究等の活動を行っている。総合研究所奈良大学地域連携部門では、「特別研究（地域課題解決型プロジェクト）」などの地域連携事業、公開講座等を行い、学術研究成果を地域社会へ還元し、生涯学習の充実に寄与している。情報処理センターでは、「GIS 講習会」、公開講座等を行っている。臨床心理クリニックでは、地域住民への心理臨床活動、公開講座、無料相談会、奈良県内の小児診療所との連携等を行っている。

また、他の組織との連携も積極的に行っている。国際交流委員会では、中国・韓国等の複数の大学と協定を締結して教育学術交流を行い、協定校からの受入れや学生派遣を実施するとともに、モンゴルとの共同研究を行っている。国際交流室を活動拠点とした国際交流サークルを立上げ、留学生・日本人学生間の交流活動を積極的に行っている。私費外国人留学生に対して授業料の減免、奨学金の給付を行い、経済的負担の軽減を図っている。総合研究所奈良大学地域連携部門では、全学的視野に立ち、地域社会、自治体、公共団体、

企業、NPO・市民団体等と多彩な内容の地域連携活動を展開している。学生参加型事業の実施により、学生の地域貢献に関する意識向上、汎用的能力等の教育効果が得られている。「全国高校生歴史フォーラム」を奈良県と共催し、全国の高校生に対し歴史への関心を高め、奈良県の魅力、地域の歴史文化を大切にする取組みを行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地理学科の学生による研究活動

地理学科では、GIS(Geographic Information System:地理情報システム)を活用した教育を実施しており、勉強会等を通じた学生の自主的な活動を推進している。平成 29(2017)年度に学生が構築した地理教育用コンテンツ『SONIC』は、ハザードマップや地震の最大震度予測図等の情報をスマートフォン等で素早く閲覧できるシステムで、GIS の活用を学校教育の現場で実例として示すだけでなく、誰もが手軽に防災情報へアクセス可能となることによって防災にも役立つものとなっている。この研究は国土地理院主催の平成 30(2018)年度「Geo アクティビティコンテスト」で発表され、地理教育賞を受賞したほか、主体となった学生と地理学科教員の共著で図書を出版するなど、積極的に外部へのアピールを進めており、現在でも学生による更新とコンテンツの追加が続いている。

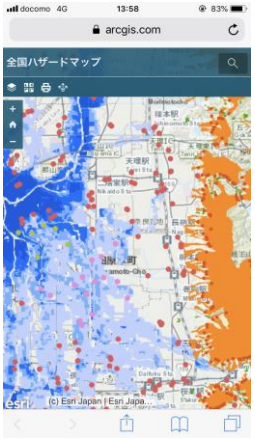

『SONIC』全国ハザードマップ

その他にも、外部発表や調査研究を積極的に行っている。令和 3(2021)年には企業主催の WEB ポスター展示会において、「ストーリーマップ」(GIS により地図と写真・説明文を組み合わせて地域の特徴を説明するもの)部門の品評会で大賞を獲得した。この準備のために、学生たちは自主的に市役所や資料館を訪問し、必要なデータの使用許可を申請するなど、室内作業にとどまらない活動を行った。

こうした活動は、GIS 企業の事例集に掲載され、高い評価を受けるとともに卒業生の就職にも繋がっている。

2. 社会学部「社会体験実習」での学外活動

社会学部総合社会学科では、2 年次の必修科目「社会体験実習」で、企業や NPO 法人、社会福祉法人等と連携した学外活動を行っている。

そのうち、奈良市内の土産物ショップ「絵図屋」を実習先とする「絵図屋プロジェクト」では、同ショップで扱う商品の開発と販促企画を行った。2 年次生の学生 14 人と有志学生のボランティアが 3 つのチームに分かれて活動し、学生らしいアイデアをいかした「ならンプ(トランプ)」、マスクケース、トートバッグを企画した。これらの商品は同ショップで販売されている。

また、上記の活動と並行して本学 PR 用マスクの企画・製作を行った。担当講師の協力の下、「絵図屋プロジェクト」に参加した学生全員で色やデザインを検討し、令和 2(2020)年 12 月に本学入学センターへ納品した。このマスクは一般販売せず、本学の広報ツールとして高校生等へ配付している。

PR 用マスク

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 44(1969)年度
所在地　　奈良県奈良市山陵町 1500

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	国文学科　史学科　地理学科　文化財学科
通信教育部文学部	文化財歴史学科（通信教育課程）
社会学部	心理学科　総合社会学科
文学研究科	国文学専攻　地理学専攻　文化財史料学専攻
社会学研究科	社会学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 10 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 4 日	実地調査の実施　　11 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 5 日	11 月 5 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 7 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

37 新潟経営大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神である「経営学に関する専門知識を基礎に、情報科学に関する専門知識及び技術の修得を通じ、それらを企業の経営管理に生かす能力を備え、かつ国際感覚を持った人材の育成」のもとに、具体的に明文化している。個性・特色は、大学の理念・教育方針を達成するため、「Wise&Practice」理論と実践の両面から経営を学ぶカリキュラムを特長に、知育に偏った教育活動にならないように、広く地域貢献活動を通じて、学生が社会体験を積む学びとしていることである。

令和 2(2020)年に中期計画を策定し、社会のニーズを踏まえ見直すものとしている。使命・目的、教育目的は、学生便覧等に明記して、役員・教職員に周知している。教育目的は、ホームページで学内外へ周知している。教育目的・方針を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映して各常設委員会と連携し、教育の質保証を行う整合性を持った構成で運営している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学案内・ホームページで適切に周知している。入学者選抜方式を多様化し、定員未充足の状況を改善すべく学生確保に努めているが、更なる施策の実施を期待したい。教育目的の達成に向けて、12 の常設委員会を通して教員と職員が連携・協働し、情報共有と運営を行い、教育の質的向上を図っている。簿記学習センター・公務員学習センター・教職センターでは、事務職員による TA(Teaching Assistant)を採用しているが、学生による TA 制度は整備していない。学生への就職支援は、キャリア支援委員会が、ゼミ担当教員と連携してキャリア教育・就職支援に当たり、各種就職支援講座を推進している。

学生生活については学生委員会を中心に、奨学金・学生生活などに関する支援体制が適切に機能している。学修環境は、校地・校舎、施設・設備などが法令等に基づき適切に整備されている。学生の意見要望については「学生生活実態調査」を実施し、調査結果をもとに学修環境の改善に活用している。

「基準３．教育課程」について

教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを定め、卒業認定・学位授与方針を定め、客観的評価を行い、卒業認定を行っている。ディプロマ・ポリシーはホームページにも明示され、学生に周知している。また、単位認定、進級、卒業認定の基準は、学則及び規則等

に明記され、各認定を厳正に行っている。各学科の教育課程を編成する際は、教務委員会が改定方針に沿って学修目標との整合性を図りながら、体系的なカリキュラム編成と学修支援の工夫を行っている。三つのポリシーを踏まえた単位認定や卒業認定等及び各授業科目の評価方法と評価基準を明示するとともに、GPA(Grade Point Average)制度により数値化し、学生の学修成果を可視化している。教務委員会では、半期ごとに実施する授業評価アンケートの結果を学修支援システム上で共有し、学修指導の改善に努めている。

「基準４．教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるよう規則等を定め、学長を補佐する機関として「運営会議」を設置している。ここでは、教授会での審議事項を事前に論点整理し、意思決定が迅速に進むよう教学マネジメントを構築して組織的な意思決定を行っている。教育目的及び教育課程に即した教員の確保については、法令にのっとり適切に配置している。教員の採用・昇任は、規則に基づき行われている。教育改善を図るため FD 委員会を設置し、教育改善の研修会等を実施するなど組織的に取組んでいる。SD(Staff Development)活動は、資質向上のため日本私立大学協会主催の各部課長相当者研修会等の他機関が実施する研修会に参加するよう促している。教員の研究環境を適切に整備し、確保している。研究倫理には「研究倫理委員会」が編集したリーフレットを全教職員へ配信して、責任体制を明確化し、厳正に運用している。研究活動の資金配分は、規則にのっとり予算で定められた研究費を支給している。しかしながら、規則に定められていない「拡大教授会」において、重要事項を審議し、決定していることなど、学長のガバナンスに関する法令に沿った運営が行われていない。

大学は、これらに対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 2 月 9 日及び 2 月 15 日に開催された教授会等において審議を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において学長のガバナンスに関する法令に沿った運営については改善されたことが確認できた。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人の経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性を維持して管理・運営している。使命・目的の実現のため「中期計画 2020~2024 年」を策定し、重点課題の解決に対応した継続的な努力を行っている。環境保全・人権・安全については規則を定め、保護・保全に配慮している。理事会は、寄附行為に基づき、使命・目的の達成に向けた意思決定体制を整備しているが、中長期計画の実現に向けて、資金計画の立案を含め、全学体制での課題解決に期待する。理事長が「経営戦略本部会議」を開催し、大学の課題を法人に速やかに報告・協議するなど内部統制環境は整備されつつあるが、法人及び大学の相互チェック体制が十分に機能するよう管理体制の強化が求められる。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり行われ、監事は内部監査結果及び意見書を理事会に報告しているが、法令に定められた監事の職務執行を支援する体制を強化するよう改善が必要である。中長期に向けた財務基盤は、安定的な財務状況になく、かつ中長期の財務計画が無いため、中長期の財務計画を早急に策定し、実行することが必要である。会計処理は、学校法人会計基準や諸規則を遵守しており適正である。

「基準６．内部質保証」について

使命・目的の達成に向けて、内部質保証の全学的方針は、学則第 2 条に定める総務・企画委員会が、自己点検・評価の総括・運営を担当し、評価を実施している。教育研究活動の質保証に関しては、自己点検・評価規程にのっとり自己点検・評価作業と各種委員会と連携した組織と責任体制を確立している。毎年、常設委員会が総括した課題に沿って自律的な自己・点検評価を行い、改善策の対応状況を情報共有する体制を整備している。IR(Institutional Research)活動は「新潟経営大学 IR 委員会規程」が定められ、退学者に関する分析を実施し、データ収集と分析する体制を整備している。

内部質保証の自己点検・評価において、特に管理運営面では法令遵守状況・財政基盤強化などの実施状況が十分と言えず、計画策定に基づく実現可能な財務計画の立案と最重点課題の定員の充足に向けた努力に期待したい。

総じて、大学は建学の精神である「経営学に関する専門知識を基礎に、情報科学に関する専門知識及び技術の修得を通じ、それらを企業の経営管理に生かす能力を備え、かつ国際感覚を持った人材の育成」のもと、隣接自治体との連携を図る実践教育を個性・特色とし、地域創生に寄与している。財政基盤の安定を含めた管理運営面の強化が最優先事項であり、全学体制で課題解決に向けての努力と今後の発展に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている「基準 A.新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学びの継続」「基準 B.地域貢献活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. アクティブラーニングの展開に向けた施設・設備の整備
2. 大学 DX による業務改善と SDGs への対応
3. 法人と大学の意思疎通

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神である「経営学に関する専門知識を基礎に、情報科学に関する専門知識及び技術の修得を通じ、それらを企業の経営管理に生かす能力を備え、かつ国際感覚を持った人材の育成」のもとに、具体的に明文化している。

大学の使命・目的を、学則第 1 条に明記し、学科ごとに育成の目的を簡潔に文章化している。個性・特色は、大学の理念・教育方針を達成するため、「Wise&Practice」理論と実践の両面から経営を学ぶカリキュラムを特長に、知育に偏った教育活動にならないよう、広く社会貢献活動を通じて、学生が社会体験を積む学びとしていることである。

教育目的の見直しについては、地域の産業構造の変化、少子高齢と過疎化など、社会全体の情報化や社会情勢に対応して、毎年カリキュラムの見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、教育目的等は、教授会や理事会の審議を行い、教員・役員の参画と支持を得ている。職員には必要に応じてコメントを求めている。建学の精神、大学の理念・教育目的は、ホームページ・学生便覧等にも記載され学内外へ幅広く周知を行っている。中期計画の策定は、プロジェクトチームで素案を作成し、運営会議で検討・修正を加え、教授会で審議、承認され、全教員が理解した上で、使命・目的及び教育目的を反映している。

建学の精神、使命・目的に基づき、三つのポリシーを所管する常設委員会に各学科の教員が配置され、共通理解に基づいて、カリキュラムなどに反映している。教育研究組織は、2 学部 3 学科が、使命・目的及び教育目的を達成するために設置され、地域の要望に応えた教授方法を開発するため「地域活性研究所」を設置し、整合性の取れた構成となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーを、大学全体及び学科ごとに定め、ホームページと学生募集要項に明示している。オープンキャンパスでの入試説明会及び個別相談などにおいて、学生募集要項を配付し、アドミッション・ポリシーについて説明している。

大学入学者選抜実施要項に沿って入学者選抜を行い、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般型選抜を実施し、入試委員会で判定を行っており、入学定員に沿った学生数の確保に努めている。また、総合型選抜合格者及び学校推薦型選抜合格者に対して入学前教育の受講を必須にして、課題解決に必要な意欲と姿勢を高めるプログラムを実施している。加えて、教育理念に沿った学生を育成するために「キャリアチャレンジプログラム」による学生一人ひとりの将来の目標や夢を念頭に、大学で学ぶ学問や社会の課題に対して興味関心を持たせ、職業及び地域経済についても考える取組みを実施している。

〈参考意見〉
○経営情報学部経営情報学科の収容定員充足率が低い点について、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
大学は、12 の常設委員会を設置し、教員と職員がともに委員として学修支援や生活支援を含めた課題に取組んでいる。また、具体的な学修目標への支援体制として、簿記学習センター・公務員学習センター・教職センターを設置し、課外での学修支援を行っている。

オフィスアワー制度を全学的に実施し、個別教員による学修・生活相談の時間を設けている。中途退学、休学及び留年抑止の対策として、各演習担当者が指導するとともに、留年した学生には学期初めに教務部長が指導を行っている。

退学希望者には、原則として演習担当教員又は学務課職員による面談を行い、意志を確認するとともに、他の学生の指導に生かすために、退学理由等を聞き取っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学共通のキャリアデザインの必修科目を置き、キャリア支援委員会がゼミ担当教員と連携してキャリア教育・就職支援に当たっており、企業の求人担当者との企業懇談会を実施している。

また、学内合同企業説明会を継続的に開催し、対面式の企業研究会も実施している。インターンシップ制度を設けて単位認定し、外部講師を招へいして「経営トップセミナー」を実施している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスについては、教員及び職員から構成される学生委員会が所管し、提供する学生サービスのうち主なものは学生便覧やホームページに掲載して周知している。

学生の経済的支援については､給付奨学金･留学奨学金などの各種奨学金を設けており、家計がひっ迫し、就学が困難となった学生に対しては学生生徒等納付金の分割や延納制度などの措置も用意している。また、学生に対して、日本学生支援機構の奨学金に関する説明を行い、自治体及び民間企業の奨学金募集案内についても周知している。

学生の課外活動については、制度の概要を学生便覧で案内し、学友会が各部活動に対して活動費を補助している。

心身に関する健康相談のために、健康管理増進室と学生相談室を設置している。健康管理増進室には、専任職員である看護師が配置されている。また、学生相談室では、非常勤の臨床心理士が学生の相談や継続的なカウンセリングを行っている。障がいのある学生に対しては､各障がいに理解の深い専門のカウンセラーによるカウンセリングを行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等を含め、施設・設備の耐震等の安全性については、法定基準を満たしており、体育施設については、講義等で使用されていない時間に学生が自由に利用することを認めている。また、校舎内に無線 LAN のアクセスポイントを複数設置し、通信環境が整っている。オンライン授業に対応できるように、全てのパソコンにウェブカメラとマイク付きヘッドホンを設置している。

図書館は、平日 19 時まで開館している。館内には、検索用及びデータベース用のパソコンのほか、貸出用パソコンを備えている。また、スマートフォンからの蔵書検索と「My Library」機能が使える「スマートフォン版 OPAC」を提供している。

バリアフリーについては、車椅子対応のトイレやエレベータがあり、エントランス及び建物出入口付近にスロープを設置している。

少人数教育を実践するために、科目によって受講者数の上限を定め適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援システムの「サポートメモ」の活用により、学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げている。

学生委員会相談窓口、健康管理増進室を設置して、窓口と電話、メール等により学内・学外から相談できる体制を構築している。毎年 1 回、全学生に対して「学生生活実態調査」を実施しており、学生生活の実態、大学の施設・設備や経済的支援等への要望、意見等の情報を収集し、集計結果を学生及び教職員に周知するとともに、要望や意見を各委員会で検討・分析し、回答を作成して公表している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを定めており、客観的評価により卒業認定を行っている。ディプロマ・ポリシーはホームページなどに明示され、学生に周知している。また、単位認定、進級、卒業認定の基準は、学則等に明記され各認定を厳正に行っている。

成績評価方法及び基準については、一部の科目において不十分な点もあるが、平常の学修態度・レポート等の提出・定期試験などに基づき各授業科目の担当教員が定めている。定期試験の受験資格については、全学共通の基準として、学生便覧に明示している。

〈参考意見〉

○シラバスの各授業科目に、授業の目的・到達目標・授業の概要・内容・授業方法・評価の方法・基準・履修上の注意・留意事項・授業計画等の項目を設けているが、一部の授業科目について記載が無いため、全ての科目に記載することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ごとに、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーが定められている。カリキュラム・ポリシーは、学生及び教職員に学生便覧・ホームページなどで公開し、周知している。各学科の教育課程については教務委員会が教育目的との整合性を図りながら、体系的なカリキュラム編成を実施している。教養教育は、「教養科目群」を編成して、人文・社会・自然・スポーツ等の領域をカバーし、社会事象の理解と問題意識を高め、専門科目履修の素地を育てる科目配置で適切に実施している。

教授方法の改善を行うため、公開授業に地域の高校教員を招き、意見交換を行っている。コロナ禍により、遠隔授業を行うための「ウェブ会議システムマニュアル」作成や教員間

での情報共有を行っている。

〈参考意見〉
○カリキュラム改定に当たっては、教育目的を踏まえて検討し、必要に応じてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一貫性を含め、改定するよう検討が望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学修成果の評価に GPA 制度を導入しており、学生は各自学修支援システムの卒業要件の達成度を確認できる。しかし、学修成果の点検・評価の方針や基準を明示するなど点検・評価の工夫が必要である。

学生の学修状況については、授業評価アンケートにより把握に努めている。半期ごとに実施する授業評価アンケートの結果を学修支援システム上で担当教員にフィードバックし、共有している。

〈改善を要する点〉
○ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果について方針や基準を明示し、大学独自の尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価するよう改善が必要である。

〈参考意見〉
○授業評価アンケートと学生意識調査の結果について組織的に点検を行い、問題発見・認識、改善方策を検討した上で学生・教職員が共有して学修指導にフィードバックすることが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、学長を補佐する機関として学長・学部長・大学事務長で構成する「運営会議」を設置し、教授会で審議される事項などを事前に論点整理し、大学運営を円滑に進める体制が整備されている。

使命・目的を達成するための大学の重要な課題について、学長は、理事長と法人事務局長と協議した上で、法人経営戦略会議、理事会で課題解決策の提案を行うなど、意思決定の権限と責任が明確になることに配慮しつつ、迅速に全学的な意思決定を行う体制の整備に努めている。

大学の意思決定は、教授会のもとに組織された 12 の常設委員会を設置して、教育研究活動や管理運営が行われている。教学マネジメントにおいて、分散された権限をつかさどる各組織・委員会には、職員が適切に配置されている。

しかしながら、「新潟経営大学教授会規程」では、教授会の組織上の位置付けと役割を示しているが、規則上にない「拡大教授会」をもって教授会として運営していることなど、学長のガバナンスに関する法令に沿った運営が行われていない。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 4(2022)年 2 月 9 日及び 2 月 15 日に開催された教授会等において審議を行い、その結果を 3 月 3 日開催の日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会において学長のガバナンスに関する法令に沿った運営については改善されたことが確認できた。以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○新潟経営大学学則第 12 条に定められている教授会の審議事項の内容が、規則に定められていない「拡大教授会」において審議されているため改善を要する。

○「運営会議において、教授会での審議が必要と判断された事項」を学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号における教学に関する重要な事項としているが、学長が定め、あらかじめ周知していない点については改善を要する。

○学生の懲戒については新潟経営大学学則第 42 条で定められており、学生便覧により学生へ周知されているが、該当する行為があった場合の学生の懲戒処分に関する手続きが定められていないため改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、設置基準等にのっとり専任教員数及び教授数を確保しており、専門分野と年齢構成を考慮して適切に配置している。

教員の採用・昇任については、「新潟経営大学教員選考委員会規程」に基づき、学部長が選考委員長となり選考委員を任命して、「新潟経営大学教員選考基準」「新潟経営大学教員選考基準内規」を定め、適切に運用している。

教員研修の組織的な実施については、教職協働を理念に学生指導に係る諸問題への対応を軸に、教授方法・学生指導・職場環境について、特定の組織に依存するのではなく、実務を担当する各常設委員会が教育改善のための研修会の企画を提案し実践することで体制を整えている。

〈参考意見〉

○FD について、教授法に関する研修のより一層の充実が望まれる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、職員の能力開発のため、外部研修への参加及び学内研修を実施している。外部研修では日本私立大学協会主催の各部課長相当者研修会、国立情報学研究所の教育研修事業、新潟大学スキルアップセミナーなど他機関が実施する研修会に教職員を参加を促している。学内研修は、新任者に対して総務及び会計業務の基礎研修の実施と所属部署においてOJT 教育を行い、組織の管理能力の向上を図っている。

また、職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っており、教職協働の考えから、FD 研修に職員を参加させている。

〈参考意見〉

○SD 研修内容として外部研修のほか、自大学の運営や改革等をテーマにした学内研修の企画・実施を行い、職員等の資質と意識の向上、組織の活性化を図ることが望まれる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員には研究室があり、全館に無線 LAN を配備し、有効に活用している。教育・研究用のデータベースとして、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ(CiNii Articles)を活用し、運営管理を適切に行っている。

研究倫理に関しては、「研究倫理委員会」が編集したリーフレットを全教職員へ配信し、啓発・推進を図るとともに、学生にも配信して 1 年次生には授業で解説指導を行い、研究の不正行為及び研究費の不正防止のため、厳正に運用している。また、公的研究費を適正に運用するため「新潟経営大学公的研究費等の管理・運営規程」を定め、毎年度、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を全教員と主たる職員に課している。

研究活動への資金配分については、予算で定められた研究費を支給し、「新潟経営大学個人研究費規程」のとおり、年度当初に研究計画書、年度終了後には研究経過報告書を学長に提出している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」をはじめ、関連諸規則に基づき管理・運営を行い、理事会では理事長が議長となり法人の業務を決し適切に運営している。

「学校法人加茂暁星学園情報公開規程」「学校法人加茂暁星学園財務書類等閲覧規則」に基づき、教育研究上の基本情報及び経営に関する情報をホームページで公開している。

使命・目的を実現するため、理事長が議長となる「経営戦略本部会議」を開催し、法人内の重点課題、中期計画の策定に向けた経営課題の共通認識を持ち、継続的努力を行っている。

環境保全・人権・安全への配慮に関しては、「キャンパス・ハラスメント等防止委員会」

を設置している。また、「学校法人加茂暁星学園公益通報に関する規程」により法令遵守、不正行為の防止に努めている。危機管理体制については、「新潟経営大学及び新潟中央短期大学防火・防災管理規程」に基づき、在学生全体の避難訓練を実施して意識向上に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、定期的に開催するとともに、戦略的・機動的意思決定を行うべく、理事長を補佐する体制として常任理事会、経営戦略本部会議、理事会委員会として設置した企画委員会、財務委員会、教学委員会、を設けている。「学校法人加茂暁星学園経営戦略本部規程」に基づき、法人の将来計画を審議し、「学校法人加茂暁星学園常任理事会に関する規程」にのっとり、常任理事会で理事会及び評議員会に付議する事項を審議している。

理事の選任は寄附行為に明確に規定され、理事を適切に配置し、使命・目的の達成に向けて管理運営が行われている。

理事会の出欠については、議題に沿った委任状の提出を求め、適確に管理されている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

監事は理事会及び評議員会へ出席して、監事による監査については実施されているが、法令改正への対応など事務局とのより緊密な連携を行うことが必要である。

法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図るため、事務長会議を開催している。

教職員の提案をくみ上げる仕組みについては、12 の常設委員会において原案を作成し、運営会議の議を経て、教授会で審議している。理事長は、経営戦略本部会議を開催するなど、リーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備に努めている。

〈改善を要する点〉

○令和 2(2020)年度の監査計画書に私立学校法の改正により定められた、「理事の業務執行状況の監査」の内容が計画されていたが、その改正事項を監事が把握できていないため、

今後は事務局との連携を強化して、監事の職務が法令に基づき適切に執行されるよう改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画の重点目標である 10 項目に基づき、教育の改善と安定した財政基盤の確立を目指して、学校法人会計基準及び「加茂暁星学園経理規程」等に基づき、事業計画の立案と予算編成を実施し財務運営を行っている。

事業活動収支差額が 5 年間連続してマイナスであること、全国平均に比して人件費比率が高い状態にあること、現金預金を含めた流動資産が連続して減少していることから中期計画に基づいた財務計画の作成が必要である。

経常収入と経常支出を相関させた「新潟経営大学損益分岐点分析」を行い、入学定員の充足のために入学者選抜方法の改善・オープンキャンパスの実施・資格取得の実績づくりなど強化するとともに、支出抑制の予算編成で事業活動収支比率の向上を目指している。

〈改善を要する点〉

○平成 27(2015)年度より事業活動収支差額が 5 年間連続してマイナスであること、全国平均に比して人件費比率が高い状態にあること、現金預金を含めた流動資産が連続して減少しているなど健全な財務状態となっていないため、持続可能で安定的な財務基盤を確保するための中長期計画に基づく財務計画の作成、計画に基づく運営を早急に行うよう改善を要する。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「加茂暁星学園経理規程」に基づき、適切に行われている。当初予算とかい離が発生した場合は、理事会の承認を経て補正予算の編成を行っている。また、配分した予算は、予算責任者が予算の管理と執行を行っている。

会計監査は、監事及び公認会計士により実施されており、監査結果を理事会・評議員会

へ報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的方針を学則第 2 条に定め、明示している。

学長の指示のもと、総務・企画委員会を中心として三つのポリシーを起点とする教育及び大学全体の質保証を行うための組織体制を整備し、PDCA サイクルが機能するよう努めているが、教育及び大学全体の質保証に係る指示や実施内容及び結果に関する議事録などの記録が残されていない。

改善策の検討などについて、学長は必要に応じて関連する常設委員会に審議を求め、改善につなげている。

〈改善を要する点〉

○学長が最終的な決定・計画指示等の判断を行った重要事項の案件について、改善事項問題点の整理や教職員の情報共有のため、指示・実施方法・達成状況の結果などに関する記録を整備するなど、適切に管理するよう改善が必要である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、教授会のもとに組織された 12 の常設委員会が遂行している。常設委員会は原則、月 1 回定例で開催しており、改善が必要と判断された事項は、改善策を策定し直ちに実施している。事案に応じて、学長・学部長の判断により、教授会で審議を得るなどの手続きで行っている。

認証評価を受ける際の自己点検評価書をホームページで公開するとともに、各常設委員

会は会議の議事要旨及び年度総括を作成し、全教職員に周知して情報共有を行っている。

IR は、「新潟経営大学 IR 委員会規程」を定め、退学者に関する分析を実施し、データ収集と分析する体制を整備している。

〈参考意見〉

○教育の質保証のため、学修成果について全学的な方針に基づき科目ごとの達成度や授業評価アンケートなどのエビデンスに基づく授業改善や FD 改革に向けた自己点検・評価を行い、学修成果を可視化して、情報共有と教育指導体制の強化をすることが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて、令和 2(2020)年度末に改訂した中期計画は、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価に基づき、今後必要と考える内容を組込んで改訂している。全学で自己点検・評価を推進する体制を整備しており、自己点検・評価に定められた基準項目に従い全教職員が協働して作業に当たり、改善・向上に取組んでいる。しかし、学修成果の点検・評価への取組み、学長ガバナンスに関する法令への理解などについて対策が必要である。

学長のもと各常設委員会が年度ごとに総括を行い、次年度の計画を立て、改善策を進めている。中期計画の原案は各常設委員会において審議され、現状認識と将来構想から組立て、総合的な調整は運営会議で行い、内部質保証の仕組みが機能するように努めている。

〈改善を要する点〉

○教学面における学修成果の点検・評価、大学の管理運営面における学長のガバナンスに関する法令改正等への対応などに問題があり、内部質保証への取組みが不十分であるため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○令和 3(2021)年 3 月施行の内部監査規程は定められているが、内部監査室員が理事長直轄であり、法人事務局長が兼務しているため、内部監査の実効性を高めるため、より適切な内部監査室員の選任を行い、規則に基づき内部監査を実施するよう望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学びの継続

A－1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学びの継続

A-1-① 危機管理体制の確立と危機事態での運用

A-1-② 遠隔授業への対応と学生及び保護者への説明

A-1-③ 校舎内での感染防止策の実施

A-1-④ 運動部活動に伴う感染拡大防止の指導

A-1-⑤ 外国人留学生への感染拡大防止の指導と学修支援

【概評】

新型コロナウイルス感染症防止については危機管理本部を設置し、決定事項は文書で全教職員に周知し、学生にはメール配信している。令和 2(2020)年度の授業は、原則として遠隔授業とし､「講義運用ガイドライン」及び「オンライン講義用アプリの簡易マニュアル」を作成して、専任教員及び兼任講師に配付している。オンライン講義にはウェブ会議システムを使用している。遠隔授業の理解を得るために学生及び保護者へは学長メッセージを複数回配信するとともに文書を郵送しホームページに掲載している。1 年次生の必修科目等、学内機材の使用が不可欠な授業は飛沫防止対策やクラス編制を少人数化して対面授業を実施している。学生の住居に通信環境が整っていない場合は大学内で受講させている。感染を防止するために出入り口を限定し、入退室時間を管理し、非接触型体温計・消毒液を設置している。対面座席が配置されている情報処理室や図書館、食堂はビニールシートを配置し、感染防止対策を行っている。

基準Ｂ. 地域貢献活動

B－1. 大学の資源を活かした地域貢献活動

B-1-① 専門的教育活動による地域貢献

B-1-② 大学施設の開放による地域貢献

B-1-③ 地域と連携した事業実施による地域貢献

【概評】

平成 10(1998)年に大学の付属機関として地域活性化研究所を設置し、専任教員を研究員として併任させ、地域活性化を支援している。令和元(2019)年には地域の企業や自治体との情報交換を行う組織として産官学地域連携センターを設け、多様な地域貢献活動を行っている。大学のスポーツ施設は、地域住民にスポーツ施設を開放し、日常の練習や大会等に利用されるように努めている。令和 2(2020)年に「新潟県央地域・未来人材育成コンソーシアム」を設立し、社会人対象の実践型セミナーとベトナム留学生を対象とした地元企業とのマッチングイベントを開催している。専任教員が講師を務める市民向けの無料公開講座を年間 20 講座程度開講している。地元自治体との包括連携協定を締結して市民向けフォーラムも開催している。他にも近隣自治体・金融機関等、14 機関と包括連携協定を締結し、連携活動を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．アクティブラーニングの展開に向けた施設・設備の整備

小学校から高等学校までアクティブラーニングが展開され、これに伴い、近年の高校から依頼が、大学進学意欲の喚起を目的とした専門科目の模擬講義よりも「総合的な探究の時間」における課題発見・課題解決学習でのアクティブラーニングの指導依頼が急増しており、その際、コーディネータとして学生の参加も求められる事が多い。

これからの大学教育にアクティブラーニングの拡大は不可欠であることから、昨年度来、講義室の設備を更新している。具体的には、プロジェクタを教員も学生も各自のデバイスから呈示できるよう Wi-Fi 接続型へ更新し、黒板は付箋紙や紙媒体の資料貼付が容易となるようホワイトボードに交換した。また、グループワークの際に少ない労力で自由なレイアウト変更が可能となるよう、講義室の長机にキャスターを取り付け、簡単に移動できるようにした。

ソフトウェアの習熟や通信速度に課題はあるが、学外にいる学生が手元のデバイスから参加できるなど、多様な学修活動が展開できる設備整備を続けている。

２．大学 DX による業務改善と SDGs への対応

本学では数年前から、教授会、運営会議及び常設委員会の議事要旨については、確定手続きが完了次第 PDF 化し、学内外から 24 時間閲覧可能なシステムを備えており、学内規程の閲覧も同様となっている。

SDGs の観点から、昨年度より更なる電子化を進めており、教授会審議事項の資料についても印刷物の配布から PDF ファイルの配信へ変更する等の電子化を推進している。紙の消費量を削減し、印刷及び綴じの作業にかかる作業時間を極力縮小することで、事務職員の作業負担を減らし、ひいては電力消費等のエネルギー消費の削減にも繋げている。

また、これに伴って、教授会審議資料の提出期日を会議１週間前までとし、提出先となる事務担当者を固定し、全部の資料を一括して PDF 化したファイルを全教員に一斉配信する手続きを定めたことで、資料の提出期日が守られ、教授会までに審議内容を検討する時間が確保され、審議時間に無駄が生じないなどの利点を生み出すことができている。

３．法人と大学との意思疎通

法人と大学とは、毎月１回開催する経営戦略会議及び月２回開催される事務長会議において情報交換や意見交換を行っているが、これは法人が設置する高等学校及び短期大学も加わる学園全体の公式な会議であり、大学個別の案件を扱う時間を十分に確保することはできない。

そこで、迅速な対応を要する具体的な事案については、随時、理事長と協議する機会を設けることとしており、頻繁に実施している。その際の参加者は原則的には、法人は理事長の他に常務理事と事務局長が、大学は学長、両学部長及び事務長である。口頭での確認が多くなるが、理事長の下で法人と大学の役職者が随時協議を行うことで、両者の意思疎通が確保されるとともに、迅速な対応が可能となっている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　新潟県加茂市希望ヶ丘 2909-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営情報学部	経営情報学科　スポーツマネジメント学科
観光経営学部※	観光経営学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 21 日	実地調査の実施　　10 月 21 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 22 日	10 月 22 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

38 新潟国際情報大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的、教育研究上の目的及び養成する人材像について、各学部・学科で定め、学則に明示し、大学案内、学生便覧、ホームページ等に分かりやすい表現で公開している。大学の教育課程の深化や充実、また大学を取巻く状況の変化に対応するため、学部・学科の新設や募集停止、カリキュラムの改定等を実施している。使命・目的及び教育目的は、検証や議論を十分に行い、「新潟国際情報大学の未来」における課題を提示し、中長期的な立場からその計画の具現化を試みている。使命・目的及び教育目的を踏まえて三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、入試要項や学生便覧に明示している。平成 26(2014)年及び平成 30(2018)年の学部・学科の新設時においても、使命・目的及び教育目的を踏まえ、発展的に整備を行っている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを策定し、新潟県を中心に県内外に周知している。入学者選抜試験において、アドミッション・ポリシーに即した試験問題の出題に考慮し、適切に実施している。「キャンパス・ライフ支援委員会」では離学者対策にも対応し、離学率は極めて低い。希望する障がい学生に対しては、有償ボランティアによる各種の支援を行っている。キャリア育成合宿での社会人との交流や課題解決に向けての取組み、就職内定者による模擬面接の実践はキャリア支援において有効な取組みである。産官学連携について積極的であり、学生の仕事を通じての人間力向上と意識改革につながっている。アンケート調査や「なんでも意見箱」の設置により学生の意見を把握し、各部署で横断的な連携をとり、学修支援を行っている。学生の意見、要望への対応法について、学外の勉強会や他大学の取組みも参考としている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは学則に定める目的に基づき、各学部・学科で策定しており、学生便覧、ホームページ等で周知している。全ての科目においてディプロマ・ポリシーと関連付けを行い、シラバスに明記している。学則に定める各学部・学科の目的に基づき、カリキュラム・ポリシーを各学部・学科で策定し、学生便覧、ホームページ等により周知している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法に関し、ディプロマ・ポリシーについては卒業直前に卒業生アンケートを実施し、大学での学びについての満足度を

数値化し、点検・評価している。カリキュラム・ポリシーについては、セメスターごとに行っている授業評価アンケートにおいて、授業がシラバス通りに行われているかを確認し、学生の視点からカリキュラム・ポリシーの点検・評価を行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長の教学マネジメントを遂行するための人的配置をしており、それに伴う組織も明確化している。教育内容・方法等の評価と改善は FD・中期計画推進委員会が担当し、セメスターごとに授業評価アンケートを実施し、評価の低い教員に対しては、授業改善計画の提出を求めている。年度初めに職員研修会を企画しており、新潟青陵大学、新潟国際情報大学、新潟薬科大学の連携 3 大学「新潟 SKY プロジェクト」によるオンライン職員研修会、オープンカレッジ講座受講による研修奨励を実施している。この研修はコロナ禍においても実施した。情報システム実験室、共同研究室や図書館の教員用研究個室など、専任教員に加えて兼任教員も利用できる研究環境を整えている。ボトムアップ型の研究支援として、「個人研究費」「共同研究費」「学長裁量費」「海外出張補助」「海外研修制度」「出版助成」を整備し、運用している。

〈優れた点〉

○コロナ禍にあっても、「新潟 SKY プロジェクト」の企画でオンラインによりウィズコロナに関するセミナーを実施し、時宜を得た内容の研修を行った点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

令和 2(2020)年 4 月に策定した五つの基本方針からなる「新潟国際情報大学　中期計画Ⅱ（2020～2024 年)」（以下、「中期計画Ⅱ」という。）の推進は、企画推進課及び FD・中期計画推進委員会が中心となり継続的に PDCA サイクルに取組んでいる。年 4 回実施する理事会の他に、理事長を中心とした常務理事会を毎月実施し、理事会から委任された案件に対応し、法人の運営に遅滞が生じないようにしている。また、常務理事会を通して教学の意見を反映する受皿となっている。「中期計画Ⅱ」を策定した上で、各財務指標を意識しながら安定した財務運営ができるように取組んでいる。科学研究費助成事業を含む外部資金の獲得に努力し、資産運用でも一定の運用益を確保している。学校法人会計基準に基づいて適正に会計処理を実施している。公認会計士及び税理士による監査体制については人数、日数ともに適切であり、監事との連携を図っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学の方針は学則に明示し、そのための組織として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、学長、学部長他、大学の責任ある役職者が中心となって構成している。内部監査は規則に基づき、定期的に実施し、結果を理事長に報告している。自己点検・評価のための学内の各種データの収集・分析は企画推進課の業務として取組んでおり、企画推進課内の IR(Institutional Research)担当者が職務を遂行できる環境を整えている。三つのポリシーを起点とした内部質保証のための「中期計画Ⅱ」を策定し、行動結果と検証を年度末に実施し、翌年度 4 月には年度報告書を作成し、

各部門にフィードバックする PDCA サイクルを確立し、教育改善等に反映している。

総じて、内部質保証に関する全学の方針は明確であり、そのための適切な組織運営を行っている。三つのポリシーを起点とした内部質保証のための「中期計画Ⅱ」を策定し、年度毎に年度報告書としてまとめ、各部門にフィードバックをする PDCA サイクルを確立している。三つのポリシーの適切性に関わる点検・評価は、学外者である産業界関係者のチェックを受ける仕組みを構築し、活用している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携活動による地域発展への貢献」「基準 B.高等教育機関の活性化と地域発展への貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生居酒屋を起業、経営を通した地域発展の取組み
2. SDGs の取組み、フェアトレードへの取組み
3. 岩室温泉街の活性化への取組み

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的、教育研究上の目的及び養成する人材像について、各学部・学科に定め、学則に明示している。これらは、大学案内、学生便覧、ホームページ等で公表し、分かりやすい文章で記述している。学則、大学案内、学生便覧、ホームページ等には、大学としての個性及び特色ある教育内容を提示している。大学の教育課程の深化や充実、また大学を取巻く状況の変化に対応するため、学部・学科の新設や募集停止、カリキュラムの改定等を実施している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に規定する教育研究上の目的及び養成する人材像の改定については、全学教授会・協議会・理事会・評議員会の審議を経て実施しており、役員・教職員の理解と支持を得て実施している。使命・目的及び教育目的は、大学案内やホームページ、原則年 4 回発行する広報誌「国際・情報」等で学内外に周知している。使命・目的及び教育目的は、検証や議論を十分に行い、「新潟国際情報大学の未来」における課題を提示し、中長期的な立場からその計画の具現化を試みている。使命・目的及び教育目的を踏まえて三つのポリシーを策定し、入学者選抜要項や学生便覧に明示している。使命・目的及び教育目的を踏まえた学部・学科及び学内組織を整備している。平成 26(2014)年及び平成 30(2018)年の学部・学科の新設時においても、使命・目的及び教育目的を踏まえ、発展的に整備を行っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ等さまざまな媒体を通じて、高校の進路指導担当教員に対する説明会、オープンキャンパスにおいて提示することで、新潟県を中心に県内外に周知をしている。また、入学者選抜試験において、アドミッション・ポリシーに即した試験問題の出題に考慮し、適切に実施している。特に、「指定校制」「公募制」「スポーツ」の学校推薦型選抜における選抜方法では、アドミッション・ポリシーを理

解している受験生を確保している。

入学試験問題の作成については、大学が組織する委員会で運営し、適切な入学者選抜試験を行っている。入学者の定員超過についても、適宜対応を行い、適正に管理している。入学者は開学以来、定員未充足になることなく適切な学生受入れ数の維持に努めている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、教務委員会、「キャンパス・ライフ支援委員会」そして学務課により構成している。教務委員会は、各学部・学科の履修ガイダンスやカリキュラムを熟知し、単位不足の学生に対する指導をしている。また、「キャンパス・ライフ支援委員会」では離学者対策にも対応し、離学率は極めて低い数値となっており、学生に細やかな指導をしている。そしてコロナ禍による遠隔授業についてもウェブ会議システムを導入し対応した。

TA の採用は教員が教育の向上を目的に行っている。希望する障がい学生に対しては有償ボランティアによる各種の支援を行っている。オフィスアワーは全学で実施している。ICT（情報通信技術）活用能力を有する人材の育成を継続的に行い、ノートパソコンを必携化した。また、国際交流活動も活発で、留学学生への事前事後研修、帰国報告会等も実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生に適したキャリア教育の実践に力点を置き、教育課程内及び教育課程外における就職支援を展開している。教育課程では、「キャリア開発 1」及び「キャリア開発 2」を開講し、体験プログラムとしてインターンシップ及び学外実習を整備している。キャリア支援体制は充実しており、履歴書、エントリーシートの書き方、個別面談も行い、キャリアマップを描けるようになるための方策を提示し、各学年に応じたガイダンスの実施やセミナー、キャリア育成合宿、就活サークルなどの活動の支援をしている。特に、キャリア育成合宿における社会人との交流、課題解決に向けての取組み及び就職内定者による模擬面接の実践は有効に機能している。就職未内定者の支援も、教員と事務職員による協働の作業を実践し、産官学連携への取組みにも積極的であり、学生の仕事を通じての人間力向上と

意識改革につながっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「学生委員会」は、学生生活指導・学友会活動・課外活動・学校行事・スポーツ施設の運営に携わり、厚生補導は、その組織を設置し、宿舎の紹介・アルバイトの紹介・学友会及び部活動の支援・資格取得奨励金の給付業務に携わり、適切に連携している。学生生活を安定させるための方策を大学として整えている。奨学金については、貸与型と給付型を受けている双方の学生への支援を適切に行っている。

学生生活全般に関して、「キャンパス・ライフ支援委員会」の教職員が適切に対応し、メンタルケアを必要とする学生がいた場合については、委員会の教職員が保護者と連携し、その対応をしている。また、学生の憩いの場の提供のために学生ホール及びアカデミックプラザを設け、学生食堂の改修等を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学における校地、校舎、その他の施設について、法令等に基づき適切に整備している。特に、ICT 教育に関わる情報センターのパソコン台数は充実している。図書館では教育内容及び研究内容に考慮した電子ジャーナル、データベースの見直しを行っている。

国際交流センターはセミナー、ワークショップ、ファシリテーションを取入れた授業等で使用し、スポーツ施設は、広く学生及び学外者が使用している。障がいのある学生に対する配慮もバリアフリー化を整え、車椅子対応のエレベータ及びトイレなどを設置している。また、授業を行う上で、科目に応じた履修者の適切な人数の管理とそれに伴う教室の整備を行っている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
アンケート調査や「なんでも意見箱」の設置により、学生の意見及び要望を聞き、各部署との横断的な連携をとり、他大学の取組みを参考にしながら学修支援を行っている。特に、授業評価アンケートの結果について、教務委員会及び全学教授会、FD・中期計画推進委員会がそれを分析し、改善を進めている。
学生からの健康、経済的な支援及び学修環境に関する意見・要望に、教員及び職員が面談の機会を設けるなど、細やかな対応を行っている。
入学時の学生への個別面談を実施し、その後の対応はゼミの担当教員が担っている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーは学則に定める目的に基づき、各学部・学科で策定しており、学生便覧、ホームページ等で周知している。全ての科目においてディプロマ・ポリシーと関連付けを行い、シラバスに明記している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえ単位認定、進級及び卒業認定の基準を策定しており、これらの基準をあらかじめ明示、周知している。進級基準については、学年ごとの設定はないが、4 年次の卒業論文の着手要件及びゼミナール、卒業研究の履修要件を定めている。また、キャップ制を導入し、履修上における取得単位数の上限を設定すると同時に一定の緩和策を整えている。他大学での修得単位についても、規則を定めて単位認定を行っている。

単位認定、進級及び卒業認定は、全学教授会の審議を経て、厳格に行っている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める各学部・学科の目的に基づき、カリキュラム・ポリシーを各学部・学科で策定し、学生便覧、ホームページ等により周知している。各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、各学部・学科のディプロマ・ポリシーをもとに作成し、一貫性を保っている。各学部・学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。国際学部では語学教育に重点を置き、資格取得にも結びついている。教養教育については、「全学基礎科目」「学部基礎科目」を配置し、「カリキュラム改定委員会」、全学教授会で審議を行い、内容を決定している。教授方法の工夫・開発の取組みとしては、FD・中期計画推進委員会による FD 研修会で外部講師を招へいしての実践的な授業の共有と専任教員の事例報告、また、経営情報学部では「教育改善委員会」による教育方法等の改善を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法に関し、ディプロマ・ポリシーについては卒業直前に卒業生アンケートを実施し、大学での学びについての満足度を数値化し、点検・評価している。カリキュラム・ポリシーについては、セメスターごとに行う授業評価アンケートにおいて、授業がシラバス通りに行われているかを確認し、学生の視点からカリキュラム・ポリシーの点検・評価を行っている。アドミッション・ポリシーについては、学校推薦型選抜の合格者を対象とした入学前教育において理解を求めている。

学修成果の点検等については、FD・中期計画推進委員会において、学生による授業評価アンケートを実施し学生へアンケート内容に対してのコメントをフィードバックしている。

授業評価アンケートの結果は学内のみで閲覧できるホームページに公開するとともに、外部に対しては抜粋版をホームページで公開している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限及び補佐体制は、「新潟国際情報大学運営規程」で定め、教学マネジメントの体制は、「新潟国際情報大学全学教授会規程」で定めており大学の意思決定の権限と責任が学長にあることを明示している。また、教学マネジメントの遂行に必要な事務組織は「学校法人新潟平成学院事務組織規程」「新潟国際情報大学事務組織規程」に基づき編制し、事務分掌を定めるとともに、職務権限を明確にしている。

学長の教学マネジメントを遂行するための人的な配置を行い、それに伴う組織も明確化している。新型コロナウイルス感染症への対応は、学長を本部長とした「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、学長自らが陣頭指揮に当たった。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の方針により、専門分野や職位を定め、公募により必要な専任教員を確保し、適切に各学部に割当てている。教員の採用・昇任に関しては、各規則の定めるところにより、適切に運用している。また、欠員が生じた場合にも、教員の確保を遂行している。

教育内容・方法等の評価と改善は FD・中期計画推進委員会が担当し、定期的に各セメ

スターに授業評価アンケートを実施し、集計・分析結果は全学教授会への報告、学内への開示、項目を絞り学外への公開を行っている。評価の低い教員に対しては、授業改善計画の提出を求めている。また、FD 研修会の外部講師を招へいしての講演と大学の教員の実践報告を行い、教育内容・方法の改善に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度はコロナ禍の影響により十分な SD 研修会は実施できていないが、年度初めの職員研修会を企画し、新潟青陵大学、新潟国際情報大学、新潟薬科大学の連携 3 大学「新潟 SKY プロジェクト」によるオンライン職員研修会、オープンカレッジ講座受講による研修奨励を実施している。

職員の研修については「新潟国際情報大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を定め、職員の教育・学生支援に関する専門性を高め、資質の向上を図るための活動の推進に努めている。課長会は毎週開催しており、情報共有及び意見交換を通して大学運営の意識の向上に努めている。

〈優れた点〉

○コロナ禍にあっても、「新潟 SKY プロジェクト」の企画でオンラインによりウィズコロナに関するセミナーを実施し、時宜を得た内容の研修を行った点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

情報システム実験室、共同研究室や図書館の教員用研究個室など、専任教員に加えて兼任教員も利用できる研究環境を整えている。

研究倫理に関する規則として「新潟国際情報大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程」「新潟国際情報大学研究倫理規程」等の規則を定めており、内部監査室を設置して厳正に運用している。啓もうを図るための研修の目的で、研究活動を

行う教員、研究費を取扱う事務職員を対象に、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]」受講、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の通読のいずれかを義務付けている。

ボトムアップ型の研究支援として、「個人研究費」「共同研究費」「学長裁量費」「海外出張補助」「海外研修制度」「出版助成」を整備し、運用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理の維持のため、「学校法人新潟平成学院ハラスメント防止に関する規程」等を定め、職場環境の健全化、人権保護のために必要な規則及び運営組織を整備し運用している。「危機管理対応マニュアル（自然災害編）」を策定しており、今後、「情報セキュリティガイドライン（メール編、SNS 編）」も作成予定である。

また、令和 2(2020)年 4 月に策定した五つの基本方針からなる「中期計画Ⅱ」の推進は、企画推進課及び FD・中期計画推進委員会が中心となり継続的に PDCA サイクルの実践に取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会、評議員会を定期的に開催し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、機能している。理事の選任は「学校法人新潟平成学院寄附行為」「学校法人新潟平成学院寄附行為施行細則」の定めに基づき適正に選任している。事業計画・予算の執行等については理事会の審議・決定について、各学部、各委員会へ通知し、適切に運営している。

また、私立学校法の改正に合わせ、大学教育・研究改革、コンプライアンス推進、社会連携・キャリア支援、総務統括等の役員の職務を明確化している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

年 4 回実施する理事会の他に、理事長を中心とした常務理事会を毎月実施し、理事会から委任された案件に対応し、法人の運営に遅滞が生じないようにしている。法人運営と大学運営について、理事会、協議会等の主な会議体の構成員に学長、事務局長、教員等の兼務者が複数おり、法人及び大学間の意思決定を円滑に行っている。

令和 2(2020)年度の私立学校法の改正に伴い、役員の職務の明確化、役員の損害賠償責任、評議員会制度の改善、監事機能の強化等を実施しており、理事会及び評議員会の運営や監事業務のあり方についても改善に努めている。

〈参考意見〉

○監査報告書に「理事の業務執行」についての記載がない点は実情に応じた記載をするよう対応が望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は「中期計画Ⅱ」を策定した上で、各財務指標を意識しながら安定した財務運営ができるように取組んでいる。入学定員の確保を継続することにより学生生徒等納付金収入を安定的に確保し、また、学生生徒等納付金の見直しなども実施している。

基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなったが、大規模改修を計画的に実施するなどして、持続可能で安定した大学運営を目指した運営を行っている。また、科学研究費助成事業を含む外部資金の獲得にも努力し、資産運用でも一定の運用益を確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づいて適正に会計処理を実施している。会計処理に関する規則として、「学校法人新潟平成学院経理規程」「学校法人新潟平成学院リース対象資産取扱規程」「学校法人新潟平成学院ソフトウェア資産取扱規程」「学校法人新潟平成学院固定資産及び物品管理規程」「学校法人新潟平成学院固定資産及び物品調達規程」「学校法人新潟平成学院研究奨励指定寄付金取扱規程」「学校法人新潟平成学院財務情報公開規程」を定めている。また、資産運用については、「学校法人新潟平成学院資産運用規程」「学校法人新潟平成学院資産運用細則」を定めている。公認会計士及び税理士による監査体制については人数、日数ともに適切であり、監事との連携を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学の方針を学則に明示している。また、「新潟国際情報大学自己点検・評価実施規程」において規定している。内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価に関係する書類作成等の実務作業は、同規程に基づき自己点検・評価実施委員会が担っている。これらの委員会は、学長、学部長他、大学の責任ある立場のメンバーが中心となって構成している。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施体制及び実施計画の策定、自己点検・評価実施委員会が取りまとめた報告書をもとに評価・改善策の検討作業を担っている。内部監査については規則に基づき、定期的に実施し、理事長に報告している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は「新潟国際情報大学自己点検・評価実施規程」に基づき年度末に実施し、学長はその結果を理事長へ報告するとともに「事業報告書」としてまとめ、教職員への電子データでの配付、ホームページでの公開を行っている。自己点検・評価のもととなる資料等は、発信部署・受信部署が明記された正式なものを使用している。自己点検・評価のため、学内の各種データの収集・分析は企画推進課の業務として取組んでおり、企画推進課内の IR 担当者が職務を遂行できる環境を整えている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証のために「中期計画Ⅱ」を策定し、行動結果と検証を年度末に実施し、翌年度 4 月には年度報告書を作成し、各部門にフィードバックされる PDCA サイクルを確立し、教育改善等に反映し、内部質保証のための体制を整えている。学長のもとに、協議会を設置し、教職員の相互理解の活性化及び組織体制と共通課題を議論する場として活用している。理事長、学長及び課長以上の職員で構成する課長会も教員、職員の相互理解のために活用している。三つのポリシーの適切性に関わる点検・評価は、学外者である産業界関係者のチェックを受ける仕組みを構築し、活用している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域連携活動による地域発展への貢献

A－1. 地域連携活動による地域発展への貢献

A-1-① 自治体との包括協定による活動

A-1-② 本学立地地域との連携・協働活用による地域貢献

A-1-③ 新潟中央キャンパスの活用と社会連携センターによる地域貢献

A-1-④ 教員の地域連携活動

【概評】

地方大学の使命や役割を自覚し、大学独自のリソースを生かしながら積極的に地元地域との連携と貢献を図ろうとしている。

具体的には、まず、新潟県内 2 自治体と包括的連携協定を締結し、人的・知的資源の交流及び活用を図り、相互に協力して地域と大学の発展に寄与している。新潟砂丘及び近隣地域における教員の研究活動により得た成果を還元することを目的として、複数の教員が地域団体や自治体等と連携した活動を行っている。このような地元に密着した取組みを、今後も継続していくため、地元の各団体のリーダーやメンバーを会員とする「新潟砂丘遊々会」を立上げ、大学の教員がその事務局を担当している。また、学生もこの活動に参加している。社会連携センターでは、新潟中央キャンパスにおいて、約 200 講座のオープンカレッジ公開講座や講演会等を開催し、同キャンパスの「コワーキング・ラボ　こくじょう」を開放し、地域の住民に利用されている。教員の地域連携活動は地元地域以外にも、教員の専門を生かした海外での活動も行っている。また、こうした活動は「地域連携活動集」として毎年まとめ、冊子等として公開している。

このように、教員の専門領域を生かした学術活動やサテライトキャンパス、社会連携センターの設置によって地域と大学は有機的、効果的に結びついている。また、コロナ禍での制約がある中、オンライン形式の活用等によって将来的にも地域連携事業の継続を計画している。

基準Ｂ．高等教育機関の活性化と地域発展への貢献

Ｂ－1．専門性の異なる大学が協働して推進する「新潟 SKY プロジェクト」

B-1-①　ニイガタ SKY スクール
B-1-②　キャリア育成合宿
B-1-③　共同公開講座
B-1-④　1day キャンパス
B-1-⑤　合同 SD 研修会
B-1-⑥　新潟県中小企業家同友会との連携協定に関する協定

【概評】

近隣大学との連携枠組み（「新潟 SKY プロジェクト」等）を構築することで、さまざまな具体的かつ効果的な地域連携活動を展開している。地域が抱える社会構造的な課題の解決に向け積極的に取組んでいる。

具体的には、幹事校として取組んでいる「新潟 SKY プロジェクト」は、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟薬科大学及び新潟工業短期大学の 3 法人・3 大学・2 短期大学が相互に連携し、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化、共有などにより、構成大学の計画等と連動させながら特色化・機能強化に向けた改革に取組む組織体である。その目標は自治体や産業界等と連携し中長期ビジョンを共有することで、バーチャルな総合大学形成を実現することにあり、実際にさまざまなプロジェクトに取組んでいる。「ニイガタ SKY スクール」では、専門の異なる大学が連携して、特色ある講座を開講した。「キャリア育成合宿」は、地元企業の方と大学生が交流しつつ各自の課題に取組み、自分と他者を考えることにより、キャリアプランを構築するのが目的である。「共同公開講座」では、連携している他大学の教員の講座を開講している。「1day

キャンパス」では、高大連携活動として模擬授業を実施している。他大学との連携により進められている、「合同 SD 研修会」は、職員のキャリア形成の場として研修が行われている。新潟県中小企業家同友会との連携協定に関する協定は、人材育成、教育研究、地場産業の発展に寄与することを目的に締結されている。

このように「新潟 SKY プロジェクト」を中心とした地元地域に密着した形での地域発展への貢献が、今後も期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生居酒屋を起業、経営を通した地域発展の取組み

・本学教員の指導の下、令和 2(2020)年 8 月、本学学生が新潟市中央区の繁華街に学生居酒屋をオープンした。新潟市中央区の繁華街は郊外と比較すると店舗も減り人通りは年々減少傾向にあるという構造的課題を抱えており、地域活性化が特に注目されている。本学学生は指導教員の下で農業・地域経営を学び、農家との交流や地域おこしに関わってきた中で地場産農産物を PR したいという思いから創業を決意、新型コロナウイルス感染症による飲食店の感染対策の難題も解決しながら新規開店にこぎつけた。

・飲食店の開業には、事業計画の策定から資金調達、各種許認可手続、営業エリア選定、不動産物件調査、人事・労務管理、宣伝広告等、広範囲に渡る知識と経験が身に付く一方、学業との両立の苦労は容易に想像できる。それを乗り越え実現できていることに対して、教員の指導と共に学生の取組み姿勢は称賛に値すると考える。本学では、このような現場から得られる知見も授業に取り入れた取組みを継続していく。

2. SDGs の取組み、フェアトレードへの取組み

・持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)の取組みを推進することを目的として、本学では学生団体を中心に SDGs 普及活動を行っている。

・学内では、外部有識者をゲストに迎え講演会を開催している。SDGs への理解促進を目的として、QR コードが入った SDGs ステッカーを学内各所へ貼付け告知している。また、定期的に SDGs の認知度調査を実施している。

・他に、いわゆる開発途上国の農家や手工業者など立場の弱い小規模生産者の自立と生活改善のため、公正な価格で取引を行う取組みである「フェアトレード」について、こちらも学生団体を中心に理解促進に向けて取り組んでいる。また、大学全体として取り組むことにより外部団体から認証を受ける「フェアトレード大学」の枠組みがあるが、この取組みについても、学生団体を中心に議論が重ねられている。

3. 岩室温泉街の活性化への取組み

・本学立地地域近くの新潟市西蒲区に、新潟県有数の温泉地である岩室温泉街がある。温泉街の課題として、観光客減による地域経済の停滞が挙げられる。この状況を打破するべく、温泉街の旅館組合、観光協会、自治会が中心となって発足した組織である「新潟にしかん地域循環共生圏協議会」と日産自動車が主体となり、環境配慮型の観光及び大

学教育との融合による地域活性化と地域循環共生圏の実現を目指す趣旨で計画が進められている。本学はその趣旨に賛同し、令和 2(2020)年度から参加した。
・日産自動車は環境配慮型の車を提供し電気自動車の環境性能や走行データの活用を行う。岩室温泉街は電気自動車に必要な充電設備と場所を提供し、訪れた観光客に車の利用を促し地域観光の移動手段を提供する。本学は、観光客が比較的少ない平日を中心に車を利用することにより、地域活性化のための域内共同学習や観光研究開発を行っている。
・以上の取組みにより、教育と地域が連携する地域 SDGs ともいうべき取組みを実現している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　新潟県新潟市西区みずき野 3-1-1
　　新潟県新潟市中央区上大川前通七番町 1169

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際学部	国際文化学科
経営情報学部	経営学科　情報システム学科
情報文化学部※	情報システム学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 21 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

39 西日本工業大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神のもとに、学生が日常絶えず確認できる標語形式の基本理念「人を育て技術を拓く」を設定し、これを基点に大学の目的、学部及び学科における教育研究上の目的、学部及び学科における人材養成に関する目的を学則に定め、教育目標、教育方針、人材養成目標とともにホームページ等を通じて簡潔な表現で公表している。また、教育方針や人材養成目標等については、社会のニーズや学生の多様化などに対応した見直しに努めている。建学の精神、大学の目的、教育目標等は、中期計画及び毎年度の事業計画に反映され、事業計画を教職員の年次当初の「重点目標自己申告票」の策定条件とすることで教職員への理解の徹底が図られている。また、大学の目的等は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）中に引用形式で掲げられ、大学運営組織と教育研究組織の構成にも適正に反映されている。

「基準２．学生」について

教育目標を踏まえ、大学全体、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ及び学生便覧で周知し、入学者の受入れが厳正に行われている。また、入学定員及び収容定員は適切に確保している。入学後の休退学者対策として、学生の欠席率の調査を行い適切な指導を教職協働で行うなどの学修支援体制を確立し成果を挙げている。また、低学年次から教育課程内外を通じて社会人基礎学力向上など職業的自立に関する支援体制も整備している。学生生活への支援として学生のコミュニケーション不足解消のためにCLC(Chattering Lory Club)を制度化しメンタル面での学生サービスに努めている。学修環境については､図書館ではホームページ上から学術情報を検索できるなどの対応を行い、バリアフリー対策として設備のリフレッシュ工事を段階的に進めるなど、適切に整備している。

〈優れた点〉

○教職員の協働作業による学生の週単位の欠席調査を教員間で情報共有をすることにより、早期に適切な履修指導を行い、休退学者数の減少につなげている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目標を踏まえ、大学全体、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、これを公開し学生全員に周知している。単位認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、4 年次

への進級基準となる卒業研究履修基準、全学部・全学科共通の卒業認定基準、大学院の修了認定基準を適切に定めている。カリキュラム・ポリシーは教育目標を踏まえ策定・周知し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して編成され、教養教育とともに適切に実施されている。また、三つのポリシーを踏まえた学修成果の項目を明示し、その達成度をアセスメント・ポリシーに基づき評価している。加えて、在学時だけでなく卒業後も各種アンケートを行い、その結果を全学的に情報共有し学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○授業科目の GP(Grade Point)分布を学務システム「Active Portal」にて教職員、学生に公表し、成績の公平性を確保するとともに学修成果の点検・評価に役立てている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長は、教学マネジメント等を機関決定する主要会議の議長を務め、ガバナンス・コードに定義された学長の責務とリーダーシップを適切に発揮している。また、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割と権限を明確化した教職協働のシステムを構築している。専任教員は規則に基づき募集し、公正かつ厳正な審査の上、採用している。昇任人事についても厳正な過程のもとで実施している。教員相互による授業参観や授業アンケートなど組織的に FD(Faculty Development)を実施し、SD(Staff Development)についても中期計画にその充実を盛込み、コロナ禍にあって職員は IT スキルの飛躍的向上を達成している。研究支援では、特に学長査定特別教育研究事業において「カーボンニュートラル推進部門」を新設し、大学の目的及び教育目標に即した研究活動を推進している。

〈優れた点〉

○学長査定特別教育研究事業では、従来からの部門である重点教育、重点研究、課外科学技術活動、地域志向、SDGs に加えて、新たに「カーボンニュートラル推進部門」を設け、大学の目的及び教育目標に即した研究活動を推進していることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為等に基づき、経営の規律と誠実性を維持する事業運営を行っている。また、環境保全、人権、安全への配慮についても各種関連規則を整備している。年 4 回開催の定例理事会で意思決定は健全かつ効率的に機能している。法人と大学間の連絡調整は、理事長主催の「経営協議会」が意思決定の迅速化とともに相互チェックの役割も果たしている。中期計画の一環として 5 年間の財務計画書を作成し年次予算編成を実施した結果、在籍学生数の回復に伴う学生生徒等納付金収入の増加などにより、安定した財務基盤を確立している。会計処理は諸規則及び学校法人会計基準を遵守し適正に実施され、会計監査は公認会計士と監事が厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

大学独自の「内部質保証の方針」を定め、学長を委員長とする「自己評価総括委員会」が年度ごとの事業計画を踏まえ自己点検・評価活動の基本方針を策定している。また、点検・評価の実施に当たっては、教学部門「教学自己評価委員会」と管理部門「管理運営自己評価委員会」が両輪となる組織体制を整備しており、内部質保証のための全学的な方針を明示し、その役割分担や責任も明確にしている。

総じて、建学の精神のもとに基本理念「人を育て技術を拓く」を定め、これを基点に大学の目的や三つのポリシーに反映させている。学長のリーダーシップのもと、教職協働できめ細やかな学生への対応と学修支援体制を強化し、適正な学生数の確保、学修環境の整備、学修成果の評価を行い、教育課程、教育研究組織及び教職員配置等を整備している。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。教育の質的向上に自己点検・評価や調査等を活用して全学的に内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. きめ細やかな学生への対応とさらなる学生支援体制の強化
2. コロナ禍におけるオンライン授業と情報環境整備
3. 学長査定特別教育研究事業によるカーボンニュートラルを目指した研究

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神のもとに、学生が日常絶えず確認できる標語形式の基本理念「人を育て技術を拓く」を設定し、これを基点に大学の目的、学部及び学科における教育研究上の目的、

学部及び学科における人材養成に関する目的を学則に定め、教育目標、教育方針、人材養成目標とともにホームページ等に公表している。また、大学の個性・特色についても関連規則の中に簡潔な表現で明示している。加えて、建学の精神、基本理念に基づく教育方針や人材養成目標等を、社会のニーズ、大学を取巻く環境や学生の多様化などに対応した見直しに努めている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、大学の目的、教育目標等は、ホームページ、学生便覧、「学生インフォメーションモニター（教員所在表示システム）」等を通じて学内外に公表するとともに、学内においては中期計画と毎年度の事業計画に反映され、年度ごとに再確認と共有がなされている。このうち事業計画については、理事会報告で全教職員に周知され、教職員の年次当初の「重点目標自己申告票」の策定条件となり、役員、教職員への理解と支持の徹底が図られている。また、大学の目的、教育目標は、三つのポリシー中に掲げられ、これらを果たすために法人と大学の連携、役員及び教職員間の連携と共通認識が適切に行われており、大学運営組織と教育研究組織の整備に反映されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえ、大学全体、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ及び学生便覧等に掲載することにより周知している。入学者の受入れは、「学務研究協議会」が毎年度策定する入学者選抜基本方針に基づいて厳正に実施している。一般選抜においては、学力試験と併せて「自己エントリー」の入力を出願者へ課し、「総合評価ルーブリック」を活用して学修意欲などを適切に評価する体制を構築している。受験者数や学生の GPA(Grade Point Average)の推移等について入試種別ごとに比較し、入学生の受入れの検証を行っている。入学者数の確保のために、高校訪問の強化、受験者数が少ない通学圏内の地域の活性化活動などを通じて大学認知度の向上を図るとともに、「リケ女推進プロジェクト」を実施し、工学部への女子学生の志願者数増加を目指している。これらの取組みにより、入学定員及び収容定員を適切に確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

ガイダンス教員を中心に、学生の学修支援などを全教員が分担して行っている。また、全教員がオフィスアワーの時間を週に 1 回以上設定しており、学修支援体制を確立している。教職員の協働体制として、毎週全学生の欠席率の調査を行い、その調査結果を教員間で共有することで適切な指導を行っている。TA と SA(Student Assistant)は、規則に従い厳選して採用した学生に予備教育や事前教育を行い、適切に運営して教員の負荷の軽減に寄与している。

学生は学期ごとに、学修ポートフォリオで振返りを行い、社会人基礎力について自己評価を実施し、これにガイダンス教員がコメントを入力してフィードバックしている。より客観的に社会人基礎力を計測するため、卒業研究の評価において、社会人基礎力項目を点数化する取組みを始めている。

〈優れた点〉

○教職員の協働作業による学生の週単位の欠席調査を教員間で情報共有をすることにより、早期に適切な履修指導を行い、休退学者数の減少につなげている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援科目を低学年次から配置し、「生き方をデザインする力」「情報を収集し評価する力」「人間関係を構築する力」など社会人基礎力を段階的に身に付ける教育内容となっている。また、キャリア形成に生かすことを目的としたインターシップ関連科目も低学年次から設定しており、学生の自立心を養成している。学生の社会人基礎力向上の一環として設置されたCLCでは、社会経験豊富な外部講師による対話型指導を毎週行っている。

卒業研究担当教員を中心とした全教員で積極的に就職指導を行っており、就職希望者に対する就職内定者数は長期にわたって高い水準となっている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目2-4を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための組織として、学生委員会等の委員会や事務局の各組織等が連携した「NITサポートシステム」を構築し、運営している。奨学金制度が充実しており、学生の経済的支援を適切に行っている。留学生の日常生活においての指導は学生支援課国際教育担当職員が担っており、学生生活全般の支援を行っている。学生の課外活動については、学生支援課が指導・助言を行い、適切に運営している。

学生相談室及び保健室は2キャンパスに養護教諭、看護師などの有資格者を適切に配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目2-5を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は設置基準を満たしており、実験・実習施設などの教育環境は適切に整備している。図書館はコロナ禍の影響により開館時間を変更しているが、ホームページ上から学術情報を検索できるなどの対応を行っている。「未来工房」などの学修施設は、届け出により時間外でも使用可能としており、必要に応じて教職員立会いのもと、安全管理、製作指導を行っている。キャンパス内は無線LANを整備し、ICT（情報通信技術）環境の整っていない学生には、パソコンの貸出しにより適切に対応している。履修学生が多い場合は、

2 クラスに分けて科目履修させるなどの適切なクラス編制をしている。
バリアフリーについては、老朽化した校舎等の内外装や設備のリフレッシュ工事等を毎年段階的に進めるなど積極的に対応している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

毎年実施の「学生満足度調査」「学修実態調査」で学修支援から施設・設備といった学生の意見を把握の上、その結果を全教職員に周知し、改善に生かしている。また、「学生による授業評価アンケート」においては、その内容を判断し、次年度以降の授業改善や向上に活用することで学生の学修支援体制に寄与している。学生のさまざまな疑問や相談は、保健室職員や教員による適切な指導体制で運営している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえ、大学全体、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学案内や学生便覧、ホームページで公開することにより、学生全員に周知している。
単位認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて定めている。全学年次に対する進級基準はないが、4 年次への進級基準となる卒業研究履修基準をはじめ、全学部・全学科共通の卒業認定基準や大学院の修了認定基準を適切に定めており、厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえて、大学全体、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、これを周知している。そのカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して編成されており、この内容を「科目関連図」として図示し実施している。履修登録単位数の上限を適切に設定するとともに、授業時間外の学修指針を示すなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育は「基礎スキル科目」「総合共通科目」「専門基礎科目」として整備し、適切に実施している。多くの授業科目に PBL(Project Based Learning)手法を積極的に導入し、授業改善のための授業参観を活発に行うなど、授業内容・方法に工夫を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「大学・学科のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ」にて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の項目を明示し、この達成度をアセスメント・ポリシーに基づき評価する手順を構築している。「学生による授業評価アンケート」「学修実態調査」「学生満足度調査」「卒業時アンケート調査」に加え、「卒業生の就職先企業へのアンケート」「卒業後アンケート」を実施するなど、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。アンケート結果や調査結果は、学内関連部署にて検討された後、全学的な情報共有が行われ、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。

〈優れた点〉

○授業科目の GP(Grade Point)分布を学務システム「Active Portal」にて教職員、学生に

公表し、成績の公平性を確保するとともに学修成果の点検・評価に役立てている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教学マネジメント等を機関決定する「学務研究協議会」をはじめ、大学の重要な意思決定を担う全ての主要会議の議長を務め、適切にリーダーシップを発揮している。また、学長の責務とリーダーシップについて、ガバナンス・コードに定義されている。

学長の補佐体制として、学長補佐を配置しており、学長補佐は学長が議長となる会議には全て構成員又はオブザーバーとして参加している。

「西日本工業大学教育職員役職規程」「学校法人西日本工業学園職務権限規程」に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割と権限を明確化している。学務課にカリキュラム編成作業等に責任をもって従事するカリキュラムコーディネーター、入試広報課に総合選抜における事前面談等に従事するアドミッション・オフィサーを配置し、教職協同の教学マネジメントを構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、設置基準に規定する必要教員数を充足しており、適切に運用している。専任教員の採用については「西日本工業大学教育職員選考規則」「西日本工業大学教

育職員選考基準に関する規程」に基づき、教育目標、教育課程に即した候補者を公募、推薦により適切に募集し公正かつ厳正な審査の上、採用している。昇任人事についても厳正な過程のもとで実施している。

教員相互による授業参観、「学生による授業評価アンケート」、FD 研修会などが実施され、組織的な FD が実施されている。また、FD 委員会、「教育評価室」が主導して、教育の責任や教育の理念、教育の方法、教育の成果・評価、改善と今後の目標等を盛込む「ティーチング・ポートフォリオ」を試行している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に SD の充実を盛込むなど、職員の資質・能力向上に力を入れている。「西日本工業大学スタッフ・ディベロップメント規則」に基づいて、必要な知識及び技能を習得させ並びにその能力及び資質を向上させるため SD 研修を実施している。コロナ禍においてはオンライン授業の急速な普及を実現すべく、職員は IT スキルの飛躍的向上を達成している。

職員は毎年の事業計画に基づいて「重点目標自己申告票」を作成し、所属長が面接を実施するとともに評価を行い、勤務成績評価を処遇に反映させ、インセンティブを盛込んだ人材育成の仕組みを構築している。全学的には、年に 2 回の全学研修会に加え、必要に応じてスキルアップを趣旨とした研修を適宜開催しているほか、連携協定を締結する近隣の 4 大学 2 短期大学と「北九州私立大学・短期大学連携 SD 研修会」を開催している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

施設、設備については事業計画に基盤整備部門として盛込み、計画的に整備している。また、緊急性が高い場合は学長が「教育研究設備整備更新調査」を実施し、「経営協議会」や理事会及び評議員会を経て整備している。全ての教員は個人研究室を有し、卒業研究を担当する教員には卒業研究室も割当てている。

「西日本工業大学における研究活動に係る行動規範」「研究倫理に関する規則」「西日本工業大学における公的研究費の不正防止に関する規則」を整備し、教職員に対する研究倫理等の適切な管理運営と不正防止に対する啓発に努めている。また、学生に対しても毎年、「研究倫理及びコンプライアンス教育」を実施している。

地域・産学連携コーディネーターを登用し、教員と連携自治体や地元企業等との連絡窓口、連携事業の調整等を担っている。個人研究費のほか、学長査定特別教育研究事業を募集し、申請された事業には査定の上、予算配当を行っている。

〈優れた点〉

○学長査定特別教育研究事業では、従来からの部門である重点教育、重点研究、課外科学技術活動、地域志向、SDGs に加えて、新たに「カーボンニュートラル推進部門」を設け、大学の目的及び教育目標に即した研究活動を推進していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「学校法人西日本工業学園倫理綱領」、ガバナンス・コード等に基づき、経営の規律と誠実性を維持する運営を行っており、公表が必要な事項は全てホームページに公表している。

私立学校法第 45 条の 2 に規定する、中期計画、事業計画を策定し、これに基づき各年度の事業運営を行い、法人事務局が主導し進捗状況を管理することで、社会情勢の変化に対応した継続的な努力をしている。

環境保全、人権、安全への配慮については、「学校法人西日本工業学園倫理綱領」によって啓発に努め、各種関連規則を整備している。空調設備の更新、照明の LED 化、地中熱、太陽光の利用や、人権をテーマとした教職員研修会の実施、危機管理マニュアル等の整備などの取組みを行っている。

5－2. 理事会の機能

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

定例の理事会を年 4 回開催しており、理事や監事の出席状況は良好である。欠席した理事の書面決議についても、審議事項ごとに意思表示がされている。また、理事の構成については、過半数が地元を代表する企業経営者等の外部理事となっており、構成の多様化によってさまざまな観点を踏まえた意思決定が実現している。

理事会においては、事業報告が行われ事業計画の着実な遂行と進捗についての確認が行われている。理事会の意思決定は健全かつ効率的に機能しており、法令等を遵守した誠実な経営が行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学間の連絡調整については、理事長が主催する「経営協議会」が有効に機能している。業務を決定する権限はないが、定期的に経営と教学部門の主要な役職者が協議することで、意思決定の迅速化に資するとともに相互チェックの役割も果たしている。大学の各管理運営部門は、定期的に事務局連絡会を開催し、情報共有と意思決定の円滑化を図っている。

監事の理事会への出席状況、評議員の評議員会の出席状況はともに良好である。また、監事には公認会計士、元学科長が選任されており、けん制機能を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の中期計画の一環として 5 年間の財務計画書を作成しており、これを指針として年次の予算編成を実施している。

金融資産の蓄積が進み、安定した財務基盤を確立している。在籍学生数の回復に伴う学生生徒等納付金収入の増加や、経費節減努力などにより、経常収支差額は平成 30(2018)年

度から 3 期連続して黒字となっており、中期計画の重点方針である「経常収支の均衡」を上回る水準で推移している。堅実な収支状況と評価できるが、学生生徒等納付金収入と対比した奨学金支出は依然として大きいため、引続き奨学金支出を抑制する取組みが期待される。資金運用は関連規則のもとで実施しており、安定的な受取利息・配当金を確保している。教員の若返りなどで地域連携や産学連携が活性化したこともあって、外部資金の獲得額は増加傾向にある。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人西日本工業学園経理規程」「学校法人西日本工業学園経理規程施行細則」等の諸規則を整備し、これらの規則や学校法人会計基準を遵守した会計処理を実施している。年に 2 回程度補正予算を編成して、後発事象を適宜決算見込みに反映させている。会計監査は公認会計士による監査を受けている。

「学校法人西日本工業学園内部監査規程」に基づいて、業務及び会計に係る内部監査を実施している。また、公認会計士と監事、内部監査がそれぞれ協力する三様監査を実施している。「学校法人西日本工業学園資金運用規程」を令和 2(2020)年 9 月に改正し、現在の運営体制を踏まえて資金運用について理事会での審議の実施や、これに併せて手続きの見直しを図った。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学独自の「内部質保証の方針」を定め、学長を委員長とする「自己評価総括委員会」が年度ごとの事業計画を踏まえ自己点検・評価活動の基本方針を策定している。また、点検・評価の実施に当たっては、教学部門「教学自己評価委員会」と管理部門「管理運営自

己評価委員会」が両輪となる組織体制を整備しており、内部質保証のための全学的な方針を明示し、その役割分担や責任も明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己評価総括委員会」が中心となり、毎年度、学長が定める大学の「事業計画」をもとに、大学全体、学科、教職員の三つのレベルで自律的な自己点検・評価活動を実施している。また、その結果を全学的に情報共有し、ホームページを通じて広く社会にも公表している。加えて、教学 IR についても、「教育評価室」を中心に現状把握のための調査・データの収集と分析を実施し、その結果を各部署に提供して教育改善につなげている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーの活動を評価するアセスメント・ポリシーと、学修成果の評価ガイドラインの二者により、大学、学科、各教員の三つのレベルで、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが構築されている。このうち、特に大学レベルでは退学率の低減を全学的目標に掲げ教職協働で組織的に対応した結果、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の 5 年間に退学率の半減を達成した。また、理事会をはじめ大学の運営組織は、法令や規則等に基づき、健全かつ効率的に意思決定を行っており、大学の質の改善・向上につながる PDCA サイクルが確実に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会貢献

A－1. 社会貢献

A-1-① 社会貢献の方針と地域・産学連携センター

A-1-② 地（知）の拠点大学

A-1-③　地域との連携
A-1-④　産業界との連携
A-1-⑤　学生の地域貢献活動に対する支援
A-1-⑥　準公共財としての施設開放

【概評】

「地域・産学連携センター」を設置することにより、社会貢献活動を推進し、また学内及び他大学や民間等外部機関との共同研究を推進させている。「工学とデザインの融合による人を育て地域を拓く拠点づくり事業」を企画し、これが「地（知）の拠点整備事業（COC事業）」に採択され、地元自治体、企業並びに地域住民と課題共有・連携協力することにより、数多くの課題を解決している。「地域志向科目」、工学とデザインの融合を図る科目群などを設定し、工学とデザインによる総合的な課題解決を行える人材を育成している。COC 事業後も連携自治体や企業からの提供資金や特別教育研究事業予算により、事業推進を継続させている。

地元企業との産学連携により、大学教員、学生、企業社員の三者による課題解決型教育研究プロジェクトを推進することで、学生の社会人基礎力育成に大きく寄与している。学生の地域貢献活動を推進し、学生教育と、地域発展に寄与している。準公共材としてキャンパス内の数多くの施設を開放することにより、地域貢献に寄与している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. きめ細やかな学生への対応とさらなる学生支援体制の強化

本学は、予てよりガイダンス制度（担任制）を導入しており、学生は修学上や大学生活の問題などをガイダンス担当教員に気軽に相談できる体制を取っている。また、30 年以上前から学生の出欠状況調査を電算化しており、非常勤講師の科目も含めた全ての科目を対象としている。教職員全員は、学生カルテにアクセスすることにより、学生のリアルタイムな修学状況を確認することができ、修学状況の異変を早期発見することができている。

また、平成 28（2016）年度から、さらなる中途退学者防止を目指し、学生支援体制を強化した。学生の出欠状況を学生支援課が集計し、高欠席者及び低単位取得者を要ガイダンス指導対象者としてリストアップの上、毎週、担当教職員に情報提供することにより、年々退学者は減少し、平成 27（2015）年度の退学者数が、令和 2（2020）年度には半数まで減少することができた。

2. コロナ禍におけるオンライン授業と情報環境整備

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本学の教育・研究活動に変革を迫られた年であった。本学では急遽、遠隔講義に対応するため全学生及び全教職員分の Microsoft Teams を手配し、遠隔講義を導入した。遠隔講義の全ては双方向のライブ配信方式で実施したことから、多くのデータ通信量を必要としたが、平成 30（2018）年度に情報ネットネットワークを刷新し、高速専用線（10GBps）による情報通信基盤を確保していたことや、工学部の情報工学系の若手教員が中心となって、短時間で 20 教室分の遠

隔講義システムを構築したことなどから、支障なく授業を実施することができた。

また、ICT 利活用能力を向上させ、Society 5.0 社会に対応した高付加価値なモノを生み出す人材を育成・輩出することを目的として、令和 4（2022）年度にノート PC 必携化導入を計画していた。しかし、コロナ禍における遠隔講義の学生並びに教員の定着等の状況を踏まえ、令和 3（2021）年度入学生から前倒しで導入するよう「情報設備更新計画」を見直し、情報教育以外においても PC を活用した授業を展開している。

3. 学長査定特別教育研究事業によるカーボンニュートラルを目指した研究

本学は、学長の裁量により教員が提案した教育・研究・社会貢献事業等に学長が査定の上、予算配当するシステムを導入している。申請部門は、重点教育部門、重点研究部門、課外科学技術事業部門、地域志向部門、SDGs 部門の 5 部門であったが、本年度は日本政府が 2050 年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロとする政策目標を表明したことから、「カーボンニュートラル」を推進する部門を新たに追加した。この自然エネルギーの研究分野は SDGs の寄与にもつながり、本学の研究の一つの柱になると考えている。既に工学部の教員が中心となって、「機能付加型太陽光発電システムの開発」、「風力発電の効率化に関する研究」、「環境共生型消波ブロック波力発電システム」、「再生可能エネルギーによる変動する発電システムに対する」、「省エネルギー電力変換に関する研究」が提案され採択されている。このカーボンニュートラル推進部門は、申請期間を延長しており、工学部、総合システム工学科（機械工学分野、電気情報工学分野、土木工学分野）での技術の融合と脱炭素社会に貢献できるよう研究を支援している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　福岡県京都郡苅田町新津 1-11-1
　　福岡県北九州市小倉北区室町 1-2-11

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	総合システム工学科
デザイン学部	建築学科　情報デザイン学科
工学研究科	生産・環境システム専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項

令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 16 日	実地調査の実施　　11 月 16 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 5 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

40 日本歯科大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「自主独立」を建学の精神とし、使命・目的及び教育目的は学則及び大学院学則に明確に定め、具体的かつ簡素に文章化し、公表している。教育の基本理念を達成するために 10 項目の具体的教育目標を定めている。目的と教育目標は、建学以来不変の使命と精神を踏まえている。

使命・目的は教職員に対しても示され、理解と支持を得ている。建学の精神、大学の基本理念及び教育目標は学内外へ広く公表している。建学の精神、目的及び教育目標は、「学校法人日本歯科大学中期事業計画 2020～2027」（以下「中期事業計画」という。）、アクションプラン及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

使命・目的を達成するために必要な学部・学科・研究科の組織は適正に設定され、的確に運用している。

〈優れた点〉

○明治 40(1907)年の建学以来、長きにわたる伝統を継承しつつ、学部や研究科の名称を変更し、教育目標を時代の変化に対応すべく努力している点は評価できる。

「基準２．学生」について

学部・研究科ごとに建学の精神及び教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、周知している。全ての入学試験において面接試験を課すことで、学生の受入れ方針に沿った学生を選抜している。各学年に学年主任及び副主任を配置し、教職協働による学修支援体制を整備している。

学生のニーズや社会的需要等を考慮して、基礎歯学・社会歯学・臨床歯学系科目を体系的・横断的に編成し、キャリア教育の基盤を構築している。附属病院での診療参加型臨床実習では、基礎的臨床技術や知識、医療人としての態度等が修得できる研修を実施して効果を挙げている。両キャンパスともに校地・校舎は設置基準を満たしており、教育目標の達成のための適切な施設・設備を整備している。学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、学修支援、学生生活、施設・設備の改善に適切に反映している。

〈優れた点〉

○両歯学研究科において、学位の質や研究力を担保するために、研究中間発表会や「English

学内発表会」を実施していることは評価できる。
〇生命歯学研究科において、知的所有権の重要性についての指導を実施していることは評価できる。
〇学生相談室において、臨床心理士による予約制のカウンセリング体制を整備していることは評価できる。
〇生命歯学部においては、本館エントランスに防災センターがあり、24 時間常駐体制による警備員の巡視が行われ、建物内外にある防犯カメラにより学内の安全性確保が図られていることは評価できる。
〇生命歯学部において、附属病院に歯科医師に必要な技術や救急救命の実習ができるスキルラボ室を設けていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

両生命歯学部・両歯学研究科とも、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを定め、周知を図っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、留級、卒業認定、修了認定の判定基準を定め、厳正に適用している。また、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づき必要な科目を適切に配置して、教育課程を体系的に編成している。

両生命歯学部では学内試験や共用試験の結果、歯科医師国家試験の結果を「歯学教育支援センター」や「試験問題事後評価解析委員会」で分析し、その内容を教務部・学生部で検討した後、管理部署と関係委員会にフィードバックをして、学修成果の点検・評価を適切に行っている。両歯学研究科においては、学位論文の合否内容から学修成果を判定し、その結果を学生や指導教員にフィードバックすることにより、研究の質的向上にも活用している。

〈優れた点〉
〇病院実習と並行して生命歯学部では「口腔リハビリテーション多摩クリニック」、新潟生命歯学部では「訪問歯科口腔ケア科」や「在宅ケア新潟クリニック」などを活用し、訪問歯科診療や口腔リハビリテーション、食育を実践から学ばせていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを発揮するために副学長を置き、適切に機能している。また、校務の最終決定権が学長にある旨を明確にし、教学マネジメントが適切に行われている。各部署の事務分掌事項を明確にし、適切な職員配置のもとで連携体制を確保している。

大学及び大学院の専任教員数は設置基準を満たし、求める教員像や教員組織の編制方針及び教育課程等に則して適切に配置している。学生による授業評価アンケートを行い、教員の授業改善、能力開発、意欲向上に供している。

「学校法人日本歯科大学 SD 推進委員会規程」を整備し、「SD 実施要綱」に基づき職員の資質・能力向上を組織的に図っている。

研究に必要な個人研究室や共同研究室などの施設や研究設備を整備して、「研究倫理規程」や「講座研究費の支給および取扱規則」等を定め、適切に研究支援を行っている。

〈優れた点〉

〇精緻な教員評価要項を制定し、またその教員評価の結果を「ベストレクチャー賞」や「ベストティーチャー賞」といった表彰制度や賞与・昇任審査などの待遇・人事に活用していることは、評価できる。

〇研究活動のため、研究設備の整備のほか研究倫理等の各種講習会の実施など、十分な支援が行われていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

「学校法人日本歯科大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に各法令に従う旨を掲げるとともに、諸規則を遵守し、健全かつ着実な経営に努め、またこれを維持している。環境保全や個人情報保護、ハラスメント防止に係る規則等を定め、厳正に運用するとともに、安全にも配慮している。理事会は寄附行為に基づき定期的に開催し、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備し、適切に機能している。法人幹部と大学管理部門役職者から構成する「学校法人日本歯科大学法人運営検討委員会」を設置し、法人及び大学の意思決定を円滑に図る体制を整えている。また、寄附行為において理事長の職務を明確にし、リーダーシップが発揮できる内部統制環境を整備している。中期事業計画を定め、これに基づき適正な財務運営を行い、安定した財務基盤を確立している。会計処理を適正に行うとともに、会計監査は外部の公認会計士及び監事によって厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

学長のもと、「全学内部質保証推進組織」を設置して全学的な方針を明示し、生命歯学部長を委員長とする「自己点検評価実施委員会」を設置して恒常的な組織体制を整備している。

「自己点検・評価規程」に、各部門において自ら点検及び評価を行う旨を規定し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う実施委員会の構成員として、両生命歯学部長を委員長に、各部署の管理者を委員として、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保し、またその結果を学内で共有し、社会にも公表している。各部署でエビデンスになる基礎データの把握、収集、分析を行い、各種委員会で検討した後に、自己点検評価実施委員会で再度検証する体制を整えている。

自己点検・評価の結果等を教育、臨床、研究をはじめ大学運営全体の改善と向上につなげるために、多方面から検討、評価を行うことで内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、「自主独立」を建学の精神とし、「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」という明治 40(1907)年の建学以来の大学の目的を忠実に継承して、適切に教育・研究を行うとともに、理事長及び学長の強力なリーダーシップにより、堅実な大学運営を行っている。我が国で最も多くの歯科医師を輩出している教育機関として、時代の変化にも対応し、継続的な検証と改善を行う体制は高く評価され、他大学の模範となっている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.安全・安心な再生医療に向けた多職種連携と社会貢献」「基準 B.在宅歯科医療に特化した無床歯科診療所（在宅ケア新潟ク

リニック）の開設と地域包括ケアで活躍できる人材の育成」「基準 C.国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェ(N-Cafe Angle)による教育と社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「自主独立」を建学の精神とし、使命・目的及び教育目的は学則及び大学院学則に明確に定め、具体的かつ簡素に文章化し、ホームページや大学案内、入学試験要項、学則、学生便覧等で公表している。

教育の基本理念を達成するために 10 項目の具体的教育目標を定めている。目的と教育目標は、医療人としての態度やコミュニケーションを重要視しており、建学以来不変の使命と精神を踏まえている。

教育手法の進歩やその時代の要求に応じた特徴ある医療人の育成を教育目標としており、時代とともに見直しを行うなど変化に対応している。

〈優れた点〉

○明治 40(1907)年の建学以来、長きにわたる伝統を継承しつつ、学部や研究科の名称を変更し、教育目標を時代の変化に対応すべく努力している点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は教職員に対して示され、役員については理事会等で内容を確認し、意思統一を図り、理解と支持を得ている。建学の精神、大学の基本理念及び教育目標は、ホームページ、入学試験要項、大学案内、学生便覧等に記載し、入試説明会、入学時オリエンテーションや市民向け公開講座等でも説明するなどして学内外へ広く公表している。

建学の精神、目的及び教育目標は、中期事業計画、アクションプラン及び三つのポリシーに反映されている。

使命・目的を達成するために必要な学部・学科・研究科の組織は適正に設定され、的確に運用している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・研究科ごとに建学の精神及び教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや入学試験要項などに明記するとともに、オープンキャンパスや入試説明会においても説明している。

アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を適切な体制のもとで実施するとともに、全ての入学試験において面接試験を課すことにより、学生の受入れ方針に沿った学生を選抜している。

学生受入れについては、一般社団法人日本私立歯科大学協会の募集人員削減申合わせに応じた募集定員を設定し、募集定員に沿って適切に入学生及び在籍学生を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学年に学年主任及び副主任を配置し、教務部・学生部の職員と連携した教職協働による学修支援体制を整備している。オフィスアワーも全学的に実施し、開催場所や日時をシラバスに明示している。

6 年次には、大学院生を人的資源とした TA 制度を設けて、手厚い学修支援を行っている。また、新潟生命歯学部では、1・2 年次にサポーターとして若手教員を配置し学修を支援している。

障がいのある学生に対しても、学修支援・生活支援・施設整備等の配慮をしている。

なお、中途退学者及び留年者対策として、低学年からの徹底した指導を行っており、今後の成果を期待したい。

〈優れた点〉

○両歯学研究科において、学位の質や研究力を担保するために、研究中間発表会や「English 学内発表会」を実施していることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のニーズや社会的需要等に考慮して、基礎歯学・社会歯学・臨床歯学系科目を体系的・横断的に編成し、キャリア教育の基盤を構築している。また、医療人としての自覚と歯科医師として求められる学修項目についての認識と自学自習を促す行動型学習科目の設定として PBL(Problem Based Learning)や TBL(Team Based Learning)教育を取入れるとともに、卒業後の進路に係るプロフェッショナルリズム教育を実践している。

附属病院での診療参加型臨床実習では、基礎的臨床技術、必要不可欠な知識、医療人としての態度等が修得できる研修を実施し効果を挙げている。

高学年次生に対しては、卒業後の臨床研修制度について説明し、研修先選択に必要な情報を提供している。

両歯学研究科においても、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○生命歯学研究科において、知的所有権の重要性についての指導を実施していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学独自の奨学制度を含めた多様な奨学制度を準備しており、経済的理由による退学及び休学のリスク低減に寄与している。

クラス主任・副主任、サポーター、学年主任・副主任等生活指導教員が定期的に連絡会議を開催し、学生生活全般の支援を行っている。また、学生と教員との双方向性の情報交換機能を有する独自のメール配信システムを整備している。

学生相談室には相談員やスクールカウンセラーを配置して、学生生活におけるさまざまな悩みや問題に対して指導助言を行っている。加えて、保健室には生命歯学部では看護師を、新潟生命歯学部では医科病院医師を常勤で配置して対応に当たっている。

課外活動への支援については、学生会役員と教務部・学生部間の連絡会を開催し、学生の意見・要望を把握している。

〈優れた点〉

○学生相談室において、臨床心理士による予約制のカウンセリング体制を整備していることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

両キャンパスともに校地・校舎は設置基準を満たしており、教育目標の達成のための適切な施設・設備を整備している。管理規則、点検指針等を定め、運営・管理を適切に行っている。

旧耐震基準で建てられた建物については耐震診断を実施し、結果に基づいて耐震補強の実施・計画を行っている。バリアフリー化についても、計画に基づいて進めている。

両生命歯学部とも、適切なクラスサイズで教育を実施し、学生数に対して十分な広さの講義・実習室等を備えている。学生が自習学習等に使用できる IT 機器を配置するとともに、歯科教育用患者ロボットなどの学部の専門性に合わせた適切な環境を整備している。

図書館には十分な蔵書を備えており、学術資料等の蔵書数も確保できている。図書館には専任スタッフを配置し、学生及び教職員に対しての利用環境を整えている。

〈優れた点〉

○生命歯学部においては、本館エントランスに防災センターがあり、24 時間常駐体制による警備員の巡視が行われ、建物内外にある防犯カメラにより学内の安全性確保が図られていることは評価できる。

○生命歯学部において、附属病院に歯科医師に必要な技術や救急救命の実習ができるスキルラボ室を設けていることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学年主任・副主任が定期的に実施しているホームルームで聴取した学生からの学修環境などに関する希望や意見を委員会や会議で報告し情報共有しており、学修支援に対する学生からの意見をくみ上げるシステムを整備している。

精神的な支援、生活習慣や SNS 依存傾向などの問題に対しては、教職員及び学生相談室の臨床心理士によって対応し、特に深刻な事例については、全学的に対応している。ハラスメントについては「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、対応している。

経済的支援としては、大学独自の奨学制度を含めた各種奨学金の説明を行っている。

施設や設備に関する学生からの意見や要望は、各学年の学年主任・副主任、教務部・学生部職員が聞取り迅速に対応している。なお、大学と学生間の連絡システムとして、e ラーニングシステムや学生指導支援システムを整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

両生命歯学部・両歯学研究科とも、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを定め、入学試験要項やホームページ上に公表して学生や教職員､社会一般への周知を図っている。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、留級、卒業認定、修了認定の判定基準を定め、シラバスや学生便覧、各科目の授業開始前のオリエンテーション等で周知している。なお、成績評価の割合をシラバスに記載することが現在検討されている。

両生命歯学部では進級や留級､卒業判定は教授会の議を経て学長がこれを決定している。また、両歯学研究科では各科目について所要単位を定めて単位を認定し、予備審査及び研究科委員会における本審査によって合否決定している。加えて、博士論文をインパクトファクター(IF)誌に公表するよう学生を指導するなど、両生命歯学部・両歯学研究科とも各認定基準を厳正に適用している。

〈参考意見〉

○両生命歯学部において、科目ごとの成績評価項目はシラバスに記載されているが、具体的な成績評価基準や事前に必要な学修の内容についても、シラバスに明示するなど早急な対応が望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

両生命歯学部・両歯学研究科とも、教育目的を踏まえ、かつディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、大学案内やホームページに明示して周知を図っている。また、カリキュラム・ポリシーに則して必要な科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。

両生命歯学部においては人文系を含んだ教養系科目の教育を実施し､また､PBL や TBL、LBP(LTD Based PBL)などのアクティブ・ラーニング、情報リテラシー型授業、少人数制体験型研究実習、診療参加型臨床実習における学外施設の活用など教授方法が工夫してい

る。両歯学研究科においても一般教養科目として「医療統計」や「Critical Thinking」「歯科統計学」を実施している。また、教育開発委員会等を組織し、教授方法の改善を進めるための体制を整備し運用している。

〈優れた点〉

○病院実習と並行して生命歯学部では「口腔リハビリテーション多摩クリニック」、新潟生命歯学部では「訪問歯科口腔ケア科」や「在宅ケア新潟クリニック」などを活用し、訪問歯科診療や口腔リハビリテーション、食育を実践から学ばせていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

両生命歯学部・両歯学研究科においては、現在アセスメントプランの作成について検討が進められており、三つのポリシーを踏まえた学修成果について点検・評価する方法の確立に取組んでいる。両生命歯学部では学内試験結果や共用試験結果、歯科医師国家試験結果を「歯学教育支援センター」や「試験問題事後評価解析委員会」で分析し、その内容を教務部・学生部で検討した後、管理部署と関係委員会にフィードバックしている。また、学生からの授業評価については、教員評価システムを介して教員にフィードバックしている。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う授業形態変更による学修成果についても詳細に検証している。両歯学研究科においては、学位論文合格から学修成果を最終判定し、結果を学生や指導教員にフィードバックすることによって、研究の質的向上に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

校務の最終決定権が学長にある旨を明確にし、大学運営の責任者として全学の意思統一を図りつつ、学長の補佐として副学長を置き権限と責任を明確にして機能しており、使命・目的達成に向けて学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

学生の懲戒の手続きには課題はあるものの、学部内連絡会議は学部における意思決定機関として教授会での重要事項等の審議が円滑に運ぶよう支援しており、また、当会議には学長がオブザーバーとして出席し大学の基本方針や教授会での決定事項等を伝え必要に応じ教授会に付議する等、大学の意思決定における権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを行っている。

「学校法人日本歯科大学事務分掌規程」を整備して各部署の分掌事項を明確にし、適切な職員配置と役割分担のもと連携体制を確保し教学マネジメントの機能性を維持している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒については、学則、学生便覧等に示しているものの、その方法や判断基準、審議機関等、学生の処分の手続きについての定めが不十分であり、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の専任教員数は設置基準を満たし、求める教員像や教員組織の編制方針及び教育課程等に則して適切に配置している。教員の採用については、「日本歯科大学教員の採用選考内規」及び「日本歯科大学教員選考資格基準」を定め、採用要項に沿って適切に運用している。また、教員の昇任については規則を定め、加えて精緻な教員評価要項を制定して、教員評価の結果は表彰や待遇・昇任審査に反映し活用している。

両生命歯学部では学生による授業評価アンケートを行い、結果を教員にフィードバックすることで教員の授業改善、能力開発、意欲向上に供している。両生命歯学部・両歯学研究科では教員研修の取組みとその見直しを組織的に実施し、教育の質の向上に努めている。

〈優れた点〉

○精緻な教員評価要項を制定し、またその教員評価の結果を「ベストレクチャー賞」や「ベストティーチャー賞」といった表彰制度や賞与・昇任審査などの待遇・人事に活用して

いることは、評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

一般社団法人日本私立歯科大学協会が主催する研修会や産学官連携セミナー、商工会議所など外部の機関・団体等が開催する各種のセミナー等にも職員を参加させているほか、学内ワークショップ及び講演会への参加を推奨し、教育・研究についても教員への協力ができる職員の育成に努めている。

SD の重要性を理解してもらうため、職員に対しては連絡会議等を利用して説明や周知に努めており、対象職員が参加できない理由が明確な場合は事務部長の許可を得ることとしているほか、外部講習に参加した若手職員が講師となって SD 企画・開催まで行わせているなど、全職員が関わるよう配慮している。

「学校法人日本歯科大学 SD 推進委員会規程」が整備され、「SD 実施要綱」に基づき職員の積極的な参加を促す各種の取組みに努めている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

両生命歯学部において、研究に必要な個人研究室や共同研究室などの施設や研究設備が整備されており、「研究倫理規程」を定めて、毎年研究に携わる者全員の参加を義務付けた講習会を開催し厳正に運用しているとともに、e ラーニングによる初任者講習を実施している。

外部資金を積極的に獲得するため、教員評価の研究業績評価項目に「外部研究費の実取得額」を設けており、加えて、科学研究費助成事業獲得に向け、希望者に申請書類の添削を行うなど申請内容をブラッシュアップする仕組みを作り、研究支援を行っている。

「講座研究費の支給および取扱規則」等必要な規則が整備され、各年度初めに教員の役職等に応じ、研究費が配分されているほか、研究推進委員会では、研究者が企画する研究プロジェクト立上げを推奨するとともに、学内で研究の公募を行い、優れた企画に研究費

を配分するなどの支援も行っている。

〈優れた点〉

○研究活動のため、研究設備の整備のほか研究倫理等の各種講習会の実施など、十分な支援が行われていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に各法令に従う旨を掲げ法令を遵守するとともに、諸規則を遵守し、健全かつ着実な経営を維持している。

また、寄附行為に基づき、理事会及び評議員会において重要課題等を審議決定し、確実な業務の遂行と目的の実現に向けた努力を継続するとともに、使命・目的を達成するため、教授会等各種委員会を中心に教育環境の保全、教学運営、学生支援活動において目的に沿った実態の分析、課題への対応の検討を継続している。

環境保全、個人情報保護、研究倫理、利益相反管理及びハラスメント防止に係る規則を制定し、厳正かつ適正に運用している。安全への配慮については、規則を制定して体制を整備し、防災センターの配置や常駐の委託設備員による施設・設備のメンテナンス、法定点検、消防計画書に基づき自衛消防隊を組織して防災訓練を行う等危機管理に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事は、法人内の責任者から理事長、学長、副学長、東京短期大学学長を寄附行為にのっとって選出し、外部の学識経験者を加えた 5 人で構成し、円滑な情報交換のもと、機動

的でかつ健全な法人運営を図る体制を整えている。

理事会は寄附行為に基づき定期的に開催しているほか、役員の出席状況も良好であり、使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制を整備し、適切に機能している。

また、私立学校法に基づき中期事業計画を理事会において制定し、適切かつ確実に執行している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人幹部と大学管理部門役職者から構成する「学校法人日本歯科大学法人運営検討委員会」を設置し、法人及び大学の意思決定を円滑に図る体制を整えている。また、寄附行為において理事長の職務を明確にし、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。法人及び大学の各管理運営機関の意思決定に関しては、部局長級を構成員とする各会議において、出席所属長を介して教職員の提案等をくみ上げる仕組みが整っている。

評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員で構成し、理事会において審議する重要事項について諮問していて、法人及び大学の管理運営機関の相互チェックを行う体制を整え、適切に運営し機能している。監事は評議員会の意見を聞いて選出しており、監査報告書の一部に記載の不備があるものの、理事会及び評議員会に出席して、法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況等に対し意見を述べるほか、職務を適切に執行している。

〈参考意見〉

○監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、私立学校法第 37 条の 3 で求められている各事項について監査を行っているが、監査報告書では理事の業務執行の状況に関する監査状況が確認できないので、実情に応じ適切な内容とすることが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期事業計画は、評議員会の意見を聴取した上で理事会において決定しており、教育、研究、診療、財務、施設設備等の将来計画を網羅し、各年度の事業計画に反映するととも

に、この事業計画を視野に入れた適切な財務運営を行っている。

近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う医療収入の減少などの理由により支出超過が続いているものの、財務運営に関して最悪の状況までシミュレーションを行うとともに、予算執行の見直しを実施するなど歳出削減等の各種の取組みにより、今年度の医療収入は増収に転じている。

使命・目的及び教育目的の達成のための収支バランスは一定程度確保されており、安定した財務基盤を確立している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人日本歯科大学経理規程」等に基づいて適正に会計処理を行っており、会計処理や税務関係について不明な点があれば随時公認会計士に連絡をとって確認を行うなど会計処理は適正に実施している。

公認会計士による会計監査は、毎月、収支内容及び経理関係の計算書類等の確認を行っており、厳正に実施している。

監事による監査は、予算編成時及び決算時に、2 人の監事のほか公認会計士も同席して法人の業務及び財務運営や財産の状況に関して実施しているほか､監事は理事会に出席し、法人の運営管理に関する理事会の意思の確認に努めており、会計監査体制を整備して厳正に実行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して、学長のもと､「全学内部質保証推進組織」を設置して、全学的な方針を明示している。また、規則に基づき両生命歯学部長を委員長とする「自己点検評価実

施委員会」を設置し、学長の指示を受け実施しており、恒常的な組織体制を整備している。

教育、研究、診療の改善と教員の意欲を高め、大学の活性化を図ることを目的とした教育研究活動に関する質保証は、学長直下の「教員評価委員会」が取扱い、適正に行っている。

大学に関する教育、研究については、教授会、大学院研究科委員会、病院運営会議、学部内連絡会議、カリキュラム委員会、研究推進委員会等の委員会が主体となり、2 年ごとに実施する自己点検・評価の結果の確認と改善点の抽出に努めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価規程」に、各部門において自ら点検及び評価を行う旨を規定し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う「自己点検評価実施委員会」の構成員として、両生命歯学部長を委員長に、各部署の管理者を委員として、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を担保している。

自己点検・評価の結果は、学内で共有し、ホームページに掲載することで社会にも公表している。各部署でエビデンスになる基礎データの把握、収集、分析を行い、各種委員会で検討した後、データの分析及び自己点検・評価の原案は「自己点検評価実施委員会」で再度検証しており、体制を整えている。

令和元(2019)年度に IR 委員会を設置して、各部署で行っていたデータの収集及び分析業務を大学全体で一元管理化できるよう努めている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教授会、大学院研究科委員会に提示された自己点検・評価報告書をもとに、課題等を把握し、各種委員会等で改善点を議論して、その結果を教育の改善・向上に反映している。

それぞれの組織から挙がった改善点は、重要度、緊急度、難易度を踏まえて検討され、理事会の審議を経て次年度のカリキュラム及び事業計画に反映されている。

自己点検・評価の結果等を教育、臨床、研究をはじめ大学運営全体の改善と向上につな

げるために、多方面から検討、評価を行うことで内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性からも対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．安全・安心な再生医療に向けた多職種連携と社会貢献

Ａ－1．歯の細胞バンクの活動報告

A-1-①　歯の細胞バンク設立の背景
A-1-②　歯の細胞バンクの設立
A-1-③　歯の細胞バンク認定医講習会の開催
A-1-④　歯の細胞バンクコーディネーター講習会の開催
A-1-⑤　日本歯科大学附属病院（東京）・新潟病院に歯の細胞バンク外来を開設
A-1-⑥　歯の細胞バンクの運営と現況
A-1-⑦　各種講演・シンポジウム、メディア等による啓発活動

Ａ－2．再生医療等安全性確保法への対応（1）

A-2-①　特定認定再生医療等委員会の設置の背景
A-2-②　日本歯科大学特定認定再生医療等委員会の認定
A-2-③　同委員会による歯の細胞バンク提供計画の審査・承認
A-2-④　同委員会の 3 年更新認定と教育研修

Ａ－3．再生医療等安全性確保法への対応（2）

A-3-①　細胞培養加工施設の設置の背景
A-3-②　日本歯科大学細胞培養加工施設（CPF）の建設と施設許可
A-3-③　CPF の管理・運営状況
A-3-④　CPF の 5 年更新申請と PMDA による書面及び実地調査

【概評】

再生医療の医療インフラになる細胞バンクの必要性に着目し、「歯の細胞バンク」を設立している。「歯の細胞バンク」の運用に当たっては、再生医療等安全性確保法に従い、「日本歯科大学特定認定再生医療等委員会」の承認及び関東信越厚生局による CPF の施設許可に基づき実施している。定期的に「歯の細胞バンク運営会議」を開催し、「歯の細胞バンク」及び細胞培養加工施設の円滑な運営を図っている。

「歯の細胞バンク認定医講習会」を通じて、認定医登録を希望する歯科医師並びに医師を認定医とするとともに、認定医をサポートする歯科衛生士、歯科技工士とも協同する「多職種連携」を実現している。

また、学会等での講演、シンポジウム及び紙上発表などの機会を通じて精力的に情報を発信しており、「歯の細胞バンク」及び再生医療に関する啓発活動に努めている。

「歯の細胞バンク」を設立し認定医制度や「歯の細胞バンク外来」を運用するなど、再生医療に貢献する独自の体制を整えており、今後の成果に期待したい。

「歯の細胞バンク」が対象とする再生医療を提供するための審査委員会として、日本の私立大学で初めて厚生労働大臣の認定を受けた「日本歯科大学特定認定再生医療等委員会」を設置している。

大学は認定委員会設置者として委員会の委員や事務を行う者に対して、厚生労働省から委託を受けた組織・団体が主催する教育研修会を開催し、委員会関係者の知識及び能力向上を図っている。再生医療等安全性確保法への対応が十分になされた特筆すべき取組みである。

再生医療等安全性確保法に基づき、歯科大学として初めて国の許可を得た細胞培養加工施設を生命歯学部に建設し、関東信越厚生局への手続き、調査及び報告等を適切に行っている。万全な管理体制のもとで適切に運営されており、今後の発展を期待したい。

基準Ｂ．在宅歯科医療に特化した無床歯科診療所（在宅ケア新潟クリニック）の開設と地域包括ケアで活躍できる人材の育成

Ｂ－1．在宅歯科医療に特化した無床歯科診療所（在宅ケア新潟クリニック）の開設と地域包括ケアで活躍できる人材の育成

B-1-①　新潟病院の在宅歯科医療における実績と社会貢献

B-1-②　在宅歯科医療の普及・拡充のための無床歯科診療所の開設

B-1-③　地域包括ケアで活躍できる人材育成のための教育・研修

【概評】

昭和 62(1987)年に日本歯科大学新潟病院で発足した全国歯科大学初の在宅歯科往診チームの実績を踏まえ、平成 26(2014)年に訪問歯科口腔ケア科として独立させた。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により対象患者を制限するとともに無料歯科検診は中止となったものの、令和元(2019)年度まで年間約 3,000 人に対する在宅歯科医療と継続的な無料歯科検診を実施し地域医療に貢献している。また、関係専門学会における高齢者歯科医療に関する研究発表や歯科医師会等における学術講演なども行っている。加えて、地域包括ケアにおける歯科の役割を示すとともに病診連携、診診連携あるいは行政との連携をサポートし、既に各地区で行われている訪問診療の後方支援的な役割を担うことを目的として、平成 30(2018)年に訪問診療に特化した無床歯科診療所「在宅ケア新潟クリニック」を新幹線燕三条駅近くに開設した。関係する郡市歯科医師会と良好な協力連携関係を確立し、後方支援病院として地元の基幹病院と協定を交わしたことにより診察圏を広げ、在宅歯科医療の普及及び拡充に努めている。また、多職種に向けて毎年講演を兼ねた報告会を行うとともに、地域の歯科医師会や医療福祉関係者の研修の場として開放している。加えて、新潟県内の各医療圏において設置された在宅歯科医療連携室の中核を担うことを期待される歯科医師や歯科衛生士を対象にプログラム研修の企画運営を行う

ことや、研修歯科医及び臨床実習生、新潟短大病院実習生の全員を複数回、訪問歯科診療や地域歯科保健フィールド実習に参加させ、治療や口腔内清掃、バイタルサイン測定を実施させるなど、地域包括ケアで活躍できる人材育成のための体制を整え、高い成果を挙げている。

基準Ｃ．国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェ（N-Cafe Angle）による教育と社会貢献

C－1．国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェ（N-Cafe Angle）による教育と社会貢献

C-1-①　認知症カフェ（N-Cafe Angle）開設の目的

C-1-②　認知症カフェ（N-Cafe Angle）の活動実績と教育効果

【概評】

平成 28(2016)年度から新潟生命歯学部において、1 年次の「プロフェッション」の授業で認知症サポーター養成プログラムを実践し、認知症サポーターのオレンジリングを配布した。加えて、次のステップとして、歯科医師を目指す学生が早い段階から高齢者やその家族と触れ合うことを目的に、平成 30(2018)年 12 月に「認知症カフェ(N-Cafe Angle)」を学内に開設した。国内唯一の歯科大学併設の認知症カフェとして特筆すべき取組みである。毎回チラシを作成し、ホームページ、学内数か所にポスターを展示するとともに、メディアでは新潟の地方紙でも取上げられている。カフェの企画及び運営は訪問歯科グルンドを中心にボランティア学生も参加して行い、認知症サポーターキャラバンメイト、認定心理士の認知症関連資格を持つ教員 3 人がアドバイザーとして協力している。カフェの開催は月 1 回を目標とし、平成 30(2018)年 12 月の第 1 回から令和元(2019)年 12 月まで毎月開催されている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大で中止、令和 3(2021)年度は 5 月にウェブ開催となったものの、参加者が回を重ねるごとに増加し、また、参加学生の満足度も高いことから、今後更なる拡充や発展が期待される。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 27(1952)年度
所在地　　東京都千代田区富士見 1-9-20
　　新潟県新潟市中央区浜浦町 1-8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
生命歯学部	生命歯学科
新潟生命歯学部	生命歯学科
生命歯学研究科	歯科基礎系専攻　歯科臨床系専攻

新潟生命歯学研究科	生命歯学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 26 日	実地調査の実施　　10 月 26 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 27 日	10 月 27 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

41 梅光学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

使命・目的、教育目的は学則等に具体的に明文化されており、簡潔に文章化されている。また、「キリスト教の信仰に基づく人格教育」という大学の特色についても、大学の使命・目的及び教育目的に反映され、学生便覧等に明示されている。また、使命・目的及び教育目的については、社会情勢等により適宜見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的の策定に当たっては役員及び教職員が関与・参画しており、諸行事やホームページ、学生便覧等を通じてそれらを学内外に周知している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を反映した使命・目的及び教育目的は、「BAIKO VISION」として中長期的計画に取りまとめられているとともに、それらを達成するための必要な教育研究組織も整備されている。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを学内外に周知し、入学者選抜も適切な体制のもとに実施・運用しており、その検証も行っている。

教職員による障がいのある学生への配慮も含めた学生への学修支援体制等を適切に整備・運営し、オフィスアワーも全学的に実施している。

学部教員、チューター及び職員の連携のもと、キャリア教育のための支援体制や就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。また、奨学金、課外活動、心身に関する健康相談などの支援体制も整備し、適切に行っている。

大学設置基準に基づく教育目的の達成のための校地、校舎、図書館等の施設設備を適切に整備し、バリアフリーの利便性にも配慮している。

学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善、あるいは施設・設備の改善等に反映している。

〈優れた点〉

○「留学生サポーター」「入学生サポーター（Buchi サポーター）」「図書館サポーター」という学生が学生をサポートする体制が整えられており、学生からも高評を得ている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

大学のスクールモットー及び建学の精神に基づいた教育目的を踏まえて定められたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを、学生便覧、大学案内、ガイダンス等を通じて学生に周知している。また、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程を体系的に編成・実施しており、単位認定基準や卒業認定基準、修了認定基準等はディプロマ・ポリシーを踏まえて明確に定められ、厳正に適用されている。

教授方法の工夫と改善を進める体制を整備しており、授業評価アンケートによって教授方法の改善も進めている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、「達成度自己評価システム」により個人の学修状況等が把握可能となっている。また、学修成果、就職状況等については大学運営会議、教授会等で報告し、教職員が情報を共有するとともにカリキュラム改革等にもつなげている。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備しており、使命・目的達成のための教学マネジメントも構築している。加えて、その遂行に必要な職員を適切に配置し、役割も明確化している。教授会は学長が招集し、教学上の意思決定が行われ、そのもとに学部会が構成されており、大学の意思決定の権限と責任は明確になっている。

設置基準に基づき、大学及び大学院に必要な専任教員を適切に配置し、教員の採用・昇任については関係規則に基づき、適切に運用している。また、関係規則に基づき、FD(Faculty Development)あるいはSD(Staff Development)研修会等を行っているほか、学外研修会への参加も促すなど、組織的な実施及び見直しが行われている。

研究環境を有効活用しているほか、研究活動については、資源配分に関する規則を整備するなどの支援を行っている。

〈優れた点〉

○「梅光学院教職員奨学金規程」を定め、教職員の業務知識・技術の修得に対して奨学金による援助を実施している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性については、法令にのっとり適切な運営を行っている。

使命･目的の達成に向けて意思決定を行う体制を整備しており､理事の選任や予算成立、事業計画の確実な執行など、理事会の運営も概ね適切に行っている。

理事会や大学運営会議など、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェック機能を果たし、適切に機能しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。監事・評議員の選任を適切に行い、その役割も適切に機能している。

中長期的な計画に基づく財務運営を行っており、安定した財務基盤も確立している。加えて、使命・目的及び教育目的の達成のための収支バランスが保たれ、外部資金の導入にも努めている。会計処理は、関係法令等に基づき適正に実施しており、会計監査体制も整備し、厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

中長期計画書の中で内部質保証に関する全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制も整備している。また、理事長も兼ねる学長のリーダーシップのもと、大学運営会議、「中長期計画推進本部会議」等が構成され、必要に応じて集約された意見を学長自ら理事会に諮るなど、内部質保証のための責任体制も明確になっている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、中長期計画をエビデンスとして定期的に行っており、その結果を学内で共有し、ホームページ等で学外に周知している。

三つのポリシーを起点とした内部質保証を機能させ、その結果を教育の改善・向上につなげようと努めている。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査結果を踏まえた、中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを機能させている。PDCA サイクルを平準化し、より円滑に機能することで、更なる内部質保証につながる。

総じて、大学は「キリスト教の信仰に基づく人格教育」を基本理念に、アクティブ・ラーニングの積極的な展開など、教育の質向上のための改善を前衛的に行っている。経営の安定化については、理事会、常任理事会を核に中長期計画を策定し、一定の成果を収めている。一方、内部質保証のための責任体制は、理事長、学長をはじめとする、機関の責任者により確立されているが、今後は、多くの教職員の意向をくみ取るなどの仕組みを再構築し、より一層 PDCA サイクルの確立と機能性を高めることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.学生の『社会人基礎力』涵養」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「The Learning Station CROSSLIGHT」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、教育目的、スクールモットーは学則、大学案内及び学生便覧に具体的に明文化されており、簡潔に文章化されている。また、「キリスト教の信仰に基づく人格教育」という大学の特色についても大学の使命・目的及び教育目的に反映され、学生便覧等に明示されている。教職員が情報共有する場となっている大学運営会議、学部会の毎月開催、常任理事会の隔週開催など、大学の諸課題に対して即応できる体制は整備され、その中で使命・目的及び教育目的についても社会情勢等により適宜見直しが図られている。

大学の個性・特色となるキリスト教信仰に基づく教育の理念は、細やかな学生対応や指導、宗教関連の授業や活動に反映されている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定については、常任理事会及び理事会の承認を要し、学則変更については大学運営会議、教授会及び理事会の承認を要するため、役員、教職員が策定に関与・参画している。また、入学式や学位記授与式等の諸行事、ホームページ、学生便覧、広報誌等を活用し、学内外にそれらを周知している。

「政策レビュー」を通じて、経営陣及び教職員が中期計画を共有し、中期計画の改訂及び次期中期計画の策定に使命・目的及び教育目的を反映している。中長期計画は「BAIKO VISION」として取りまとめている。

建学の精神を軸とした教育目的に沿った人材を養成するため、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映されており、また使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学案内、学生募集要項、ホームページ等で周知している。また、オープンキャンパス等においても、受験生や保護者に対する周知に努めている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を公正かつ妥当な方法により実施しており、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っている。

入学者選抜において、教育を行う環境確保のための入学定員及び収容定員に沿った学生数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「BAIKO VISION」において教職協働による学修支援体制に関する方針を明示している。実施体制としてチューター制度を導入し、教員が職員と連携することで、細やかな支援を行っている。また、SA(Student Assistant)制度やオフィスアワー制度を全学的に導入するなど、学修支援の充実を図っている。

学生相談室の臨床心理士資格を有するカウンセラー及び教職員により、障がいのある学生の入学後の支援が適切に行われている。

授業への出席不良者に対しチューターが連絡を取り、個別指導を施し、必要に応じて保護者との個別懇談会を実施するなど、中途退学、休学及び留年への対応は適切かつきめ細かく行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア関連の授業科目の開講や進路について考える機会となるイベントが実施され、

教育課程内外を通じてキャリア支援体制が整備されている。また、学部の教員あるいはチューターと職員が情報共有し、教職協働での綿密な進路支援が行われている。

航空会社のグループ企業との連携での「エアラインプログラム（エアリアル）」や、行政機関との連携での「山口県教師力養成プログラム」「北九州教師養成みらい塾」に学生を参加させるなど、多様な進路選択に対応した支援をしており、就職率は長年の間、高水準で推移している。また、学内ワークスタディ「うめワークスタッフ」を行い、職業観の養成に取組んでいる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については学生支援組織の生活支援チーム及び奨学金チームにて対応し、適切に機能している。学生の課外活動に対する支援は、学生支援組織の課外活動支援チームが行っている。学生の身体や健康の相談等については保健室、心のケアについては学生相談室「学生こころの相談室」を整備し、対応している。また、教職員の支援だけではなく、学生が学生をサポートする体制も整えている。

独自の奨学金制度を設け、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

○「留学生サポーター」「入学生サポーター（Buchi サポーター）」「図書館サポーター」という学生が学生をサポートする体制が整えられており、学生からも高評を得ている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、校地・校舎等の施設・設備を整えている。また、教育目的達成のための実習施設や図書館の環境を整備し有効に活用している。また、全館での無線 LAN の導入や施設・設備の車椅子対応といったバリアフリーへの配慮、耐震基準への対応など、

利便性や安全性に配慮している。

授業を行う学生数は、受講者数と授業内容に合わせて適切に調整・管理しており、教育効果を十分上げられる体制を整備している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学期ごとに授業評価アンケートを実施し、その結果を教務システムにて公開するなど、学生の意見をくみ上げるシステムは適切に整備され、学修支援の体制改善等につなげようとしている。

入学時に行う健康調査から「健康調査一覧票」を作成して学生の健康管理を行い、大学事務局と情報共有するなど、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析に努めている。

新校舎建築時に「北館ワークショップ」を実施し、教職員のみならず、学生もそれに参加し意見聴取する場を設けるなど、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げるシステムは適切に整備され、学修環境の改善等につなげようとしている。また、年１回は学長が学生の代表から意見を聞取る機会を設けている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学のスクールモットー及び建学の精神に基づいた教育目的を踏まえ、文学部と子ども学部で同一のディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシーは、学生便覧やシラバス、ホームページ、大学案内、履修ガイダンス、新入生オリエンテーション等を通じて周知している。

シラバスにおける授業計画や成績評価方法の記述内容に一部問題が見られるものの、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準や卒業認定基準、修了認定基準等が明確に定められ、学生便覧等で周知し、厳正に適用されている。

卒業判定については教授会で審議された上で学長が決定している。

〈参考意見〉

○シラバスの「成績評価の方法」について、一部の科目で授業の出席率や出席状況の記述があり、実際の成績評価の運用と異なっているため、見直しの検討が望まれる。

○文学部と子ども学部のディプロマ･ポリシーについて､同一の内容で定められているが､学位名称及び教育研究の目的が異なることから、それらを踏まえて、ディプロマ・ポリシーも学部単位で制定することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づいた教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを学部ごとに定めている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに一貫性は確保されていないが、カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し、1 年次から 4 年次までの学部ごとのカリキュラムマップを作成し、学生便覧等を通して学生に周知している。

シラバスについて､一部科目で記載漏れなどの不備があるが､概ね適切に整備している。年間の履修可能な単位数の上限を高く設定している。三つの領域に分類された教養科目が用意されており、カリキュラム・ポリシーに沿って教養教育を実施している。

計画的に FD 研修会が実施され、教授方法の工夫と改善を進める体制を整備している。また、授業評価アンケートによって、授業内容等の改善を進めている。

〈参考意見〉

○年間の履修可能な単位数の上限を高く設定しているため、単位制度の実質を保つ上限の見直しが望まれる。

○シラバスにおいて授業計画が未記載の科目や、成績評価基準や割合が未記載の科目、誤った記載内容の科目などが一部に見られるので、チェック体制を強化して整備することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生は「達成度自己評価システム」によって、各自が履修した科目の学修到達目標の達成度を自己評価できるようになっている。学修成果の評価尺度・指標を明確に定めて点検するための全学的な体制は整備されていないが、学生の学修状況、学修成果、資格取得状況、就職状況などについて調査し、その結果を学部会、大学運営会議、教授会などにおいて報告し、教職員が状況把握に努めており、それらをもとにカリキュラムの改革を行っている。

卒業生アンケートでは学部・学科での学修、資格取得、就職・進路との関連を調査し、その結果に基づいて教育活動の改善につなげている。授業評価アンケートが学期の中間でも実施され、改善要望等をフィードバックして後半の授業の改善等につなげており、学修指導等の改善へ向けての点検、評価のサイクルに努めている。

〈改善を要する点〉

○学修成果の評価尺度・指標を定めて点検するための全学的な体制の整備をするよう改善が必要である。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長、学長補佐を置き、教学担当、学生支援担当、教育改革担当等の役割を設定して権限を分散化し責任を明確化することによって、大学の意思決定を行っている。また、副学長、学長補佐、各学部長、事務局長、総務部長等の教員及び職員の役職者で構成する大学運営会議を毎週開催して、常に課題を共有するとともに、学長が判断・決裁をスピーディーに行い、リーダーシップを発揮しやすいものとしている。

教授会は学長が招集し、教学上の意思決定が行われており、学部会は毎月開催され、幅広く教学に係る課題が議論されるなど、大学の意思決定及び教学マネジメントが適切に機能している。また、事務組織について、指示命令や意思疎通、情報共有が十分に機能するよう組織改革し、必要な役割と職員を配して、教学マネジメントを支えている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、それぞれの設置基準の定めに従って、必要専任教員数及び教授数を充足しており、教育目的及び教育課程に即した教員を適切に配置している。教員の採用は「梅光学院大学教員選考に関する手続」に基づいて運用し、また、教員の昇任は「梅光学院大学昇任規程」「梅光学院大学昇任規程に関する内規」及び「梅光学院大学教員等級制度規程」等に基づいて適切に運用している。

FD について、年に複数回、研修を実施しており、内容も教育内容の工夫改善につながるものや倫理、財務理解といった多岐にわたるものとしており、教育内容を工夫、開発していくことについて、全体で考え研さんする機会を十分に設けている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「梅光学院研修規程」を定め、定期的な新任教職員研修や職員を対象としたSD研修会を行っている。また、「大学マネジメント研究会」や「キリスト教学校教育同盟」などの学外の組織が開催する各種研修会にも定期的かつ積極的に職員を派遣しており、教職員の業務知識・技術の修得に対して奨学金を貸与するなどの援助も行っている。加えて、全体朝礼を週に一度実施して日頃の業務で考えたことや学んだことなどを発表する機会を設けているなど、職員の資質・能力向上のための研修を組織的に実施している。

〈優れた点〉

○「梅光学院教職員奨学金規程」を定め、教職員の業務知識・技術の修得に対して奨学金による援助を実施している点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目4-4を満たしている。

〈理由〉

高等教育における教授法や教育課程、教育評価等に関する調査・研究を行う「高等教育開発研究所」を設置するなど、研究環境を整備し有効に活用している。

また、「梅光学院大学補助金等不正防止対策要綱」などを整備し、研究倫理についてのFD研修会を実施するなど、研究倫理の確立に努めている。

学術的・学際的研究を奨励するための「梅光学院学術研究費助成」や教育改革活動を行うための「梅光学院大学教育改革推進奨励金」、学術図書出版に関する経費を助成する「梅光学院学術図書出版に関する助成」制度を設けるなど、資源配分に関する規則を整備して研究活動への支援を行っている。

基準5. 経営・管理と財務

【評価】

基準5を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法令を遵守して組織運営を行っており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、5 か年の中長期計画を策定し、3 か月ごとに進捗度を全学的に確認するなど、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

危機管理に関するマニュアルが未整備ではあるが、交通安全・防犯講習会の実施、関係法令に基づいた消防設備や AED の設置などの安全対策を講じている。避難訓練については、比較的短時間で防災意識の啓発が可能な「シェイクアウト訓練」を代替措置として行っている。また、毎月地域清掃を行うなど、環境への配慮も行っている。ハラスメント防止対策委員会を設置し、関係規則を整備している。

私立学校法その他の法令で指定されている情報の公表について、教育情報及び財務情報として全てホームページで適切に公表している。

〈参考意見〉

○危機管理体制整備の一環として、危機管理に関わるマニュアルを早急に策定することが望まれる。

○防災訓練としてシェイクアウト訓練は実施しているが、避難訓練の実施ができていないので、危機管理の一環として、実施することが望まれる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に則して、理事会を最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事会を補佐する体制として常任理事会を設置している。常任理事会は原則隔週で開催され、理事会又は評議員会へ付議する事項、理事会決定事項の執行に関すること、日常業務の執行に関すること等について協議している。また、「政策レビュー」の機会を通じて、法人ないし大学の課題等について自由に意見交換を行っている。常任理事会や「政策レビュー」には監事も出席し、トップマネジメント層において課題が共有されており、使命・目的の達成に向けて意思決定が適切に機能するよう組織体制を整備している。

理事の選任や予算成立、決算の確定については適切に行われ、毎年度の事業計画は中長期計画のもとに策定し、進捗度を常に検証しながら履行している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、評議員会、常任理事会が一体となり、意思疎通と連携役を担う大学運営会議を置くことで、法人と大学の相互のチェック機能を果たしている。理事長をトップとして、理事会、評議員会、常任理事会、大学運営会議などを構成し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。

監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っており、監事の理事会及び評議員会への出席状況も良好で、会議では意見を述べている。また、評議員の選任及び評議員会の運営について、決算及び事業の実績報告の運用に一部不備があるが、寄附行為に基づき概ね適切に行われており、評議員の評議員会への出席状況についても良好である。

〈改善を要する点〉

○決算及び事業の実績について､理事会において審議を行い､評議員会への付議事項とし、評議員会での審議後、理事会において承認可決しているが、私立学校法第 46 条に基づき、理事会での承認後、評議員会に報告し、意見を求めるよう改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

生徒・学生の確保、経費支出の見直しなど財政状況改善に向けた分析も行いながら、人件費比率も改善されてきており、「BAIKO VISION」等の中長期的な計画に基づく財務運営に努めている。

また、近年の安定した学生確保や遊休資産の積極的処分などにより、安定した財務基盤の確立に向けて努力しており、併設の中学・高等学校の定員未充足による収入減に対しては、大学の定員数増加及びこれに伴う入学者数の増加により、法人全体としての収入と支出のバランスは保たれている。また、平成 30(2018)年度に「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1・タイプ 4)」に選定されるなど、私立大学等経常費補助金をはじめとした外部資金導入の努力も行っている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や「梅光学院経理規程」「梅光学院経理規程取扱要領」「学校法人梅光学院資産運用規程」等の経理に関する規則に基づく会計処理を適正に実施している。また、クラウドによる決裁システムを導入するなど、より迅速な決裁に向けて努力をしている。予備費で対応できないものなど予算とかい離がある決算額の科目については、必要に応じて補正予算を編成している。

監査法人による理事会の議事録や取引証ひょう、会計帳簿、月次決算書類及び年度末決算書類などを対象とした会計監査と、監事による学校法人の業務及び財産の状況についての監査を行っており、会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画「BAIKO VISION」を策定し、その中で内部質保証に関する全学的な方針が明示され、具現化に向けて努めている。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として、理事会、常任理事会、大学運営会議、中長期計画推進本部会議、経営企画部、大学事務局等を整備している。

理事長も兼ねる学長のリーダーシップのもと、大学運営会議、中長期計画推進本部会議、常任理事会等が構成されており、必要に応じて集約された意見を学長自ら理事会に諮るなど、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、「BAIKO VISION」を指標として行っている。また、「BAIKO VISION」の進捗状況確認等により、エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的に実施し、理事会、中長期計画推進本部会議、常任理事会等で報告されるとともに、評価結果については学内で共有され、かつホームページ等にて公表している。

現状把握のための十分な調査・データの収集・分析を行う組織として、法人事務局に経営企画部を設置している。また、学修面において IR の集計結果をもとに成績不振による留年あるいは退学の可能性がある学生の早期把握に努めており、現状把握のための十分な調査・データの収集・分析可能な体制は整備されている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

経営企画部を中心としたデータの収集・分析により、三つのポリシーを起点とした内部質保証が多面的かつ総合的に行われており、その結果を教育の改善・向上につなげようと努めている。また、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査結果を踏まえた、中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは概ね機能しているが、学修成果の点検・評価体制、理事会・評議員会の運営方法について改善を要する事項があり、早急な対応が求められる。

「達成度自己評価システム」「卒業生満足度アンケート」「授業評価アンケート」などの集計結果をもとに、履修指導、教育活動の改善、授業改善等につなげている。

学修面においては、カリキュラムマップを作成し、ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の実現に向けた質の向上に努めており、施設面においては、アクティブ・ラーニング型の授業推進あるいは教育のデジタル化に対応させるなど、教育活動の発展・充実に努めている。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価体制、理事会・評議員会の運営方法について改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性に問題があるため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．学生の「社会人基礎力」涵養

A－1. グローバル化する現代社会に対応できる学生の「社会人基礎力」涵養

A-1-① 授業を通じて学生の「国際性」及び「社会人基礎力」の涵養を行っている

A-1-② 授業以外の機会を通じて学生の「社会人基礎力」の涵養を行っている

【概評】

建学の精神を実現するために掲げられた「コミュニケーション能力」「国際性」「デザイン力」を身に付けられるように独自の教育を行っている。

毎年、数多くの学生の海外派遣と外国人留学生の受入れを行い、TOEIC(R)の受験を奨励、推進していることから、受験者数の増加と全体のスコア平均の向上を着実にもたらしている。こうした国際的な交流による学びや英語教育に力を入れる取組みは外部からも高い評価を得ている。

令和 2(2020)年度は、コロナ禍においても国内情勢と受入れ先の状況を見据えつつ、マレーシアへの派遣を実現している。また、コロナ禍で制限される国際化プログラムに対応するため、オンラインでの交流会など新たな試みも実施・検討している。

一方、社会人基礎力の育成を目指した取組みとしては、3 年次のゼミナールにおいて、県内の地元企業・団体と連携して課題解決プロジェクトの企画・立案の段階から実践まで行うアクティブ・ラーニング型の授業があり、学生のコミュニケーション力やデザイン力を高めるというディプロマ・ポリシーの実現にも直結する特色ある科目となっている。また、授業以外の場においても、経済的に就学困難な学生を対象にして、30 以上の学内の補助的業務を行う「学内ワークスタディ報奨事業」を立上げ、学生に経済的支援を行い、職業意識や責任感、向上心といった社会性醸成の基礎力を身に付ける機会を設けている。この事業の成果は、経験した学生の高い就職率にも如実に表れている。また、航空関連企業と連携協定を結んで提供されている学内講座と実務体験のプログラムは、ビジネスマナーやサービス業務等を体験的に学びながら、社会人基礎力やコミュニケーション力の向上に資する機会となっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「The Learning Station CROSSLIGHT」

CL は、平成 31（2019）年 3 月竣工した本学校舎の呼称であり学生・TS・MS の公募によってその名称が決められた。命名に際しては、外光（light）を多く取り込み、人々がこれまで以上に交流（交差）する（cross）という校舎の特長に加え、キリスト教のシンボルである十字架（cross）と本学のスクールモットー「光（light）の子として歩みなさい」への想いが込められている。また、本施設のコンセプトは下記の通りである。

Concept 1「光と風と人が交錯するオープンな空間」：教室や廊下の区別を極力なくし、各空間を連続体としてゆるやかに連ねた設計。活発な導線を生み出し、人と人との多様な交流の実現をめざしている。また、自然の光や風を取り込めるように設計された心地よい空間デザインとなっている。

Concept 2「自分で考え、新しい価値を生み出していく力を育む場」：将来の予測が困難な時代を生き抜くためには、すでに存在する「正解」を見つけるのではなく、自分で考え、新しい価値を生み出していく力が求められる。本校舎は学生たちのそうした力を育むため、体験・経験を重視した学びを可能にする。

Concept 3「教職協働のフリーアドレスオフィス」：「教職協働（TS と MS が一体となって学生を育てる）」の観点から、校舎１階のフリーアドレスオフィスで、TS・MS がともに学生を育てる。

以上のコンセプトで設計・施行された本校舎であるが、令和元（2019）年 11 月の本学「政策レビュー」において、本学 TS・MS より下記のような発表が行われ、学生の教育面や TS・MS の働き方等において一定の成果が見られている。

【政策レビューでの主たる評価項目】
・授業における変化（TS アンケート）：①プレゼンの機会や方法、②GW の機会や方法、③授業の展開や方法／空間の設定や方法
・働き方における変化（TS アンケート）：①TS 間の連絡／連携、②MS との連絡／連携
・働き方における変化（MS アンケート）：TS&MS との距離が近くなった、②学生との距離が近くなった

また、本校舎竣工後には多くのメディアに取り上げられており、更に、「第 15 回日本ファシリティマネージメント大賞」の特別賞（教職協働で学生を育てる、大学における新しいワークプレイス）を受賞、また卓越した改革の取組みを対象とする「THE アワードアジア 2020」（「THE（Times Higher Education）」）の「組織の活性化」カテゴリにおいて日本から唯一最終選考にノミネートされる等、各方面から注目を集めており、ブランディング面での価値向上等、本学経営的にも大きな影響をもたらしている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　山口県下関市向洋町 1-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
文学部	人文学科
子ども学部	子ども未来学科
文学研究科	日本文学専攻　英米文学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 4 日	実地調査の実施　　11 月 4 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 5 日	11 月 5 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

42 函館大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「学園訓３カ条『報恩感謝』『常識涵養』『実践躬行』を具体的信条として、知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的とする。」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的は明確かつ簡潔に文書化され、教育目的は、「教育目標（具体的人間像）」として、社会のニーズを踏まえ、見直しを行っている。

法人及び大学の使命・目的、教育目的を達成するために法人経営幹部のみならず各設置校職員も参画する運営協議会において中期経営計画を策定している。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等において周知している。入学者選抜は、各入試区分においてアドミッション・ポリシーに対応した選抜方法により、適切に実施されている。また、入学者選抜の検証は、入学者選抜区分ごとの追跡調査を踏まえて「AO 会議」、入試委員会により改善され、適切な体制のもとで行っている。

学修支援体制は、履修指導、授業支援、サポートを要する学生への支援、就職支援などを教職協働により整備している。

また、学修環境を適切に整備し、有効に活用している。

〈優れた点〉

○「推薦系」に学力試験を課し、「試験系」に面接試験を課すという入試方法を採用しており、入学者の学力をより正確に把握することで、画一的ではない入学前教育の実施や入学後のきめ細かなリメディアル教育の実施につながっている点は評価できる。

○「入学前相談書」制度に基づいて、健康に不安のある学生、サポートを要する学生に対応する「チーム支援会議」が、教員、職員のみならず臨床心理士、看護師を含めて構成され、学修支援を実施している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用しており、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。

また､履修登録単位数の上限の設定をするなど､単位制度の実質化の工夫を行っている。
学修成果の点検・評価は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた大学独自のアセスメントテスト、学修行動調査、就職先企業からの評価などを通じて行っている。

「基準４．教員・職員」について

学長室が組織され、副学長を配置し、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。加えて、学長、副学長、学部長、各部長、FD 委員長、IR 委員長、事務局長、課長などを構成員とする「教育改善会議」を設置しており、教学マネジメントは適切に機能している。
専任教員は、設置基準に基づき、教育研究上の目的を達成するために配置している。職員を適切に配置し、教員と協働して、役割を明確にしながら業務に当たっている。資格取得支援制度を整備して職員のキャリア形成支援を促進している。
研究倫理に関しては、不正防止対策に関する基本方針を定め、内部監査委員会による実地調査を行い、厳正な運用に努めている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については寄附行為、就業規則に則して、適切な運営を行っている。
理事会は年 8 回程度開催しており、最高意思決定機関として機能している。また、理事長が学長を兼任しており、大学の意思決定を法人・大学の各会議に適切に伝えることが可能となっており、各管理運営機関の意思決定を円滑に行っている。
加えて､理事長と各学校教職員の意見交換の場として運営協議会･所属長会議を設置し、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを構築している。
監査法人、監事、内部監査委員会の三様監査体制を整備しており、監査を厳正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「自己点検評価実施規程」に基づき自己点検・評価委員会を設置し、学則に教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとすると定めている。
大学の自己点検･評価は､法人の事業年度のサイクルの中に位置付けられており､PDCA サイクルの機能及びスケジュールを明確にし、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。
自己点検・評価の結果は毎年、自己点検評価報告書にまとめ、ホームページに公表し、教職員へは SD(Staff Development)研修会にて説明している。
内部質保証への取組みとしては、全学的な方針を明示し、組織として「学長室」「部長会議」「教育改善会議」「自己点検・評価委員会」「IR 委員会」を設置している。

総じて、使命・目的及び教育目的の達成のため､「学園訓 3 カ条」に基づき、学修支援体制及び学修環境を整備し、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成して

いる。また、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を整備し、理事長が学長を兼務していることから各管理運営機関の意思決定を円滑に行っている。内部質保証は、自己点検・評価を法人の事業年度のサイクルの中に位置付け、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「学園訓 3 カ条『報恩感謝』『常識涵養』『実践躬行』を具体的信条として、知・情・意の円満にして高度に発達した人材を育成することを目的とする。」という建学の精神に基づき、学則第 1 条に、「北海道開発及び産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満な人格の持ち主としての職業人を養成することを使命とする。」と明確かつ簡潔に文書化している。

教育目標（具体的人間像）は、大学の個性・特色を反映し、平成 18(2006)年度に策定され、社会のニーズを踏まえ、教育課程の大幅な改正を行うに当たり、平成 25(2013)年度に見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の使命・目的及び教育目的を達成するために法人経営幹部のみならず、各設置校職員も参画する運営協議会において、中期経営計画を策定している。

使命・目的及び教育目的は、教職員には「学園手帳」、学生には「キャンパスガイド 2021 学生生活の手引き」を配付し、学外に対しては広報誌、ホームページにより周知している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的、学科が定める教育目的に基づいて作成しており、「教育改善会議」において見直し改訂を行っている。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、商学部商学科、附属図書館、地域総合研究所を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、受験ガイドやホームページ等において明示している。また、オープンキャンパス、高校訪問、進学相談会等で説明するなど、適切に周知している。

各入試区分において、アドミッション・ポリシーの各項目に対応させた選抜方法を採用しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を適切に実施している。また、入学者選抜区分ごとに入学後の学修状況等の追跡調査を行い、「AO 会議」、入試委員会で検討し、AO 入試廃止や推薦系入学者選抜での学科試験、試験系入学者選抜での面接の導入などに見られる改善を行っており、入学者選抜とその検証を適切な体制のもとで実施している。

学生受入れ数は改善し、入学定員に沿った適切な学生数を維持している。

〈優れた点〉

○「推薦系」に学力試験を課し、「試験系」に面接試験を課すという入試方法を採用しており、入学者の学力をより正確に把握することで、画一的ではない入学前教育の実施や入学後のきめ細かなリメディアル教育の実施につながっている点は評価できる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

履修指導、出席状況の把握と管理、SL(Study Log)シートの活用による授業外学修時間の把握と指導、リメディアル講座、キャリア科目や基礎教養科目での職員による授業支援、実習科目での「地域連携コーディネーター」の採用など、教職協働による学修支援体制を整え、運営している。

障がいのある学生、サポートを要する学生には「入学前相談書」の提出により、「チーム支援会議」において入学前から学生の状況等を共有し、対応策を協議し、配慮を行っている。兼任教員を含むオフィスアワーを全学的に設定し、ピア・サポートセンターや TOEIC サポーターを活用した教職協働による学修支援を行っている。

〈優れた点〉

○「入学前相談書」制度に基づいて、健康に不安のある学生、サポートを要する学生に対応する「チーム支援会議」が、教員、職員のみならず臨床心理士、看護師を含めて構成され、学修支援を実施している点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制として、「キャリア開発課」「就職委員会」を設置している。1 年次前期必修科目「キャリア・デザインと自己実現」において、大学での基本的な学び方を指導し、1・2 年次必修科目「商学実習」及び 3・4 年次必修科目「専門ゼミナール」の担当教員が個別面談を実施し、助言と指導を行っている。また、大学独自のインターンシップを実施し、就職活動における学生に対して、宿泊費の一部負担、交通費の割引といった経済的支援も行っている。大学は、教育課程内外を通じ、就職に対する学生のニーズに沿った相談・助言を行う支援体制を整備し、運営している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活に関しては、学生部、学生委員会、学務課が連携して対応し、健康に関しては、保健室が対応している。また、心的支援や障がいのある学生への支援に関しては、「チーム支援会議」とピア・サポートセンターが対応しており、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、機能している。そして、外部奨学金のほかに、大学独自の給付型・貸与型奨学金制度を設け、多くの学生が利用している。加えて、学生寮及び学生宿舎、アルバイト情報の提供及び函館大学学友会による学生の課外活動への支援など、学生生活の安定のための支援を適切に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を十分に満たす校地、校舎等の施設を適切に整備し、有効に活用しており、快適な学修環境を提供している。

図書館は、開館時間を含め十分に利用できる環境が整備されている。また、ICT（情報通信技術）施設として情報処理室を設置し、パソコンを配備し、授業で使用していない時は、学生に開放しており、学内無線 LAN も構築している。

施設・設備については、バリアフリー化が完了しており、耐震診断を実施し、耐震工事の必要なところについては、工事を終えているなど、利便性・安全性を確保している。

また、クラスサイズは、教育効果を上げるのに十分なサイズで運用されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修行動調査、授業評価アンケート等を通じた学生の意見・要望の聴取、TOEIC Bridge(R)テスト等による学生の能力の把握など、学生への学修支援に必要な情報を収集するシステムを適切に整備し、これらの調査結果の分析から資格試験等への支援や課外講座の実施を講じるなど学修支援体制の改善に反映している。

「入学前相談書」制度や臨床心理士による個別面談、保健室での健康相談を通じて学生の心身の状況について把握し、支援が必要な学生に対応する体制を整えている。また、独自の奨学金制度など、学生の意向をくんだ経済的支援体制を整えている。

学生生活満足度調査や学生代表からの意見の聴取を通じて、施設・設備に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、トイレの改善や無線 LAN 環境の改善に生かすなど学修環境の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、「学生生活の手引き」やホームページで周知している。

「函館大学コモンルーブリック」をはじめ、「商学実習」担当者がルーブリックを作成して、学修の到達目標を明示している。そして、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修得単位数や GPA(Grade Point Average)などを基準とする「卒業要件・進級要件・退学等に関する規則」を策定し、「学生生活の手引き」において周知している。

また、4 年次に学生が作成する卒業論文について、中間報告会での発表を必須とするなど、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、「学生生活の手引き」やホームページで周知している。また、カリキュラム・ポリシーは、「知識」「技能」「態度」という三つの観点から策定したディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

教育課程については、「企業経営コース」「市場創造コース」「英語国際コース」の三つのコース別科目配当表を作成するなど、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成されている。

シラバスは、全科目について整備されている。履修登録単位数の上限の設定をするなど、単位制度の実質化の工夫を行っている。

基礎教養科目は、一般教養科目と基礎技能科目に区分して適切に実施されている。

また、地域課題を取上げて、その解決のための学修活動成果について、プレゼン大会を実施・評価するなど、アクティブ・ラーニングの一層の高度化へ工夫を行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた大学独自のアセスメントテストとして、1 年次から 3 年次にそれぞれ「共通課題Ⅰ」「共通課題Ⅱ」「共通課題Ⅲ」を課して、学修成果の確認を行っている。4 年次には、学修の具体的成果物として位置付けている卒業論文の作成を課している。また、学修行動調査、TOEIC(R)や簿記などの資格取得状況、就職先企業からの評価、SPI 適性検査やジェネリックスキル測定テストなどの外部機関による評価などを通じて、学修成果の点検・評価を行っている。

学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などを「函館大学アセスメント・ポリシー」として定め、これをもとに三つのポリシー、教育環境及

び教育方法の検証と改善にフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長室を組織していることに加えて、副学長を配置することで、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制となっている。また、学長、副学長、学部長、各部長、FD 委員長、IR 委員長、事務局長、課長などを構成員とする「教育改善会議」を設置し、教学マネジメントを構築している。

これらの仕組みによって、学長、教授会等の権限の分散と役割、責任の明確化がされ、教学マネジメントが適切に機能している。また、教授会の役割は、学則に正しく定められるとともに、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長はあらかじめ定め、周知している。

職員は、適切に配置され、教員と協働して、役割を明確にしながら業務に当たっている。そして、職員にも分野により教員と同権限を与え、業務を推進している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、必要な専任教員数を確保するとともに、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置している。採用については、必要な専攻科目を教務委員会、教授会で決定し、理事長の承認を得た後、教授のみによる「審査会」において募集手続きを

規則に基づき公募によって実施しており、昇任については、「函館大学教員の任用および昇格選考基準」に定めている。

また、学長直轄の特別委員会として、FD 委員会を設置し、活動している。その成果を全ての授業に生かすべく、シラバスには「アクティブ・ラーニングの内容」という項目を設けている。加えて、付属校との連携授業公開も行っており、これは高校・大学双方の教育の質的向上が期待できる事業となっている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会の目的を職員の業務専門知識の深化にとどまらず、高等教育を取巻く最新の情報も取入れた戦略的な企画能力向上と明確に定め、テーマも大学運営に資するものとし、各年度初めに策定される SD 研修会実施計画をもとに、定期的、継続的に開催するなど、職員の能力開発に取組んでいる。

また、職員には外部研修の参加を促すとともに、資格取得支援制度を整備して、職員のキャリア形成支援を促進している。

なお、平成 28(2016)年度には、全職員対象に人事評価制度が導入され、評価結果を賞与に反映している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には、一人一室の研究室を確保するとともに、備品等も大学側が用意するなど、研究環境を適切に整備している。

研究倫理に関しては「函館大学・函館短期大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針」を定めホームページに公開し、研究倫理 e ラーニング受講や研修会などで周知を図っている。

研究費については、専任教員へ一律に配分すると同時に、学長裁量経費は研究面も対象とし、外部資金獲得のための研究支援室を常設するなど、研究支援体制を整備している。

公的研究費等の不正防止対策として、公的研究費管理委員会への科学研究費助成事業申請、決裁、内部監査委員会による受給者に対する年 4 回の実地調査を実施するなど、厳正な運用に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為、就業規則に則して、適切な運営を行っている。公益通報については、通報者保護も含んだ「学校法人野又学園公益通報者保護規程」を策定し運用している。

使命・目的を実現するために、規則に則して自己点検・評価を行い、部長会議や学長室の設置など管理運営体制を強化し、継続的な取組みを行っている。

また、自然災害に対応する危機管理マニュアルを整備し、危機管理体制を整えている。ハラスメントについては、「学校法人野又学園ハラスメントの防止等に関する規程」及び「函館大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、それら規則のもと方針を定め、研修を行うなどして防止に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事は、外部理事 2 人を含め計 9 人で構成され、寄附行為に基づき適切に選任されている。理事会は、年 8 回程度開催されており、理事・監事の出席率は高い。また、事業計画、事業報告、予算、決算、主要人事等決定権限事項に関わる審議を行っており、最高意思決定機関として機能している。

理事長は、法人の設置校を自ら視察するなどして、各責任者等とよく意見交換を行って

いる。加えて、設置校から毎年度上半期及び下半期に提出のある事業計画の遂行状況に関する報告書を確認することで、理事会の業務決定に基づく業務執行の状況を把握することに努めている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

各会議組織を合理的に配置し、大学の内部統制を学長ができるように整えているとともに、法人の内部統制は理事長ができるように整えている。現状、理事長が学長を兼任しており、大学の意思決定を法人・大学の各会議に迅速かつ正確に伝えることが容易になっている。

監事、評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。監事は、令和 2(2020)年度、全ての理事会に参加しており、評議員の会議への出席も概ね良好である。

加えて、理事長と各設置校教職員の意見交換の場として、運営協議会・所属長会議を設置し、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを構築している。

〈参考意見〉

○監事による業務監査を適切に実施しているが、令和 2(2020)年度の監査報告書には、「理事の業務執行」に関する文言がなかったため、記載することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人野又学園経営改善計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」において、教育活動収支の黒字維持を目標に掲げる中で、大学は減価償却費の負担が大きく、早期の経常収支黒字化は困難ではあるが、安定的な入学定員の確保、改革総合支援事業などの補助金獲得に向けてさまざまな施策を実行し、直近 3 年度は確実に収支の改善を図っている。なお、法人全体の財務状況の安定性は確保している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
学校法人会計基準に基づき、「学校法人野又学園経理規程」「学校法人野又学園経理規程施行細則」などの規則を定めるとともに、平成 27(2015)年度には財務会計システムを入替え、大学の経理処理本部集中も段階的に実行し、適正に会計処理を実施している。また、学校法人会計基準に基づく計算書類も適切に作成し、開示している。
監査法人、監事、内部監査委員会の三様監査体制を整備しており、三者の協議も十分に行い、各監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」に基づき自己点検・評価委員会を設置し、学則第 2 条において、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとすると定めている。
加えて、内部質保証に関する全学的な方針を毎年度当初に学長が所属長方針として明示し、内部質保証の恒常的な組織として、「学長室」「部長会議」「教育改善会議」「自己点検・評価委員会」の四つの組織を置き、これらの組織の議長・委員長を学長が担っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】
基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の自己点検・評価を、法人の事業年度のサイクルの中に位置付け、PDCA サイクルの機能、スケジュールを明確にし、毎年、各担当部署及び各委員会等により実施した調査・分析などのエビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

加えて、自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会において、毎年、自己点検評価報告書にまとめ、ホームページに公表し、教職員へは SD 研修会にて学長より説明している。

また、エビデンスに基づく教学改革が重要であるという認識から、平成 27(2015)年度に IR 委員会を設置し、学修行動調査、学生生活満足度調査、ジェネリックスキル測定テストの実施・データ収集を行っており、各部署において収集・集計したデータについても必要に応じて相互に共有している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証として、ディプロマ・ポリシーに関しては、授業科目とディプロマ・ポリシーの項目との対応を明らかにした「カリキュラム・マップ」を作成し、ディプロマ・ポリシーに掲げている「知識」「技能」「態度」についての到達度を測る質問を学修行動調査で行っている。カリキュラム・ポリシーに関しては、データに基づく学修成果の評価による教育内容・方法及び教育課程編成の見直しが行われ、アドミッション・ポリシーに関しては、入学者選抜で得られるデータを入学後の学修状況と比較し、入試改革を行っている。

また、前回受けた大学機関別認証評価の結果等を踏まえた中長期計画に基づき、収容定員充足率は改善している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域貢献

Ａ－1. 地域から必要とされる大学づくり

A-1-① 地域貢献の理念が明確であるか

A-1-② 卒業生が地域において貢献しているか

A-1-③ 地域の他の教育機関との連携がとれているか

A-1-④ 地域課題に取り組んでいるか

【概評】

法人は、経営理念として「社会貢献機能」を明確にし、「函館大学」を含め 9 校を函館市内に設置して、地域の総合学園として教育研究の向上に取組んでいる。

大学の卒業生のうち北海道内に就職する者の割合は 45.6%となっており、地域を支える人材を育成している。

函館私学振興協議会に加盟して、学長が団体の長として貢献しているほか、国公立大学を含む函館市内にある高等教育機関等と「キャンパス・コンソーシアム函館」を組織して、各種事業を共同で実施している。

地域連携として、函館市及び北海道中小企業家同友会函館支部と相互協力協定を締結している。函館商工会議所と市民向け講演会の共同開催なども行っている。また、地域課題の解決を目的とする授業科目を設定し、学生によるグループワーク、地元産業界での調査活動、分析、プレゼンテーションを実施するなど、地域の課題に積極的に取組んで成果を挙げている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 40(1965)年度
所在地　　北海道函館市高丘町 51-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
商学部	商学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 6 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

43 ハリウッド大学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

平成 20 (2008)年にビューティビジネス研究科の専門職大学院として開設した。学則第 1 条には大学の目的を定め、第 3 条には研究科の目的を規定し、明確・簡潔な文章化をしている。大学の目的及び研究科の目的は役員、教職員の理解と支持が得られており、学内外へ周知している。留学生の増加による研究対象の国際的な広がりにより、新たな科目群の開講を行い変化への対応を行っている。「第 2 次学校法人メイ・ウシヤマ学園中期計画（平成 30(2018)年度―令和 4(2022)年度）」には、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び大学の目的及び研究科の目的を反映している。教育研究組織として、研究科及び「サービスビジネス総合研究所」などを設置し、使命・目的及び教育目的との整合性を図っている。

「基準２．学生」について

研究科の目的に則したアドミッション・ポリシーを策定し、募集要項、大学案内、ホームページに掲載し周知を図り、アドミッション・ポリシーに沿った選考が行われている。入学者の確保については、適切な学生の受入れ数の維持に努めるとともに、外国人留学生の受入れを積極的に進めている。教授会のもとに設置されている各委員会では、教員と職員との協議が行われており、教職協働の学修支援体制が整備されている。キャリア支援については、生涯キャリア開発センターを設置し、就職に関する相談・助言体制を整備している。国際交流センターにおいて個別に相談・指導に当たり、経済的支援として、「メイ・ウシヤマ奨学金」を設けている。学修環境はコロナ禍に対応してのオンライン専用教室を整備し、学生の図書館利用時間を柔軟に対応している。学生アンケート、授業評価アンケートを実施し学生の意見のくみ上げによる学修支援の充実に努めている。

〈優れた点〉

○カリキュラムの中に、ビューティビジネス専門職大学院としての特色が表れたキャリア支援科目を用意するなど、キャリア支援の体制が充実している点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

研究科の目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定・学内外に周知し、それぞれの一貫性も確保されている。学則等の諸規則に成績評価基準、修了認定基準、単位認定基準が明示され、厳正に適用している。学修の集大成として位置付け

られている「プロジェクト成果報告」の評価においても、ディプロマ・ポリシーに基づいて評価を行い、教授会にて厳正に審議している。専門職大学院であるため、教養科目は開講していないが、専門科目履修の前提となる科目を開講し学生への支援を行っている。SD・FD 委員会が実施する教員による相互授業参観などにより、教授方法の工夫・開発を行っている。「教育・研究等実績」の結果に基づき教員間の相互評価による改善、授業評価アンケートによる教育内容・方法や学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○法人の関連企業がビューティビジネスを経営していることを生かし、化粧品会社・工場、サロンへの訪問、経営に携わる立場の役職者によるレクチャーなど、ビューティビジネスに関しての実践的な教育を行っている点は高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学則第８条に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、研究科長、専攻長を置き、学則でそれぞれの役割分担を明確にしている。専門職大学院設置基準に定める必要な教員数を十分確保しており、研究者教員と実務家教員による教育体制を構築している。FD 研修会は、教授法や講義実例などをテーマにして、教授会後に定期的に行うなど、教育内容・方法の改善のため相互研さんできる仕組みが確立している。事務職員を各種委員会委員として参加させることより、視野を広げ主体性や積極性を養うための OJT の機会としている。研究倫理や公的研究費の取扱いに関する規則を整備し、倫理上問題を生じる可能性がある場合、審査を受けることを義務付け、厳正な運用を行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に「教育基本法および学校教育法に従い、私立学校の設置を行い、有為なる人材を育成することを目的とする」と掲げ、同法を遵守し趣旨に沿った経営を行っている。校舎は耐震設計で施設・設備面では防災上十分な整備であり、大学独自の防災危機管理マニュアルなどを整え、安全確保・維持に努めている。理事会は、寄附行為に基づき法人の最高意思決定機関として、予算・事業計画、決算・事業報告など重要事項について審議・決定している。教学からの上申事項や教授会決定事項が理事会に報告されており、法人と大学の情報共有が十分でき、意思疎通を円滑に行っている。中期財政計画は作成中であるが、法人全体の財政は、翌年度繰越収支差額はプラスを維持し、外部負債もないことから財政状況は良好である。経理規程に準拠し、学校法人会計基準に従い適正に実施している。

「基準６．内部質保証」について

教授会及び各委員会の組織を整備し、それぞれの取組みを規則で制定し、責任体制を確立している。学則により「評価委員会」を設置し、評価委員会規程第１条において、「自己点検・評価を組織的・継続的に実施すること」を定めている。委員会体制を中心に内部質保証を推進するとともに、評価委員会において自己点検・評価結果を取りまとめて教授会に諮り、学内で共有するとともに公表している。IR(Institutional Research)を担う専門的

な部署は設置していないが、法人及び大学の事務組織と各委員会との連携のもとに必要なデータを収集し分析を行っている。大学は 1 研究科 1 専攻であるため、評価委員会を中心として各委員会が連携し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。その結果を共有し、改善策を立てて教授会で審議した結果を各委員会、教員にフィードバックしている。

総じて、大学は、日本初のビューティビジネス専門職大学院として、高度な専門職を担うための経営者・管理者・指導者の人材育成を行っている。建学の精神及び教育理念に基づいた、大学の目的及び研究科の目的の達成のための教育課程編成、教育研究組織、学修環境及び学修支援体制を整備している。学長の教学マネジメントを支える教育研究の運営組織を構築し、適切に運営している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携・貢献」「基準 B.国際交流・協力」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 将来像としての専門職大学の開設

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 20(2008)年にビューティビジネス研究科の専門職大学院として開設し、学則第 1 条に大学の目的を定め、学則第 3 条には「ビューティビジネスに造詣の深い、高度な専門職を担うための卓越した能力を培った経営者・管理者・指導者を育成する」を研究科の目的とし、簡潔に文章化している。

「真のビューティフルライフは精神美・健康美・容姿美・服飾美・生活美・環境美のすべてがそろって実現する」との「美の哲学」に基づくトータルビューティを学べることを

特色として明示している。

社会情勢の変化や留学生の増加による研究対象の国際的な広がりなどに対応して、ビューティテクノロジー科目群を開講するなど、カリキュラムを開設当初の基礎的な学修から実践的・具体的な科目を増やしている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び学則の変更は、関連する委員会等で検討された後に、寄附行為は理事会、学則については教授会で検討を経て理事会で審議・承認を行うなど、大学の目的及び研究科の目的は役員、教職員の理解と支持が得られている。

使命・目的及び教育目的は、大学案内、ホームページ、職員朝礼等で学内外に周知されている。

「第 2 次学校法人メイ・ウシヤマ学園中期計画(平成 30(2018)年度―令和 4(2022)年度)」を策定し、(1)教育・研究の推進、(2)社会貢献の推進、(3)国際化の推進、(4)教育の充実及び研究の活性化のための財政基盤の強化、(5)新たな将来計画の立案と実行―などの項目を掲げ大学の目的及び研究科の目的を反映させている。

三つのポリシーは、建学の精神、大学の目的及び研究科の目的を実現するために、入学者受入れ、教育課程の編成・実施、学位授与などの観点から明文化している。

教育研究組織として、研究科のほか、国際交流センター、生涯キャリア開発センター、「サービスビジネス総合研究所」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

研究科の目的などに則したアドミッション・ポリシーを策定し、募集要項、大学案内、ホームページに掲載し周知を図っている。入学試験において、筆記試験（小論文）では、アドミッション・ポリシーを概ね反映したテーマを出題し、面接試験（口述試験）も含め、評価はアドミッション・ポリシーに沿った選考基準で行われており、また、その運用や検証は、入試委員会が教授会に報告し、適切に行われている。

入学定員の確保については、開学当初の入学定員は 20 人であったが、平成 30(2018)年度には 40 人とし、適切な学生受入れ数の維持に努めるとともに、海外大学との連携の拡充、ウェブ会議システムによる学校説明など、外国人留学生の受入れを積極的に進めている。

〈参考意見〉

○入学者に求められている能力を十分に理解できるよう、アドミッション・ポリシーにおいて、より具体的に必要とされる学力の 3 要素を示すことに期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教授会のもとに設置されている各委員会では、事務職員からも報告・説明・意見を聴取し、教員と職員との協議が行われており、特に学修支援は、教務係を通じて学生委員会及び教務委員会が対応し、対応結果は教授会に報告することで、教職協働の学修支援体制が整備されている。また、全専任教員がオフィスアワーをシラバスに明示して、個別で学修支援に当たるとともに、修了生がボランティアで教員の教育活動を支援して、学修支援を充実させ、障がいのある学生への配慮ができる体制を整備している。在学生の中に多く在籍している外国人留学生へは、国際交流センターを設置して学修支援を行っている。退学者や留年者を減らすために、組織的な指導方針を定めた上で、各教員が個別指導を実施することで具体的かつ実効性のある方策が施されている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援に関する教育上の取組みとして、ビューティビジネス専門職大学院としての特色を打出した、社会的・職業的に自立をさせるためのカリキュラムを用意するとともに、教員の中にキャリアコンサルタント、産業カウンセラーの有資格者がおり、学生のキャリア形成を支援している。また、「生涯キャリア開発センター」を設置し、担当教員が個別指導に当たることで就職に関する相談・助言体制を整備している。加えて、国内外の美容業界で活躍しているハリウッド美容専門学校卒業生や大学院修了生をオリエンテーションや就職説明会に招へいし、ハリウッドグループのネットワークを利用したキャリア支援を実施している。

〈優れた点〉

○カリキュラムの中に、ビューティビジネス専門職大学院としての特色が表れたキャリア支援科目を用意するなど、キャリア支援の体制が充実している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学修面・生活面に関しては、教務委員会、学生委員会による対応のほか、担当教員が個別指導するとともに、環境の変化に合わせオンラインによる対応を実施して、学生サービス、厚生補導のための充実した組織運営を図っている。また、学生への経済的支援として、「メイ・ウシヤマ奨学金」を設け、多数在籍している外国人留学生へは、国際交流センターを設置し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語での会話ができる教職員を配置し、ビザ手続きを含めて、相談・指導に当たっている。また、保健室や相談箱の利用、健康診断等の実施により、学生生活安定のための支援が積極的に行われている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

コロナ禍に対応してオンライン専用教室を整備するとともに、学生の要望に合わせ無線LAN 環境も整備するなど、研究科の目的達成のために校地、校舎等の学修環境を積極的に整備している。

図書室では長年にわたり国内外の関連図書等を収集し、系統的に整備している。開室時間は学生の利便性を考慮して定められており、開室時間外にも、希望に応じて事務局に申出て、閲覧可能とするなど配慮している。また、大学は六本木ヒルズの再開発計画に伴って、平成 15(2003)年に全面的に建替えられ、防災面では最新の設備を整え、バリアフリーにも対応している。

開講科目の受講生は必修科目、選択科目共に、それぞれの授業は教育効果を上げられる適切なクラスサイズである。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学期末に学生アンケート、授業評価アンケートを実施し、学生委員会、教務委員会で集計・分析を行い、意見・要望については教授会に報告し、教育成果の向上や学修支援の充実を図っている。また、意見・要望の聴取については、アンケートだけでなく、学生との面談、年複数回開催する懇親会等の行事においても行い、積極的に学生の意見をくみ上げるシステムを整備している。その結果、大型スクリーンの設置、コピー機の自由使用、学生研究室のパソコン増設等を行うなど、学生の意見・要望への対応に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

研究科の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学案内やホームページ、学生便覧等を通じて学内外に周知している。学則、学位規程及び履修規程に成績評価基準、修了認定基準が定められ、単位認定基準についても明示されており、それらが厳正に適用されている。

学修の集大成として位置付けられている「プロジェクト成果報告」の評価においても、ディプロマ・ポリシーに基づいて行われ、教授会にて厳正に審査されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

研究科の目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、大学案内、ホームページや学生便覧等への掲載や入学式オリエンテーションで周知され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保されている。また、カリキュラム・ポリシーに則した教育課程が編成されシラバスも整備されている。教育課程の編成においては、履修登録単位数に上限が設けられるなど単位制度を保つための工夫がされている。

専門職大学院であるため教養科目は開講していないが、専門科目履修の前提となる知識が不足している学生を支援するための科目を開講している。アクティブ・ラーニングやビジネス現場での体験学習など授業内容・方法が工夫され、教授方法の改善についても、FD 委員会及び SD 委員会の実施する教員による相互授業参観など組織体制が整備され、運用されている。

〈優れた点〉

○法人の関連企業がビューティビジネスを経営していることを生かし､化粧品会社･工場、サロンへの訪問、経営に携わる立場の役職者によるレクチャーなど、ビューティビジネスに関しての実践的な教育を行っている点は高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ･ポリシーを踏まえた学修成果が明示され､授業評価アンケートの集計結果、各教員による「教育・研究等実績」「教育・研究等計画」によって三つのポリシーも踏まえた学修成果の点検・評価が行われている。

「教育・研究等実績」は FD 委員会、SD 委員会及び教授会で教授方法等について公開・協議され、教員間の相互評価により改善に結びつけられている。授業評価アンケートの集計結果も公開され､教育内容･方法や学修指導の改善のためにフィードバックされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」との学則の定めにより、学長が大学の意思決定と教学マネジメントの責任者であることが確認できる。学長がリーダーシップを発揮し重要事項を意思決定するに当たっては、経営委員会はじめ各種委員会で審議した重要事項を教授会が審議し意見を述べることとしており、学位の授与に関する事項以外は具体的な審議事項を教授会規程に定め周知している。

また、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制としては、副学長、研究科長、専攻長を置き、学則でそれぞれの役割分担を明確にしている。各種委員会の構成員として事務職員も参加しており、教員と協働して大学の教育研究に努めている。

〈改善を要する点〉

○学位の授与について、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べるものとされているが、教授会規程に定められていないことは改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専門職大学院設置基準に定める必要な専任教員数を十分確保しており、研究歴の豊富な研究者教員と専門的な実務経験が豊富な実務家教員による教育体制を構築している。

教員採用については、ビューティビジネスに関する研究者や専門職大学院教員としてふさわしい教育能力のある実務家が少ないため、一般公募ではなく学内関係者の情報収集による適任者を、「ハリウッド大学院大学教員選考規程」に定める基準と手続きにより採用しており、昇任も併せて厳正にルール化されている。

FD 研修会は、教授法や講義実例などをテーマにして、教授会後に定期的に行っている。また、各教員が年度末に提出する「教育・研究等実績」の公開や、教員相互の授業参観実施により、教育内容・方法の改善のための相互研さんができる仕組みを確立している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

毎日の朝礼により、各部署からの報告など情報の共有を図るとともに、事務職員を各種委員会委員として参画させることにより、視野を広げ主体性や積極性を養うための OJT の機会としている。

また、教職員全体研修、FD・SD 合同研修会の実施のほか、学法人会計、ガバナンスや大学将来構想などに関する外部団体の研修会などへ職員を参加させることにより、知識や技能を含めた資質向上を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員に対して、一定の研究用スペースや備品など、研究に専念できる環境を提供しており、適宜研究環境についての意見を聴取するなど改善に努めている。

研究倫理や公的研究費の取扱いに関する規則を整備し、倫理上問題が生じる可能性のある研究を行う場合は「研究倫理等審査請求書」を提出させ、審査を受けることを義務付けるなど厳正な運用を行っている。また、学生に対しても修士論文を担当する指導教員が研究倫理教育を行っている。

個人研究費として年間一定額の研究費を配分し、教員研究活動を支援している。

文部科学省、経済産業省の事業を受託し、研究活動への資源配分を行った実績を引続き推進している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に「教育基本法および学校教育法に従い、私立学校の設置を行い、有為なる人材を育成することを目的とする」と掲げ、同法を遵守し趣旨に従った経営を行っている。また、理事長の業務執行は、寄附行為をはじめ、稟議規程、経理規程などに基づいて執り行っている。

世界をリードするビューティビジネスの先端的な教育・研究の実現のため、専門職大学開学を柱とする将来に向けた中期計画を策定し、中期的・継続的な努力と単年度ごとの業務を遂行している。

六本木ヒルズ内にある校舎は、耐震設計、災害時電源供給など施設・設備面では防災上十分な整備であり、大学独自の防災危機管理マニュアルや避難訓練、緊急時連絡などの仕組みも整え、安全の確保・維持に努めている。

各種ハラスメントが発生しないよう、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、ハラスメント防止委員会を中心に、人権擁護に努めている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、大学の目的などの達成に向けての法人の最高意思決定機関として、寄附行為に基づき、予算・事業計画、決算・事業報告をはじめ、中期計画の策定など法人の重要事項の審議・決定を行っている。

役員の選任は規則に従って行っている。また、理事の理事会への出席状況は良好であり、理事会運営は適切に機能している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の構成員の多くが常勤の大学関係者である。また、理事長が学長を兼ねており、教学からの上申事項や教授会決定事項が理事会に報告されているため、法人と大学の意思疎通や情報共有が十分できた上で意思決定を円滑に行っている。

評議員会で同意を得て理事長が選任した監事二人は、理事会に出席し必要な場合は意見を述べることのほか、理事長兼学長と 2 か月ごとに面談を行い、法人・大学の業務をチェックする役割を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 2 次中期計画を作成し、その中で教育の充実及び研究活性化のための財政基盤の強化と安定化を図ることとしている。具体的には大学の定員増の実施、外部資金の獲得及び経費の抑制を図ることを目指している。中期財政計画は作成中であるが、法人全体の財政状況は、繰越事業活動収支差額はプラスを維持し、外部負債も無いことから良好である。

大学は当初より法人からの財政支援を前提に設立が計画され、各年度の事業活動収支差額はマイナスの状況であるが、令和元(2019)年度から入学定員を増加したことにより学生生徒等納付金収入が増加し事業活動収支差額は改善傾向にある。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の経理規程に準拠して会計処理を行い、学校法人会計基準に従い公認会計士の指導・助言を受けながら適正に実施している。

また、内部監査の規則に従い、内部監査担当者を置き、科学研究費助成事業による補助金、旅費交通費、購入物品の現物確認などの監査を行い、監事は公認会計士が行う監査に立会っている。

予算編成は、学長を兼ねる理事長、校長、法人事務局長を中心に原案を作成し、評議員会で審議し、理事会で議決している。また、補正予算を通常年 1 回編成し、予算と決算が大きくかい離しないようにしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会及び各委員会の組織を整備し、それぞれの取組みを規則で制定し、責任体制を確立している。教授会は全専任教員が参加し、教授会をはじめ、各委員会及び合同委員会を定期的に開催し、全員参加型の大学運営及び内部質保証を行っている。

教育を中心とした質保証を行うため、学則第 1 条の 2 に「教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する」と定めている。学則により「評価委員会」を設置し、評価委員会規程第 1 条において、「自己点検・評価を組織的・継続的に実施すること」を定めている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

委員会体制を中心に自主的・自律的な自己点検・評価を行い、内部質保証を推進するとともに、学長を委員長とする「評価委員会」において自己点検・評価結果を取りまとめて教授会に諮り、学長が決定し、学内で共有・公表している。

IR を担う専門的な部署を設置していないが、評価委員会は、法人及び大学の事務組織の協力を得て、必要な情報の収集に努めるとともに、各委員会との連携のもとに自己点検・評価に必要なデータを収集し、分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中期計画・単年度事業計画を踏まえた大学全体の質保証を実施し、改善・改革に努めている。大学は 1 研究科 1 専攻であるため、評価委員会を中心として各委員会が連携し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。その結果を共有し、PDCA サイクルに基づいて評価委員会で検討、改善策を立てて教授会で審議し、学長が決定した結果を、各委員会や教員にフィードバックしている。具体的にはシラバスやカリキュラムの改定やプロジェクト成果報告書作成の指導等、教育指導の質の向上につなげている。一部、規則の不備が見受けられるが、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは概ね機能している。

〈参考意見〉

○法令順守について、教授会規程の不備が見受けられるので、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みをより機能させることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 社会連携・貢献

A－1. 大学が持っている人的・物的資源の社会への提供

A-1-① 公開講座、学会活動の支援、外国人留学生支援、大学施設の開放など、大学が持っている人的・物的資源の社会への提供

【概評】

法人創立者牛山清人は、ハリウッド映画俳優であった経験から、ハリウッド映画界の最先端の美容技術と知識を日本に持帰り、これまで日本の美容界の開発・発展に大きな足跡を残してきた。

大学は以上のことを踏まえ、美容業界の発展には美容技術者に加えて、業界技術者の社会的・経済的価値の向上を図るための必要性から専門職大学院大学として開設されたが、専門職大学院大学としての使命から、その人的・物質資源の提供にも取組んできた。具体的には、大学教員による公開講座の開設、エクステンションスクールの開催、学会の創立に大学教員が関与した「ビューティビジネス学会」のほか、「笑いと健康学会」「日本健康医療学会」との連携、加えて文部科学省委託事業へ参加するなど、多大な社会貢献を行っている。取分け「ビューティビジネス学会」は、学生の研究発表の場として教育にも生かされている。そのほか、大学施設の開放、地域の環境整備事業の参画などにも取組み、地域貢献にも積極的に従事している。これらの活動にも大学教員は積極的に関与している。

また、外国人留学生活動への支援として、国際交流センターを設置し、「VYSA」（在日ベトナム学生青年協会)、「ASEAN YOUTH NETWORK IN JAPAN」（在日アセアン青年ネットワーク）への支援を行うなど、国際貢献に従事している点も特筆される。

基準Ｂ. 国際交流・協力

B－1. 外国人留学生支援及び海外教育機関との交流

B-1-① 外国人留学生支援

B-1-② 修了外国人留学生の活躍とフォローアップ

B-1-③ 海外教育機関等との交流

【概評】

外国人留学生に対しては、前提科目としての「日本文化リテラシー」を設け、また「プロジェクト成果報告」担当教員が生活面を含めた相談に当たっている。学修意欲の高い外国人留学生が、法人の設置しているハリウッド美容専門学校を併修する場合、専門学校の学費の一部を免除するなど、多彩な留学生支援が行われている。

留学生への卒業後の支援も、海外に所在する連絡事務所を通じてのフォローアップ体制が整備されており、加えて母国で活躍している者を客員教授として招へいし、それぞれの国のビューティビジネスの現状や動向を在学生に講義する機会を作っている点は、国際交流活動として特筆される。

海外教育機関との連携については、現地連絡事務所のほかに、海外提携校、海外研修実施校があり、国際交流センターを窓口として海外ネットワークを展開、国際協力事業への主体的な取組みとしての教員の派遣、ビューティビジネス関連の国際学会の開催を支援す

るとともに､必要に応じて海外研修やインターンシップ等を実施できる体制を整えている。
以上のことは、学則第１条の「広く国際的視野に立って、社会の発展に貢献する有為なる人材を養成することを目的とする」ということを具現化するための具体的な活動であり、大学の姿勢として特筆される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

将来像としての専門職大学の開設

本法人は、専門学校（2 年制・4 年制）と専門職大学院から構成されているが、4 年制の大学があったら進学したいという希望者が増えている。さらに、本学においても、ビューティビジネスの教育・研究を総合的に進めるためには、大学を設置し、大学院までの 6 年間の教育課程とすることが望ましいとの認識が強まっている。専門職大学が制度化されたのを機会に、専門職大学開設を目指し、中期計画の大きな柱としている。これにより、専門学校での技術者育成に加えて大学での基礎的知識の学修、大学院での教育研究と、ビューティビジネスに関わる総合的で一貫した専門職としての教育・研究体制が完成する。下図の美容専門学校の高度総合美容学科 4 年間分が、大学に置き換わり、大学院に直結することとなる。

図　メイ・ウシヤマ学園の教育体系

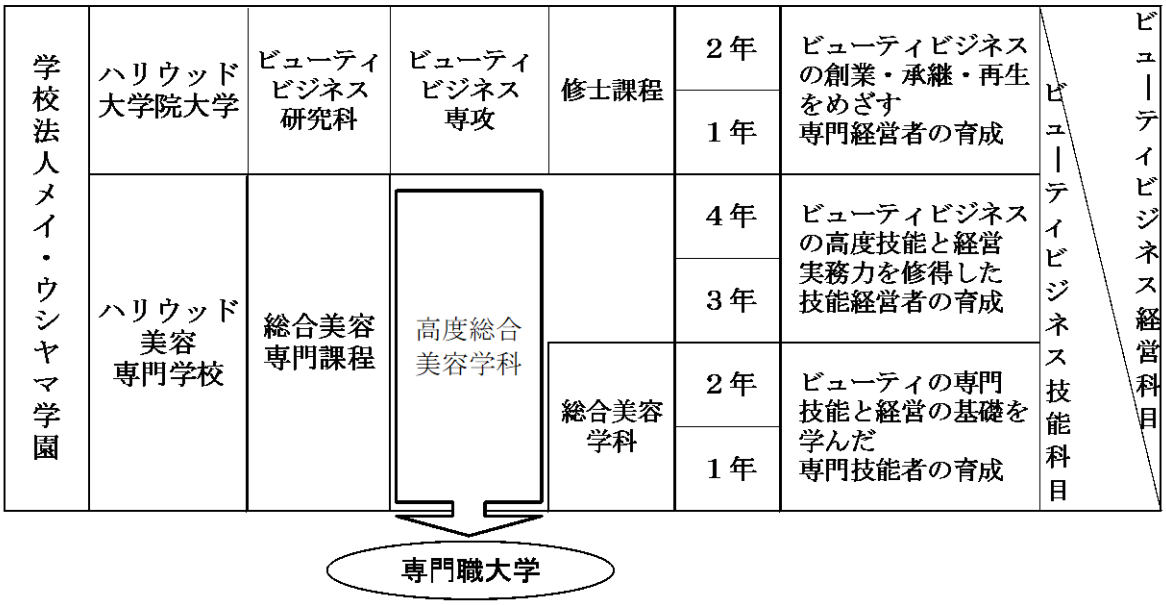

開設する専門職大学は、急激に変化する社会において、ビューティビジネスに関して、身体及び心の健康を含むトータルビューティへの関心の高まりに対応するものとする。したがって、設置申請準備中の専門職大学では、トータルビューティビジネス学部トータルビューティビジネス学科を設置し、社会のニーズに対応して、ビューティビジネス業界のさらなる高度化・専門化を牽引する中核人材を育成することを目指している。
さらに、昼夜開講制によりリカレント教育に対応するとともに、前期課程と後期課程に区分し、前期課程修了時点で短期大学士として現場に出る者や、専門学校(2 年制)卒業時

や実務経験を積んでから後期課程に編入する者などを想定し、学修の多様化に対応する。以上の専門職大学の開設というプロジェクトに加え、美にまつわる一貫教育研究の完成を目指して、専門職大学院博士課程の開設も視野に入れている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　東京都港区六本木 6-4-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
ビューティビジネス研究科	ビューティビジネス専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施　　10 月 28 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 29 日	10 月 29 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 12 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

44 比治山大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神「『悠久不滅の生命の理想に向かって精進する』人間を育成する」に基づき、大学及び学部・学科、研究科の使命・目的及び教育目的を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。使命・目的及び教育目的を達成するための学修スキルを総合した汎用的能力を「4×3 の比治山力」と命名し、全学的・組織的に育成することを個性・特色としている。

使命・目的及び教育目的は、ウェブサイト、学生便覧、大学行事、初年次教育の授業、「合同教職員連絡会」等の機会に学内外に周知されている。

中長期計画については、平成 28(2016)年度から令和 3(2021)年度の 6 年間の中期計画を策定し、平成 30(2018)年度に中間期見直しを行っている。

〈優れた点〉

○文部科学省の大学教育再生加速プログラムに採択され、6 年間にわたり、アクティブ・ラーニングの推進及び学修成果の可視化に真摯に取組み、「大学教育再生加速プログラム委員会」による事後評価においても、成果が認められた点は評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を適切な体制のもとに実施し、大学全体として概ね適正な学生数が確保されている。

学生への学修支援について、教員と職員との協働体制が整備されている。また、「学生支援ポリシー」を作成した上で、「学生情報システム(Hi!way)」により情報共有を行い、学生一人ひとりの学修支援に役立てている。学生サービス、厚生補導について、学生委員会、学生支援課、ウエルネスセンター等で業務を遂行する体制を整備している。

教育目的の達成のための校地、校舎、設備等が整備され、アクティブ・ラーニングを重視した教育方針に見合った学修環境が整えられている。

「在学生実態調査アンケート」等の各種調査及び「学生モニター意見交換会」を実施して、学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映している。

〈優れた点〉

○「JOB HUNTING GUIDE」は、就職活動に関する情報が網羅されており、優れたキャリア支援ツールであることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえた学部ごとのディプロマ・ポリシーが策定され、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定に関する基準が学則等で明確に定められており、厳格に適用されている。

カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成され、「比治山型アクティブ・ラーニング」を展開している。また、「高等教育研究開発センター」を設置し、授業方法の改善などの取組みを進めている。

「比治山型ディプロマ・サプリメント」によって学修成果を明示し、入学から卒業までの学生の成長実感などを把握するための時系列アンケート調査等を実施し、多様な指標をもとに学修成果を点検・評価しており、その結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、フィードバックしている。

〈優れた点〉

○各学科・コースのディプロマ・ポリシーについて更に具体的な目標（ディプロマ・サプリメント項目）を示した上で、卒業時点で「ディプロマ・サプリメント」を配付し、個々の学修成果を把握できるようにしている点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するため 3 人の副学長を置き、分掌により学長を補佐しているほか、大学の基本的方針や諸施策の企画立案等の審議を行う「運営戦略本部」及び教育研究や管理運営に関する重要事項を協議する「執行部会」を設置し、学長の補佐体制の充実を図っている。

大学設置基準及び大学院設置基準に基づく適正な専任教員数及び専任教授数を満たしている。「高等教育研究開発センター」が主催する教職員合同研修会が実施され、教育内容・方法の改善を図るための研修及び研究が組織的に推進されている。

研究・教育のための環境を整えるとともに、研究倫理に関する規則を整備し、研究倫理の確立と適切な運用に努めている。

〈優れた点〉

○自己啓発研修補助により職員の資格取得､自己研さんに資するための補助金制度を設け、自己啓発を推奨している点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為に定める設置目的に基づき「比治山大学・比治山大学短期大学部教職員倫理綱領」を制定し、適切な組織運営を行っている。また、6 年ごとの中期経営計画の策定と実行及びその点検と評価を継続している。

理事は適切に選任され、理事会への出席状況は良好で、事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われている。監事は適切に選任され業務を執行している。

財務は、安定した財務基盤と資金収支バランスを確保している。会計監査の体制及び実施は、監査法人による厳正な会計監査が実施されているほか、決算時には、監査室と学内

監事による監査を実施するなど、会計監査は厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

「比治山大学内部質保証方針」「比治山大学教学マネジメント基本方針」を定め、「運営戦略本部」のもとに「教学マネジメント専門会議」を置き、内部質保証のための組織を整備している。

「運営戦略本部」において、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方について自己点検・評価を行っている。「高等教育研究開発センター」の評価・IR (Institutional Research)部門が中心となり、入学から卒業まで継時的にアンケート調査等を実施し、現状把握のためのデータや情報の収集・分析を行っている。

自己点検・評価の結果を踏まえて中期計画の見直しを行うなど、内部質保証のためのPDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させている。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的、教育目的に沿った学部・学科を設置し、教育支援、生活支援等を適切に実施している。三つのポリシーに基づく教育課程を編成するとともに、学生数は概ね適切に維持されており、また財政基盤も安定している。

経営・管理に関しては、規則等に基づき適切に運営するとともに、自己点検・評価を実施することにより内部質保証に取組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学教育再生加速プログラムの展開と点検・改善」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「比治山型ディプロマ・サプリメント」

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「『悠久不滅の生命の理想に向かって精進する』人間を育成する」に基づき、大学及び学部・学科、研究科の使命・目的及び教育目的を「比治山大学学則」「比治山大学大学院学則」において具体的かつ簡潔に明文化している。

使命・目的及び教育目的を達成するための学修スキルを総合した汎用的能力を「4×3 の比治山力」と命名し、全学的・組織的に育成することを個性・特色として、大学の使命・目的、教育目的及び三つのポリシー等に具体的に明示している。また、平成 26(2014)年度に文部科学省の「大学教育再生加速プログラム　テーマⅠ『アクティブ・ラーニング』・テーマⅡ『学修成果の可視化』複合型」に選定され、令和元(2019)年度まで事業を遂行した。

社会の変化に対応するため、健康栄養学部管理栄養学科の設置及び中期計画の策定を通じて、大学のミッションを再定義し直すなど使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈優れた点〉

○文部科学省の大学教育再生加速プログラムに採択され、6 年間にわたり、アクティブ・ラーニングの推進及び学修成果の可視化に真摯に取組み、「大学教育再生加速プログラム委員会」による事後評価においても、成果が認められた点は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的は学則に定められており、制定や改正は、理事会、教授会等の議を経て進められている。使命・目的及び教育目的は、ウェブサイトなどで学内外に周知している。また、学内においては、学生便覧、大学行事や初年次教育の授業、「合同教職員連絡会」等の機会にも周知している。

使命・目的及び教育目的を反映した、平成 28(2016)年度から令和 3(2021)年度の 6 年間の中期計画を策定し、平成 30(2018)年度に中間期見直しを行っている。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映している。使命・目的及び教育目的に沿った教育研究組織として、現代文化学部と健康栄養学部の 2 学部、大学院現代文化研究科、子ども発達教育専攻科を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定され、ウェブサイト、「入学者選抜要項」、各種説明会や高校訪問等で周知されている。また、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っている。なお、入試問題は全て学内で作成され出題に対する複数チェックを行う体制を整備している。

入学定員充足率及び収容定員充足率は大学全体として適正であるが、未充足の学科の定員充足に向け更なる改善に努めている。

〈参考意見〉

○健康栄養学部管理栄養学科の収容定員充足率が低い点は、入学者確保のための一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援について、教学委員会が教員と職員との協働体制により方針、計画の策定、実施する体制として整備されている。また、「学生支援ポリシー」を作成した上で、教職協働で運用する「学生情報システム(Hi!way)」により、学生の学修状況等を教職員間で共有するとともに、学生・教員・職員の三者が学修状況を確認し、学生一人ひとりの学修に対する相談支援に役立てている。

TA、SA(Student Assistant)を適切に配置し、教育活動の支援に当たっている。TA・SA オリエンテーションを行い、教育的補助を行うことの意義や就労のルールなどについて事前指導を行っている。また、専任教員のオフィスアワーの時間帯を明示し、履修学生の学

修等の相談に応じている。チューターによる個別面談で中途退学、休学、留年等を防止するために対応している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「キャリアセンター」「キャリアセンター運営委員会」を設置し、就職・進路に関する相談・助言体制を整備し適切に運営している。また、教育課程内ではキャリア形成科目を編成し支援を行うほかインターンシップへの支援が行われ、教育課程外でも「JOB HUNTING GUIDE」の作成、就職活動支援プログラムやキャリア支援講座等を開催するなど、キャリア支援体制が整備されている。

「キャリアセンター」では､学内の教職員以外に外部のキャリアカウンセラーを配置し、就職・進路相談、企業訪問、就職ガイダンスなどの支援事業を行っている。

〈優れた点〉

○「JOB HUNTING GUIDE」は、就職活動に関する情報が網羅されており、優れたキャリア支援ツールであることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、学生支援課、チューター制度、ウエルネスセンター等で業務を遂行する体制を整備している。

「比治山学園国信玉三奨学金」をはじめとする大学独自の奨学金制度とともに学生の状況に応じた学生生徒等納付金減免制度を設けるなどの経済的支援を積極的に行っている。

学生の課外活動を「社会性を養う場」「個人の資質・能力を伸ばす場」と位置付け、「クラブ運営のための課外活動ハンドブック」及び「顧問の手引き」の作成・配付、リーダートレーニングの開催などの活動を行い、大学として積極的に支援している。

ウエルネスセンター内に学生相談室を設置し、看護師、臨床心理士による健康相談、心理相談、学生生活相談等が行われており、学生相談件数の増加に合わせて非常勤カウンセラーを配置し学生生活の安定を図っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のための校地、校舎、設備等が整備され、アリーナ、テニスコート、パソコン実習室等を備えている。また、図書館は十分な学術情報資料を所蔵し、「比治山大学紀要」等のウェブサイト上の公開など情報発信を行っている。

令和 3(2021)年に竣工した 3 号館では、2 階全フロアをラーニング・コモンズとしており、アクティブ・ラーニングを重視する教育方針に見合った学修環境が整備されている。ICT（情報通信技術）環境は平成 29(2017)年にクラウド型グループウェアを稼働させ学生の授業外学習の充実を図っている。施設の利便性では、車椅子用スロープ、点字ブロックなど、各建物に計画的にバリアフリー対策が講じられている。

なお、授業を行う学生数は、できる限り少人数で、きめ細かい教育指導を行うことを基本として、担当教員の配置も適切に行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望の把握のため、「新入生アンケート」「在学生実態調査アンケート」「卒業予定者アンケート」を実施している。また、学期ごとに全ての授業科目で「授業に関するアンケート」を実施し、得られた結果や意見を取入れ、授業の改善や展開方法の変更を柔軟に行っている。また、学長をはじめとした大学執行部とモニター学生が「学生モニター意見交換会」を行い、あらかじめ設定したテーマについて議論し、学生の意見・要望を把握している。

学生からの心身に関する健康相談等は、ウエルネスセンター運営委員会などで検討され、守秘義務を遵守した上で担当教職員と情報共有を行い、具体的な学生支援の方策について検討することとしている。

学修環境については、「在学生実態調査アンケート」やラーニング・コモンズに関するウェブ調査の結果からラーニング・コモンズの環境整備、無線 LAN の拡充などを実施した。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた大学全体、学部・学科ごとのディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧などを通して周知されている。その上で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業・修了認定に関する基準が学則等で明確に定められており、厳正に適用している。これらの基準は、学生便覧及び各学期初めのオリエンテーションなどの機会を通じて学生に周知されている。加えて、ディプロマ・ポリシーをより具体的な目標として細分化した「ディプロマ・サプリメント項目」を作成している。

シラバスには授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、準備学修、評価方法等を明示し、必要な学修時間を確保した上で担当教員が授業を行っている。

進級基準は定められていないが、学年修了時における年間基準単位数に満たない場合は、警告等の措置をとっている。

〈優れた点〉

○各学科・コースのディプロマ・ポリシーについて更に具体的な目標（ディプロマ・サプリメント項目）を示した上で、卒業時点で「ディプロマ・サプリメント」を配付し、個々の学修成果を把握できるようにしている点は評価できる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保された大学全体、学部・学科ごとのカリキュラム・ポリシーが策定され、学生便覧などを通して周知されている。その上で、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成され、授業科目に付した記号番号（ナンバリング）により、学生の履修課程の理解を促している。このうち、教養科目について、「比治山ベーシック科目」と「教養科目」とで編成される共通教育科目により適切に実施されている。学生自らが課題を設定し、調査・研究を行い、その成果をもとにプレゼンテーション、ディスカッションを行い、次の新しい課題を見つけていく「比治山型アクティブ・ラーニング」を展開している。「高等教育研究開発センター」において、入学から卒業までの「時系列アンケート調査」の分析等を行うことで、授業方法の改善などの取組みを進めている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果について、大学独自で開発した「比治山型ディプロマ・サプリメント」によって、明示している。また、外部アセスメントテストによる客観指標、各学科で指定する検定の外部指標をもとに学修成果を点検・評価している。また、入学から卒業までの学生の成長実感などを把握するための「時系列アンケート調査」に加え、「卒業後アンケート」「就職先企業アンケート」も実施し、多様な指標をもとに学修成果を点検・評価している。その上で「比治山大学内部質保証方針」に定める「アセスメントリスト」に基づき、「授業科目レベル」「学位プログラムレベル」「大学全体レベル」の順で下位レベルから上位レベルでの点検・評価を進めており、その結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて、フィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学則及び「比治山大学組織規程（大学)」において、学長が校務に関する最終的決定権及び所属職員に対する指揮監督権を有することを明確に定めている。学長が教学に関する重要事項を決定するに当たり教授会が意見を述べるべき事項は学則及び「学長裁定」で定め、周知している。

学長が適切なリーダーシップを発揮するため 3 人の副学長を置き、分掌により学長を補佐しているほか、大学の基本的方針や諸施策の企画立案等の審議を行う「運営戦略本部」及び教育研究や管理運営に関する重要事項を協議する「執行部会」を設置し、学長の補佐体制の充実を図っている。

「比治山大学・比治山大学短期大学部教員と事務職員等の連携及び協働に関する基本方針」に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な職員の適切な配置、役割の明確化を図った教職協働体制が構築されている。

4－2. 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
設置基準に基づく適正な専任教員数及び専任教授数を満たしている。教員の採用・昇任については「比治山大学教員選考規程（大学)」に基づく手続きに沿って適切に行われている。

「高等教育研究開発センター」が主催する教職員合同研修会が実施され、教育内容・方法の改善を図るための研修及び研究が組織的に推進されている。

「比治山大学教員評価要項（大学)」「比治山大学教員教育活動顕彰要項（大学)」を制定し、教員評価と教員顕彰を実施している。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「比治山大学・比治山大学短期大学部スタッフデベロップメント基本方針」及び「比治山大学事務職員研修要項」を策定し、職員研修会、教職員合同研修会、管理職教員を含む幹部教職員に対する研修会などを計画的に実施することで、SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取組んでいる。加えて、職員の資格取得や研修参加等の費用を補助するための補助金制度を設けている。

また、「比治山大学職員人事考課要項」を定め、職員が目標設定し、それを上半期終了時と年度末に自己評価したものを所属長との面談を通じて、指導、助言することで、職員の資質・能力向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○自己啓発研修補助により職員の資格取得､自己研さんに資するための補助金制度を設け、自己啓発を推奨している点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員ごとに個室の研究室が設置されている。研究室には、インターネット環境、机、書架等が整備されており、研究環境は適切に管理・運営されている。

研究倫理については、「研究倫理委員会規程」のほか、不正行為を防止するために、「研究倫理指針」を定め、「公的研究費の管理・監査等に関する要綱」「研究活動における不正行為への対応等に関する要綱」等を整備するとともに、公的研究費の管理に関する内部監査を実施している。

また、研究活動への資源配分については、「教員個人研究費規程」「比治山大学研究助成規程」に基づき、研究に必要な資源配分と助成が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に定める設置目的に基づき「比治山大学・比治山大学短期大学部教職員倫理綱領」を制定し、適切な組織運営を行っている。中期計画にのっとって策定された年度の予算及び事業計画は理事会において進捗管理が行われ、実施状況に係る点検・評価は事業報告書にまとめて公表するなど、使命・目的の実現に向けての継続的な努力が行われている。

人権委員会を設置し、人権意識の啓発、ハラスメント防止対策を審議するなど人権への配慮に努めている。節電など省エネルギー対策に取組み、環境保全への配慮をしている。危機管理対策については、危機管理マニュアルを制定し、緊急対策会議を招集して組織的に対応に当たる体制が整備されている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会が機動的・戦略的な意思決定を行うため、理事会の付議事項に関する事前審議機関として「学校法人比治山学園経営戦略会議」を設け、理事会運営の効率化と業務の円滑な推進、適正な管理を図る体制を整備し、適切に機能している。

理事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会への出席状況も良好で、事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行うため「学校法人比治山学園経営戦略会議」「大学改革推進会議」及び「幹部連絡調整会議」が定期的に開催され、意思決定の円滑化が図られている。

理事長は「学校法人比治山学園経営戦略会議」「大学改革推進会議」及び「幹部連絡調整会議」で議長となり、リーダーシップを発揮している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、監査規程にのっとった監査計画に基づき適切に監査業務を執行、理事会及び評議員会に出席し必要に応じて意見を述べている。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会への出席状況も良好である。評議員会の運営は適切に行われ、理事会の諮問機関としての役割を果たしている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

6 か年の中期経営計画を策定し、法人の経営方針、経営目標を明確にし、法人及び大学はこれを踏まえた経営戦略及び具体的施策を策定して学校運営に当たっている。この中期経営計画は、3 年目に中間期見直しを行うほか、毎年度の決算値を反映した見直しも行っている。

財務は過去の潤沢な資金蓄積があり、安定した財務基盤と資金収支バランスを確保している。また、経費の抑制と安定した入学者の確保に真摯に取組み、収支バランスの確保に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「比治山学園経理規程」等の経理に関する規則により、適正に行われている。当初予算で想定されていない収支についても、補正予算を編成し、理事会の承認を受けている。

会計監査の体制及び実施は、監査法人により厳正に行っているほか、決算時には、監査室と学内監事による監査を実施するなど、厳正に運営されている。また、監査法人、理事

長及び監事での報告会や意見交換会を開催し、情報の共有を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「比治山大学内部質保証方針」「比治山大学教学マネジメント基本方針」を定め、「運営戦略本部」のもとに「教学マネジメント専門会議」を置き、内部質保証のための組織を整備している。「運営戦略本部」では中長期的視点から運営・改革に必要な諸施策の企画立案と執行管理、「教学マネジメント専門会議」はその中の教学マネジメントに関連する部分を担っている。

令和 2(2020)年 4 月に学長をセンター長とする「高等教育研究開発センター」を設置し、副学長を教育・開発部門及び評価・IR 部門の 2 部門の長とする人的配置により、学長をトップとした教学マネジメント体制を支援する組織となっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方を「運営戦略本部」において点検し、「比治山大学内部質保証方針」に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果は、学内では「教職員合同研修会」等で共有し、ウェブサイトで社会へ公表している。

「高等教育研究開発センター」の評価・IR 部門が中心となり、入学から卒業まで継時的にアンケート調査等を実施し、現状把握のためのデータや情報の収集・分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「比治山大学内部質保証方針」を定め、三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証と、中期計画を踏まえた大学運営全体の内部質保証について、アセスメントリストに基づいて、自己点検・評価を実施している。その結果を踏まえて、恒常的な改善・改革を推進し、大学の運営に反映している。

自己点検・評価、健康栄養学部の設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画の見直しを行うなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．大学教育再生加速プログラムの展開と点検・改善

Ａ－1.「４×３の比治山力」の育成

A-1-① 周知と実践

A-1-② 成果と点検

Ａ－2. 学修成果の可視化

A-2-① 学修ポートフォリオの構築・運用

A-2-② 成果と点検

Ａ－3. 大学教育再生加速プログラム委員会による総括評価への取組み

A-3-① 指摘された課題と本学の取組み

【概評】

建学の精神から導き出した「4 つのキーコンピテンシー（自立・想像・共生・創造)」と 12 の学修スキルを統合した大学独自の汎用的能力を「4×3 の比治山力」と命名し、大学の教育基盤として、全学的・組織的にその力の育成に取組んでいる。

その上で、学修成果・学修活動を可視化するために構築した「学修ポートフォリオ（Hi!check、Hi!step)」を運用しており、学生自身による学修成果の点検と学修活動の PDCA サイクルの確立を支援している。学修成果の点検については、「Hi!check」において、共通教育科目や各学科専門教育科目の中で、「4×3 の比治山力」のスキルの育成を目指す科目群である「コア・アクティブ・ラーニング（コア AL）科目」の累積 GPA(Grade Point Average)をもとに、個々の「4×3 の比治山力」の達成状況を四つ葉のクローバーに模して可視化している。「Hi!step」においては、入学時の思いや将来の自分像を記録する

「マイストーリー」、年度ごとに立てた目標の実現状況を振り返る「マイチャレンジ」などの項目を通して、可視化している。このような可視化された学修成果をもとに、学生は「4×3 の比治山力」を念頭に置いた学修に取組むことができている。

大学教育再生加速プログラムにおいて平成 26(2014)年に選定された、学生の生涯学び続ける学修意欲の向上と知識・技能の定着、及び地域社会に貢献する力を育むことを目的として、「『比治山型アクティブ・ラーニング』の構築と実践」と「評価指標モデルの構築と学修成果の可視化」とを複合的に行う事業に対して、令和 2(2020)年度に日本学術振興会大学教育再生加速プログラム委員会が行った事後評価結果では「計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。」との総括評価を受けており、大学としてその事業目的が達成されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1 「比治山型ディプロマ・サプリメント」

〈構成〉

平成 29(2017)年度から AP 事業に「比治山型ディプロマ・サプリメント」の構築を新規の事業として加え、学生に学びの充実感・成就感を実感させるとともに、自身の強みを意識化させ、自己理解・肯定感を高めて社会に接続させるために、卒業時の学修成果を目に見える形で社会に提示する書類として、「比治山型ディプロマ・サプリメント」を開発した。これには、主に次のような項目を載せている。

- **「ディプロマ・サプリメント項目」の達成度** ： 学科・コース毎にディプロマ・ポリシーから導き出された「ディプロマ・サプリメント項目」（6～15 項目程度）と、それに紐付く専門教育科目の学修達成度（平均 GPA）を棒グラフで表現する。
- **「４×３の比治山力」の達成度** ：「コア AL 科目群」の各科目と紐づく「４×３の比治山力」の 4 つのコンピテンシーの達成度（平均 GPA）を四つ葉のクローバーの開葉度で表現する。
- **本学在学中の学修及びその他の活動の記録** ： 取得学位、免許・資格・海外留学・ボランティア経験を表示する。
- **自身の責任において記載する事項** ： 学生の自己申告によって、課外活動、ボランティア、検定試験、受賞・入選歴等を表示する。

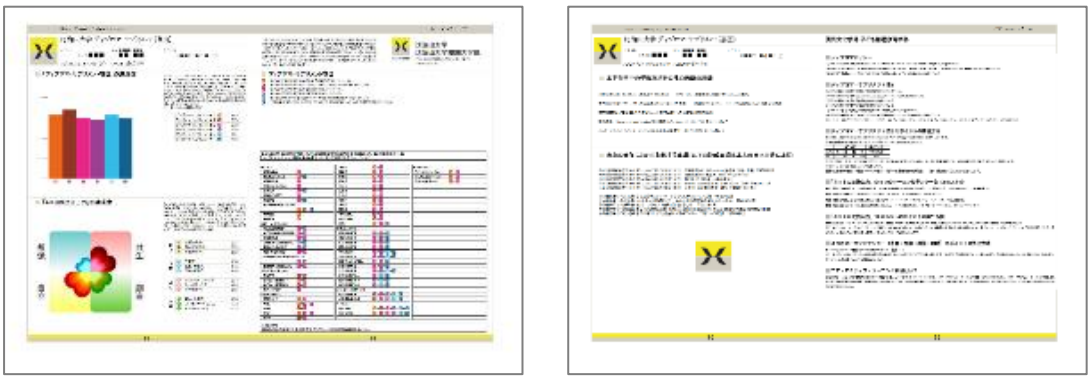

本学が運用するディプロマ・サプリメント（左：表、右：裏）

〈配付〉

令和元(2019)年度卒業生に「ディプロマ・サプリメント」を印刷・配付している。また、令和 2(2020)年度からは、在学中に学修成果・成長感等を把握できるように、「学生情報システム(Hi!way)」の「Hi!check」の中で、在学生にも閲覧可能としている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1】ディプロマ・サプリメント（サンプル）
【資料 2】４×３の比治山力　学修の手引き
【資料 3】アクティブ・ラーニング実践事例集
【資料 4】比治山大学・比治山大学短期大学部　大学教育再生加速プログラム(AP) テーマⅠ・Ⅱ複合型　事業成果報告書

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度
所在地　　広島県広島市東区牛田新町 4-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代文化学部	言語文化学科　マスコミュニケーション学科　社会臨床心理学科 子ども発達教育学科
健康栄養学部	管理栄養学科
現代文化研究科	現代文化専攻　臨床心理学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 7 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 19 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

2 月 11 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

45 広島文化学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学は「学習者中心の教育」と「対人援助力を持ち備えた人材育成」という二つの教育方針のもと、特色のある教育目的を定め、PDCA サイクルに基づく不断の改革・改善に取組み、学部・学科の設置など地域社会情勢に対応し、大学の使命・目的の達成に努めている。「中期経営計画Ⅳ」に建学の精神「究理実践」、教育理念「『対話』の教育」、大学の教育目的、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）とアセスメント・ポリシーを明記し、それらに基づき達成目標と具体的な教育計画を策定している。4 キャンパスに 4 学部 2 研究科の教育組織を設置し、教職協働の理念のもと適切に運営している。

〈優れた点〉

○平成 28(2016)年 11 月に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業において、「地域共生のための対人援助システムの構築と効果に関する検証」が選定され「広島文化学園対人援助研究センター」を設置し対人援助を中核とした教育・研究を推進するなど教育方針の実質化、浸透、向上のための実践は評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って、多面的・総合的な選抜を実施している。大学全体の学生数は概ね収容定員を満たしている。教職協働のもと「HBG(Hiroshima Bunka Gakuen)夢カルテ」を活用したチューター制を中心に学修支援に当たっている。各学科の教育課程にキャリア系科目を開設し、資格取得や教員採用試験対策なども実施している。大学独自の「広島文化学園嚶鳴（おうめい）教育奨学金」制度を設けるなど、経済的側面から学生の支援を行っている。広島、呉地域に四つのキャンパスを有し、校地等面積及び校舎面積は設置基準を満たしている。適切な人数で授業運営が行われ、教育研究に必要な設備を整え活用している。キャンパス構内はバリアフリー化の整備が計画的に行われている。チューター制や、「学生生活の満足度調査」によって学生の意見・要望をくみ上げ改善に生かしている。

〈優れた点〉

○学生とのコミュニケーションを重視してチューター制等の仕組みを整備し、入学時から卒業まで一貫した学修支援を行っている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、大学及び学部・学科ごと、大学院及び研究科ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、単位認定基準、卒業認定基準等は明確に示され学生に周知されている。卒業・修了認定は、教授会・研究科委員会の審議を経て、学長が最終決定を行い厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラムマップも作成している。全学的に「教養教育推進委員会」が教養教育の運営に当たっている。教授方法の改善のためアクティブ・ラーニングを推進し、実践報告会の開催、報告書の刊行など重点的に取組んでいる。三つのポリシーを踏まえ、学修成果のアセスメント・ポリシーを定めている。具体的な点検・評価は、「HBG 夢カルテ」「学修履歴証明書」「ジェネリックスキルテスト」といった多様な方法で運用している。「授業評価アンケート」等を実施し、学部長が教員と面談するなど学修指導を改善する取組みを行っている。

〈優れた点〉

○主体的・能動的・協働的な学びであるアクティブ・ラーニングを教育方法の改革として推進し、その実績を報告書としてまとめていることは評価できる。

○入学時から学生が卒業後のなりたい自分（夢）を設定し、その実現に向けた目標を立て、学生自身が自己点検と評価を行う「HBG 夢カルテ」を学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして導入し、チューターによる適切な指導と評価に活用されていることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

教学マネジメントに関わる重要事項は、教授会、教育課程委員会、教学支援センター、政策会議等で審議され、学長が最終的な判断を行っている。一部規則の整備に関する改善点はあるものの、効果的なガバナンス体制が構築されている。理事長直轄の三つのセンターが連携して教学マネジメントを支援する体制が構築されている。教員数は、設置基準に定める教員数を上回っており、適切に教員が配置されている。大学・短期大学 FD 委員会が全学的な FD(Faculty Development)活動を計画し、アクティブ・ラーニング推進を大きな目標の一つに掲げている。教員も SD 委員会の構成員に含めた教職協働体制が整備され、FD・SD 合同研修などが積極的に開催されている。教員の個人研究費は適切に配分され、科学研究費助成事業は申請数・新規採択件数共に増加傾向にある。研究倫理研修会の実施などにより高い倫理性を保持できるよう適切に取組んでいる。

〈優れた点〉

○FD・SD 研修は、4 キャンパスの全職員参加による集合研修が計画的に行われ、また、部門別･職階別など多岐にわたる研修を積極的かつ継続して行われている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

ガバナンス・コード、中期経営計画、財務情報等についてホームページで公表するとともに、中期経営計画の中間報告で目標数値の検証を行うなど実効性のある誠実な運営が行われている。全教職員にハラスメント防止研修を実施し、意識啓発に努めている。理事会

の開催に加え、迅速な意思決定を行うため、理事協議会や「学園経営企画会議」などを開催している。評議員・監事の選任等に関しては、寄附行為に基づいて適切に行われ、監事は監査計画を策定し、監査法人による監査に同席するなど業務監査を行っている。令和2(2020)年度以前の過去5年間の事業活動収支差額比率は、変動幅はあるものの、堅実な財務状況にある。学校法人会計基準、「広島文化学園経理規程」に従って適切に会計処理が行われ、毎月の監査報告により状況把握、改善提案が行われている。

〈優れた点〉

〇中期経営計画の進捗について大学･短期大学協議会で計画内容や目標数値の検証を行い、当該経営計画の年度改訂版の作成に反映させるなど、継続的な努力を図っていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

自己点検・評価委員会を組織し、各部署が自己点検・評価を自主的・自律的に実施し、毎年度、自己点検・評価報告書を刊行し、ホームページで公表している。IR 推進センターを設置し、教学マネジメント強化のため情報の収集・調査・分析を行い、大学の改善・改革行動に寄与している。PDCA サイクルは、概念図で明示され、「中期経営計画 年度改訂版」を策定し、PDCA サイクルの確立に努めている。平成 26(2014)年度の認証評価において指摘された「グローバルビジネス学科、音楽学科の収容定員未充足の改善」については、適切に対応がなされている。

〈優れた点〉

〇IR 推進センターは、内部質保証を中核とした情報の収集、調査・分析を組織的に行い、各種データの一元管理を推進し、教学と経営に関する政策形成、実際の改革・改善行動の具現化に寄与している点は評価できる。

総じて、大学は「学生の成長」を第一に掲げ、誠実・実直に良質な教育実践を遂行している。対話の経営・教育、情報公開・共有、聞く姿勢・アンケート活用をベースに、地域共生を大切にした「対人援助」を中核とした特色のある教育プログラムを、創意工夫を凝らして改善向上に努め、教職員はもとより、学生へ周知し総力結集して大学の使命・教育目的達成に尽力している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「対人援助」を中核とした教育・研究の推進

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、大学学則、大学院学則において、使命・目的を簡潔に文章化して明確に示している。大学は「学習者中心の教育」と「対人援助力を持ち備えた人材育成」という二つの教育方針を挙げ、学部・学科、研究科・課程ごとに特色のある個性的な教育目的を定めている。また、それらは諸媒体に一貫して適切に表現されている。

大学では毎年、自己点検・評価を行い、PDCA サイクルに基づく不断の改革・改善に取組み、平成 7(1995)年の開学以来、学部・学科の設置など地域社会情勢に対応し教育目的を見直し、使命・目的の達成に努めている。

〈優れた点〉

○平成 28(2016)年 11 月に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業において、「地域共生のための対人援助システムの構築と効果に関する検証」が選定され「広島文化学園対人援助研究センター」を設置し対人援助を中核とした教育・研究を推進するなど教育方針の実質化、浸透、向上のための実践は評価できる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育に関する重要事項は、教授会、政策会議、執行部会議、「学園経営企画会議」で繰返し審議され、全教職員が三つのポリシーの策定及び修正に関わっている。建学の精神をは

じめ教育目的、養成する人材等は、「学生生活の手引き」に記載し、学生オリエンテーションで説明するなど学内で共有化を図り、ホームページに分かりやすく示し学外への周知にも努めている。「中期経営計画Ⅳ」に建学の精神「究理実践」、教育理念「『対話』の教育」、教育目的、大学全体の三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを明記し、それらに基づき達成目標と具体的な教育計画を策定している。

大学学則、大学院学則に規定する目的等を踏まえ、学士課程においては 4 学部、大学院においては 2 研究科の教育組織を設置している。各学部は、キャンパスごとに教育組織と事務組織を整備し、教職協働の理念のもと適切に運営されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び各学部・学科、大学院及び各研究科の教育目的を踏まえ、入学者選抜方法の基本方針を学力の 3 要素と関連付けて、アドミッション・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーは学生募集要項、「学生生活の手引き」、ホームページで公表するとともに、入学者選抜説明会・オープンキャンパスなどの機会を通じて周知を図っている。

アドミッション・ポリシーに沿って、多面的・総合的な評価による選抜を実施している。総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜等を整備し、多様な学生を受入れられるようにしている。また、学生の GPA(Grade Point Average)を活用した追跡調査を実施して、その結果を踏まえ入学者選抜制度の検証を行っている。

大学全体の収容定員は概ね適切な学生数を確保しており、収容定員充足率が低い学科については、要因分析や対策の検討を組織的に行っている。

〈参考意見〉

○看護学部看護学科、学芸学部子ども学科の収容定員充足率が低めである点については、現在取組んでいる要因分析や対策による成果が得られ、学科の収容定員が満たされることを期待したい。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「広島文化学園の AO 一貫教育」の実施という教育方針に基づき、教学支援センターと学生生活支援センター等が連携して、教職協働のもと学修支援の基本方針の協議・決定、実施計画の立案、実施を行う体制が整備されている。

オフィスアワー制度の全学的な実施に加え、「HBG 夢カルテ」を活用したチューター制によって学修支援に当たっている。中途退学、休学及び留年への対応についてもチューターが中心となって学修状況の改善を目指し、学生相談室の臨床心理士等と連携して関わっている。障がいのある学生については、支援に関する基本方針を定め、「障害学生支援委員会」を設置して、チューター、授業担当教員等と連携しながら支援に取組んでいる。TA、SA(Student Assistant)制度を整備して授業担当教員の教育活動を支援し、実務の前にはオリエンテーションや研修会を実施している。

〈優れた点〉

○学生とのコミュニケーションを重視してチューター制等の仕組みを整備し、入学時から卒業まで一貫した学修支援を行っている点は評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職・キャリア支援及び資格取得支援の充実・発展を図ることを目的に就職・キャリア支援センターを設置し、キャリアカウンセラーを配置している。体系的なキャリア教育の実践として各学科の教育課程にキャリア系科目を開設しており、インターンシップについては意義あるものとなるよう受入れ企業との連携や学生の指導・支援を行っている。オリエンテーションやゼミ等の授業において、就職・キャリア支援センター職員やチューターによる進路選択に関する指導やガイダンスを行っている。資格取得対策や教員採用試験・公務員試験対策として各種セミナーや個別指導を年間を通して実施している。卒業生の就職先の企業等を対象としたアンケート調査を行って教育の効果及び学生が修得した学修の成果等を把握するとともに、明らかになった課題を教育内容の改善に役立てている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活支援を統括する学生生活支援センターを設置し、そのもとに各学部の学生生活委員会を置き、学生部学生課とともに組織的な取組みを推進している。日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体奨学金のほか、大学独自の「広島文化学園嚶鳴教育奨学金」制度を設けるとともに、規則に基づいて授業料の延納・分納を認めるなど、経済的理由により就学が困難な学生の支援を行っている。学生自治会の活動に対する自治会参与教員による支援、クラブ・サークル活動への助成、ボランティア担当教員によるボランティア活動の推奨・支援といった課外活動への支援を行っている。各キャンパスに保健室・学生相談室を設置し、保健師・臨床心理士を配置して、学生の健康相談・心的支援・生活相談に応じている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

広島、呉地域に四つのキャンパスを有し、校地等面積及び校舎面積は設置基準を満たしており、教育研究に必要な設備を整え活用している。各キャンパスの耐震改修は一部を除き終了しており、ホームページで耐震化状況を公表している。

図書館は各キャンパスに設置され、どの図書館からでも貸出・返却が可能な体制を整備するなど、利用者の利便性が図られている。各キャンパスに「コモンズスペース」を設けるとともに、ICT（情報通信技術）を利用した授業支援システムの導入など、学修環境は適切に整備されている。

キャンパス構内は､バリアフリー化のための施設･設備の整備が計画的に行われている。

授業に当たっては､科目内容や教室環境に応じて授業を複数開講するなどの運用を行い、適切な人数で授業が行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、チューターが行う他、学生が参画する教育改善委員会や食堂運営協議会、学生自治会を通じて学生の代表から聞く機会を設けている。2 年次と卒業時に行う「学生生活の満足度調査」によって、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げ、それぞれの改善に生かすとともに、集計結果をホームページで公表している。入学時には「広島文化学園大学・短期大学保健調査票」により、心身の健康や日常生活の状況、修学上の支援や相談希望の有無について把握し、チューター、保健師及び臨床心理士が連携して要望への対応を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、大学及び学部・学科ごと、大学院及び研究科ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、「学生生活の手引き」、ガイダンスで周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準が学則、「履修規程」で定められ、「学生生活の手引き」「履修の手引き」等に明確に示され学生に周知されている。

成績評価基準及び評価方法として、学修への取組み状況とその態度、試験、レポート、論文等が占める割合をシラバスに示し、成績を総合的に判断し決定している。また、GPA 制度を活用して学業不振学生への指導や成績優秀者への対応がなされている。各授業における到達目標設定に向け、新たな GPA の活用についても検討中である。単位認定は、シラバスに示された方法で科目担当教員が行い、卒業・修了認定については、学部の教授会・研究科委員会の審議を経て、学長が最終決定を行っており、厳正に運用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに掲げた人材を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、「学生生活の手引き」「履修の手引き」等で周知している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を可視化するためのツールとしてカリキュラムマップを作成している。シラバスはナンバリングされ、学生の計画的な学修を支援する内容となっている。また、キャップ制を設け、適切な学修量を確保するための工夫がなされている。

全学的な組織である「教養教育推進委員会」が教養教育の運営に当たり、人間力、専門力、キャリア形成力を総合的に育成できるようにしている。教授方法の改善を進めるために、「授業評価アンケート」の実施・分析・フィードバック、授業公開などの取組みを行っている。特に、アクティブ・ラーニングの推進については、導入実績の調査、実践報告会の開催、報告書の刊行を行い、重点的に取組んでいる。

〈優れた点〉

○主体的・能動的・協働的な学びであるアクティブ・ラーニングを教育方法の改革として推進し、その実績を報告書としてまとめていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生が身に付けるべき学修成果をディプロマ・ポリシーに明示し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の評価に関する方針として、アセスメント・ポリシーを定めている。学修成果の具体的な点検・評価は、GPA、修得単位数、免許資格取得状況、退学率、休学率、就職率、「学生生活の満足度調査」「卒業生に関するアンケート調査」「HBG 夢カルテ」「学

修履歴証明書」「ジェネリックスキルテスト」といった多様な方法で運用している。

また､「授業評価アンケート」「学生生活の満足度調査」「卒業生に関するアンケート調査」等に関し、適切に実施されている。その結果についてホームページで公開するとともに、教員等にフィードバックされ、必要に応じて学部長が教員と面談するなど教育内容・方法及び学修指導を改善する取組みを行っている。

〈優れた点〉

○入学時から学生が卒業後のなりたい自分（夢）を設定し､その実現に向けた目標を立て、学生自身が自己点検と評価を行う「HBG 夢カルテ」を学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして導入し、チューターによる適切な指導と評価に活用されていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務は「広島文化学園大学・短期大学組織規程」において規定されており、教学マネジメントに関わる重要事項は、教授会、教育課程委員会、教学支援センター、政策会議等で審議され､全教職員が認識を共有する体制のもと､「学園経営企画会議」等を通じて理事長とも密接な連携をとりながら、学長が最終的な判断を行っている。一部改善を要する点はあるものの、効果的に職務が遂行されるガバナンス体制が構築されている。

学長の補佐体制として、副学長、学長補佐を置き、その職務内容については､「広島文化学園大学・短期大学組織規程」で明確にされ、リーダーシップを適切に発揮するための体制を整えている。

大学全体の統一的な管理・運営体制として学長のもと六つのセンターが置かれ、また理事長直轄の三つのセンターが連携して教学マネジメントを支援する体制が構築され、各センター及び委員会に事務職員を加えるなど教職協働の体制が整備されている。

〈改善を要する点〉

○広島文化学園大学教授会規程第 5 条第 1 項第 3 号に基づく学長が定める教育研究に関する重要な事項に関し、学長があらかじめ定め、周知していない点について改善を要する。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等については、「広島文化学園大学人事委員会規程」「広島文化学園大学教授等選考規程」及び「広島文化学園大学教授等選考細則」にのっとって適切に実施されている。教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準に定める必要な教員数を上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。

大学・短期大学 FD 委員会が全学的な FD 活動の実施計画を決定し、各学部 FD 委員会が、講演会・研修会等の企画・実施、学生の「授業評価アンケート」の実施及び分析と教員へのフィードバック、アクティブ・ラーニングの企画及び実施・評価、ティーチング・ポートフォリオの作成及び授業改善を遂行している。特に、アクティブ・ラーニング推進を大きな目標の一つに掲げ、全学のアクティブ・ラーニング実施率の目標値に達するよう努力をしている。全教職員と教育連携校の高校教員を対象とした研修会を開催し、当該内容を「アクティブ・ラーニング推進報告書」として毎年刊行し、改善に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は「広島文化学園 SD 委員会規程」に基づき、教員も SD 委員会の構成員に含めた教職協働体制が図られており、毎年 10 回以上開催し適切に実践されている。

令和 2(2020)年度 SD・FD 研修計画に記載された年間計画にのっとって、FD・SD 合同研修会、補助金研修、総務研修（総務部門、庶務部門、会計部門）、職場内研修が計画的に行われている。

研修は「学園内研修」「職場内研修」「外部研修」に区分して計画され、役職者、中間管理職、初級・中級職員対象の職階別研修を開催するなどの工夫が行われ、職員の能力・資質向上に努めている。

〈優れた点〉

○FD・SD 研修は、4 キャンパスの全職員参加による集合研修が計画的に行われ、また、部門別・職階別など多岐にわたる研修を積極的かつ継続して行われている点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には研究室が確保され、研究環境は適切に整備されている。

教員の個人研究費は「広島文化学園大学・短期大学個人研究費規程」に基づき適切に配分され、競争的資金獲得推進に向けては「科学研究費助成事業獲得に向けた研修会」の開催、相談窓口開設による研究計画書作成及び応募の支援により、申請数・新規採択件数共に増加傾向にある。また、採択された教員に対する個人研究費の増額を行っている。

研究倫理については、各学部において「研究倫理委員会規程」を制定し、複数教員から成る倫理審査委員会により適切な審査が行われている。また、「広島文化学園大学・短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、毎年 1 回全教職員を対象とした研究倫理研修会の実施、研究倫理 e ラーニング受講義務化などにより高い倫理性を保持できるよう適切に取組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、ガバナンス・コード、中期経営計画、その他学校教育法施行規則等で指定さ

れている決算関係の財務情報や教育情報についてホームページで積極的に公表し、学校法人として高い規律、誠実性をもった適切な運営が行われている。

中期経営計画は小冊子にし、全教職員に配付して共有化を図るとともに、中間報告ではSWOT 分析の結果に基づき事業内容や目標数値の検証を行い、翌年度の事業計画や予算策定に反映させるなど、大学の使命・目的を実現するために実効性ある継続的な努力がなされている。

「広島文化学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、全教職員に対するハラスメント防止研修を毎年実施し、意識啓発及び防止に努めている。

「広島文化学園危機管理規程」「広島文化学園危機管理マニュアル」を策定し、定期的に職員に対する研修・訓練を実施するなど、安全管理に努めている。

〈優れた点〉

○中期経営計画の進捗について大学･短期大学協議会で計画内容や目標数値の検証を行い、当該経営計画の年度改訂版の作成に反映させるなど、継続的な努力を図っていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事を適正に選任し、定例の理事会に加えて、臨時理事会を開催するなど、必要に応じ理事会が招集・開催されている。また、法人経営の業務執行の迅速な意思決定を行うため、理事協議会や「学園経営企画会議」などを開催している。

理事会等での審議や協議をより効果的にするため、理事の役割分担がなされ、大学担当者との意思疎通、連携が適切に図られている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長の協議機関として「学園経営企画会議」を設置し、法人経営における課題、大学運営における課題など重要事項について協議し、迅速な意思決定と相互チェック体制を構築している。また、執行部会議、政策会議を設置することで、法人及び大学の各管理運営

機関の意思決定の円滑化を図っている。

評議員の選任等に関しては、寄附行為に基づいて適切に行われており、評議員会の開催についても適切に行われている。

監事の選任等に関しては、寄附行為に基づいて適切に行われており、監事は法人の業務、財産の状況、理事の職務執行の状況等に関し、理事会、評議員会、理事協議会において適切に意見を述べている。また、監事は監事協議会において当該年度の監査計画を策定し、計画的に監査法人監査に同席するなど適切に業務監査を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務については、「中期経営計画Ⅳ」において「戦略Ⅱ 財政基盤の強化」に四つの具体的な達成目標を掲げ、取組みを実践した上で、継続的見直しが行われている。法人の経営状況、経営方針、予算編成の指示事項は、全教職員に対して説明・周知がなされている。

「中期経営計画Ⅳ」第 6 章財務に掲げた行動指針のもと、安定した財務基盤の確立を目指している。令和 2(2020)年度以前の過去 5 年間の事業活動収支差額比率は、新学部設置投資、新学部学生募集、学生生徒等納付金増額改定などにより変動幅はあるものの、繰越支払資金は着実に積上げられている。

「広島文化学園外部資金獲得委員会」を設置して、私立大学等経常費補助金特別補助や科学研究費助成事業の獲得件数増加を目指し、研究の申請者・採択者に対する個人研究費の加算制度を設けるなどの改善を図っており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が行われている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、学校法人計算書類記載要領に基づき、「広島文化学園経理規程」に従って適切に会計処理が行われている。会計処理に対しては経常的な書類チェックとともに、法人事務局による月次チェックが行われ、会計担当者の習熟度向上への取組みとして会計に関する SD 研修会を年 5 回開催し、事務処理の統一化、効率化が図られている。予算編

成については、必要に応じて補正予算を編成し、理事会、評議員会に提出が行われている。

会計監査人による往査は、監査計画に基づき年 7 回実施されており、その際は監事も出席している。また、監事による監事監査計画書に基づき毎月の監査報告による状況把握、改善提案が行われている。なお、法人事務局、監事、会計監査人の三者は年度監査前に意見交換を行い、三者間で情報の共有化が図られている。

法人の財務状況に係る情報は、ホームページでの公表とともに、各キャンパス事務室に備え置き、閲覧に供している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条及び「自己点検・評価規程」に基づき各学部に自己点検・評価委員会を組織し、中期経営計画の学部教育方針・教育計画の実践結果に関する自己点検・評価を中心とした活動を積極的に展開している。大学・短期大学協議会では事業計画の中間報告会を開催し、年度末には自己点検・評価を総括している。

「中期経営計画Ⅳ検討プロジェクト」を設置し、「中期経営計画 年度改訂版」を策定して、PDCA サイクル確立の推進に努めている。

「広島文化学園就業規則」第 3 章「服務規律」において、服務の根本基準や信用失墜行為の禁止等、具体的な遵守事項を定め、「広島文化学園公益通報等に関する規程」を制定し、法令遵守の徹底を図っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価規程」に基づき自己点検・評価委員会を組織し、各部署が年度ごとに教育課程、学生支援、就職支援、地域貢献、FD・SD 活動、管理運営、財務状況、入学試

験・学生募集などについて自己点検・評価を自主的・自律的に実施し、更なる質の向上を目指している。また、個人による自己点検・評価は、年度目標を設定し年度末に評価を実施している。自己点検・評価の結果は、毎年、自己点検・評価報告書を刊行し、ホームページでも公表している。

「IR 推進センター規程」を定め IR 推進センターを設置し、学長を中心とした教学マネジメントの強化による内部質保証を中核とした IR 機能を充実させ、情報の収集、調査・分析を組織的に行い、「学園経営企画会議」等に報告している。IR 推進センターの下部組織として「教育の質の保証プロジェクト」を設置し、「学修履歴証明書」の活用を推進している。

〈優れた点〉

○IR 推進センターは、内部質保証を中核とした情報の収集、調査・分析を組織的に行い、各種データの一元管理を推進し、教学と経営に関する政策形成、実際の改革・改善行動の具現化に寄与している点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証及び PDCA サイクルの仕組みは、「中期経営計画Ⅳ」第 16 章自己点検・評価において、概念図を用いて明確に示されている。各学部・学科及び研究科は三つのポリシーに基づき自己点検・評価を行い、改善すべき事項等について検証し報告している。

人間健康学部については、設置計画に基づき順調に履行しており、毎年、設置計画履行状況報告書を文部科学省に提出している。

平成 26(2014)年度認証評価において指摘された「グローバルビジネス学科、音楽学科の収容定員未充足の改善」については、社会情報学部の募集停止と平成 30(2018)年 4 月の人間健康学部の設置認可申請、音楽学科は検討プロジェクトを設置し、平成 29(2017)年以降収容定員を充足している。

〈参考意見〉

○学長が教授会に意見を求める事項が一部定められていないため、内部質保証の機能性の一層の向上に取組まれることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・社会貢献

Ａ－1．大学の資源を活用した地域連携・社会貢献活動

A-1-①　社会連携センターを中心にした地域連携事業

A-1-②　社会連携センターを中心にした社会貢献事業

【概評】

大学の所有する知的財産を積極的に提供し、地域連携・社会貢献を大学の使命としており、その使命を達成するために、社会連携センターを設置している。学部の特性を生かして、センターの三つの部門のうち、看護学部が地域連携活動を、人間健康学部が産学連携活動を、学芸学部が生涯学習活動を担当している。地域連携事業に関する取組みとして、地元自治体との包括連携協定に基づく健康づくりの推進や文化の振興に関する各種行事、学生が主体的に地域と関わる多様な課題解決学修などを実施している。社会貢献事業に関する取組みとして、履修証明付きプログラムである「認知症看護エキスパート養成プログラム」や教員の学び直しに配慮した教員免許状更新講習を実施し、リカレント教育の充実を図っている。また、生活・文化講座や音楽園講座などの生涯学習講座、音楽療法公開講座、看護公開講座、テニス教室などを実施している。地域の特色を生かし、地域連携・社会貢献事業の組織的、計画的な取組みによって、私立大学等改革総合支援事業の「地域連携」に 5 年連続で採択され、地域への学びの機会提供と地域の活性化に寄与している。今後も大学周辺地域の特性を生かした取組みを検討しており、その成果が期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「対人援助」を中核とした教育・研究の推進

(1) HBG(Hiroshima Bunka Gakuen)対人援助研究センターの設置～研究ブランディング事業の選定～

広島文化学園大学（以下「本学」という。）は、平成 28(2016)年度に、学長を本部長とする HBG 対人援助研究センターを設置し、研究テーマ「地域共生のための対人援助システムの構築と検証」について、文部科学省私立大学等研究ブランディング事業の選定を受け、令和元(2019)年度までの間、大学ブランド力の向上に向けて、全学的な取組を着実に実行した。

事業実施に当たっては、呉 阿賀キャンパスに看護・医療福祉研究部門、広島 坂キャンパス・呉 郷原キャンパスにスポーツ・健康福祉研究部門、そして広島 長束キャンパスに子ども子育て支援・教育福祉研究部門の 3 研究部門を置き、対人援助プログラムやサポーター養成プログラムの開発を目指して、公開講座やシンポジウムの開催をはじめ年次計画に基づき多様な教育研究活動を展開した。

事業を推進する際には、看護師、保健師、教師、保育士、社会福祉士、健康運動指導士などの対人援助の専門職を目指す学生を活動に参加させるとともに、地域の方々の集いの場として「来んさいカフェ」を提供するだけでなく、集会所や公民館で出張型の「来んさいカフェ」を開設するなど、多様な活動を計画的に実施した。

事業実施をとおして「対人援助」をテーマとした授業を全学部・学科の教育課程に位置

づけ、本学で学ぶ全ての学生に、対人援助の基礎となる心構え、知識、技術を身に付けさせた。また、ジェネリックスキルテストによって学生の成長をリテラシーとコンピテンシーの側面から確認し、学生自身に自己の成長を点検評価させるとともに、進学や就職支援のための個人面談等に活用することが出来た。

(2)「対人援助」を中核とした教育・研究への展開

研究ブランディング事業については、学園の教育方針の一つである「対人援助」を推進するため「学校法人広島文化学園中期経営計画」に明記し、本学の目指すべき方針として共通理解を図ってきた。「学校法人広島文化学園中期経営計画Ⅳ」第 12 章では「研究と教育のダイナミックな連携」を重点戦略として位置づけ、対人援助を中核とする教育研究の更なる発展・充実に向けて全学的に取組を推進している。

こうした取り組みの結果として教員の共同研究の推進だけでなく、学生の研究への参加等により、きめ細かな学修支援・学生生活支援につながり、学生の意識やレベルの向上がみられるようになってきた。また、教職員は、学長の教学方針を常に念頭におき、研究ブランディングをテーマとした FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修、科研費獲得に係る研修等をとおして、組織の一員として研究と教育の関連付けを共通理解しながら取組を進めることができるようになってきている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 7(1995)年度
所在地　　広島県呉市郷原学びの丘 1-1-1
　　広島県呉市阿賀南 2-10-3
　　広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 3-3-20
　　広島県広島市安佐南区長束西 3-5-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会情報学部※	グローバルビジネス学科　健康福祉学科
看護学部	看護学科
学芸学部	子ども学科　音楽学科
人間健康学部	スポーツ健康福祉学科
看護学研究科	看護学専攻
教育学研究科	子ども学専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 15 日	実地調査の実施　　11 月 15 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 17 日	11 月 17 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 11 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

46 びわこ学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

学校法人滋賀学園において育成を目指す人物像を掲げ、寄附行為第３条で法人の目的を、学則第１条第１項において大学の目的を示している。

使命・目的及び教育目的には、大学の個性・特色である「教育」と「福祉」に視点を置き、「地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成」と具体的に明示しており、学生が「行きたくなる大学」となるよう組織として取組んでいる。その策定には役員、教職員が関与・参画し、学内外への周知を行っている。

使命・目的及び教育目的を具現化するため「中長期ビジョン」には四つの方針が示され、ビジョンに沿って 17 項目から成る「中期目標・中期計画」が定められている。

学科ごとに大学の使命・目的及び教育目的を実現するための三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が定められ、教育体制と教育内容の整合性が図られている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、全ての学科において学力の３要素に基づいた内容となっており、各入試の選考方法と学力の３要素に基づいた評価の関係について明記し、高校生や保護者、高等学校教員等に分かりやすく周知している。

学修支援体制は、「学生カルテ」を活用し最新の学生情報を教員と職員が共有して、一人ひとりの学生に対し中途退学、休学及び留年の対策を含めて、きめ細かい学修支援ができる体制を構築している。また、4 年間一貫した学びの記録ファイル「学修の記録」を全学生に配付し、クラス・ゼミ担当教員との面談時に確認している。

教育課程内におけるキャリア支援に加え、大学独自のサポート体制として「教師塾」「福祉塾」「仕事塾」で構成された「びわ学キャリア塾」を実施し、学生の進路・就職に対する希望に合わせたキャリア支援を行っている。

〈優れた点〉

○在学中の学びの記録ファイルとなる「学修の記録」は、学生が 4 年間の学修計画を立て、その進展状況を自ら確認・評価することができる取組みであり評価できる。

○全学的なキャリア支援体制として、1 年次から大学独自の進路支援「びわ学キャリア塾」を実施し、学生一人ひとりの進路希望に合わせたキャリア支援を組織的・計画的に実施していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

学科ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、学生に周知するとともに点検を定期的に行っている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が策定され、成績評価が行われている。これらの基準はディプロマ・ポリシーに基づいた見直しを行っているところである。

各学科の教育課程の編成については、カリキュラムマップにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び授業科目の対応を明らかにしている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的編成となっており、カリキュラムマップと科目ナンバリングとして「学生ハンドブック」に明示されている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用を行っており、学科別にディプロマ・ポリシー対応ルーブリックを用いて担当教員と学生とが面談し、達成度を確認することで学生個々の学修成果を点検・評価する仕組みが構築されている。

「基準４．教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮については、「理事会業務委任規則」で、学長が大学を統括し運営に当たる権限と責任が定められ、「教授会規程」で、学長が決定するに当たり審議し意見を述べる事項を定めている。また、学長の補佐体制については、「びわこ学院大学組織運営規程」により、学部長による学長の補佐体制及び役職者並びに各委員長の権限と責任を明確に示し、教学マネジメントを構築して有効に機能させている。

教員組織は、設置基準、各種免許・資格関係の認定基準などで規定する必要専任教員数を確保し、適切に配置しており、教員の採用及び昇任も適切に行っている。

FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)活動は、適切に行われている。特に、授業 5 週目の授業改善アンケートは、教員の授業改善と受講学生の学びやすい環境を受容できる仕組みとなっている。

研究活動は、研究に必要な環境が適切に整備され、外部資金の導入促進を図っている。

〈優れた点〉

○「教育研究活動自己目標設定報告書」「教育研究活動等の業績申告票」及び「教育研究活動等自己評価報告書」により、教員評価を実施し、学長が全教員の年間実績を評価して、教授会で総評を述べている点は、高く評価できる。

○大学における IR 機能の充実のため、職員二人に養成講座を受講させ、IRer(Institutional Researcher)の資格を取得させたことは評価できる。

○具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、年１回コンプライアンス研修会を実施し、原則として全教職員に出席を求めた上で、事後に「理解度チェック」と「誓約書」の提出を求めていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営・管理については、教育基本法、学校教育法及び各法令を遵守し、寄附行為及び「理事会会議規則」などに基づき、規律ある管理運営を適切に行っており、経営及び大学運営の一貫性、誠実性を維持している。

予算計画・事業計画等は、「学校法人滋賀学園中期計画」に基づき、令和元(2019)年度から 5 か年の財務計画表を策定し、人件費比率・教育研究費比率・管理経費比率の目標値を定めている。また、予算編成作業においては、教職員へ予算編成方針を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行っている。

会計処理は、学校法人会計基準、「経理規程」等に基づき、適切に処理されており、監事は、財務担当者から決算概要の聴取、業務執行状況や財産内容等の監査を実施するなど、会計監査を行う体制は整備され、厳正に実施されている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のため、「内部質保証の方針」を定めており、全学レベルの質保証のための組織として、教授会の傘下に「自己点検・評価委員会」を設置している。

「中期目標・中期計画（2019～2023 年度)」に基づき、定期的な自己点検・評価を実施している。令和 2(2020)年度より外部評価委員会を設置している。

大学は開学以来､教育理念を具現化するための学科ごとの三つのポリシーを起点として、内部質保証の方針にのっとり、その責任・役割について、全学レベル、部局レベル、構成員レベルに区分し、区分ごとに PDCA サイクルを定め実践し、その結果が「中期目標・中期計画（2019～2023 年度)」に基づいた年次計画として各学科・委員会によって教育の改善・向上に反映されている。

総じて、学校法人滋賀学園において育成を目指す人間像として「地域に貢献できる人材の育成」が掲げられ、学科ごとの三つのポリシーを起点として、内部質保証の方針にのっとり、その責任・役割について、「中期目標・中期計画（2019～2023 年度)」の年次計画として全学的に方針が明示され､恒常的な組織体制及びシステムと責任体制が機能しており、自己点検・評価結果に基づく改善が継続的に行われ、大学の教育・研究と地域貢献に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・貢献」「基準 B.教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 全学生参加の卒業研究発表会
2. 地域における教育実践活動

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人滋賀学園において育成を目指す人物像として「学校法人の建学の精神」が掲げられ、寄附行為第 3 条で法人の目的が、学則第 1 条第 1 項において大学の目的が示されている。

学則第 1 条第 2 項で子ども学科の目的を、第 3 項でスポーツ教育学科の目的を平易な文章を用いて簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的には、大学の個性・特色である「教育」と「福祉」に視点を置き、「地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成」と具体的に明示している。

また、時代の変化に対応していくため必要に応じて学科及び教育課程の見直しを行っており、学生が「行きたくなる大学」となるよう組織的に取組んでいる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は学則に規定され、役員、教職員が策定に関与・参画しており、学内外の周知をホームページ、大学案内、広報誌、同窓会誌、企業向けパンフレット、「学生ハンドブック」等の印刷物に掲載して行っている。

使命・目的及び教育目的を具現化するため「中長期ビジョン」には四つの方針が示され、ビジョンに沿って 17 項目から成る「中期目標・中期計画」が定められている。

学科ごとに大学の使命・目的及び教育目的を実現するための三つのポリシーが定められ、教育体制と教育内容の整合性が図られている。

小規模校の利点を生かした体制が整備され、使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、全ての学科において学力の 3 要素に基づいた内容である。また、各入試の選考方法と学力の 3 要素に基づいた評価の関係については、表形式での明記や「Web オープンキャンパスサイト」を開設し掲載するなど、高校生や保護者、高等学校教員等に周知の徹底を図っている。

「入学者選抜規程」及び「入学試験の組織体制」に基づき適切な体制のもとに入学者選抜を実施し､入学後は入試種別ごとに実施方法と成績評価の両面からの確認を行っている。入試問題は、大学の教員による入試問題作成チームで作成されている。

学科により多少の増減はあるものの、令和元(2019)年度から学部の入学定員充足率は満たしており、入学定員に沿った学生受入れ数を維持している。

〈参考意見〉

○スポーツ教育学科の収容定員充足率を高めるための更なる取組みが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生カルテ」を導入し最新の学生情報を教員と職員が共有している。一人ひとりの学生に対し中途退学、休学及び留年の対策を含めて、きめ細かい学修支援がなされている。また、履修指導は教務課職員を中心に、入学時に 4 年間を見据えた履修計画及びこれを踏まえた進路指導がなされている。また、学生自身が記録する「学修の記録」の内容は各学期の前後でのクラス・ゼミ担当教員と学生間で互いに確認され、記録内容に基づく助言・

支援を行っている。

障がいのある学生への配慮として「修学特別支援室」運営会議委員、養護教諭等が入学前に面談を行い、必要な支援の内容を確認している。また、オフィスアワー制度では、全教員が相談可能な曜日と時間帯を設定し、学生が必要に応じて利用できる体制を整えている。授業支援については、平成 29(2017)年度より SA(Student Assistant)制度を導入し、実技や演習の授業を中心に活用している。

〈優れた点〉

○在学中の学びの記録ファイルとなる「学修の記録」は、学生が 4 年間の学修計画を立て、その進展状況を自ら確認・評価することができる取組みであり評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学的なキャリア支援として実施している「びわ学キャリア塾」は、「教師塾」「福祉塾」「仕事塾」で構成され、学生の進路・就職に対する希望に合わせた体制となっている。また、進路・就職支援課と担当教員が連携し、相談・助言体制を整備し適切に運営している。

学生の希望に即した「びわ学キャリア塾」等の支援体制は、令和 3(2021)年 3 月の卒業者の就職率 100%の達成や、教員採用試験及び公立幼保採用試験合格者数の増加からもその効果がみられる取組みである。

1 年次に職業観の醸成、プレゼンテーション能力の向上を目的に「スタディ・スキルズⅠ」「スタディ・スキルズⅡ」を、2 年次に進路選択に向けた確認点の理解等を目的に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講し、教育課程内におけるキャリア支援を実施している。

〈優れた点〉

○全学的なキャリア支援体制として、1 年次から大学独自の進路支援「びわ学キャリア塾」を実施し、学生一人ひとりの進路希望に合わせたキャリア支援を組織的・計画的に実施していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスと厚生補導業務を所轄する組織が設置されており、学生生活全般に関する支援及びそのあり方などについて検討され適切に機能している。同時に、学生委員会が中心に進路・就職支援課及び学生支援課とともに学生からのさまざまなニーズに対応している。

学生に対する経済的な支援として、日本学生支援機構奨学金とともに独自の奨学金制度であるスポーツ特待生・スポーツ特別奨学生・ファミリー優遇制度・資格取得奨励金制度・公務員奨励金制度を設け、活用している。また、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済的な支援として、全学生に対して一律に給付金を支給し、授業料の納付猶予などの対応を行った。

学生の健康相談、心的支援、生活相談については、保健室、学生相談室が対応している。また、特別な支援を必要とする学生に対しては、「修学特別支援室」と関係教職員が連携して情報を共有し、合理的配慮を行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は、設置基準を満たした面積を有している。講義室、特別講義室、実習室、コンピューター室、図書館、体育館、運動場、研究室など教育目的を達成するための環境は適正に整備され、有効に活用されている。

校舎は全て耐震基準を満たしており、バリアフリーへの対応、学内 LAN 等の情報教育基盤も整っている。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うオンライン授業実施に当たり、学生に対しノートパソコンの無償貸出を行っている。オンデマンド講義を録画するための収録スタジオも完備している。

授業は学生数に応じたクラスサイズとなっており、コロナ禍においても教育効果を十分上げられるように学生の安全と快適な教育環境の確保を優先して対応している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業については第 5 週目を目安に「授業改善アンケート」を、学期末に「授業評価アンケート」を実施し、集計結果は各教員にフィードバックしている。また、学修支援に関する学生の意見・要望は、「卒業時アンケート調査」結果及び隔年で実施している「学生生活に関するアンケート調査」結果の分析、「学長と学生の懇談会」で出された意見などをもとに、各年度の学修支援に関する効果を検証し学修支援に取組んでいる。

学生生活に対する学生の意見は、クラス・ゼミ担当教員が各学期に個別面談を行い、学業面・生活面ともに充実した学生生活を送れるように助言や指導を行っている。健康面の相談については、学生相談室や保健室が対応し、関係教職員で情報共有を行い、必要に応じて迅速かつ適切に支援等ができるように努めている。

学修環境に関する学生の意見・要望は「図書館利用に関するアンケート」や「学生生活に関するアンケート調査」を実施し、具体的に年度の修繕計画に反映させ学修環境の改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは学科ごとに教育目的を踏まえて策定されており、令和 2(2020)年度に点検がなされ、「学生ハンドブック」やホームページを通じて公開され、入学時の履修オリエンテーションや学外実習オリエンテーションを通じて学生に周知されている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、学生に周知している。また、現在、ディプロマ・ポリシーに基づいた各基準の見直しを行っている。単位認定は「びわこ学院大学教育福祉学部授業科目履修及び試験等に関する規程」第 14 条、進級は同第 39 条の 2、卒業資格については同第 38 条にそれぞれ基づいて厳正に認定されている。また、卒業は学則及び規則で定められた単位認定、原級留置、卒業資格の要件・基準等に基づいて、卒

業判定教授会において審議の上、学長により厳正に認定されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーが策定され、「学生ハンドブック」、ホームページに明記され、学生に周知されている。

カリキュラム・ポリシーに沿ってカリキュラムマップが作成され、授業科目が対応しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されている。

教養科目については学部共通科目として設定されており、教養教育の理念・目的のもとで開講されている。大学の FD 委員会が教授方法の工夫や開発のための「授業改善アンケート」「授業評価アンケート」「FD 研修」を行うとともに、公開授業を効果的に実施している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価のため、学科ごとにディプロマ・ポリシー対応ルーブリックを作成している。これに基づき、年度ごとに担当教員と学生とが面談を行って達成度を確認することで、学生個々の学修成果を点検・評価する仕組みを構築している。令和元(2019)年度からは「卒業時アンケート」回答時に学生に自己評価を課してディプロマ・ポリシーの達成度を確認している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて「授業改善アンケート」及び「授業評価アンケート」を分析し、その結果を教員にフィードバックしている。令和 2(2020)年度はオンライン授業形態に関する学生アンケートを実施し、その結果の確認・分析を通じて、担当科目の授業内容や指導方法の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「理事会業務委任規則」に、学長が大学を統括し運営に当たる権限と責任を、教授会規程に、学長が決定するに当たり教授会において審議し意見を述べる事項を定めている。また、法人及び大学の責任者で構成する「大学運営協議会」を設置し、法人と大学の連携を確保して、適切に運営している。学長は教授会と「企画運営会議」を招集し、意思決定及び教学マネジメントにおいて、適切にリーダーシップを発揮している。

「びわこ学院大学組織運営規程」により、学部長による学長の補佐体制及び学長、学部長、学科長、総務部長、教務部長、学生部長、図書館長及び各委員長の権限と責任を明確にするなど、教学マネジメントを構築して有効に機能させている。

「事務組織規程」において、各部署の業務と権限及び責任を定め、教学マネジメント遂行に必要な職員を適切に配置し、課長級以上の職員は、各委員会において委員を担い、教職協働による大学運営を機能的に行っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織は、設置基準、各種免許・資格関係の認定基準などで規定する必要専任教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用及び昇任は、「教員選考規程」「教員選考規程運用内規」などに基づき、人事委員会が中心となり、教授会、理事会の審議を経て、教育目的と教育課程に即して適切に行っている。

FD 委員会を中心に、教員の資質・能力向上のため、FD 研修会、公開授業を実施している。また、学生による授業改善及び授業評価アンケートを実施し、集計結果を教員にフィードバックして、その改善策やコメントを FD 委員長に報告している。全体の集計結果はホームページで公表し、個別授業の集計結果及び担当教員のコメントは、学内のポータルサイトにより、学生及び教職員に公開するなど、教育内容・方法等の改善に努めている。

なお、令和 2(2020)年度はオンライン授業に関するアンケートを実施し、学修状況の把握にも努めている。

〈優れた点〉

○「教育研究活動自己目標設定報告書」「教育研究活動等の業績申告票」及び「教育研究活動等自己評価報告書」により、教員評価を実施し、学長が全教員の年間実績を評価して、教授会で総評を述べている点は、高く評価できる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務局全体の研修の場として、SD 研修会を時宜にかなったテーマを設け年間 1、2 回実施している。また、大学関係団体等により開催される学外研修会は、職員の知識習得の機会となることから、年齢層を問わず、積極的な参加を促しているが、令和 2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンラインによる研修会を積極的に活用している。

大学における IR 機能充実のため、職員二人が専門的な資格を取得している。また、自己啓発による研修機会を増やすため、受講料及び交通費の支給等も行い、積極的な支援を行っている。

〈優れた点〉

○大学における IR 機能の充実のため、職員二人に養成講座を受講させ、IRer(Institutional Researcher)の資格を取得させたことは評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には、ネットワーク環境など研究に必要な設備の整った個室の研究室が配置され、個人研究費が大学から支給されている。また、教員本人の申請により、週 1 日の研修日が認められるなど、研究環境は適切に整備されている。また、「国内研究員規程」「在外研究員規程」が定められており、国内外の大学・研究機関への研究や調査派遣を行い、研究の活性化を図る体制を整えている。

研究者等の行動規範、「人を対象とする研究倫理ガイドライン」「研究活動の不正行為の防止に関する規程」など研究倫理に関する学内規則を制定し、コンプライアンス研修会を実施するなど研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

「科研費応募要項説明会」を年 1 回開催し、科学研究費助成事業への申請を教員に促すとともに、「共同研究費規程」により共同研究への支援体制を確立するなど、外部資金の導入促進を図るとともに、研究活動を研究費の面で支援している。

〈優れた点〉

○具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、年 1 回コンプライアンス研修会を実施し、原則として全教職員に出席を求めた上で、事後に「理解度チェック」と「誓約書」の提出を求めていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法、学校教育法及び各法令を遵守し、寄附行為及び「理事会会議規則」などに基づき、規律ある管理運営を適切に行っている。また、「大学運営協議会」において、大学運営に関わる重要事項について意見調整を図り、経営及び大学運営の一貫性、誠実性を維持している。

使命・目的達成のため、理事会及び教授会などの審議のもと、教職員が連携し協力し合いながら、戦略的かつ継続的な取組みを続けている。「公益通報者保護規程」など人権に配

慮する各種規程の整備、人権研修会、ハラスメント研修会の実施、「危機管理委員会」の設置、「危機管理対応要項」の作成、節電対策などの取組みを行い、人権意識の徹底、防災意識の高揚、環境への配慮など、組織的に取組んでいる。

なお、新型コロナウイルス感染症対策本部を令和 2(2020)年度に設置し、感染症対策にも積極的に取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、理事会を最高意思決定機関と位置付けており、理事は規則に基づき適切に選任され、委任状による出席者を含め全員が出席している。

理事会は、寄附行為に基づき年 4 回定例的に開催し、臨時理事会も必要に応じて開催している。理事長のリーダーシップのもと、予算・決算、事業計画、財務管理・運営、主要な規則の改廃などの重要事項について審議、決定し、使命・目的の達成に向けて戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保され、適切に運営している。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は理事と評議員を兼務し、管理部門と教学部門の連携と調整を行っている。「大学運営協議会」において、法人及び大学の意見交換や情報の共有を図り、意思決定の場として機能している。また、理事長は課長級以上で構成する「スタッフ会議」に出席し、日常的な諸問題も把握して適切な指導を行うなど、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境は整備され、法人及び大学の管理運営について相互にチェックする体制は整っている。

評議員会は年数回開催し、評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、委任状による出席者を含め全員出席であり、諮問機関としての機能を果たしている。

二人の監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する監査を適切に行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】
基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉
「学校法人滋賀学園中期計画」に基づき、令和元(2019)年度から 5 か年の財務計画表を策定し、人件費比率・教育研究費比率・管理経費比率の目標値を定めている。また、予算編成作業においては、教職員へ予算編成方針を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行っている。
法人全体の財務運営に当たっては、収支の均衡に配慮しながらも教育研究内容を向上させることに重点を置き、予算を編成している。
外部資金については、経常費補助金の特別補助項目に、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの 5 年間に 4 度採択されている。
過去 3 年間の決算状況は、経常収支差額比率等の財務比率からみると、安定した水準を維持している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
会計処理は、学校法人会計基準、経理規程等に基づき、適切に実施されている。また、担当者は日本私立大学協会等が実施する研修会に参加し、会計知識の向上に努めるとともに顧問会計事務所、監事から指導・助言を得ている。
会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人及び監事の監査を実施し、監事から理事会及び評議員会にて監査報告がされている。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、理事会及び評議員会は、常勤の理事、評議員を除いて委任状出席となったが、監事は、財務担当者から決算概要の聴取、業務執行状況や財産内容等の監査を実施するなど、会計監査を行う体制は整備され、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証の方針を定めており、全学レベルの質保証のための組織として、教授会の傘下に「自己点検・評価委員会」を設置している。

内部質保証のための恒常的な組織体制として、「大学運営協議会」が設けられ、教育研究が有効に機能する仕組みが構築されている。また、教学部門の全体調整機関となる「企画運営会議」により、学長が議長となって大学と短期大学の全体としての方向性を調整している。

大学の内部質保証の責任体制については、学科・委員会等の責任者が自己点検・評価委員会、企画運営会議の構成員を担っており、それぞれの組織における課題を自身が議長を務める会議で審議し、内部質保証の実行性を高める責任体制が構築されている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、「中期目標・中期計画（2019～2023 年度)」に基づき、定期的な自己点検・評価を実施している。

日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を平成 27(2015)年度に受けて以降、原則として毎年、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、その点検・評価結果については、全教職員が共有するとともに、ホームページに掲載し、社会への公表を行っている。また、令和 2(2020)年度より外部評価委員会を設置している。

「インスティチューショナル・リサーチ部会規則」に基づき、企画運営会議の中に IR 部会を設置し、内部質保証のための調査・データの収集と分析を行っている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、学科ごとの三つのポリシーを起点として、内部質保証の方針にのっとり、その責任・役割について、全学レベル、部局レベル、構成員レベルに区分し、区分ごとに PDCA サイクルを定め実践し、その結果が「中期目標・中期計画（2019～2023 年度)」に基づいた年次計画として各学科・委員会によって教育の改善・向上に反映されている。また、外部評価委員による外部評価も導入している。

内部質保証について、全学的に方針が明示され、恒常的な組織体制及びシステムと責任体制が機能しており、自己点検・評価結果に基づく改善が継続的に行われ、内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域連携・貢献

Ａ－1．学生の地域社会への貢献

A-1-①　地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 COC＋

A-1-②　地域の課題解決に向けた実践的な取り組み

A-1-③　子ども学科、スポーツ教育学科における地域貢献

Ａ－2．地域のニーズに即した多様な活動の展開

A-2-①　各種審議会・委員会への参画、地域の課題を取り扱う講師の派遣

A-2-②　高校生を対象とした授業

A-2-③　現職教員・保育者を対象とした各種講習の開講

【概評】

平成 28(2016)年度から平成 31(2019)年度まで、大学 COC+事業として、地域貢献活動などを通じて学生が地域を深く理解する機会を設けた地元志向教育プログラムを構築し、「環びわ湖大学･地域コンソーシアム」の大学間地域連携課題解決支援事業の一環として、滋賀県や東近江市と連携して学生主体で地域の課題解決を図っている。また、子ども学科の学生による地域の子どもたちや保護者を対象とした遊びをテーマとする「わくわくフェスタ」の開催や、スポーツ教育学科の学生によるコロナ禍における運動不足解消のためのウェブ会議システムを使用した大人と子どもを対象にした「BGU 運動会プログラム」の実施を通じて、地域貢献及び地域との信頼関係の強化を図っている。その上で、滋賀県内、東近江市等の要請で教員が滋賀県内、東近江市、地元団体の会議・委員会の委員として参画し、教育委員会、学校、幼稚園・保育所の研修会や各種講座に講師やコメンテーターとして参加することで地域貢献を図っている。

また、教員が高等学校等に出向いて授業を行う「プレカレッジ（出前授業)」を大学教員と、訪問高等学校を卒業している学生とで実践し、高校生に「大学での学び」の体験を提供し、高校から大学への「学びの接続」「キャリア学習」の取組みとして滋賀県の県立高等学校の生徒を対象とした大学連続講座も開講している。

教員免許状更新講習をはじめ、教員免許法認定講習、幼稚園教諭免許状取得特例講座、保育士等キャリアアップ講習など現職教員や保育士等を対象にした講習を開講することで地域貢献を図っている。

基準Ｂ．教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育

Ｂ－1．教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育

B-1-①　専門職養成教育の充実に向けたプロジェクト

B-1-②　教育と福祉の視点から多角的に考える授業

【概評】

専門職養成教育の充実に向けたプロジェクトとして、教育と福祉の「融合」を原理と実態の両面から究明する方法で「教育福祉学」の体系化を行った。具体的には、大学の教育福祉の専門職養成教育の更なる充実を目的に、平成 27(2015)年度から、学長裁量経費により 4 年間のプロジェクトを立上げ、「人間としての尊厳ある生活を保障する福祉的支援」と「人間としての発達と学習を保障する教育的支援」の二つの視点からの共同研究を行った。その結果、「教育福祉学」という人権の保障を目指す社会システム・地域システムの構築を実現するための学術分野を構築した。

プロジェクトの成果として、平成 30(2018)年度のカリキュラム変更時に専門教育科目に、教育と福祉を融合した「人権教育」「教育福祉学」「インクルーシブ教育と社会」の 3 科目の学部共通科目が新設され、これにより、教育系教員と福祉系教員が指導する教育と福祉の視点から多角的に考える授業が実施されている。また、この研究の成果が、外部連携研究センター年報に、「教育福祉学的視点からのインクルーシブ教育を考える」として発表されている。

このように教育と福祉の両者を学んだことを生かすことで、学童の福祉的な家庭背景を理解した上で教育を実践できる小学校教諭などを卒業生として輩出しており、特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．全学生参加の卒業研究発表会

4 年間の学びの成果を卒業研究として成果物にまとめて発表することを全学生に求めており、そのために「卒業研究」（子ども学科は「子ども学卒業研究」）を必修科目としている。学生は少人数教育のもと、ゼミ担当教員の専門的な指導を受け、自主的かつ積極的に研究を進め、成果物を提出する。成果物は抄録集・ポスター集としてまとめている。

2 月に学科別に実施する「卒業研究発表会」では、全 4 年生が発表の機会を有し、4 年間の学びの成果を発揮する。1～3 年生も全員参加必須（令和 2（2020）年度はオンライン併用）としており、複数の先輩の発表を見聞きすることで、自身の卒業年次の学びと卒業時の姿をイメージさせる機会としている。

学生の主体的な学修を促し、客観的で公平な成績評価をするためのツールとして、令和

3（2021）年度から、「卒業研究ルーブリック」「チェックリスト」の運用を開始している。

2. 地域における教育実践活動

3 年生ゼミ（子ども学科「子ども学総合演習」、スポーツ教育学科「総合演習」）の授業の一環で、自治体や市民と連携した地域密着型の活動に取り組む事例が増えている。これらは環びわ湖大学・地域コンソーシアムから助成を受けた取り組みであり、令和 3（2021）年度は以下のテーマで実施が進んでいる。

・大学生による子どもたちへの性犯罪予防の SNS の使い方啓発活動
・就学前児童から科学の面白さを体感させる実験・ものづくりプロジェクト
・東近江市中心市街地活性化に関する実証的研究
・子どもの手がた足がたを用いたオリジナルグッズづくりを通して、楽しもう、知ろう、広めようオレンジリボン運動 × SDG s
・ポストコロナにおける大学生によるカナヅチ児童を対象とした水泳教室
～運動介入による小大連携への模索～

いずれも地域の課題解決を目指した地域貢献の側面と、2 年間の学びを活かした活動を通じ、問題解決力・主体性・コミュニケーション力等の力を育成する教育的実践の側面を有している。

このほか、外部団体と連携して、競技人口が減少しているスポーツの競技人口増に取り組むゼミでは、所属学生の調査・分析と学生の視点からの提案が、指導教員の調査結果とあわせ、令和 3（2021）年度中に報告書として刊行される予定である。

地元滋賀県の出身者が入学生の約 8 割を占め、滋賀県で就職を希望する学生が多いなか、人々の生活文化、風景、産品などの魅力に出会い、交流を深めることで、地元を知り、滋賀に愛着を持って就職する卒業生が 1 人でも増えることは、建学の精神を具現化する上で重要な取り組みである。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 21(2009)年度
所在地　　滋賀県東近江市布施町 29

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
教育福祉学部	子ども学科　スポーツ教育学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 20 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 11 日	実地調査の実施　　10 月 11 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

47 福山平成大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的については、具体的かつ明確に規定されており、簡潔に文章化してホームページや印刷物等の媒体を通じて、学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、理事長自ら学生に伝え、ホームページや印刷物等の媒体を通じて、学内外に周知している。

社会情勢の変化や関係法令の改正に伴い、使命・目的及び教育目的、更には組織や施設のあり方等の見直しを担う全学的組織として、自己評価委員会を中心とした各委員会を置き、責任体制と実行体制を明確化している。教職員への周知徹底に課題があるものの、長期ビジョン委員会での審議を経て、中期計画へ反映する取組みを行っている。

「基準２．学生」について

大学は育成すべき人材像を具体化し、学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを設け､学生募集要項などに明記して学内外に周知している｡「入学者選抜等在り方検討委員会」で審議・決議のもと、全学的に各種施策の検討・実施を継続しており、福祉健康学部福祉学科の収容定員充足率は低いが、定員充足に向け取組む姿勢がみられる。

教職協働による学生への支援方針の策定、計画立案、効果測定が体系的に行われ、留年や退学への対応も含め適切に運営している。学生へは、心身に関する健康相談、生活相談、経済的支援などの学生サービスを提供し、ハラスメント防止のための相談体制を整備している。授業アンケートを実施し、授業改善や学修支援対策に有効に反映するとともに、学修環境に関しても、各種調査の分析結果を踏まえ、施設設備の改修・更新計画に反映し、快適かつ安全な教育環境を計画的に整備している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで広く開示するとともに、履修時の配付印刷物に明記し、学生に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、成績評価が行われている。

教育理念、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを明確にし、カリキュラムツリー等を策定することにより、ディプロマ・ポリシーとの関連を図っている。教授方法の工夫・開発と効果的な授業を進めるために、学科を越えたグループワークの実施、学生による授業アンケートの有効活用等、改善の取組みを行っている。

学修成果については、独自のアセスメント・ポリシーを定め、思考力や問題解決能力を測定し分析している。一方、全学的な取組みとして資格取得へのきめ細かな支援、就職内定に向けた点検、把握をして模擬試験、面接指導などを実施している。

「基準４．教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するように各組織の長の役割､権限も明確化しており､学長を補佐する体制も整備されている。また、学校教育法等に基づき学内諸規則を適切に整備し、各会議体、構成員が有機的に連携して活動し、教学マネジメント体制が構築されている。

教員、職員の研修については、組織上の措置及び運営上の責任体制を確立し、実施しており、教育方法等の改善・工夫、教員の資質・能力向上につなげるほか、職員に必要な知識と技能の習得やその能力と資質の向上に資するよう、委員会が策定した年間計画に沿って法人において研修を実施している。

研究については、委員会が研究に対し申請の審査・適否決定と助言を行い、倫理確立と厳正運用を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

法人は、関連法令、寄附行為等に基づき、理事長・役員・評議員を選任し、理事会等を適切に運営しており、経営の規律と誠実性は維持されている。また、使命・目的の達成に向けて、理事会等が適切に管理運営を行い効率的な意思決定ができる体制や、評議員会の開催、監事の職務遂行、内部監査の実施等により、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックできる体制も整備されている。

法人は、安定した財政基盤を確立しており、収支状況は、事業活動収支差額が支出超過で推移しているものの、入学生の確保、経費節減等の収支改善策を推進している。また、監査法人による会計監査、常勤監事による業務の監査等が実施されている。

〈優れた点〉

○理事会議事録は、議題に対する説明の内容が詳細に記載され、法人の使命・目的の達成に向けた意思決定が明確にできていることが確認できる点は評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証のため、学長からの諮問を受け、自己評価委員会が自己点検・評価を行い、この委員会を中心として内部質保証を実施する組織体制を整備している。また、内部質保証を機能させるために、学外有識者に依頼して外部評価を実施する等、大学の質保証の充実に継続して取組んでいる。

大学の自主的な自己点検・評価として、学生を対象にアンケートなどを実施している。結果は、大学教育センターの IR(Institutional Research)部門でデータとして集約し、自己評価委員会で評価している。

大学全体において、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを踏まえた内部質保証が行われ、横断的に自己点検・評価が実施されている。

〈優れた点〉

〇アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価を機能的に実施、IR データ集を策定し有益な教育情報として学内外に公開している点は、高く評価できる。

総じて、大学は、育成すべき人材像を明示するとともに三つのポリシー、卒業時受験可能な国家資格までの概念を説明し、独自のアセスメント・ポリシーの策定と外部有識者による外部評価を実施して、内部質保証の向上に資する取組みを実施している。

また、法人は、長期ビジョンを持ち、学部・学科の特性を生かした組織運営体制を構築し、専門職の養成を通じて、地域社会への貢献、充実と発展に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.ICT 環境の教育・学生支援への有効活用」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 充実した就職支援体制の確立による高就職率の達成
2. 学科の教育内容に応じた海外研修プログラム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については学則において、各学部の教育目的については各学部規程において、具体的かつ明確に規定されているとともに、簡潔に文章化されている。大学院の使命・目的については大学院学則において、各研究科の教育目的については各研究科規則の中で、具体的かつ明確に定められているとともに、簡潔に文章化されている。

また、大学の個性・特色の明示とともに社会情勢の変化や関係法令の改正に伴い、大学の使命・目的及び教育目的、更には組織や施設のあり方等について見直しを担う全学的組織として、自己評価委員会をはじめ、主要な各委員会を置き、責任体制と実行体制を明確

化している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的については、教職員への周知徹底に課題があるものの、長期ビジョン委員会での審議を経て、中期計画へ反映する取組みを行い、教育研究組織の構成との整合性を図っている。そして、この使命・目的及び教育目的等の周知については、ホームページや印刷物等のさまざまな媒体により、学内外に公表している。

また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映するとともに、理事長自ら学生に伝えている。

〈参考意見〉

○長期ビジョン委員会を構成する委員だけでなく、教職員全員が当事者意識を持てるよう、今後の長期ビジョン・中期計画を策定することが望まれる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、学生募集要項、ホームページなどに明記し、学内外に周知している。また、入学者選抜とアドミッション・ポリシ

ーとの整合性を保持するため、アセスメント評価項目に沿って検証し、育成すべき人材像を具体化している。

大学は同じ法人に設置されている福山大学入学試験委員会の協力のもと、諸規則の定めなどにより「入学試験委員会」を中心とした学生募集活動、入学者選抜に係る体制を整備し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜時の評価方法を設定運用している。また、「入学者選抜等在り方検討委員会」で審議・決議のもと、全学的に各種施策の検討・実施を継続しており、福祉健康学部福祉学科の収容定員充足率は低いが、定員充足に向け取組む姿勢がみられる。

〈改善を要する点〉

○福祉健康学部福祉学科において、改善策を検討し実践しているが、収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、入学者確保について改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援方針の策定、計画立案、効果測定が体系的に行われ、実施体制を適切に整備・運営している。また、担当教員の教育活動を直接支援するための SA(Student Assistant)を制度化して運用している。

障がいのある学生への配慮としては、入学時の調査票があり、学生委員会が把握し、各学科で対応している。実績として、肢体不自由学生、聴覚障がい学生、発達障がい学生、場面緘黙学生を受入れ、学修や生活への配慮を行っている。

オフィスアワーはシラバスへの明文化や学生がウェブサイトでも確認できる体制がある。

留年や退学の防止のため、GPA(Grade Point Average)に基準を設定し、計画的に対応している。担任と副担任にて学生と保護者を含めて面談を行い、アドバイスを行うなど必要に応じて、学科長も含め担任をサポートしている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

ゼミ担当教員、就職委員、就職課が連携し、諸施策の周知展開・情報提供による相談・

助言、支援体制を整備し、キャリア支援に関する適切な運営を行っている。インターシップは「BINGO OPEN インターシップ」を介して、企業実習が行われており、年々参加者数は増加傾向にある。また、福祉健康学部・看護学部は、就職先となる教員、福祉関係、医療関係、保育園などへ、職場見学や卒業生訪問などが計画されている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のため、各種学生サービスを提供するとともに、各種ハラスメント防止のための諸規則や相談体制の整備を行っている。また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談なども体制を整備しつつ適正に行っている。保健管理センターでは看護師が常駐し、健康管理を行い、学生相談室では臨床心理士が週 2 回対応し、担任との連携のもと運用している。大学独自の奨学金制度や必要に応じて学費の延納・分納など、学生に対する経済的な支援を適切に行い、課外活動の経済的支援も積極的に行っている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設・設備計画に基づき、快適かつ安全な教育環境を計画的に整備し、適切に運営・管理している。適切な規模の図書館を有しており、かつ十分な学術情報資料を確保している。新入生への「平大入門ゼミ」では、図書館の利用を促している。学内における無線 LAN 環境を整備し、学生や教員の教育研究環境を恒常的に充実することにより、ICT（情報通信技術）教育支援、学修支援環境の整備が適切に行われている。

バリアフリー設備の整備など、施設・設備の安全性が確保されており、また、クラスサイズなど授業を行う学生数について、組織的に検証するなど、教育効果を向上させるための取組みが行われている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】
基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉
学修支援システム「セレッソ」の活用により、「学生による授業アンケート」を実施し、その調査分析結果などをもって、授業改善や学修支援対策に有効に反映している。学生生活においては、学生委員会を中心に、保健管理センター、学生相談室などの組織体制を備えるとともに、「学生生活に関するアンケート」の結果などを活用し、学生の意見・要望の把握・分析を行い、改善策の実行に至るまでの支援を行っている。また、学長カフェを年 2 回開催しており、各学年次 1 人であるが、学生からの意見を聞取る機会がある。
学修環境に関しても、各種調査の分析結果を踏まえ、施設設備の改修・更新計画に反映し、改善策の実行につなげている。また、改善策については、学修支援システム「セレッソ」で公表するなど、学生が閲覧できるようにしている。

基準 3. 教育課程

【評価】
基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】
基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉
教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学科及び研究科ごとに定め、ホームページで広く開示するとともに、学則に明記するほか、履修時の配付印刷物にも明記するなど、入学前の募集時点から周知を徹底している。
ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については、適切に定められており、学則・諸規則、配付印刷物により学生に周知されている。それぞれの認定に当たっては、各授業科目の成績評価と併せ厳正な運用が行われている。

学位論文の評価基準が定められており、留学などの場合は、認定単位数の上限は 30 単位と設定されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーの明確化を組織的に行っており、その明示と周知についても、適切に対応している。また、学生の理解を深めるべくカリキュラムツリー等を策定することにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性、整合性及び一貫性を図っている。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成が行われ、シラバスに関しても適切に整備されている。

教養教育はカリキュラムとして整備されており、適切に実施されている。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施を進めるために、学科を越えたグループワークの実施、学生による授業アンケートの有効活用等、さまざまな授業方法を取入れながら、それぞれ改善の取組みを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーのうち、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、点検・評価方法としてアセスメント･ポリシーを定め､各学部においてさまざまな情報を分析し、総合的な測定が行われて明示されている。また、教育内容・学修指導の改善に向けての取組みとして、授業改善案の策定を義務付け、次年度教育へ役立てる取組みを通して教育効果の向上を図っている。

通常のアンケートの他、独自の「アセスメントテスト」を実施し、思考力や問題解決能

力を１年次と３年次に測定している。また、自己評価委員会において、学修成果をさまざまなデータを活用して検証している。

一方、資格取得へのきめ細かな支援、就職内定に向けた点検、把握を全学的な取組みとし、そのための手立てとして各種の模擬試験、面接指導などを適宜実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するため、各組織の長（副学長、学長補佐、学部長、事務局長等）の役割、権限も明確化されており、学長を補佐する「評議会」「部局長会」「学部長等連絡会議」等の体制が整備されている。

学校教育法等、各種法令に基づいて学内諸規則を適切に整備し、各会議体、構成員がより有機的に連携して活動し、成果を挙げることを目的として、教学マネジメント体制が構築されている。

教学マネジメントの業務遂行に必要な職員を適切に配置し､その役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに設置基準上の必要専任教員数及び必要教授数を充足し、適切に配置している。

教員の採用及び昇任については、「福山平成大学教員選考基準」「福山平成大学教員選考基準内規」及び関連諸規則に基づき、適切に運用されている。

FD、その他教員研修については、組織上の措置及び運営上の責任体制を確立し、効果的に実施されており、教育方法等の改善・工夫、教員の資質・能力向上につながっている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員に必要な知識と技能の習得及びその能力と資質の向上に資するよう、組織的に職能開発に努めさせることを目的に「スタッフ・デベロップメント実施規程」を制定し、スタッフ・デベロップメント推進委員会が策定した年間計画に沿って法人で SD 研修を実施している。

それ以外に、FD・SD 研修会として、大学の全教職員を対象としたハラスメント研修を年 1 回実施しているほか、外部団体が主催する研修会等にも職員を派遣している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員が十分に研究活動を行うことができるよう、教員に研究室を割当て、備品設置や学内ネットワークの整備等、研究環境を整備しその運営管理に努めている。

研究倫理については「研究倫理委員会細則」により委員会が、直接対象の研究に対し申請の審査・適否決定と助言を行うことで倫理確立と厳正運用を図っている。

研究に関する倫理教育として「公的研究費取扱規則」及び「研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」に基づき、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース（コンプライアンス研修)」を 3 年に 1 度、新規教員は就任時、院生は入学時に受講を義務付けている。

研究活動の資源の配分として、「個人研究費」「学会出張旅費」「研究助成」があり、諸規則に基づく運用と、科学研究費助成事業への応募を奨励する FD 研修を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為にのっとり、理事長・役員・評議員を選任し、理事長のリーダーシップのもと、理事会及び評議員会を適切に運営している。大学においては学長に教学の権限を与え、関連法令・規則等に基づき適切に運営されており、経営の規律と誠実性は維持されている。

法人及び大学は、組織運営体制の整備、中期計画の策定、これに基づく事業計画の策定・事業展開、ホームページを通じての情報公開等により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

管理運営に関する法令の遵守も体系的に行われている。また、学内外に対する危機管理の体制整備を行い、適切に機能させるとともに、環境保全、人権、安全への配慮についても、規則等を整備し、法令に従い取組んでいる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、最高意思決定機関である理事会は適切に管理運営を行っている。教学と経営において、使命・目的の達成に向けての効率的な意思決定ができる体制が整備され、的確に機能している。

理事の選任は、寄附行為に従い適切に行われている。また、事業計画・予算計画に関する意思決定、諸規則の改正手続きなどの理事会運営は適切に行われている。

各回の理事会における理事の出席状況は良好である。

〈優れた点〉

○理事会議事録は、議題に対する説明の内容が詳細に記載され、法人の使命・目的の達成に向けた意思決定が明確にできていることが確認できる点は評価できる。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学のコミュニケーションについては、理事会、評議員会、全学的な諸委員会の実施にて、各階層において機能的に展開されており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は十分に図られている。

評議員・監事の選任は、寄附行為に従い適切に行われており、各回の評議員会における評議員の出席状況は良好である。

評議員会の開催、監事の職務遂行、内部監査の実施等により、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制が整備され、適切に機能している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、当初策定していた「中・長期財政計画（平成 27 年度から 10 年間)」を再策定して「中・長期財政計画（平成 27 年度から 11 年間）令和 3 年度改訂版」とし、財務運営の適切化に努めている。

法人の貸借対照表関係では、要積立額を超える金融資産を保有しかつ流動性を確保しており、また、総負債比率も全国平均を下回る水準を維持しており、安定した財政基盤を確立している。

法人の収支状況は、事業活動収支差額が支出超過で推移しており、近年一時改善傾向が見られたが、足下では再び悪化している。

大学の収支状況は、事業活動収支差額が支出超過で推移している。このため、入学生の確保、経費節減、積極的な外部資金の導入等の収支改善策を推進している。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理の適正な実施については、学校法人会計基準にのっとり、「経理規程」「資金管理規程」「固定資産及び物品調達規則」等の諸規則が整備されており、これらに準じて適正な会計処理が実施されている。

会計監査の体制整備と厳正な実施に関しては、監査法人による会計監査、常勤監事による業務及び財産の状況等の定期的な監査の体制が整備されており、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、学長を委員長として、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、学科長、専攻長、教務委員長、学生委員長、就職委員長、入試委員長、事務局長等で構成された自己評価委員会が自己点検・評価を実施している。

自己評価委員会では学長からの諮問を受け、審議結果を最終的に学長へ報告するなどの体制を設け、恒常的な組織体制を整備している。

内部質保証を機能させるための工夫として、学外の有識者に依頼して外部からの点検・評価を実施するなど、大学の質保証の充実に継続して取組んでいる。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を目途に、エビデンスの有効活用により、アセスメント・ポリシーに基づき自主的な自己点検・評価を毎年行っている。大学教育センターの IR 部門及び各種委員会の連携体制を構築している。大学の自主的な自己点検・評価として、学生を対象にしたアンケートなどを実施している。アンケートは大学教育センターの IR 部門でデータとして集約し、自己評価委員会で評価している。また、学内外への説明責任を果たすため、ホームページ等を通じて社会への公表も行っている。

〈優れた点〉

○アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価を機能的に実施、IR データ集を策定し有益な教育情報として学内外に公開している点は、高く評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体において、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを踏まえた内部質保証が行われ、横断的に自己点検・評価が実施されている。学部・学科においては、PDCA サイクルを回すことにより、その結果が教育の改善・向上に反映される体制となっている。

また、入学定員・収容定員の確保等については、最終的な課題の解決には至っていないものの、カリキュラム等を改正して受験者にとってより分かりやすい学科の内容に変更し、入学者数の微増を実現している。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. ICT 環境の教育・学生支援への有効活用

Ａ－1. 学修支援システムの活用

A-1-① 学生総合支援システムの活用

A-1-② 学修支援システム(LMS)の活用

Ａ－2. ノートパソコン必携化と学内無線 LAN の整備

A-2-① ノートパソコン必携化

A-2-② 学内無線 LAN システムの整備

Ａ－3. 独自サーバーを利用した効果的なシステム構築

A-3-① 研究者データベースシステムの構築・運用

A-3-② 授業改善案データベースシステムの構築・運用

【概評】

学生及び教職員対象として、学生総合支援システム「ゼルコバ」及び学修支援システム「セレッソ」を有効に活用し、きめ細かな学生支援、学修支援の向上につながる取組みが、改良を加えながら全学的に継続して行われている。なお、これらはアンケートからも確認できる。

このシステムにさまざまな機能を持たせることで学生や教職員に日常的に活用されている。とりわけ学生にとって、レポートの提出や小テストの回答など、またコロナ禍の中、教員からの課題の出題、講義用プリント資料の配付などに大きく役立っていることが分かる。新型コロナウイルスの感染拡大により、教育活動がさまざまな意味で制限される時期でもあり、この種の学修支援システムは極めて効果的かつ有効に機能している。学生、教職員間、教員間において強力なツールとして機能したことが多くの面からも立証されている。

ノートパソコンの必携化と学内無線 LAN システムの整備により、ICT 教育環境が充実していると評価できる。これらの取組みにより、教育目標に向けた実践の幅も広がっており、学生が主体性を発揮し成長できる機会を積極的に提供でき、同様に教員にも利用しやすい環境が形成されてきている。

また、今後もコロナ禍に限らず遠隔授業の継続も見込まれるため、パソコンの必携化は先見に立った実施といえる。学内無線 LAN の整備により、学内のどこにいても学修を進めることができ、卒業研究、小グループでのグループワークなどに役立てることができ、こうした意味からも学修環境の効果的な整備は学生生活への大きな寄与といえる。独自サーバーを利用して、大学固有のニーズ・状況に合致した、特徴のある研究者データベースシステムと授業改善案データベースシステムを独自に開発、実用化され、いずれも本格運用されており、有効に利用されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 充実した就職支援体制の確立による高就職率の達成

本学では、最近 5 年間の就職希望者に対して、99%を超える高就職率を達成している。この実績を維持するための就職支援体制は具体的には、次のとおりである。

・適切なカリキュラム設定によるキャリア教育

1 年次から、「キャリアデザイン」「キャリア開発論」などのキャリア教育科目を設け、3 年次では 1 年間「就職講座」を通じて、就職活動の心構え、履歴書の書き方、面接の受け方など、就職活動に必要な知識・技術を一通り修得するようにしている。

・インターンシップの有効利用

多数の企業と連携してインターンシップを、事前教育を含めてカリキュラムに組み込み、学生に参加を促す。担当の教員は各企業に出向き、実習中の学生の巡回指導を実施する。

・少人数教育を活かした個別支援

少人数ゼミの利点を生かして、ゼミ担当教員は頻繁な個人面談により、就職活動状況の

聞き取り及びアドバイスなど、きめ細やかな進路指導を行っている。

・外部人材の活用

経験豊富なキャリアカウンセラーや、ハローワーク所属のジョブサポーターなど外部専門家に依頼し、教職員と連携して就職活動の相談などにきめ細かく対応している。

2. 学科の教育内容に応じた海外研修プログラム

今後、国際的な視野を持つグローバル人材の育成が必要であり、幅広く知見を広めることが重要であることはまちがいない。本学ではそれらに加えて、各学科の教育内容に応じて、より専門的な立場での異文化交流を経験することを目的として、学科毎に特化した内容の海外研修プログラムを開発し、実施している。その内容は、次のとおりである。

(1)経営学科「ホノルルの商業施設視察」

事前に国内の商業施設を見学・視察した後、アメリカ・ハワイ州ホノルル市の商業施設を視察し日本とアメリカでの商業施設の違いについて学ぶ。帰国後には報告会を開催する。

(2)経営学科「東南アジアの経済発展状況視察」

「国際経営における人材の育成と備後企業の取り組み」として、JICA(国際協力機構)タイ事務所や広島県内企業の現地工場を訪問、現地での取り組みを学ぶ。いずれも事前学習や帰国後の報告会を行い研修の充実化を図る。

(3)福祉学科「韓国の福祉施設視察」

韓国ソウル市の福祉施設を訪問し、日本と福祉施設・制度の違いを学ぶ。地元の大学の学生たちとの交流も行い、帰国後には報告会を実施し、研修成果の定着を図る。

(4)こども学科「イギリスの小学校・幼稚園視察」

先駆的な保育・教育を行うイギリスの小学校・幼稚園を視察し、保育・教育活動や支援を体験して日本との比較研究を行う。帰国後には報告・協議する場を設け、学びを深める。

(5)健康スポーツ科学科「オーストラリアでのアスレティックトレーナー研修」

トレーナー養成の最前線を行くオーストラリア・キャンベラに滞在し、現地のスポーツ医学やトレーニングの専門家による研修に参加し、キャンベラ大学との交流も行う。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 6(1994)年度

所在地　　広島県福山市御幸町上岩成正戸 117-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科
福祉健康学部	福祉学科　こども学科　健康スポーツ科学科
看護学部	看護学科

経営学研究科	経営情報学専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 14 日	実地調査の実施　　10 月 14 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 15 日	10 月 15 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

48 富士大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的は、「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与すること」であり、学則等に簡潔に文章化され、ホームページ等により学内外に周知されている。

平成 24(2012)年度に「使命（ミッション）」において、「地域社会の発展を担う経済・経営人材の育成」（そのためのキャリア教育を含む）と「地域社会への貢献」を特色として明示している。

使命・目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、中期計画にも反映され、その目的を達成するための教育研究組織も適切に整備されている。

「基準２．学生」について

使命・目的を踏まえてアドミッション・ポリシーは明確に規定され、学内外に周知されている。

経済学科の入学定員充足率は、テレビ CM の導入等さまざまな取組みの結果、徐々に改善している。

障がいのある学生への対応や、中途退学・留年を防止する指導体制も十分整備されている。

インターンシップ制度の単位認定や卒業生が就職している企業へのアンケート実施など、学生に寄り添ったさまざまなキャリア支援策を実施し、高く安定した就職率を実現している。

学生の意見要望をくみ上げるシステムを整備し、学修支援、心身の管理、経済的支援を適切に実施している。

校舎、体育施設、図書館は学修目的に沿って整備され、有効に活用されている。

〈優れた点〉

○教職協働による中途退学や休学、留年等への対応について、「四者面談」を通じての相談や助言等による、きめ細かい指導による真摯な取組みが行われている点は高く評価できる。

○大規模で設備の充実したスポーツセンターは、学生の健康・学修環境の維持に大きく貢献しているほか、外部利用者を広く受入れることにより地域社会との連携にも役立って

いる点は、評価できる。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定され、ホームページや「履修登録の手引き」等で周知されており、環境の変化や時代の要請に沿って、組織的に変更されている。

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しつつ、策定されており、カリキュラムマップを利用することにより、体系的な教育課程が編成され、実施されている。

FD(Faculty Development)委員会が中心となり公開授業や授業研究会を開催し、各教員が授業改善報告書を作成するなど、教授方法の改善を進めるための組織体制が整備され適切に運用されている。

「学修成果に関する意識調査」「学修行動調査」など多様な調査を実施し、IR(Institutional Research)センターの分析により、学修成果を適切に点検・評価している。点検結果は、教員、教務委員会、FD 委員会にフィードバックされ、教育内容、方法及び学修指導の改善に生かされている。

「基準４．教員・職員」について

全学的な意思決定を行う主要会議に、学長、理事長、監事がそろって参加し、学内の意思疎通が十分に図られ、学長のリーダーシップが発揮されている。

大学運営に関する各種会議体、大学組織、法人組織も規則に沿って適切に運営され、組織的な教学マネジメント体制が構築されている。

必要教員数を確保し、教員の能力開発のための研修会や公開授業を積極的に行っている。

全教員、全授業を対象に授業評価アンケートを実施し、それに伴う授業改善報告書も作成している。

職員の SD(Staff Development)は私立学校法、寄附行為をテーマにし学校法人運営に理解を深めるなど工夫がされており、SD で交わされた多様な意見が事務改善につながるなど、実質的な成果を挙げている。

研究支援に関しては、研究倫理研修会が毎年全員参加となっているなど、意識の徹底を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営改善計画（平成 27(2015)年度～平成 32(2020)年度）、中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）に使命・目的を明確に記載し、中期計画を年度計画に落としこんだ上で、使命・目的の実現に向けて、計画的に取組んでいる。

理事会、評議員会に関しては、コロナ禍のもとで出席の難しい理事・評議員には、「書面による意思表示」制度を活用して意思を確認するなど、工夫して運営している。

理事会、評議員会、運営委員会等に、学長、理事長、監事が出席し、円滑な意思疎通のもとに、大学運営方針が適切に決定されている。

監事は、監査法人の監査に参画するほか教授会にも加わるなど、学内状況を的確に把握

しており、相互チェック機能を果たしている。
中期的な観点に立った財務運営を目指しており、入学者数の増加などもあって、財務状況は徐々に回復しつつある。

「基準６．内部質保証」について
内部質保証に関する全学的な方針「内部質保証の方針」を、学内の十分な議論を経た上で策定し、明示している。
三つのポリシーを起点とする内部質保証は、IR センター等の幅広いアンケート結果・分析をもとに、理事長が委員長である自己点検・評価委員会が主導して行っており、内部質保証の責任体制が十分に整備されている。
自己点検・評価や前回の認証評価結果は、中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）の年度計画に反映されており、大学運営改善のための内部質保証が能動的・有機的に回る仕組みが整備され、有効に機能している。

〈優れた点〉
○IR センター等による幅広い調査・分析を生かし、自己点検・評価委員会が内部質保証のための具体策を推進し、改善・向上策を中期計画の次年度計画に反映させるなど、内部質保証の PDCA サイクルを有機的かつ効果的に回している点は高く評価できる。

総じて、大学は、「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与する」との使命・目的を達成するため、明確で相互に有機的に連関した三つのポリシーに基づき、堅実な大学運営がなされている。特に、内部質保証に関しては、IR センター等の分析をもとに、理事長が委員長である自己点検・評価委員会が推進し、改善策を中期計画の次年度計画に反映させるなど、内部質保証の PDCA サイクルを効果的に機能させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。
1. 「地域」「環境」をキーワードにした教育（地域貢献人材育成プログラム）
2. 学び続ける教員育成プログラム

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】
基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

【評価】
基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的は、「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与すること」であり、学部・学科の教育目的とともに、学則等において簡潔に文章化されている。

平成 24(2012)年度に、十分な議論のもとで定めた「使命（ミッション）」において「地域社会の発展を担う経済・経営人材の育成」（そのためのキャリア教育を含む）と「地域社会への貢献」を特色として明示している。

社会情勢等への変化に対応するために、平成 24(2012)年度以降、経営法学科の教育目的、経済法学科の教育目的を、必要に応じて改正している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的及び教育目的は、役員、教職員が幅広く参画した上で、十分な議論を経て策定しており、さまざまな研修機会を通じ学内に周知しているほか、ホームページで対外的に詳細に公表している。

使命・目的及び教育目的は、「学校法人富士大学経営改善計画（平成 27(2015)年度～平成 32(2020)年度）」及び「学校法人富士大学中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）」に示されているほか、三つのポリシーにも具体的に反映されている。

使命・目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織は整備されており、カリキュラムも適切に編成されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、求める学生像をアドミッション・ポリシーにおいて策定し、その周知を適切に行っている。また、9 種類にわたる多様な入試選抜制度を整えるなど、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証も、適切に行われている。加えて、適切な教育環境の確保のため、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持についても十分な配慮が行われている。具体的には、テレビ番組やテレビスポット CM の導入等の努力の結果、特に経済学科の入学定員充足率は近年大きく上昇するなど、成果を挙げている。入試問題を大学の専任教員を中心として、機密性の保持に十分配慮しながら独自に作成されている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制に関する方針・計画・実施体制の整備・運営は適切に行われている。また、TA 等の活用をはじめとする学修支援の充実については事前・事後研修を伴った TA・SA(Student Assistant)制度を設け、障がいのある学生への対応や、中途退学・留年学生への指導も「四者面談」により、十分行われている。オフィスアワー制度については、学生の利用者数が少ないという現況に対して、オンラインを使用した研究室への来訪予約システムの導入等、それを補う形での十分な対応措置が取られている。

〈優れた点〉

○教職協働による中途退学や休学、留年等への対応について、「四者面談」を通じての相談や助言等による、きめ細かい指導による真摯な取組みが行われている点は高く評価でき

る。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関するキャリア教育のための支援体制については、「イーハトーブ・キャリアプラン」という特色ある取組みの中で、全員参加型のインターンシップ制度における単位認定を含めた就職指導等が適切に整備されている。

就職活動に対する相談・助言体制として、大学とハローワークジョブセンターとの連携による就職指導の制度をはじめ、各種資格試験・公務員試験・教員採用試験のための特別講座の開設等、就職支援体制は十分に整備され、適切に運営されている。また、就職先企業による外部評価のシステムが十分に確立している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援については、学生サービス・厚生補導のほか、奨学金制度等の経済支援、課外活動支援、健康相談・心的支援・生活相談等の幅広い面において適切に対応している。

具体的には、1 年生を対象とした「ハイパーQU アンケート」により、学生生活に不安を感じている学生の早期発見に努める等、学生の心身の健康を支えるシステムを整備するほか、学生相談室の体制を整備し、学生の心身の健康維持に貢献し、ひいては中途退学の防止に役立っている。また、運動部学生個人及び学生団体への経済支援についても、多様な奨学金や援助金の制度を整備するほか、全ての学生に対して急な経済的困窮者向けの「学生応援奨学金」制度を設けるなど、経済支援の制度は十分整えられている。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設などの施設設備に関して、概ね適切に整備し、適切に運営管理している。広大なキャンパスにおいて快適な学修環境を整備し、コンピュータなどの IT 施設も適切に整備し、有効活用に努めている。図書館についても、適切な規模を有し、十分な学術情報資料を確保し十分に活用できる環境を整備している。平成 28(2016)年度以降の図書館利用者の減少については、十分な背景分析を行った上で、図書館利用者の促進のために参考文献のインターネット検索や読書・図書館についてのガイダンスを開催する等の啓発活動を行い、その改善に努めている。

バリアフリー等の施設・設備の利便性の確保や、耐震対策等の施設・設備の安全性については概ね整備されている。授業を行うクラスサイズは概ね 100 人以下に抑えるなど、教育効果の維持のために適切に管理されている。

〈優れた点〉

○大規模で設備の充実したスポーツセンターは、学生の健康・学修環境の維持に大きく貢献しているほか、外部利用者を広く受入れることにより地域社会との連携にも役立っている点は評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析については、「学修・生活に関するアンケート調査」を行うなど、学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備している。また、その結果に基づいて、学生の意見・要望をそれぞれの改善に反映させる等、学生の意見等の把握・分析と検討結果の活用は、適切に行われている。学修支援等に関するアンケート調査について 4 年生の回収率を改善するため、回収時期・回収期間の延長など、その見直しを含め適切に配慮している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえた上で学科ごとに策定されており、ホームページ、「履修登録の手引き」「Fuji University Campus Guide」等で周知されている。ディプロマ・ポリシーは環境変化や時代の要請に沿って、組織的に変更されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準が策定され、「履修ガイドブック」で周知されている。また、GPA(Grade Point Average)を有効活用するなど、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準が厳正に適用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページや「Fuji University Campus Guide」等で周知されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されるとともに、カリキュラムマップを用いることでカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程が編成され、実施されている。

シラバスを適切に整備するとととともに、履修登録単位数の上限を設定するなど、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。

教養教育科による教養教育が適切に実施されている。FD 委員会が中心となり、各教員が授業改善報告書を作成・提出する他、公開授業や授業研究会を開催するなど、教授方法の改善を進めるための組織体制が整備され、運用されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーを作成し、修得単位及び GPA により学修成果を点検しているほか、「学修成果に関する意識調査」「学修行動調査」「学修・生活に関するアンケート調査」「学修成果に関する 4 年生の意識調査」「就職先企業へのアンケート」等を実施し、IR センターが中心となり分析を行うことで学修成果を点検・評価している。また、卒業論文、ジェネリックスキル測定テスト、日本語検定、外部の英語テスト、基礎学力テストを課すことでも学修成果を確認している。

学修成果の点検の結果が教員、各学科、教務委員会、FD 委員会にフィードバックされ、教育内容、方法及び学修指導の改善に生かされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に当たって、意思決定に必要な主要会議に、学長、理事長、監事がそろって参加し、学内における意思疎通が十分に図られ、学長による適切なリーダーシップが発揮できている。各種会議体、法人組織、大学組織も規則に沿って明確に運営され、組織的な教学マネジメントの体制が構築できている。

職員配置については、小規模組織のため兼務が多い状況であるが、権限の適切な分散、責任・役割の明確化など、教学マネジメント機能の充実に努めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用、昇任に当たっては、規則に沿って適切に行い、設置基準上の必要な教員数等を確保するとともに各学科に配置されている。ここ 5 年間の教員採用は公募、推薦の偏りなく運用している。FD に関わる研修会や公開授業等を実施の上、その検証を行っている。授業評価アンケートは、対象教員、対象授業科目、全てで実施しており、それに伴う授業改善報告書も作成し、各教員は、それぞれの教科で教育内容・方法等への改善を図っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みである積極的な SD 研修が実施されており、研修の目的も明確である。研修のテーマも私立学校法や寄附行為を学ぶことにより、学校法人について理解を深めるなど工夫がされている。また、学校の優れた点や劣っている点を議論するなど多種にわたり選定されている。SD 研修での意見が改善につながっており、研修の成果を検証している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

ネットワーク環境や ICT（情報通信技術）機器が充実しており、特に職業会計人を目指

す学生、会計学や税法を学ぼうとする学生に、会計学スタディー・ルームを提供し、学修を支援するなど研究環境の整備は適切である。また、教員の研究に対しても研究費配分に関わる規則があり、充実した研究助成費により経済的支援が実施されている。その他、研究倫理研修会に対象となる全教員が毎年出席し、研究倫理教育の徹底を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人富士大学経営の基本方針」を定め、更に「学校法人富士大学ガバナンス・コード」を制定し、経営の規律と運営の透明性に努めている。また、経営改善計画（平成 27(2015)年度～平成 32(2020)年度）、中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）と使命・目的の実現に向け、計画的に運営している。年度ごとに、事業計画や報告書作成の形式も整っており、経営の規律が図られている。

環境保全、人権、安全に対して取組まれており、新型コロナウイルスに対する規則を速やかに策定するなど対処している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制整備のため、常勤理事はそれぞれ担当職務を担い、常勤理事会は毎月開催されている。理事会は、規則どおり開催されており、令和元(2019)年 7 月以降､書面による意思表示出席者を含め､欠席者は 0 人となっている。

コロナ禍の特殊な状況の中、出席の難しい理事、評議員には､「書面による意思表示」の制度を活用し、意思確認を行うなど適切な運用ができている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の管理機関である理事会、評議員会、教授会等に、学長、理事長、監事がそろって出席し、更に、意思疎通、意思決定が円滑に行われるよう、運営委員会が法人、大学の主要な管理責任者、多数で組織され、学内運営の工夫ができている。

管理運営機関の相互チェックでは、監事が教授会や監査法人の監査にも加わるなど、学内状況を把握した上で職務を遂行している。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財政状況については、ここ数年の入学者数の増加等により改善されており、更に中長期計画に基づき経費の削減等により安定した財政基盤の確立に向けて取組んでいる。

外部資金の導入については､私立大学経常費等補助金のほか､寄付金収入の実績がある。

また、経営改善計画、中期計画に基づき、今後の安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保に向けた具体的方針、対策が明確である。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び寄附行為に従い適切に実施されている。補正予算の編成と時期も適切に実施されている。

監査法人と監事は監査に関する意見交換を実施し、その結果を理事会に報告していることは、監査の実効性を高めるものである。監査法人監査、監事監査ともに適切に実施され

ている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針「内部質保証の方針」を学内の十分な議論を経た上で制定し、明示している。

内部質保証は、IR センターの各種点検・アンケートの結果を踏まえ、自己点検・評価委員会が評価した上で、自己点検・評価委員会委員長である理事長と学長の指示により、自己点検・評価委員会委員である教育改革担当副学長が、各部局、各学科・研究科に改善指示を行っており、内部質保証のための恒常的組織が十分整備されている。

教育改革担当副学長が行った改善の指示の結果は、自己点検・評価委員会委員長である理事長に報告され、また理事長が教授会に報告するなど、内部質保証のための責任体制は明確である。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会で、エビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を実施し、ホームページで公表している。自己点検・評価委員会で議論された改善方針は、中期計画の次年度計画に反映され、学内で共有されている。

IR センターが中心となり「学修成果に関する調査」「学修行動調査」「学修・生活に関するアンケート調査」「就職先の企業アンケート調査」等を幅広く実施し、具体的な調査結果・エビデンスをもとに、自己点検・評価委員会で十分に議論できる体制が整備されている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、理事長が委員長である自己点検・評価委員会が主導して行われ、理事長、学長、教育改革担当副学長の指示により、教育面の改善・向上に反映されている。

自己点検・評価、前回の認証評価結果は、中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）の年度計画に反映されており、大学運営の改善・向上のための内部質保証が能動的、有機的に回る仕組みが整備され、有効に機能している。

〈優れた点〉

○IR センター等による幅広い調査・分析を生かし、自己点検・評価委員会が内部質保証のための具体策を推進し、改善・向上策を中期計画の次年度計画に反映させるなど、内部質保証の PDCA サイクルを有機的かつ効果的に回している点は高く評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域社会への貢献

Ａ－1．大学の使命・目的との整合性

A-1-① 大学の使命・目的に基づく地域社会貢献の取組

Ａ－2．地域社会貢献の取組の継続性と有効性

A-2-① 生涯学習の機会の提供

A-2-② 地域行政等への助言・協力

A-2-③ 地域社会との連携による地域の活性化

A-2-④ 全国高校生童話大賞

A-2-⑤ ボランティア活動

A-2-⑥ スポーツ振興

A-2-⑦ その他の地域社会貢献

【概評】

大学の使命・目的で地域貢献について触れており、地域との連携を推進し、「知」「地」「治」の拠点として地域とともにある大学を目指している。この考えに基づき、富士大学地域連携推進センター、地域経済文化研究所、福祉ボランティア研究センター、富士大学スポーツ振興アカデミーが設置されている。

花巻市､北上市において市民セミナーを実施するなど､生涯学習の機会を提供しており、学術的水準を保ちつつ平易に社会経済問題を解説するため、地域の生涯学習の質の向上に大きく寄与している。

花巻市を中心とする近隣市・町、岩手県、国等の行政機関が設置する各種委員会・審議会等へ多くの教員を委員や役員として派遣するとともに、平成 21(2009)年に花巻市と相互友好協力協定を締結し、「まちづくりの推進に向けた仕組みづくり」「スポーツ振興に関する連携・協力」「生涯学習社会における諸課題への対応」「教育文化及び観光・交流の推進に向けた仕組みづくり」の分野で相互に協力している。

地域の偉人である宮澤賢治の童話をシンボルとして、全国高校生童話大賞を開催し、毎年約 1,000 編にものぼる作品が応募されるとともに、富士大学スポーツ振興アカデミーを通じてスポーツ振興及びスポーツコミッション関連事業を行っている。

学生が数多くのボランティア活動に参加しており、地域を舞台にした学びが展開されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「地域」「環境」をキーワードにした教育（地域貢献人材育成プログラム）

地域経済の後退、少子高齢化そして加速する人口減少など、地域を取巻く環境には厳しいものがある。しかし、一方では、農産物や木材が輸出産業として大きく伸び、地域資源を利活用する再生エネルギー産業が生まれ、ナノテクノロジーによる木材繊維製品の開発ラッシュと、森林空間が丸ごと機能性空間として所得源となる見通しが出るなど、地域は今後の日本を支えるフロンティアとして注目されている。地方創生が日本中で叫ばれるのは、こうした背景がある。

地域には未来型空間の実現が期待されている。

その実現のためには、地域の多様な人たちがネットワークし、新しい価値関係・新しい産業・新しい生活形態の構築に向け、新型エンジンを始動させなければない。

「地域貢献人材育成プログラム」は、こうした課題を担う人々を養成するもので、主に地元高校の卒業生を対象にしている。

受講生は、知と実践の融合、歴史的・地球的視野から地域把握、様々なセクターの尊重と補完関係の構築、制度政策理解の醸成、生産と消費における技術とシステムイノベーション、地域間の交流・連携の活発化など、今後の地域づくりに求められる基本的理論と方法を学んでいく。

2. 学び続ける教員育成プログラム

本学では、中学校･高等学校の教員を目指す学生に対して「学び続ける教員育成プログラム(Program for Educators to be Lifelong Leaners)」［略称：ELL］を提供している。

このプログラムは、教科指導はもとより、自ら学び続ける存在として生徒のモデルとなる教員の育成を目指している。教科指導、生徒指導、進路指導、部活動指導等、様々な場面において、自ら学び続ける指導者として活躍する指導者の育成を目指している。プログラムは課外学修として行われ、教職課程の授業で学んだ内容を更に深める講義、教職専門

に係る教員採用試験に向けた実力養成等を行っている。また、岩手県教育委員会との協定事業である「スクールトライアル事業」を活用し、学校における様々な活動支援を経験し、学校教育に対する理解を深め、教員を目指す学生の意識高揚を図っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 40(1965)年度
所在地　　岩手県花巻市下根子 450-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科　経営法学科
経済・経営システム研究科	経済・経営学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

49 北陸大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」のもとに、「健康社会の実現」を掲げ、地域の健康維持・増進、文化の創造発展及び地域社会と国際社会に貢献できる人材の育成に努めるなど、大学の立地及び環境を生かした個性・特色ある教育研究活動を展開している。使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、大学案内、ホームページ及び学生便覧等を通じて広く学内外に周知している。「学校法人北陸大学長期ビジョン（北陸大学 Vision50(by2025)）」（以下「長期ビジョン」という。）及びこれに基づく中長期的な計画は、使命・目的及び教育目的を反映している。学部学科の基本組織のほか、「国際交流センター」「地域連携センター」「東アジア総合研究所」「高等教育推進センター」を置くなど、教育研究組織の構成との整合性がとれている。

〈優れた点〉

○「北陸大学証」を定め、大学の使命・目的等を含む教職員の行動規範を広く学内外に宣言することで教職員の意識を高め、かつ大学の改革・改善につなげている点は評価できる。

「基準２．学生」について

使命・目的と教育目的を踏まえ、大学全体及び学部学科のアドミッション・ポリシーを定め、適切に周知している。入学者の受入れは、薬学部の入学定員充足率及び収容定員充足率が低い状況が継続しているものの、他の学部学科の充足状況は概ね適切である。

学修及び学生生活に関することは、担任制度により多様な学生に対する個別の学修・生活支援を行っている。また、オフィスアワーのほか、SA(Student Assistant)制度を導入するなど、きめ細かい支援を行う体制を整えている。キャリアコンサルタントを配置するなど就職・進学に対する細やかな支援を行うほか、大学独自の奨学金制度を設けるなど、多様な経済的支援策を講じている。学修環境は、教育目的の達成に十分な校地、校舎等を有している。授業や学修支援に対する学生の意見・要望を把握するため「学修アンケート」を各学期に実施し、結果を科目担当者にフィードバックしている。

〈優れた点〉

〇経済経営学部及び国際コミュニケーション学部の留学生の大学院進学を積極的に支援するため、進路支援課と進路支援委員会が多様な取組みを実施するほか、ゼミの担当教員も支援を行っており、多くの進学希望者が大学院に進学している点は評価できる。
〇大学独自の各種奨学金制度を設け、留学生を含む多くの学生に対して積極的な経済的支援策を講じている点は評価できる。

「基準３．教育課程」について

建学の精神、使命・目的及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧等を通じて適切に周知している。単位認定、進級、卒業認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ厳正に行われている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保され、かつカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成されている。教養教育は、幅広い教養を学修する科目を人文、社会、自然の各分野に配置し、適切に実施している。アクティブ・ラーニングは、全ての授業科目において実施されている。

三つのポリシーを踏まえた学生の学修成果の点検・評価は、「北陸大学アセスメント・ポリシー」に基づく「学士課程プログラム評価」「年次プログラム評価」により適切に行われ、その結果は教学関連の会議体にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

〈優れた点〉
〇アクティブ・ラーニングに関して、従来型の少人数のグループワークに加え、大人数の授業においても双方向性のある取組みが多くの授業で行われていることは評価できる。
〇「北陸大学アセスメント・ポリシー」に基づき、薬剤師会等医療系外郭団体及び青年会議所による外部評価を含めた学修成果の点検・評価システムが構築され、機能している点は評価できる。

「基準４．教員・職員」について

「学校法人北陸大学学長任命規程」及び学則により、大学の意思決定の最終的な権限が学長に担保されるとともに、副学長及び学長補佐を置き、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう補佐体制を確立している。加えて、事務局に職員を適切に配置し業務を分掌することで、役割の明確化とともに教学マネジメントの機能性を高めている。

「北陸大学が求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づき、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)は、「FD・SD 委員会」において活動方針を定め、組織的に実施している。

研究に関することは、研究費の不正使用や研究不正行為の防止に関する規則等により、研究倫理の確立を図るほか、大学独自の研究助成金制度により資源配分を行っている。

〈優れた点〉
〇SD の取組みの一つとして、「FDer（ファカルティ・ディベロッパー）」及び「SD コーディネーター」の育成を実施し、SD 活動の活性化につなげている点は評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為、寄附行為施行細則、大学運営に関する規則及びガバナンス・コードに基づき規律と誠実性を維持し、長期ビジョン及びその実現に向けた中期計画に基づき大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

理事会は、最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。監事は、教学部門を含めた業務監査を実施している。理事、監事及び評議員の任期に関し、一部改善を要する事項があるものの、それぞれの職務は適切に執行されている。

財務状況は、安定した財務基盤が確立されている。収支バランスは、教育活動収支差額の支出超過が継続しているものの、中長期財務計画において教育活動収支改善による財務基盤の健全化を掲げ、改善につなげている。会計処理は、関係法令等に基づき適正に処理している。監事、会計監査人及び監査室による三様監査の体制が構築されている。

〈優れた点〉

○中期計画に重要目標達成指標及び重要業績評価指標を取入れ、進捗管理及び検証を組織的に行っていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

学長のもとに「自己点検・評価委員会」を置き、内部質保証のための恒常的な組織体制と責任体制を確立している。IR(Institutional Research)に関することは、「IR 運営委員会」及び「IR 室」においてさまざまな調査・分析等を行っている。

三つのポリシーを起点とする内部質保証は、大学全体のアセスメント・ポリシー及び各学部のアセスメント・マップにより点検・評価を行い、教育の改善・向上につなげている。長期ビジョンに基づく大学全体の中期計画は、重要目標達成指標、重要業績評価指標、行動目標及び行動計画を設定し、年度ごとの進捗管理を行うことで改善につなげている。

一方、役員等の任期に関し、一部改善を要する事項があるものの、組織的かつ体系的な内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築し、その機能性を高めるための継続的な努力と工夫が行われていることから、今後に期待したい。

〈優れた点〉

○各学部又は部局等に分散する教学関係の各種データを集計、集約、可視化した「分権型教学 IR データ分析環境」を構築し、教職協働で分析するなど、共同利用可能な環境を整備している点は評価できる。

○中期計画に重要目標達成指標及び重要業績評価指標を設定するなど、客観的指標に基づく内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し、大学運営又は教育の改善・向上に一定の成果を挙げている点は高く評価できる。

総じて、大学は建学の精神「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」のもとに、「健康社会の実現」を掲げ、大学の立地及び環境を生かしつつ、きめ細かい教育を実践している。また、長期ビジョン及びこれに基づく中期計画を策定し、客観的な指標を用いた進捗管理を行うことで内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し、その機能

性を高める継続的な努力と工夫を行っている。今後、個性・特色ある大学として更なる発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域の国際化への貢献
2. 組織的な初年次教育の実施

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」のもとに、身体の健康のみならず、精神の健康や健全な生活を営むことのできる社会の健康を包含する「健康社会の実現」を掲げ、学則に大学及び学部学科の目的を簡潔な文章で具体かつ明確に規定している。

使命・目的及び教育目的のもとに、地域の健康維持・増進、文化の創造発展及び地域社会と国際社会に貢献できる人材の育成に努めるなど､大学の立地及び環境を生かした個性･特色ある教育研究活動を展開している。

学部学科の増設、改組又はカリキュラムの改編の際に、使命・目的及び教育目的の検証又は見直しを行うことで社会の変化とニーズに対応している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為及び学則に規定され、その策定又は改正に当たっては理事会、教授会又は関係会議体の議を経て行うなど、その審議過程等を通じて役員及び教職員の理解と支持を得ている。加えて、「北陸大学証」を定め、大学の使命・目的等を含めた行動規範を広く学内外に宣言している。
使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映し、大学案内、ホームページ及び学生便覧等を通じて広く学内外に周知している。
中長期的な計画への反映は、使命・目的及び教育目的を踏まえ、長期ビジョン及びこれに基づく中期計画を作成している。
学部学科の基本組織のほか、「国際交流センター」「地域連携センター」「東アジア総合研究所」「高等教育推進センター」を置くなど、教育研究組織の構成との整合性がとれている。

〈優れた点〉
○「北陸大学証」を定め、大学の使命・目的等を含む教職員の行動規範を広く学内外に宣言することで教職員の意識を高め、かつ大学の改革・改善につなげている点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
使命・目的と教育目的を踏まえ、大学全体及び学部学科のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内及び学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや高校訪問などで説明するなど、適切に周知している。入学者の受入れは、アドミッション委員会

が運営に当たり、全学部学科で多様な選抜区分を取入れながら、各学部学科のアドミッション・ポリシーに対応した選抜となるように工夫している。入試問題は、学長から委嘱された専任教員が入学者選抜出題方針に基づき作成している。

薬学部の入学定員充足率及び収容定員充足率が低い状況が継続しているが、他の学部学科の入学定員及び収容定員の充足状況は、概ね適切である。

「分権型教学 IR データ分析環境」などによる選抜区分ごとの入学後の成績の検証を参考に、「入試制度検討ワーキンググループ」が入試制度の継続的な見直しを行っている。

〈改善を要する点〉

○薬学部薬学科の収容定員充足率は、入学定員削減等の対応策を講じているものの、いまだ 0.5 倍未満で著しく低いので、改善を要する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学及び各学部教務委員会に職員が委員として加わり教職協働による学修支援を行う体制が整備されている。各学部で担任制度が導入され、「担任（ゼミ担当）教員指導指針」を定め、学生や保護者との面談、学生支援システムによる質問や相談など、個々に応じた学修・生活支援を行っている。オフィスアワー制度は全学的に導入され、SA として上級生が 1 年次生の学修支援を行う制度も導入された。障がいのある学生に対しては、規則やガイドなどを整備して教職員への啓発を行い、学生への配慮ときめ細かい支援を行う体制を整えている。

中期計画において退学・留年の抑制に取組み、薬学部では基礎学力修得を目的としたリメディアル教育、基礎学力強化プログラムのほか、SA、教員などによる個別指導や補講を行っている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

進路支援に関わる進路支援課（太陽が丘キャンパス）、薬学学務課（薬学キャンパス）にキャリアコンサルタントを含むスタッフを配置するとともに、各学部に進路支援委員会を

設置して定期的に委員会を開催し、学生の就職内定状況の情報共有、各種の就職支援・進路指導のガイダンスや講習などの細やかな支援を行っている。

各学部のキャリア教育として、1 年次からさまざまな講義、グループ討議などの演習を開講し、主体的にキャリアについて学修し、取組む機会を設けている。また、教育課程内外でインターンシップや企業説明会、企業見学、研修などのキャリア支援が実施されている。

留学生に対しては、大学院進学や日本国内での就職を希望する学生に対して、ガイダンスの実施や求人情報の提供を積極的に行っている。

〈優れた点〉

○経済経営学部及び国際コミュニケーション学部の留学生の大学院進学を積極的に支援するため、進路支援課と進路支援委員会が多様な取組みを実施するほか、ゼミの担当教員も支援を行っており、多くの進学希望者が大学院に進学している点は評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活に関する業務は、教学支援センターに属する学生課、薬学学務課が担当し、学生サービス、厚生補導を行っている。学生部長及び教員で組織する学生委員会を置き、原則毎月 1 回委員会を開催して、学生生活全般に係る諸問題及び課外活動支援等について審議し、各種支援を行っている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構や地方自治体・民間育英団体等による奨学金のほか、大学独自の奨学金制度など、多様な経済的支援策が講じられている。

学生の課外活動は、教育的意義を認識し、基本方針を定めて支援し、教職員が顧問や監督となり指導する体制を整備している。公認クラブには活動経費の助成を行っている。

二つのキャンパスに保健室、キャンパス相談室を設置し、それぞれ看護師、カウンセラーを専任で配置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援を行っている。

〈優れた点〉

○大学独自の各種奨学金制度を設け、留学生を含む多くの学生に対して積極的な経済的支援策を講じている点は評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境として、太陽が丘キャンパスと薬学キャンパスに、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、薬学部及び医療保健学部の実習施設、模擬病室や薬用植物園などを適切に配置・整備し、有効に活用している。両キャンパスの図書館は、十分な図書数、所蔵雑誌をそろえ、電子ジャーナル、電子書籍も用意し、土日・祝日も開館して多様なサービスで利用促進を図っている。両キャンパスに学生が使用できるパソコンを多数設置し、学内ネットワーク、無線 LAN などを順次整備している。校舎等の耐震化は完了し、バリアフリー化は令和 3(2021)年度に完了する。

各学部学科の授業の多くは、クラス編制や履修者数の上限設定により、適正な学生数で行われている。経済経営学部に受講者数が多い専門科目があるものの、適切な学修効果が得られるように教授方法の工夫を試みている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業や学修支援に対する学生の意見・要望を把握するため「学修アンケート」を各学期に実施し、結果を科目担当者にフィードバックしている。科目担当者はアンケート結果をもとに「授業の自己点検報告書」を作成し、授業改善を図っている。各年度末には「学生調査」、卒業式後には「卒業時アンケート（WEB 調査)」を実施し、IR 運営委員会による解析後、教学運営協議会に解析結果が報告されるなど、学修支援の改善のための資料として活用されている。心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望は、全体的には「学生調査」で把握し、個別的には担任教員が学生との面談を通じて把握している。学修環境に関する学生の意見・要望は、「学修アンケート」「学生調査」「学生意見箱」で把握し、最終的には関係部署で改善が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神、使命・目的及び教育目的を踏まえて、大学全体及び各学部学科で定められ、学生便覧、履修の手引、大学案内、ホームページ等を通して適切な方法で学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等に関しては、「北陸大学学則」「北陸大学履修規程」及び各学部で履修細則が定められ、その内容は学生便覧、履修の手引に明示され、学期当初のガイダンスにおいて全学生に周知されている。また、これらに定められた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等については厳正に適用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、使命・目的、教育目的を踏まえ、大学全体、学部学科ごとにカリキュラム・ポリシーが定められ、学生便覧、履修の手引、大学案内、ホームページ等で周知されている。カリキュラム・ポリシーは、カリキュラム・マップとアセスメント・マップが作成され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。また、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が全ての学部学科で体系的に編成されて教育の実施に生かされている。また、学生の履修登録単位数は、適切な上限が設定されており、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。シラバスは全ての科目に整備されている。

教養教育では、幅広い教養を学修するための科目が人文、社会、自然の各分野に配置さ

れ、適切に実施されている。アクティブ・ラーニングに関しては、教授方法改善のための組織体制整備のもとに、「北陸大学授業のガイドライン」に基づき、全ての授業科目において実施されている。

〈優れた点〉

○アクティブ・ラーニングに関して、従来型の少人数のグループワークに加え、大人数の授業においても双方向性のある取組みが多くの授業で行われていることは評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学生の学修成果については､大学全体の共通方針としての｢北陸大学アセスメント・ポリシー」をもとにした評価プログラムとして、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「学士課程プログラム評価」「年次プログラム評価」が設定されている。

「学士課程プログラム評価」は、学生の卒業時におけるディプロマ・ポリシーの到達度を評価するもので、GPA(Grade Point Average)、修得単位、学修状況、就職状況、資格試験取得状況、卒業時の満足度調査、就職先アンケート結果等を評価対象として活用している。「年次プログラム評価」は、学生の意識評価アンケート、ディプロマ・ポリシールーブリック等を参考に、学修成果の評価が行われている。

学修成果の点検・評価の結果は、教学関連の委員会や協議会にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導の改善のための工夫が行われている。

〈優れた点〉

○「北陸大学アセスメント・ポリシー」に基づき、薬剤師会等医療系外郭団体及び青年会議所による外部評価を含めた学修成果の点検・評価システムが構築され、機能している点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人北陸大学学長任命規程」及び学則の規定により、大学の意思決定の最終的な権限が学長に担保されるとともに、副学長 2 人、学長補佐 2 人を置き、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう補佐体制を確立している。

教育研究に関する重要事項について学長が意見聴取する全学教授会及び各学部教授会、大学として組織的・体系的に取組む教育施策について審議する「教学運営協議会」を設置し、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って適切に行われる体制を整備している。

事務局に職員を適切に配置し業務を分掌することで、役割の明確化とともに教学マネジメントの機能性を高めている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

「北陸大学が求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づき、全ての学部学科において設置基準上、必要な専任教員数を確保し、適切に配置している。

教員の採用は公募制とし、「北陸大学が求める教員像及び教員組織の編制方針」及び関連規則に基づいた採用・昇任の運用を適切に行っている。

FD・SD 委員会において毎年 FD・SD 活動方針を定めた上で、組織的な FD 活動を推進している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、FD・SD 委員会が中心となり、「学校法人北陸大学教職員人材育成の方針」及び「FD・SD 活動方針」に基づき毎年度、重点課題を定めて全学的な各種研修会を行うなど、組織的かつ効果的に実施している。

また、職員の研修については、採用後の OJT を中心としながら、事務局長が示す「事務局の方針及び目標」に基づいた目標管理や所属長による面談を組織的に行うことで、資質・能力の向上に努めている。

〈優れた点〉

○SD の取組みの一つとして、「FDer（ファカルティ・ディベロッパー）」及び「SD コーディネーター」の育成を実施し、SD 活動の活性化につなげている点は評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学長を委員長とする「産学官・地域連携委員会」の下部組織として「研究推進委員会」が設置され、具体的な研究環境の整備、制度の構築等を企画・立案・実行して適切に運営している。

研究費の不正使用や研究不正行為の防止については、「北陸大学研究倫理綱領」を定め、文部科学省ガイドラインに基づいた「教育研究費執行ガイドブック」「研究倫理・産学官連携ガイドブック」により学内へ周知し、徹底を図っている。

学内研究資金の配分については、基礎教育研究費を個人に配分するほか、学部長裁量研究費、特別研究助成制度、研究活動助成費など、多面的に教員の研究を支援する体制となっている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為施行細則、大学運営に関する規則及び令和 2(2020)年 12 月に制定したガバナンス・コードに基づき規律と誠実性を維持し、適切に管理・運営を行っている。

長期ビジョン及びその実現に向けた中期計画を設定し、「中期計画推進委員会」及び担当理事を責任者とした「推進担当チーム」による検証を行い、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

環境保全への配慮については、中期計画の中に「省エネルギー対策」を掲げ、エネルギー削減に係る具体的な目標を設定して、環境保全活動に取組んでいる。

人権及び安全への配慮については、関係規則やマニュアルを整備するとともに、ハラスメントの防止対策、安全衛生に関する啓発及び災害・緊急時への体制整備に努めている。

〈優れた点〉

○中期計画に重要目標達成指標及び重要業績評価指標を取入れ、進捗管理及び検証を組織的に行っていることは評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、使命・目的の達成に向け、寄附行為に基づく最高意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するなど、適切に機能している。

理事は、学校法人の運営に責任を持って参画し、理事長を除く常勤の理事 5 人による職務分担のほか、長期ビジョン達成のための中期計画の重点項目ごとに担当を設定している。理事の任期に関し、一部改善を要する事項があるものの、機動的な課題解決と業務遂行を実現している。

法人の意思決定機関である理事会を支える機関として常任理事会を設置し、理事会から権限委譲された日常的な法人・学校の管理運営に係る諸事項を扱い、意思決定の迅速化を図っている。常任理事会に関しても、その存在・権限を規定する「学校法人北陸大学常任理事会規程」を整備し、適切に運営している。

〈改善を要する点〉

○理事の任期とその起算点及び終期に関し、理事の任期前に当該職務として理事会に加わっていること、又は理事の任期中にもかかわらず理事会に加わっていないことについて、寄附行為の定めと実際の取扱いに整合性がないので改善を要する。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思決定については、法人と大学の管理運営機関に双方が構成員として参加することにより意思疎通と連携を適切に行い、円滑に意思決定ができる体制を整えている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、理事会、常任理事会、評議員会、全学教授会、教学運営協議会等により体制を整えており、適切に機能している。

監事は、理事会、評議員会に出席するほか、監査計画に基づき教学部門を含めた業務監査を定期的に実施している。

監事及び評議員の任期に関し、一部改善を要する事項があるものの、それぞれの職務は適切に執行されている。

〈改善を要する点〉

○監事及び評議員の任期とその起算点及び終期に関し、監事若しくは評議員の任期前に当該職務として理事会若しくは評議員会に加わっていること、又は監事若しくは評議員の任期中にもかかわらず理事会若しくは評議員会に加わっていないことについて、寄附行為の定めと実際の取扱いに整合性がないので改善を要する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期ビジョン、中期計画のもとに中長期財務計画を設定し、目標とする指標・達成値を設定の上、進捗管理を行い、適切な財務運営体制を確立している。

財務状況は、借入金がなく総負債比率が極めて低いほか、その他の貸借対照表関係比率等の状況も良好であり、安定した財務基盤が確立されている。

収支バランスについては、教育活動収支差額の支出超過が継続しているものの、中長期財務計画において教育活動収支改善による財務基盤の健全化を基本方針に掲げ、収支目標を達成するための施策を講じ、改善につなげている。

使命・目的及び教育目的の達成のため、私立大学等経常費補助金及び科学研究費助成事

業などの外部資金の獲得に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に基づき「学校法人北陸大学経理規程」等の関係規則を整備し、また、学校法人会計基準に準拠した会計処理の仕組みを構築・運用するとともに、必要に応じて公認会計士、日本私立学校振興・共済事業団等の助言を仰ぎながら適正に処理している。

会計監査は、監事、会計監査人及び内部監査担当の監査室による体制が整備され、それぞれの監査計画に基づき厳正に実施している。また、監事、会計監査人及び監査室は、相互に連携を図り、監査状況の確認及び情報交換を定期的に実施するなど、三様監査の体制を構築し適切に運営している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「北陸大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証のための自己点検・評価を組織的に実施している。

教育の内部質保証に関することは、学長のもとに「教学運営協議会」を設置し、教育の質保証及び教学運営の PDCA サイクルの確立に関することを審議している。加えて、「教学運営協議会」のもとに、全学的な教育課程の編成方針及び教育の質保証・質的向上などを審議する「全学教務委員会」を置くほか、FD、SD 及び IR に関する委員会を設置している。

教育研究、経営及び管理等を含む大学全体の自己点検・評価に関することは、学長のもとに「自己点検・評価委員会」を置き、内部質保証のための恒常的な組織体制と責任体制

を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会」において、毎年度、全学的な教育・研究、組織及び運営、施設・設備の状況等についてエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果は、主要会議体に報告することで学内共有を図るほか、自己点検・評価報告書をホームページに掲載することで広く学内外に公表している。

IR に関することは、「IR 運営委員会」及び「IR 室」において各種調査・アンケート及び各種教学データなどを集計、集約、可視化し、又は教職協働で分析し、その結果を関係会議体又は関係部局等へ提供することでさまざまな改善につなげている。

〈優れた点〉

○各学部又は部局等に分散する教学関係の各種データを集計、集約、可視化した「分権型教学 IR データ分析環境」を構築し、教職協働で分析するなど、共同利用可能な環境を整備している点は評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする内部質保証は、大学全体のアセスメント・ポリシー及び各学部のアセスメント・マップにより点検・評価を行い、教育の改善・向上につなげている。

長期ビジョンに基づく大学全体の中期計画は、重要目標達成指標、重要業績評価指標、行動目標及び行動計画を設定し、年度ごとの進捗管理を行うことで改善につなげている。加えて、中期計画に基づく毎年度の事業計画では、半期ごとの進捗管理を通じて点検・評価・改善を実施し、組織的かつ体系的な内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築している。

一方、役員等の任期に関し、一部改善を要する事項があるものの、組織的かつ体系的な内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを構築し、その機能性を高める継続的な努力

と工夫が行われていることから、今後に期待したい。

〈優れた点〉

○中期計画に重要目標達成指標及び重要業績評価指標を設定するなど、客観的指標に基づく内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを確立し、大学運営又は教育の改善・向上に一定の成果を挙げている点は評価できる。

〈参考意見〉

○理事､監事及び評議員の任期について､寄附行為の定めと実態との間に齟齬があるため、内部質保証の機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．国際交流

Ａ－1．派遣プログラムの発展性

A-1-①　海外留学・海外研修の促進とプログラムの充実

A-1-②　提携大学との交流の促進

Ａ－2．留学生受入れプログラムの発展性

A-2-①　留学生受入れプログラムの充実

A-2-②　留学生受入れへの支援体制の充実

【概評】

大学開学当初から、国の内外を問わず、異なる分野を学ぶ学生同士が学術交流することで、地域の発展に貢献するという考えが根付いており、昭和 61(1986)年の中国の北京中医学院（現北京中医薬大学）との提携を皮切りに、多くの海外の大学と相互の海外留学・海外研修の促進が図られ、積極的な交流が促進されている。平成 26(2014)年には、「北陸大学の国際化ビジョン」を策定し、国際化を重要項目として位置付けている。留学先はアメリカ、中国を中心として世界 15 の国や地域 63 校と協定パートナーシップを結び、長期、短期にわたる海外留学に向けて、毎年 200 人を超える派遣実績が認められる（コロナ禍を除く)。特に中国を対象としたものは、ダブルディグリー制度の確立をはじめ、大学独自のプログラムが実施されている。こうした国際交流を重んずる大学の姿勢は、多様な文化や価値観を持つ他者への理解を示し、共に目標を達成しようとする協働力の養成や異文化理解の教育につながっている。

留学生の受入れは、学部での 1 年次からのものと、3 年次編入によるダブルディグリー制度によるもの、そして短期（6 か月、1 年）の制度がある。令和 3(2021)年 5 月 1 日現在、241 人の留学生が北陸大学に留学中である。そして、そのうちの約 7 割がダブルディグリーの学生で占められている。受入れた留学生は、日本語を主専攻にしている北陸大学協定校から派遣された学生で、経済経営学部、国際コミュニケーション学部を中心に在籍

している。こうした留学生に対して、国際交流センターを中心に事前教育、各種ガイダンスを行い、詳細な留学生ガイド、災害や健康・衛生対策などのマニュアル作成、経済的支援、生活支援など、安心して地元地域での留学生活を送れるような支援を行っている。このように留学生の受入れと支援体制は大変に充実しており、大学全体が地域を含めた国際化の発展に寄与している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域の国際化への貢献

本学は、薬学部の単科大学として開学したが、国内外を問わず、異なる分野を学ぶ学生たちが出会い、切磋琢磨することによって、更にこの建学の精神の深化が生まれ、地域社会をはじめ日本並びに世界の発展に貢献し得るとの考えから、創立当初すでに学園の基本構想に総合大学化、国際化が据えられていた。この考えのもと、昭和 61(1986)年の中国・北京中医学院（現北京中医薬大学）との姉妹校提携を皮切りに、昭和 62(1987)年の外国語学部設置を契機に、多くの海外大学と提携し交流を行ってきた。現在では、世界 15 の国・地域の 63 校と姉妹校・友好校等の提携をしている。また、平成 5(1993)年には「国際交流室（現国際交流センター)」を設置し、海外留学・研修への学生派遣、留学生の受入れ及び支援、学内外における国際交流活動など、積極的に地域の国際化に努めている。

地域の国際化への貢献として特徴的な取組みが、平成 6(1994)年から実施している「平成遣中使」事業と「留学生の地域活動」である。

〈平成遣中使〉

・本学学生及び教職員に地元の中高生、中高教員、一般市民を加えて、姉妹校・友好校への訪問や中国でのスポーツ交流及び歴史文化体験活動を継続して実施している。

〈留学生の地域活動〉

・金沢市内中学校の国際理解授業への参加や高校での中国語教育のサポート
・金沢市、加賀市で開催されるマラソン大会や国際会議などでの通訳や進行サポート
・兼六園などでの観光通訳ボランティア
・大学コンソーシアム石川の「学生による海外誘客チャレンジ事業」への参加

など多岐にわたる地域活動を行っている。

2. 組織的な初年次教育の実施

毎年度「全学的な教育課程・実施の方針」を定め、全学的な協力体制の下、順次的・体系的な教育課程を編成・実施している。初年次教育プログラムは、学部の特性に応じた入学前教育や入学直後のフレッシュマンセミナーにより、初年次の学修に繋げている。全学共通プログラムとして実施する「全学合同企画」は、学部や学年の枠を超えて学生の交流を促進する重要な企画と位置づけ、学生委員会、教務委員会及び事務局が協力して計画・実施している（令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止)。

高等学校から大学教育への円滑な移行を図るため、全ての学部で初年次に基礎ゼミナールを開講している。また、全学部の 1 年生次生共通科目として「北陸大学の学び」(全 8 回)を開講し、建学の精神や歴史、社会的役割等について学んだうえで、各学部から選出され

た教員による指導の下、学部横断の混成チームを編成してのポスター作成及び発表を行っている。令和 3(2021)年度からは、第 6 回目に混成チームでのグループワーク、第 7 回に学生が「自分を成長させる三本の道」について考え、第 8 回目には混成チームでプレゼンテーションを行う予定である。また、「北陸大学高等教育推進センター」を設置し、関係委員会等との連携を図りつつ、初年次教育充実のための教育施策の改善及び分析の支援を行うこととしている。このように本学では、全学的な協力体制のもと、一貫した初年次教育を組織的に実施している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 50(1975)年度
所在地　　石川県金沢市太陽が丘 1-1
　　石川県金沢市金川町ホ 3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
薬学部	薬学科
経済経営学部	マネジメント学科
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科　心理社会学科
医療保健学部	医療技術学科
未来創造学部※	国際教養学科

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	（意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見あり）

50 北陸学院大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「主（神）を畏れることは知恵の初め」の建学の精神に基づき、「北陸学院大学学則」第1条に目的を明示している。

建学の精神を現代的に具現化した三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにし、これを推進するため「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとして定めている。また、学部・学科の教育目的等を定め、これらのもとに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）も具体的に表現し、周知を図っている。

「学校法人北陸学院　中期事業計画 2020（令和 2）～2024（令和 6）年度」（以下、「第3 期中期事業計画」という。）は、「キリスト教学校として特色ある教育内容を確立すること」を絶対目標に策定し、推進している。

「基準２．学生」について

両学科のアドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育の目的に基づき策定され、学生募集要項、シラバス、学生要覧、そしてホームページ等で公表し、周知を図っている。

平成 30(2018)年度の組織改革により教職協働の実施体制を整備し、適切に運営している。

校地・校舎の面積は設置基準を十分に満たしており、教育目的を達成するための屋外運動場、教室、体育館、図書館等の学修環境も適切に整備されている。また、耐震工事は全館完了し、各校舎の緊急時の避難経路図の掲示、避難訓練も行われている。

学修支援に関する学生の意見や要望のくみ上げには、毎年、「教学・学生支援センター」が実施する「学生生活調査」が活用され、また学友会は大学評議会メンバーとの意見交換会や意見箱の設置により、直接、間接に大学に対し要望や意見を伝えることができている。

「基準３．教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえて学科ごとに策定され、学生要覧、シラバス、ホームページ等で公開されている。その上で成績評価基準、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が学則及び履修規程で定められ、厳正に適用されている。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。また、各科目のシラバスには、履修に必要な情報が明記され、学生に周知されている。

教授方法の工夫・開発のために FD 部会を中心に授業アンケートや FD 研修会等の各種の取組みが行われ、また授業へのアクティブ・ラーニングの活用方針が明示されている。

学修成果の点検・評価方法については、IR(Institutional Research)資料のレイアウト等を含めて定型化が進められており、検証用 IR 資料が経年的に評価できるようになることが期待される。

「基準４．教員・職員」について

学長の補佐として副学長を置き、また学長をサポートする機関として大学評議会を設置し、学長が責任をもって大学運営を進めていく上で必要な企画や意見調整役を担っている。

平成 30(2018)年度に組織再編を行い、大学評議会のもとに教学マネジメントに関する方針を具現化するための方策を協議・立案する「教学マネジメント委員会」を設置している。

教授会の位置付け及び役割は明確であり、教育と研究に関する重要な事項についての意見を学長に述べる機関となっている。

FD(Faculty Development)活動は FD 部会が中心となって活動しており、他にも各要望に合わせて「miniFD 研修会」も開催している。また、SD(Staff Development)研修を職員の資質向上に資するために開催し、平成 30(2018)年度から全体研修に加えて対象者を限定した個別研修も開始している。

研究活動の資源配分に関する規則を定め、研究支援サポートを行う部署を設置している。

「基準５．経営・管理と財務」について

理事長の諮問機関として「経営企画委員会」が設置されており、リーダーシップが発揮できる環境を整えている。学長は管理部門である理事会、常務理事会の構成員であり、また大学の教学部門である教授会、大学評議会の構成員でもあるので管理部門と教学部門の連携は機能している。

「第 3 期中期事業計画」では、令和 2(2020)年度からの 5 か年の財務計画を作成し、令和 2(2020)年度も資金留保を達成するなど、中期的な計画に基づく財政運営を行い、安定した財務基盤を確立している。また、使命・目的の実現への継続的な努力として、「第 3 期中期事業計画」の目標のもとに進捗管理表を作成し検証・立案を行っている。

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3)」に採択され、令和 2(2020)年度も継続して採択されるなど外部資金導入の努力をしている。

「基準６．内部質保証」について

学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第 3 期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画及び事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

「第 3 期中期事業計画」については、毎年の状況変化等への対応や実施状況からの見直しを常務理事会が指示し、各部局で見直しを実施している。見直した中期事業計画については、常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で計画変更を承認している。

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、日本高等教育評価機構の評価基準をもとに自己点検評価報告書を作成し、年度ごとの事業計画実施状況及び三つのポリシーの検証結果等について、IR を活用した調査・データの収集と分析をもとに、客観的事実に基づき自己点検・評価を実施している。

総じて、「主（神）を畏れることは知恵の初め」の建学の精神のもと、三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにし、この推進のため「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとし、教育の目的を定めている。また、キリスト教学校としての大学の特色ある教育内容の確立及び学校法人の理念・ビジョンを具現化するための「第 3 期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画と事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「キリスト教的人間観」修得の可視化に関わる試みについて

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「主（神）を畏れることは知恵の初め」の建学の精神に基づき、学則第 1 条に目的を定めている。また、建学の精神を体することができるよう、現代的に具現化した三つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにし、これを推進するため「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとしている。

大学の個性・特色はキリスト教教育に基づいた教育を行っていることにあり、学部・学科の教育の目的を学則にそれぞれ定め、三つのポリシーも具体的に表現し、公表している。

時代の変化と要請に対応して、学科の内容及び定員を変更し、キリスト教教育の学修成果の可視化を進めるとともに、「金沢市近郊私立大学等の特色化推進プラットフォーム形成に関する連携協定書」を締結し、大学と自治体、産業界の連携を図っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】
基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉
建学の精神、使命・目的及び教育活動は大学案内、ホームページ、「北陸学院報」等により周知し、毎日の礼拝や諸行事により教育理念の理解と浸透を図っている。また、使命・目的及び教育目的の策定・改定に関わる学則変更についても教授会及び大学評議会の審議を経て、理事会で決定している。

「第 3 期中期事業計画」は、キリスト教学校として特色ある教育内容を確立することを絶対目標に策定し、推進している。

三つのポリシーは、建学の精神、教育理念、教育目的に基づき策定されている。

大学の教育理念を具現化するために人間総合学部を設置し、そのもとに子ども教育学科及び社会学科を設置し、高等教育機関を取巻く厳しい環境に対応するため大幅な組織再編を平成 30(2018)年度に行った。

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉
両学科のアドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育目的に基づき策定され、学生募集要項、シラバス、学生要覧、ホームページに公表している。オープンキャンパス、高校教員対象学校説明会、進学相談会、高校訪問等を通じて、受験生と保護者、高校教員へのアドミッション・ポリシーの周知に努めている。コロナ禍という状況を一つの機会として捉え、ウェブオープンキャンパスやオンライン個別相談も新たに導入している。

入学者選抜規程に基づき、入学者選考委員会及び入学者選抜試験問題作成委員会を設置し、入試問題の作成及び入学者選抜を適正に行っている。入学者受入れの検証のため、入学者分析資料、入学者及び非入学者を対象とするアンケート分析等を実施している。

両学科とも入学定員、収容定員を概ね適切に確保しており、安定的な確保のため、学部・学科の改組計画を進めるとともに、北陸学院高等学校との連携強化に力を入れている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度の組織改革により教職協働の実施体制を整備し、令和 2(2020)年には、「学生支援等に関する基本方針」を策定して教職員でその内容を共有して、適切に運営している。障がいのある学生への配慮は、受験の段階から入学時、入学後において支援の必要性を把握し、専門性を有する教員の協力を得て相談やサポートを行っている。

学修及び生活の支援は、アドバイザー制度と全兼任教員を含むオフィスアワーの設定及び周知を中心に、随時行われている。

令和 3(2021)年度から SA(Student Assistant)が導入され、効果の検証と拡充への検討を進めている。

退学率の目標値を定め、入学前から学びの動機付けを行い、入学後は欠席情報の共有、保護者を含む面談、退学学生の教育指導経過報告書作成による要因分析と大学評議会等を通じた情報共有により、退学予防に取組んでいる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内に「キャリア教育科目」を配置し、学科ごとの教育目的に沿って、必修・選択の別や授業内容を設定している。両学科とも丁寧な実習指導を通じて、免許や資格の取得によるキャリア支援を行っている。社会学科では 3 年次必修科目の「キャリアデザインⅤ」でインターンシップを課し、指導を行っている。インターンシップの機会は教育課程外でも全学的に提供されている。

教育課程外では、学生への個別指導と各種の就職支援講座や公務員受験対策等目的別講座の開設、ジェネリックスキル測定テスト実施による汎用力の把握、「English　Center（英

語教育研究支援センター)」の課外活動による英語力強化等により行われている。

就職・進学に対する支援は、「教学・学生支援センター」に配置された「学生支援係」の3 人の専任スタッフ、ゼミ担当教員、就職担当教員が連携して相談・助言を行う体制が整えられている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「教学・学生支援センター」の「学生支援係」が学生サービス、厚生補導、就職支援、キャリア支援全般に対応している。

日本学生支援機構以外に多岐にわたる大学独自の奨学金を設けており、令和 2(2020)年度にはコロナ禍による経済的支援の対象人数を迅速かつ大幅に拡大して支給している。

学友会等、学生の課外活動に対して学生支援係による支援が行われ、課外活動の場として「JOINT SPACE みっしょん工房」が開設されている。課外活動への参加歴や褒章歴をデータベース化し、ジェネリックスキル測定テストの結果との関連を検証する取組みが進められている。

保健室に看護師を配置し、校医である産業医が加わる健康管理委員会が心身の健康管理に対応している。心理的支援のため、学生相談室に男女の臨床心理士を配置している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎の面積は設置基準を十分に満たしており、教育目的を達成するための屋外運動場、教室、体育館、図書館等の学修環境が適切に整備されている。

耐震工事は全館完了し、各校舎の緊急時の避難経路図の掲示、避難訓練も行われている。

土・日も利用可能な「学習支援室」、ラーニング・コモンズ等に加え、複数のコミュニケーションスペースを開設して快適な学修環境が提供されている。

図書館は 4 人の職員が配置された独立した建物で、17 万冊の蔵書を有し、授業時間前後にも開館している。学生の図書館サポーター活動が活発である。

学生が利用可能なコンピュータ教室及び貸出しによるパソコン保有が確保されている。

バリアフリー環境の整備については、手すりの設置、階段昇降機、身障者用トイレ、段差解消ボード等が整備されている。

授業のクラスサイズは、講義、演習ともに受講学生数に応じて適切に管理されている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望のくみ上げには、毎年、「教学・学生支援センター」が実施する「学生生活調査」が活用されている。IR 推進係による調査結果の集計と分析、大学評議会及び「教学マネジメント委員会」への報告と学内共有、関係部署による回答の検討から掲示板への公表まで、対応体制が確立している。学友会は大学評議会メンバーとの意見交換会、意見箱の設置により、直接、間接に大学に対し要望や意見を伝えることができる。

これらの取組みを通じ、スクールバスの無料化や増便、駐車場の拡張、コンビニの設置、プリンターやパソコンの増設等が改善され、学生満足度の向上に結びついている。

大学の学生支援体制、経済支援、精神的健康の支援、学生生活全般や所属学科での学びに対する満足度はいずれも「満足・どちらかといえば満足」の回答の割合が高い。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーでは、両学科に共通する四つの能力として、①キリスト教的人間観を理解し、生涯にわたって、自分に与えられた使命(Mission)を発見し、実現しようとする力②全学共通科目の履修を通して身に付く幅広い知識と教養③学科での学びを通して、自ら課題を設定して探求することができる④自らの考えを口頭や文章によって的確に他者に伝えることができる―以上が掲げられている。

ディプロマ・ポリシーは、学科ごとの教育目的を踏まえて、それぞれ策定され、学生要覧、シラバス、ホームページなどで公開されている。シラバスには、全科目とディプロマ・ポリシーとの関連性が確認できるように「科目見取表」が掲載されている。

その上で、成績評価基準、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が学則及び履修規程で定められ、厳正に適用されている。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を目的として策定され、学生要覧、ホームページ、シラバスなどで周知されている。両ポリシーの一貫性は各学科と「教学マネジメント委員会」との二重チェック体制によって堅持されている。

大学の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。各科目のシラバスには、履修に必要な情報が明記され、学生に周知されている。年間履修登録単位数の上限を設定し、過剰な履修登録による単位の空洞化を阻止している。教養教育は、「教学マネジメント委員会」で審議され、全学的な見地から実施されている。

教授方法の工夫・開発のために、FD 部会を中心に、授業アンケートや FD 研修会などを含む各種の取組みが実施されている。また、アクティブ・ラーニングを積極的に授業に活用しようとする方針が共有されている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント委員会」を中心に策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーは、「大学レベル」「学位レベル」「科目レベル」に区分され、ポリシーごとに直接評価指標と間接評価指標が選定され、各指標の相互の関連性を分析・検証するよう努めている。学修成果の点検・評価方法については、IR 資料のレイアウト等を含めて、定型化が進められ、検証用 IR 資料として経年的に評価できるようになることが期待される。

FD 部会を中心に、原則全科目を対象として実施している「中間アンケート」「授業アンケート」を通じて、学生の受講態度、授業に対する率直な意見や感想等を聴取し、その結果を踏まえて、学修指導の改善に向けたフィードバックが行われている。また、その他の資格取得率・就職状況等、意識調査、卒業生、就職先等に関する各種アンケートは、三つのポリシーを踏まえた学修成果を分析・検証するためのデータとして活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐体制として副学長が置かれ、学長の決定をサポートする機関として大学評議会を設置していて、学長を補佐する体制が整備されている。

平成 30(2018)年度に大学の組織再編を行い、教学マネジメントの権限の分散と責任の所在を明確にしており、大学評議会のもとに教学マネジメントに関する方針を具現化するための方策を協議・立案する機関である「教学マネジメント委員会」が置かれている。

教授会の位置付け及び役割は明確であり、教育と研究に関する重要な事項についての意見を学長に述べる機関となっている。

組織体制は、「組織規程」により管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定めて業務を遂行しており、「事務組織事務分掌規程」により、各部署が果たす役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
大学設置基準上の必要な専任教員及び教授を配置し、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。
教員の任用及び昇任については、「職員採用規程」「教員任用及び昇任規程」「任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」により、適正に運用されており、採用は公募を原則としている。
FD 活動は、「教学マネジメント委員会」の下部組織である FD 部会が中心となり活動を行っており、専任教員の FD 研修会への参加は必須であり、その他、各要望に合わせて「miniFD 研修会」を開催している。研修会終了後にアンケートを実施してその結果を「FD 活動に関する報告書」に掲載し、次年度に向けて見直しを行っている。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】
基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉
職員の資質・能力向上を組織力向上のための重要事項として捉え、人事評価制度の導入や研修会等への積極的な取組み・支援を行っている。
人事評価制度は「職能調査」「適性把握」「人事考課」を三つの柱とし、相互の有機的関連のもとに当該職員と上位者双方で共通認識できる仕組みとなっている。
SD 研修を平成 30(2018)年度から、全体研修に加え、対象者を限定した個別研修を開始し、職員の資質向上に資するよう努めている。

4－4. 研究支援
4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に一人 1 室研究室を用意し、パソコン、プリンターが使える環境を整備するとともに、図書館で研究に関する特別貸出しや相互貸出し等を行い、研究を支援している。

研究倫理に関する規則を整備し、個人情報に関わる研究については研究倫理審査委員会の事前の承認を要することとして、厳正な運用を行っている。

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、研究支援サポートを行う部署を設置している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従うことが定められ、組織倫理に関しては、「組織規程」「事務組織事務分掌規程」等があり、組織秩序の基本となっている。また、「情報公開規程」に基づき、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報をホームページにより公開している。使命・目的の実現への継続的な努力としては、「第 3 期中期事業計画」の目標のもとに、進捗管理表を作成し検証、立案を行っている。

人権については、個人情報保護の観点から「個人情報保護規程」「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めるとともに「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を規定し、教職員に責任ある行動を促している。危機管理については、「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」が作成されていて、さまざまな状況に迅速に対応できるようになっている。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「理事会会議規程」に基づき理事会が運営され、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制が整備されており、適切に機能している。また、理事会のもとに「常務理事会規程」に基づき常務理事会が置かれ、学校法人と各部局間の協調と効率的な学校法人運営が図られている。

理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われ、理事の理事会への出席状況は良好である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長の諮問機関として「経営企画委員会」が設置されており、理事長のリーダーシップが発揮できる環境を整えている。

学長は、学校法人の理事会、常務理事会の構成員であり、大学の教授会、大学評議会の構成員でもあるので、学校法人と大学の意思の疎通や連携は円滑に機能している。

監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、常務理事会、評議員会には必ず 1 人は参加するようにしており、過去 5 年間の理事会への出席状況は良好である。また、公認会計士による監査時には、監事も同席して意見交換を行っている。

内部監査室が設置されており、非常勤職員 1 人を配置し、業務監査、監査法人監査、研究費の監査に係る監査計画、実施報告を行っている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 3 期中期事業計画」では、令和 2(2020)年度からの 5 か年の財務計画を作成し、令和 2(2020)年度も資金留保を達成するなど、中期的な計画に基づく財政運営を行っている。

収入と支出のバランスが保たれており、安定した財務基盤を確立している。

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3)」に採択され、令和 2(2020)年度も継続して採択されるなど、外部資金導入の努力をしている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施
5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】
基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉
文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に担当者が参加して会計に関する知識の向上に努めるとともに、不明点は公認会計士等の指導・助言を受け、学校法人会計基準や経理に関する規則に基づく会計処理を適正に実施している。
私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査を受けるとともに、監事による監査を受けており、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】
基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】
基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉
学校法人の理念・ビジョンを具現化するために「第 3 期中期事業計画」を軸とし、毎年の事業計画及び事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。
「第 3 期中期事業計画」については、毎年の状況変化等への対応や実施状況からの見直しを常務理事会が指示し、各部局で見直しを実施している。見直した中期事業計画については、常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で計画変更を承認している。
大学の内部質保証を機能させる体制として大学評議会が中心となり、アセスメント・ポリシーに基づき、「教学マネジメント委員会」「大学キリスト教センター」「教学・学生支援センター」「学術情報研究・社会連携センター」及び「アドミッションセンター」、そして各学科が実務を担っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価
6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として自主的・自律的に自己点検・評価作業を行い、日本高等教育評価機構の評価基準をもとに自己点検評価報告書を作成しており、エビデンスデータとともに「第 3 期中期事業計画」による各年次の事業計画及び事業報告に基づいて実施し、公表している。

年次の事業計画では、「実施計画」ごとに、「数値目標」「達成率」「進捗・達成（取組）状況」「今後の課題」の項目を管理しており、年次の事業計画の段階では「数値目標」を決めて取組んでいる。自己点検・評価実施委員会は、これらの事項及び三つのポリシーの検証結果等について、IR を活用した調査・データの収集と分析による客観的事実に基づいて実施している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会が中心となり、「第 3 期中期事業計画」に基づく各年次の事業計画及び事業報告により、PDCA サイクルが機能する仕組みを構築している。

「第 3 期中期事業計画」の進捗管理と合わせて大学評議会が中心となり三つのポリシーを検証する仕組みとしてアセスメント・ポリシーを策定し、このもとに IR データを検証・分析している。併せて、学修成果をより一層可視化する仕組みを構築し、教育の質を保証するための PDCA サイクルは大学評議会を中心に「教学マネジメント委員会」及び各センターと各学科が担っている。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 特色ある教育・研究と社会貢献

Ａ－1. 大学が持っている人的資源の活用と社会への提供

A-1-① 建学の精神に沿った社会貢献体制の整備

A-1-② 地域教育開発センターの適切な運営と社会貢献

A-1-③ 教育研究活動を通じた社会貢献

【概評】

建学の精神を不変の真理とみなし、「歴史と文化」に対する責任と愛を自覚し、「隣人を

自分のように愛して」生きることが大学の社会貢献体制の確立を促し、「地域教育開発センター」（以下「センター」という。）が設置されることになった。センターは、地域における幼児・児童教育、英語及び英語教育、心理学、社会福祉、食生活その他の学問分野に関する研究を行うと同時に、その成果をもって地域社会に貢献することを実践している。

センターの主催する教育研究活動を通じた社会貢献は、どの活動も大学の特色を十分に生かしたものであり、教員・職員・学生が一丸となって実現しているところに建学の精神の成果が確認できる。具体的には、「連続公開講座～いのちの重さと輝き～」では各専門分野で活躍する著名な講師による提言を、「冬の連続公開講座～この地に生きる～」では石川県を中心に北陸で活躍する専門家による独自の働き方や生き方を発信している。大学の教員による研究成果は、学科独自に、あるいは学科を超えて、「REDeC（レデック）・セミナー」の講座を通して紹介されている。大学コンソーシアム石川では、高校生を対象とする講座も実施している。「遊び場 JOJO」「MAGONOTE 塾」「音楽のおくりもの」「クリエーショングループ」などの幼児・児童教育支援事業を実施して、地域の子どもたちや保護者との交流を展開しているが、それらの活動は、学生、教員、そして大学の枠を超えた連携と協働の中で企画されている。「ともいき塾」の「よりそいの花プロジェクト」では、地域住民の生活復興支援や地域活性化のための各種活動も展開されている。石川県の「令和元年度高齢消費者被害防止寸劇出前講座事業」に社会学科のゼミナール企画が採択され、近年増加傾向にある高齢消費者の被害防止のために学内外で寸劇を披露している。

以上の地域貢献活動などを通して、大学は、着実に地域からの信頼を獲得している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「キリスト教的人間観」修得の可視化に関わる試みについて

本学の「ディプロマ・ポリシー」（卒業認定・学位授与についての方針）の冒頭には、卒業生に修得を期待する資質として、次のような目標が掲げられている。「キリスト教的人間観を理解し生涯にわたって、自分に与えられた使命（Mission）を発見し、実現しようとする力が身についている」。本学はキリスト教精神に拠って建つ、キリスト教学校として、卒業生がキリスト教的人間観を身に付け、自己の人生観と世界観を形成し、自分に与えられた人生の使命（ミッション）を見出し、積極的にそれを担い、充実した人生を送ることを願っている。そのために毎日行われる礼拝、１・２年生の参加する一泊セミナー、１・２年生必修のキリスト教関連科目が設けられてきた。これらに加え、新たに最終年次に、各専門領域とキリスト教精神との関係を学ぶ科目の設置を検討している。

本学における学修効果の可視化の努力の一環として、この「キリスト教的人間観」の修得についても、その試みが開始されている。その具体的手がかりの一つとして令和２(2020)年度より学校法人河合塾と株式会社リアセックが共同で開発し実施しているアセスメントテスト「PROG」(Progress Report on Generic Skills)を導入している。本学ではこのテストに独自の設問を設け、「キリスト教的人間観」に関わる 10 の問いを学生に問い、PROG と連動したアンケートとして実施している。「自分が神と人に愛され、喜ばれる、個性ある大切な存在だと思いますか」、「タラントン（賜物）を使い、人や社会、神のために果たす、何らかの使命が、自分にはあると思いますか」、「他者もまた、神と人に愛され、喜ばれ

る個性ある大切な存在だと思いますか」、「個性を認めることができ、その意見を真剣に聴こうと思いますか」、「矛盾や課題を解決し、使命を実現するために、大学での学びを活かし、目標や方法を考え、計画を立てようと思いますか」といった問いへの回答を集計し、ほかのアセスメント指標との相関を探りつつ経年的に追跡をする予定である。

もちろんキリスト教教育の実りのすべてが在学中に可視化されるとは限らず、卒業後何年も経てから思いもよらなかった実が結ばれることも珍しくない。卒業して何年も経てから、在学中に触れたキリスト教的価値観や人間観・人生観の大切さに気づかされることも起こっている。しかしそれと同時に、本学が重んじている『聖書』は、神の霊が人間を「神の協力者」（コリントの信徒への手紙一第３章９節）として豊かに用いてくださることを教えており、神の霊は「愛」、「喜び」、「平和」、「寛容」、「親切」、「善意」、「誠実」、「柔和」、「節制」といった具体的な目に見える実りを結んでいくことを語っている（ガラテヤの信徒への手紙第５章 22-23 節）。学生が在学中に本学のキリスト教教育を通して何を受けとめ、どのような思いを巡らし、どういった変化や成長を経験したのか、その目に見えるところを意識し、見つめ直すことは、本学の教育の更なる質向上に資するもとのとなると確信している。

在学中にディプロマ・ポリシーで目指されている卒業生の姿に照らして、何がどの程度達成されたのかを把握し、更なる教育の向上に資するものとしながら成長し続ける教育共同体の形成を本学は目指している。この試みが教育機関としての本学の自己吟味と継続的成長に資するものとなり、それが更なる教育効果を伴った学生の学びへと還元されていくことを願っている。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 20(2008)年度
所在地　　石川県金沢市三小牛町イ 11

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間総合学部	子ども教育学科　社会学科

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理

10 月 5 日	実地調査の実施　　10 月 5 日　第 2 回評価員会議開催
	10 月 6 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 7 日	10 月 7 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見あり）
2 月 8 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

51 北海学園大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

「開拓者精神」という建学の精神に基づき、その使命・目的を明確かつ具体的に定めている。北海道内の総合大学として、地域社会・国家の発展に寄与する人材の育成を教育の目的としており、全学的な教養教育や、夜間開講の２部の設置による教育の機会の提供を特色としつつ、継続的な教育課程の見直しを行いながら、社会情勢の変化にも対応している。法人の事業計画や事業報告に関しては、理事会と評議員会が適切に機能している。自己点検・評価報告書についても、自己点検・評価委員会の統括のもと、全組織にわたる教職員の協働によって行われている。これにより、使命・目的及び大学全体の教育研究目的は役員や教職員の理解と支持を得ているとともに、学内外へ適切に周知され、中期計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。学部・学科、研究科において、それぞれの学問分野における知識の教授を通して使命や目的に沿った人材の育成に努めている。

〈優れた点〉

○「北海学園大学コミュニケーションマーク」という独自のブランドマークを制定し、使用ルールを設けない、自由で創造的な活用を通して、大学の個性や特色を統一的に社会にアピールしていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは教育プログラムごとに明確に定めて周知し、入学者の受入れについても適切に行われている。教職協働による学修支援体制が整っており、教務委員会・教務センターと各学部事務室が中心となって学生の学修を支えている。学内ネットワークによるさまざまなサービスも提供している。キャリア支援については、キャリア支援センター及びキャリア支援委員を中心に指導や相談の体制を構築している。年次ごとにキャリア関係の科目や講座を配置し、目的別のガイダンスやセミナーを開催している。地元の企業や商工会議所等と連携し、学生のキャリアに関する意見交換等を行っている。各種奨学金を充実させ、学生の経済的な支援を行っている一方、学生の部活動等を含む自治会活動については大学諸費を原資とする資金補助を行っている。学生からのさまざまな相談については複数の窓口を設けて対応している。校地・校舎、施設・設備、ともに十分な面積を確保し、適切に活用している。学生からの意見や要望を受付ける体制や制度が整っており、IR 部会を中心に学生の声を分析し、改善に反映させている。

〈優れた点〉

○キャリア支援センター職員が北海道商工会議所連合会と連携し、企業側の受入れ体制など、具体的な情報について意見交換を実施していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育プログラムごとにディプロマ・ポリシーを定め、周知し、単位認定、進級、卒業認定、修了認定等において厳正に適用している。正式な規則ではないものの、成績評価基準についても履修の手引や学生便覧に明記している。カリキュラム・ポリシーとの整合もとれており、教育課程は体系的に編成している。カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーで系統性を補強している。一部の学部で履修登録単位数が若干多いものの、キャップ制を導入し、単位の実質化を図っている。教養教育については、基盤科目と教養科目に区分した科目群で構成し、基礎技能や幅広い教養を担保しつつ、「北海道学」等の地域に根差したリテラシー教育にも力を入れている。教育開発運営委員会や将来構想委員会が中心となり、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検と評価を行っており、結果に基づく改善に努めている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づく教育目的を達成するために、「北海道学」「開発研究所特別講義」など、地域に根差した多様な講義を開講していることは評価できる。

「基準４．教員・職員」について

学長のリーダーシップを発揮できる環境は概ね整っている。総務又は教学を担当する副学長及び学部を統括する学部長による学長補佐体制を整備し、かつ学長の教学運営を補佐する機関として学長室の機能を整えている。大学の意思決定に関し、一部、規則上の再整備が必要であるものの、教育組織や関係機関からの意見を聞く体制は整っている。教員の採用・昇任については、教員選考基準等に従って教育目的と教育課程に即した人事が行われている。FD(Faculty Development)活動の幅も広く、教育の質保証、アセスメントを含む教育開発のための部会を複数運営し、改善に取組んでいる。同じく SD(Staff Development)にも力を入れており、教育改革を支援するための事務研修委員会を設置し、組織的な SD 活動を推進している。他大学との職員交流も行い、職員の質向上を図っている。研究環境は適切に整備・管理され、研究費の獲得や運用及び全般的な研究活動において、研究倫理を確立し厳正な運営を行っている。研究費の配分もルールにのっとり適切に行われている。

〈優れた点〉

○学校法人北海学園と国立大学法人小樽商科大学との職員交流研修は、設置形態の枠を超えて広く大学業務に関して研修するものであり、大学出版会に関する意見交換によって「北海学園大学出版会」の立上げを行った実績を含め評価できる。

○研究費は職位に区別なく同額を配分し、予算執行に対し流動的な使用基準は、研究設備の充実や研究領域の拡大など若手研究者にとって有効であり評価できる。

〇開発研究所は､「地域に貢献するシンクタンク的機能」「開発資料センターとしての機能」「国際的共同研究機能」を有し、現在に至るまで地域の経済開発・社会開発の中心として重要な役割を担っていることは評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

法令に定める教員の養成の状況に関する情報を公表していないため改善が必要であるが、理事会は寄附行為や教育基本法等の法令に基づき、関係諸規則を整備し、組織倫理に基づいた経営を行っている。地域に貢献する大学として地元企業の重役や公務員を多数輩出するなど、高い評価を得ている。キャンパスの安全や環境への配慮及びハラスメント防止の対策など、環境保全や人権、安全への配慮に継続的に取組んでいる。ガバナンス強化や中期計画実現のため、理事会の回数や理事数を増やす一方、常任理事会も構成し、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を整えている。役員の権限と役割を明確にし、適切な管理運営を行っており、活発な意見交換も行われている。理事業務の監査方法については改善が必要であるが､理事長と学長の権限を明確にし､監事監査についても適切に行われている。財務については中期計画実現のため、収支バランスを確保しつつ、基盤を固めている。会計についても関係諸規則が整備されており、学校法人会計基準を遵守した処理が行われている。

〈優れた点〉

〇北海道地方に本社を置く会社の責任者に就く卒業生が多く、また、公務員を多数輩出する大学として認知されていることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関して部分的な機能性を更に高める必要があるが、学長を中心とした内部質保証の組織体を構成し、全学的な体制で質保証に取組んでいる。自己点検・評価に関する諸規則に基づき、定期的に自己点検・評価を実施し、加えて、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定プログラムへの申請､大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価を受け、点検も行っている。IR(Institutional Research)部門を中心に継続的な教育改革を推進しており、得られたデータや三つのポリシーに即した形で情報化され、改善に役立てられている。学長を中心とする全学的な教育マネジメント体制の中で、PDCA サイクルを通した質保証の取組みが行われており、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップ、科目ナンバリング等の制度を体系的に整備し、将来構想委員会等の会議体も活用しながら、全学的に可視化された教育改善を行っている。

総じて、大学は開学以来の建学の精神である「開拓者精神」を土台としながら、地域の発展に貢献できる人材育成、国家や国際社会で活躍できる人材育成の実現のため、役員や教職員の協働による教育研究事業の推進と自己点検による客観的な評価を軸とする改革改善に努めている。学長のリーダーシップによるガバナンス改革も進み、地域と連携した新たな教育研究事業の開発も確認できている。理事会は機能と監事体制を強化し、安定した経営基盤を構築している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域の発展に貢献する研究と教育の推進」「基準 B.教育の機会均等に向けた取り組み」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症対応

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神にのっとり、学則で明確かつ具体的に定めている。教育目的についても、各学部規則及び各研究科規則に具体的かつ簡潔に明文化している。「開拓者精神」を建学の精神として掲げ、北海道内の地域を基盤とした高等教育機関として、国家・社会の発展に貢献する人材の育成を主たる教育の目的としており、総合大学としての全学的な教養教育や、夜間開講の 2 部の設置による教育の機会の提供等を特色としている。自己点検・評価委員会や将来構想委員会を組織し、教育課程の見直しを行うなど、社会情勢の変化に応じた体制を整えている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の事業計画書や事業報告書の作成は理事会が行い、教職員からも委員が選出されている評議員会の審議を経て、承認される仕組みを確立している。自己点検・評価報告書についても自己点検・評価委員会の統括のもと、全組織にわたる教職員の協働によって作成している。これらのシステムによって、使命・目的及び教育目的は役員や教職員の理解と支持を得ており、学内外への周知についても、大学案内や学生便覧、学報などの印刷物をはじめ、ウェブサイトでも行っている。独自のコミュニケーションマークを制定し、統一的な周知にも努めている。また、中長期的な計画の中に教育目的を反映し、学部・学科及び研究科の専攻・課程ごとに三つのポリシーを策定している。これらを土台とし、総合大学として、それぞれの学問分野における知識の教授を通して使命・目的に沿った人材の育成に努めている。

〈優れた点〉

○「北海学園大学コミュニケーションマーク」という独自のブランドマークを制定し、使用ルールを設けない、自由で創造的な活用を通して、大学の個性や特色を統一的に社会にアピールしていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科、研究科のアドミッション・ポリシーは、各学部及び研究科規則において明確に定め、ウェブサイト、入学者選抜要項、大学院要覧及びオープンキャンパスなどを通じて周知をしている。

入学者選抜に関しては、基本的な方針を「入試制度委員会」が定め、その上で一般選抜と大学入学共通テスト利用選抜を担当する「入試委員会」、学校推薦型選抜と特別選抜を担当する「特別入試委員会」を設けている。それぞれの委員会は、各選抜に必要な出題者の委嘱、作問・校正・点検スケジュールの策定、作成された問題の厳格な保管、ミス防止のためのさまざまな対策の実施等、入試問題に関する業務全般を担当し、適切に運営・管理している。大学院の入学者選抜においても、口頭試問を行い、アドミッション・ポリシー

との適合性を確認している。

各学部・学科、研究科における学生受入れ数は、概ね適切に管理・運営を行っており、収容定員を満たしている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援は、全学的には教務委員会・教務センターが中心となり、教職協働で取組む体制を整えている。各学部・研究科においても、各学部・研究科事務室が窓口となり、適切な学修支援を実施している。また、学内ネットワークとして「G-Plus!（学生総合学修支援システム）」や LMS(Learning Management System)を整備し、学生・新入生に対するウェブサイトを用意するなど、学生が必要な情報を素早く正確に取得できるような工夫を行っている。

障がいのある学生に対する支援については、統括する組織として「アクセシビリティ支援委員会」を設置し、教職協働の体制を整備している。また、オフィスアワー制度を全学的に実施し、TA 制度も学修支援のために活用している。

退学者、休学者、留年者への対応としては、各学部窓口、専任教員のオフィスアワー、ゼミナールなどを通じて、面談指導などによるきめ細かい指導を実施している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア支援は、キャリア支援センター及びキャリア支援委員を中心に、指導・相談の体制を構築している。

学生に対しては、「キャリア・ガイダンス」などのキャリア形成科目や資格取得講座を用意している。3 年次からは就職ガイダンス、公務員ガイダンスなどの各種ガイダンスやセミナーを実施し、4 年次においては学内合同企業説明会や未内定者フォローガイダンスなどを通じて具体的な指導を行っている。

また、「GIP（学園インターンシッププログラム）」というインターンシップを核とした独自の事前事後学修プログラムを用意し、学生の就職活動への取組みを支援している。

地元企業とも意見交換をしており、学生のキャリア支援に役立てている。

〈優れた点〉
○キャリア支援センター職員が北海道商工会議所連合会と連携し、企業側の受入れ体制など、具体的な情報について意見交換を実施していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生サービス、厚生補導については、学生部・学生委員会を中心に運営している。
奨学金については、日本学生支援機構などの各種奨学金の他に、大学独自の奨学金として「北海学園奨学金」「北海学園大学同窓会奨学金」「北海学園大学教育振興資金奨学金」などの制度を設け、手厚い支援を実施している。
学生のサークル活動及び各自治会活動に関しては、学生から徴収した大学諸費をもとに資金的補助を実施している。
学生からの相談については、「相談・支援依頼窓口」「学生なんでも相談」「こころの相談」など、複数の窓口を設けて対応している。特に、心的な支援については、医務室に学生支援コーディネーターを配置して初期対応を行い、カウンセラーへの取次ぎや学部との連携を図るなど、きめ細かいサポート体制を整備している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
豊平・山鼻両キャンパスとも、校地・校舎などは十分な面積を有している。図書館、運動場・体育施設、研究室などについても、適切に整備・活用している。講義室への AV 機器の設置や、コンピュータ実習室を設けるなど、教育目的の実現のために学修環境の整備を適切に実施している。
図書館はフロアごとに「ラウンジ」「サイレント・エリア」「アクティブ・エリア」などに機能を分割し、建物全体をラーニング・コモンズとして積極的に活用している。
建物の耐震化やバリアフリー化については、計画的に耐震補強工事や自動扉を設置するなどして対応している。

授業を行う学生数については、クラス分けや履修人数の制限を実施し、教育効果の向上に努めている。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

教育開発運営委員会 IR 部会が、学生生活実態調査及び授業改善のためのアンケート調査を実施しており、その結果は年度ごとに報告書にまとめ、ウェブサイトにて公開している。また、将来構想委員会に報告し、学内での情報共有を行い、学修支援の体制改善に反映させている。アンケート以外にも、学生からの意見・要望は学部事務室の窓口や投書箱などで受付けている。

メンタルヘルスやハラスメントに関しては、規則を整備し、カウンセラー・学生支援コーディネーターやハラスメント相談員を置いて相談を受付けている。また、経済的な事情を含む学生の諸問題については、各学部窓口や「学生なんでも相談」などで受付けており、学生生活全般を支援する体制を整備している。

学修環境に関しても、学生生活実態調査を利用して学生の要望を調査し、冷房環境などの改善を実施している。また、自治会やサークル代表にもヒアリングを実施し、適切な環境を整えるよう努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的にのっとり、学部・学科、研究科・専攻それぞれのディプロマ・ポリシーを定め、履修の手引、学生便覧・要覧、ウェブサイト等で周知している。

単位認定、進級・卒業・修了要件については学則で定め、履修の手引に記載するとともにウェブサイト等でも周知し、厳正に適用している。

成績評価基準について、諸規則に明記をしていない項目があるものの、履修の手引や学生便覧に明記している。また、シラバスに各科目の評価方法・基準を明記し、成績照会期間に学生からの成績評価に関する問合わせに対応している。

〈参考意見〉

○成績評価基準について、履修の手引や学生便覧では、評価点数や評価記号の記載があるものの、諸規則において明記をしていないため、適正に記載することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的を踏まえて、学部・学科、研究科・専攻それぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、履修の手引に掲載し、ウェブサイトで周知している。また、それぞれのカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

教育目的の達成のための体系的な教育課程を編成し､体系性･系統性を可視化するため、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを作成している。「シラバス作成要領」で記載内容を基準化し、到達目標、評価方法・基準を明示している。また、履修登録単位数の上限は一部の学部で高いもののキャップ制を導入し、単位制度の実質化を図っている。

教養教育は、基礎的技能やリテラシーを学ぶ「基盤科目」と、普遍的な教養の育成を目指す「教養科目」に体系し、建学の精神に基づく「北海道学」のコースを設置している。

アクティブ・ラーニングを推進するために､図書館に「アクティブ・ラーニングエリア」を設置している。また、教育開発運営委員会が、教育内容や方法に関する開発と検討を継続的に実施し、組織的研修と情報発信を行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づく教育目的を達成するために､「北海道学」「開発研究所特別講義」など、地域に根差した多様な講義を開講していることは評価できる。

〈参考意見〉

○履修登録単位数の上限を一部の学部で 50 単位以上に設定しているため、単位制度の実質化の観点から、是正することが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業科目の成績評価だけではなく、ディプロマ・ポリシーの重要部分を構成する力を、外部アセスメントテスト「GPS アカデミック」を導入して測定している。

資格取得状況や就職状況の調査、学生の意識調査、卒業生へのアンケートなど多様な尺度・指標により学修成果を点検・評価している。また、授業改善アンケート、学生生活実態調査、新入生アンケートを行うことで、学修内容・方法・学修成果の点検を行い、改善に役立てている。

教育開発運営委員会と将来構想委員会が中心となって、学修成果の点検と評価及び教育内容や方法への改善に向けた取組みを継続している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務については、学則に規定しており、学長が校務に関する最終的な決定権を有した組織的な意思決定を行っている。

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、総務又は教学を担当する副学長及び当

該学部を統轄する学部長を置き、学長を補佐している。また、学長が職務を遂行するための補佐機関として、学長室を設置し、全学的に重要な事項などの学長意見を整理する役割を担っている。

大学院学則に、大学院委員会及び研究科委員会は学長に意見を述べる関係であることが定められていないが、教授会、研究科委員会、学生部・キャリア支援センター・入試部・教務センター・付属図書館・開発研究所・協議会などを設け、教学マネジメントの権限を適切に分散している。職員が各種マネジメント組織の事務を担当し、委員会の構成員として各種組織の業務に当たるなど教職協働に取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○学校教育法第 93 条第 2 項に定める事項について、学長が決定を行うに当たり大学院委員会及び研究科委員会が意見を述べることが大学院学則に定められていない点は、改善が必要である。

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、学長が定め、周知していない点は、改善が必要である。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇格審査は「教員選考基準」、職階の決定は「推薦基準」に従って適切に運用し、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇格により、教員の確保と配置を行っている。

各学部から選出された委員で構成する教育開発運営委員会が中心となって、教育内容・方法などの改善に取組んでいる。教育開発運営委員会のもとに教育の質的保証に関する情報収集などを担う教育改革検討部会、アセスメントテストなどの各種調査活動を担う IR 部会、大学関連情報の内部発信などを担う FD 広報部会の 3 部会を置き、明確な役割分担のもとでそれぞれ活動をしている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

事務職員に必要な知識・技能を習得させ、能力及び資質向上のため「北海学園大学事務研修(SD)委員会規程」を定め、教育改革を支援するため「事務研修(SD)委員会」を設置し、組織的な SD 活動を推進している。SD 委員会は年度ごとに事務研修計画を作成し、各種研修会やセミナーに事務職員を派遣するとともに、新入職員に対しても法人事務局総務部のもと新人研修を行っている。

学校法人北海学園と国立大学法人小樽商科大学との間で「職員交流(SD)研修に関する覚書」を交わし、職員を相互に派遣することで大学業務に関する見識と理解を深め、業務の改善や職員の資質向上に取組んでいる。

〈優れた点〉

○学校法人北海学園と国立大学法人小樽商科大学との職員交流研修は、設置形態の枠を超えて広く大学業務に関して研修するものであり、大学出版会に関する意見交換によって「北海学園大学出版会」の立上げを行った実績を含め評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員は原則一人 1 室の研究室を割当て、快適な研究環境の整備を行っている。北海道の研究開発、経済開発を目的に「開発研究所」「北海学園大学ハイテク・リサーチ・センター」を設置し、発展に寄与している。

大学は「北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為の対応に関する規程」を整備し研究倫理の確立と厳正な運用を行う体制を構築している。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、競争的資金関連の研究に従事する者に対し、「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を義務付けている。

研究費の配分はルールにのっとり適切に運用し、職位に区別なく同額を配分している。人的支援では「リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等に関する規程」を定め、適切な運用を行っている。

〈優れた点〉

○研究費は職位に区別なく同額を配分し、予算執行に対し流動的な使用基準は、研究設備の充実や研究領域の拡大など若手研究者にとって有効であり評価できる。

○開発研究所は､｢地域に貢献するシンクタンク的機能｣｢開発資料センターとしての機能｣｢国際的共同研究機能｣を有し、現在に至るまで地域の経済開発・社会開発の中心として重要な役割を担っていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為や教育基本法などの法令に基づき常任理事会規程や事務組織規程などの関連規則を整備し、組織倫理に基づく運営を行っている。

使命・目的の実現に向けて、経済・経営・法・人文の 4 学部に夜間学部の 2 部を開設し、地域の特性を生かした質の高い教育研究活動を通じて、北海道の発展に貢献する有為な人材養成を担っている。

教員養成の状況に関する情報については、全ての項目を公表していないが、教育情報については、ウェブサイト上で公表している。

照明器具の減灯などによる節電対策、キャンパス周辺の安全及び環境への配慮、ハラスメント防止・対策委員会及び衛生委員会などにより、環境保全、人権及び安全への配慮に取組んでいる。

〈優れた点〉

○北海道地方に本社を置く会社の責任者に就く卒業生が多く、また、公務員を多数輩出する大学として認知されていることは評価できる。

〈改善を要する点〉

○教育職員免許施行規則第 22 条の 6 で指定している教員養成の状況に関する全ての項目を公表していないので、改善が必要である。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は寄附行為に基づき実施している。ガバナンス体制の強化や中期計画・事業計画の執行などを恒常的に点検するために、理事会の開催回数や理事数を増やすなど、適切な意思決定ができる体制を整備している。

理事の権限と役割を明確にし、法人の管理及び運営を適正に行っている。

理事長を補佐するため、理事長、設置校の長、専務理事及び常務理事で構成される常任理事会を設置し、各設置校の現状や学校運営及び法人の将来構想について、活発な意見交換を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は大学の管理運営業務を総理する責務を担う権限を学長に委譲し、学長が大学の教育及び研究に関する運営責任を担っていることや、大学・法人間の事務の良好な意思疎通により、意思決定の円滑化を図っている。

監事による理事長を含む理事の業務執行の監査は行われていないが、監査法人による財務・経営に関する会計監査とも連携し、法人の業務及び財務状況について監査を行っている。監事は、全ての理事会に出席し、財務について公認会計士との意見交換の場を設定するなど、監査機能の充実を図っている。

教職員、各設置校の卒業生、学生の保護者及び学識経験者・功労者で構成している評議員会は、ステークホルダーの意向を反映した諮問を行っている。

〈改善を要する点〉

○寄附行為第 13 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定している、監事による理事の業務執行状況について､監査及び監査報告書への記載が行われていない点は､改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

健全な財務基盤を確立するため、「北海学園中期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」に財政運営の指針を掲げ、中期計画に基づく財政運営を行っている。また、「北海学園財政の現状と課題」を作成し、財務における課題の抽出や中期財政計画を立案し理事会等で周知している。

事業活動収入の約 80%を占める学生生徒等納付金収入は安定的に推移し、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収支差額）及び経常収支差額は、単年度で支出超過の場合もあるが、直近 5 年間を見ると十分な収入を確保していることから、収支のバランスを確保している。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業における補助金獲得への取組み強化と、寄付金増額のための寄付金制度の更なる充実に努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「経理規程」「小口現金取扱細則」「固定資産及び物品管理規程」等の諸規則に基づき、学校法人会計基準を遵守し行っている。日常の会計処理は、毎年度「経理処理の手引き」を関係部局に配付し、適正に行っている。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による外部監査、監事による財産状況の監査を適切に行い、三様監査の体制を整備している。公認会計士は、理事長に対し経営責任者の不正等に関する防止策や将来構想などの聴取を行い、監事は公認会計士と財務、経営に関する意見交換を行うことで、情報の共有を図っている。

予算編成は各部門の事業計画に基づいて実施し、変更が生じた場合には、予備費での対応や補正予算の適正化を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進していくため、学長を中心に、自己点検・評価委員会、将来構想委員会、教育開発運営委員会を設置して、恒常的な組織体制を整備している。全学的な方針を学則に定め、学部及び大学院における教育研究組織ごとの責任体制を示している。授業方法等の改善を進めるために、教育開発運営委員会のもとに教育改革検討部会、IR 部会、FD 広報部会の 3 部会を組織し、より具体的な審議を行える体制となっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価に関する規則に基づき、定期的に自主的、自律的な自己点検・評価を実施しており、「北海学園大学　現状と課題　－自己点検・評価報告書－」という冊子にまとめ、公表している。法令に従って大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価を受け、また、JABEE の技術者教育プログラムへ申請している。IR 活動を担う IR 関連部署を設置し、教育改革推進のための各種調査活動を行っている。各種調査で得られたデータは三つのポリシーに即した情報に調整をした上で、自己点検・評価に役立てている。大学情報の可視化を推進しており、IR によって得られた情報をフィードバックすることによって学部及び大学院の自発的な教育改善にもつなげている。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を中心とする全学的な教学マネジメント体制の中で、PDCA サイクルを通した質保証の取組みを行っている。情報公開、教学マネジメントの機能性、監事の職務等に関しては、より機能性を高める必要があるものの、三つのポリシーを柱とする内部質保証システムとなっており、IR 情報の共有、各学部の点検・評価シートによる自己点検及び認識の共有、教育の質向上の取組みとして機能させている。また、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ、ナンバリング等の制度を整備し、かつ将来構想委員会の会議体も活用しながら、全学的に可視化された教育改善を推進する仕組みを構築している。

〈改善を要する点〉

○法令に基づく情報公開、教学マネジメントの機能性、監事の職務執行について、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域の発展に貢献する研究と教育の推進

Ａ－1．地域の発展に貢献する研究の推進と社会貢献

A-1-①　研究の推進と社会貢献のための組織整備

A-1-②　地域や企業との連携に基づく社会貢献の取り組み

Ａ－2．地域と連携した教育活動

A-2-①　地域と連携した教育活動

【概評】

北海道初のシンクタンクとして昭和 32(1957)年に「開発研究所」を設立し、研究活動を展開している。131 人の学部所属教員の他、特別研究員等も含めて 176 人が在籍し、調査研究活動、開発特別講座の開催、講演会・シンポジウム・研究会の開催、図書資料の収集整理、資料室の開放等、研究成果の地域への還元を行っている。

また、持続可能な地域を共創していくことを目的に、平成 26(2014)年に学長を機構長とした地域連携推進機構を設置し、地域連携特別講座や講演会・研究会等を地域と共催し、知の還元を図っている。

北海道のさまざまな地域や企業と連携して、地域社会の担い手を育てる教育プログラムを各学部の教育課程に組込んでいる。経営学部では「社長に弟子入りプロジェクト」という独創的な取組みもある。

また、一般教育科目には、地域と連携した実践的なフィールド科目を多数設置している。開発研究所は「北海道学」の一科目として「開発研究所特別講義」を開講している。

基準Ｂ．教育の機会均等に向けた取り組み

Ｂ－1．夜間開講 2 部の設置による教育機会の提供

B-1-①　夜間開講 2 部の設置による教育機会の提供

【概評】

開学当初から教育の機会均等の実現のために夜間開講の 2 部を設け、2 万人を超える卒業生を社会に送り出している。北海道札幌市中心部の駅近くに位置しており、通学の便が良く、卒業に必要な単位が 4 年間で修得できるよう時間割を組んでいる他、2 部学生の便宜にかなうよう施設の利用時間を設定している。また、1 部とほぼ同じ内容の教育を約半

額の学費で受けることができる上、就職支援に関しても、キャリア支援センターが 1 部の学生と同様の支援を行っている。

パンフレット「北海学園大学の夜間部」を作成し、道内の高校に配付、2 部オープンキャンパスや進学相談会を開催するなど、2 部への進学を積極的に働きかける取組みを継続している結果、社会人のニーズが時代とともに減少傾向にある中、経済的・時間的理由とも相まって近年志願者が増加傾向にある。

特記事項（自己点検評価書から転載）

１．新型コロナウイルス感染症対応

本学では、全国的な感染拡大の先駆けとなった北海道地域での新型コロナウイルス感染者増加が始まる前の令和 2(2020) 年 2 月 22 日に「危機管理委員会」を開催し、いち早く「新型コロナウイルス対策本部」を設置した。当初は、卒業式・入学式などの行事開催の可否やガイダンス方法の検討を行っていたが、感染拡大につれ、教務日程・授業方法・ガイドラインなど次々に発生する諸課題の検討を精力的に行うこととなった。

対策本部は、第 1 学期授業開始日を 1 週間遅らせ、連休明けまでの期間を「授業準備期間」と定め、準備ができた科目から授業を開始することとし、それまでは LMS（授業管理システム）によって学生との連絡を密にとることとしたため、大きな混乱なくオンライン授業へと移行できた。本格的なオンライン授業実施までの間、対策本部に「オンライン授業推進ワーキンググループ」を置き、教員向けに遠隔授業に関するノウハウや問題点、解決方法を頻繁に配信する一方、学生のために「学生テクニカルサポート・Student Omoiyari Support(SOS)」を開設し、SNS を使って先輩が後輩の相談に乗ることで、授業だけではなく心理面でのサポートも行っていった。また、対策本部から、来学上の注意や感染予防対策などについて【連絡@対策本部】というタイトルで学生へ折に触れて連絡を行い、大学と学生のコミュニケーションを図ることに留意した。

オンライン授業を進めながら、対策本部では、緊急事態宣言期間後の対面授業実施のために検討を重ね、道や市の衛生主管部局と相談しつつ教室の座席間距離の実際の計測をもとに「感染拡大防止対策人数」を教室収容定員の約 3 分の 1 と定め、対面授業実施準備を積み重ねた。その間、学生には対策の詳細や対面授業の重要性、事情で登校できない学生への配慮などを【連絡@対策本部】を通じてていねいに説明し、6 月 7 日から 1 年生のゼミと実験・実習など対面授業が必須の科目の対面授業を開始し、6 月 22 日からは全学年のゼミナール科目と「感染拡大防止対策人数」で実施できる科目の対面授業を第 1 学期終了まで行った。第 2 学期も、できるだけ多くの科目が対面授業を行えるよう、細かく教室調整を行い、第 2 学期開始時にはほぼ 7 割の科目が対面授業を実施した。感染拡大時には、受講生と十分なコミュニケーションをとったうえで、科目担当者の判断で、遠隔授業・ハイブリッド授業・対面授業のいずれかの方法で授業を実施し第 2 学期の授業を終了した。

本学の感染者第 1 号発生は夏季休業中であったが、徐々に感染者・濃厚接触者が増えていく中で、学生の行動履歴を Google フォームによって迅速に把握するとともに、スプレッドシートへの入力により情報を対策本部と教務が共有し、少しでもリスクがある学生を直ちに自宅待機とする「学園システム」を構築し、学内での感染は一人も出さずに 11 月から

12 月の急激な感染拡大期を乗り切り、課外活動団体で感染者が出ても拡大させることなく令和 2(2020)年度を終えることができた。

春季休業中には、「オンライン授業課題検討タスクフォース」を設置し、学生対象の「オンライン授業アンケート」で示された課題解決のため、授業改善のための教員サポート、好評な授業方法紹介の動画配信を実施した。学生の経済的支援策も兼ね、学生アルバイトによるオンライン授業サポート、前述の「SOS 2021」も開設し、学生・教員の双方が不安なく令和 3(2021)年度の学修を進めていける体制を整備した。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 27(1952)年度
所在地　　北海道札幌市豊平区旭町 4-1-40
　　北海道札幌市中央区南 26 条西 11-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	1 部経済学科　2 部経済学科　1 部地域経済学科　2 部地域経済学科
経営学部	1 部経営学科　2 部経営学科　1 部経営情報学科
法学部	1 部法律学科　2 部法律学科　1 部政治学科　2 部政治学科
人文学部	1 部日本文化学科　2 部日本文化学科　1 部英米文化学科 2 部英米文化学科
工学部	社会環境工学科　建築学科　電子情報工学科　生命工学科
経済学研究科	経済政策専攻
経営学研究科	経営学専攻
法学研究科	法律学専攻　政治学専攻
文学研究科	日本文化専攻　英米文化専攻
工学研究科	建設工学専攻　電子情報生命工学専攻
法務研究科※	法務専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 19 日	実地調査の実施　　10 月 19 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 20 日	10 月 20 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 19 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理
	（意見なし）

52 北海道科学大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神、基本理念、教育目的、教育指針及び教育の特色を「北海道科学大学の基本姿勢」に集約し、明文化している。使命・目的及び教育目的を学則、大学院学則に定め、簡潔に明示している。社会情勢に呼応して、ブランドビジョンの策定、大学名称の変更、教育目的などを見直している。使命・目的及び教育目的の策定は役員、教職員が参画しており、「北海道科学大学の基本姿勢」を各校舎入り口に掲出、印刷物、ホームページ等で周知している。教育目的の達成を長期計画及び 5 年ごとの中期事業計画に反映させている。使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、必要な教育研究組織を整備している。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーを学科、専攻ごとに定め、ホームページ等で周知している。入学者選抜に必要な組織を設置して、概ね適切な在籍学生を確保している。学生支援センターを置き、教職協働による学生支援を行っている。保健管理センターを中心に障がいのある学生を支援する体制を整えている。インターンシップを含め、キャリア教育を授業で開講するほか、就職支援センターを設置して学生の相談・支援体制を整えている。学生サービスと厚生補導は学生支援センターが担い、各種奨学金制度により経済的支援をしている。校医、保健師及び公認心理師のカウンセラーを置き、学生の健康、心的支援をしている。校地、校舎等の学修環境や施設設備は適切に整備している。各種の学生アンケートによる学生の意見・要望を集約・公表して改善等に結びつけている。

〈優れた点〉

○食生活の改善に力を入れ、食堂メニューや施設環境の改善、複数食堂業者の採用による競争、単身生活学生の朝食支援などを学生父母の会である「親交会」及び「学生医療互助会」からの支援を受けて行っていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。単位・進級・卒業・修了認定基準・学位論文評価基準等を適切に定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成とし、学科ごとにカリキュラム・フロー及びカリキュラム・マップを作成している。シラバスは、学科、

専攻ごとの各課程の特徴を踏まえて適切である。教養教育は、ディプロマ・ポリシーに合致する全学共通の「基本教育科目」を配置している。学生意見聴取、アンケート、教員間授業参観を実施して改善に結びつけている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーにより点検・評価し、これを明示している。教育目標の達成度を測るため、教育目的達成度調査など多数の調査を行い、多面的に点検・評価し、改善している。

「基準４．教員・職員」について

学長を補佐する副学長を複数人置き、学長の諮問機関として企画運営会議を設け、教学マネジメントに関して学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。教授会及び研究科委員会の組織の位置付け、役割及び意見を述べる事項を明確にして運営している。教学マネジメントに必要な職員の配置と役割を明確にしている。大学及び大学院に必要な専任教員を確保し配置している。教員の採用及び昇格の規則等を定めている。FD(Faculty Development)に関する規則を定め、組織的な活動とその見直しを行っている。職員の資質・能力向上を組織的に実施する規則等を定めて計画的に研修している。複数分野の研究所を置き、快適な研究環境を整備し、活用している。研究倫理に関する規則や研究活動資源配分に関する規則等を整備し厳正に運用している。研究推進・地域連携センターが外部資金の導入拡大を支援している。

〈優れた点〉

○新人職員育成計画書などにより、新人職員の教育の道筋を適切に位置付け、特に新人職員が採用後 6 か月間のフォローアップ研修を経て、役員の前でプレゼンテーションをする取組みは、新人職員の目的意識を明確にするものとして評価できる。

「基準５．経営・管理と財務」について

寄附行為及び倫理、規律、環境保全、人権保護、危機管理に関する規則を整備して運営している。法令等に定める公表すべき事項をホームページで公表している。使命・目的の実現のため、長期的運営方針、中期事業計画及び単年度事業計画を定めて、その事業計画に沿って理事会、常任理事会及び評議員会を運営している。寄附行為に基づき理事、監事及び評議員を選任している。学長が理事会に出席し、また学長、副学長及び学部長が法人と大学の双方の各種会議に出席して意思疎通を図っている。監事は理事会、評議員会及び常任理事会へ出席し、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。資金計画は実状に合わせて見直し、中期事業計画に反映させ、適切な財務運営を行っている。学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づき適正に会計を処理している。監事、公認会計士及び内部監査室による連携した三様監査体制としている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を策定・公表し、学則及び大学院学則の条項に自己点検・評価について定め、関連規則を整備している。自己点検・評価委員会を置き、「Double PDCA Cyclic Loops」に基づく自己点検・評価と改善を行う仕組みを整え、責任体制を確

立している。三つのポリシーに基づく教育の実施と不断の改善・改革を教育の内部質保証の中核とし、数多くの調査及び自己点検・評価を毎年行い、3 年ごとに報告書を作成・公表し、6 年ごとに認証評価機関による評価を受審すると定めている。各種調査などによる教学 IR(Institutional Research)データは、学内共有して分析体制を整備している。三つのポリシーとアセスメント・ポリシーを起点とする内部質保証を内外の多数の調査により組織的に自己点検・評価し、調査結果と改善内容を公表し、中長期的計画等に反映して大学運営の改善・向上に結びつけている。

〈優れた点〉

○大学組織規程に規定する「Double PDCA Cyclic Loops」は、大学の自己点検・評価に有効な取組みとして評価できる。

総じて、使命・目的及び教育目的を「北海道科学大学の基本姿勢」に集約し、三つのポリシーに反映させている。概ね適正な在籍学生数を確保して、学修環境、学修成果、学生支援の評価を行い、教育課程、教育研究組織と教職員配置等を整備している。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。自己点検・評価を活用して教育質向上に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 研究ブランディング事業

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「北海道科学大学規程集」の総記に「北海道科学大学の基本姿勢」として、建学の精神、基本理念、教育目的、教育指針及び教育の特色を集約し、明文化している。

学則第 1 条に目的及び使命を、学則第 4 条別表 1 に各学部・学科の人材の養成に関する目的を定め、また大学院学則第 1 条に目的を、大学院学則第 7 条別表 1 に各研究科、専攻の人材の養成に関する目的を定め、これらを簡潔に明示している。

「北海道科学大学の基本姿勢」に大学の個性・特色を反映し、表明している。

社会情勢の変化に呼応して、100 周年ブランドビジョンの策定、大学名称の変更、大学の統合に伴う教育目的などの見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学統合時の使命･目的及び教育目的については､法人のブランドビジョンと整合させ、全教員参加の教授会を経て、理事会の承認を受けて策定しており、役員、教職員が関与・参画している。

使命・目的及び教育目的をまとめた「北海道科学大学の基本姿勢」を各校舎入り口に掲出し、在学生情報サイト「HUS ナビ」及びホームページに掲載し学内外へ周知している。

使命・目的及び教育目的を達成するため、長期的な計画を定め、これに基づく 5 年単位の中期事業計画を策定し、諸施策を実施している。

使命・目的及び教育目的については、学科及び専攻ごとに三つのポリシーを策定し反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な組織と構成を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは「北海道科学大学の基本姿勢」を踏まえ学科ごとに定め、学生募集要項、ホームページ、進学相談会等で周知しており、入学志願者や保護者に分かりやすく伝えるとともに、選抜方法の妥当性を示している。入学者選抜に当たっては、必要な委員会等の組織を設置して、学科ごとのアドミッション・ポリシーに沿って公正で妥当な方法で多様な入学者選抜、入試区分別の追跡調査を行い、選抜方法の見直しを行っている。入試問題は、入試広報センターのもとに入学試験出題・採点委員を設置し、学長が指名する教員が出題専門委員として作成を行っている。適正な学生の受入れに努めて教育を行う環境を整えており、入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な在籍学生を確保している。

〈参考意見〉

○保健医療学部義肢装具学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っていることについて、令和 3(2021)年度に入学定員等減の届出を行い、充足率が向上しているが、社会からの要請も大きい分野であることから今後一層の努力が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活支援について運営方針及び単年度事業計画を定め、学生支援センターを置き、教職協働による学生支援を行っている。障がいのある学生の支援については、「障がい学生支援基本指針」「障がい学生の支援に関する申し合わせ」を制定し、保健管理センターを中心に体制を整え、支援を希望する学生と面談し、関係学科、教員、部署等と必要とする支援内容を共有して支援している。オフィスアワーは、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部は実施内容を研究室入り口の掲示及び在学生情報サイトに掲載し、薬学部はシラバスに科目ごとに掲載してそれぞれ周知して全学的に実施している。TA 制度を導入し、適切な科目と人数を配置して教員の教育活動を支援している。退学・除籍率のデータ分析、その理由等の状況について学内共有し、ポートフォリオ個別面談による学生への早期の適切な助言と指導による学修支援体制を構築している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援体制として各学科教員と就職課職員による就職支援センターを設置して学生の就職・進学に関する相談・支援体制を整えている。低学年を対象に「コミュニケーション向上講座」「WRAP 講座」などを実施し、就職活動に結びつけている。2～4 年次の選択科目として「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」「インターンシップⅣ」を開講している。工学部・未来デザイン学部 3 年次学生には必修科目「ビジネススキルⅠ」「ビジネススキルⅡ」を開講してキャリア教育を行っている。保護者及び卒業生に対する就職相談を行い、助言体制を整えている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センターが学生サービスと厚生補導を担っており、全学的にサポート体制を構築している。奨学金に関しては、学業・人物ともに優秀な学生に給付しているほか、学外の各種奨学金制度を活用しており多数の学生が利用している。課外活動に関しては、顕著な成績を上げた団体や学校行事に著しい貢献をした団体に対して特別助成をしているほか、模範となる学生に学生活動支援奨学金制度を設けている。また、課外活動とは別の「夢プロジェクト」を設定し、学生の自主活動を支援している。健康管理においては、保健管理センターが医務室、学生相談室等の業務を担当し、身体的問題には医務室に校医及び常駐の保健師を置き、心理的な相談、生活相談に対しては、学生相談室に公認心理師のカウンセラーを交代で置き支援している。また、「学生医療互助会」を設定し、医療費の支援や朝食習慣付けのための支援などを行っている。

〈優れた点〉

○食生活の改善に力を入れ、食堂メニューや施設環境の改善、複数食堂業者の採用による競争、単身生活学生の朝食支援などを学生父母の会である「親交会」及び「学生医療互助会」からの支援を受けて行っていることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

「北海道科学大学の基本姿勢」達成のため、大学設置基準を上回る校地、運動場、校舎、図書館、体育運動施設設備などを「キャンパス再整備計画マスタープラン」に基づき整備し有効に活用している。バリアフリーに配慮し、令和 3(2021)年度に旧耐震基準で建てられた校舎の解体工事を予定しており、これが完了すると耐震化率が 100%となる。校舎には最新の設備を整えている。図書館は十分な学術情報資料を有しており、図書館を有効に活用できる環境を整えている。キャンパス内の各建物は、所定の手続きにより、通年で 24 時間の利用を可能としており、学生の施設使用の利便性を高めている。全学生にノートパソコンの所有を義務付けて以来、20 年が経過し、学内の有線及び無線 LAN 設備、電源コンセント、セキュリティ対策など、充実した IT 環境を整備している。授業を行う学生数は適切で教育環境に配慮している。

〈参考意見〉

○新築・改修工事に合わせて随時にバリアフリー化を整備しているが、未整備の既存校舎については、バリアフリー化の整備計画がないため策定を行い、整備を進めることが望まれる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活アンケートは、学修時間、教育内容、環境や設備、学生支援制度に対する満足度等について調査して、結果を学生支援センター及び自己点検 IR 委員会で共有するとともに各学科に報告した後に、卒業時アンケート等と集約してホームページで公表し改善に結びつけている。また、心身の健康相談、経済的支援等の学生生活に関しても調査して、結果を共有し報告をしている。学生相談室での相談事例は、利用状況・相談状況等を保健管理センター運営委員会で毎月報告して情報を共有している。一方、学生 FD 委員からの意見・要望を聞取り、情報を共有するのに加えて保護者の意見・要望を聞くための父母懇談会を行っている。また、大学 IR コンソーシアムに加盟し、その基準で学生調査を行っている。調査結果は自己点検 IR 委員会等で分析し、学科にフィードバックを行い、活用する仕組みにしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは学科及び専攻ごとに策定している。それらのポリシーは、大学の教育目的を踏まえたものであり、教職員の支持を得ている。また、統一的に整理して周知及び公開している。

単位・進級・卒業・修了認定基準は、学則、大学院学則及びそれぞれの履修規程で具体的に定めており、教務ブックなどで学生に周知している。大学院における学位審査基準は、研究科ごとの「学位論文評価基準」により定めている。

単位認定は履修規則に従っており、進級・卒業・修了認定は、教授会や研究科委員会の審議を経て学長が決定し、厳正に運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、大学の教育目的を踏まえ、学科及び専攻ごとに策定している。学生には教務ブック等により周知を行い、かつホームページ等で公開している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫しており、その一貫した内容はカリキュラム・フロー及びカリキュラム・マップで示している。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿っている。シラバスは、学部ごとの教育課程の

特徴を踏まえ適切に設計している。また、履修登録単位数の上限を適切に設定して単位制度の実質を保っている。

教養教育では、ディプロマ・ポリシーに合致するよう「基本教育科目」が全学科で実施している。薬学部においては、薬学教育評価にも準拠した教育が行われている。

授業改善 FD に関しては、学生意見聴取、アンケート、教員間授業参観及びそれらのフィードバックなど、FD 委員会を中心に一連の PDCA が回るように工夫している。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーを策定し、大学、学科、授業科目、学生個人の 4 段階で明示している。学修成果の点検・評価は、学科教育自己点検会議や自己点検・評価委員会を中心に行い、その結果を各学科にフィードバックしている。

学科、科目及び学生の各レベルにおける教育目標の達成度を測るため、教育目的達成度調査、学生生活アンケート、授業改善アンケート、ジェネリックスキル測定テスト、ポートフォリオ個別面談など、多面的な点検・評価を行っている。

学修成果の点検・評価に必要な各種の教学データは、自己点検 IR 委員会によってまとめられ、各学科に提示される形で PDCA を回している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び大学組織規程において、学長を大学の意思決定の権限と責任を有する者として定め、それを補佐する副学長 4 人と各学部に学部長を置いている。

学長の諮問機関として企画運営会議を置き、教授会及び研究科委員会と連携して、大学の意思決定及び教学マネジメントに関して、学長がリーダーシップを発揮できる体制としている。

教授会規程等で、教授会を学長が決定を行うに当たり意見を述べる組織と規定し、組織上の位置付け及び役割を明確にして運営している。学長が教授会及び研究科委員会から意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項は、教授会規程及び研究科委員会規程に定めて周知している。

企画運営会議、大学改革推進室、各種委員会、付属機関の各種センター等に、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準に規定した専任教員数を確保し､適切に配置している。

教員の採用及び昇格の選考に関する規程等を定め、選考委員会及び審査委員会を設け、選考基準及び審査基準を定めて運用している。教員業務・業績の数値化に関する規程を定め､「教員業務・業績の見える化システム」により教員の教育負荷・業務負荷を点検・評価して、客観的なデータに基づき教員組織を見直している。

「ファカルティ・ディベロップメント規程」を定め、FD 委員会を置いて組織的な FD 活動を実施している。同委員会が主導し授業改善アンケートを実施して、科目ごとに学生からの評価を授業改善に結びつけている。また、多数の学内 FD 研修の実施や外部 FD 研修会等の活用により、教育内容の方法等の改善のための活動や見直しを盛んに行っている。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施を、「スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき適正に行っている。具体的な実施内容は、職員月例研修会、階層別研修会、公募による学外研修、協定大学との相互派遣研修などであり、それらに加えて「学校法人北海道科学大学自己研鑽助成に関する取扱要領」に基づき、職員の自主的な成長を促している。その実施内容の見直しは、法人の常務理事人事担当の所管のもとで、事務局総務部人事企画室及び教職員課が行っている。

〈優れた点〉

○新人職員育成計画書などにより、新人職員の教育の道筋を適切に位置付け、特に新人職員が採用後 6 か月間のフォローアップ研修を経て、役員の前でプレゼンテーションをする取組みは、新人職員の目的意識を明確にするものとして評価できる。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究推進・地域連携センターのもとに五つの研究所を置き、研究推進委員会等による運営によって快適な研究環境を整備し、有効に活用している。また、研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程、その他の研究倫理に関する規則を整備し、それらに基づいて独立行政法人日本学術振興会が提供する e ラーニングコースの受講を全研究者に義務付けるなど、厳正に運用している。

学内公募型競争的資金制度と個人研究費基礎配分の併用や、電子プローブマイクロアナライザー装置、自然雪風洞実験装置、その他の大型教育研究設備の設置により、研究活動への資源配分に関する規則の整備と物的支援を行っている。また、科学研究費助成制度の申請支援のために「カケンの窓口」を設置するなど、研究活動のための外部資金の導入に向けて取組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的を寄附行為に定め、組織の倫理・規律を維持するための規則を整備して運営している。経営理念及びガバナンス・コードを策定し、ホームページへ掲載して表明・周知している。また、法令等に定められた公表すべき事項について、法人及び大学のホームページで公表しており適切である。

法人の目的実現のため、寄附行為に基づき理事会、評議員会を置く他に、理事長・学長政策室及び事務局を置いて、法人を継続的に維持するための運営体制を整えている。法人の長期的運営方針を策定し、これを踏まえて 5 年単位の中期事業計画及び単年度事業計画を定めて実行しており、長期から短期へと一貫性のある運営を行っている。

社会的責務として、環境への配慮、人権の保護、危機管理への対応を組織的に実行しており適切である。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた意思決定ができるよう、寄附行為にのっとり理事会、常任理事会及び評議員会を設置している。理事会の開催・運営については、理事会会議規則を定め、これにのっとり実施している。また、理事長の諮問機関として運営協議会を設置し、理事会・評議員会の議案を先議して管理運営の円滑化を図っている。理事長業務の分散・軽減を図るため常務理事を置き、法人規則に範囲を定めて業務を分担している。法人業務運営の円滑化を図るため、理事会の業務決定権限の一部を常任理事会、理事長、学長及び校長へ委任している。委任事項は法人規則に定め、権限の範囲を明確にしている。

理事の選任を寄附行為にのっとり行っている。また、理事会において事業計画の執行状況に関して審議し、適切に管理している。

理事会への理事の出席状況は適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思決定に関して、運営協議会及び法人業務会議を毎月開催し、管理部門と教学部門との意思疎通と連携を図っている。内部統制環境として常任理事会と BD（ボード・ディベロップメント）ミーティングを毎月 2 回開催し、理事長が中心となって重要事項を議論する体制を整備している。教職員の提案をくみ上げる仕組みとして、「大学業務効率化プロジェクト」と「+PIT(Professional Innovation Team)プロジェクト」を実施している。

教学部門の学長、副学長、学部長が、法人と大学の双方の会議へ出席し、法人と大学の管理運営機関との相互チェックを行っている。評議員の選任を寄附行為にのっとり行っている。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切である。また、監査計画に基づき学校長たる理事及び常務理事にヒアリングを行い、各種会議において法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。常任理事会へは少なくとも 1 人の監事が出席している。評議員の評議員会への出席状況は適切である。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 42 条第 1 項及び寄附行為第 21 条によりあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことと定められている寄附金の募集及び事業に関する中期的な計画に係る事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことなく理事会で決定している点は改善が必要である。

〈参考意見〉

○監事による監査報告書における監査結果の記載内容について、法人の業務の状況、法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況に分けて明確化を図ることが望まれる。

○常任理事会の重要性に鑑み、監事の職務執行における法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に対する監査の必要性から、非常勤監事においても積極的に出席するよう期待したい。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 2 期中期事業計画(2020-2024)に基づいて、資金計画を実状に合わせて見直すなど、中長期的な計画に基づく財務運営を行っている。安定した財務基盤の確立については、貸借

対照表における負債比率は減少傾向にあり、内部留保率もほぼ全国平均レベルである。使命・目的及び教育目的の達成のための収入と支出のバランスについては、キャンパス再整備計画の影響を受けている。

また、科学研究費助成事業の獲得、受託研究、共同研究、奨学寄付金及び公益法人等助成事業の受入れの推進など、外部資金の導入に向けて取組んでいる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理規程、固定資産会計要領などを整備しており、学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に行っている。また、予算執行については、予算執行規程に基づいて適正に行っている。それに加えて、予算と著しくかい離がある決算額の科目については、補正予算を編成している。

会計監査については、監事による監査、公認会計士による監査、内部監査室による監査を厳正に行っている。これらの監査は連携する体制となっており、有効に機能している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針「内部質保証の方針」を、令和 2(2020)年に策定し、ホームページで公表している。

学則及び大学院学則の条項に自己点検・評価について定め、自己点検・評価規程、自己点検 IR 委員会規程及び外部評価委員会規程を整備している。学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、必要な委員、構成等を定めて恒常的な組織体制を整え、3 年ごとに自己点検・評価報告書を作成し公表している。

各学部・研究科及び各部門は、「Double PDCA Cyclic Loops」に基づき自己点検・評価

を行い、自己点検レポートを作成し、自己点検・評価委員会へ報告している。学長は改善を必要とする事項を当該組織長等に求め、当該組織長等は改善計画を提出、その実施結果を自己点検・評価委員会に報告することで、内部質保証の仕組みと責任体制を確立している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価規程に自己点検・評価の事項を定め、毎年「Double PDCA Cyclic Loops」に基づく自己点検・評価を行い、3 年ごとに自己点検・評価報告書を作成・公表し、6 年ごとの認証評価機関による評価を受け、結果をホームページで公表している。

三つのポリシーに基づく教育の実施と不断の改善･改革を教育の内部質保証の中核とし、単位修得・GPA(Grade Point Average)・進級等の評価、成績分布・授業改善アンケート等授業科目対象の評価、教育目的達成度調査結果・学生調査結果の評価等を行い、集約報告書は学内公表している。教育目的達成度調査、大学 IR コンソーシアム学生調査、ジェネリックスキル測定テスト、卒業時学生調査、卒業生の勤務状況に関する企業アンケート、能力・資質に関する自己評価などの教学 IR データは自己点検 IR 委員会が学内共有し、データの収集と分析が行える体制を整備している。

〈優れた点〉

○大学組織規程に規定する「Double PDCA Cyclic Loops」は、大学の自己点検・評価に有効な取組みとして評価できる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確にし、三つのポリシーと学修成果の評価に関する方針アセスメント・ポリシーを定め、これを起点とする内部質保証を内外の多数の調査等を踏まえて組織的に自己点検・評価し、調査結果と改善内容を公表し､中長期的計画や毎年度の事業計画に反映して大学運営の改善･

向上に結びつけており、内部質保証の仕組みが機能している。

自己点検・評価、認証評価、履行状況等調査等の改善を要する点、意見・指摘などの結果を踏まえて中長期的計画を策定し、これに基づき対処運営するなど改善向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

〈改善を要する点〉

○管理運営の円滑化と相互チェックに関して、私立学校法第 42 条に抵触する事案が同一年度に複数あり、管理運営業務の実施方法や体制について、内部質保証の機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会連携

A－1．社会連携

A-1-①　地域連携による貢献

A-1-②　社会への教育・研究の発信

A-1-③　青少年に対する科学教育への貢献

【概評】

地域連携による貢献は、地域に密着する科学大学として、大学の所在地である手稲区・町内会の他、九つの道市町村と地域連携協定を締結し、それぞれの要望に基づき、学の各現場が持つ能力を提供している。それらを数多く実施していることが一つの大きな特色となっている。

公開講座は、古くから実施しており、大学主催によるもの、自治体・外部団体との共催によるもの、科学研究費助成事業によるものなど、多くを発展させ展開している。コロナ禍による遠隔授業化は、より多くの需要を生み出している。

今後を担う小中高生に対する科学教育を積極的に実施している。

大型産学連携イベントに出展するなど、大学の研究室等のそれぞれの成果を近隣自治体のニーズに合わせて提供することで、現実的な社会貢献となっている。

以上をまとめると、地域に貢献する大学、教育研究成果の社会への発信プログラム及び青少年への科学教育といった取組みが、一つひとつ着実に成果を挙げている。企画室主導型の社会貢献とは対極する一つの姿として評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1．研究ブランディング事業

・本学は平成 29(2017)年度文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」に応募申請し、全国 188 校の申請の中、北海道内の大学で初めて選定された。本事業では「北国高齢社会の生活カウンセラー（北国生活環境科学拠点)」として、北国の新しい暮らし

方を創る「ノースライフ・イノベーション」をめざした研究の促進及び地域との連携を強化するため、本学の 4 研究所のシナジー効果を基盤に以下の 4 つの研究テーマを展開した。

- 「スマート住宅におけるウェルビーイング・サポートサービスの開発」では、積雪寒冷地住宅の研究推進及び当該住宅におけるスマートデバイスを利用した生活サポートに関する研究及び、地域高齢者の協力により収集された生活状況、活動状況、運動機能などの情報をもとに、医療的観点並びに工学的観点から、積雪寒冷地におけるより適切な暮らし方について研究を行った。
- 「積雪寒冷地域生活をサポートする医療用装具の安全性・耐久性の向上」においては、短下肢装具の寒冷地での安全使用に必要な材料物性に関する基礎研究として、冬季屋外と室内暖房機器近傍の繰り返し使用によるポリプロピレン材の劣化の有無について研究を行い、医療用装具の安全性・耐久性の向上に関する知見の整備をめざした。
- 「クラウド型遠隔ヘルス・リハビリテーションシステムの開発」では、高齢者・障がい者が地域社会の中で可能な限り自立した ADL（日常生活活動）を送れるよう、QOL（生活の質）を高めると同時に、家族と社会の負担を軽減することを目的に地域高齢者の日常生活を支援するための健康維持、改善に関するリハビリテーション、在宅高齢者の日常生活を支援するための ICT を用いた支援システム、高齢者の安全安心のための支援機器を開発した。
- 上記の 3 テーマで開発される技術の適合地域の検討と 3 研究のメソッド構築を研究テーマとして、北海道内の地域課題の把握と北海道内の組織、関係者との連携強化、及び拡大への取組みを進めた。
- 本事業の取組みを日本最大級のマッチングイベントであるイノベーション・ジャパン 2019 の大学組織展示に申請し、北海道内の大学で唯一採択された。大学組織としての展示・発表を通じて、昨今の産学連携を取り巻く変化に対応し、特に産業界からのアカデミアに対する本気の産学連携に向けた要望に応える大型の共同研究開発を提案することにより、大学と産業界の新たなパートナーシップを創造するとともに、これまでにない新たな価値の創出をめざした。
- 本事業の成果を活用・展開するため、法人全体の中期的な計画である第 2 期中期事業計画（令和 2(2020)～6(2024)年度）において、本学の特色を生かした医・薬・工連携による学際的・学融合的研究の推進によるイノベーション創出、社会還元を図るための戦略事業を策定した。今後は戦略事業の実行により得た研究成果を積極的に学内外に発信して、積雪寒冷地の技術・技能を開発・促進し、地域社会生活の向上に貢献する大学としてのイメージを浸透させ、ブランド力向上をめざす。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　北海道札幌市手稲区前田 7 条 15-4-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
工学部	機械工学科　情報工学科　電気電子工学科　建築学科　都市環境学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科　理学療法学科　義肢装具学科　臨床工学科　診療放射線学科
未来デザイン学部	メディアデザイン学科　人間社会学科
工学研究科	機械工学専攻　電気電子工学専攻　情報工学専攻　建築学専攻 都市環境学専攻　工学専攻
薬学研究科	臨床薬学専攻
保健医療学研究科	看護学専攻　リハビリテーション科学専攻　医療技術学専攻 保健医療学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 8 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 22 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 14 日	実地調査の実施　　10 月 14 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 15 日	10 月 15 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 13 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 14 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）

53 南九州大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

大学の教育目的及び教育研究上の目的について明確に定め、簡潔に文章化を行い、ホームページや印刷物等により、広く社会に公表している。「食・緑・人」に関する実学的教育と基礎的・応用的研究を基盤とした地域貢献を大学の個性、特色とし、社会の情勢、時代の変化に対応して必要な学部・学科等の教育研究組織を整備するとともに、それぞれの整合性を図ることに努めている。

また、使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、教職員の共通理解と支持のもとで中長期的な計画「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023)」を策定し、その内容の見直しに努めている。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを明確に策定し、周知している。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入試を多様な区分で実施している。入学定員及び収容定員充足率の低い学科があり、効果的な入試広報、学生募集の更なる努力が望まれる。

学修支援のため関連規則を整備し、TA(Teaching Assistant)及び SA(Student Assistant)を運用し、教職協働の支援体制を整えている。中途退学等への対応は、教職員が個別に面談を実施するなど適切に対応している。キャリア支援は、全学的キャリア形成科目を設け、専門分野の資格取得を支援するなど、社会的・職業的自立を促す支援体制を整備している。

学修環境は、二つのキャンパスで必要な教育・研究機器を整備し、教育目的を達成するための実習施設や関連センター等を適切に設置している。学生の意見をくみ上げるアンケートを実施し意見・要望を把握し改善に反映している。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準も学則等に規定され、学生便覧等で周知している。

単位認定を厳正に行うため、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、効果的に運用している。教育目的に即して、カリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーと整合性のある教育課程を編成している。また、カリキュラムツリーを作成し編成方針を可視化している。

履修登録単位数の上限を設定し単位制度の実質を保つよう努めている。教養教育につい

て専門センターを設け、体系的な教育を実施している。

授業アンケート、参観授業など FD(Faculty Development)につながる組織的取組みを実施している。学修成果については、アセスメント・ポリシーを定め、大学レベル、学部学科レベル、科目レベルで点検・評価を組織的に行い、現場へのフィードバックを行う体制を整備している。

「基準４．教員・職員」について

学長が教学マネジメントでリーダーシップが発揮できるよう各種委員会を整備している。各種関連規則により、教学マネジメントのための権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。関連する各種会議体については見直しを行いつつ効率化、実質化に努めている。

専任教員の配置は、設置基準等の関連法令に基づき適切に行っている。教員の採用・昇任も関連規則を制定し、適切に行っている。

FD については、関連委員会と IR(Institutional Research)担当が連携し教育方法の改善につなげている。

SD(Staff Development)も多様な内外の研修機会を提供し、研修内容をフィードバックするよう努めている。

研究の資源配分は個人研究費のほか、学長裁量経費を設け支援の拡充を図っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持について、寄附行為、学則、関連諸規則に明文化し、「学校法人南九州学園　ガバナンスコード」を定め、経営の規律と誠実性の維持を表明している。

「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023）」を策定し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

理事、監事、評議員を適切に選任し、出席状況も良好である。理事会は担当理事制を採用し、意思決定機関として適切に機能している。法人と大学は「学園運営会議」などの会議体を通して円滑な意思決定を行う体制を構築している。

財務は、経常収支のマイナスが続いていることから中期計画に基づく諸施策の着実な実行が望まれる。会計処理は、学校法人会計基準及び関連規則にのっとり適切に実施している。

「基準６．内部質保証」について

「南九州大学内部質保証推進規程」を策定し、内部質保証に関する全学的な方針を明示し､「教学改革会議」を設置するなど内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。また、質保証の各分野に担当理事制を導入し、理事会などの管理運営部門との連携と責任体制を明確にしている。

内部質保証のための自己点検・評価は、年度単位の活動と外部評価に対応する委員会を設置し、各種エビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

内部質保証のための PDCA サイクルは、教学改革会議等の委員会、学部・学科、研究科において、各年度で課題を抽出し、取組み内容を「教学点検報告書」にまとめて進捗状況を確認し、教学改革会議の事業報告書等で活動の成果を点検・評価し、次年度計画に反映

している。

総じて、内部質保証のための組織体制を整備し、自主的・自律的な内部質保証体制を整えている。年度ごとの自己点検・評価に加え、外部評価を含む自己点検・評価も概ね適切に実施している。エビデンスの収集・分析に基づく自己点検・評価と改善に向けた取組みの機能性は、中期計画に連動した PDCA サイクルが徐々に確立されつつある。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携協力・地域社会への貢献」「基準 B.国際連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「南九州大学創立 50 周年記念事業」として実施した学生会館「ひなた館」、第二体育館「ひまわり館」の設置による教育環境の整備と充実
2. コロナ禍における迅速なオンライン授業システム構築による教育研究内容の維持

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を寄附行為上に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創造性に富み、人間性と社会性豊かな人材を育成することを目的とする」と明文化し、大学の教育研究の理念を「豊かな自然と温和な気候に恵まれた南九州の環境の中で、創造性に富み、人間性と社会性豊かな人間を育成するとともに、食・緑・人に関する基礎的、応用的研究をすすめ、専門分野において社会に貢献寄与できる人材を育成する」と簡潔に明示している。

教育研究の理念や教育目的、教育目標には地域貢献をキーワードとした大学の個性・特色が反映されている。社会情勢の変化への対応は、学部・学科の再編を行い、大学の使命・目的について見直す体制を構築し、不断の見直しを行っている。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、大学、大学院の教育研究の理念や教育目的について、常務会、理事会、「学園運営会議」、教授会や研究科会議の主要な会議体で、役員、教職員が関与、参画し、策定や見直しを行っている。教育目的の学内外への周知は、ホームページや学生便覧を通して行っている。

使命・目的、教育目的の中長期的な計画への反映は「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023)」を策定し、教学改革を推進するための諸施策を実施している。使命・目的及び教育目的は、各学科、教養教育センター及び大学院において、三つのポリシーとの整合性を確認し、必要に応じて見直しを行っている。使命・目的及び教育目的を達成するため 3 学部 4 学科、教養教育センター、大学院を整備し、環境園芸学部に附属フィールドセンター、人間発達学部に附属子育て支援センター及び附属環境教育センターを設置するなど教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

全学、各学科、研究科がそれぞれのアドミッション・ポリシーを策定し、学生便覧、大学案内、学生募集要項、ホームページ等で公表している。七つの入試区分を設けて、それぞれのアドミッション・ポリシーに沿った学生受入れ及びその検証を概ね適切に実施して

いる。

収容定員充足率は学科ごとに差があるが、概ね適切に管理されている。収容定員充足率の向上を図るために、「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023)」を策定し、学生募集を担当する事務組織を変更し、業務の効果的な遂行に努めている。

〈参考意見〉

○環境園芸学部環境園芸学科及び人間発達学部子ども教育学科は、収容定員充足率が低いので、収容定員充足率の向上に向けた効果的な取組みの実施が望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援のため、教員及び職員を構成員とする学生部、教務委員会、アクセシビリティセンター及び学生支援課等を組織して、学修支援体制を整えている。「環境園芸学部附属フィールドセンター」では 5 人の専任技術職員が授業や実習で教員を補助している。専任教員が授業時間以外に 1 週間当たり 90 分のオフィスアワーを担当する規則を定め、学修支援を実施している。

TA 及び SA の役割、資格等を定めて学修を支援している。中途退学、留年及び休学を希望する学生に対して、学生支援課、担任教員が個別に面談を実施し、学修継続を促している。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全学部・学科のカリキュラムにキャリア形成科目を設け、学生の社会的、職業的自立を促し、学生自身のキャリアをデザインする力の育成を図っている。各学科がそれぞれの教育分野に固有の資格取得を可能とするカリキュラムを編成している。

都城キャンパス及び宮崎キャンパスにそれぞれ「就職課」を置き、専任職員が企業情報・求人情報の提供に努め、学生の就職支援を行っている。また、全学的には「宮崎産業人材育成コンソーシアム」の事業であるインターンシップに参加する機会を提供している。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部、学生支援課、保健室、学生相談室等の学生サービスを担う部門を組織し、専任職員､保健師及び臨床心理士が専門的支援を行っている｡｢学生生活実態調査｣を実施して、学生生活の実態を把握し、学生の意見収集及び問題発見に努めている。

「学校法人南九州学園奨学金制度（貸与金の部)」｢学校法人南九州学園経済的就学困難な学生に対する授業料免除制度｣｢学校法人南九州学園災害等罹災者学納金減免制度｣など、大学独自の経済的支援制度を整えており、入学前の成績や入学試験結果による学生生徒等納付金減免制度や学生サークルに対する支援を実施している。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は、設置基準上必要な面積を満たし、宮崎キャンパス及び都城キャンパスにそれぞれ本館（管理部門、講義・実験室、研究室等)、図書館、体育施設、学生クラブハウス、学生食堂等を配置して学修環境を整備している。校舎は耐震基準を満たし、バリアフリーに配慮したキャンパスとしている。宮崎キャンパスには健康栄養学部の教育・研究に適した教育・研究機器を整備している。都城キャンパスには「環境園芸学部附属フィールドセンター」「人間発達学部附属子育て支援センター」「環境教育センター」を設置している。これらの施設・設備は高大連携や地域連携にも有効に活用しており、学生がキャンパス間を移動する負担が少なくなるよう配慮している。授業や実験・実習では学生数に合わせた講義室等を配当して適切に管理し､｢学生生活実態調査」では、施設・設備に対する学生の満足度は概ね良好である。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」「学生生活実態調査」「卒業予定者満足度調査」、学生と保護者及び教職員が参加する「意見交換会」等を毎年実施して、学生生活や学修内容、学修環境に関する学生の意見・要望等を把握し、「南九州学園 IR 委員会」がデータを分析している。大学はその要望の改善に努めている。

都城キャンパス及び宮崎キャンパスにそれぞれ保健室及び学生相談室を設置して専任の保健師及び臨床心理士を配置して学生の健康相談に応じている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、大学案内、学生便覧、ホームページに掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、学則、大学院学則、大学履修規程、大学院履修規程に定めており、学生便覧で周知されている。

単位認定の厳正な適用に向けて GPA 制度が導入されており、評価基準を学生便覧に掲載し、周知している。GPA は専攻演習及び卒業論文着手要件に使用される他、成績優秀者の表彰や成績不振者の指導、退学勧告又は履修上限単位の緩和条件等に活用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施
3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉
改定を経た新しいカリキュラム・ポリシーを、大学案内、学生便覧、ホームページ等に掲載して周知している。ディプロマ・ポリシーの見直しを行った際には、その翌年にカリキュラム・ポリシーの確認を行い、両ポリシーに一貫性を持たせている。また、カリキュラム・ポリシーの関連性を可視化している。
教育課程は、カリキュラムツリーを作成することでその編成方針を可視化しており、シラバスは、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係の明示に努めている。単位制度実質化のため、履修登録単位数の上限について定めている。教養教育は、教養教育に関わるカリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に実施している。教授方法の工夫・開発等については全学的 FD 委員会を中心に、参観授業や授業アンケートを実施し、そのフィードバックを行っている。

3－3. 学修成果の点検・評価
3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
学修成果の点検・評価のために三つのポリシーに基づいてアセスメント・ポリシーを策定し、科目レベル、学部・学科レベル、大学レベルの 3 段階レベルでの学修成果の点検・評価方法を定めている。その具体的指標としては、「学生生活実態調査」「授業評価アンケート」「卒業予定者満足度調査」、学位授与数、就職率、資格取得状況などがある。
学修成果の点検は「南九州学園 IR 委員会」が担当し、調査結果を全学委員会や学部・学科にフィードバックする等の運用体制を確立している。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
学長は、学部長、学科長、教学関連委員会委員長を指名し、また学長を議長とした「教学推進委員会」や「教学改革会議」を設置するなど、学長が教学マネジメントにおいてリーダーシップをとれる体制となっている。また、学長の意思決定、教学マネジメントが適切に発揮できるよう副学長を置くなど、補佐体制を整備している。
「学校法人南九州学園学長，副学長，学部長及び学科長の職務等に関する規程」「学校法人南九州学園事務組織規程」により、教職員はその職務権限や責任を明確化している。また、教育研究活動を組織的、効果的に運営するため、各委員会に教員と職員を配置し、教学マネジメントの中核を担う「教学推進委員会」「教学改革会議」には、教務を担当する学務部長を構成員とすることにより、学長を長とした教職協働を構築している。

4－2. 教員の配置・職能開発等
4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】
基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉
大学及び大学院は、設置基準に定める専任教員数、教授数を満たしている。教員の採用は、「学校法人南九州学園就業規則」「学校法人南九州学園採用人事に関する規程（専任教職員の部)」に基づき公募制で行っており適切に配置している。
教員の昇任に関しては、「南九州大学教員昇任等審査規程」「南九州大学教員資格審査内規」に基づき適切に行っている。
「南九州大学 FD 委員会」が中心となり、学生を対象とする授業評価アンケート、FD 講演会、卒業生満足度調査、教職員による授業参観、各学科 FD 活動の企画・運営を行い、授業評価アンケートの結果は、「学園 IR 担当」が分析し、分析結果を教育方法の改善に活用している。

4－3. 職員の研修
4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みにおいて、学内研修については、「学校法人南九州大学 FD 推進委員会規程」「学校法人南九州学園 SD 推進会議規程」「南九州学園職員資質向上推進委員会規程」を制定し、教職員の研修制度の機会を整備し、適切に実施している。

学外研修については、文部科学省、日本私立大学協会等の各種研修会に毎年参加し、参加者の参加報告をもとに「職員全体研修会」で共有するなど、フィードバックを適切に行っている他、大学行政・管理・運営分野の通信制大学院へ職員の入学を推奨し、専門知識を有する職員の育成を図っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理について、研究室に収納できない大型施設や高額機器等は、学内共有施設で共同利用する形で研究環境を整備している。施設の改善計画については、教員からの要望を踏まえた施設改善及びその計画に沿った資金計画を策定している。

研究倫理の確立と厳正な運用については、「学校法人南九州学園研究活動の不正行為への対応に関する規程」「学校法人南九州学園科学研究費の使用に関する行動規範」等を定め実施している。

研究活動への資源の配分については個人研究費の配分のほか、学長裁量費の制度を導入し、教学改革の推進や地域連携の推進、大学ブランド力向上の研究推進の観点から採択の判断を行い年度単位で運用するなど、資源の配分を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為やそれに関する各規則及び「学校法人南九州学園　ガバナンスコード」に明文化し、理事会、常務会、評議員会が規則にのっとり管理運営を行っている。監事は「学校法人南九州学園監事監査規程」に基づき、業務監査及び会計監査を適切に行っている。

使命・目的の実現への継続的努力については、「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023)」を通して使命・目的の実現に努めている。

環境保全、人権、安全への配慮については、太陽光発電設備を設置して省エネルギー化に努めているほか、人権への配慮として、ハラスメントに関わる各規則等を設け、適切に取組んでいる。また、「学校法人南九州学園危機管理規程」を整備し、毎年の防災訓練の実施や学生に対する防犯対策の講習会を実施している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事を適切に選任し、年度当初に役割分担を決定し、「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023)」に沿って適切な意思決定ができる体制を整備している。

学内理事で構成される常務会では、日常的な業務執行の決裁を行っている。また、常務理事に教学担当理事、学生募集担当理事、管理運営担当理事を充てるなど、理事の職務分担を明確にしている。理事会への理事の出席状況も概ね良好であり、欠席に関する手続きも、寄附行為にのっとり適切に行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の意思決定の円滑化を図るために、常務理事、学部長、事務局各部長及び各室長が構成員となる「学園運営会議」を毎月開催し、双方の意思疎通を図っている。また、理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境として、経営企画戦略室を設置し、IR として必要なデータ収集や分析を行い、理事長の意思決定のための補佐を行っている。

各学部・学科、事務部・課の事業計画及び予算についてヒアリングを実施し、理事長等の直接対話を通し、教職員の提案などをくみ上げるための機会としている。

相互チェックの機能性について、監事及び評議員を寄附行為に基づき適切に選任しており、監事の理事会及び常務会への出席状況も良好である。また、「学校法人南九州学園監事監査規程」に基づき、監事は理事会の中で業務や財産状況等に対し意見を述べている。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023）」に基づき、学生募集体制の見直しなどによる学生募集の強化、学生生徒等納付金の見直し、教学改革の推進、人事制度見直しと人件費の抑制、科学研究費助成事業などの外部資金導入の促進、経費削減など数々の施策に着実に取組み、収支バランスの改善に努めている。現状借入金はなく、現預金等の運用資産を確保している。

〈参考意見〉

○改善傾向にあるものの経常収支が支出超過となっているので、「南九州学園中期 5 カ年経営計画（NANKYU プラン 2019-2023）」の着実な履行による早期の収支バランスの均衡が望まれる。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人南九州学園経理規程」及び関連規則にのっとり、適正に実施している。予算執行については厳格に管理し、予算外支出が必要な場合には、予備費の活用、補正予算の策定で対応している。

また、外部公認会計士による監査と監事による定期的な監査の体制を整え、適正に監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針を、教職員説明会において学長から伝達するとともに、前年度の点検・評価結果を踏まえた改善や取組むべき課題を明示している。内部質保証のための恒常的な組織体制として、「南九州大学内部質保証推進規程」を策定し、「教学改革会議」を設置、教学関連の各種委員会、センター等と連携し、概ね毎月開催している。

内部質保証の責任体制は、学長のリーダーシップのもとで、教学関連の責任体制を「南九州大学内部質保証推進規程」の中で明示している。また、質保証の各分野に担当理事制を導入し、理事会などの管理運営部門との連携と責任体制を明確にしている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価は、年度単位の教育研究・管理運営等を点検・評価する「南九州大学自己点検委員会」、外部評価等の第三者評価を担当する「南九州大学自己点検・評価委員会」を設置し、実施している。「学校法人南九州学園外部評価委員制度規程」に基づき、教育研究活動に関わる評価・意見を地元自治体や産業界等から聴取している。

自己点検・評価は、学長をリーダーとする「教学改革会議」が年間計画を立て、総合的な方針と関連委員会等の活動指針を明示し、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施し

ている。委員会の当該年度前期の活動状況を「教学改革会議」と「IR 委員会」が確認し、「委員会等・各学科の下半期における教学改革指示」としてまとめ、改善案を提示している。

IR 機能の強化に向けて、「南九州学園経営企画戦略室」に IR 担当を配置し、現状把握のための調査、データの収集及び分析を行う体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、「教学改革会議」等の関連委員会や学部・学科及び研究科において、各年度で課題を抽出し、改善施策を検討した上で実行している。また、取組み内容を「教学点検報告書」にまとめて進捗状況を確認し、教学改革会議の事業報告書等で活動の成果を点検・評価している。その上で、学長からの改善指示のもと、次年度事業計画に反映している。

以上の内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルは、試行錯誤しつつ改善を図っており、中期 5 カ年経営計画における教学改革の推進に結びつけていくことが期待できる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

Ａ－1. 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

Ａ－2. 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-① 自治体や団体との連携・貢献

A-2-② 産学官の連携・貢献

A-2-③ 教育現場との連携・貢献

A-2-④ 地域への優秀な人材の供給

A-2-⑤ 附属施設その他の取組み

【概評】

地域連携・地域貢献の使命・目的に関しては、南九州大学の「教育研究の理念」における「専門分野において社会に貢献できる人材を養成する」に基づいている。学問の進展に加えて、その成果をもって社会に貢献できる人材の育成を掲げており、その育成の場とし

て地域連携・地域貢献を進めている。この方針は学生便覧に「教育研究の理念」を記載して大学構成員が情報共有するとともに、ホームページなどで学内外にも周知している。地域連携・地域貢献活動を支える「地域連携推進室」を平成 22(2010)年に設置し、産学官連携、他大学との連携、高大連携などの多様な事業を展開している。

自治体や団体との連携・貢献としては、県・市・町及び民間団体との多様な連携活動に教員、学生がさまざまな形で参加し、地域活性化への寄与などで貢献している。県・市町村・一般社団法人・企業と包括連携協定を締結し、各学部・大学院の特性に応じた産学官の連携・貢献も行っている。教育現場との連携・貢献では「高等教育コンソーシアム宮崎」等の大学間連携協定、農業高等学校等との高大連携協定に基づいた多様な活動を行っている。地域への優秀な人材の供給については、卒業生のうち多くが県内に就職しており、その他の学生もそれぞれの出身地域などに就職している。また、大学には学部附属のセンターなどがあり、それぞれの特質に基づいた地域貢献活動を展開している。

基準Ｂ．国際連携

Ｂ－1．国際連携に関する方針及び組織

B-1-①　使命・目的に基づいた国際連携の方針の明確化

Ｂ－2．国際連携の具体性

B-2-①　海外の諸機関との連携

【概評】

国際連携の方針はディプロマ・ポリシーにおいて、「地域社会・国際社会の発展に寄与する学びを継続することができる能力」を身に付けることを目指すことが明記されている。その達成のための取組みとして担当部署である「地域連携推進室」、総務部企画課、学務部国際交流課及び学生支援課と、各学部学科、研究科が、教職協働体制で国際交流を推進する体制を整備している。

具体的には、宮崎県、ベトナムナムディン省及び南九州大学との間で農業振興に関する連携合意書を締結し、農業分野での人材育成、基礎的技術の指導、共同研究及びその他の農業振興に関する取組みを行っている。また、南九州大学ベトナムナムディンオフィスを開設し、ナムディン日本語・日本文化学院と連携してベトナムからの留学生受入れを推進している。また、上海交通大学（中華人民共和国）との交流では、上海交通大学キャンパスに日本庭園モデルガーデンを作庭し、その後も教員・学生が上海交通大学を訪問して国際学術交流事業を実施している。上海師範大学（中華人民共和国）及び上海杉達大学（中華人民共和国）とは交流協定を締結して、学生交換プログラムを実施している。

今後は国際連携の方針を計画どおりに中期 5 カ年経営計画の中に組入れて再構築するとともに、国際化につながる教養教育の充実も更に推進して、大学としての国際連携が一段と発展することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.「南九州大学創立 50 周年記念事業」として実施した学生会館「ひなた館」、第二体育館「ひまわり館」の設置による教育環境の整備と充実

「Ⅱ．沿革と現況」に記載されているとおり、本学は昭和 42(1967)年に開設され、平成 29(2017)年度には大学創立 50 周年を迎えた。創立 50 周年記念事業として、教育環境の整備・充実を目的とした寄付金事業を平成 30(2018)年 7 月から実施しており、この事業の一環として、学生活動のさらなる活発化と学生の福利厚生を強化することを目的とし、宮崎キャンパスに学生会館「ひなた館」、都城キャンパスに第二体育館「ひまわり館」を建設した。「ひなた館」は令和元(2019)年春に完成し、自習や憩いのスペースとしてのカフェテリアや「アクティブラーニングルーム」、「茶道室」のほかに、就職課が設置されている。「ひまわり館」は令和 2(2020)年夏に完成し、講義等で使用できる多目的室に加え、武道場(レスリング、剣道、柔道)やトレーニングルームなど授業だけではなく、学生のサークル活動などに幅広く活用できる施設となっている。当該施設の完成により、教育内容や課外活動がさらに充実することで、学生自身の心身の発達や学習意欲の増進を図り、社会に貢献できる人材育成につながっている。

2．コロナ禍における迅速なオンライン授業システム構築による教育研究内容の維持

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全国への「緊急事態宣言」発令により、令和 2(2020)年度前期授業の本学における開講は 5 月中旬まで延期された。

それまで本学は授業の IT 化があまり進んでいない状況であったが、学生の健康・安全の維持と教育研究内容の質を担保する目的で、Zoom を使用したオンライン授業システムの構築を急遽行うこととし、①「学生の自宅の通信環境に関する調査」②「学生に対するオンライン受講方法の説明」③「自宅でのオンライン受講が困難な学生に対する PC・タブレット貸出体制の構築」④「学内でオンライン授業を受講できるスペースの確保」⑤「教室への無線 LAN ルーターの設置」⑥「教職員（非常勤講師を含む）へのオンライン授業実施方法の周知ならびに研修会の実施」を教職員の連携のもとで実施することにより、短期間でのオンライン授業システムの構築に至った。その結果、前期授業を 5 月 11 日から予定通りオンラインで開始することができた。

また、授業のスケジュールについても学科ごとに工夫を取り入れた。例えば、座学科目を前期の前半期間でオンラインにて集中的に行い、対面で実施することが望ましい実験・実習科目については、「緊急事態宣言」が解除され、対面での授業実施が可能となってから開始した。さらに、対面授業再開後も教室の収容人数が制限されていることを踏まえ、科目によっては対面とオンラインを併用する方法で授業を行うことで、教育内容の質を確保した。

このように、コロナ禍の困難な状況を打破するべく、教職員が所属部署に関係なく、適材適所で連携しながら迅速にオンライン教育システムを構築することにより、学生への教育研究の停滞を防ぐことができたとともに、同システムを学内外のオンライン会議に適用するなど大学の運営にも大きく寄与している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 42(1967)年度
所在地　　宮崎県宮崎市霧島 5-1-2
　　宮崎県都城市立野町 3764-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
環境園芸学部	環境園芸学科
健康栄養学部	管理栄養学科　食品開発科学科
人間発達学部	子ども教育学科
園芸学・食品科学研究科	園芸学専攻　食品科学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 16 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施　　11 月 18 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 19 日	11 月 19 日　第 3・4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

54 武蔵野音楽大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

令和元(2019)年に法人創立 90 周年を迎えた我が国における最初の音楽大学である。建学の精神である「＜和＞のこころ」を継承している。建学の精神を踏まえた教育方針「音楽芸術の研鑽」「人間形成」を挙げ、教育目的を明示している。

大学の使命・目的、教育目的の策定に当たり手続きが明確である。令和 11(2029)年の創立 100 周年に向けて大学ビジョンを明示し、中期計画を定め、その実現に努力している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的などを学長による学内関係者への説明、ホームページ、シラバス、学生便覧、各種資料の配付などにより学内外へ周知を徹底する姿勢は評価できる。

「基準２．学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを包括的に定めている。入学定員及び収容定員は充足していないものの、定員の適正化、カリキュラムの改正、入学試験方法の改善など継続的に努力している。学修支援の実施体制を整備し、方針や計画に基づき教職協働で実施している。

就職支援は、丁寧でありかつ職種ごとに多くの講習会等を実施している。返済義務のない独自の「福井直秋記念奨学金」を、設けるなど経済的支援を行っている。令和 3(2021)年度においては、支給額の増額を行った。

平成 29(2017)年に竣工した江古田キャンパスは、コンサートホール、リハーサルホール、講義室、レッスン室など最新の施設設備を有する。日本屈指の楽器博物館「武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」（以下「楽器ミュージアム」という。）もリニューアルオープンする。

〈優れた点〉

○返還義務のない独自の奨学金制度を設けており、令和 3(2021)年度に対象・給付額・採用数等大幅に拡充したことは評価できる。

○音響に優れた複数のコンサートホール、リハーサルホールを有しており、最適な音響を考慮したレッスン室が設置されていることは、音楽大学の学修環境として優れており、学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

○「楽器ミュージアム」は、学芸員課程実習施設のみならず、希少な楽器や資料の保全の観点からも文化的・歴史的価値が大きく、一般社会にも門戸を開いていることから社会

貢献においても優れた施設である点は高く評価できる。

「基準３．教育課程」について

カリキュラム・ポリシーは教育目的に沿って包括的に規定し、ホームページ、シラバス、学生便覧などに掲載し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も担保している。令和 3(2021)年度から運用が始まった「学修ポートフォリオ」は本格稼働して 1 年未満であるが、学生個人の学修効果の向上が期待できる。

「学生による授業評価アンケート」を活用した学修状況調査、教員免許及び学芸員資格取得状況、進路状況調査などの各種調査によって学修成果の点検・評価を実施している。

「基準４．教員・職員」について

学内に有鍵楽器部会、ピアノコラボレイティヴアーツ部会、管楽器部会などの部会、委員会、大学運営委員会、教授会、研究科委員会があり、これらは学長を補佐する体制として機能している。設置基準上必要な専任教員を確保し、「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき、配置している。教員の採用・昇任も規則に基づき運用している。

SD(Staff Development)研修は、「全事務職員・専任教員研修会」、新任研修会、職階別職員研修会などを実施している。

音楽大学としての特性から、演奏・創造活動を重視し、これらを支える楽器、機器設備の維持管理に努めている。研究倫理に関する規則を整備し、研究費の配分、不適切な使用防止も規則化している。また、科学研究費助成事業の申請・採択を支援している。

「基準５．経営・管理と財務」について

「武蔵野音楽学園寄附行為」をもとに必要な諸規則を整備している。理事会、評議員会を寄附行為に基づき運営し、理事の出席状況も良好である。理事長は理事会、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」などの組織を通してリーダーシップを発揮している。監事の選任、職務の執行も適正である。

現在の収支バランスは均衡を欠いているものの、中期計画に基づき財務計画を策定し、これに基づき運営している。財務基盤は安定しており黒字化を目指している。

会計基準の改正に対し経理規則の見直しを行い、適正に処理している。公認会計士と監事の情報交換も円滑である。

〈優れた点〉

○江古田キャンパスは、最新の設備をそろえ、衛生面、環境保全、防災・災害対策などの安全配慮や危機管理において優れており評価できる。

「基準６．内部質保証」について

令和 2(2020)年に「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を策定し、内部質保証の基本方針とすることを学内で共有している。自己点検・評価を行うそれぞれの担当部署を規定し、部署ごとの自己点検・評価の結果及び基礎データを総務部企画課が集積している。自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書を毎年度作成し、理事長及び学長に報告している。

また、3 年ごとに自己点検・評価報告書をホームページで公開し、教育研究的側面のみならず、経営的側面も含め内部質保証を担保するため PDCA サイクルを機能させている。

総じて、歴史、伝統及び格式を重視する音楽大学として、建学の精神を踏まえ西洋音楽を中心とした教育研究活動の質の維持・向上に努め、教職協働のもとで学生に対する指導を丁寧に行っている。全国的にクラシック音楽分野へ進学する学生数が減少する中、整備された学内のコンサートホールにおいて多くの音楽会などを開催し、音楽を通して社会貢献を行っている。学長のリーダーシップのもと今後もクラシック音楽教育への積極的な挑戦に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.演奏活動」「基準 B.武蔵野音楽大学楽器ミュージアム」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 生涯学習プログラムの実施
2. 公開講座の実施
3. 武蔵野音楽大学同窓会との連携による卒業生支援・社会貢献

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、令和元(2019)年に創立 90 周年を迎え、建学の精神である「＜和＞のこころ」を継承し、教育方針として「音楽芸術の研鑽」「人間形成」を挙げ、使命・目的及び教育目的を大学学則及び大学院学則に包括的に簡潔にまとめ、明文化している。

建学の精神を踏まえた大学の個性・特色を使命・目的及び教育目的に反映し、ホームページや学生便覧などの印刷物に明示しているとともに、社会生活における規範として礼儀(Propriety)、清潔(Purity)及び時間厳守(Punctuality)という三つの生活規範を「3P 主義」

と呼び、学生及び教職員に実践を求めている。また、社会の変化に対応し、使命・目的及び教育目的を見直している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の作成において、教職協働のもと、大学運営委員会及び教授会・研究科委員会での審議、法人運営協議委員会の審議、理事会で審議という手続きを経て決定している。学長自身が使命・目的及び教育目的などを教授会、職員研修会等で説明し、学内の周知に努めている。また、学外へは主にホームページに明示し周知を図っている。

令和 11(2029)年の創立 100 周年に向けて、大学ビジョンを明示し、ロードマップまで落とし込んだ中期計画を策定している。

教育目的に沿って三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、社会状況に応じて見直してきた教育目的達成のため、教育研究組織を改編している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的などを学長による学内関係者への説明、ホームページ、シラバス、学生便覧、各種資料の配付などにより学内外へ周知を徹底する姿勢は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ学部及び研究科それぞれにおいて包括的に定め、ホームページなどの公表を通じて、学内外に周知している。

アドミッション・ポリシーに沿って、志願者を公正かつ妥当な入学者選抜を行い、能力・意欲・適性等を総合的に評価した上で、受入れている。

入学者選抜は、「武蔵野音楽大学入学者選抜規程」に基づき、「入学者選抜委員会」「武蔵野音楽大学運営委員会」の審議を経て教授会・研究科委員会の意見を聴き、学長が決定している。

入学定員及び収容定員は満たしていないが、入学定員の計画的かつ段階的縮減、江古田キャンパスの刷新と同キャンパスへの教育研究機能の集約、学科の再編、カリキュラムの改正、総合型選抜入試を導入し改善に努めている。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシーを学部及び研究科で包括的に定められているが、学科ごと及び博士前期・後期課程ごとに定めることが望まれる。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制は、適切に整備されている。教職協働のもとに行われる学修支援は、入学前教育、初年次教育、キャリアデザイン、各種進路に関する指導などにより適切に実施されており、体制は確立されている。

「障害学生支援に関する基本方針」を定め、障がいの程度に応じた入学者選抜や学校生活などの支援を行っている。オフィスアワーは、「武蔵野音楽大学オフィスアワー実施規程」を制定している。TA 及び SA(Student Assistant)は適切に活用され教育効果と学修進度の向上を図っている。中途退学、休学及び留年への対応策として全学生対象に新学期開始後 4 週間の出席状況を確認し、出席率が低い科目がある学生が検出された場合には、原因分析と面談を行うなどの所要の対処をしている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内において全コース 1・2 年次共通の必修科目として「キャリアデザイン（導入編）」及び「キャリアデザイン（展開編）」を開講して、学生自身の将来についての意識や理解を深めさせ、目標設定や進路選択などの指導を行っている。

音楽学部音楽総合学科アートマネジメントコースは、必修科目として学外文化施設や企業でのインターンシップが開講されている。キャリア支援は、就職課を中心に関係部署が密接に連携しながら、学生の相談・助言を行っている。

学生向け講座の一部参加を認めるなど、既卒者に対するキャリア支援も行っている。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

厚生補導､福利厚生などの学生支援は､主担当の学生課が関連部署と連携を図りながら、適切に行っている。

奨学金制度として返還義務のない大学独自の「福井直秋記念奨学金」を運用している。自然災害罹災時や私費外国人留学生向けの学費減免制度を設け、学生の経済的な支援を行っている。

学生の課外活動は、活動のための助成金支給、学内施設・設備の提供、部・同好会への専任教職員の顧問配置などにおいて、学生課を中心にした関係部署が協力し全学的な支援を行っている。

学生相談室及び保健室を設置し、適切に運営している。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談は、教員との面談や公認心理師・臨床心理士による心理カウンセリングにより、適切に対処している。

〈優れた点〉

○返還義務のない独自の奨学金制度を設けており、令和 3(2021)年度に対象・給付額・採用数等大幅に拡充したことは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、コンサートホール、リハーサルホールなどが整備され、教育目的達成のために有効に活用している。

音楽大学の図書館として多くの音楽関係資料を所蔵している。また、AV 機器、ICT（情報通信技術）機器の配備や開館時間・日数等、利用者の便に配慮した環境が整備されている。高機能の音響機材を備えた録音スタジオなど、ICT 施設は適切に整備している。点字ブロック、スロープ、バリアフリートイレの設置、車椅子用客席を設置して障がいのある学生の利便性に配慮している。履修者数は、教育効果を十分上げられる人数に設定しており、適正なクラスサイズを維持している。江古田キャンパスは、学修環境を整備し新しい施設設備を有している。また、「楽器ミュージアム」を、近くリニューアルオープンする。

〈優れた点〉

○音響に優れた複数のコンサートホール、リハーサルホールを有しており、最適な音響を考慮したレッスン室が設置されていることは、音楽大学の学修環境として優れており、学生の学修成果及び意欲向上に資する点は高く評価できる。

○「楽器ミュージアム」は、学芸員課程実習施設のみならず、希少な楽器や資料の保全の観点からも文化的・歴史的価値が大きく、一般社会にも門戸を開いていることから社会貢献においても優れた施設である点は高く評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、「主科レッスン・副科レッスン」担当教員によるヒアリング、各種アンケート等の実施、各事務所の窓口、個人面談等で把握し、学修支援の体制改善に反映している。学生生活に関する学生の意見・要望は、学生相談室・保健室での相談、「外国人留学生・編転入生研修会」「学寮委員会」等を通してくみ上げられ、学生生活の改善に取組んでいる。学修環境に関する意見・要望は、各事務所が把握し、内容を分析・検討の上、必要に応じて各部署が連携しながら適切に対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学部及び研究科それぞれにおいて包括的に定め、シラバス、学生便覧に記載するとともに、ホームページ等に公表し、学内外に周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、学生便覧ないしシラバス等に掲載・周知し、厳正に適用している。

〈参考意見〉

○成績評価については、評価の基準のみでなく点数区分についても学則等で規定化することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ、学部及び研究科それぞれにおいて包括的に定め、学生便覧やシラバス等に掲載し周知している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、学部では「カリキュラムマップ」等で両ポリシーの関係を視覚化している。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成している。シラバスは、作成の手引きを教員に配付し、適切な整備を図っている。単位制度の実質は、履修登録単位数の上限設定により保っている。教養教育は必修と自由科目で計 22 科目を開講し、適切

に実施している。

アクティブ・ラーニングに加え、音楽大学の学生の指導に特化した英語教材、独自のソルフェージュ教材の作成など、授業内容・教授方法の工夫を行っている。「学生による授業評価アンケート」に基づく各部会での FD(Faculty Development)実施計画作成や、卒業研究指導の相互参観など、指導方法改善にも取組んでいる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、令和 3(2021)年度から運用開始した「学修ポートフォリオ」上で、身に付けた知識・能力等の累積度とバランスをレーダーチャートとして可視化し、明示している。「学生による授業評価アンケート」を活用した学修状況調査のほか、教員免許状及び学芸員資格取得状況、進路状況調査、学生の意識調査、3 年次と卒業時の満足度調査を行っている。就職先の企業アンケートは行っていないものの、多様な尺度、測定方法で学修成果の点検・評価をしている。「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、授業担当教員に通知し、授業改善向上計画書の提出を求めている。各種調査内容の集計結果は、各部会及び FD 委員会でも検討・共有し、学修成果の点検・評価結果を、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が教学運営組織の構築により整備されている。また、使命・目的の達成のため、教学マネジメントが構築され、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。教授会などの組織上の位置付け及び役割を明確に定めている。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、大学運営委員会や教授会で周知することにより、大学の意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に行っている。

また、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「武蔵野音楽学園事務組織規則」などにより役割を明確にしている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成及び教育課程の運営のために必要な教員は、設置基準及び「武蔵野音楽大学教員組織基準」に基づき、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については、「武蔵野音楽学園就業規則」「武蔵野音楽学園職員の任免に関する規程」「武蔵野音楽学園人事委員会規則」の各種規則に基づき実施している。教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施のため、「武蔵野音楽大学 FD 実施規程」に基づき、FD 及びその他教員研修の組織的な実施とその見直しに取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力の向上を図るための SD は、平成 29(2017)年に「武蔵野音楽大学 SD 実施規程」を制定・実施し、規則に基づいた SD 活動を行っている。具体的には、全学単位で実施する SD として「全事務職員・専任教員研修会」、新任研修会、職階別職員研修会を行っている。また、大学各部署で実施する SD のほか、学外諸機関への研修員の派遣や教育関係機関等が行う研修会に参加している。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】
基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉
音楽大学としての特性から学術研究と同様に演奏・創作活動を重要な研究活動と位置付けている。また、楽器や機器備品等を設置・整備することも研究環境の整備と考え、計画的に行っている。
研究倫理の確立は、必要な事項を定めた「武蔵野音楽大学における公的研究費の取扱いに関する規則」「武蔵野音楽大学における研究活動に係わる特定不正行為の防止等に関する取扱規則」に基づいて適正な研究活動及び研究支援の実施が行われている。
研究活動への資源配分は、「武蔵野音楽学園在外研究員等規程」「武蔵野音楽学園研究費取扱規程」に基づき行っている。また、科学研究費助成事業の申請・採択への支援も行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】
基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】
基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉
寄附行為をはじめとした法人の各種規則など組織倫理に関する規則を整備し、かつ適切な運営を行っている。使命・目的を実現するために中期計画や事業計画の策定とそれぞれの計画の進捗状況の確認と次期計画への反映等、組織的・継続的な努力をしている。
「武蔵野音楽学園就業規則」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止のための基本方針」「武蔵野音楽学園ハラスメント防止規程」などにより人権について配慮している。「武蔵野音楽学園防災規程」「武蔵野音楽学園防災警備規程」をはじめ、「武蔵野音楽学園消防計画」「危機管理マニュアル」「学生に関する事故・事件等対応マニュアル」を制定し、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

〈優れた点〉

○江古田キャンパスは、最新の設備をそろえ、衛生面、環境保全、防災・災害対策などの安全配慮や危機管理において優れており評価できる。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として、理事会と「法人運営協議委員会」が置かれており、前者は法人の最高意思決定機関として法人の重要事項の審議決定し、後者は理事会に付議する事項の協議等を行い、適切に機能している。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。理事の出席状況は、適切である。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定において、理事長は、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し、意思疎通と連携を適切に行っている。将来構想委員会や「法人運営協議委員会」により、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。理事長及び学長は、それぞれの立場で権限の執行と責任を負うが、学長は理事であり、法人に設置する「法人運営協議委員会」の委員として所属しているので、法人と大学の権限の明確な区分のもとに相互チェックする体制となっており適切に機能している。

監事は、理事会及び評議員会へ出席し、法人の業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べている。監事の選任、理事会への出席状況は適切である。評議員の選任、評議員会への出席状況はともに適切である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期財務計画に基づく財務運営をしており、全学的な経費削減を行ったことで一定の成果が挙がっているとともに、借入金等の外部負債はなく、十分な資金を保持し安定した財務基盤を確立している。また、「武蔵野音楽学園資産運用管理規程」に基づく資金運用をしており、成果を挙げているとともに、寄附金収入も一定額以上あり、収益事業部門の収入も確保している。入学定員を満たす学生数を確保しておらず、事業活動収支差額がマイナスの状態が続き収支バランスを保っていないが、令和 3(2021)年度からの 5 か年の中期財務計画においては、入学者数の増加や人件費削減により 5 年目にプラスに転じる計画を立てている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準にのっとった「武蔵野音楽学園経理規則」を制定し、同規則に沿った会計処理を行っている。また、平成 27(2015)年度に一部改正した学校法人会計基準に対しても「武蔵野音楽学園経理規則」を変更して、適切に処理を行っている。会計監査は公認会計士により行われており、監査期間中に監事が立会い監査状況の報告を受けるとともに意見交換が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

日本私立大学協会が作成したガバナンス・コードをもとに、令和 2(2020)年に「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を制定した。これを内部質保証の基本方針に据え、質保証

を管理運営面と教育研究面との両面で捉えている。管理運営面は、理事長を中心とした「法人運営協議委員会」が担当している。また、教育研究面は、学長を中心とした大学運営委員会が担当している。

内部質保証を担保するため、大学内各部署が作成した基礎データ及びエビデンスを収集し、自己点検・評価委員会が中心となり、基礎データの分析及びエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の評価基準を踏まえて、毎年度自己点検・評価を実施している。三つのポリシーのうちディプロマ・ポリシーを起点とし、他の二つのポリシーとの関連に留意しながら、教育の質の改善・向上に努めている。

エビデンスとして学内の各委員会及び各部会が作成した「会議開催記録」などの基礎データにそれぞれの自己点検・評価結果を添え総務部企画課に提出するよう自己点検・評価実施要領に規定している。このようにデータの収集態勢が明確である。

毎年度、IR 活動も担当する総務部企画課が、大学内からの基礎データ等を集積・分析し、自己点検・評価委員会での審議を経て、自己点検・評価報告書を作成している。また、3 年ごとに学外に公表している。評価結果を共有するため、学内では教授会及び事務職員で構成するチーフ連絡会において報告している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針である「武蔵野音楽大学ガバナンス・コード」を踏まえ、学修成果、教育課程、授業内容と方法及び入学者選抜など教育研究の質の向上・改善に努めるため「将来構想委員会」を設置している。自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書をもとに、将来構想委員会が毎年度中期計画を見直し・作成し、達成に向けてのロードマップを作成しており、大学全体の PDCA サイクルが確立し機能している。

また、教育研究面の内部質保証を促進するため、令和 3(2021)年度から「学修ポートフ

ォリオ」を開始した。今後徐々に整備しながら個々の学生の学修指導等の改善及び教育研究の質保証の向上に活用する予定である。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．演奏活動

A－1．学修成果の発表の場及び学修の場としての演奏活動

A-1-①　演奏活動の目的の明確化と適切な運営体制

A-1-②　演奏会の実施とその成果

【概評】

学内の複数のコンサートホールを中心に、令和 2(2020)年度以降のコロナ禍の期間も含めて、大学主催による数多くの多様な演奏会・公開講座が実施されてきたことは、学生に対する学修成果発表及び学修機会の提供として大きな意味を持っている。また、「武蔵野音楽大学アートマネジメントコース企画制作公演」や、平成 30(2018)年度に新設された「学生による演奏会」は、アートマネジメントコースの学生の企画・運営等の実践機会としても機能している。

ウィンドアンサンブルによる世界初演も含む演奏活動は、地域や社会の音楽文化や国内外の吹奏楽文化の振興・発展において、大きな貢献を果たしている。

海外演奏旅行の渡航費等を除き、演奏活動の諸経費は全て大学が負担しており、学生が心配なく演奏活動に挑戦できるための経済的支援として評価できる。

基準Ｂ．武蔵野音楽大学楽器ミュージアム

B－1．武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの運営・管理と諸活動

B-1-①　武蔵野音楽大学楽器ミュージアムのコンセプトの明確化

B-1-②　武蔵野音楽大学楽器ミュージアムの適切な運営・管理体制と諸活動

【概評】

「武蔵野音楽大学楽器博物館」は、戦後まもなく始められた楽器収集を出発点とする、国内最初かつ最大の楽器博物館として、文化的・学術的に極めて重要な意義を有している。

改称の上、令和 3(2021)年度に江古田キャンパス内にリニューアルオープンする「楽器ミュージアム」は、世界的にも希少な楽器資料及び楽器関連資料の後世への安全な継承、高度な教育研究機関としての学内外の研究への寄与、一般への教育普及活動の充実をコンセプトに掲げている。楽器資料を保管するため、館内空調、地震、防犯などの対策も適切に行っている。

学生に対する学芸員の資格取得の機会としても有効に役立てられており、以前からも実績が重ねられてきた、収集・展示、教育普及、調査研究等の諸活動において、今後更なる充実と発展が期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 生涯学習プログラムの実施

本学では、生涯学習プログラムとして、武蔵野音楽大学別科（以下「別科」という）の設置のほか、免許法認定講習、教員免許状更新講習、社会人のための夏期研修講座を開講して、幅広いニーズに応えている。

別科は、生涯学習や進学・留学準備等、多様な学びの需要に応えるために、幅広い年齢層を対象に、実技の個人レッスンと基礎的な関連科目である「音楽理論」「西洋音楽史」を教授し、その能力の向上を図ることを目的としている。出願資格は高等学校若しくは中等教育学校卒業以上、又は学校教育における 12 年以上の課程を修了した者、及び入学の前月までに卒業（修了）見込みの者とし、実技試験と面接試験で入学者を選抜する。修業年限は 1 年とし、再度受験し合格した場合には、更に修業を可能としている（通算 4 年間）。

免許法認定講習は、昭和 50(1975)年度から、毎年、文部科学大臣の認定を受け、現職の教員を対象として開講している。中学校の「音楽」の 2 種免から 1 種免への上級免許状の資格取得、中学・高校の他教科教員の「音楽」の教員免許状の資格取得、音楽科教員の他校種への隣接免許状の資格取得ができる。音楽の教科に関する科目及び音楽の教職に関する科目の合計 7 科目（各科目 2 単位）を開講し、2 科目 4 単位まで修得することができる。

教員免許状更新講習は、平成 21(2009)年から毎年、文部科学大臣の認可を受け、開講している。この講習では、必修領域・選択必修領域・選択領域の合計 30 時間を同時受講することができ、かつ内容も多彩で充実しているため、毎回全国各地より約 300 人の受講者がある。なお、令和 3(2021)年度は、必修科目 2 講座、選択必修科目 6 講座、選択科目 6 講座を、オンライン方式により開講する。

社会人のための夏期研修講座は、数十年にわたり毎年、音楽の教養を深め技術の向上を目指す社会人を対象に、音楽文化の向上・発展を目的として開講している。本学教員を講師として、ピアノ・声楽・合唱等の指導法やピアノ・声楽の個人レッスンのほか、時代に即した内容の講座を開講しており、例年約 100 人の受講者がある。なお、令和 2(2020)・3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開講を見送った。

2. 公開講座の実施

本学では、文化芸術の振興に寄与するため、公開講座を実施している。広く社会へ向けて公開するとともに、本学学生は無料で聴講することができる。近年では、坂東玉三郎特別招聘教授等の本学教員のみならず、ケマル・ゲキチ、イリーナ・チュコフスカヤ、ジェニー・ザハリエヴァ、ミヒャエル・ラーデンブルガー等、世界で活躍する演奏家・音楽学者を招いて実施している。

3. 武蔵野音楽大学同窓会との連携による卒業生支援・社会貢献

全国に各都道府県を単位とする(ただし北海道は東･北･中央･南の 4 支部に分割、東京都は本部があるため東京支部は置かない。)計 49 の支部と、海外に台湾・韓国・シンガポールの支部を持つ「武蔵野音楽大学同窓会」（以下「同窓会」という）は、「A-1-①」（88 ページ）で記載したように、本学を支援する組織であるだけでなく、現地の卒業生が研究や演奏活動を継続する重要な場であり、同時に地域の文化発展にも広く寄与している。本学では国内外各地の同窓会支部と連携し、各地域の卒業生を支援するとともに、音楽文化発展

の一翼を担うべく、演奏者・講師等の派遣、演奏会・公開講座等を実施している。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 24(1949)年度
所在地　　東京都練馬区羽沢 1-13-1
　　埼玉県入間市中神 728

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	演奏学科　音楽総合学科　器楽学科※　声楽学科※　音楽環境運営学科※
音楽研究科	器楽専攻　声楽専攻　作曲専攻　音楽学専攻　音楽教育専攻　音楽専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 12 日	実地調査の実施　　10 月 12 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 13 日	10 月 13 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 9 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

55 ヤマザキ動物看護大学

Ⅰ　評価結果

【判定】
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について
大学の使命・目的等を大学設立までの歴史や建学の精神を踏まえて策定し、学則及び大学院学則の目的としてまとめて記載するとともに、具体的かつ簡潔に明文化し、学則等を通じて学内外に周知している。動物医療や多様なペット業界で活躍できる高度な知識と技術を持つ、豊かな人間性を備えた人材の育成を目指してきたことを個性・特色として使命・目的等に反映し、各学科及び研究科のディプロマ・ポリシーなどを通じて示している。また、社会情勢の変化を見据えた対応として、「中・長期構想委員会」を中心に検討を図り、新学科開設及び大学院設置につなげた。使命・目的等の策定には、役員、教職員が理事会、教授会等を通じて関与・参画しており、創立記念日のフォーラム等で全学的に理解を深める工夫を行っている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）や中期計画に使命・目的等の内容を反映させている。使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織について適切に整備している。

「基準２．学生」について
教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項、ホームページ等で周知している。アドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法を定め、入学試験委員会を中心に、適切な入学者の受入れに努め、試験内容や妥当性を検証している。学修支援は、「教務委員会規程」に基づき、教職協働で実施し、担任制度を設けるなど、多様な取組みを行っている。キャリア教育や就職の支援については、認定動物看護師資格取得の強化を軸としてインターンシップも含め就職委員会を中心に行っている。校地、校舎ともに設置基準上必要な面積を満たし、図書館を含め学修環境を適切に整備している。「学生委員会」を中心に学生生活の支援を行い、学生の面談やアンケートにより学生の要望を把握し、ロッカーの改修などにつなげている。学校医の配置については改善が必要であるが、学生の健康・衛生面等への配慮として、医務室等の設置をしている。

〈優れた点〉
○認定動物看護師資格取得のための学生対策委員を選出し、学生の主体的活動を通した受験対策によって、高い合格率を維持していることは評価できる。

「基準３．教育課程」について
ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ、各学科及び

研究科に策定し、ホームページや「履修ガイド＆シラバス」などにより学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め厳正に運用している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性についても確保している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。学修成果の点検・評価は教務委員会が主管となり動物看護師統一認定試験の合格率、就職状況を指標として評価し、FD 委員会による「授業評価アンケート」の結果とともに全学的にフィードバックし、更なる教育改善につなげている。

〈優れた点〉

○一般家庭で飼育されている多種多様な犬種を登録し、これらの犬種を対象として実習を行う「モデル犬制度」は大学の特色を生かした教育方法及び社会貢献活動の一環として評価できる。

「基準４．教員・職員」について

「ヤマザキ動物看護大学ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）に学長等の役割と責務を規定している。また、学事顧問制度や副学長制度など、学長のリーダーシップを発揮するための体制を整えている。教授会、各種委員会が規則により定められた機能・役割を適切に果たすことで教学マネジメントを構築するとともに、事務組織との連携によって、教職協働の教学マネジメントを機能させている。教員数は、設置基準を満たしており、採用・昇任についての規則も定めている。教員の研修は FD 委員会が中心となり計画的に実施し、職員の研修は SD 委員会が行っている。教員は教員評価、職員は人事考課を実施するなど､教職員の資質向上に向けた取組みを行っている｡「研究委員会」を中心として研究環境の整備を行い、研究倫理指針を定めるなど研究支援体制についても厳正に運用している。研究費も適切に配分し、外部資金獲得に向けた努力も行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

ガバナンス・コードを制定するなど、規律と誠実性を持った法人運営へ向けた努力を行っている。理事会は「学校法人ヤマザキ学園寄附行為」に基づき最高意思決定機関として適切な運営を行っている。役員には、教職員を含み、法人と大学の円滑な連携と相互チェック、常務理事会の設置など理事長の補佐体制の構築も併せて戦略的な意思決定を行っている。評議員会の諮問機関としての役割も適切となっている。中期計画を定め、新学科開設や支出の見直しなど良好な収支バランスを目指す努力を図っている。会計処理についても、学校法人会計基準や「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」などに基づき、適正に行っている。監事は､「学校法人ヤマザキ学園監事監査規程」にのっとり、独立監査人による会計監査と連携し、理事会・評議員会への出席状況も良好であるなど、厳正な監査を行っている。

「基準６．内部質保証」について

内部質保証の統括組織として自己点検・評価委員会を設置し、FD 委員会が自己点検・評価活動の中心的な役割を果たしている。自己点検・評価委員会が教授会や各委員会など

と連携しながら、三つのポリシーを起点に自己点検・評価を実施し、内部質保証のための組織及び責任体制を確立している。自己点検評価報告書を毎年まとめ、ホームページ等に公開し、学内外で結果の共有を図っている。入学試験や教育研究に関するデータは、各課がまとめ分析したものを自己点検・評価委員会に報告、FD 委員会と連携し、教育の質向上に活用している。大学運営の改善のため全学的に PDCA サイクルが機能すべく活動しており、内部質保証の機能性を確保する努力をしている。

総じて、建学の精神や使命・目的の達成のため、動物医療や多様なペット業界で活躍できる高度な知識と技術を持ち､豊かな人間性を備えた人材の育成を担ってきたことを個性･特色に、良質な教育を提供するべく、多様な学修支援制度や教員組織や施設設備を整備している。ガバナンス・コードに基づき法人や教学組織の運営を行い、教職員と役員の円滑な連携にも努め、動物看護学のパイオニアとしての高い誇りを大切に、規律ある経営を実践している。また、内部質保証のための自己点検・評価に全学を挙げて取組んでおり、教育の質や大学運営の改善に努力している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.監事による教職員面接」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や大学の基本理念を踏まえた大学の使命・目的、教育目的を具体的かつ明確に学則の目的としてまとめて記載している。簡潔に明文化した使命・目的等は、学則などを通じ学内外へ周知している。各学科及び研究科の教育研究目的については、学則及び大学院学則などと表現が異なるものの、ホームページに掲載している。

建学の精神や大学設立までの歴史と伝統を誇りに、動物医療や多様なペット業界で活躍

できる高度な知識と技術を持ち、豊かな人間性を備えた人材を養成してきたことを個性・特色として使命・目的等に反映し、明示している。社会情勢などを踏まえ、使命・目的や教育目的を「中・長期構想委員会」を中心に検証し、理念の実現に向けカリキュラム改正を検討するなど変化への対応を行っている。

〈参考意見〉

○ホームページにて掲載している人材の養成に関する目的や教育研究上の目的について、学則及び大学院学則などの掲載内容と表現が異なるため、統一することが望まれる。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

全教職員が参加する教育研究フォーラムや創始者の追悼記念礼拝などを開催し、歴史や理念の再確認を毎年行っている。使命・目的及び教育目的の策定には役員、教職員も参画し理解と支持につなげている。また、「履修ガイド&シラバス」やホームページに公開している学則などを通じ、学内外へ周知を行っている。

中期計画に使命・目的等を反映しており、新学科開設や大学院設置へとつなげた。使命・目的等を踏まえて三つのポリシーを策定しており、個性・特色を反映した一貫性のあるポリシーとなっている。建学の精神の実現や使命・目的等に基づく人材の育成のための学部・大学院の設置や教員数を確保するなど、教育研究における組織体制を適正に整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び各学科及び研究科の教育目的にのっとりアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、学生便覧、ホームページ、学生募集要項などに明示して周知している。

入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに沿って入試区分ごとに選考方法を定め、入学試験委員会を中心に実施しており、適切な体制のもと入試の内容や妥当性を検証している。入学試験問題の原案は外部委託し、入学試験問題作成委員が高等学校学習指導要領に基づいて厳正に審査した上で、作成している。入学定員及び収容定員を満たす学生数を確保している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働による教務委員会や下部組織が中心となり、学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備し、運営している。学生の学修面・生活面などの相談に応じる「クラスアドバイザー」や「アシスタントアドバイザー」などの担任制度を設け、事務局とも連携しながら学生個々の修学状況や学生生活を把握して学修支援につなげている。

障がいのある学生や学生からの合理的配慮の要望に対しては、担任による学生の個別面談で情報を収集し、対応している。全学的にオフィスアワーを設定し、オリエンテーション及び掲示板で学生に周知している。担任は学生面談を定期的に行い、必要に応じて保護者を加えた面談を実施するなど、きめ細かい学修支援が行われ、中途退学、休学防止に努めている。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学独自の「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護)」等の科目群をはじめ、病院実習やインターンシップ科目などのキャリア支援科目を１年次から段階的に展開し、学生の職業観や勤労観の育成につなげている。進路決定を左右する認定動物看護師資格の取得を強化するために、「動物看護師統一認定試験対策部会」を設置するとともに、学生主体の対策委

員と協力して資格取得を目指す学生の指導体制を構築している。就職委員会、就職課、「クラスアドバイザー」、卒論担当教員が連携し、キャリア教育のための支援体制を整備している。

〈優れた点〉
○認定動物看護師資格取得のための学生対策委員を選出し、学生の主体的活動を通した受験対策によって、高い合格率を維持していることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】
基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉
学生委員会、学生相談室、医務室、学生支援部、担任が連携し、学生の経済面、心身の健康保持・増進、学生生活全般に対する支援体制を整備している。大学独自の奨学金制度や奨学生制度を設け、学生に対する経済的支援を行っている。課外活動については、学生による学友会を組織し、大学後援会と協力して支援を行っている。学校医の配置がないものの、学生の心身の健康には、学生相談室及び医務室が窓口となり、看護師及びカウンセラーが学生の応急処置や面談を行うほか、学期オリエンテーション時に心身の健康に関する調査を実施するなどの対応を行っている。

〈改善を要する点〉
○学生の心身の健康について、学校保健安全法の定めに従い、学校医を配置するよう早急な改善が必要である。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】
基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉
校地・校舎の面積は、設置基準を満たしており、運動場・体育館・図書館・情報サービス施設・付属施設などを適切に整備している。全館に車椅子用トイレの設置、身障者用の駐車スペースの確保、階段や坂道のない建物の配置にするなどバリアフリーへの配慮をし

ている。校舎や図書館は耐震基準を満たしており、適切に維持・運営している。適切な規模の図書館を有しており、開館時間を含め、図書館を十分に利用できる環境を用意するとともに、「PC 教室」「語学学習教室」についても、学生が利用しやすいように整備をしている。講義・実習科目を実施する教室は整備されており、授業を行う学生数は教育効果を踏まえて適切に管理している。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

担任と学生との個別面談によって学修支援に関する学生の意見・要望を把握し、内容によって、学生委員会及び教務・学生課を通じて全学で問題解決に当たっている。心身に関する健康相談や、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望は担任と学生との個別面談により把握する体制を整えている。これらの結果は、「クラスアドバイザー・ミーティング」や学生委員会で報告され、学修支援、学生生活環境の改善に努めている。学修環境に関する学生の意見・要望は、担任と学生との個別面談のほか、学友会が実施するアンケートによってくみ上げ、学生委員会及び教授会に報告することで、改善に向けた取組みを行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえ各学科及び研究科に策定され、ホームページや「履修ガイド&シラバス」などで周知をしている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定、卒業認定、修了認定等の基準を定めており、シラバスに記載することで学生に周知している。単位履修制度の採用によって進級基準は定めていないが、シラバスに示された科目ごとの評価方法に基づいて成績を評価し、教務委員会の審議を経て単位認定会議により確認の後、教授会での承認の上、単位認定を行っている。また、卒業認定、修了認定の基準を適切に定めており、厳正に運用している。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて各学科及び研究科に策定され、ホームページや「履修ガイド&シラバス」などで周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、体系的な教育課程を編成し、全科目でシラバスを策定している。

教養教育については、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養う科目を開講している。今後は、担当者を定め、教養教育の組織的実施に向けての検討を進めることを予定している。さまざまなトピックを学修するための総合科目「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」や多種多様な犬種を対象として実習を行う「モデル犬制度」を導入するなど、教授方法の工夫を行っている。

〈優れた点〉

○一般家庭で飼育されている多種多様な犬種を登録し、これらの犬種を対象として実習を行う「モデル犬制度」は大学の特色を生かした教育方法及び社会貢献活動の一環として評価できる。

〈参考意見〉

○教養教育のあり方について検討中であるが、議論を進めるとともに実施体制の整備を行うことが望まれる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】
基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉
ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、シラバスや「ヤマザキ動物看護大学動物看護学部履修規程」等で明示している。学修成果の評価方法については、動物看護師統一認定試験などの資格取得状況や就職状況が利用されている。また、学生の学修指導にGPA(Grade Point Average)を利用し、GPA が低い学生については「クラスアドバイザー」及び「アシスタントアドバイザー」が指導を行い、改善されない場合は、保護者を交えた学生指導を実施している。
学生に対して「授業評価アンケート」を実施し、担当教員は「授業改善等に関する報告書」を提出するとともに、次年度の授業開始時に改善策を学生に伝えている。学生の意識調査や就職先アンケート等については、実施を検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】
基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性
4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】
基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉
大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するため、副学長及び学長への教育上の相談等に応じる学事顧問を配置するなど、学長補佐体制を整備している。
ガバナンス・コードを制定し学長の責務、学長補佐体制も明示し、教授会や各種委員会が規則により定められた役割を果たすなど、権限の分散と責任の明確化を行い、適切な教学マネジメントを構築している。
教授会は、学則により権限と役割を明確化しており、「ヤマザキ看護大学教授会規程」に

審議事項を明示し、学長に意見を述べる事項を定めている。

「学校法人ヤマザキ学園事務組織規程」に基づき職員を適切に配置するとともに、役割を明確化している。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員は、設置基準を上回る人数を確保し、適切に配置している。

教員の採用・昇任は、原則として公募制を採用し「学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程」「ヤマザキ動物看護大学動物看護学部専任教員昇格基準」の規則に基づき理事長・学長・学部長などが協議し教授会で意見を求め、最終的に理事長が決定している。

教育内容･方法等の改善については､「ヤマザキ動物看護大学 FD 委員会規程」に基づき、FD 委員会が中心となって①教員の質的向上の推進について②教員の授業改善、見直しについて③教員の教育技術の向上について④学生による授業評価等について⑤教員の学会等―をはじめ、学内諸団体等の研修の参加等について、企画、研修を実施している。

教員評価については、「ヤマザキ動物看護大学における教員評価指針」「ヤマザキ動物看護大学における教員評価実施要項」に基づき 3 年に 1 度の周期で実施し、教育向上に努めるなど FD 活動を実施している。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「ヤマザキ動物看護大学 SD 委員会規程」に基づき、職員の資質・能力向上のための研修を組織的・計画的に実施している。加えて、FD 委員会との連携により新型コロナウイルス感染症流行下においてもオンライン等を活用し、研修会等を実施している。この研修会の内容は「研修・講習会参加報告書」の提出を義務付け、学内で情報を共有している。

また、法人本部が中心となり人事考課を導入し、職員の質的向上と適切な配置を行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「研究委員会」が中心となり、研究環境の整備と研究の推進、研究施設の管理が適切に行われている。研究不正防止の体制や研究倫理に関する教育体制等についても規則を整備し、厳正に運用している。また、研究費については、個人研究費、公的研究費に対する規則を定め、適正な取扱いが行われており、外部研究費の獲得も推進している。教育研究に関する機器備品については、教員の要望をくみ上げる仕組みを整え、人的資源の支援に関する規則の整備を行うことで十分な研究支援体制を構築している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、ガバナンス・コード、学則、「学校法人ヤマザキ学園教職員行動指針」等を適切に定め、教職員に適切に周知し経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的を実現するために、理事会、常務理事会、評議員会、教授会等を定期的に開催し、中長期や年度ごとの事業計画に基づき堅実な法人・大学運営に努めるとともに、監査体制も適切に運営している。

省電力化、ペーパーレス化を促進し環境に配慮するとともに、「学校法人ヤマザキ学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程」等を定めて、人権に配慮している。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた重要事項の意思決定のため、寄附行為、「学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程」を定め、理事会、常務理事会の体制を整備している。

寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関と定め、定期的に開催し、理事の選任は、寄附行為の定めに基づき選任し、理事の理事会への出席状況については問題なく、理事会の運営は適切に行われている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長でもある学長、常務理事及び専門職短期大学学長で構成される常務理事会等の体制を確立し、法人及び各機関の連携は適切に行われている。

「部長会議」を毎月開催し、法人から理事長のほか法人本部長等、大学から事務局長及び各部長等が出席し管理運営の情報共有を図るとともに、相互にチェックする体制を整備している。

評議員は、寄附行為に基づき選任され、評議員会は定められた事項について意見を述べるなど適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づき選任され、理事会、評議員会に出席し法人の業務、財産の状況、理事の業務執行も含め総括を行っている。

〈参考意見〉

○寄附行為第 15 条第 1 項第 3 号に規定している監事による、理事の業務執行の状況については、実施されているものの、監査報告書に記載されていないため、今後明示することが望まれる。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度」を策定し、使命・目的達成のために計画に基づいた財務運営によって、教職員への周知とともに計画の達成に向けた法人運営を行っている。また、財務状況の細かな分析と対策の立案により、収支の安定、経営の効率化が図られ、外部資金及び十分な学生の確保とともに法人の経営状況は健全に保たれている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」等、諸規則を整備し、厳格な運用を行っている。「学校法人ヤマザキ学園監事監査規程」にのっとり、隔月で行われる理事会・評議員会には監事が出席し、財務や業務に関する監査を厳正に実施している。監査法人による監査も適切に行われており、法人との意見交換も行われ、会計監査体制を整備している。また、必要に応じて補正予算を適切に編成し、理事会等で審議をしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

理事長でもある学長を委員長とした自己点検・評価委員会が、内部質保証の中心として機能し、三つのポリシーに沿って教授会・各委員会などが行う自己点検・評価活動と連携しながら全学の自己点検・評価活動を実施している。また、FD 委員会が自己点検・評価活動の推進と全学的な方針を定める役割を担っている。自己点検・評価委員会及び FD 委員会を中心に内部質保証のための体制を構築することで、内部質保証の責任体制も明確とな

っており、教育研究の質と学修成果の水準向上に向けた努力を行っている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

入試課、教務・学生課などや教員が教育研究、入試に関するデータなどを集め分析し、個々の教員、委員会、教授会と自己点検・評価委員会が連携し、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。教科担当教員が学生アンケートに基づき授業改善を行うことをはじめ、研究業績を年報としてまとめるなど、エビデンスに基づく自己点検・評価を毎年、個人から組織レベルまで実施している。年報は、学内外に配付され、全学的な自己点検・評価は自己点検評価報告書としてホームページや冊子として公表している。IR 部門の立上げを準備しているが、現状では入試を含めた教育研究に関するデータについては各課で収集・分析し、その結果を自己点検・評価委員会に諮り、FD 委員会とも連携することで質向上に活用している。

〈参考意見〉

○自己点検評価を行うに当たっては、大学運営の状況やデータ等を統一した基準日での実施が望まれる。

○十分な調査・データの収集と分析を行うための、IR 体制を構築することが望まれる。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を自己点検・評価委員会が中心となり、各種委員会、各教員、各課と連携しながら行い、特に授業改善など教育の質の向上につなげるなど PDCA サイクルが機能している。全学的な内部質保証は、自己点検評価報告書として毎年度まとめ、ホームページなどを通じて学内外に周知するなど内部質保証への努力を継続的に行っている。学校医の未配置など自己点検・評価活動における更なる取組みの強化が望まれるが、内部質保証の責任体制を明確に構築し、毎年度の事業計画や 2 期目の中期計画策定に自己点検・評価の内容を反映させるなど、内部質保証の組織体制の整備を行

った。前回の認証評価結果における指摘については、自己点検評価報告書のホームページ上での公表などの対応をしている。

〈参考意見〉

○学校医を任命していなかった点について、自己点検・評価活動の取組みが十分に機能していないことから、内部質保証の機能性が更に向上することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．監事による教職員面接

Ａ－1．教職員の質的向上と環境整備

【概評】

理事会による新しい取組みとして、大学に勤務する全ての教職員の質の向上を目的として監事による教職員面談を導入している。この取組みは、監事という客観的な視点で教職員の現状を把握するとともに、職務上の課題や改善点を発見できるという点を重視している。

監事による教職員面談の開始をした令和 2(2020)年度は、特任教授と休職者等を除く全専任教員 29 人と法人本部長を除く課長職以上の全法人本部職員及び大学職員 13 人を対象として面談を実施している。

教員については、①研究内容と研究実績②学生への教育指導に関する面談③教員研究室の整備状況の視察―を行い、職員については、①業務内容②職務上の課題等―について聴取が実施された。面談結果は理事長・学長、学部長に報告しているが、教職員の質の向上と教育環境整備に結びつける具体的な方策の検討が期待される。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　平成 22(2010)年度
所在地　　東京都八王子市南大沢 4-7-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
動物看護学部	動物看護学科　動物人間関係学科
動物看護学研究科	動物看護学専攻

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 14 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 13 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施　　11 月 11 日　第 2 回評価員会議開催
～11 月 12 日	11 月 12 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 30 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

56 麗澤大学

Ⅰ　評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

法人の目的は寄附行為において、大学の使命・目的及び教育目的は学則において明文化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的及び教育目的を反映し、明示している。加えて、社会情勢などに対応し、必要に応じて見直しを行っている。大学の使命・目的及び教育目的の策定は、法人が設置する各校の更なる充実・発展を目指した将来像を構想する委員会を設置し、法人創立 100 周年に向けて検討され、役員、教職員が関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的については、高校訪問やオープンキャンパス、ウェブサイトなどにより学内外に周知するとともに、「Reitaku University Vision 2035」で、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的を「10 年後のありたき姿」として記載しており、中長期の視野をもって計画が組立てられている。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部学科等の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○「Reitaku University Vision 2035」を策定し、使命・目的及び教育目的実現のための数値目標を設定するなど、中長期計画に反映させていることは評価できる。

「基準２．学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と各学部、研究科の教育目的を踏まえ、求める学生像として策定・明示し、社会への周知を図り、適切に学生を受入れている。障がいのある学生への配慮として、「麗澤大学障がい学生支援方針」を整備するなど、教職協働による学生への学修支援が組織として行われている。中途退学や留年学生の防止のため、出席管理システムや教員からの出席状況の把握により、学修状況に対応して面談を行い指導している。キャリアセンターにより 3 年次生への「全員面談」を行うとともに、「キャリア科目」群を設定し、系統的なキャリア教育が行われている。学生生活の安定を図るために、教務・教育企画室、学生課、学生相談室、「CDS(Center for Disabled Students)」などが相互に連携し、学生の心身に関する健康相談や心的支援を行う体制ができている。施設・設備は、学部学科の教育目的の達成と教育の充実を図るために、「大学 IT ソリューションセンター」やラーニング・コモンズに「iFloor」を設置するなど、適切に整備している。学修支援に対する学生の意見を、「遠隔教育に関するアンケート」や「学生満足度調査」でくみ上げて、担当部署で検討し、改善・回答するシステムを構築している。

〈優れた点〉

○大学の出席管理システムなどと連動した学生の学修活動の把握に基づき、欠席しがちな学生の情報を早期に収集し、教職員で共有することにより、学修指導や履修指導において、素早く細やかな対応が行われていることは評価できる。

○「全員面談」や担任制度など学生一人ひとりに対応するシステムを基礎としてキャリアに対する積極的な取組みを涵養するための全学的な運営が行われていることは評価できる。

○1 年次からのカリキュラムで提供される PBL での「自主企画ゼミナール」などから発生する課外自主活動団体に対して「社会問題解決プロジェクト」という運動部、文化部に加えた新しいカテゴリーを創設し、活動団体の学友会組織への参加を勧め課外活動の活性化を図るとともに、課外活動として支援していることは評価できる。

○授業以外でも英語の能力が磨けるよう、校舎「あすなろ」に「iFloor」が設置され、「CEC」に英語を母語とするスタッフが常駐し、気軽に英語を楽しみながら、英語の実力を身に付ける場が提供され、授業以外の場で学生の語学コミュニケーション能力の向上が図られていることは評価できる。

「基準３．教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定して、ウェブサイトを通して周知を図っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定を行い、卒業・修了認定基準を定め厳正に適用している。GPA(Grade Point Average)を評価指標の中心として、学生の学修状況を把握して学修支援に役立てている。ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な科目配置を行い、カリキュラムマップ及び「相関表」やナンバリング・システムにより、授業科目間の関係性や履修順序を学生に示している。「教養教育」については、全学共通化を図り、五つの科目群にまとめ、体系的に運用している。加えて、PBL(Project Based Learning)の導入や「自主企画ゼミナール」の実施、アクティブ・ラーニングの試みなど、学生の主体的な学修を促す取組みを行っている。また、ディプロマ・ポリシーに基づき、「学修達成度調査」「カリキュラム・ポリシーとカリキュラムマップの点検のための調査」「授業改善アンケート」により課題を把握するとともに、各教員から「自己評価・授業改善計画書」の提出を促し、確実なフィードバックを行っている。

〈優れた点〉

○学生が自ら学びたいテーマを設定し、指導を受ける教員を選び、その助言を受けながら計画を立てて学修を進めていくという「自主企画ゼミナール」は、学生の自主的・主体的学修を促進する仕組みとしてのみならず、中にはカンボジアやフィリピン、ネパール社会についての学修から、現地での支援プロジェクトにまで発展しているものもあり、その内容、実績を含めて高く評価できる。

「基準４．教員・職員」について

大学運営上の重要な事項の決定に際して、学長が意見を聴取するため「大学執行部会議」を設けるとともに、学長に意見を述べる機関として学部教授会、研究科委員会を設置し、

大学の意思決定が適切に行われている。また、学長を補佐する副学長及び学長補佐を置き、その役割を分担している。また、各種委員会を設置し、学長を中心とする教学マネジメント体制を構築している。教員の採用・昇任に関する規則を定め、大学に必要な専任教員は適切に配置されている。学長を委員長とする委員会が全教員対象の FD(Faculty Development)活動を企画・運営し、研修後はアンケートを実施し、その成果を確認している。教職員を対象とした全学的な FD や SD(Staff Development)を実施し、近年の大学運営の課題を踏まえた内容の研修を行うなど、教職協働の取組みが実施されている。職員人事評価制度として、「ビジョン実現シート」を導入するとともに、若手教員への個人研究費の傾斜配分を行うなど、研究意欲向上への取組みを行っている。

「基準５．経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は、寄附行為において法人の目的を定め、適切に維持されている。理事会の下部組織として、「経営会議」「執行会議」を置き、法人及び大学の意思決定の円滑化を図っている。大学においては、「大学執行部会議」で全学的重要事項を審議し、理事会への上程を行うとともに、決定事項については、各部署等の会議や「廣池学園職員ネット」に月例報告資料として共有している。評議員会の諮問事項について一部改善が必要であるが、理事・評議員は適正に選任され、理事会及び評議員会は寄附行為にのっとり、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現のため継続的に開催、適切に運営されている。大学の中長期計画である「Reitaku University Vision 2035」を策定し、「安定した経営基盤の確立（教育活動収支差額比率向上）」を目標に掲げ、財務運営の健全化が進められている。財務状況については、過去 5 年間の収支差額はプラスであり、収支のバランスが確保されている。学校法人会計基準や経理に関する規則に基づき会計処理を適切に実施している。会計監査は、公認会計士による監査、監事による監査、監査室による内部監査の三様で行っている。監事による業務監査も行われており、事業計画や資産運用の状況報告も厳正かつ適切な監査が行われている。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年に会計システムにペーパーレス化機能を追加し、より効率的な会計処理が実施されるようになり、コスト削減に貢献していることは評価できる。

「基準６．内部質保証」について

「大学執行部会議」で「麗澤大学内部質保証の方針」を決定し、ウェブサイトに公表するとともに、「自己点検・認証評価委員会」が自己点検の方針や方法を作成している。また、内部質保証のための組織及び責任体制として、「大学執行部会議」「自己点検・認証評価委員会」を設置し、内部質保証を確実なものとするよう整備し、機能している。また、毎年「麗澤自己点検・評価報告書」を作成し、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みと自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。IR(Institutional Research)などを活用した調査、データの収集は、従来の「学長室」「IR 推進室」「教育研究支援グループ」を統合した「大学アドミニストレーションオフィス」を整備し、体制を整え、推進している。内部質保証の機能性については、「大学執行部会議」などの全学体制と各学部執行部や各部

課長などの各部署の二つのレベルに分け、PDCA サイクルを連動させる「スキーム『麗澤大学自己点検・評価システムと PDCA サイクルの仕組み』」を策定し、令和 2(2020)年度より始動している。また、「中期計画 2020 年度の総括」と「2021 年度の重点事項等」報告会の開催や全学の教育センターである「道徳教育推進室」「データサイエンス教育推進室」「CEC(Center for English Communication)」等の連携により、前年度事業の総括や当年度の重点事業の報告を行うなど、中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき、適切に教育・研究に取組んでいる。大学は、「この学則の定めるところによって研究・教授を行い、円満な知徳と精深な学芸、特に世界的・国際的識見を備えた有能な人材を養成すること」を教育目的に、大学院 3 研究科、大学 3 学部 5 学科を設置し、建学の精神「知徳一体の教育」のもと、教育・研究活動を展開しており、今後の充実が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.グローバル化教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生相談室の活動
2. キャリアセンター
3. 麗澤・地域連携実習

Ⅲ　基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1－1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、麗澤教育の理念及び麗澤教育の目指す人間像として明文化しており、目的は寄附行為、学則に明確に定めている。また、使命・目的及び教育目的は、

平易な文章を用い、ウェブサイトや入学案内パンフレットに掲載している。

使命・目的及び教育目的は、建学の精神・基本理念に基づき、特に「品性教育・人格教育に重点を置いた知徳一体の教育」「実生活に益する学問・実際的な専門技能の尊重」という 2 点の教育の柱に結びつけている。そして、社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しは、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しと連動させるとともに、「10 年後のありたき姿」として明示している。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、ポータルシステム内の「教員マニュアル」で示し、理解と周知及び関与・参画に努めている。また、使命・目的及び教育目的は、ウェブサイト及び入学案内パンフレットで示すとともに、主な教育内容をプレスリリースしている。

使命・目的及び教育目的は、「大学のありたき姿」として中長期計画に反映されている。また、使命・目的及び教育目的は、大学全体の三つのポリシー及び各学部・大学院研究科の三つのポリシーに反映されている。そして、使命・目的及び教育目的を達成するための学部学科及び教育研究組織は整備されている。

〈優れた点〉

○「Reitaku University Vision 2035」を策定し、使命・目的及び教育目的実現のための数値目標を設定するなど、中長期計画に反映させていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部、研究科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、ウェブサイト、入試ガイド、入学試験要項・大学院入試要項に明記・周知されている。また、学部、大学院においてアドミッション・ポリシーに沿った入学試験が実施され、その検証も行われている。入学定員及び収容定員は概ね確保されており、適切な受入れの確保に向けた対応が図られている。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援においては、担任制度等により各年度で細やかな支援が行われるような教育システムを備えており、かつポータルシステム、出席管理システム、ウェブ学生カルテなどの情報支援システムも置かれている。障がいのある学生に対しては「麗澤大学障がい学生支援方針」を定め、「CDS」を中心に学内外の関連団体及び組織と連携し、支援する体制を構築している。オフィスアワーは制度化されており、ポータルシステム上の履修案内に記載するとともに、教員の研究棟在室表示板近くに掲示するなど全学的に周知している。TA 及び SA(Student Assistant)に関する制度を規定し、教員の教育活動を支援し、授業の補助や履修指導の浸透に寄与している。また、学生の出席データの掌握や面談等により、中途退学や留年につながるような学生に対し適切な対応が行われている。

〈優れた点〉

○大学の出席管理システムなどと連動した学生の学修活動の把握に基づき、欠席しがちな学生の情報を早期に収集し、教職員で共有することにより、学修指導や履修指導において、素早く細やかな対応が行われていることは評価できる。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップなどを含め、共通科目として「キャリア科目」群を設定し、キャリア教育のための支援体制を行っている。また、キャリアセンターを設置し、「全員面談」や担任制度などの相談・助言体制を整備するなど、積極的な運営を行っている。また、新型コロナウイルス感染症による状況下において、講義及びキャリア指導におけるオンライン化への支援を行い、更にその向上を企図している。

〈優れた点〉

○「全員面談」や担任制度など学生一人ひとりに対応するシステムを基礎としてキャリアに対する積極的な取組みを涵養するための全学的な運営が行われていることは評価できる。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

全学委員会としての学生委員会と大学事務局学生課が中心となり、学生生活の安定のために適切に機能している。「麗澤大学奨学生　特別奨学金」など大学独自の奨学金を設け、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

学生の課外活動については、学生課及び学生委員会、学友会が連携し、運動部、文化部等に対する活動への支援を適切に行っている。健康支援センター、学生相談室を設置し、教職員や「CDS」との密接な協働を行うとともに、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

〈優れた点〉

○1 年次からのカリキュラムで提供される PBL での「自主企画ゼミナール」などから発生する課外自主活動団体に対して「社会問題解決プロジェクト」という運動部、文化部に加えた新しいカテゴリーを創設し、活動団体の学友会組織への参加を勧め課外活動の活性化を図るとともに、課外活動として支援していることは評価できる。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育館、情報サービス施設等を適切に整備し、施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、計画を整備している。図書館は、講義でも利用可能な AV ホールや CALL(Computer Assisted Language Learning)教室を整備し、かつ十分な学術資料を確保し、十分に利用できる環境を整えている。

「大学 IT ソリューションセンター」やラーニング・コモンズに「iFloor」を設置するなど、教育目的の達成のために ICT（情報通信技術）施設を適切に整備している。

障がいのある学生の目線で施設・設備の利便性を考慮し、順次改修が行われている。クラスサイズは教育効果が十分上げられるよう適切に管理している。

〈優れた点〉

○授業以外でも英語の能力が磨けるよう、校舎「あすなろ」に「iFloor」が設置され、「CEC」に英語を母語とするスタッフが常駐し、気軽に英語を楽しみながら英語の実力を身に付ける場が提供され、授業以外の場で学生の語学コミュニケーション能力の向上が図られていることは評価できる。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学生生活・学修環境については、「遠隔教育に関するアンケート」や「オンライン授業に関するアンケート」「学生満足度調査」を実施し、経年的に実態調査を行うとともに、これを「大学アドミニストレーションオフィス」等が分析を行った上、学内でその情報を共有しており、学修支援・学生生活・学修環境に対する意見をくみ上げ、その要望を具体的な改善に結びつけることが組織的に行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修

了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを、大学及び学部学科・研究科の専攻ごとに設定し、ウェブサイトを通して周知を図っている。こうしたディプロマ・ポリシーのもとで単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、かつ専攻ごとに、到達目標と身に付く能力を示したカリキュラムマップを作成することによって学生への周知と履修の便宜を図っている。加えて、それら各基準等は、GPA 制度を評価指標としながら、学部ごとに独自の進級制度を設けるなど、厳正に適用している。

〈参考意見〉

○各学部のシラバスにおいて、成績評価方法・基準についての記述の統一が十分でないため、全学的にシラバスの記述を統一することが望まれる。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき、大学及び学部学科・研究科の専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを策定、周知しており、ディプロマ・ポリシーとも整合性のとれたものとなっている。また、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿った形で体系的に編成されているほか、履修登録単位数の上限を適切に設定するなど単位制度の実質化を図っている。加えて、学科・専攻ごとに、カリキュラムマップ及び「相関表」、更には授業科目のナンバリング・システムを導入することで、学生に分かりやすい形での教育課程の提示に努めている。

教養教育については、令和 2(2020)年度より全学共通化を図り、現在は過渡期であるものの、四つの科目群にまとめ体系的な運用を目指している。加えて、学生の主体的な学修を促す取組みとして、PBL の導入や「自主企画ゼミナール」の運営などを行っており高い教育効果が認められる。

〈優れた点〉

○学生が自ら学びたいテーマを設定し､指導を受ける教員を選び､その助言を受けながら計画を立てて学修を進めていくという「自主企画ゼミナール」は、学生の自主的・主体的学修を促進する仕組みとしてのみならず、中にはカンボジアやフィリピン、ネパール社会についての学修から、現地での支援プロジェクトにまで発展しているものもあり、その内容、実績を含めて高く評価できる。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

FD 委員会､「自己点検・認証評価委員会」による「学修達成度調査」「カリキュラム・ポリシーとカリキュラムマップの点検のための調査」「授業改善アンケート」の丁寧な実施と詳細な分析によって、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を実施している。また、全科目を対象とした「授業改善アンケート」については、集計と分析結果が教員に通知され、教員からは分析に基づく「自己評価・授業改善計画書」の提出を促すことで、授業改善のための確実なフィードバックを図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップの確立・発揮は、大学学則第 6 条第 2 項で学長の役割を定義し、学長を補佐するため副学長 2 人及び学長補佐

2 人を置き、その役割を分担している。学長が全学的重要事項の決定に際して、意見を聴取するため学長裁定を定めて周知し、学部教授会、研究科委員会を置き、その上で「学部運営委員会」「大学執行部会議」を設けて集中的に協議して教学マネジメントを構築している。

職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性は、「大学執行部会議」に大学事務局長、大学事務局の部長及び副部長が構成員となり、教職協働による教学マネジネントを担っている。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即し、設置基準に定める必要な専任教員数等を確保し、適切に配置している。また、資格審査、選考も含む教員採用に関して「麗澤大学専任教員任用規程」「麗澤大学嘱託専任教員委嘱規程」「麗澤大学特別教授委嘱規程」「麗澤大学客員教員委嘱規程」に基づき適切に行われている。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施は、学長を委員長とする FD 委員会を設置し、FD 活動に係る情報収集と提供、教員が主体的に行う授業改善（教育内容・方法の研究・改善）に資するための全学的レベルの FD 活動の企画立案・実施を通じて持続的・組織的な職能開発に取組んでいる。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため「本学における SD の実施方針」を定め、対象となる職員を「大学事務局職員のほか、教員の管理職を含める」として、大学運営に必要な知識・技能の修得に取組んでいる。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、集合研修等の開催が難しい状況であったが、オンライン研修等に積極的に取組んでおり、計画的かつ組織的な研修を実施している。

職員人事評価制度として単年の目標成果管理「ビジョン実現シート」と基本特性やマネ

ジメントスキルを測る「人事評価シート」を導入し、ビジョンの確認・修正等を行っている。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に対し、備品が準備された十分なスペースの個人研究室が用意され、各棟は 365 日 24 時間使用可能で、有線 LAN・無線 LAN の環境も整っている。

研究倫理に関する規則を制定・整備し、厳正に運用している。また、研究活動への資金配分に関する規則も制定・整備し、その見直しも計画的に行っている。見直しは若手教員の研究サポートと外部研究費申請の推進を目的としたもので、若手教員に手厚いものとなっている。このような対応は、科学研究費助成事業説明会の開催や、学長補佐による書類添削といった運営と相まって、若手研究者の科学研究費助成事業採択に貢献している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持のため、寄附行為第 17 条において、理事会を置き、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、法人の業務の執行及び財産の状況について意見を述べる諮問機関として評議員会、適正かつ効率的な運営を行うための監査実施のため監事をそれぞれ置いている。

使命・目的の実現への継続的努力は、寄附行為第 3 条に法人の目的を掲げ、その実現に向けて大学、中学・高等学校、幼稚園を設置している。

環境保全、人権、安全への配慮は、関係諸規則を整備の上、「廣池学園職員ネット」で全教職員が閲覧できる環境を整えており、更には私立学校法第 63 条の 2 に基づく「学校法人廣池学園　情報公開」や、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報を、それぞれウェブサイトで公表している。

5－2. 理事会の機能

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性は、寄附行為第 17 条に基づき理事会を設置し、規則に基づき適切に理事を選任している。理事長を除く理事は役割を分担し、理事長補佐体制を充実させている。理事会には監事 2 人が出席し、意見を述べる体制を整えている。理事会の意思決定に際して機動的な体制として「経営会議」を、その下部組織として「執行会議」をそれぞれ置き、理事会から付託された事項に基づき審議・決定あるいは調整を行っている。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が法人を代表してその業務を総理し、学長及び副学長が理事に就任している。理事会の下部組織として「経営会議」「執行会議」を設置し、法人及び大学の意思決定の円滑化を図っている。大学は「大学執行部会議」で全学的重要事項を審議し、内容に応じて理事会に上程している。理事会で審議・決定された重要事項は各部署の会議等を通じて周知され、「廣池学園職員ネット」に月例報告資料として共有されている。

法人及び大学の各管理運営機関は、「経営会議」「執行会議」「大学執行部会議」等で意見交換や協議を実施し、相互にチェック機能が働いている。監事は規則に基づき理事長が選任し、職務を遂行している。評議員会への諮問事項について一部改善が必要だが、評議員は規則に基づいて適切に選任しており、評議員会の運営は寄附行為に基づき、概ね適切に行われている。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 46 条の「事業の実績」について、理事会承認前に評議員会にて意見を求め

ているが、理事会承認後の評議員会において報告し意見を求めていないので、改善が必要である。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画である「Reitaku University Vision 2035」において、「安定した経営基盤の確立（教育活動収支差額比率向上）」を目標に掲げ、財務運営の健全化が進められている。財務状況については、過去 5 年間の収支差額はプラスであり、適正な収支バランスが保たれつつある。加えて、外部資金の獲得に向けた努力も継続的に行っている。

設置校ごとの経常収支では、麗澤瑞浪中学・高等学校における収支差額がマイナスとなっているが、令和元(2019)年に「麗澤瑞浪中学・高等学校ビジョン」を制定し、五つの戦略のもと、さまざまな改革に取組んでおり、確実な収支改善につながっている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に基づき、「学校法人廣池学園経理規程」「学校法人廣池学園経理規程施行細則」に則して適正に実施している。新年度に入る前には、予算執行についての連絡会を開催し、全職員が効率的に予算執行することを確認している。

会計監査については三様監査体制が確立され、公認会計士は毎月監査を実施し、監事及び監査室は「学校法人廣池学園監事監査規程」「学校法人廣池学園内部監査規程」等に則し、厳正に実施している。

〈優れた点〉

○平成 30(2018)年に会計システムにペーパーレス化機能を追加し、より効率的な会計処理が実施されるようになり、コスト削減に貢献していることは評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「大学執行部会議」で「麗澤大学内部質保証の方針」を決定し、ウェブサイトに公表するとともに、「自己点検・認証評価委員会」が自己点検の方針や方法を作成している。また、内部質保証のための組織体制は、「大学執行部会議」「自己点検・認証評価委員会」を設置し、そのシステムを構築し、内部質保証を確実なものにしている。加えて、「自己点検・認証評価委員会」は、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、大学事務局長、大学事務局次長、大学事務局副部長その他学長が推薦する者で構成されており、内部質保証の責任体制は明確になっている。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・認証評価委員会」を中心に、毎年「麗澤自己点検・評価報告書」の作成を通して、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みと自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、エビデンスに基づく、自己点検・評価を「資料編」として「麗澤大学年報」に毎年掲載し、「麗澤自己点検・評価報告書」とともにウェブサイトを通じて公表している。そして、「視点別評価」と「課題及び改善・向上方策」を時間系列的に整理するとともに、「内部質保証のためのチェックシート」を用いて現状把握をしている。加えて、IR などを活用した調査・データの収集は、「学長室」「IR 推進室」「教育研究支援グループ」を統合し、「大学アドミニストレーションオフィス」に改称し、体制を整備している。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学執行部などの全学体制と各学部執行部や各部課長などの各部署の二つのレベルに分け、PDCA サイクルを連動させる「スキーム『麗澤大学自己点検・評価システムと PDCA サイクルの仕組み』」を策定し、令和 2(2020)年度より始動している。また、「中期計画 2020 年度の総括」と「2021 年度の重点事業等」報告会の開催や全学の教育センターである「道徳教育推進室」「データサイエンス教育推進室」「CEC」等の連携により、前年度事業の総括や当年度の重点事業の報告を行うなど、中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○評議員会における「事業の実績」に関する議事の取扱いについて改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．グローバル化教育

Ａ－1．海外留学派遣

A-1-①　留学につながる教育システム

A-1-②　サポート体制

Ａ－2．外国人留学生受入

A-2-①　多様な外国人留学生を活かした教育システム

A-2-②　サポート体制

【概評】

海外留学派遣については、「小規模にこだわる。国際性にこだわる。」という現学長の掲げるコンセプトのもと、日本人学生の派遣を積極的に展開し、グローバル化教育に取組んでいる。令和 2(2020)年度現在、15 の国と地域にある 43 校の大学と海外留学協定書を結び、長期交換留学、短期語学留学から、海外ボランティア、海外インターンシップに至るまでさまざまな形態の留学制度を用意する一方で、外国語学部、経済学部、国際学部それぞれの学生に対し、その学部教育の特性に合わせた留学プログラムをカリキュラムに組込むなど、きめ細かい配慮を行っている。

海外留学派遣を希望する学生に対しては、「留学オリエンテーション」「留学フェア」、ウェブサイト「麗大生のための留学総合案内」などさまざまなチャンネルを通して意識付けと情報提供を行っている。また、派遣直前には、事前説明会やセミナーを実施するほか、留学経験者をアドバイザーに付けることで出発前の不安を取除くといった、手厚いサポー

ト体制を整えている。加えて大学独自の「海外留学奨学金」を用意するなど、経済的支援に対しても配慮している。

外国人留学生についても、国際学部国際学科日本学・国際コミュニケーション専攻、国際学部グローバルビジネス学科グローバルビジネス専攻を中心に、東アジア、東南アジア諸国などから 200 人を超える学生の受入れを行っている。留学生自身が日本での学修で大きな知的刺激を得るのはもちろんのこと、日本人学生が正課の授業や正課外のイベントを通して留学生とともに学ぶことにより得られる教育効果も大きいことが認められる。

留学生に対しては、「グローバル教育推進室」に韓国語、英語、中国語の堪能な職員を配置することで、学生の勉学や日常生活への手厚いサポートを提供している。また、キャンパス内に日本人学生と混住の学生寮を設置することで、そこでの生活そのものが国際交流の場として機能するよう意図されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生相談室の活動

最近の傾向である学生の多様化により、心理面だけでなく学業面や生活面を含む総合的な支援を必要とする学生が増え、家族や教職員との連携の必要性が高まったことから、学生相談室では『教職員のための学生サポートハンドブック(第三版)』、『学生相談センターパンフレット』、『学生相談室だより』を作成し、学生に対するケアの充実に努めている。

毎年発行している『学生相談室年報』では、諸活動の記録、利用者数と傾向についての調査、入学時調査の概要と調査結果の他、教職員・学生向けに配信した資料も掲載しており、学生相談室の年間の活動を全て網羅したものとなっている。特に「利用者数と傾向」や「入学時調査」については、データの掲載だけではなく、専任カウンセラーによる分析を記載しており、学生の傾向を教職員が把握することのできる貴重な資料となっている。

2. キャリアセンター

共通科目に配置しているキャリア科目の内容は以下のとおりである。

1)「キャリア形成入門」: 卒業生等をモデルに将来を展望させ、フィールドワークも交え、産業や社会構造の理解を深め、職業選択の視野を広げられる
2)「キャリア形成研究」: 企業の事業活動や採用活動を理解し、就職活動やその後の社会人としての心構えが自覚できる
3)「キャリア形成演習」: 就職活動での書類作成や面接試験に求められる自己理解、表現力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力等を学ぶ
4)「麗澤スピリットとキャリア」: 麗澤大学への理解と帰属意識を高め、他者とのコミュニケーションを自身の学びに活かす方法を学ぶ
5)「グローバルキャリア研究／ジェンダーとキャリア形成」: 男女共同参画社会におけるキャリア形成のあり方を多様な講師の経験等から学ぶ
6)「インターンシップ A・B」: 就業体験で、講義等で得た知識や能力の活かし方を確認し、社会人との交流で実社会のルールを理解し、組織で生きる態度やスキルを学ぶ
7)「基礎・学祭演習 A～F」: 公務員採用試験の教養試験で出題される各分野を学び、論

理的思考力、外国語運用能力、自然科学や社会科学に関する基礎知識を修得する。

3. 麗澤・地域連携実習

時代に求められているのは、自ら問題を発見し、解決方法を考え実践する人材の育成である。従来の知識伝達型とは異なる、答えの無い問題について自らが考え試行錯誤する機会が必要とされる。本学の狙いは PBL 型の学びを 1 年次に体験し、自らの発案による PBL に繋げること。

取り組む課題は、柏市・柏市内の企業から提示された行政や企業が現実として直面している問題である。ヒアリング調査に行くためのアポイントメント取りなどは学生自身がやらなくてはならない。学外の方の協力を取り付けることは初めての体験である場合が多く、容易ではないことが予想される。最後は報告会で課題解決の提案をプレゼンテーションして、柏市又は企業と大学が連携して行われる評価を受ける。簡単ではないが、PBL の取り組みを体験して、小さくてもよいから成功体験を獲得し、後の能動的な取り組みにつなげることができるようになる。

Ⅳ　大学の概況（令和 3(2021)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 34(1959)年度
所在地　　千葉県柏市光ヶ丘 2-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
外国語学部	外国語学科
経済学部	経済学科　経営学科
国際学部	国際学科　グローバルビジネス学科
言語教育研究科	日本語教育学専攻　比較文明文化専攻※
経済研究科	経営学専攻　経済学・経営学専攻
学校教育研究科	道徳教育専攻

※は募集停止

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 3(2021)年　6 月末	自己点検評価書を受理

9 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 16 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 30 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 21 日	実地調査の実施　　10 月 21 日　第 2 回評価員会議開催
～10 月 22 日	10 月 22 日　第 3・4 回評価員会議開催
11 月 9 日	第 5 回評価員会議開催
令和 4(2022)年 1 月 12 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見あり）
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 （意見なし）

令和 3 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 4 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　https://www.jihee.or.jp/top/